

令和8年版外交青書（外交青書2026）巻頭言

世界は今、地政学的競争の激化と国際秩序の揺らぎ、グローバル・サウスの台頭、AIを始めとする加速度的な技術革新等、歴史の大きな変革期にあります。また、日本周辺における安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑なものとなっており、日本外交を取り巻く国際環境もかつてなく厳しさを増しています。一方で、こうした状況にあっても、日本に対する国際社会からの期待は、これまでになく大きくなっていると実感しています。

国益を守り、また、このような国際社会からの期待に応えるためにも、国際情勢の変化に対応した「多角的、重層的連携をリードする包容力と力強さを兼ね備えた外交」を展開していく考えです。

具体的には、法の支配、自由、民主主義、紛争の平和的解決といった原則を堅持し、明確に主張し、国際秩序の維持・強化に貢献すること、また、日米豪印などの同志国の連携や、通商面でもCPTPP¹といった多国間の枠組み作りを主導していくこと、これらを通じて、国際社会でより存在感を高める日本ならではの外交を展開していきます。

また、あらゆる地域の情勢を幅広く俯瞰^{ふかん}することに加え、経済安全保障、エネルギー・食料安全保障、気候変動問題、国際保健への対応など、様々な分野で外交の裾野が広がりを見せる中、これらの課題にしっかりと向き合い、国際的な協力を主導していく決意です。

その上で、まず、日米同盟を更に深化させ、その抑止力と対処力を一層強化していきます。さらに、これまで構築してきた様々な枠組みを生かして、同志国との協力のネットワークを強化していきます。

2026年は、日本が主導してきた「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の提唱から10年目を迎えます。この間、経済安全保障の重要性が増し、経済成長に向けた複合的な課題が増大するほか、既存の国際秩序への挑戦が顕著になるなど、国際情勢は大きく変化しています。これらを踏まえ、日本は引き続きFOIPを外交の柱として、時代の変化に合わせて戦略的に進化させていきます。また、その実現に向けても、グローバル・サウスと呼ばれる開発途上国・新興国とも、きめ細かに連携していきます。

さらに、多面的な経済外交を推進していくと同時に、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化^{じん}など、経済安全保障の取組も強化していきます。

この外交青書では、こうした考え方に基づく日本外交の取組を幅広く紹介しています。この外交青書が、国内外の皆様にとって、日本外交についての理解を深めていただく上で有益なものとなることを願っています。

外務大臣

茂木 敏充



¹ CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）

本書は、原則として、令和7年（2025年）1月1日から12月31日までの国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録するものです。ただし、一部の重要事項については、令和8年（2026年）初めまでの動きも記述しています。

第1章から第4章では、2025年の日本外交の1年間の取組について簡潔かつ分かりやすく記載するとともに、特定の外交テーマについて深掘りした「特集」や、世界で活躍する方々からの寄稿などを含む「コラム」を盛り込んでいます。さらに、巻末資料として要人往来や1年間の出来事をまとめた年表などを掲載しています。

本書を始め、外交青書のバックナンバーも外務省ホームページで閲覧できます。また、2026年秋を目途に本書の英語版（全文）、フランス語とスペイン語の要約版も同ホームページに掲載予定ですので、是非御利用ください。

第3章第2節の「日本の国際協力」については、外務省が別途発行している『開発協力白書 日本の国際協力』も併せて御参照ください。外務省ホームページ上でも閲覧可能です。

なお、本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。本書内に掲載したインターネット上のリンクや二次元コードは本書発行時点のものであり、今後変更・削除される場合もあります。個人・団体からの寄稿の内容、意見については、外務省の見解を反映したものではありません。また、本書内に掲載した地図は簡易なものであり、必ずしも正確な縮尺や国境線などを反映していません。

外交青書バックナンバー：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/>



『開発協力白書 日本の国際協力』：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyosyo.html>



目次

※ 巻頭特集 ※

2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」外交 — 世界が大阪に集い、未来を共につくった184日間 —	002
--	-----

※ 巻頭特集 ※

TICAD 9 — 革新的な課題解決策の共創、アフリカと共に —	008
----------------------------------	-----

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望

1 情勢認識	012
2 日本外交の展望	015

第2章 地域別に見た外交

第1節 法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進	022
1 総論	022
2 各国との連携・協力	023
第2節 アジア・大洋州	027
1 概観	027
2 中国・モンゴルなど	032
コラム 天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問	046
3 朝鮮半島	047
特集 北朝鮮によるサイバー関連の脅威に対する取組	049
コラム 日韓国交正常化60周年	061
4 東南アジア	062
コラム 東ティモールとASEANの未来	068
コラム 日・ラオス外交関係樹立70周年	069
5 南アジア	070
コラム モディ・インド首相訪日 — 地方訪問を通じた関係構築 —	071
6 大洋州	074
コラム 外交関係樹立：パプアニューギニアとの50周年、ニウエとの10周年	081
7 地域協力・地域間協力	082
コラム 東南アジア諸国と共に自然災害に立ち向かう — ASEAN防災人道支援調整センター (AHAセンター) との協力を通じた強靱な地域の構築を目指して —	089

第3節 北米	091
1 概観	091
2 米国	092
コラム 「日本野球のルーツ」ホーレス・ウィルソン	104
3 カナダ	105
第4節 中南米	109
1 概観	109
2 地域機構	110
3 中南米各国	111
コラム 2025年日・中米交流年 ―太平洋を挟んだパートナー―	118
コラム 日本ブラジル友好交流年(日・ブラジル外交関係樹立130周年)	119
第5節 欧州	120
1 概観	120
2 欧州地域情勢	122
3 地域機関などとの協力	130
コラム 12年ぶりのコンクラーベと教皇レオ14世の誕生	138
第6節 ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス	139
1 概観	139
2 ロシア・ベラルーシ	140
3 中央アジア・コーカサス諸国	145
コラム 「中央アジア+日本」対話・首脳会合	149
第7節 中東と北アフリカ	150
1 概観	150
2 中東地域情勢	151
特集 パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)第4回閣僚級会合	153
コラム 70年の絆、万博で紡ぐ未来 ―日・サウジアラビア外交関係樹立70周年―	162
3 北アフリカ地域情勢	163
コラム 大エジプト博物館の正式開館	166
第8節 アフリカ	167
1 概観	167
2 アフリカ連合(AU)	168
3 東部アフリカ地域	169
4 南部アフリカ地域	172
5 中部アフリカ地域	174
6 西部アフリカ地域	175
コラム 日・カーボベルデ外交関係樹立50周年を迎えて	179

第3章 国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
1 安全保障に関する取組	182
2 日米安全保障(安保)体制	183
コラム 日米交流学生大使	188
コラム 「横須賀基地周辺夜間巡回パトロール」の30年	189
3 グローバルな安全保障	190
地域安全保障 (p.190)、サイバー (p.193)、国際的な海洋秩序の維持・発展 (p.195)、宇宙 (p.199)、 平和維持・平和構築 (p.202)、治安上の脅威に対する取組 (p.204)	
コラム ガバナンス・選挙支援から見る平和構築の現場 — ガンビア —	205
4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用	209
特集 「被爆80年 証言を世界へ」事業の実施	214
特集 拡散に対する安全保障構想(PSI) 日本主催訓練「Pacific Shield 25」	217
5 国際連合(国連)における取組	225
特集 国連創設80周年	226
6 国際社会における法の支配	230
7 人権	234
特集 「ビジネスと人権」に関する取組の進展と行動計画の改定	237
コラム 拷問禁止委員会活動の今日的意義 — 委員再選にあたって —	238
8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント	239
特集 女性・平和・安全保障(WPS) 25周年の取組	242
第2節 日本の国際協力(開発協力と地球規模課題への取組)	243
1 開発協力	243
開発協力大綱と日本のODA実績 (p.243)、2025年の開発協力 (p.244)、主な地域への取組 (p.246)、 適正かつ効果的なODA実施のための取組 (p.251)	
特集 ODA 評価ワークショップ — 受け手と共に国際協力の質を高めてきた四半世紀 —	253
2 地球規模課題への取組	254
持続可能な開発のための2030アジェンダ (p.254)、国際保健 (p.256)、労働・雇用 (p.257)、 環境・気候変動 (p.257)、北極・南極 (p.262)	
特集 日本のSDGs 進捗報告: 自発的国家レビュー(VNR) 2025	264
3 科学技術外交	265
コラム 国際頭脳循環を基軸とする科学技術外交の戦略的強化	266

第3節 経済外交	267
1 経済外交の概観	267
2 日本企業の海外展開支援とインバウンド需要・投資を通じた経済の活性化	268
日本企業の海外展開の推進 (p.268)、インフラシステムの海外展開の推進 (p.269)、 日本の農林水産物・食品等の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制の撤廃に向けた働きかけを含む。) (p.269)、 対日直接投資 (p.270)、 2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博)、2027年国際園芸博覧会 (GREEN × EXPO 2027) (p.271)	
コラム 在外公館を通じた日本企業支援	272
3 ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化	273
経済連携の推進 (p.273)、国際機関 (p.278)、G7 (p.282)、G20 (p.283)、 アジア太平洋経済協力 (APEC) (p.284)、知的財産の保護 (p.285)	
特集 OECD × 東南アジア — AIで共創する新たな未来 —	281
4 経済安全保障	285
経済安全保障 (p.285)、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保 (p.289)、 食料安全保障の確保 (p.291)、漁業 (マグロ・捕鯨など) (p.292)	
第4節 日本への理解と信頼の促進に向けた取組	295
1 戦略的な対外発信	295
総論 (p.295)、偽情報対策を含む情報戦への対応 (p.296)、インターネットを通じた情報発信 (p.297)、 諸外国における日本についての論調と海外メディアへの発信 (p.297)、ジャパン・ハウス (p.298)	
2 文化・スポーツ・観光	298
概要 (p.298)、文化事業 (p.299)、人物交流や教育・スポーツ分野での交流 (p.301)、 知的分野の交流 (p.303)、日本語普及 (p.304)、 国連教育科学文化機関 (UNESCO: ユネスコ) を通じた協力 (p.305)	
コラム 外交の最前線にて：在外公館による現地に寄り添った発信	307
コラム 人口比世界一！ ニュージーランドにおけるJETプログラムの功績	309
コラム 文化でつなぐ、未来へのパートナーシップ — アジア、アフリカ、その先へ —	310

第4章 国民と共にある外交

第1節 世界とのつながりを深める日本社会と日本人	312
1 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外務省の貢献	312
2 国際社会で活躍する日本人	313
コラム 大沼俊之国際民間航空機関 (ICAO) 理事会議長の選出	314
コラム 国連の舞台を支えてきた日本人の声 紛争の予防と平和的解決を追求する国連キャリアを志して	315
コラム 支援の輪で、未来をつくる：ジャパン・プラットフォーム設立25周年	318
コラム 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外協力隊発足60周年	319
3 地方自治体などとの連携	320
第2節 海外における日本人への支援	324
1 海外における危険と日本人の安全	324
特集 海外での緊急事態に備える！－邦人保護に関する外務省の取組と他国との協力－	326
2 領事サービスと日本人の生活・活動支援	328
3 海外移住者や日系人との協力	331
4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) の実施状況	332
コラム ハーグ条約：親子に寄り添う条約実施	333
第3節 国民の支持を得て進める外交	334
1 国民への積極的な情報発信	334
2 外交実施体制の強化	338
コラム 在インド日本国大使公邸料理人	341
コラム 日本と異なる気候風土・環境下での在外公館施設の新築工事	342
コラム 画像情報分析官－宇宙から世界をのぞむ情報のスペシャリスト－	343
3 外交におけるシンクタンク・有識者などの役割	344

資料編

慰安婦問題 参考資料	346
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	348
国際機関などに対する抛出現績 令和6年度外務省抛出現績	350
グローバルな課題の解決に向けて — 国際機関で働くという選択肢 —	352
外務省における採用情報	354
地方創生支援事業一覧	356

巻頭特集・第1章

巻頭特集	2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」外交 —世界が大阪に集い、未来を共に作った184日間—	002
巻頭特集	TICAD 9 —革新的な課題解決策の共創、アフリカと共に—	008
第1章	国際情勢認識と日本外交の展望	012



※ 巻頭特集 ※

2025年日本国際博覧会

「大阪・関西万博」 外交

— 世界が大阪に集い、
未来を共につくった184日間 —



写真提供：博覧会協会 ©Expo 2025

1 大阪を世界へ — いのち輝く未来社会のデザイン



▲開会式の様子(4月12日、大阪 写真提供：首相官邸ホームページ)

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が4月13日から10月13日までの184日間、大阪府大阪市夢洲^{しま}で開催されました。

1970年に大阪で開催された「日本万国博覧会（大阪万博）」、2005年に愛知で開催された「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」に続き、20年ぶりとなる日本主催の「登録博」（旧一般博）である大阪・関西万博は、日本で開催

された国際博覧会としては最多となる、158の国と地域、7の国際機関*¹が公式に参加し、来訪者数は2,900万人を超えました。

世界中の人々が多様でありながらも、ひとつにつながり、対話し、共働し、それぞれの文化を共鳴させ合い、共に万博を共創し、いのち輝く未来社会に向けたメッセージを発信することができました。

	大阪万博 (1970年)	愛・地球博 (2005年)	大阪・関西万博 (2025年)
会期	3/15—9/13 (183日間)	3/25—9/25 (185日間)	4/13—10/13 (184日間)
テーマ	「人類の進歩と調和」	「自然の叡智 ^{えい} 」	「いのち輝く未来社会のデザイン」
総入場者数	約6,422万人	約2,205万人	約2,902万人
参加国・地域数 国際機関数	77か国（日本を含む） 4機関	121か国（日本を含む） 4国際機関	158の国・地域 7国際機関

*1 うち国際連合（国連）は、計35の国連関係機関で構成

2 世界を大阪へ — 参加招請と機運醸成

大阪・関西万博の開催に向けて、外務省はこれまで国際社会に対して積極的に参加招請を行い、過去最多の参加国等の確保に大きな役割を果たすとともに、開催前には数多くの在外公館において、レセプションやイベントを活用した機運醸成活動も積極的に展開しました。

また、開発途上国の出展に当たっては、包括的かつきめ細かな支援を提供し、開発途上国が万博に無理なく参加でき、テーマに沿った魅力

的な展示を行えるよう協力しました。設営や運営、関係者の宿泊、ナショナルデーの開催など幅広く丁寧にサポートした結果、アフリカ、中南米、大洋州を含む幅広い国々が、展示や行事を通じて自国の魅力を十分にアピールすることが可能となりました。

こうして、世界各地からの参加が実現し、大阪はまさに世界が集う舞台となりました。



▲ 在オーストリア日本国大使館における大阪・関西万博レセプション
(3月24日、在オーストリア日本国大使館)



▲ コモンズAの外観(大阪 写真提供: 博覧会協会 ©Expo 2025)

コラム

「大阪・関西万博が未来にわたり紡ぐ日本とヨルダン」

万博で、ヨルダンは「未来を紡ぐ」をテーマに、名所であるワディラム砂漠の砂約22トンを日本に運び込んで再現し、来館者の心をつかみました。靴を脱いで、ひんやりとした砂の上を歩く体験ができたヨルダン館は、「テーマ解釈」部門金賞に輝きました。また、万博会場に鳥取砂丘を再現した鳥取県との間では、砂を縁に「砂同盟（サンド・アライアンス）」を結ぶという、特別な友情も生まれました。

5月7日のヨルダン・ナショナルデーには、フセイン皇太子殿下が来日しました。ヨルダン王室と親密な関係を築かれている高円宮妃殿下が大阪でフセイン皇太子殿下をお出迎えされ、親交を深められたことは、万博を通じた日本とヨルダンの友好関係の発展を象徴しました。フセイン皇太子殿下は東京も訪問し、秋篠宮皇嗣同妃両殿下、佳子内親王殿下並びに悠仁親王殿下が、秋篠宮邸において、ご夕食にお招きになったほか、石破総理大臣と会談し、二国間関係の更なる発展と、ガザ情勢を始めとする中東地域の諸課題について議論を深めました。また、同じく来日したサファディ副首相兼外務・移民相は、林芳正官房長官及び岩屋外務大臣とそれぞれ会談を行いました。

日本は、中東地域の安定の要として役割を果たし続けているヨルダンと、戦略的パートナーとして、また、よき友として多層的な関係を築いてきています。日・ヨルダン外交関係は2024年に樹立70周年を迎えました。2025年は万博を通じ、日本とヨルダンの結び付きを再確認し、「未来を紡ぐ」年になりました。



▲ ワディラム砂漠を再現したヨルダン館の様子
(大阪 写真提供: 博覧会協会 ©Expo 2025)

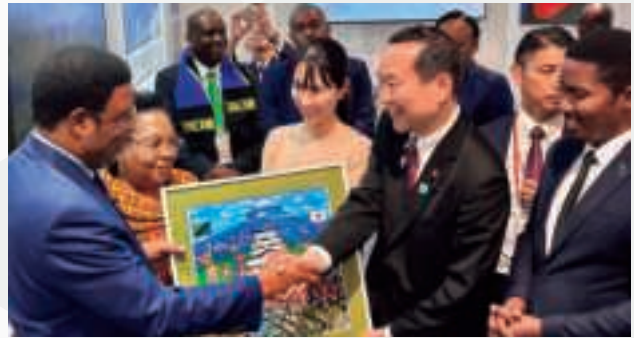
3 友情と信頼を育む日々ー ナショナルデー・スペシャルデー

大阪・関西万博の期間中、参加国・地域及び国際機関の参加をたたえ、各々の文化に対する理解を深め、国際親善の増進に寄与することを目的にナショナルデー（国・地域）及びスペシャルデー（国際機関）が連日開催されました。外務省は、ナショナルデー及びスペシャルデーにあわせて、参加国・地域及び国際機関の代表を博覧会賓客として招へいし、一日を通して、万博会場内における賓客一行の接遇に大きな役割を果たしました。

外務副大臣や外務大臣政務官等外務省幹部は日々、公式式典及び公式催事（文化プログラム）、午餐会や晚餐会に出席し、日本館や各国パビリオン視察に同行しました。公式式典及び公式催事などでは、各国・地域及び国際機関の公式参加者のほか、一般の来場者とも交流を深めることができました。また、各国・地域のナショナルデーには、各パビリオンが独自のイベントを開催することも多く、これら行事を通じ、日本と世界中の方々との間に友情や信頼を育むことができました。



▲ ベトナム・ナショナルデーの様子
(9月9日、大阪 写真提供：博覧会協会 ©Expo 2025)



▲ タンザニア・ナショナルデーにおける、マジヤリワ首相と藤井比早之外務副大臣によるタンザニアパビリオン視察(5月25日、大阪)

4 地球規模課題に挑むー 万博とSDGs

2025年は、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）達成の目標年である2030年まで残り5年となる年で、SDGs実現への取組を加速するために極めて重要な年でもありました。その節目となる年に開催された大阪・関西万博は、地球規模課題にも挑戦するプラットフォームとなりました。

開催国のパビリオンである日本館では、「いのちと、いのちの、あいだに」をテーマに、多彩な「循環」を表現し、国内外の多くの賓客や来場者に、日本が世界に誇る技術や文化を発信しました。

そのほか、万博会場内で開催された、SDGsシンポジウム「OSAKA JAPAN SDGs Forum」*2の冒頭において、岩屋外務大臣がビデオ・メッセージを寄せ、万博が、SDGsのベースとなる知見を国際社会と共有する知的交流の場であることを強調しました。



▲ ごみから生まれた水をたたえた日本館の「水盤」
(大阪 写真提供：経済産業省)

*2 OSAKA JAPAN SDGs Forum：2024年までは「SDGs全国フォーラム」の名称で開催
2025年は大阪府主催で大阪・関西万博にあわせて開催された。
SDGsの推進による地域課題の解決や地方創生の実現、SDGsに関する先事例の共有、官民連携などのパートナーシップの促進を目的とする。

5 世界中からの要人往来がもたらした成果 — 万博外交

万博開幕以降、ナショナルデー及びスペシャルデーといった機会に、約90人に及ぶ元首・首脳級や、約50人の外相級を含め、世界各国から多くの要人に万博会場を訪問いただきました。こうした機会を捉え、石破総理大臣は約50件、岩屋外務大臣は約40件の会談を実施し、二国間関係や国際社会の諸課題について、各国との意思疎通を図りつつ、連携を一層強化することができました。

総理大臣や外務大臣が、なかなか出張で訪れる機会を持たない国も含め、じっくりと二国間関係や国際情勢について意見を交わす機会を得られたのは、万博開催国ならではの成果です。来日された各国要人には、今回の万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を体現する日本の姿を全体として感じ取っていただき、今後の外交につながる強固なネットワーク

を構築することができました。

また、万博は、海外の活力を日本に取り込む契機ともなりました。各国の要人が訪日する際は、ビジネス関連の日程を組まれる場合が多く、大きな相乗効果がありました。さらに、大阪以外の地方を訪問される例も多く、地方創生にもつながりました。

加えて、万博を通して、政府関係者のみならず、経済界、学術・文化関係者を含め、多くの国民の皆様が世界と交流を深め、外交の裾野を広げるとともに、日本の魅力を国際社会に広く発信する貴重な機会になりました。



▲ 外務省公式SNSで発信した万博通信FINALのサムネイル



▲ 岩屋外務大臣とブダイウィ湾岸協力理事会 (GCC) 事務総長との会談 (7月7日、東京)



▲ ベッセント米国財務長官等大統領代表団による石破総理大臣への表敬 (7月18日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



▲ 日・ラトビア外相会談 (9月18日、東京)

6 未来を共につくった184日間 — 次世代へ受け継がれるレガシー —

閉幕日である10月13日には、大阪・関西万博宣言フォーラムが開催され、万博の成果を広く世界に発信していくため、「大阪・関西万博宣言」が発表されました。以下は、宣言文の抜粋です。

大阪・関西万博宣言

世界各地からの参加者と出展者が、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、大阪・関西に結集して184日間の登録博を開催し、世界中から2,800万人を超える来場者を迎え入れた。

会期前のパビリオン建設や展示準備における様々な制約、そして会期中の運営における困難などを乗り越え、関係者は一貫して密接に連携し、日々、改善・進化を続け、会期を全うした。国際社会が多様な課題に直面し、将来に向けた展望に不確実性が高まる中、165の公式参加者と-host国はナショナルデー・スペシャルデーを称え合いながら、それぞれの独自の文化とアジェンダを力強く表現し、大阪・関西をはじめ日本中、世界中からの来場者とともに万博を共創しつつ、大屋根リングに体现される「多様でありながら、ひとつ」とのメッセージを世界に発信した。

(中略)

大阪・関西万博では、関わったすべての人々が、多様でありながらも、ひとつにつながり、対話し、共働し、それぞれの文化を共鳴させ合う中で、いのち輝く未来社会に向けたメッセージを発信してきた。そうした議論や実践が、今後の万博に継承されるとともに世界の人々が未来社会をデザインしていくことに資することを願い、本宣言とする。



▲最終日のフラッグパレード(10月13日、大阪 写真提供:博覧会協会 ©Expo 2025)

TICAD 9

— 革新的な課題解決策の共創、アフリカと共に —

TICADとは？

TICAD（アフリカ開発会議：Tokyo International Conference on African Development）は、1993年に日本が立ち上げた、アフリカ開発に関する国際会議です。アフリカの「オーナーシップ」と、日本を含む国際社会との「パートナーシップ」という基本理念の下で、アフリカの開発を支援しています。



▲ TICAD 9参加首脳による写真撮影（8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）

1 TICAD 9 — テーマと概要

2025年8月20日から22日にかけて、横浜でTICAD 9（第9回アフリカ開発会議）が開催されました。TICAD 9には、アフリカから49か国（うち首脳級33人）が出席し、これに加えて、共催者（国連、国連開発計画（UNDP）、

世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC）、国際機関、民間企業、国会議員、市民団体等が参加しました。

TICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」をテーマとして議論が行われました。



▲ 開会式でロウレンソ・アンゴラ大統領と共同議長を務める石破総理大臣（8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）



▲ 全体会合における議論の様子（画面は議長代理を務める岸田元総理大臣）（8月21日、横浜）

2 全体会合、横浜宣言

TICAD 9では、経済、社会、平和と安定の3分野について全体会合が開かれました。特に、各分野を横断する重要事項として、民間セクター主導の持続的な成長、若者・女性、地域統合及び域内外の連結性に焦点を当て、活発な議論が行われました。

3日間の議論の成果は、首脳宣言である「TICAD 9横浜宣言」にまとめられ、最終日に採択されました。会議終了後に開かれた共同記者会見で、石破総理大臣から、今後もTICADの原点を生かしながら、TICADを絶えず良いものに発展させるため取り組んでいくことを表明しました。



▲ 閉会式で成果文書を採択する石破総理大臣（8月22日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）



▲ TICAD 9のテーマ及び重点事項

3 日本の取組

TICAD 9において、石破総理大臣からは、今後日本として次の七つの分野について取組を加速させることを表明しました：(1) アフリカへの投資促進、(2) 民間資金動員の促進、(3) AI（人工知能）・DX（デジタル・トランスフォー

メーション）の活用と鉱物資源サプライチェーン強靱化を含む産業協力強化、(4) アフリカ域内外の連結性強化、(5) 保健政策の強化、(6) 若者・女性に焦点を当てた人材育成・人材交流、(7) アフリカの平和と安定に向けた取組の進展。

その中から、TICAD 9で表明した具体的な取組をいくつか紹介します。

▷ インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ

インド洋諸国と協働し、地域間の連結性の強化と自由で公正な経済圏の構築を後押しすることにより、アフリカの域内統合や産業発展に貢献していくことを目指します。

▷ モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力^{*1}

「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」

内陸国のザンビア、マラウイからモザンビークのナカラ港を経てインド洋とつながるナカラ回廊において、地域の輸送インフラ整備・強化及び産業振興を進める広域オファー型協力を立ち上げました。

▷ 日本とアフリカの経済連携強化に関する産学官検討委員会の設置

アフリカ連合（AU）の重要施策であるアフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）について、日・アフリカ双方の関係機関や有識者等の間で、その実現に向けた協力や、今後の経済面での連携の可能性について議論する委員会を立ち上げます。

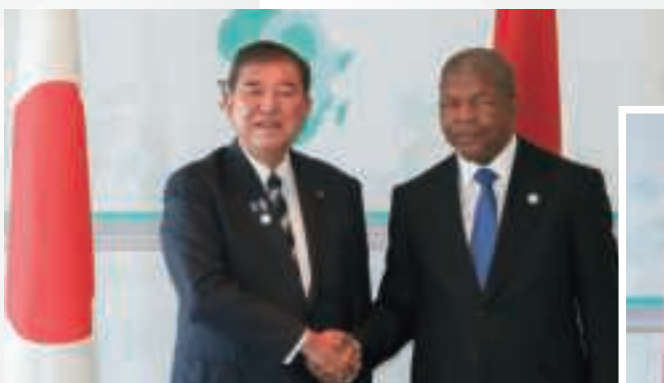
▷ アフリカ保健投資促進パッケージ

アフリカ各国自身が将来への投資としてガバナンス向上、投資環境整備、国内資源の投入に取り組む必要があります。このような取組を支援するために、「アフリカ保健投資促進パッケージ」を立ち上げました。

4 アフリカ各国・国際機関との会談

TICAD 9の機会に、石破総理大臣は34件、岩屋外務大臣は30件、それぞれアフリカ各国・国際機関の代表との間で会談等を行いました。また、藤井比早之外務副大臣、松本尚外務大臣政務官及び英利アルフィヤ外務大臣政務官も、様々なカウンターパートと面会しました。

こうしたきめ細かい外交機会の活用を通じ、アフリカ各国のニーズに沿った協力、また、国連安全保障理事会の改革を含む国際場裡における協力について幅広い関係者と意見交換を行うことができました。また、面会した多くの国・機関の代表からは、日本からの支援に対する謝意が示されました。



▲ 石破総理大臣と、共同議長を務めたロウレンソ・アンゴラ大統領との首脳会談（8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）



▲ 石破総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談（8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）

^{*1} オファー型協力：外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを開発途上国に積極的に提案するもの

5 ビジネス促進

2013年のTICAD Vで、「援助から民間投資へ」という考えが打ち出されて以降、日本企業のアフリカへの関心はますます増してきています。今回のTICAD 9ではTICAD 8の3倍超となる324件のビジネス関連の協力文書が結ばれ



▲ 協力文書披露式典の様子 (8月21日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

ました。また、テーマ別イベントとして独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が主催したTICAD Business Expo & Conference には過去最多の194企業・団体が出展し、日・アフリカ双方の企業関係者等約1万人が参加しました。



▲ 「TICAD Business Expo & Conference」の企業ブースを視察する石破総理大臣 (8月21日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

6 若者の活躍

2050年には、世界の若者人口の3分の1以上をアフリカ諸国が占めることになると予想されています*2。こうした時代背景を踏まえ、TICAD 9では、特に「若者」に着目し、若者の人材育成・人材交流の取組を促進していくことを表明しました。

日本とアフリカ双方の若者の声を取り入れる観点から、TICAD 9期間中には若者によるイベントが多数開催されました。若者版TICADと

して日本とアフリカの若者延べ約400人が参加したYouth Forum では、ユース提言“*Youth Agenda 2055 : The Future We Want*”を発表し、アフリカと日本の未来を描き出しました。

さらに、模擬国連に倣った模擬アフリカ連合会議も実施され、日本とアフリカの学生・若者がチームを組み、AU加盟国代表を模して経済、政治、科学・技術をテーマに意見を述べ合い、三つの総会決議を採択しました。



▲ Youth Forumの様子 (8月20日、横浜)



▲ 模擬アフリカ連合会議の様子 (8月20日、横浜 写真提供：UNDP)

*2 出典：International Labour Organization (ILO), *Global Employment Trends for Youth 2024*, p.56

第1章 国際情勢認識と日本外交の展望

日本が外交・安全保障及び経済上の国益を確保し、また、危機を未然に防ぎ、海外在留邦人を含む国民の生活の安全と繁栄を確保するためには、幅広いパートナーとのきめ細かな連携を通じて、自由、民主主義、人権、法の支配といった価値や原則に基づく国際秩序を維持・強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出

する必要がある。このためには、国際情勢の変化・潮流を冷静に把握し、変化に適応しながら、戦略的・主体的・多面的に外交を展開していくことが求められる。

本章では、日本を取り巻く国際情勢認識及び日本外交の展望について概観する。

1 情勢認識

第二次世界大戦終結から80年、そして国際連合の創設から80年を迎えた2025年は、国際社会にとって一つの節目といえる。

ポスト冷戦期において、自由で開かれた国際秩序の拡大、グローバル化の進展、そして国家間の相互依存の深化を特徴とする国際潮流が多くの国々に繁栄と安定をもたらした。

しかしながら、自由で開かれた国際秩序は、大きく動揺している。パワーバランスの変化や地政学的競争の激化を受け、歴史の大きな変革期にあり、こうした中で、現在、日本を取り巻く安全保障環境も、戦後最も厳しく複雑で、一層緊迫したものとなっている。かつての「ポスト冷戦期」といわれた比較的安定した時代は既に終焉を迎えたといえるだろう。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、国連憲章を含む国際法の重大な違反である。また、中東では、2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃以降、地域全体が不安定化し、特にガザ情勢

をめぐる国際社会の対立構造の複雑化、イランをめぐる情勢の緊迫化など、地域を越えた国際社会全体の課題となっている。

同時に、国際社会及び日本を取り巻く安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に進んできている。日本周辺においては、中国の外交姿勢や軍事動向、北朝鮮による核・ミサイル開発、さらには、露朝間の軍事協力の進展といった懸念すべき動きが見られる。これらの個別の事象は、グローバルな国際社会において相互に関連し、地域・国際情勢に多様な変化をもたらしている。

加えて、いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる開発途上国・新興国の台頭により、既存の国際秩序の維持、グローバル・ガバナンス⁽¹⁾の在り方が問われている。グローバル・サウス諸国は、経済成長と人口拡大を背景に、国際政治での発言力と影響力を急速に強めている。これらの国々の多くは、既存の国際秩序や国際機関の限界を指摘し、より公平で包摂的なシステムへの改革を求める声を強めている。そうした不満を背景に、

(1) グローバル・ガバナンス：国内のように上位の統治機構が存在しない国際社会において、国家間にまたがる課題への対応に予見可能性や安定性、秩序を持たせるための取組（機関、政策、規範、手続、イニシアティブの総体）

自国のナラティブに基づいてあたかも国際秩序の擁護者かのように振る舞いつつ、都合よく国際秩序を作り変えようと試みる国々も出現している。

また、近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、サプライチェーンの強靱化^{じん}を始めとする経済安全保障の重要性は高まっている。さらに現代社会における科学技術の進展は、その速度と影響範囲において前例を見ないものとなっている。人工知能（AI）や量子技術といった先端分野におけるイノベーションは加速度的に進展し、国力をも左右する主要な要素として、その重要性が増している。また、デジタル技術の発展により、国家を背景とするサイバー攻撃を始め、サイバー空間における脅威が急速に増大し、サイバー安全保障分野での対応能力の向上が急務となっている。こうした中で、「技術覇権」をめぐる国家間競争が激化しており、次世代技術の発展が、各国の安全保障にも直結するとともに、将来の国力や中長期的な国際秩序に大きな影響を及ぼす時代となっている。

以上の認識の下、国際社会が直面する主要課題について述べていくこととしたい。

(1) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序 に対する挑戦への対応

世界の様々な地域において、パワーバランスの変化と地政学的競争が激化してきている。それらが相互に連動することにより、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、大きく揺らぎ始めている。

ロシアによるウクライナ侵略は、2022年2月以降、今も継続している。国連安全保障理事会（国連安保理）の常任理事国が、主権・領土一体性の尊重、武力行使の一般的禁止という国連憲章の原則をあらゆる形で踏みつける行為であり、法の支配に基づく国際秩序に対する挑戦である。ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現は、国際社会における法の支配を守り抜く観点からも不可欠である。また、中東において

も、2023年10月以降、イスラエルとハマスの武力衝突が激化し、深刻な人道危機が発生し、地域を越えた国際社会全体の課題となっている。

このような状況で、米国は、ウクライナの和平実現や世界各地における紛争の解決に向け、積極的な外交を展開してきており、日本もそうした米国の外交努力を後押ししている。国際社会の平和と安定を維持・強化するためには、米国の役割が引き続き不可欠である。

インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障は不可分であり、ロシアによるウクライナ侵略への対応は、東アジアにおける力による一方的な現状変更の試みを防ぐ観点からも重要である。日本周辺の安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にある。中国、北朝鮮、ロシアの軍事的動向は深刻な懸念事項であり、特に、東シナ海・南シナ海における中国による力又は威圧による一方的な現状変更の試みや、台湾海峡をめぐる緊張の高まり、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続、そして露朝間の軍事協力の進展や中露間の軍事的連携の強化といった動きが懸念される。

このような状況下で、日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋の平和と繁栄の礎である日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する重要性はますます増している。また、米国のインド太平洋地域に対するコミットメントの継続・強化が不可欠である。同時に、自由で開かれた国際秩序の維持・発展を重視する同志国との間で、多角的な協力枠組みを活用し連携を強化していくことが極めて重要となる。G7（主要7か国）、オーストラリア、インド、韓国に加え、東南アジア各国や太平洋島嶼国^{しよ}などとの連携、さらには、日米韓、日米豪（オーストラリア）、日米フィリピン、日米豪印といった枠組みを活用することで、同志国との連携を重層的に強化していくことが重要になる。さらに、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保障は不可分との観点から、EU⁽²⁾（欧州連合）、NATO⁽³⁾（北大西洋条約機構）などの幅広いパートナー

(2) EU : European Union

(3) NATO : North Atlantic Treaty Organization

との連携を深めることも必要である。

こうした取組を通じ、「自由」と「法の支配」の擁護、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の尊重を中核的な理念とする「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）⁽⁴⁾」を力強く推進し、時代に合わせて戦略的に進化させていく。

同時に、近隣諸国とは、難しい問題、課題に対応しつつ、安定的な関係を築いていくことが重要である。日中関係については、「戦略的互惠関係」の包括的推進と「建設的かつ安定的な関係」の構築という大きな方向性は一貫している。様々な懸案と課題があるからこそ意思疎通が重要であり、今後も冷静かつ適切に対応を行っていく。

(2) グローバル・ガバナンス改革と地球規模課題の解決に向けた動き

2025年は、国連創設80周年という節目の年であり、多国間主義の重要性を改めて認識し、国際協調の在り方を問い直す好機となった。気候変動、環境、国際保健、災害など、今日の地球規模課題は依然として山積しており、こうした課題はいかなる国も一国のみでは解決することができず、国際協調が一層求められている。

日本は、第二次世界大戦終結以来80年間、国連を中核とした多国間外交を推進し、一貫して国際社会の平和と安定、繁栄に貢献してきた。しかし、国連安保理を始めとする既存の国際機関やフォーラムが、現状の課題に対して期待される役割を十分に果たせていない側面があることも事実である。時代の変化に対応し、より効果的な機能を発揮するためには、これらの組織の構造や機能に関する改革が急務である。

幅広い同志国とのネットワークの強化や連携の着実な推進は、グローバル・ガバナンスの強化にも資する。共通の価値に基づく国際協調を深化させることで、国際社会が直面する複合的な危機に対し、より実効的な対応が可能となる。また、国連を中心とする多国間システムが困難に直面する中、同盟国・同志国などの連携

の重要性が相対的に増しているともいえる。

国際社会のパワーバランスの変化を受け、グローバル・サウス諸国は、国際社会における発言力と影響力を増している。その中には、あたかも国際秩序の擁護者かのように振る舞い、国際秩序に関する自国のナラティブを拡散する動きもある。グローバル・サウス諸国は、既存のシステムやルールに不満を抱えているが、グローバル・ガバナンスの強化のためには、相応の役割を共に果たし、負担を共有していくことが不可欠である。

ブラジル、ロシア、インド、中国の4か国で始まった「BRICs」は、後に南アフリカが加盟して「BRICS」となり、2025年時点で10か国が正式加盟するなど、メンバーシップ拡大の動きが見られる。グローバル・サウス諸国の間ではこうした動向も見られるが、各国の利害、思惑、政治体制、経済状況、ニーズは様々である。現在の国際社会では、グローバル・サウス諸国の個別の声に耳を傾けながら、きめ細かな外交を展開していくことが一層求められている。

(3) 国際競争の激化や科学技術の発展がもたらす影響への対応

現代の国際社会では、国際競争の激化や科学技術の急速な発展が、国家間の関係や安全保障にも大きな影響をもたらしている。

近年、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略により、食料やエネルギーのサプライチェーンの脆弱性が顕在化した。また、重要鉱物や先端技術の獲得をめぐる国際競争は激化の一途をたどり、経済的優位性がそのまま安全保障上の優位性へと直結する時代となっている。これにより、安全保障の裾野は、従来の軍事・外交領域を超え、経済、技術、社会生活といった幅広い分野に拡大している。この変化に対応するため、サプライチェーンの強靱化を含む経済安全保障への対応が喫緊の課題となっている。

新興技術に関するガバナンスの確立も喫緊の

(4) FOIP : Free and Open Indo-Pacific

課題である。AIを含む新興技術やサイバー空間の進化は、社会に大きな恩恵をもたらす一方、その悪用は深刻なリスクを顕在化させ、国家や社会の安定を揺るがす深刻なリスク要因となっている。ウクライナ紛争において無人機の大量運用を含む「新しい戦い方」が出現したことは、イノベーションが軍事分野にも与える影響の大きさを象徴している。また、地政学的な競争が激化する中で、偽情報の拡散を含む情報操作などを通じた、認知領域における国際的な情報戦が恒常的に生起しており、対応の重要性が高まっている。これらのイノベーションがもたらすリスクを最小化し、その恩恵を最大限に引き出すためには、国際社会全体での適切なガバナンスの確保が不可欠である。そのため、技術の開発・利用における倫理的規範の確立、サイバー空間における行動規範の策定、偽情報対策の国際協力などが、喫緊に取り組むべき課題である。

自国優先主義や保護主義的な動向、さらには一連の関税措置などの動きも見られる。

経済的依存関係、自国の強大な市場や保有資源を背景に、経済的影響力を用いて他国に圧力をかける事例や、非市場的な政策・慣行が見られる。例えば、重要鉱物資源の輸出制限などの事例は、国際的なルールや規範に従わない特定国に過度に依存する状態が経済安全保障上の大きなリスクとなることを表している。

こうした一連の動きに対応するためには、国際的なルール作りの取組や自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に努めるのみでなく、重要鉱物に関するものを含めたサプライチェーンの強靱化などの取組を推進することが不可欠である。しかし、これらの課題は一国のみでは対処が困難であり、同盟国・同志国、そしてグローバル・サウス諸国との連携がますます必要となっている。

2 日本外交の展望

国際社会及び日本を取り巻く安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に進んでいる。ロシアによるウクライナ侵略や不安定な中東情勢、日本周辺における中国の外交姿勢や軍事動向、北朝鮮による核・ミサイル開発に加え、露朝の軍事協力の進展といった懸念すべき動きも続いている。一方、グローバル・サウスの存在感が増し、国際社会の多様化が進んでいる。また、世界各地で国内の分断や政治の緊張が増す国も見られる。国連を中心とした多国間主義は困難に直面しているが、気候変動を始めとする地球規模課題や、サイバー攻撃や偽情報の拡散を含む情報操作等の新たな脅威、経済安全保障上の課題など、国際社会全体で対応すべき課題は山積しており、協調がかつてなく求められる時代でもある。

このような厳しい国際情勢の中、日本は、自

国及び国民の平和と安全、繁栄を確保し、自由、民主主義、人権、法の支配といった価値や原則に基づく国際秩序を維持・強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出しなければならない。

日本は、戦後一貫して平和国家としての道を歩み、アジア太平洋地域を始め国際社会の平和と安定、繁栄に貢献し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組んできた。また、各国の多様性を尊重しながら、あらゆる国との間で、同じ目線に立って共通の課題を議論し、相手が真に必要なとする支援を行うきめ細かな外交を展開してきた。さらに、多角的貿易体制の下、自由貿易の旗振り役としてルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を維持・強化し、同時に、人間の安全保障⁽⁵⁾の理念に立脚した開発途上国への協力をを行い、政府開

(5) 人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

発援助（ODA）⁽⁶⁾によるインフラ整備や能力構築支援などを通じて持続可能な開発目標（SDGs）⁽⁷⁾の達成も含めた地球規模課題の解決に取り組んできた。核軍縮・不拡散や国際的な平和構築の取組にも積極的に貢献してきた。世界が歴史の大きな変革期にある今、日本は、こうした外交努力により築いた信頼を土台に、高市内閣の掲げる「平和と繁栄を創る『責任ある日本外交』」を推進するため、様々な分野で国際社会から期待される日本の役割と責任を主体的に果たしていくことで、国益を守り、国際情勢の変化に対応した「多角的、重層的連携をリードする包容力と力強さを兼ね備えた外交」を展開していく。

(1) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持

ア 日米同盟の強化

日米同盟は日本の外交・安全保障政策の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である。

安全保障面では、幅広い安全保障協力を進め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとともに、日本における米軍の態勢の最適化に向けた取組を進め、普天間飛行場の一日も早い全面返還を目指して辺野古移設を進めるなど、沖縄を始めとした地元の負担軽減と米軍の安定的駐留に全力を尽くしていく。

経済面では、関税に関する日米間の合意の着実な実施を通じて、日米双方の成長と経済安全保障の強化を実現させ、引き続き経済分野での日米協力を拡大・深化させていく。また、重層的な人的交流も拡充していく。

こうした取組を通じて、日本は、トランプ政権との間で引き続き強固な信頼関係を構築し、日米関係を更に深化させていくとともに、引き続き首脳・外相間を始めとする様々なレベルで緊密に連携していく。

イ 同盟国・同志国連携

「自由」と「法の支配」の擁護、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の尊重を中核的な理念とする「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を日本外交の柱として、時代の変化に合わせて戦略的に進化させていく。この実現のためには、日米同盟の強化に加えて、同志国とのネットワークを構築し、それを拡大していくことが重要である。そのために、引き続き、G7、東南アジア諸国連合（ASEAN）⁽⁸⁾、オーストラリア、インド、太平洋島嶼国、EU、NATOなどとの協力関係を更に強化し、日米韓、日米豪、日米フィリピン及び日米豪印を始め、実践的かつ多面的な協力を広げていく。

G7は、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢など、国際社会が直面する諸課題に結束して対応している。欧州、中東、インド太平洋の安全保障がますます密接に関連する中、日本は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、G7の一層の連携強化に貢献していく。

オーストラリアとは、同志国連携の中核として、幅広い分野で緊密な協力関係を構築している。防衛装備品、経済安全保障、サイバー分野を含む安全保障協力の強化を始めとして、「特別な戦略的パートナーシップ」の更なる深化に取り組んでいく。

EU、NATOとは欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、近年の協力進展を踏まえ、安全保障に係る連携を更に強化していく。

日米韓、日米豪、日米フィリピン、日米豪印などの同志国連携を推進し、こうした多層的な連携を今後一層強化していく。

ウ 日本自身の取組

国際社会及び日本を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増す中、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の見直しにも取

(6) ODA : Official Development Assistance

(7) SDGs : Sustainable Development Goals

(8) ASEAN : Association of Southeast Asian Nations

り組んでいく。また、防衛装備移転、政府安全保障能力強化支援（OSA）⁽⁹⁾やサイバー安全保障を推進するとともに、関係省庁と連携してインテリジェンスの強化に取り組んでいく。

国際社会における法の支配を推進するとともに、テロ及び暴力的過激主義対策並びにサイバー犯罪を含む国際組織犯罪対策での国際的な協力にも取り組んでいく。

また、情報セキュリティ基盤を強化するとともに、偽情報の拡散等の外国からの情報操作に対抗するため、情報収集・分析力及び戦略的対外発信の強化を含む情報戦への対応を進めていく。同時に、日本による発信が前向きに受け止められる土壌を醸成するため、人的交流を含む文化外交の抜本的強化に取り組んでいく。

(2) 近隣諸国との関係

近隣諸国とは、難しい問題、課題に正面から対応しつつ、安定的な関係を築いていく。

ア 日中関係

日本と中国との間には、尖閣諸島情勢を含む東シナ海や南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試みや、日本周辺での一連の軍事活動を含め、数多くの懸案や課題が存在している。また、台湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、中国の人権状況や香港情勢等についても深刻に懸念すべき状況にある。

同時に日中両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大きな責任を有している。中国との間で「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築していく方針は一貫している。日中間に懸案と課題があるからこそ意思疎通が重要であり、日本は中国との様々な対話についてオープンである。こうした姿勢の下、中国との意思疎通を継続しつつ、今後も国益の観点から冷静に、適切に対応していく。

イ 日韓関係

日本と韓国は、国際社会における様々な課題への対応パートナーとして協力していくべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は一層増している。国交正常化以来、これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で安定的に発展させていく。また、北朝鮮への対応も含め、引き続き、日韓、日米韓で緊密に連携していく。

竹島については、歴史的事実にも照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土であるとの基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

ウ 日中韓協力

日中韓の協力も、大局的な視点から、地域のみならず世界の平和と繁栄にとって重要である。日本は、日中韓サミットの議長国として、引き続き、適切な時期での日本でのサミット開催を調整していく。

エ 北朝鮮

北朝鮮による核・ミサイル開発は断じて容認できるものではない。また、北朝鮮によるロシアへの兵士の派遣や、ロシアによる北朝鮮からの弾道ミサイルを含む武器・弾薬の調達及び使用といった、露朝軍事協力の進展は、ウクライナ情勢のみならず、日本周辺地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に懸念すべき動向である。米国、韓国を始めとする国際社会とも協力しつつ、関連する国連安保理決議の完全な履行に向けた取組を進め、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく。

日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現するとの方針は変わらない。

とりわけ、拉致被害者やその御家族も御高齢となる中で、人命にかかわる拉致問題は、一刻も早く解決しなければならない人道問題であるとともに、国家主権の侵害である。全ての拉致

(9) OSA : Official Security Assistance

被害者の一日も早い御帰国の実現を含め、北朝鮮との諸課題を解決するため、あらゆる手段を尽くして取り組んでいく。

(3) ロシアによるウクライナ侵略への対応、 日露関係

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。日本は、米国及び欧州各国が結束して平和に向けて外交努力を重ねていることを歓迎する。ロシアによるウクライナ侵略を終わらせ、一日も早い公正かつ永続的な平和の実現につながることを重要であり、日本もG7を始めとした各国と連携し、今後もウクライナ支援と対露制裁を継続していく。

こうした中で、日露関係は引き続き厳しい状況にあるが、日露最大の懸案である北方領土問題については、北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結することが日本政府の方針である。また、日露間には隣国として解決しなければならない懸案事項が山積しており、ロシアと適切に意思疎通をしていく必要がある。最優先事項の一つである北方四島交流・訪問事業の再開については、御高齢となられた元島民の皆様の実情を踏まえ、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して粘り強く事業の再開を求めていく。

(4) 経済外交

日本の経済力強化のため、日本が優位性を持つ技術力・課題解決力や日本企業の海外展開を外交面で後押しし、新規市場の開拓やイノベーションの創出に貢献していく。

ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化も重要である。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁽¹⁰⁾の高い水準の維持や戦略的な拡大を含む経済連携の推進、世界貿易機関(WTO)⁽¹¹⁾改革の推進、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステムの構築に取り組んでいく。同時に、

一層重要性を増す経済安全保障上の課題に対応するため、エネルギー・食料の安定的な確保に加え、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化や経済的威圧への対応、重要・新興技術の保全・開発促進などに全力で取り組んでいく。

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の成功に向けた取組も、引き続き進めていく。

(5) グローバル・サウスとの連携強化と地域外交の課題

国際社会で発言力を強めるグローバル・サウス諸国との連携は不可欠である。OSAによる安全保障協力や、ODAによる「日本らしい顔の見える開発協力」を通じて、相手国のニーズも踏まえたきめ細かな協力を進めていく。また、ODAを戦略的かつ効果的に活用し、経済安全保障を含めた重要な課題にも対処するとともに、ODAを呼び水とした民間投資も促進していく。

インド太平洋の中心に位置するASEANは、世界の成長センターであり、FOIP実現の要である。その安定と繁栄は、日本、そして地域全体にとって極めて重要であり、日本は外交の最優先事項の一つとして、政治・経済の両面で存在感を増すASEANとの関係強化に取り組んできた。「心と心」の繋がる「信頼のパートナー」として、日本は、OSAやODAも活用しつつ、海洋安全保障やAIを含むデジタル、グリーン・トランスフォーメーション(GX)、連結性、人材開発といった幅広い分野において、東南アジア諸国との連携を深め、地域との関係を一層強化していく。

インドは、基本的価値と戦略的利益を共有する、FOIPの実現に向けた重要なパートナーである。日印両国は、アジアの民主主義国家という共通項の下、インド太平洋地域、そして世界の平和と安定に大きな責任を共有している。日印両国が将来世代の抱える課題の解決に必要と

(10) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(11) WTO : World Trade Organization

なる社会・経済的価値を共創する、相互補完的な関係を構築するため、「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、安全保障、経済・投資・イノベーション、人的交流など、幅広い分野における協力を一層推進していく。

インドを含む南西アジアは、日本と中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上に位置する戦略的に重要な地域であり、豊富な若年人口を含め、域内で19億人以上の人口を有し、高い経済成長率を維持していることから、日本企業にとって魅力的な市場・生産拠点である。南西アジア各国は伝統的な親日国であり、日本は長年にわたって幅広い分野で関係を深めてきた。こうした基盤を活用しながら、重要なパートナーである南西アジア各国との関係を一層深化させていく。

日本との歴史的な繋がりが深い太平洋島嶼国は、国際場裡での協力やFOIPの実現の観点からも非常に重要な地域である。日本は、2024年の第10回太平洋・島サミット（PALM⁽¹²⁾10）の成果を踏まえ、引き続き各国のニーズに寄り添う形で太平洋島嶼国の発展やその一体性を力強く支えていく。

中東は、国際社会にとり主要なエネルギー供給源の一つであり、日本も原油輸入の約9割をこの地域に依存している。したがって、シーレーンにおける航行の安全の確保を含む同地域の平和と安定は、エネルギー安全保障や日本を含む世界経済の安定と成長にとっても極めて重要である。中東の平和と安定に大きな影響を与えるイスラエル・パレスチナ問題については、日本は、ガザにおける速やかな人道支援の実施や早期復旧・復興を後押しし、「二国家解決」の実現に向けて引き続き積極的な役割を果たしていく。

また、イラン情勢については、2026年2月28日の米国及びイスラエルによるイラン攻撃、並びにそれに続く米国及びイスラエルとイラン間の攻撃の応酬を受け、日本として、迅速に

様々な対応を行っている。日本として、関係国と緊密に連携して情報収集を行い、イラン周辺国を含む地域全体の邦人の安全確保、及び海路・空路の状況把握と関係者への情報提供に万全を期している。また、イランによる核兵器開発は決して許されないという日本の一貫した立場から、イランに対し、核兵器開発及び周辺国への攻撃を含む地域を不安定化させる行動をやめ、外交的解決を強く求める旨対外的に発信した。こうした日本の立場は3月1日の外務大臣談話で明確に示している。また、周辺国のエネルギー施設を含む民間施設や外交施設等にまでイランの攻撃が及んでおり、民間人の死者も発生していること、及びイラン側はホルムズ海峡の閉鎖に言及しており、実際にホルムズ海峡やその周辺海域において民間船舶が攻撃を受けていることなどを踏まえ、日本は、こうしたイランの行動を非難している。日本として、事態の早期沈静化が何よりも重要との考えから、茂木外務大臣は、当該事案発生直後から、G7外相電話会合を始め、湾岸諸国を含む地域の関係国との会談や、イスラエルやイランを含む当事国との電話会談等を実施し、日本の立場を直接伝えるとともに、邦人の安全確保への協力を求めるなどの働きかけを行った。

エネルギー安全保障を含む中東地域の平和と安定、そして国際的な核不拡散体制の維持は、日本にとって極めて重要であり、事態の早期沈静化に向けて、国際社会とも連携し、必要なあらゆる外交努力を行っていく。

2050年に世界の人口の4分の1を占めるといわれ、豊富な天然資源を有するアフリカは、若く、希望にあふれ、ダイナミックな成長が期待できる大陸である。また、いわゆるグローバル・サウスの一角をなすアフリカ諸国との連携強化は、日本の経済を含めた国益にかなうとともに、国際社会における分断の動きを協調へと導く観点からも重要性を増している。日本は1993年にアフリカ開発会議（TICAD）⁽¹³⁾を立

(12) PALM : Pacific Islands Leaders Meeting

(13) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

ち上げて以降、30年以上にわたり、アフリカ自らが主導する開発を後押ししていくとの精神で取り組んできた。8月のTICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」というテーマの下、日本の技術や知見をいかしながら、日本とアフリカ双方の繁栄につながる課題解決策について議論した。TICAD 9で発表した「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」の具体化など、引き続き日本とアフリカの更なる関係強化に取り組んでいく。

その多くが日本と価値や原則を共有する中南米諸国は、現下の国際秩序への挑戦に対抗する上での重要なパートナーである。また、中南米は、重要な鉱物資源や食料資源を産出する、日本の経済安全保障上も重要な地域であり、世界最大の約310万人の日系社会という友好と信頼の基礎を擁する。日本は、中南米の多様性を認めつつ、対話を通じて共通の課題に取り組むとの方針の下、引き続き「中南米外交イニシアティブ」に基づく協力を進めていく。

中央アジア・コーカサス諸国は、ロシアと歴史的、経済的に緊密な関係にある中で、ロシアによるウクライナ侵略の様々な影響を受けている。日本は、12月に初めて首脳会合が開催された「中央アジア+日本」対話（CA+JAD）⁽¹⁴⁾などの枠組みを活用しながら、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するためのパートナーとして、協力を推進していく。

(6) 多国間外交の推進

2026年は日本が国連に加盟して70周年を迎える。世界が抱える諸課題を解決するため、国連を中核とした多国間外交を推進するとともに、安保理改革を含む国連の機能強化に取り組

んでいく。また、日本らしい人権外交を引き続き推進するとともに、女性・平和・安全保障、いわゆるWPS⁽¹⁵⁾を積極的に推進し、女性参画に根ざした外交を推進していく。

また、核軍縮・不拡散については、「核兵器のない世界」の実現に向けて、2026年4月の核兵器不拡散条約（NPT）⁽¹⁶⁾運用検討会議を含め、NPT体制を維持・強化するための現実的で実践的な取組を進めていく。

ALPS処理水⁽¹⁷⁾の海洋放出の安全性については、引き続き国際原子力機関（IAEA）⁽¹⁸⁾とも緊密に連携しつつ、科学的根拠に基づき、高い透明性をもって国内外に丁寧に説明していく。

(7) 地球規模課題の解決

気候変動、国際保健、自然災害といった地球規模課題については、人間の安全保障の理念の下、SDGsの達成に向けた取組を推進し、2030年以降を見据えた国際的な議論を主導していく。国際機関における邦人職員の活躍も後押しする。

(8) 外交・領事実施体制の抜本的強化等

かつてなく厳しい国際情勢の中、これらの外交努力で一層の成果を上げるためにも、引き続き、外交・領事実施体制の抜本的強化に取り組んでいく。とりわけ、緊急事態対応や邦人保護、情報保全等に万全を期すとともに積極的な外交を展開するため、本省及び在外公館の体制や基盤の整備・強靱化を推進していく。また、旅券手数料の引下げにも取り組む。外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組も推進していく。

⁽¹⁴⁾ CA+JAD（カジャッド）：Central Asia plus JApan Dialogue

⁽¹⁵⁾ WPS：Women, Peace and Security

⁽¹⁶⁾ NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

⁽¹⁷⁾ ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

⁽¹⁸⁾ IAEA：International Atomic Energy Agency

第2章

地域別に見た外交

第1節	法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の推進	022
第2節	アジア・大洋州	027
第3節	北米	091
第4節	中南米	109
第5節	欧州	120
第6節	ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス	139
第7節	中東と北アフリカ	150
第8節	アフリカ	167



第1節

法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進

1 総論

インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域であり、世界人口の半数を擁し、高い経済的潜在力を有する世界の活力の中核である。しかし同時に、強大な軍事力を有する国が数多く存在し、その中で法の支配に基づく国際秩序の根幹を揺るがすような行動が継続・強化されている。また、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業といった様々な脅威にも直面しているこの地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

日本は、2007年に安倍総理大臣がインドの国会においてインド洋と太平洋の「二つの海の交わり」に関する演説を行うなど、かねてからインド洋と太平洋を総体として捉える考え方の重要性を強調してきた。2016年8月には、こうした考え方を構想として結実させる形で、安倍総理大臣が、ケニアで開催された第6回アフリカ開発会議 (TICAD VI) の基調演説の機会に、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を対外発表した。同演説において、安倍総理大臣は、国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「二つの大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の「二つの大洋」の交わりにより生まれるダイナミズ

ムであり、日本はアジアとアフリカの繁栄の実現に取り組んでいくと述べた。

加えて、2023年3月に岸田総理大臣は、FOIPのための新たなプラン⁽¹⁾をインドで発表し、国際社会を分断と対立ではなく協調に導くという目標に向け、歴史的転換点におけるFOIPの考え方や取組について具体的に示した。

新プランでは、「自由」と「法の支配」の擁護、「多様性」、「包摂性」、「開放性」の尊重といった原則は維持しつつ、今後取るべきアプローチとして、「対話によるルール作り」、各国間の「イコールパートナーシップ」、「人」に着目したアプローチを重視することを明らかにした。また、各国との連携を強化すること、FOIPのビジョンを共有する各国の輪を広げ、共創の精神で取り組んでいくことを明らかにした。さらに、新たにFOIP協力の「四つの柱」(平和の原則と繁栄のルール、インド太平洋流の課題対処、多層的な連結性、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組)を打ち出した。

この間、日本は、法の支配に基づくFOIPの実現に向けた取組を、考え方を共有する国々と連携しつつ幅広く推進してきた。その結果、米国、オーストラリア、インド、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、韓国、欧州連合 (EU) 及び欧州諸国を含め国際社会の多くの国・地域が、FOIPが重視する「自由」「開放性」「多様性」

(1) FOIPのための新たなプランの詳細については、外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003666.html



「包摂性」「法の支配」といった原則を共有し、FOIPの実現に向けて、様々な協議や協力が進んでいる。同盟国である米国は、2022年2月に「インド太平洋戦略」を発表しているほか、第二次トランプ政権発足後の2025年12月に発表された米国家安全保障戦略の中でも、「自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント」が再確認された。日米の間においても、2025年2月の日米首脳共同声明においてFOIPを堅持することを確認している。また、インド洋と太平洋の結節点に位置し、FOIP実現の要であるASEANは、2019年に、FOIPと本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」を採択し、日本はFOIP推進の観点から、AOIPへの

全面的な支持をいち早く表明している。2025年10月の日・ASEAN首脳会議で採択した共同声明では、FOIPとAOIPが共有する本質的な原則に資する具体的な協力を推進することを確認した。さらに、英国やフランス、ドイツなどの欧州諸国は、インド太平洋に関する独自の文書を策定し、具体的な取組を含めて様々な分野でインド太平洋地域への積極的なコミットメントを表明している。

2025年10月、高市総理大臣は、総理就任後初の所信表明演説において、FOIPを、外交の柱として引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていくと表明しており、FOIPの下で様々な取組を進めていく。

2 各国との連携・協力

2025年においても、日本は、FOIPの実現に向け外交活動を積極的に推進した。

(1) 米国

2月、米国を訪問した石破総理大臣は、ワシントンD.C.においてトランプ大統領と日米首脳会談を行い、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有しつつ、FOIPの実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認した。

10月、トランプ大統領が訪日した際に行われた日米首脳会談では、高市総理大臣から日米同盟はインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であるとともに、その更なる強化は日本の外交・安全保障政策の最優先事項であると述べ、米国にとっても、日本はインド太平洋における不可欠なパートナーであることを強調した。また、高市総理大臣は、FOIPを日本外交の柱として、引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていく決意を示し、両首脳はFOIPを力強く推進するため、緊密に連携していくことを確認した。その上で、両首脳は、そのビジョンの下で、日米韓、日米比、日米豪印といった地域の

同志国ネットワークを強化していく重要性を確認した。

これに加え、12月に公表された米国の新たな国家安全保障戦略でも、FOIPに対するコミットメントが改めて示された。

このように、日米外相会談やFOIPに関する日米協議など様々な機会において、日米両国がFOIPの実現に向け引き続き緊密に連携していくことを確認してきている。

(2) 日米豪印

日米豪印4か国は、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を強化していくとの目標の下、FOIPの実現に向けて、重要・新興技術、海洋安全保障を始め様々な分野で実践的な協力を進め、より多くの国々へ連携を広げていく重要性を共有している。また、4か国は、AOIPを全面的に支持し、FOIPに関する欧州を始めとする各国の前向きな取組を歓迎している。1月、米国新政権発足翌日に開催された日米豪印外相会合においてもFOIPの強化に向け、共同声明を発出した。また、7月に米国で行われた日米豪印外相会合において、4か国の外相はFOIP

の実現に向けたコミットメントを再確認し、今後の日米豪印の優先的な協力事項として、海洋・越境安全保障、経済的繁栄・経済安全保障、重要・新興技術及び人道支援・緊急対応の4つの分野を推進することを確認し、地域に裨益する実践的な協力を引き続き継続していくことで一致した。

(3) 日米韓

日米韓を取り巻く戦略環境が厳しさを増す中、日米韓3か国は、FOIPの実現のため、様々なレベルで意思疎通を行い、結束を強化してきており、2025年は、5回の外相会合を実施した。10月の外相会合では、FOIPの実現のため、強固な日米同盟・米韓同盟、そしてその戦略的連携を示し続けることの重要性を再確認し、2月、4月及び9月の外相会合の際に発出した日米韓外相共同声明においても、FOIPを維持するとのコミットメントを繰り返し確認してきている。このほか、7月には日米韓次官協議を実施し、また、日米韓調整事務局会合も繰り返し実施してきている。

そして、これらの会合において、行動志向の議論を行い、特に北朝鮮への対応や、経済安全保障を含む安全保障分野で具体的な取組を実現してきている。

特に、FOIPの実現に向けては、5月には、日米韓の海上保安機関が共同で、ASEANに対する能力向上支援を実施したほか、9月には、複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」を実施している。また、経済安全保障分野では、9月の量子技術の保護に関する日米韓会合の実施を始め、重要・新興技術の保護・促進や、重要鉱物を含むサプライチェーン強靱化に向けた取組を進めてきている。

(4) インド

8月、石破総理大臣は、訪日したモディ首相との間で首脳会談を行い、基本的価値と戦略的利益を共有する日印両国は、インド太平洋地域ひいては国際社会の平和と安定に大きな責任を負っており、モディ首相と共にこの責任を果た

していきたいと述べ、首脳間でFOIP実現の重要性を確認した。

また、高市内閣の下、10月のASEAN関連首脳会合の際に行った日印外相会談及び11月のG20サミットの際に行った日印首脳会談でもFOIP実現に向けた連携を確認した。

(5) 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

日本とASEANの間では、2020年に「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP) 協力についての第23回日ASEAN首脳会議共同声明」を発出し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを確認した。2023年に岸田総理大臣からFOIPのための新たなプランを発表した際には、AOIPとFOIPが共鳴するビジョンであることを強調し、同年9月の日ASEAN首脳会議では、ASEANの連結性強化、ひいては一層の域内統合を促す「日・ASEAN包括的連結性イニシアティブ」を発表した。2025年の日・ASEAN首脳会議で、高市総理大臣は、FOIPを改めて日本外交の柱と位置付け、時代の変化に合わせて進化させていくこと、中でもAOIPとの連携をより一層強化し、日本とASEANが共に強く、豊かになるための協力を進めていくことを表明した。さらに、この会議では、「AOIPの更なる推進と実施に関する日ASEAN首脳共同声明」を採択し、AOIPとFOIPが本質的な原則を共有していることを再確認し、更なる協力の促進及び推進を確認したほか、AOIPとFOIPが共有する本質的な原則に貢献するAOIPプロジェクトを実施していくことで合意した。同月の東アジア首脳会議 (EAS) では、高市総理大臣の代理で出席した茂木外務大臣から、このAOIP協力に関する共同声明にも沿って、具体的な協力を更に推進していくと表明した。

(6) オーストラリア・ニュージーランド

オーストラリアとは、9月に実施した第12回日豪外務・防衛閣僚協議 (「2+2」) の機会に共同声明を発出し、日豪両国の、包摂的で強^{じん}靱なFOIPの実現に主導的な役割を果たすため

の、かつてない戦略的一致と、共通の意思及び能力を確認した。また、10月に高市総理大臣は、アルバニー首相と首脳会談を実施し、日豪はFOIPの実現のために主導的役割を果たす意思と能力を有する同志国であると述べた。

ニュージーランドとの間では、7月に岩屋外務大臣が、ピーターズ外相と外相会談を実施し、地域の戦略環境が厳しさを増す中、両国がFOIPの担い手として連携を強化していることは心強く、「戦略的協力パートナーシップ」を強化していきたいと述べた。

(7) カナダ

カナダは2022年にインド太平洋戦略を発表しており、これまで日加は「FOIPに資する日加アクションプラン」に基づく具体的な取組を着実に進めている。

11月、高市総理大臣は、カーニー首相との間で、FOIPの実現に向けて、「日加アクションプラン」を土台として、緊密に協力していくことで一致した。

「日加アクションプラン」に基づき、カナダは航空機や艦船を継続的に地域に派遣し、「瀬取り」⁽²⁾を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に従事したほか、沿岸警備艦船を派遣し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策などの任務を実施してきている。

(8) 欧州

ア 欧州連合（EU）

7月、石破総理大臣は、コスタ欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長と第30回日・EU定期首脳協議を実施した。欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であることを改めて確認し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、日・EU間で緊密に連携していくことを確認した。11月、英利アルフィヤ外務大臣政務官は、ブリュッセル（ベルギー）で開催された「第4回EUインド太平洋閣僚会合」に出席し、

FOIPを引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていくことを強調した。

イ 北大西洋条約機構（NATO）

6月、ハーグ（オランダ）で開催されたNATO首脳会合関連行事として、ルッテNATO事務総長とインド太平洋パートナー（IP4：日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国）の会合が開催され、岩屋外務大臣が出席した。同会合では、国際的な安全保障環境について意見交換が行われ、NATOのインド太平洋への関与拡大に加え防衛産業分野を始めとするNATOとIP4との具体的協力の重要性が確認された。

ウ 英国

3月、日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）の初回会合が開催され、経済安全保障における日英連携について閣僚レベルの議論が行われたほか、両国が自由で開かれたルールに基づく国際経済秩序の擁護者であり続けるべきと再確認した。8月から9月にかけて、英国空母打撃群（CSG25）が横須賀及び東京に寄港し、石破総理大臣による英国空母視察や日英防衛大臣会談が行われたほか、インド太平洋地域の安全保障や経済面の連携強化を議論する国際シンポジウム「太平洋未来フォーラム」が開催され、日英両国の防衛大臣が基調演説を行った。11月に実施された日英首脳会談では、高市総理大臣とスターマー首相が、東アジア情勢などの国際情勢についても意見交換を行い、国際社会の諸課題について、日英が引き続き緊密に連携していくことで一致した。

エ フランス

5月、岩屋外務大臣は、バロ欧州・外務相と日仏外相会談を実施し、インド太平洋地域における安全保障分野での日仏協力や、鉱物資源のサプライチェーンの強靱化のための協力の進展を確認した。11月、茂木外務大臣は、バロ欧州・外務相と日仏外相会談を行い、インド太平

(2) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

洋国家でもあるフランスと、FOIPの実現や法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、緊密に協力していくことについて議論した。同月、高市総理大臣とマクロン大統領は意見交換を行い、「特別なパートナー」である日仏両国が、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分の認識の下、安全保障や経済を始め、あらゆる分野で引き続き緊密に協力していくことで一致した。

オ ドイツ

2020年9月に閣議決定した「インド太平洋ガイドライン」に基づき、ドイツ政府が同地域への関与の強化に取り組む中、日独間の安全保障協力は一段と深化した。8月には、ヴァーデフル外相が訪日し、第1回日独外相戦略対話を実施。岩屋外務大臣から、ドイツのアセット展開などを通じたインド太平洋地域への関与継続を歓迎すると述べ、両外相は、安全保障分野での両国間協力を今後更に具体化するため、次回外務・防衛閣僚会合（「2+2」）の早期開催等で一致した。また、9月には航空自衛隊F15機等が初めてドイツに寄航するなど、これまでの両国のアセット派遣や日独物品役務相互提供協定（日独ACSA）発効を通じた協力が更に進展した。さらに、11月には、高市総理大臣がメルツ首相と会談し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分の中、FOIPの実現に向けて連携していきたいと述べた。

カ イタリア

3月、石破総理大臣は、マッタレツラ大統領との間で日伊首脳会談を実施し、安全保障を含

む幅広い分野で両国間の協力関係が深化していることを歓迎した上で、2024年に発表した「日伊アクションプラン」に基づき日・イタリア関係を一層強化していくことで一致した。3月から4月にかけて、イタリア海軍フリゲート艦「アントニオ・マルチェリア号」が横須賀及び大阪に寄港し、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動を行った。5月、石破総理大臣はメローニ首相との間で日伊首脳電話会談を実施し、イタリアがインド太平洋への関与を強める中、グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を始め安全保障に関する協力についても更に進展させていくことで一致した。9月、2024年11月に署名が行われた日伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）が発効した。

キ オランダ

2月、岩屋外務大臣は、ミュンヘン安全保障会議で、フェルドkamp外相と外相会談を実施し、防衛協力などを深化させることで一致した。4月、石破総理大臣は、訪日中のスホーフ首相との間で首脳会談を実施し、様々なグローバルな課題への連携で一致した。6月、岩屋外務大臣はNATO首脳会合でスホーフ首相と会談し、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉開始で一致した。9月、石破総理大臣は国連総会の際スホーフ首相との間で首脳会談を実施し、国際社会の喫緊の諸課題に対して緊密に連携することで一致した。12月、日・オランダ物品役務相互提供協定（日・オランダACSA）への署名が行われた。

第2節 アジア・大洋州

1 概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、様々な発展段階の国・地域が存在し、多種多様な文化や人種が入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミックな地域である。米国、カナダ及びロシアを除くASEAN⁽¹⁾地域フォーラム（ARF）参加国⁽²⁾には、世界人口（約82億人）の実に半分以上となる約42億人が居住している⁽³⁾。また、これらの国々の名目国内総生産（GDP）の合計は世界の30%（2024年）以上を占めており⁽⁴⁾、この地域は豊富な人材にも支えられ、国際社会の成長と繁栄の中心である。

緊密な関係にあるこの地域の力強い成長と持続的な安定は、日本を含む、国際社会の平和と繁栄に直結する。一方、北朝鮮の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配や開放性に逆行する一方的な現状変更の試み、海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊張の高まりなどにより、この地域の安全保障環境は厳しさと複雑さを増している。また、整備途上の経済・金融システム、経済的威圧や非市場的政策・慣行、国際組織犯罪、気候変動、不安定な食料・資源需給、頻発する自然災害、テロリズム、少子高齢化など、この地域の安定した成長を阻む要因も存在している。そうした地域を取り巻く状況や、日中関係の緊張の高まりもありながら

（36ページ 2（1）イ参照）、日本は、この地域で首脳・外相レベルを始め、積極的な外交を展開し、近隣諸国との良好な関係を維持・発展させている。

首脳レベルの外交については、石破総理大臣は1月、就任後初の二国間訪問としてマレーシアとインドネシアを訪問し、それぞれの首脳と会談した。その後訪日したラオスの首相とも会談し、これらの会談では海洋安全保障、災害対応、脱炭素化などにつき実務的な協力を進めていくことで一致した。2月と3月にはパラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦と首脳会談を行った。

4月、石破総理大臣は、ベトナムとフィリピンを訪問し、法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、安全保障を含む協力を強化していくことを確認した。また、5月には訪日したラオス、バングラデシュ、カンボジアの首脳とそれぞれ会談した。6月、カナダで開催されたG7カナナスキス・サミットに出席した際、韓国、オーストラリアの首脳と会談を行い、7月にはパプアニューギニアの首相と会談を行った。8月には訪日したモディ・インド首相と会談を行い、共同声明を含む成果文書を発表した。また同月、韓国、東ティモールの首脳とも会談を実施した。

(1) ASEAN：Association of Southeast Asian Nations（東南アジア諸国連合）

(2) ASEAN加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール及びベトナム）、日本、米国、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、スリランカ、中国、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、バングラデシュ、モンゴル、ロシアの25か国。このほか、1地域、1機関が参加（北朝鮮、EU）。

(3) 出典：国連人口基金

(4) 出典：世界銀行

9月、石破総理大臣は訪問した韓国で李在明^{イジエミョン}韓国大統領と会談し、日韓関係を安定的に大きく発展させていくことで一致したほか、安全保障、経済安全保障分野について戦略的な意思疎通を続けていくことを確認した。同月、スリランカの首脳との会談も実施した。

10月、高市総理大臣は、総理大臣就任後初の外国訪問としてASEAN関連首脳会議に出席するためマレーシアを訪問し、FOIP実現の要であるASEAN諸国との連携強化を確認し、また日本とASEANが共に強く、豊かになるための協力を進めていく決意を伝えた。さらに同会議の際、オーストラリア、マレーシア、フィリピンの首脳と会談を行ったほか、ASEAN各国の首脳に挨拶をし、立ち話を行った。同月、高市総理大臣は、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議に出席するため訪問した韓国で、中国、韓国の首脳と会談を行った。

11月、高市総理大臣は、フィジー首脳と会談を行い、さらに同月、G20首脳会合に出席するために南アフリカを訪問した際、インド、韓国、オーストラリア、ベトナム、マレーシアの首脳と会談や短時間の意見交換を実施した。

2026年1月、高市総理大臣は訪日中の李在明韓国大統領と会談し、日韓関係の戦略的重要性について認識を共有し、両国が地域の安定に連携して役割を果たしていくべきとの点を確認したほか、今後も緊密に意思疎通を続けることで一致した。

外相レベルの外交については、岩屋外務大臣は、2025年1月、韓国、フィリピン及びパラオを訪問し、それぞれの国で外相会談を行った。同月、米国・ワシントンD.C.で開催された日米豪印外相会合に出席し、FOIPの実現に向けたコミットメントを再確認したほか、オーストラリア、インドの外相と会談を行った。2月、ミュンヘン安全保障会議に出席するため訪問したドイツで日米韓外相会合を行った。同月、パラオの外相とも会談した。

3月、岩屋外務大臣は、訪日したモンゴルとミクロネシア連邦のそれぞれの外相と会談した。同月、議長国として開催した日中韓外相会

議では、国際社会の平和と繁栄に大きな影響力と責任を有する3か国で、共に未来志向の交流と協力を推進していくことを確認した。この機会に中韓両国とそれぞれ二国間外相会談を行ったほか、日中ハイレベル経済対話も開催し、協力案件のみならず、課題や懸案の解決に向けた率直な議論を行った。

4月、岩屋外務大臣は、北大西洋条約機構（NATO）外相会合に出席するためにベルギーを訪問し、日米韓外相会合を行った。また訪日中のトンガ外相とも会談した。5月にはネパール、フィリピン、カンボジア、タイと外相会談を行った。7月、岩屋外務大臣は、オーストラリア、インドの外相と会談を行った。同月、マレーシアで開催されたASEAN関連外相会議で、日本は引き続きASEANの「信頼のパートナー」として関係強化に取り組むことを確認した。マレーシア訪問中は日・メコン外相会議を共催したほか、日米比（フィリピン）外相会合、日米韓外相会合を行い、さらにベトナム、ニュージーランド、中国、ラオス、シンガポール、マレーシア、フィリピンなどと会談や短時間の意見交換を行った。

9月、岩屋外務大臣は、東京で日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）及び日豪外相会談を実施した。「2+2」では、日豪双方はインド太平洋地域における一層厳しさを増す戦略環境への認識を深く共有し、共同の抑止力の強化に向けた協力を更に発展させることで一致した。また同月、国連総会等出席のため訪問した米国・ニューヨークで日米韓外相会合を行い、カンボジア、タイの外相とも会談を実施した。同月、日・スリランカ外相会談を実施したほか、10月にはソロモン諸島とも外相会談を行った。

10月、茂木外務大臣はパラオとの外相会談を実施した。同月、大臣就任後初めての外遊としてマレーシアを訪問し、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、地域的な包括的経済連携（RCEP）首脳会議、東アジア首脳会議（EAS）に総理大臣の代理として出席したほか、ベトナムとインドの外相と会談した。さらに、APEC閣僚会議への出席のため訪問した韓国で、オー

ストラリア、韓国、シンガポールの外相との会談や短時間の意見交換に加え、日米韓外相会合を行った。

11月、茂木外務大臣は、東京で日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）及び両国外相会談を主催した。「2+2」では、4大臣は、厳しさを増している現下の安全保障環境への認識を共有した上で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、協力関係を更に強化していくことを確認した。12月には訪日したタイ外相と会談を行った。

2026年1月、茂木外務大臣はフィリピンとインドを訪問し、両国での外相会談などを通じ、FOIPの実現に向け、現下の厳しい地域・国際情勢について認識を共有し、日米比や日米豪印の枠組みも含めて協力することで一致した。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域、そして国際社会の平和と繁栄の基盤である。地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれまでになく高まっている。かつてなく強固な日米の協力関係の下、米国とは、1月のトランプ政権発足以降、電話会談を含め10回の首脳会談及び6回の外相会談（2026年1月時点）を行うなど、首脳及び外相間を始めとするあらゆるレベルで常時意思疎通し、連携して地域と国際社会の平和と安定を堅持するため尽力している。日米両国はFOIPの実現に向けた協力を進め、また、中国や北朝鮮、ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢を含む地域の諸課題への対応に当たり連携を深めている。

2月、石破総理大臣は、ワシントンD.C.を訪問し、トランプ大統領と対面で初となる日米首脳会談を行った。両首脳は、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、FOIPの実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認し、日米同盟の抑止力・対処力を高めることで一致した。石破総理大臣からは、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントを表明し、ト

ランプ大統領はこれを歓迎した。トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認するとともに、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。さらに、両首脳は、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応といった地域情勢について意見交換を行った。

最後に、両首脳は、日米豪印、日米韓、日米比といった同志国連携を更に強化していくことの重要性を確認し、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、日米首脳共同声明を発出した。

4月から6月にかけて、石破総理大臣はトランプ大統領と計4回にわたる電話会談を実施し（4月7日、5月23日、5月29日、6月13日）、2月の日米首脳会談の成果を踏まえ、外交・安全保障、経済にまたがる幅広い分野で日米の協力を一層前進させるため意見交換を重ねた。

6月、石破総理大臣はG7カナダスキス・サミット出席のためカナダを訪問した際、トランプ大統領と首脳会談を行った。両首脳は、FOIPを推進し、両国が世界の平和と繁栄に一層貢献するため、日米同盟を更に強化していくことを確認した。また、米国による一連の関税措置に関し、率直な議論を行い、担当閣僚に対し、更に協議を進めるよう指示することで一致した。

10月に発足した高市政権でも、日米同盟の強化は、政権の外交・安全保障政策上の最優先事項と位置付けられている。政権発足後間もない同月25日、高市総理大臣はトランプ大統領と初の電話会談を行い、両首脳は、日米同盟を更なる高みに引き上げていくために協力していくことを確認した。さらに、その直後の10月末にトランプ大統領が訪日した際には、高市総理大臣は、トランプ大統領と日米首脳会談や署

名式などの一連の行事を行い、幅広い分野での率直な議論を通じて大きな成果を挙げた。両首脳は日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。また、高市総理大臣からは、FOIPを、日本外交の柱として、引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていく決意を示した上で、両首脳は、FOIPを力強く推進するために、緊密に連携していくことを確認した。さらに両首脳は、そのビジョンの下で、日米韓、日米比、日米豪印といった地域の同志国ネットワークを強化していく重要性を確認した。

また、10月に茂木外務大臣もルビオ国務長官との間で日米外相会談を行い、日米間で、具体的な安全保障協力を進め、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致し、FOIPの実現に向け、日米韓、日米比、日米豪印などの同志国連携を更に進めていくことを確認した。高市総理大臣は11月末にもトランプ大統領と電話首脳会談を行い、両首脳は、日米同盟の強化やインド太平洋地域が直面する情勢や諸課題について、幅広く意見交換を行った。

また、両首脳は2026年1月2日にも電話首脳会談を行い、高市総理大臣から、米国が建国250周年を迎えることに対する祝意を伝え、この記念すべき年を日米同盟の新たな歴史を切り拓く一年とするため、日米間の友好関係や、経済や安全保障を含む裾野の広い日米協力を一層深めていくことを確認した。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、57ページ3(2)イ(ウ)参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関する賠償並びに財産及び請求権の問題について、日本政府は、米国、英国、フランスなど45か国との間で締結したサンフランシスコ平和条約及びその他二国間の条約などに従って誠実に対応してきており、これらの条約などの当事国との間では、個人の請求権の問題も含め、法的に解決済みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名

誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを行うことを目的として、財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基金」)が設立された。アジア女性基金には、日本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・福祉支援事業の支給などを行うアジア女性基金の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。アジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13人)に対し、国民の募金を原資とする「償い金」(一人当たり200万円)が支払われた。また、アジア女性基金は、これらの国・地域において、日本政府からの拠出金を原資とする医療・福祉支援事業として一人当たり300万円(韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給した(合計金額は、一人当たり500万円(韓国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原資として、インドネシアにおいて、高齢者用の福祉施設を整備する事業を支援し、また、オランダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び医療・福祉支援が提供された際、その当時の内閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付したお詫びと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられているとおり、日本としては、20世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわらず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現

のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十万人」と表現するなど、史実に基づくとは言いがたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のとおりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかった。

●「性奴隷」

「性奴隷」という表現は、事実に反するので使用すべきでない。この点は、2015年12月の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けがない数字である。慰安婦の総数については、1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述べられているとおり、発見された資料には慰安婦の総数を示すものではなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦の総数を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた真摯な取組や日本政府の立場について、国際的な場において明確に説明する取組を続けている。具体的には、日本政府は、国連の場において、2016年2月の女子差別撤廃条約に基づく第7回及び第8回政府報告審査⁽⁵⁾、2021年9月提出の同条約の実施状況に関する第9回政府報告、2024年10月の第9回政府報告審査及び2022年10月の市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく第7回政府報告審査⁽⁶⁾を始めとする累次の機会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、一部の国・地域でも慰安婦像⁽⁷⁾などが設置されており、このような動きは日本政府の立場と相容れない、極めて残念なものである。日本政府としては、引き続き、様々な関係者にアプローチし、日本の立場について説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html

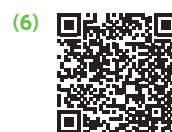


(5) 詳細は以下ホームページ参照：

https://warp.ndl.go.jp/web/20240702124320/https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page24_000733.html

(6) 規約第40条 (b) に基づく第7回報告（自由権規約委員会からの事前質問票に対する回答）（2020年3月）はこちら：<https://warp.ndl.go.jp/web/20250903123913/https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100045760.pdf>

(7) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。



2 中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア 中国情勢

(ア) 内政

3月、第14期全国人民代表大会（以下、「全人代」という。）第3回会議が開催された。李強^{りきょう}國務院総理が政府活動報告を読み上げ、前年の回顧として、昨年の発展の道のりは並大抵のことではなかった、外部からの圧力が高まり、内部は一層困難という複雑で厳しい情勢を前にしつつも、経済の動きは安定を保ちつつ上向きに推移したと述べた。一方、2025年の政策の方向性については、同年は第14次5カ年計画の詰めの年であり、第15次5カ年計画が良いスタートを切るための基礎を打ち固めねばならないと述べ、また、GDP成長率は昨年の当初目標とほぼ同じ（5%前後）としつつも、2025年の所期目標を達成することは容易ではなく、多大な努力を払う必要があると述べた。閉幕後の國務院総理による内外記者会見については、約30年続いてきたが、2024年、今後数年実施しないことが発表され、2025年も実施されなかった。

4月には中央周辺工作会議が開催された。最高指導部メンバーが出席する周辺外交をテーマとする党中央の会議は、2013年の「周辺外交工作座談会」以来約12年ぶりであった。また、習^{しゅう} 近平国家主席は8月に「チベット自治区成立60周年祝賀行事」、9月に「新疆^{きんぎょう}ウイグル自治区成立70周年祝賀行事」にそれぞれ出席するため、辺境の少数民族自治区である両自治区を立て続けに訪問した。

2025年は戦後80年であり、中国は9月3日に天安門広場で「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80年記念大会」を開催し、軍事パレードを実施した。習近平国家主席は演説で、「抗日戦争」は世界反ファシズム戦争の重要な一部であり、中国人民は莫大な民族的犠牲をもって、人類文明を救い、世界平和を守るために重大な貢献を行ったと自負した上で、今

日、人類は平和か戦争か、対話か対抗か、ウィンウィンかゼロサムかという選択に再び直面しているとの認識を示した。また、「中華民族の偉大な復興」の勢いは止められないと述べた。

10月には、第20期中央委員会第4回全体会議（いわゆる「四中全会」）が開催され、「第15次5カ年計画に関する中共中央の提案」（以下、「提案」という。）を可決した。「提案」では、中国の発展環境は深刻かつ複雑な変化に直面し、戦略的チャンスとリスク・チャレンジが併存し、不確実で予測困難な要素が増える時期になるとの認識を示しつつ、第15次5カ年計画期間の主要目標として、質の高い発展が顕著な成果を上げること、科学技術の自立自強のレベルを大幅に向上させることなどを掲げた。人事関連では、何衛東^{かえいとう}・前中央軍事委員会副主席を含む14人の高官に対する処分が追認された。

12月には、中央経済工作会議が例年どおり開催された。

新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況及び香港をめぐる情勢について、国際社会の関心は引き続き高い。例えば、12月には香港におけるジミー・ライ氏への判決に関するG7外相声明が発出され、香港における権利、自由及び自治の悪化に対する懸念が引き続き表明された。日本としては、自由、基本的人権の尊重、法の支配といった国際社会における普遍的価値や原則が中国においても保障されることが重要であると考えており、首脳会談や外相会談の機会も捉え、これらの状況について深刻な懸念を表明するなど、こうした日本の立場については中国政府に対して直接伝達してきている。また、国連では、中国の人権状況を懸念する有志国による共同ステートメントに、日本はアジアから唯一参加している。11月の国連総会第3委員会では、米国が15か国を代表して共同ステートメントを発出し、ウイグル人やチベット人などの民族的・宗教的少数派への人権侵害を含め、中国で発生している深刻な人権侵害について深い

懸念を表明し、日本はこれに参加した。日本政府として、引き続き国際社会と緊密に連携しつつ、中国側に強く働きかけていく。

(イ) 経済

3月に行われた全人代では、2025年の成長率目標を前年同様の5.0%前後とした一方、消費者物価上昇率を2%前後（24年目標は3%）に引き下げた。李強総理は「今年の初期目標を達成するのは容易ではない」と明言した。また、財政赤字の対GDP比についても4.0%（前年は3.0%）に引き上げ、新規地方专项債の発行上限額は4.4兆元（前年は3.9兆元）に微増設定。結果として、2025年の実質GDP成長率は通年で前年比5.0%増と、目標を達成し、各四半期においては、第1四半期（1月から3月）は前年比5.4%増、第2四半期（4月から6月）に同5.2%増、第3四半期（7月から9月）に同4.8%増、第4四半期（10月から12月）に同4.5%増となった。

中国経済は、低迷する不動産市場と消費マインドの悪化により、足踏み状態が継続している。3月の全人代では、重点項目のうち「内需拡大」の位置付けが前年の3番目から1番目に上昇した。消費については、2025年前半にかけて、2024年から開催された家電や電気自動車（EV）などの買い替え政策の効果により、一部好調となるも、後半にかけては政策の息切れにより減速傾向であった。そのほか、内需拡大に関連して政府はサービス消費の拡大に向けた支援策、

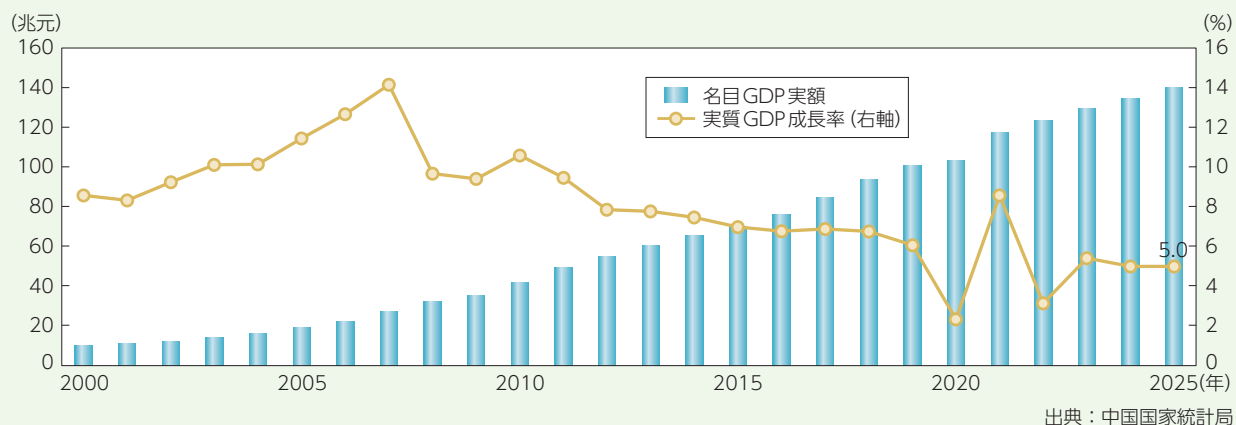
さらに民生分野への財政支出として公立幼稚園の園児の一部への保育・教育費の免除などを公表したが、依然として消費マインドは改善していない。なお、国内の消費マインドが低迷する中で、自動車産業等、消費者に対する過剰な値引きなど、過当競争（「内巻」）が問題視され、7月の政治局会議では企業の無秩序な競争や基幹産業の生産能力管理促進等の方針が示された。その後も10月には、国家発展改革委員会と国家市場監督管理総局が内巻に関する公告を発表し、政府は「反内巻」の姿勢を見せている。

一方、輸出入については、米中経済対立の影響による米国による対中関税の引上げに伴い、米国向け輸出が大きく減少したものの、ASEANやその他の地域向けが好調となり、輸出が中国経済全体を引き続き牽引することとなった。輸入は国内の内需低迷が影響し輸出と比較すると弱さがみられた。

なお、不動産市場に関して、24年を通じて大規模な支援策は公表されず、12月には国有企業が筆頭株主である大手不動産開発企業が社債の償還を延期するなど引き続き経済全体の足かせとなることが予想される。

12月には中央経済工作会议が開催され、2025年をととも平凡ならざる年と指摘。中国経済は圧力に耐えながら前進し、新たな方向、優れた方向に発展したとした。問題点として、外部環境の変化の影響、国内の供給過剰と需要不足の矛盾などを挙げつつ、これらの問題は、多くが発展過程や転換過程における問題であ

■ 中国のGDPの推移



り、解決可能との認識を示した。2026年の経済政策の方向性として、カウンター・シクリカル及びクロス・シクリカル調整を通じたマクロ経済ガバナンスの効率性向上を挙げた上で、2025年に続き「より積極的な財政政策」「適度に緩和的な金融政策」を実施することとした。

なお、長期的な経済目標としては、10月に第20期4中全会が開催され、「第15次5カ年計画」に関する中国共産党からの提案が審議、通過された。15次5カ年計画期の主要目標として、「質の高い発展」で顕著な成果を上げる、科学技術の自強自立のレベルを大幅に向上させる、全面的な改革深化が新たな突破を遂げるなどを挙げ、2035年までに一人あたりGDPが中程度の先進国レベルに到達することを目指すとした。引き続き製造業や新質生産力を中心とする供給主導型の経済モデルが優先されている一方、内需拡大の方針がこれまで以上に強調されるとともに、可処分所得の拡大に繋がる民生（社会保障の充実等）について具体的に記載された。

近年、過剰生産能力の問題が顕在化している中で、鉄鋼やEVなど、中国の複数の産業セクターにおいて過剰生産能力又はその恐れが指摘され、各国が対中関税引き上げや貿易救済措置を実施している。不透明な産業補助金など、根本的原因である非市場的政策・慣行に対処し、グローバルに公平な競争条件を確保するため、ルール的发展等に取り組むことが重要となっている。

また、中国は、輸出管理措置として、2025年2月にタングステン等5鉱種の関連品目を、同年4月に中・重レアアース7鉱種の関連品目を管理対象に追加した。さらに同年10月、レアアース関連品目の再輸出規制や技術輸出規制、新たな中・重レアアース5鉱種の関連品目を管理対象に追加するなど、輸出管理措置を立て続けに発表した。10月に公表されたこの措置は、同月の米中首脳会談における合意を受け、約1年間の延期が発表されている。さらに、2026年1月、中国は、日本向けデュアルユース品目の輸出管理強化措置を発表し、2月には、中国商務部が、一部の日本企業等に対するデュ

アルユース品目の輸出禁止等を発表した。

(ウ) 外交

3月の全人代での外交部長記者会見において、王毅・中央政治局委員兼外交部長は2025年の首脳外交について「中国と世界が互いに相手を訪れ、互いに成果を上げる新たな一章を書き記すだろう。」と述べ、2025年も習近平国家主席を始めとするハイレベルを筆頭に、様々なレベルによる外交活動が活発に行われた。特に中国は8月末から9月初旬の「上海協力機構(SCO)天津サミット」、「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80周年記念大会」、10月の「世界女性サミット」といった式典・会議を自国で開催し、各国元首・首脳らを招いて首脳会談を実施するなど、活発な首脳外交を展開した。中でもSCOサミットで習近平国家主席は、各国と共により公正で合理的なグローバル・ガバナンス体制の構築を推進し、手を携えて人類運命共同体へと歩みを進めたいとして、「グローバル・ガバナンス・イニシアティブ」を初めて提唱した。

ロシアとの関係では2025年にも頻繁に首脳間の直接の意思疎通が行われ、5月の対ドイツ戦勝利80周年を記念する軍事パレードに併せて習近平主席がロシアを訪問し中露首脳会談を実施したほか、8月末から9月初旬にはSCOサミット、「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80周年記念大会」に併せてプーチン大統領が訪中した。中でも5月の中露首脳会談の際には、両国の包括的・戦略的協力パートナーシップ関係の更なる深化に関する共同声明が発出され、終始互いを優先的な協力のパートナーとみなし、中露の伝統的友好と深い相互信頼を妨害・破壊しようとするいかなるたくらみにも共に対抗するとした。また9月の「中国抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80周年記念大会」の際には北朝鮮の金正恩キムジョンウン 國務委員長も訪中した。

周辺国との関係でも4月に習近平国家主席がベトナム、マレーシア、カンボジアを訪問したほか、6月の中国・中央アジアサミット出席の

ためにカザフスタン・アスタナ、11月のAPEC首脳会議出席のために、韓国・慶州^{キョンジュ}をそれぞれ訪問し、各国首脳と会談するなど、活発な外遊・首脳外交を展開した。

欧州との関係では、EUと中国の外交関係樹立50周年を迎えた2025年、7月に中国で中国EU首脳会議が開催され、コスタ欧州理事会議長とフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長が訪中し、習近平国家主席、李強國務院総理とそれぞれ会談した。そのほか、11月のフェリペ6世スペイン国王訪中、12月のマクロン・フランス大統領訪中など、EU加盟国のハイレベルも個別に中国を訪問した。

米中間では、2025年1月に発足した第二期トランプ政権との間で、幅広い分野において、関税措置を含む貿易制限措置の応酬が展開された。一方、2025年5月以降、複数回にわたる閣僚級の米中経済・貿易協議や、7月の米中外相会談、10月には、第二期トランプ政権発足後初めてとなるトランプ大統領と習近平国家主席の対面での米中首脳会談などに加え、米中国防相会談も実施されるなど、米中間の意思疎通は継続している。

米国は、フェンタニルなどの違法薬物の流入の阻止を目的として、2025年2月に中国に対し10%の追加関税を課すと発表、続く3月には中国の対応が不十分として一律20%に追加関税を引き上げると発表した。これに対し中国は、米国からの特定の輸入品目に対する関税の引き上げや、レアアースの輸出管理措置等を発表した。中国側は米国に対し、強烈な不満を表明したうえで、米国が関税戦や貿易戦に固執をする場合、最後まで付き合うと表明した。4月には、米国は貿易赤字の解消などを目的として、相互関税の導入を発表し、中国に対し34%の追加関税を課することを表明した。これに対して、中国が措置を発表するなど、両国の関税措置が激化し、一時は相互に125%の追加関税（米国側は3月時点までの20%の追加関税も加えれば、145%の追加関税を賦課）を掛け合う状況となった。こうした中、5月にスイスで、米国のベッセント財務長官及びグリア

通商代表、中国の何立峰^{かりつほう}國務院副総理との間で、第1回米中経済・貿易会談（閣僚級）が開催され、米中共同声明が発表された。これにより、米中両国は、相互に高止まりしていた関税の撤廃や一時停止、非関税措置の撤廃などを表明し、両国間で経済貿易協議メカニズムを設置することを決定した。その後は、6月、9月の米中首脳電話会談や、米中経済・貿易会談（閣僚級）の場で、関税措置の一時停止の延長や、中国によるレアアースの輸出管理措置や大豆の輸入停止措置等について継続して議論が行われた。10月には、韓国で米中首脳会談が実施され、フェンタニルを理由とする追加関税を20%から10%に引き下げること、相互関税の一部を34%から10%に引き下げる措置を1年間延長すること、中国によるレアアース輸出管理措置の一時停止、米産大豆の大規模購入などの合意に達した。

このように、一時は、第二期トランプ政権による追加関税の関税率が100%を超えるなど、米中両国の関係は緊張が高まっていたが、ハイレベルの頻繁な意思疎通の結果、一部の貿易制限措置が撤廃、一時停止されるなどの動きも見られる。

米中両国間で安定的な関係が構築されることは、日本のみならず、国際社会全体にとって重要であり、日本として引き続き高い関心を持って今後の動向を注視していく。

(工) 軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会（2017年）で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊にすると述べた。また、2020年10月に発表された第19期党中央委員会第5回全体会議（以下「五中全会」という。）コミュニケでは、「2027年の建軍100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新たな目標が示された。さらに、第20回党大会（2022年）では、「建軍100周年の奮闘目標を期限までに達成し、人民軍隊を早期に世界一流の軍隊に築き上げることは社会主義現代化国家の全面的建設の戦略的要請である」と改めて述べた。中国が公表している国防

費は、予算の内訳、増額の意図については十分明らかにされておらず、実際に軍事目的に支出している額の一部にすぎないと見られる。こうした中、中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心として、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化し、宇宙・サイバー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域における優勢の確保も重視しており、「機械化・情報化・インテリジェント化の融合発展」による軍の近代化を推進している。

2025年は、引き続き、中国による日本周辺での活動が活発に行われた。6月には、中国海軍の空母「遼寧」が硫黄島より東側の海域（いわゆる「第2列島線」より東側の海域）で活動したこと、空母2隻「遼寧」及び「山東」が同時期に太平洋上で活動したことを初めて確認・公表した。9月には、これまでの2隻よりも大型で、固定翼早期警戒機などを運用可能な電磁カタパルトを装備しているとみられる空母「福建」が航行していることを初めて確認・公表した。12月には空母「遼寧」が太平洋に進出し、沖縄本島東方から奄美大島東方の公海を航行したことが初めて確認された。加えて、中国は台湾周辺の海空域において、4月及び12月に軍事演習を実施した。南シナ海では、中国は、法的根拠のない拡張的な海洋権益に関する主張に基づき、係争地形の一層の軍事化や沿岸国等に対する放水銃の使用や衝突などの危険な操船を始め、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや、地域の緊張を高める危険で威圧的な行動を継続・強化している。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っており、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向などは、日本と国際社会の深刻な懸念事項であり、日本の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、日本の総合的な国力と同盟国・同志国などとの連携により対応すべきものである。中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、透明性などを向上させるとともに、

国際的な軍備管理・軍縮などの努力に建設的な協力をを行うよう同盟国・同志国などと連携していく。また、日中間の信頼の醸成のため、各種の対話を始め、中国との安全保障面における意思疎通を強化し、中国との間における不測の事態の発生を回避・防止する日中間の取組を進めながら、関係国と連携しつつ、日本を含む国際社会の懸念が払拭されるよう努力していく。

1 日中関係

(ア) 二国間関係一般

中国とは、戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な関係を構築していくことが一貫した方針である。中国との間には、尖閣諸島情勢を含む東シナ海や南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試み、ロシアとの連携を含む日本周辺での一連の軍事活動や、中国によるレアアース等の輸出管理措置など、数多くの懸案や課題が存在している。また、台湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、日本は香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況についても深刻に懸念している。重要な隣国であり、様々な懸案と課題があるからこそ、意思疎通を継続しながら、国益の観点から冷静かつ適切に対応していく。

3月22日、岩屋外務大臣は、日中韓外相会議出席のため訪日中の王毅外交部長と日中外相会談を行った。両外相は、国際情勢が大きく変動する中、日中両国の外相同士が対面で会い、課題や懸案の解消も含めて率直に議論することが重要であることを確認した。また、両外相は、2025年の日中関係の取り進め方について議論し、日中両首脳で確認した、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を双方の努力で構築するという大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくための歩みを確かなものとしていくことで一致した。また、第6回日中ハイレベル経済対話では、双方は、医療・介護・ヘルスケアの分野での協力を引き続き強化していくことの重要性を確認するとともに、第三国市場での民間経済協力を引き続き推進していくこと

で一致した。

7月10日、ASEAN 関連外相会議に出席するためマレーシアを訪問中の岩屋外務大臣は、王毅外交部長と会談を行った。両外相は、2024年12月及び2025年3月の相互訪問以降も、日中間で様々な分野について協議が行われ、いくつかの具体的な懸案についても解消に向けた動きが見られており、課題が残っている中でも、意思疎通を強化することで日中関係を前に進めていくことを確認した。

また、7月11日には大阪・関西万博において中国のナショナルデー行事が開催され、式典には日本政府の代表として武藤容治経済産業大臣が出席したほか、中国からは何立峰國務院副総理が出席した。武藤経済産業大臣は、中国のナショナルデー行事に先立ち、日中友好議員連盟会長の森山裕自由民主党幹事長と共に、何立峰國務院副総理と面会し、経済分野を含む日中関係の進展について意見交換を行った。同日、日本産牛肉の対中輸出再開の前提となる日中動物検疫協定が発効した。日本政府として、本協定の発効を踏まえ、早期の輸出再開に向けて、中国政府との間で関連の協議を引き続き推進していく。

10月31日、APEC 首脳会議に出席するため韓国を訪問中の高市総理大臣は、習近平国家主席と首脳会談を行った。習主席から高市総理大臣就任に対する祝意が表明され、両首脳は、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという日中関係の大きな方向性を改めて確認した。その上で、高市総理大臣から習主席に対し、地域と国際社会の平和と繁栄という重責を果たしていく重要性について働きかけた。高市総理大臣から、安全保障や経済安全保障など懸案や課題があるからこそ、それらを減らし、理解と協力を増やし、具体的な成果を出していくとともに、首脳間で、戦略的互惠関係を進める意思を確認する重要性を指摘した。両首脳は、首脳間での対



日中首脳会談(10月31日、韓国 写真提供：首相官邸ホームページ)

話、そして日中間の幅広い分野での重層的な意思疎通を行う重要性を確認した。

また、ALPS 処理水⁽⁸⁾の海洋放出に関し、国際原子力機関 (IAEA) の枠組みの下での追加的モニタリングが累次実施され、中国政府からは、分析が完了したのものについては結果が正常であったと発表するとともに、2025年6月末には、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出したことなどを踏まえ、両首脳は、日本産水産物の輸入再開を前向きに受け止め、引き続き2024年9月に両政府で発表した「日中間の共有された認識」をきちんと実施していくことを確認し、高市総理大臣から、日本産水産物の輸入の円滑化を求めた。また、日本産牛肉の輸入再開と10都県産の農水産物など残された輸入規制撤廃の早期実現に向けて、関連協議の促進を求めた。両首脳は、第三国市場協力、グリーン経済、医療・介護・ヘルスケア等の分野において、具体的な協力の進展を図っていくこと、グローバルな課題で協力していくことで一致した。高市総理大臣から、大阪・関西万博での展示デザイン部門における中国館の金賞受賞に対し祝意を示した。

高市総理大臣から、尖閣諸島周辺海域を含む東シナ海での中国によるエスカレーションや海洋調査活動、日本周辺の中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。両首脳は、防衛当局間の実効性のある危

(8) ALPS 処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備 (Advanced Liquid Processing System : ALPS) を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

機管理と意思疎通の確保の重要性について一致した。高市総理大臣から中国によるレアアース関連の輸出管理措置に強い懸念を表明し、両首脳は、日中輸出管理対話を始め、当局間の意思疎通を強化していくことを確認した。高市総理大臣から、中国での邦人襲撃事件や邦人拘束が発生する中で、中国滞在に不安を感じている日本国民のため、安全確保を求めるとともに、拘束中の邦人の早期釈放を求めた。高市総理大臣から、台湾海峡の平和と安定の日本を含む国際社会にとっての重要性を強調した。また、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区等の状況に対する深刻な懸念を表明した。

両首脳は、拉致問題を含む北朝鮮情勢等についても意見交換を行った。

11月1日にはマレーシアで開催された拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）に際し、小泉進次郎防衛大臣と董軍・中国国防部長との日中防衛相会談も行われた。

2025年は、日中両国の議員間・政党間交流も活発に行われた。1月には第9回日中与党交流協議会に参加するため、森山裕自由民主党幹事長、西田実仁公明党幹事長一行が訪中した。4月には斉藤鉄夫・公明党代表一行、森山裕会長を団長とする日中友好議員連盟の代表団が相次いで訪中した。

一方、11月以降、中国は、国会における議論に対するものを含め、日本に対して一方的な批判や威圧的措置を強めている。こうした中で行われた中国の在大阪総領事によるSNSの投稿については、在外公館の長の発信として極めて不適切と言わざるを得ないものであり、中国側に対し、累次にわたり、強く抗議を行った。また、中国政府は、中国国民に対し、日本への渡航自粛要請を行った。こうした中国側の発表は、留学や観光を含む二国間の人的交流を委縮させかねないものであり、中国側に対して、しかるべく申入れを行った。さらに、中国の国連常駐代表は、事実を反し、根拠に欠ける主張を含む書簡を2度にわたり発出したほか、11月21日には、駐日中国大使館は、国連憲章のいわゆる「旧敵国条項」に関する発信を行った。

そして、12月6日には、中国軍の戦闘機が、当該機体に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊の戦闘機に、レーダー照射を断続的に行う事案が発生した（40ページ（エ）個別の懸案事項参照）。政府としては、状況を注視しながら、これらの事実と反する中国側の発信や威圧的措置に対しては、毅然と反論・抗議すると同時に、中国側に対して適切な対応を求めてきているところである。

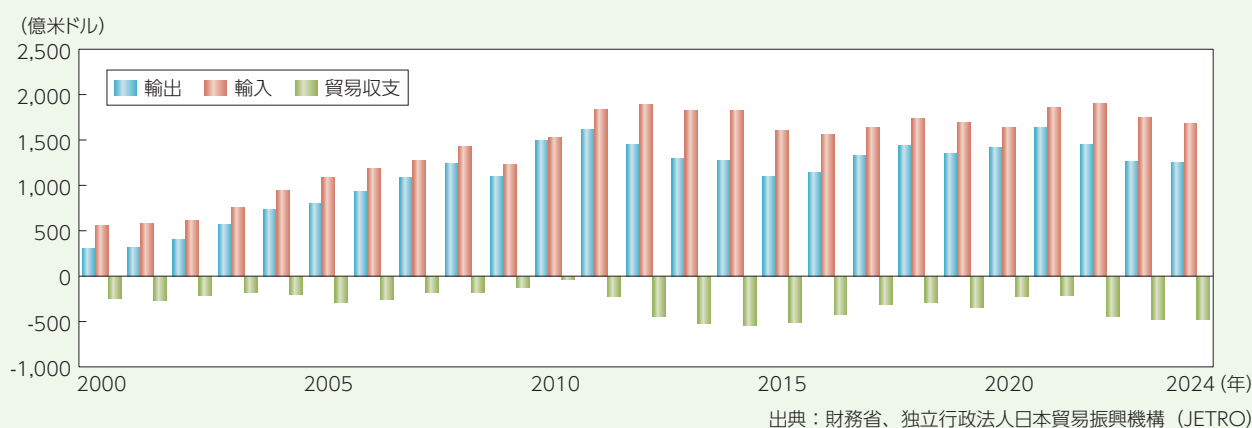
さらに、2026年1月6日、中国は、日本向けデュアルユース品目の輸出管理強化措置を発表した。これに対し日本は、日本のみをターゲットにした同措置は、国際的な慣行と大きく異なり、決して許容できず、極めて遺憾であると中国側に申入れ、強く抗議するとともに、措置の撤回を求めている。また、2月24日、中国は、一部の日本企業等に対するデュアルユース品目の輸出禁止等を発表した。これに対し日本は、1月6日発表の上記措置と同様に、断じて受け入れられず、極めて遺憾であるとして、強く抗議するとともに措置の撤回を求めている。

日中間に懸案と課題があるからこそ、意思疎通が重要であり、日本としては、中国との様々な対話についてオープンであり、扉を閉ざすようなことはしていない。このような姿勢の下、中国側と意思疎通を継続しつつ、今後も国益の観点から冷静かつ適切に対応を行っていく考えである。また、日本政府の立場や正しい事実関係について各国の理解を得ることは極めて重要であり、日本政府として、これまでも米国を含む各国に対し、様々な機会を捉えて日本の立場や考えを説明してきており、国際社会からも理解を得てきているところである。例えば、2026年2月時点で、米国連邦議会上下両院において、日米同盟への揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日本の取組への支持を示す内容の決議案が提出されているところである。

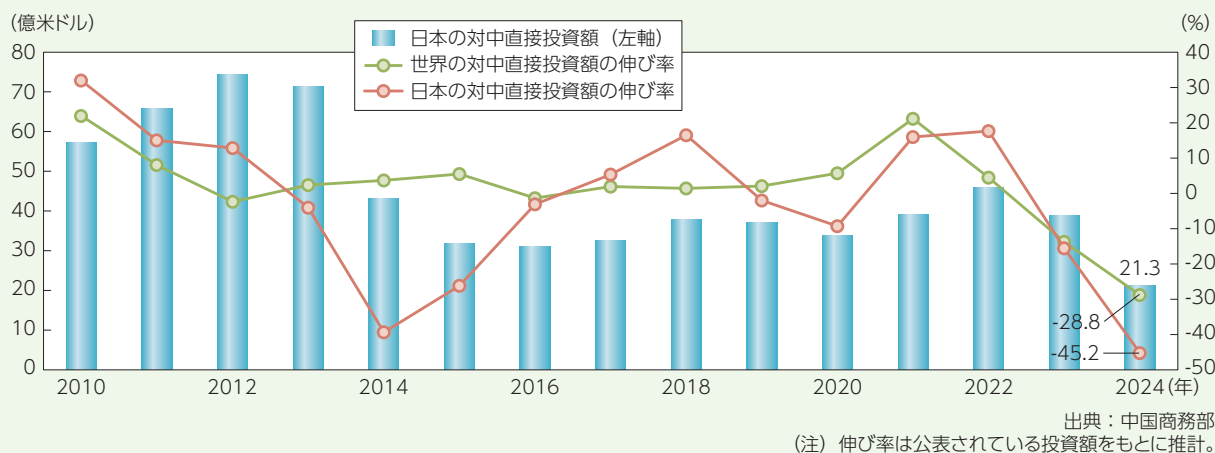
（イ）日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常に緊密である。2024年の日中間の貿易総額（香港を除く。）は、約44.2兆円（前年比4.7%

■ 日中貿易額の推移



■ 日本の対中直接投資



増)となり、中国は、日本にとって前年に続き最大の貿易相手国となった。

また、日本の対中直接投資は、中国側統計によると、2024年は約21億3,000万ドル（前年比45.2%減（投資額公表値を基に推計））と、中国にとって国として第4位（第1位はシンガポール、第2位は米国、第3位は韓国）の規模となっている。なお、国際収支統計によると、日本にとって中国は第14位の投資先国であり、約2.7兆円に上る直接投資収益の収益源となっている。

また、日中間の民間レベルでの経済交流として、2024年に続き、2月に経団連、日中経済協会及び日本商工会議所による合同訪中代表団の派遣が実現し、何立峰國務院副総理らとの会見が行われたほか、6月には日本国際貿易促進協会が訪中した。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進 〈日中間の人的交流の現状〉

中国からの訪日者数は、2025年は約909.6万人（日本政府観光局（JNTO）推定値）に達し、前年の約698.1万人（JNTO確定値）から大幅に増加し、2019年比の約95%まで回復した。一方、11月14日、中国政府が中国国民に対し日本への渡航自粛を呼びかけたことで、中国からの訪日旅行に関して一部キャンセルの動きがあり、2025年11月は前年比約3%増、12月は前年比約45%減と増加ペースの鈍化、減少傾向となっている。

次世代を担う青少年交流については、対日理解促進交流プログラム「JENESYS」で日中両国の学生や若手研究者などが交流を通じて相互理解を深め、各分野の代表団も関連分野の視察や講義などにより日本の取組に対する理解・関

心を深めた。

また、中央・地方の政・経・官・学など各界の様々なレベル・分野の人材を日本に招へいし、幅広い関係構築・強化に努めている。こうした交流を通じ、被招へい者と日本の関係者との間に良好な関係が構築され、日本に対する正確な理解が促進されることが期待されている。

日中両国の間では、10月まで文化、経済、教育、地方など幅広い分野で交流が積み重ねられていたが、11月以降イベントのキャンセルや延期など相次いでいる。

(工) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢等〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船による領海侵入が継続しており、また、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。日本が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が集まった1970年代に至るまで、中国は、日本による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱えてこなかった。中国側は、それまで異議を唱えてこなかったことについて、何ら説明を行っていない。その後、2008年に、中国国家海洋局所属船舶2隻が尖閣諸島周辺の日本の領海内に初めて侵入した⁽⁹⁾。

2025年の尖閣諸島周辺海域における中国海警船による年間の領海侵入の件数は27件であり(2024年は39件、2023年は34件)、また、2025年の接続水域内における中国海警船の年間確認日数は過去最多の357日を記録した。さらに、2020年5月以降、中国海警船が尖閣

諸島の日本の領海に侵入し、当該海域において日本漁船に近づこうとする動きが頻繁に発生しており、2025年3月にはこれに伴う領海侵入時間が過去最長の92時間以上となる事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。また、5月には、尖閣諸島周辺の日本領海に侵入した中国海警船から発艦したヘリコプター1機が日本領空を侵犯した。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じて厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し求めてきている。引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

中国軍の艦艇・航空機による東シナ海を含む日本周辺海空域での活動も活発化している。2025年5月には、空母「遼寧」が、東シナ海を航行し、日本に近い海域で艦載戦闘機及び艦載ヘリの発着艦を行ったことを確認した。また、6月の太平洋上の公海上空における特異な接近に続き、7月には、東シナ海の公海上空にて、自衛隊機に対し、中国軍戦闘爆撃機が接近して飛行した。また、12月には、沖縄本島南東の公海上空で、同空母「遼寧」から発艦した艦載戦闘機が、当該機体に対する対領空侵犯措置を実施していた航空自衛隊の戦闘機に対して、約30分にわたる断続的なレーダー照射を行う事案が発生した。こうした事案に対して、偶発的な衝突を誘発する可能性があることから、外交及び防衛ルートの双方で、深刻な懸念を表明し、再発防止を厳重に申し入れた。加えて、日本の周辺における中露軍事連携について、8月には中露艦艇による共同航行、12月には中露爆撃機による共同飛行が、前年に引き続き確認された。また、中国海軍艦艇による尖閣諸島周辺を含む海域での航行も複数回確認さ

⁽⁹⁾ 尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html>





日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物（写真提供：防衛省）
詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html
参照



れた。中露連携を含め、中国軍による東シナ海等の日本周辺海空域における最近の動向を踏まえ深刻な懸念を有しており、それぞれの事案について、中国側に対ししかるべく申し入れてきている。

無人機を含む航空機の活動も引き続き活発であり、2013年以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本は外交ルートを通じ繰り返し提起してきている。

10月に行われた日中首脳会談においても、高市総理大臣から、日本周辺の中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝え、中国側の対応を求めた。

東シナ海における日中間の排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の西側において、中国側が東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」⁽¹⁰⁾以前に設置した4基に加え、2013年6月から2016年5月にかけて新たな12基の構造物が、さらに2022年に新たに2基が設置されたほか、2025年から2026年にかけて、新た

に4基の構造物の設置に向けた動きが確認され、これまでに合計22基の構造物が設置されていることを確認している。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を把握する度に、中国側に対して、一方的な開発行為を中止し、東シナ海の資源開発に関する「2008年合意」に基づく国際約束締結交渉再開に早期に応じるよう強く求めてきている。なお、2019年6月に大阪で行われた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会談においては、両首脳は資源開発に関する「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実現することで一致している。

また、東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて、中国による日本の同意を得ない調査活動も継続して確認されており、その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れ及び抗議を行っている。

日中両国は、海洋・安全保障分野の諸懸案を適切に処理するため、関係部局間の対話・交流の取組を進めている。例えば、2018年6月に運用開始した日中防衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の相互理解の増進及び不測の

⁽¹⁰⁾ 「2008年合意」については外務省ホームページ参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20250902074637/https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html



衝突を回避・防止する上で大きな意義を有するものである。

日中安保対話、日中高級事務レベル海洋協議、その他の関係部局間の協議を通じ、両国の関係者が直接、率直に意見交換を行うことは、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有意義である。日本政府としては、引き続き個別の懸案に係る日本の立場をしっかりと主張すると同時に、一つ一つ対話を積み重ね、意思疎通を強化していく。

やまとたい 〈大和堆〉

日本海の大和堆周辺水域における違法操業中国漁船への対応について、水産庁取締船及び海上保安庁巡視船による退去警告隻数は、2024年は32隻、2025年は12隻となっており、中国漁船による違法操業が依然として確認されている。こうした状況を踏まえ、中国側に対し、様々な機会を捉えて日本側の懸念を繰り返し伝達するとともに、違法操業問題解決のための実効的措置をとるよう強く申入れを行ってきている。

〈日本産食品輸入規制問題〉

中国による日本産食品に対する輸入規制については、首脳・外相レベルを含む様々なレベルで早期撤廃を繰り返し強く求めている。

2023年8月、ALPS処理水の海洋放出開始を受けて、中国政府は日本産水産物の輸入を全面的に一時停止すると発表した。2024年9月、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、日中両政府で「日中間の共有された認識」⁽¹¹⁾を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年10月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、中国政府からは、分

析が完了したものについては結果が正常であったと発表されている。2025年3月の日中ハイレベル経済対話で、両政府は、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを引き続き実施していくことを確認し、分析結果に異常がないことを前提に、日本産水産物の輸入再開に向けて関連の協議を推進していくことで一致した。こうしたやり取りも踏まえ、同年3月、4月及び5月に日本産水産物の輸入再開に伴う技術的事項についての日中当局間協議が開催され、5月28日の第4回技術協議で日中双方は、日本産水産物の対中輸出再開に必要な技術的要件について一致した。2025年6月末には、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出され、これにより、日本側輸出関連施設の再登録手続が開始されることとなった。日本産水産物の輸入再開については、2024年9月に発表された「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが何より重要であり、政府としては、引き続き中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化について働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃などを強く求めていく。

〈邦人拘束事案〉

中国の「国家安全」に係る罪により、2015年5月以降、17人の邦人が拘束されている。一連の邦人拘束事案については、日本政府として、これまで首脳・外相会談など、日中間の様々な機会に早期釈放に向けた働きかけを行ってきている。これまで5人が逮捕前に解放され、1人が服役中に病死、6人が刑期を満了し帰国し、2025年末時点、5人が拘束中（服役中）である。

政府としては、2025年11月の日中首脳会談及び10月の日中外相電話会談を始め、首脳・外相レベルを含む様々なレベル・機会を通

(11) 2024年9月20日に発表された「日中間の共有された認識」については、
外務省ホームページ参照：<https://warp.ndl.go.jp/web/20250901221814/>
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01181.html



じて、早期釈放、改訂反スパイ法を含め拘束理由を始めとする法執行及び司法プロセスにおける透明性の向上、邦人の権利の適切な保護、公正公平の確保並びに人道的な取扱いを中国政府に対して強く求めてきており、引き続きそのような働きかけを粘り強く継続していく。また、邦人保護の観点から、領事面会や御家族との連絡など、できる限りの支援を行っている。

一連の邦人拘束事案発生を受け、在留邦人などに対しては、外務省や在中国日本国大使館・総領事館のホームページなどにおいて、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、取調べの対象となり、長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあるので注意するよう呼びかけている。また、2023年7月の改訂反スパイ法の施行を受け、外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の内容を更新し、より詳細かつ具体的な形で注意喚起を行っている⁽¹²⁾。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理事業に着実に取り組んできている。2025年は、吉林省敦化市ハルバ嶺地区で発掘・回収及び廃棄処理事業を実施し、黒竜江省ハルビン市及び湖北省武漢市での廃棄処理事業を実施した。加えて、その他中国各地における遺棄化学兵器の現地調査及び発掘・回収事業を実施した(2025年12月時点の遺棄化学兵器廃棄数は累計約14.9万発)。

(2) 台湾

ア 内政・経済

汚職容疑で起訴された柯文哲民衆党主席が2025年1月に辞任したことを受け、2月に主席補欠選挙が行われ、黄国昌氏が党主席に就任した。

1月以降、立法院の膠着状態の打開を企図する大規模な罷免運動が市民団体主導で進められた。7月及び8月には国民党立法委員31名に対する罷免投票が実施されるも、全て不成立となった。8月27日、行政院は、運動部の新設を含む内閣改造を発表した。

10月、任期満了に伴う国民党主席選が実施され、前立法委員の鄭麗文氏^{ていれいぶん}が選出された。

近年、台湾経済は、AIや情報通信機器関連の堅調な需要を背景に好調が続き、2025年の実質GDP成長率はこの15年間で最も高いプラス8.63%となり、一人あたりGDPは37,826ドルに達している。頼清徳政権は、半導体^{らいせいとく}、AI、軍事、次世代通信などの産業を重視し、社会全体の防衛強靱性を強化すること、グローバル・サプライチェーンにおける重要な地位を確立することに取り組んでいる。

イ 两岸関係・対外関係

两岸の軍事バランスは、全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化している。台湾周辺における中国人民解放軍の活動は増大傾向にあり、軍用機による台湾海峡の中間線越えや艦艇の台湾東部での活動が常態化している。

2025年3月13日、頼清徳総統は国家安全会議ハイレベル会合を招集し、中国による「統一工作」への17項目の対策を発表するとともに、中国は「域外敵対勢力」に合致していると言及した。これを受け、中国は空母や海警が連動する形で4月1日及び2日には軍事演習を実施した。

8月、台湾行政院は2026年度の防衛予算案がGDP比3.32%になると公表するとともに、頼清徳総統は2030年までにGDP比5%を目標とする方針を表明した。

12月17日、米国政府は台湾に対して過去最大となる約111億ドルの武器売却を承認し、議会への通知手続きを開始したと発表した。

(12) 外務省海外安全ホームページにおける注意喚起の掲載箇所はこちら〔滞在時の留意事項〕10〕：
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcsafetymeasure_009.html



12月29日、中国は同日から台湾周辺において軍事演習を実施すると発表し、演習は31日まで行われた。同演習について、中国は「『台湾独立』勢力と外部干渉勢力に対する嚴重な警告」と発表した。台湾周辺海域への実弾射撃及び台湾を取り囲む形で航空機などの進入を禁止する演習区域の設定は2022年8月以来となる。これに対し、日本は本件軍事演習は台湾海峡において緊張を高める行為であり、日本の懸念を中国側に伝達したとの外務報道官談話を発表した。

台湾承認国や欧米諸国に対する台湾当局高官の訪問は2025年も行われ、11月、蕭美琴副総統はベルギー・ブリュッセルで開催された「対中政策に関する列国議会連盟」(IPAC)年次総会に出席し、台湾の高官としては初めて海外の議会での演説を行った。

台湾海峡の平和と安定は、国際社会全体の安定にとっても重要である。G7においても、台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認し、兩岸問題の平和的解決を呼び掛けることで一致しており、2025年G7外相会合共同声明では、台湾海峡の平和と安定を維持することの重要性を強調し、特に力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対すると表明している。

台湾は、2009年から2016年までは世界保健機関(WHO)総会にオブザーバー参加していたが、2017年以降は参加できていない。日本は従来、国際保健課題への対応に当たっては、地理的空白を生じさせるべきではないと一貫して主張してきており、こうした観点から台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を一貫して支持してきている。2025年G7外相会合共同声明では、適切な国際機関への台湾の意味ある参加への支持を表明している。

4月に米国が台湾に対して課した相互関税については、6回にわたる対面交渉の結果、2026年1月15日、米台双方が、台湾製品に適用される米国の相互関税率は合計15%までとすること、台湾企業が2,500億ドル規模の対米投資を行うことなどの貿易・投資合意に達したと発表した。

日台関係

台湾は、日本にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。日本と台湾との関係は、1972年の日中共同声明を踏まえ、非政府間の実務関係として維持されている。

日台双方の市民感情は総じて良好であり、公益財団法人日本台湾交流協会の調査(2024年12月から2025年1月実施)によれば、「日本に親しみを感じる(どちらかというとき親しみを感じる)」と台湾住民の81%が回答し、台北駐日経済文化代表処の調査(2025年10月実施)によれば、「台湾に親しみを感じる(どちらかというとき親しみを感じる)」と日本人の74.5%が回答したとの結果も出ている。

人的往来について、日本からの海外渡航者数は回復途上であるものの、台湾からの訪日客数は676万人に達し、2024年の604万人を超えて過去最高となった。

2011年の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制については、これまで緩和が進められてきたが、11月21日、台湾は全ての日本産食品に対する規制を撤廃すると発表した。台湾側の決定は、被災地の復興を後押しするものであり、日本政府として歓迎している。このほか、5月22日、台湾側は日本産牛肉の輸入に関し、生後30か月未満とする月齢制限を撤廃すると発表した。これにより、2001年から継続していた台湾による日本産牛肉の輸入規制が完全に撤廃された。

日本と台湾は共に大規模な自然災害が多く、これまでも発災時には互いに支援の手を差し伸べてきた。2025年10月には、台風18号による集中豪雨の影響で花蓮県において災害が発生したことを受け、日本側から台湾側に対し、河道閉塞(土砂ダム)の水位を観測する水位観測ブイを提供した。引き続き日台間で防災面での協力と交流が深化することが期待されている。

12月、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会は「日台デジタル貿易取決め」及び「地方税

関の協力に関する日台間覚書」に署名した。こうした成果を通じ、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易や、水際対策や税関手続の円滑化等、実務面の協力が一層強化されることが期待される。また、半導体サプライチェーン分野での日台協力については、2024年12月、Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社（JASM）の熊本第1工場が量産を開始し、第2工場については2025年10月に着工するなど、進展が見られている。

(3) モンゴル

ア 内政

2024年の第9回国家大会議総選挙で首相に再任したオヨンエルデネ首相に対し、5月以降、同首相息子の婚約者との豪華な生活ぶりに対する国民の不満が爆発し、同首相の退陣などを求める抗議デモが連日続いた。結果、6月に国家大会議に提出された首相信任決議案が否決され、同首相は辞任し同内閣は総辞職した。

6月、最大与党人民党の推薦によりザンダンシャタル大統領府長官を首相に任命する決議案が可決され、ザンダンシャタル首相が誕生した。同首相は、人民党、人間党及び国民勇気・緑の党の連立政権を発足させた。同首相は、オヨンエルデネ内閣の政策や党内の団結を維持しつつ、「人を中心に」据えた発展、「公正性を重んじる政府」などのスローガンを実行することを強調している。

イ 外交

中国とロシアに挟まれ、経済・エネルギー面で両国への依存を深めているモンゴルは、両国との良好な関係維持を最優先課題としつつも、「第三の隣国」と位置付ける日本や欧米諸国を始めとする諸外国との関係を強化することでバランスを維持する外交政策を従前から推進している。

2025年も、5月にオーストリア、6月にトルクメニスタン及びウズベキスタンの国家元首のモンゴル訪問がそれぞれ行われたほか、フレルスフ大統領、オヨンエルデネ首相、ザンダ

ンシャタル首相及びバトツェツェグ外相がそれぞれ諸外国を積極的に訪問するなど、活発な要人外交を展開した。

両隣国との関係では、フレルスフ大統領が8月から9月にかけて中国を訪問し、上海協力機構（SCO）首脳会合、及び中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80年記念大会に出席した。また、11月、ザンダンシャタル首相がロシアでのSCO拡大会合の際にロシアを訪問した。

ウ 経済

2025年、モンゴル経済は、引き続き石炭及び銅などの鉱物資源の対中輸出が堅調となり、石炭の国際価格下落の影響を受けながらもプラス成長が継続した。一方、同年末の物価上昇率は7.5%となり、前年と同様に高止まりの状況で推移した。2025年の経済成長率は、前年から1.9ポイント上昇し6.8%となった。また、2025年の貿易額は、前年比で輸出0.5%減、輸入2.6%減となった。また、国際的な信用格付け機関（S&P）は、モンゴルの信用格付けを「B+」から「BB-」へと引き上げた。

エ 日・モンゴル関係

日本との関係では、2025年もハイレベルの往来や対話が行われた。

3月、バトツェツェグ外相が外務省賓客として来日し、石破総理大臣表敬、岩屋外務大臣との会談などを実施した。7月下旬、大阪・関西万博に出席するため、ドルジハンド副首相が来日した。8月、生稲晃子外務大臣政務官は、モンゴル政府が主催する世界女性ビジネス・リーダーズ会合に出席し、バトツェツェグ外相表敬、チンギス・ハーン国際空港の視察などを行った。

特に、二国間協力の関連では、1月に防衛装備品・技術移転協定が発効するなど安全保障分野で進展が見られた。また、経済交流促進に向け、11月、第12回日・モンゴル官民合同協議会を日本で実施し、ガンホヤグ副首相が同協議会に出席するため訪日した。

コラム

COLUMN

天皇皇后両陛下のモンゴル御訪問

7月、天皇皇后両陛下は、フレルスフ大統領の招待を受け、国賓としてモンゴルを御訪問になりました。天皇陛下は2007年（皇太子殿下当時）にモンゴルを御訪問になっており、2度目の御訪問となりましたが、皇后陛下にとっては初の御訪問でした。また、歴代の天皇皇后としても初めてのモンゴル御訪問となりました。今回の御訪問は、両国の深い友好親善関係を内外に示すのみならず、フレルスフ大統領が、日本とモンゴルの二国間関係にとっての金字塔となる御訪問であると述べられるなど、大きな歓待をお受けになりました。

両陛下は、歓迎式典や晩餐会^{さん}に御出席になり、また、国民的祭典「ナーダム」では、開会式のほか、弓射や競馬、羊のくるぶしの骨を指で弾いて的^{はじ}に当てるモンゴルの伝統的な競技である「シャガイ」など様々な競技を御覧になりました。こうした行事において、フレルスフ大統領夫妻からの温かいおもてなしを受けられました。

御訪問中、ウランバートル市郊外に所在する日本人死亡者慰霊碑において御供花になり、戦後、心ならずも故郷を離れた地で亡くなった方々を慰霊されました。

また、チンギス・ハーン国立博物館やガンダン寺、ウランバートルの西方約100キロに所在する特別自然保護区であり、モンゴルの野生馬であるタビ（和名：モウコノウマ）を保護しているホスタイ国立公園を御視察になり、モンゴルの歴史・文化や大自然に触れられました。

さらに、日本の無償資金協力により建設されたモンゴル日本病院を御訪問、ガチョールト水源を御視察になり、日本の支援・協力がモンゴルの経済・社会の発展に貢献している様子を御視察になりました。天皇陛下の御関心の深い「水」分野では、モンゴルの水問題に関して関係者のお話に耳を傾けられました。

今回の御訪問を通じ、日本とモンゴルの友好親善を長年にわたって支えてきた関係者と御懇談になったほか、ウランバートル市第149番学校、モンゴルコーセン技術カレッジ、新モンゴル学園などにおいて、両国関係の将来を担うモンゴルの若い人々や子どもたちとも親しく交流されました。

両陛下の御訪問に際しては、御視察先周辺や沿道で大勢のモンゴル国民が歓迎の意を表していたほか、御訪問の様子は、モンゴル国内のメディアにおいても連日好意的に報道されました。特に、両陛下が空港御到着時や御視察先で、モンゴル側から歓迎の意味を込めて差し出される「アーロール」（乾燥させた乳製品）をお口にされるお姿や、ナーダム会場でシャガイ競技を試技された御様子などは、



ナーダムにてシャガイ競技を御体験になる天皇皇后両陛下（7月11日、モンゴル・ウランバートル 写真提供：宮内庁）

両陛下がモンゴルの文化に敬意を示されていることの現れとして極めて好意的に受け止められました。

今回の御訪問は、日本とモンゴルとの間における、これまでの様々な交流と協力を改めて確認し、若い世代の相互理解と友好親善の未来を展望する重要な機会となりました。日本政府としては、両国の国民の相互理解の更なる深化、日本とモンゴルの友好親善と協力関係の一層の発展のために取り組んでいきます。



歓迎式典でフレルスフ大統領夫妻のお出迎えをお受けになった天皇皇后両陛下（7月8日、モンゴル・ウランバートル 写真提供：宮内庁）

3 朝鮮半島

(1) 北朝鮮(拉致問題含む。)

日本は、2002年9月の日朝平壤宣言^{ピョンヤン}に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本方針として、引き続き様々な取組を進めている。

北朝鮮は、2025年も、弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、核・ミサイル開発を継続した。一連の北朝鮮の行動は、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。また、国際的な核不拡散体制の維持は、日本にとって極めて重要である。日本としては、引き続き、米国や韓国を始めとする国際社会とも協力しながら、関連する国連安保理決議の完全な履行に向けた取組を進め、北朝鮮による核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく。

拉致被害者やその御家族も御高齢となる中で、人命にかかわる拉致問題は、一刻も早く解決しなければならない人道問題であるとともに、国家主権の侵害である。

北朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議における合意(ストックホルム合意)⁽¹³⁾の履行を求めつつ、米国及び韓国を始めとする国際社会とも緊密に連携し、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国の実現を含め、北朝鮮との諸課題を解決するため、あらゆる手段を尽くして取り組んでいく。

ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、

全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄を依然として行っていない。

2025年、北朝鮮は、4回にわたり、少なくとも5発の弾道ミサイルの発射を行った。1月6日に、「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」と称する弾道ミサイルを、5月8日に「600mm多連装放射砲」及び「戦術弾道ミサイル「火星砲11カ型」」と称する弾道ミサイルを、10月22日には「極超音速飛行体」と称する弾道ミサイルを、11月7日にも弾道ミサイルを、それぞれ発射した。

北朝鮮が関連国連安保理決議に違反する活動を続けているにもかかわらず、2024年4月には、ロシアの拒否権により、国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了した。こうした状況を踏まえ、同年10月に日本を含む同志国が設立した「多国間制裁監視チーム(MSMT)⁽¹⁴⁾」は、関連安保理決議に基づく制裁の違反及び回避に関する情報を参加国間で共有し、国際社会に向けて発信していくことで、関連安保理決議の完全な履行に貢献するため、取組を強化している。具体的には、2025年5月、MSMTは、武器移転を含む北朝鮮とロシアとの間の不法な軍事協力をテーマに、第1回目の報告書を公表した。同報告書では、北朝鮮とロシアの間における武器移転やロシアへの北朝鮮兵士の派遣、違法な取引ネットワークといった、北朝鮮に関連する安保理決議に定められた制裁措置の違反及び回避に係る具体的な情報を記載している。7月には、MSMT参加国が、ニューヨークの国連本部において、同報告書に関するブリーフィングを開催し、同報告書に記載された主要な調査結果を国連加盟国に共有

⁽¹³⁾ 2014年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を約束した。

⁽¹⁴⁾ MSMT : Multilateral Sanctions Monitoring Team
MSMTの設立に関する共同声明については、外務省ホームページを参照 : https://warp.ndl.go.jp/web/20250902221142/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01273.html



し、それまで専門家パネルが果たしてきた、北朝鮮による制裁措置の違反及び回避についての監視及び報告という役割を継続していくことを確認した。また、10月には、MSMTは、北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動をテーマとした第2回目の報告書を公表した。同報告書では、北朝鮮による暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得、情報窃取といったサイバー活動に係る具体的な情報を記載している。日本としては、引き続き、MSMT参加国を含む国際社会と緊密に連携しながら、関連国連安保理決議の完全な履行に向けた取組を進め、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画の完全な廃棄を求めていく。

また、日本政府は、対北朝鮮措置として、これまで合計で144団体・133個人を資産凍結などの対象に指定している。

北朝鮮の核開発関連活動については、2025年2月8日の朝鮮人民軍創建記念日に金正恩キムジョンウン 国務委員長が国防省を訪問し、核を含む全ての抑止力を強化するための新たな計画事業に言及し、核武力を一層高度化していく方針を改めて表明した。また、ミサイル総局の発表として、9月8日に金正恩国務委員長が炭素繊維複合材料を利用した大出力固体燃料エンジンの地上燃焼試験を視察し、同エンジンの開発は、戦略核武力を拡大・強化する上で重大な変化を予告するものになると述べたと報じられた。さらに9月26日に金正恩国務委員長が核兵器研究所を始めとする核関連分野の科学者・技術者らと面会して核物質生産及び核兵器生産に関する重要協議会を指導したと公表し、核能力を高度化していくための綱領的な課題を提示したと発表した。

加えて、北朝鮮は、不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の資金源となる、暗号資産窃取を含む悪意あるサイバー活動やIT労働者による活動を拡大している。2025年10月に発表されたMSMTの第2回目の報告書によれば、北朝鮮は、暗号資産窃取やIT労働者の活動を核・ミサイル計画の推進に活用しており、2024年には約12億ドル相当の、2025年1月から9月までの間には約16.5億ドル相当の暗

号資産を窃取したと指摘されている。また、IT労働者を外国に派遣し、身分を偽って仕事を受注することで収入を獲得しており、その手口は一層巧妙化し、世界的に活動を拡大させていることや、こうしたIT労働者が情報窃取などの悪意あるサイバー活動に関与している可能性にも言及されている。

(イ) 日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発射は、日本のみならず、地域及び国際社会に対する深刻な挑戦であり、断じて容認できない。また、国際的な核不拡散体制の維持は、日本にとって極めて重要である。北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。日本は、これらの点を、各国首脳・外相との会談などにおいて確認してきている。

こうした北朝鮮の増大する脅威に対応するため、日米韓は様々なレベルで意思疎通を行い、結束を強化してきている。2025年には、特に、5回の日米韓外相会合を実施し、北朝鮮への対応を一層進展させることを確認してきている。例えば、9月の会合では、三者は、北朝鮮の増大する脅威について議論し、あらゆるレベルで意思疎通を一層強化していくことを確認した。具体的には、核・ミサイル開発について、深刻な懸念を表明するとともに、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向けての3か国のコミットメントを再確認した。また、露朝軍事協力の進展及び核・ミサイル計画の資金源となる暗号資産窃取を含む悪意あるサイバー活動などについても、緊密に連携して対応していくことを再確認した。さらに、北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射を受け、北朝鮮に関する日米韓外交当局間電話協議を実施し、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであるとして強く非難するとともに、日米韓で緊密に連携することを確認してきている。また、日米間では、10月、訪日したトランプ米国大統領と高

特集

SPECIAL
FEATURE

北朝鮮によるサイバー関連の脅威に対する取組

10月、日本を含む同志国が設立した多国間制裁監視チーム（MSMT）は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマとした報告書を公表しました。

同報告書によれば、北朝鮮は、暗号資産窃取やIT労働者の活動を核・ミサイル計画の推進に活用しており、2024年には約12億ドル相当、2025年1月から9月の間には約16.5億ドル相当の暗号資産を窃取したと指摘されています。また、IT労働者を外国に派遣し、身分を偽って仕事を受注することで収入を獲得しており、その手口は一層巧妙化し、世界的に活動を拡大させていることや、こうしたIT労働者が情報窃取などの悪意あるサイバー活動に関与していることにも言及があります。

日本においても、2024年、北朝鮮を背景とするサイバー攻撃グループによって、暗号資産関連事業者から暗号資産が窃取されました。また、北朝鮮IT労働者が日本人になりすまして、日本企業等が提供する業務の受発注のためのオンラインのプラットフォームを利用して業務を受注するなどし、収入を得ている事例も確認されています。

このように、北朝鮮の悪意あるサイバー関連活動の脅威は一層高まっています。日本は、不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の資金源となっているこうした活動を深刻に懸念し、米国及び韓国を始めとする国際社会と緊密に連携して対応してきています。

日米韓では、2025年8月に、第4回北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会において行動志向の議論を行い、具体的な取組を進めていくことを確認しました。また、1月に「北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する共同声明」、8月に「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」をそれぞれ発出しました。さらに、8月には東京において、北朝鮮IT労働者に関する日米韓官民連携 행사를共催し、官民共同での防護を強化するための議論も実施しました。



日米韓官民連携行事（8月26日、東京）

加えて、G7でも、6月のカナナスキス・サミットにおいて、日本から、北朝鮮の暗号資産窃取につき懸念を表明し、議長サマリーにおいて、G7首脳が北朝鮮の暗号資産窃取に共に対処する必要性を表明した、と記載されました。

こうした国際社会との連携に加え、日本は、北朝鮮当局の下部組織とされ、暗号資産関連企業などを標的にしていると指摘されているラザルス・グループ等を、日本独自の対北朝鮮措置の対象に指定しています。また、8月には、北朝鮮IT労働者の活動に関する国内向けの注意喚起を更新し、関連企業に対して、手口の詳細を周知し、本人確認手続の強化といった対策を呼びかけています。

日本は、引き続き、北朝鮮による悪意あるサイバー関連活動に対処するため、米国及び韓国を始めとする国際社会、そして、民間部門とも緊密に連携し、対応を強化していきます。

市総理大臣との間で行われた日米首脳会談において、両首脳は、北朝鮮情勢について認識を共有し、核・ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを確認した。

また、日本は、自衛隊による警戒監視活動の一環及び海上保安庁による哨戒活動として、国連安保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っている。国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」⁽¹⁵⁾を実施するなど、違反が強く疑われる行動が確認された場合には、国連安保理北朝鮮制裁委員会等への通報、関係国への関心表明、対外公表などの措置をとってきている。「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、米国に加え、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスが、国連軍地位協定に基づき、在日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒監視活動を行った。また、米国海軍及び韓国海軍の艦艇、英国海軍哨戒艦「スペイ」及びフリゲート「リッチモンド」、オーストラリア海軍駆逐艦「シドニー」、カナダ海軍フリゲート「オタワ」及び哨戒艦「マックス・バーネイズ」、イタリア海軍フリゲート「アントニオ・マルチェリア」、ニュージーランド海軍補給艦「アオテアロア」、フランス海軍補給艦「ジャック・シュバリエ」、多用途駆逐艦及びフリゲート「プレリアル」が、日本周辺海域において警戒監視活動を行った。このように、国連安保理決議の完全な履行及び実効性の確保のため、関係国の間での情報共有及び調整が行われていることは、多国間の連携を一層深めるという観点から、意義あるものと考えている。

また、日本は、北朝鮮の不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の資金源となっている悪意あるサイバー関連活動を深刻に懸念し、米国及び韓国を始めとする国際社会と緊密に連携して対応してきている。例えば、8月には第4回北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、行動志向の議論を行い、具体的な取組を進めていくことを確認した。ま

た、日米韓3か国では、1月に「北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する共同声明」、8月に「北朝鮮IT労働者に関する共同声明」をそれぞれ発出した。さらに、8月には東京において、北朝鮮IT労働者に関する日米韓官民連携行事を共催し、官民共同での防護を強化するための議論を実施した。関係省庁とも連携して対応しており、8月には、警察庁、財務省及び経済産業省と共に、北朝鮮IT労働者の活動に関する国内向けの注意喚起を更新し、関連企業に対して、手口の詳細を周知し、本人確認手続の強化といった対策を呼びかけた。さらに、G7でも、6月のカナナスキス・サミットにおいて、日本から、北朝鮮の暗号資産窃取につき懸念を表明し、議長サマリーにおいて、G7首脳は北朝鮮の暗号資産窃取に共に対処する必要性を表明した。

1 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事案は、12件17人であり、そのうち12人がいまだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主張しているが、そのような主張について納得のいく説明がなされていない以上、日本としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提で、問題解決に向けて取り組んでいる。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題である。また、人命にかかわる拉致問題は、被害者のみならず、その御家族も御高齢となる中、一刻も早く解決しなければならない人道問題であり、「決して諦めない」との思いを胸にこの問題の解決に向けた取組を続けている。日本は、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、その解決を最重要課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致

(15) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求している。10月には、高市総理大臣が所信表明演説で、「被害者や御家族が御高齢となる中で、拉致問題はこの内閣の最重要課題です。全ての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するために、あらゆる手段を尽くして取り組んでまいります。」と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人拉致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

また、11月には、高市総理大臣は、「全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会」において、「日朝の、互いに実りある新たな関係に向けて、金正恩委員長と首脳同士で正面から向き合い、私たちが先頭に立って、様々な状況に応じて果敢に行動するというので、具体的な成果に結び付けたいと考えております。あらゆる選択肢を排除せず、私の代で、何としても突破口を開き、拉致問題を解決したい、その決意に満ちています。」と表明した。

(ウ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について諸外国からの理解と支持を得ることが不可欠である。日本は、各国首脳・外相との会談、G7サミットを含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起している。例えば、6月のG7カナナスキス・サミットでは、石破総理大臣から、G7首脳に対し、拉致問題の即時解決に向け、引き続き理解と協力を改めて求めた。

また、10月の日・ASEAN首脳会議では、高市総理大臣から、北朝鮮による拉致問題の即時解決は急務であるとして、引き続き各国の理解と協力を要請した。ASEAN側からも、拉致問題の解決の重要性について言及があった。さらに、11月のG7外相会合では、茂木外務大臣から、拉致問題の即時解決に向けたG7各国の理解と協力を改めて求めた。

米国については、2月に石破総理大臣とトランプ大統領との間で行われた日米首脳会談において、拉致問題の即時解決について、石破総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、改めてトランプ大統領から全面的な支持を得た。さらに、10月に高市総理大臣とトランプ大統領の間で行われた日米首脳会談においても、拉致問題の即時解決について、高市総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。加えて、トランプ大統領及びルビオ国務長官は、拉致被害者御家族と面会し、日米首脳会談と合わせ、拉致問題の即時解決に向けた米国の全面的な協力と日米の強固な連携を再確認する機会となった。

中国については、2024年11月に続き、2025年10月の日中首脳会談においても、拉致問題を含む北朝鮮情勢について意見交換を行った。

韓国については、例えば、2025年8月や2026年1月の日韓首脳会談において、拉致問題の即時解決に向けた李在明^{イ・ジエミョン}大統領の引き続きの理解と協力を求め、その取組の重要性について一致した。

4月には国連人権理事会において、また、12月には国連総会本会議において、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された。日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決に向けて全力を尽くしていく。

㉔ 北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

米国は、様々な機会において、北朝鮮の完全な非核化に向けたコミットメントを確認すると

一貫して発信してきている。例えば、10月に行われた日米首脳会談では、高市総理大臣とトランプ大統領との間で、北朝鮮情勢について認識を共有し、核・ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコミットメントを確認した。

また、米国は、北朝鮮による核・ミサイル計画や北朝鮮からロシアへの違法な武器移転、北朝鮮による不法なサイバー活動などへの対応として、2025年に入り、1月、7月、8月、9月及び11月に、それぞれ個人や団体を北朝鮮に対する制裁の対象に追加する措置を決定した。さらに、米国は、日本及び韓国と共に、9月には3回目となる複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」を実施した。

こうした北朝鮮に対する圧力を継続する一方で、1月に就任したトランプ大統領は、金正恩国務委員長と良好な関係を築いていると発信しており、8月に行われた米韓首脳会談においても、適切な時期に金正恩国務委員長と会談することを希望すると述べた。

これに対して、9月21日、金正恩国務委員長は、最高人民会議第14期第13回会議において、「もし米国が荒唐無稽な非核化の執念を捨て、現実を認めたところに基づき、我が方との真の平和共存を望むならば、我が方も米国と向き合えない理由はない。私はまだ個人的には現米国大統領トランプに対する良い思い出を持っている」と述べたと報じられた。

さらに、10月27日、韓国訪問を前にトランプ大統領は、金正恩国務委員長が会いたいなら喜んで会いたいと述べたが、韓国訪問中の10月29日には、タイミングの調整がうまくいかなかったと発言した。

(イ) 南北関係

6月、韓国の李在明大統領は、就任式において、韓米同盟に基づく強力な抑止力で北朝鮮の核と軍事挑発に備えつつ、対話と協力を通じた朝鮮半島の平和の構築を強調した。8月の光復節演説では、北朝鮮の体制を尊重し、いかなる形態の吸収統一も追求せず、「9・19軍事合意」

を先制的・段階的に回復し、平和共存と共同成長の朝鮮半島の新しい時代を開くと明らかにした。さらに、9月の国連総会一般討論演説において、交流(Exchange)、関係正常化(Normalization)、非核化(Denuclearization)を中心とした包括的な対話で朝鮮半島における敵対と対決の時代を終結させるとする「ENDイニシアチブ」を打ち出し、また、非核化について、核とミサイル能力の高度化の「中断」から始め、「縮小」の過程を経て「廃棄」に至る段階的解決策を主張した。また、李在明政権は、6月に民間団体による北朝鮮向けビラ散布の中止要請や拡声器による北朝鮮向け宣伝放送の中止、7月に北朝鮮向けラジオ・テレビ放送中止、8月に南北軍事境界線付近に設置されていた対北朝鮮向けの拡声器の撤去など、緊張緩和を企図する措置を実施した。

一方、北朝鮮は、2023年12月の朝鮮労働党中央委員会第8期第9回全員会議で、金正恩国務委員長が、南北関係について、「もはや同族関係、同質関係ではない、敵対的な二つの国家の関係、戦争中にある二つの交戦国の関係」と述べ、南北統一という目標の放棄を表明しており、さらに韓国の李在明政権発足後の2025年7月にも、^{キムヨジョン}金与正党中央委副部長談話を通じ、北朝鮮向け放送の中断は韓国が自ら招いた問題であり、評価を受けるに値しないと述べつつ、政権に関係なく、韓国は和解と協力の対象にならないと主張した。そして、9月の最高人民会議第14期第13回会議において金正恩国務委員長は、韓国について、一切相手にしないとしつつ、統一を行う考えが全くなく、韓国とは決して一つになり得ない二つの国家であることを国法として固定化させると述べた。

(ウ) 中朝関係

2025年、中朝間ではハイレベルの要人往来が行われた。9月、金正恩国務委員長は、北京で開催された「中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利80年記念大会」に出席し、習近平中国国家主席との間で約6年3か月ぶりに首脳会談を行った。同月、続けて^{チェソンヒ}崔善姫外相

が訪中し、王毅中国外交部長との間で外相会談を行った。さらに10月には、李強中国共産党中央委員会政治局常務委員会委員・国務院総理が平壤で開催された朝鮮労働党創建80年慶祝行事に出席するとともに、金正恩国務委員長との間で会談を行った。

北朝鮮の対外貿易の9割以上を占めるとされる中朝貿易の総額は、中国当局の発表値によれば、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けた往来の制限のため、感染拡大前と比較して規模が大幅に縮小していたが、2023年には同感染症流行以前に近い水準に回復した。2024年は前年（2023年）比で多少減少したものの、2025年は前年（2024年）比で約25.5%増加した。

（工）露朝関係

2025年4月末、ロシアは、2024年12月に発効した「包括的戦略的パートナーシップ条約」に基づいて北朝鮮兵士がロシア・クルスク州における戦闘に参加したことを発表した。同発表に続き、北朝鮮も、同条約に基づいて「参戦を決定」したと発表した。こうした軍事協力の進展のみならず、ハイレベルの要人往来も継続している。首脳間では、2025年8月に金正恩委員長とプーチン大統領との間で首脳電話会談が行われたほか、9月には「中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利80年記念式典」に出席するため訪中した金正恩国務委員長とプーチン大統領との間で首脳会談が行われ、プーチン大統領は露朝関係を「同盟的な性格を持つに至った」と述べた。外相間では7月に、ラヴロフ外相が北朝鮮の元山^{ウォンサン}を訪問し、外相戦略対話を行い、10月には崔善姫外相がモスクワを訪問し、外相会談を行った。

露朝軍事協力の進展は、ウクライナ情勢の更なる悪化を招くのみならず、日本を取り巻く地域の安全保障に与える影響の観点からも、深刻に懸念すべき動向である。ロシアに対する北朝鮮からの派兵を含む軍事支援の見返りとして、ロシアの核・ミサイル関連技術が北朝鮮に移転するおそれも深く懸念される。こうした認識の

下、5月には、日本を含む多国間制裁監視チーム（MSMT）が、武器移転を含む露朝間の不法な軍事協力をテーマに第1回目の報告書を公表した。また、この機会に、MSMT参加国は、関連する国連安保理決議の完全な履行に向けた共通の決意を改めて確認する共同声明を発出した。日本としては、米国及び韓国並びにG7を始めとする国際社会と緊密に連携し、関連情報の収集・分析を行うとともに、露朝軍事協力に対する深刻な懸念を累次の機会に表明するといった取組を通じ、関連する国連安保理決議の完全な履行や、ウクライナにおける一日も早い公正かつ持続的な平和の実現に向け取り組んでいる。

（オ）その他

2025年、日本海沿岸では、北朝鮮からのものと見られる漂流・漂着木造船などが計12件確認されており（2024年は13件）、日本政府として、関連の動向について重大な関心を持って情報収集・分析に努めている。また、2020年9月には、日本海の大和堆西方の日本の排他的経済水域（EEZ）において北朝鮮公船が確認されており、外務省は、このような事案が発生した際には、北朝鮮に対して日本の立場を申し入れてきている。引き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対応していく。

Ⅱ 内政・経済

（ア）内政

北朝鮮は、2021年1月の第8回党大会で提示されたと報じられた「国防科学発展及び武器体系開発5か年計画」（2021年から2025年）等に基づき、核・ミサイル開発などの軍事力の強化を進めているとみられる。金正恩国務委員長は、2025年1月に核物質生産基地と核兵器研究所を視察し、5か年計画の締めくくりとなる2025年は、兵器級核物質生産計画を超過遂行し、核の盾を強化する上で画期的な成果を収めるべき極めて重要な年であると述べたと報じられた。5月の朝鮮労働党中央軍事委員会拡大会議では、「国防科学及び工業分野の一連の新たな計画事業」が承認されたと報じられた。さ

らに、金正恩國務委員長は、8月に「重要軍需企業所」を視察した際、ミサイル生産能力が拡大し、各種ミサイルの量産に入ったと高く評価し、9月の最高人民会議第14期第13回会議では、非核化を否定し、核は手放さないなどと主張する演説をしたことが報じられた。10月には、朝鮮労働党創建80周年を祝う閲兵式が行われ、「大陸間弾道ミサイル『火星20』型縦隊」などが参加したと報じられた。北朝鮮兵士のロシア・クルスク州における戦闘参加については、4月に朝鮮労働党中央軍事委員会書面立場文を通じて、これを内外に初めて明らかにした後、8月に朝鮮人民軍海外作戦部隊に対する表彰式を行い、また、朝鮮中央テレビを通じて、2024年8月に派兵を決定し、同年10月に参戦したことを明らかにした。

(イ) 経済

1月に開催された最高人民会議第14期12回会議において、北朝鮮は、自力更生などを核とする「国家経済発展5か年計画」（2021年から2025年）の最終年である2025年に必ず達成すべき部門別課題を提示し、採択された予算案では、歳出総額の44.1%を経済建設に充てると報じられた。さらに、9月の最高人民会議第14期第13回会議では、基幹工業部門・主要経済部門はまだ満足を感じられる水準ではないとする一方、5か年計画が成功裏に完遂される見込みであり、農業部門は2024年に続き安定した作況にあり、平壤市内及び農村の住宅建設も順調であると述べたと報じられた。また、金正恩國務委員長出席の下、6月に元山葛麻海岸観光地区、10月に平壤総合病院の竣工式が行われた。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締りや北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生活を送っている。日本政府としては、こうした脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的

に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊密な連携の下、定着支援のための施策を推進している。

(2) 韓国

ア 韓国情勢

(ア) 内政

2024年12月3日夜、尹錫悦^{ユンソンニョル}大統領は非常戒厳を宣言するも、翌4日未明に韓国議会は「非常戒厳解除要求決議案」を可決し、尹大統領は非常戒厳を解除した。「共に民主党」を始めとする当時の野党は、非常戒厳発布は違憲として尹大統領の弾劾訴追案を提出し、12月14日に同案が議会で可決されたことで、尹大統領の職務権限が停止された。2025年1月15日、尹大統領は、現職大統領として初めて逮捕、拘束され、同月26日には内乱首謀罪で起訴された。

4月4日、憲法裁判所は尹大統領の弾劾訴追を全員一致で妥当と判断し、尹大統領の罷免を宣告し、尹大統領は直ちに失職した。これを受けて6月3日に実施された大統領選挙では、野党「共に民主党」の李在明^{イジェミョン}候補が与党「国民の力」の金文洙^{キムムンス}候補などを破って当選し、李氏は翌4日に第21代大統領に就任した。

李大統領は就任後、国家安保室長に魏聖洛^{ウイソンナク}議員（元駐露大使）、国家情報院長に李鍾奭^{イジョンソク}元統一部長官、國務総理に金民錫^{キムミンソク}議員、外交部長官に趙顯^{チョヒョン}元同部第1次官、国防部長官に安圭伯^{アンギベク}議員、統一部長官に鄭東泳^{チョンドンヨン}議員・元同部長官などの高官人事を進め、政権の陣容を整えた。

一方の尹前大統領は、内乱首謀のほか、職権乱用、一般利敵等の罪で追起訴され、金建希^{キムゴン}夫人が幹旋^{あっせん}収賄や資本市場法違反及び政治資金法違反、韓惠洙^{ハンドクス}前國務総理が内乱首謀^{ほう}幫助の罪でそれぞれ起訴される等、前政権の関係者らに対する責任追及が進められている。

政界では、8月、与党「共に民主党」は鄭清来^{チョンチョンネ}議員を、野党「国民の力」は張東赫^{チャンドンヒョク}議員をそれぞれ新たな代表として選出した。2026年6月にはソウル市長選、釜山^{プサン}市長選を含む、統一地方選が行われる予定である。

(イ) 外政

2025年上半期は大統領弾劾をめぐり内政上の動きが続いていた。この間、外交面では、趙兌烈^{チョデヨル}外交部長官が2月にドイツ・ミュンヘンで開催された日米韓外相会合、3月に東京で開催された第11回日中韓外相会議に参加するなどの動きがあった。

6月3日の大統領選挙で当選した李大統領は、就任直後にトランプ米国大統領と電話会談を行ったほか、同月にカナダで開催されたG7カナナスクス・サミットに出席し、石破総理大臣を含む各国首脳らと会談して首脳外交を再始動させた。また、10月31日及び11月1日には慶州において高市総理大臣を含む主要国の首脳らの参加を得て、アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議を成功裏に開催した。

対米関係については、趙顛^{チョヒョン}外交部長官が7月に米国を訪問し、ルビオ国務長官と会談した。8月には李大統領が日本に次いで米国を訪問し、トランプ大統領と首脳会談を行った。10月には慶州APEC首脳会議を機にトランプ大統領が韓国を訪問し、李大統領との間で2度目となる首脳会談が行われた。同会談では、経済や米韓同盟の現代化、朝鮮半島問題、地域情勢、米韓間の造船・製造業における協力などについて包括的に議論する中で、特に、韓国側からは、安全保障環境の変化を背景とする韓国への原子力潜水艦導入について提起がなされ、米側は、韓国による建造を承認するとともに、米韓原子力協定及び米国の法的要件に従い、韓国による平和利用を目的とした民生用ウラン濃縮及び使用済み燃料再処理につながるプロセスを支援することとした。また、7月に米韓間で合意を発表していた、米国の韓国に対する関税措置の内容を明確にするるとともに、韓国による3,500億ドルの対米投資の内訳についても合意に達した。

対中関係については、2月と9月に禹元植^{ウウォンシク}国会議長が中国を訪問し、趙楽際^{チョラクサイ}中国共産党中央政治局常務委員兼全国人民代表大会常務委員会委員長と会談した(2月の訪中時は、習近平国家主席とも会談)。同9月には趙顛外交部長

官も訪中し、王毅同党中央政治局委員兼外交部長と中韓関係や朝鮮半島問題などについて協議した。11月には、李大統領は慶州APEC首脳会議の機会に国賓として訪韓した習近平国家主席と初めての対面での首脳会談を行った。中国側から国民感情の向上が提起されたほか、人民元・韓国ウォンの通貨スワップの延長や中韓自由貿易協定(FTA)の二段階目の交渉の加速、越境的詐欺犯罪への対応に向けた協力強化などで合意した。

(ウ) 経済

2025年、韓国のGDP成長率は1.0%と、前年の2.0%から減少した(韓国中央銀行速報値)。総輸出額は、前年比3.8%増の約7,097億ドルで、総輸入額は、前年比横ばいの約6,317億ドルとなり貿易収支は約780億ドルの黒字と、2017年以来で最大の黒字幅を計上した(韓国産業通商部統計)。

2024年12月の非常戒厳令の発布以降、消費者心理指数(CCSI)が大幅下落し経済成長率に低迷が見られたが、補正予算による景気刺激や、民間消費の回復、半導体を中心とした輸出の回復を受けて、下半期にかけて緩やかに景気回復を見せた。その後、李在明政権は2025年9月、今後5年間、政府が重点的に推進する国政運営のロードマップとして「123の国政課題」を選定し、その中で経済分野として「世界を導く革新経済」、「皆が豊かに暮らす均衡成長」及び「基本が堅固な社会」を公表した。11月には、米国の追加関税や韓国の対米投資3,500億ドルに関する合意内容を含む共同ファクトシートを発表した。またこれに続けて、韓国のサムスングループやSKグループなど4大財閥が、総額約5,500億ドルの国内投資計画を表明した。

1 日韓関係

(ア) 二国間関係総論

日本と韓国は、互いに国際社会における様々な課題への対応にパートナーとして協力していくべき重要な隣国であり、現下の戦略環境の

下、日韓関係の重要性は一層増している。2025年においても首脳の「シャトル外交」をはじめ、ハイレベルなものを含め、両国間で緊密な意思疎通が行われ、様々な分野における協力が更に拡大した。

6月17日、石破総理大臣は、カナダで開催されたG7カナナスキス・サミットの機会に、李大統領との間で、対面では初となる首脳会談を行い、日韓関係の安定的発展に向けて両国政府間で緊密な意思疎通を推進していくこと、近年の両国関係の良好な基調の下、両国間の国民交流や経済面での交流が活発に行われていることを踏まえ、国交正常化60周年である2025年も、政府としてもそうした取組を後押ししていくことで一致した。また、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応についても、引き続き日韓、日米韓で緊密に連携していくことを確認した。

8月23日、石破総理大臣は、訪日中の李大統領との間で首脳会談を行った。発出された共同プレスリリースにおいて、両首脳は、1965年の国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で、安定的に、大きく発展させていくことで一致した。両首脳は、地方創生、少子高齢化・人口急減、農業、災害に対する強靱性^{じん}の確保など、両国が直面する共通の社会・経済課題について、両国が互いの知見を共有し、協力して解を見つけていくため、両政府間の協議の枠組みの立ち上げで一致した。また、両国間のワーキング・ホリデー制度の拡充の決定を歓迎し、両国国民間の交流及び相互理解を促進するための取組を政府として後押ししていくこととした。両首脳は、経済分野の新たな地平として、水素・アンモニア、AIなどに関する両国間の協力を一層推進していくことでも一致した。

9月30日、石破総理大臣は、韓国・釜山を訪問した。李大統領との首脳会談では、8月の東京での首脳会談の成果の上に、日韓関係を安定的に大きく発展させていくことで一致し、AIを含む科学技術分野における協力について議論するため、日韓科学技術協力委員会を開催



日韓首脳会談(8月23日、東京 写真提供:首相官邸ホームページ)

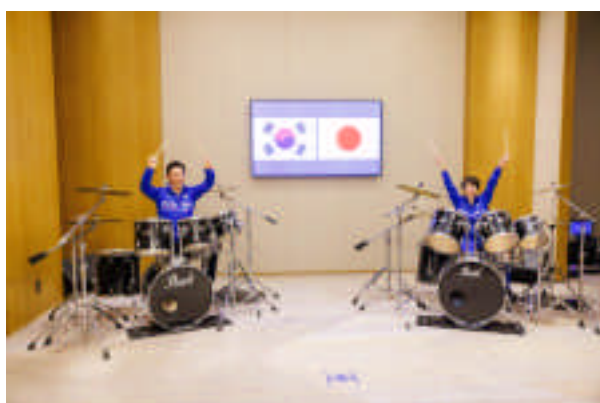
していくことでも一致した。両首脳は、厳しさを増す現下の戦略環境において、日韓両国が連携して対応するため、安全保障、経済安全保障分野についての戦略的な意思疎通を続けていくことを確認した。両首脳は、インド太平洋やパレスチナを含む地域情勢についても意見交換を行い、核・ミサイル問題を含む北朝鮮への対応については、北朝鮮の完全な非核化に向け、日韓、日米韓で緊密に連携して対応していくことを再確認した。

10月30日、高市総理大臣は、APEC首脳会議出席のため韓国を訪問し、李大統領との間で初となる首脳会談を行った。両首脳は、隣国ゆえに立場の異なる諸懸案はあるが、これらを両首脳のリーダーシップで管理し、国交正常化以来これまで築かれてきた日韓関係の基盤に基づき、日韓関係を未来志向で安定的に発展させていくことで一致した。また、両首脳は、「シャトル外交」を積極的に実施し、両政府間で緊密に意思疎通を続けていくことで一致した。

2026年1月13日、高市総理大臣は、奈良県を訪問中の李大統領との間で首脳会談を行った。両首脳は、日韓関係の戦略的重要性について認識を共有し、両国が地域の安定に連携して役割を果たしていくべきとの点を確認した。また、日韓、日米韓の安全保障協力を含む戦略的な連携の重要性についても議論された。加えて、両首脳は、経済、経済安全保障の分野で、戦略的で、互いに利益をもたらす協力を進めていくため、関係部局間で議論を進めていくことで一致した。また、両首脳は、核・ミサイル問



日韓首脳会談
(2026年1月13日、日本・奈良 写真提供：首相官邸ホームページ)



日韓両首脳によるドラムセッションの様子
(2026年1月13日、日本・奈良 写真提供：首相官邸ホームページ)

題を含む北朝鮮への対応についても議論し、北朝鮮の完全な非核化に向け、日韓、日米韓で緊密に連携していくことを改めて確認した。両首脳は、今後も、「シャトル外交」の積極的実施を含め、日韓両政府間で緊密に意思疎通を続けていくことで一致した。

こうした首脳・閣僚間のものに加え、この1年間で、日韓次官戦略対話、日韓共通の社会課題への対応に係る当局間協議、日韓科学技術協力委員会といった様々なレベルでの意思疎通も活発に行われた。

(イ) 旧朝鮮半島出身労働者問題

日本政府は、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためにも2018年の大法院判決を受けた旧朝鮮半島出身労働者問題の解決が必要であるとの考えの下、

この問題について、両国の外相間を始めとする外交当局間で緊密な意思疎通を行ってきた。

2023年3月6日、韓国政府は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する自らの立場を発表し、韓国の財団が、2018年の大法院の確定判決の原告に対して判決金及び遅延利息を支給するなどとした。

これを受け、同日、日本政府は、韓国政府により発表された措置を、2018年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価するとの立場を表明した⁽¹⁶⁾。

一方、韓国大法院は、2025年12月にも、同種の複数の訴訟について、2018年の判決に続き、日本企業に損害賠償の支払を命じる判決を確定させた。これらの判決については、日本政府として、これまでの日本の一貫した立場に基づいて申入れを行った。韓国政府は、2023年3月6日に行われた措置の発表の中で、旧朝鮮半島出身労働者に関して現在（注：発表当時）係属中であるほかの訴訟が原告勝訴として確定する場合の判決金及び遅延利息は、韓国の財団が支給する予定であると表明している。

2025年11月時点で、原告側の元労働者26名について韓国の財団による支払が行われた。韓国政府は今後も原告の理解を得るため努力をしていくとしており、日本政府としては、引き続き韓国側と緊密に意思疎通を行っていく。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協

(16) 資料編：旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。また、同外相会談の直後に、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、韓国政府としての確約を取り付けた。この合意については、潘基文^{パンギムン} 国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。この基金から、2023年12月末日までの間に、合意時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち65人の御遺族に対し、資金が支給されており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、在釜山^{フサン} 日本国総領事館に面する歩道に慰安婦像^{ムンジュイン} (17) が設置された。その後、2017年5月に文在寅政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、(1) 日本に対し再協議は要求しない、(2) 被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならないなどとする韓国政府の立場を発表した。また、2018年11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」

の解散を推進すると発表し、その後解散の手续が進んだ。財団の解散に向けた動きは、日韓合意に照らして問題であり、日本として到底受け入れられるものではない。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同月23日、同判決が確定した⁽¹⁸⁾。同年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソウル中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、2023年11月23日、本件控訴審において、ソウル高等裁判所は、国際法上の主権免除の原則の適用を否定して、原告の訴えを認める判決を出し、同年12月9日、同判決が確定した。2025年4月25日には、元慰安婦の遺族が日本国政府を相手として提起した訴訟において、清州^{チョンジュ} 地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払を命じる判決を出し、同年5月15日、同判決が確定した。日本としては、国際法上の主権免除の原則から、これらの慰安婦訴訟について日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきている。前述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。したがって、これらの判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。日本としては、韓国に対し、国家として自らの責

(17) 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識を示すものではない。

(18) 資料編：慰安婦問題 参考資料 参照
慰安婦問題についての日本の取組に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを強く求めてきている。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守ることは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、国際社会に対する責務でもある。日本は、前述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めており、日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない（国際社会における慰安婦問題の取扱いについては30ページ参照）。

(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。しかしながら韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに⁽¹⁹⁾、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている。2025年は竹島やその周辺での軍事訓練が行われ、これらにつき、日本政府として、竹島に関するこれまでの日本の一貫した立場に基づき、強く抗議を行った⁽²⁰⁾。引き続き、竹島に関する日本の基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法に

のっとり、平和的に解決するため、今後も粘り強い外交努力を行っていく方針である。

(オ) 交流・往来

両国間の往来について、2020年初旬以降、新型コロナウイルス感染症拡大に係る水際対策の強化により、2021年に両国間の往来者数は約3万人に大幅に減少したが、2024年及び2025年には往来者数が好調に増加し、2024年は約1,204万人、2025年は約1,311万人といずれも過去最高を記録した。

日本では若年層を中心に「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れられており、韓国のドラマや映画は世代を問わず幅広い人気を集めている。韓国語学習の人気も高まっており、これらのコンテンツや言語が異文化理解をより身近なものとしていると考えられる。また、2025年は日韓国交正常化60周年にあたり、この60周年という節目の年を通じて、地域や世代、分野を問わず様々な交流が行われた。日韓間の最大の草の根交流行事である「日韓交流おまつり」は、2025年は東京とソウルで開催され、両国合わせて約11万6,000人が参加した。日本政府は、「対日理解促進交流プログラム (JENESYS2025)」の実施を通じ、日韓の青少年を中心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係を後押ししている。

(カ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野における日韓間の協力と連携を強化し、地域の平和と安定に寄与するため、日韓秘密軍事情報保護協定 (GSOMIA) を締結し、同協定は、それ以降2017年及び2018年に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府は、2019年8月22日、日本による輸出管理の運用見直しと

⁽¹⁹⁾ 2008年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。

外務省ホームページ掲載箇所はこちら：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html>

⁽²⁰⁾ 7月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施した。日本は、直ちに、竹島に関するこれまでの日本の一貫した立場に基づき強く抗議した。



関連付け、GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月23日の終了通告の効力を停止することを発表した。尹大統領の訪日直後の2023年3月21日、韓国政府から2019年8月の日韓GSOMIAの終了通告を取り下げるとの正式通報があった。現下の地域の安全保障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的に運用されていくことが重要である。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であり、国連や米国を始めとする主要国政府も日本海の呼称を正式に使用している。韓国などが日本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年からである。また、それ以降、韓国などは国連地名専門家グループ（UNEGN）会議⁽²¹⁾や国際水路機関（IHO）を始めとする国際機関の場などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてきたが、この主張に根拠はなく、日本はその都度断固とした反論を行ってきた⁽²²⁾。

また、盗難被害に遭い韓国に持ち出され、日本政府として早期の返還を韓国政府に働きかけてきた文化財⁽²³⁾については、2025年1月、韓国政府側から所有者である日本の寺院に返還された。大田地方検察庁から当該文化財を引き渡された観音寺は、100日法要を行うために当該文化財を貸与してほしいという韓国側寺院の希望を踏まえ、当該文化財を同寺院に一時的に貸し出したが、100日法要終了後の同年5月に

浮石寺から観音寺に本件仏像が返還され、対馬に戻された。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応⁽²⁴⁾、在韓被爆者問題への対応⁽²⁵⁾、在韓ハンセン病療養所入所者への対応⁽²⁶⁾など多岐にわたる分野で、日本は、人道的観点から、可能な限りの支援や施策を進めてきている。

日韓経済関係

2025年の日韓間の貿易総額は、約11兆4,621億円であり、韓国にとって日本は第5位、日本にとって韓国は第4位の貿易相手国である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比8.5%増の約2兆4,562億円（財務省貿易統計）となった。また、日本からの対韓直接投資額は約44億ドル（前年比28.1%減）（韓国産業通商部統計）となった。

また、日韓は、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の締約国として協力しているほか、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、経済協力開発機構（OECD）、インド太平洋経済枠組み（IPEF）など各種の経済的枠組みにおいても、連携を図っている。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制については、日本は、様々な機会を捉えて韓国側に対して早期の規制撤廃を働きかけている。

(21) 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されていた国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ（UNEGN）会議となった。

(22) 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html

(23) 2012年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩（ぼさつ）坐像」について、所有権を主張する韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を提起した。2017年1月、第1審の大田地方裁判所は原告（韓国寺院）勝訴の判決を出したが、2023年2月、第2審の大田高等裁判所は一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を出した。原告側は上告したが、同年10月、大法院は上告を棄却する判決を出した。

(24) 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきた。

(25) 第二次世界大戦時に広島又は長崎にいて原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきた。

(26) 2006年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、ハンセン病元患者の家族も補償対象となった。

(22)



コラム

COLUMN

日韓国交正常化60周年

1965年6月22日、日韓両国は「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」を調印、同年12月18日に批准書を交換し、国交が正常化しました。2025年は、「日韓国交正常化60周年」という節目の年に当たります。この60年間、日韓間では、政治・経済・文化といった幅広い分野で、様々な交流・協力が積み重ねられてきました。

特に、現在の良好な日韓関係を支えているものの一つは、国民間の活発な交流です。日韓両国では、この一年を通じ、国交正常化60周年を記念して、「両手を携え、より良い未来へ」というキャッチフレーズの下、様々な交流や事業が行われ、外務省において認定した、日韓双方の民間団体や企業等が実施した周年記念事業数は、500件を超えました。今や、特に若い世代において、自然な形で、日韓交流が行われるようになりました。今後も、この60周年という機会を通じて育まれた日韓両国の輪が、大きく広がっていくことを期待します。

2月15日、「私たちが照らす日韓交流」をテーマに、国民間における日韓交流への関心の高まりと相互理解の増進を願いながら、東京タワーのライトアップが行われました。同日同時刻には、韓国のNソウルタワーのライトアップも行われ、60周年の幕開けを華やかに印象付ける機会となりました。

6月1日から30日までの30日間、日韓双方の一部空港において、一定の利用条件を満たす日韓両国国民を対象に、入国手続の円滑化措置が実施されました。また、同月にソウルと東京でそれぞれ在大韓民国日本国大使館、駐日大韓民国大使館主催の記念レセプションが開催され、様々な分野において日韓交流に携わる人々と共に、国交正常化60周年をお祝いしました。それぞれのレセプションでは、石破総理大臣と李在明大統領も祝辞を贈り、石破総理大臣は、日韓協力の裾野を更に広げながら、これまで紡いできた交流のバトンをしっかりと次の世代へとつないでいきたいと述べました。

2005年の国交正常化40周年を機にソウルで始まった「日韓交流おまつり」は、例年より大規模に開催されました（9月27日・28日に東京で、10月12日にソウルで開催）。東京では、古くからの日韓交流の象徴である外交使節団「朝鮮通信使」の装束を再現したパレードが音楽や踊りで会場を盛り上げたほか、チヂミや韓国のり巻きなど、韓国料理のグルメブースなどが設けられ、日韓両国のアーティストによるK-POPコンサートも両日開催されるなどし、約4万9,000人が集まりました。ソウルでは、韓国の伽倻琴（^{カヤラム}韓国の伝統的な弦楽器）奏者と、日本の^{こと}箏奏者、日本の書家が共演し、音楽と書で「友情」を表現する特別ステージが披露されるなどし、約6万7,000人が集まりました。

そのほか、60年前に署名され、発効した日韓基本条約とその関連文書の展示（外交史料館にて）や、韓国を象徴する文化や動植物をイラストで表現した特殊切手の発行など多くの記念事業が行われました。



日韓交流おまつりでの朝鮮通信使の再現ステージ（上）と展示ブース（下）（9月27日、28日 東京）

4 東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口（約2億8,000万人）を有する東南アジア地域の大国であり、マラッカ海峡などのシーレーンの要衝に位置し、東南アジア諸国連合（ASEAN）において主導的な役割を担っている。また、ASEAN唯一のG20メンバー国であり、グローバル・サウスの有力国としての存在感も示すなど、地域・国際社会の諸課題に関する取組における役割の重要性が高まっている。2024年10月に就任したプラボウォ大統領は、就任演説で貧困削減（給食制度の普及含む）や食糧・エネルギー自給率の向上、汚職撲滅への注力を表明し、連立政権による安定した議会運営の下、諸政策を推進している。また、外交については、BRICS⁽²⁷⁾に正式加盟する一方で、経済協力開発機構（OECD）や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加入要請を行うなど、非同盟を基本とした外交を展開しており、プラボウォ大統領自らも積極的に外国訪問を実施した。日本とインドネシアは包括的・戦略的パートナーとして、安全保障や経済を始めとした様々な分野での協力を強化するとともに、厳しさを増す地域・国際情勢において連携を深めてきた。1月には、石破総理大臣が総理大臣就任後初の二国間訪問先の一つとして、インドネシアを訪問し、プラボウォ大統領との間で協力関係を更に強化していくことで一致した。5月には、岸田文雄衆議院議員・アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）議員連盟最高顧問が総理特使としてインドネシアを訪問し、両国間での脱炭素・エネルギー移行における協力強化を確認した。同じく5月には、プラテックノ人材育成・文化担当調整相が大阪・関西万博ナショナルデーに出

席するため訪日したほか、9月にはプラボウォ大統領も同万博視察のために訪日した。11月には、東京で3回目となる日・インドネシア外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を開催し、茂木外務大臣、小泉進次郎防衛大臣、スギオノ外相、シャフリィ国防相の4閣僚の間で、地域・国際情勢に関する戦略的な認識を共有しつつ、二国間での安全保障・防衛分野での協力を更に強化していくことを確認した。両国は、こうしたハイレベルでの往来や意思疎通を通じ、長年にわたる緊密な友好協力関係に基づく包括的・戦略的パートナーシップを発展させてきている。

(2) カンボジア

カンボジアは、メコン地域に位置し、地域の連結性と格差是正の鍵を握る国である。新型コロナウイルス感染症流行の影響により2020年はマイナス成長となったが、2022年以降は5-6%の成長を続けている。

内政では、2023年7月の総選挙の実施に当たり、2022年の村・地区評議会選挙で最大野党となった「蠟燭の火」党の立候補登録が拒否され、与党人民党が圧勝した。長年首相を務めたフン・セン氏が首相の座を退き、フン・マネット首相を首班とする新内閣が発足した。

日本は、1992年に初めて本格的に国連平和維持活動（PKO）に要員派遣するなど、カンボジアの和平と復興・開発に協力してきた。近年、日本企業の投資により経済関係も拡大しているほか、安全保障やデジタル等の新しい分野でも協力が進展し、4月には海上自衛隊艦艇が整備後初めての外国艦艇としてリアム海軍基地に寄港した。

5月の日・カンボジア首脳会談で、石破総理

(27) BRICS：ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカなどの国々から構成されるグループを指す。2006年にブラジル、ロシア、インド、中国で初の外相会合、2009年に初の首脳会合を開催した。2011年に南アフリカが参加したことで、名称が現在のBRICSになった。2024年にエジプト、エチオピア、アラブ首長国連邦、イラン、2025年にはインドネシアが加盟。また、2024年10月の首脳会合では「BRICSパートナー国」という新たなカテゴリーが創設され、2025年1月にベラルーシ、ボリビア、カザフスタン、キューバ、マレーシア、タイ、ウガンダ、ウズベキスタン及びナイジェリア、同年6月にはベトナムのパートナー国入りを公表した。

大臣とフン・マネット首相は共同声明及び「経済共創パッケージ」を発出し、「包括的戦略的パートナーシップ」の下、安全保障、経済・投資、民主主義、特殊詐欺対策などの分野で協力していくことを確認した。国際場裡でも、日本とカンボジアは、両国によるカンボジア国内の地雷対策での協力実績を生かし、ウクライナ等の第三国の地雷対策で協力している。

5月及び7月に国境付近でタイとの軍事衝突が発生した。日本は、両国国境地域の緊急人道ニーズに対する総額180万ドルの緊急無償資金協力や停戦監視のための機材供与を始め、両国間の停戦合意の着実な履行を含む緊張緩和のための取組を進めてきている。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展している国であり、全方位外交の下、米国や中国を含む主要国と良好な関係を維持している。国内では、5月にローレンス・ウォン首相就任後初の総選挙が行われ、与党人民行動党（PAP）が改選97議席中87議席を獲得した。ウォン首相は、新内閣において、変化する世界でのシンガポールの地位確立、特に米中との関係深化及び同志国との協力、経済戦略の見直し、社会福祉制度の強化、国内連帯の強化などを優先事項として進めている。日本・シンガポール間では、石破総理大臣が4月にウォン首相と電話会談を行い、世界経済を中心に意見交換を行い、自由で開かれたインド太平洋の推進に向けて連携していくことで一致したほか、8月には大阪・関西万博のために来日したリー・シェンロン上級大臣（元首相）と会談し、同上級大臣への旭日大綬章伝達式を実施した。岩屋外務大臣は7月のマレーシアでのASEAN関連外相会議において、バラクリシュナン外相と外相会談を行い、2026年の外交関係樹立60周年に向けて、デジタル、グリーン、安全保障といった幅広い分野において協力を推進していくことを確認した。また、両国は「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSP21）」による第三国への共同技術協

力を通じて、2025年はASEAN諸国を中心に約170名に対してグリーン、デジタル分野を含む研修を実施した。9月には第18回日・シンガポール・シンポジウムが東京で開催され、政治、経済、安全保障を含む幅広い分野で意見交換が行われた。

(4) タイ

タイは、東南アジア大陸（メコン地域）の中心に位置する、立憲君主制国家である。ASEAN原加盟国の一つであり、地政学的にも高い重要性を有する。6,000社を超える日本企業が進出し、7万人以上の在留邦人が暮らすタイは、自動車産業を始め日本企業にとっての一大生産拠点であり、今日では地域のサプライチェーンの一角として日本経済に欠くことのできない存在となっている。

2025年はカンボジアとの軍事衝突が発生し、その後政権交代が行われるなど、流動的な状況が続く一年となった。5月にカンボジアとの軍事衝突が発生したことを契機とし、両国間の国境閉鎖などにより緊張感が高まる中、6月、ペートンターン首相が事態の沈静化に向けカンボジアのフン・セン上院議長との電話会談を実施したが、この際の両者の会話の音声が出たことを受け、憲法裁判所は、8月、同首相の電話会談における発言が憲法の定める倫理規定に違反するとして、首相失職の判決を下した。9月、下院における首班指名選挙の結果、同首相の発言を批判し連立政権から離脱していた名誉党党首のアヌティン氏が首相に就任し、新政権が発足した。

日本は引き続きタイとの二国間関係の強化に努めている。5月には岩屋外務大臣が訪日したマーリット外相と会談を実施し、経済・安全保障分野の協力強化を確認したほか、カンボジアとの武力衝突発生後は日・タイ外相電話会談等を通じて緊張緩和を働きかけた。

12月には茂木外務大臣が訪日したシーハサク外相と会談を実施し、「包括的・戦略的パートナーシップ」の下、様々な分野で連携を強化していくことで一致した。

(5) 東ティモール

日本は、東ティモールの独立（2002年）と同時に外交関係を開設した。2022年に独立20周年を迎えた同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を実現し、民主主義に基づく国造りを実践してきた。2023年5月に国民議会議員選挙が実施され、同年7月にグスマン首相率いる新政権が発足した。経済は天然資源（石油や天然ガス）への依存度が高く、国家の最優先課題として産業多角化に取り組んでいる。外交面では、東ティモールは、10月のASEAN関連首脳会議においてASEAN正式加盟を実現した。その際に行われた日ASEAN首脳会議において、高市総理大臣は、グスマン首相に対して祝意を述べ、歓迎した。ハイレベルの往来も行われており、7月に生稲外務大臣政務官が東ティモールを訪問し、ラモス＝ホルタ大統領、グスマン首相を含む政府ハイレベルへの表敬を行い、二国間協力の強化及び地域・国際情勢での連携強化を確認したほか、フレイタス外務・協力相との外相会談に際しては、人材育成奨学計画に関する書簡の署名・交換を行った。8月には、ラモス＝ホルタ大統領が大阪・関西万博ナショナルデーに出席するため訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を行い、両国間の包括的パートナーシップを強化していくことを確認した。このほか、東ティモール人技能実習生の受入れが日本で増加しているなど二国間での人的交流も拡大している。

(6) フィリピン

フィリピンは、シーレーンの要衝に位置し、日本と戦略的利益を共有する海洋国家である。フィリピンの経済成長率は2024年に5.7%を維持するなどASEAN諸国の中で最も経済成長率の高い国の一つであり、上位中所得国入りを目前に控えている。2025年に就任4年目に入り任期の中盤にさしかかるマルコス大統領は、農業、教育、健康、社会保障などを通じた国民生活の質向上及び公共インフラの整備を最優先事項として引き続き取り組んでいる。また、ミンダナオ和平については、モロ・イスラム解放

戦線（MILF）の退役・武装解除に遅れが見られるものの、改正バンサモロ基本法に基づき、初の自治政府議会選挙後の自治政府樹立に向けたプロセスが継続している。

日・フィリピン間では、2025年も1月の岩屋外務大臣のフィリピン訪問を皮切りに様々なレベルでの要人往来があり、2026年の国交正常化70周年を見据えた戦略的パートナーシップの一層の強化が着実に進んでいる。4月には石破総理大臣がフィリピンを訪問し、マルコス大統領との首脳会談で、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉及び情報保護協定についての政府間での議論を開始することで一致し、それ以降も、5月の外相会談等ハイレベルで活発な交流が行われている。安全保障分野では、部隊間協力円滑化協定（RAA）が9月に発効し、10月に実施された日・フィリピン人道支援・災害救助共同訓練（ドウシン・バヤニハン）及びセブ島沖地震対応のための物資輸送支援に初めて適用されるとともに、10月の高市総理大臣とマルコス大統領との会談でACSAの実質合意を確認した。経済・人的交流分野では、3月及び9月に経済協力インフラ合同委員会が開催され、フィリピンの上位中所得国入りを見据えたインフラ及び経済分野での協力についての議論が行われたほか、6月にはマルコス大統領が訪日し、大阪・関西万博を視察した。また、2026年1月には茂木外務大臣がフィリピンを訪問し、ラザロ外相と外相会談を行い、ACSAに署名するなど、日・フィリピン国交正常化70周年に当たり、安全保障・経済等の分野で



日・フィリピン首脳会談
（10月26日、マレーシア 写真提供：首相官邸ホームページ）

の二国間協力を更に強化することを確認した。その他経済閣僚との懇談、ODA事業（パッシング・マリキナ川河川改修計画）の視察を実施した。ACSAへの署名以外に、政府安全保障能力強化支援（OSA）及びODAの交換公文の署名も行った。

こうした二国間協力のみならず、日米フィリピン（比）3か国の協力も着実に進んでいる。1月には日米比首脳テレビ会議が行われたほか、7月にはトランプ政権下で初となる日米比外相会合が開催されるなど、引き続き安全保障や経済といった幅広い分野で協力の具体的な取組が進んでいる。

(7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治的、経済的に安定している。立憲君主制の下、国王が首相、財務・経済相、国防相及び外相を兼任している。東南アジアの中心に位置し、南シナ海問題に関する係争国の一つであり、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバランス外交を行っている。ブルネイの経済は、天然ガスの生産や石油精製事業に支えられているが、エネルギー資源への過度の依存から脱却するため経済の多角化を目指している。

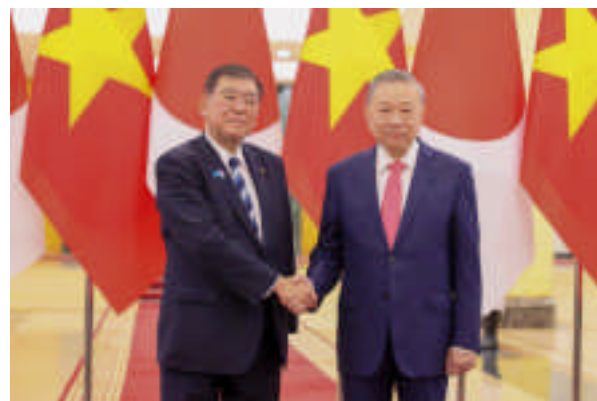
日・ブルネイ両国は、1984年に外交関係を開設して以来、継続的な皇室・王室の交流に象徴されるように良好な関係を築いている。また、ブルネイ産液化天然ガス（LNG）の輸出総量の約5割強が日本向けとなっているなど、経済関係も緊密である。7月には、生稲外務大臣政務官がブルネイを訪問し、ブルネイ側との間で、2024年に「戦略的パートナーシップ」に格上げされた両国関係が深化していることを歓迎するとともに、二国間協力や地域及び国際社会の諸課題について意見交換を行った。

(8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国である。東南アジア第3位の人口を有し、中間

所得層が急増していることから、有望な市場であると同時に、近年は、サプライチェーン多元化の動きにより、日系企業を含む外国企業が生産拠点をベトナムに移す流れが続いている。ベトナムは、2045年の先進国入り及び2050年までのカーボンニュートラルを目指し、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進しているほか、マクロ経済の安定化、インフラ整備や投資環境改善を通じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現に取り組んでいる。2022年以降は新型コロナウイルス感染症の流行による経済の落ち込みからの回復基調を強め、2024年には7.1%の成長を達成した。ラム・ベトナム共産党書記長は、2026年1月の第14回共産党大会から始まる「新しい時代」に向けて、実務的で合理的な社会経済の発展を重視し、省庁再編や地方自治体の統合などの大規模な行政改革を矢継ぎ早に実施した。

日本とベトナムは、1973年9月21日に外交関係を樹立し、50周年を迎えた2023年には両国関係を「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げした。両国間の新たなパートナーシップの下で2025年も活発な要人往来やハイレベルでの会談が継続した。4月には石破総理大臣がベトナムを訪問し、ラム書記長やチン首相を始めとする最高指導者らと会談を行い、安全保障協力の更なる具体化及び半導体やGXなど新たな分野の協力を通じたベトナムの産業高度化・強^{じん}靱化の後押しを確認した。茂木外務大臣は、



石破総理大臣とラム書記長との会談
(4月27日、ベトナム・ハノイ 写真提供：首相官邸ホームページ)

10月のASEAN関連首脳会議の際にチュン外相と会談し、両国関係や地域・国際情勢などについて意見交換を行った。12月には、初となる外務防衛次官級協議（次官級2+2）を実施し、安全保障分野の協力強化について協議した。

技能実習生を中心に在日ベトナム人の数は引き続き増加しており、2012年の約5万人から2025年6月末には約66万人を超え、国別在留外国人数で中国に次いで2番目に多い数となっている。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成り、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な国である。また、13州及び3連邦直轄地から成る連邦国家で、ブミプトラ（土着の民族を含むマレー系）（70%）、華人系（23%）、インド系（7%）などから構成される多民族国家である。特に、2025年はマレーシアがASEAN議長国を務め、カンボジア・タイ国境での軍事衝突を受けて米国の関与を得つつ両国の和解を仲介するために尽力するなど、リーダーシップを発揮して存在感を示した。

マレーシアとの間では、ハイレベルでの活発な往来が実現した。1月に、石破総理大臣が就任後初の二国間訪問先としてマレーシアを訪問し、アンワル首相と首脳会談を行ったほか、5月には岸田文雄衆議院議員・アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）議員連盟最高顧問が総理特使として訪問した。7月にはASEAN関連外相会議のためにマレーシアを訪問した岩屋外務大臣が、モハマド・ハサン外相と外相会談を行った。これらの会談を通じ、両国は、海洋安全保障、経済、環境問題、先端技術、レアアースといった様々な分野において二国間関係を強化するとともに、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することの重要性を確認し、引き続き連携していくことで一致した。



日・マレーシア首脳会談
（10月26日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）

また、10月には高市総理大臣がASEAN関連首脳会議出席のためマレーシアを訪問してアンワル首相と首脳会談を行い、両首脳間で、OSAを通じた無人航空機（UAV）と救難艇の引渡しや、新たな潜水作業支援船及びカンボジア・タイ国境におけるASEAN監視団の活動のための停戦監視用機材の供与に関する書簡の署名・交換を歓迎した。

(10) ミャンマー

2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデターから5年以上が経過した今も、各地で国軍と民主派勢力及び少数民族武装組織との間で衝突が発生しており、多くの市民が犠牲になるなど情勢は悪化の一途をたどっている。3月28日には、ミャンマー中部マンダレー付近を震源とするマグニチュード7.7の巨大地震が発生し、当局の発表によれば犠牲者は3,700人、負傷者5,100人を超えるとされ、また、家屋や公共施設が倒壊・損傷するなど甚大な被害を被った。地震発生直後、日本政府は、被災地に国際緊急援助隊（JDR）・医療チームや医療資機材を輸送するための自衛隊機を派遣したほか、国際機関を通じた約600万ドルの緊急無償資金協力、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた緊急援助物資や草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた緊急支援セットの供与等を行った。

政治面では、7月31日、国防・治安評議会が4年半続いた緊急事態宣言の解除を発表し、新たにミン・アウン・フライン国軍司令官を委

員長とする国家治安平和委員会を組織した。また、連邦選挙管理委員会は、12月28日から2026年1月にかけて総選挙を実施すると発表し、候補者名簿の精査など総選挙に向けた準備を着々と進めている。こうした動きを受けて、日本政府は、総選挙は民主的な政治体制の回復に向けたプロセスとして位置付けられるべきであり、政治的進展がないまま総選挙が実施されるような事態となれば平和的解決がより困難になることを懸念し、全ての当事者が平和的な問題解決に向けて真摯に努力していくことを切望すると外務大臣談話を発表した。

また、日本政府はクーデター以降、ミャンマーの事態打開のためにはASEANが一致した対応を取ることが重要との考えの下、人道支援を含む「五つのコンセンサス」⁽²⁸⁾の実施を始め、ASEAN一体の取組を最大限後押しするとともに、国際場裡においても、ミャンマーに関する様々な議論に積極的に参加し、ミャンマー人権状況に関する国連人権理事会決議（4月）に共同提案国入りするなど、国際社会と連携して取り組んでいる。

人道状況の深刻な悪化は喫緊の課題であり、日本政府は、苦難に直面するミャンマー国民を支えるとの一貫した方針の下、国際機関やNGOなどを経由した人道支援や国民生活の向上のための支援をミャンマーの人々に直接裨益する形で積極的に実施してきており、これまでに合計約2億ドル以上の人道支援を実施している（2025年12月末時点）。

(11) ラオス

ラオスは、中国、ミャンマー、タイ、カンボジア及びベトナムの5か国と国境を接するメコン連結性の要となる内陸国である。ソーンサイ首相は、内政面では、物価高騰や対外債務問題を含む経済・財政運営の課題に取り組んでおり、6月開催の第9回国民議会第9回通常会期において、インフレ率が前年の24%台から11%台まで大幅に改善したと報告した。日本との関係では、2025年は外交関係樹立70周年であり、年間を通じて要人の相互訪問などが行われた。1月、ソーンサイ首相が実務訪問賓客として訪日し、石破総理大臣との首脳会談において、両国関係を「包括的戦略的パートナーシップ」へ格上げすることで一致するとともに、共同声明への署名が行われた。3月5日の外交関係樹立記念日には、両国首脳間のメッセージ交換が行われた。

5月にはトンルン国家主席が来日し、石破総理大臣と首脳会談を行い、同パートナーシップの下で、今後の二国関係を更に発展させていくための意見交換を行った。7月には、マレーシアでのASEAN関連外相会議の機会に、岩屋外務大臣とトンサワン外相が懇談したほか、カムチェーン首相府付相が大阪・関西万博のラオス・ナショナルデー（7月9日）関連行事出席のため訪日した。9月にはトゥンマリー・ラオス・日本友好議員連盟会長一行が衆議院招待により訪日した。そのほか、高嶋ちさ子「日・ラオス外交関係樹立70周年」親善大使のラオス訪問を含め、両国の政府・民間レベルで各種の文化・人的交流事業が年間を通じて実施された。

(28) 2021年4月24日に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングで発表されたもの。(1) 暴力の即時停止、(2) 全ての当事者による建設的対話の開始、(3) ASEAN議長特使の対話プロセスへの仲介、(4) ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を通じた人道支援の提供、(5) ASEAN議長特使のミャンマー訪問及び全ての当事者との会合の実施、の五つの内容から成る。

コラム

COLUMN

東ティモールとASEANの未来

■ もう一つの「日出ずる国」

東ティモールは、インドネシアとオーストラリアの間に位置し、人口は134万人、面積は岩手県とほぼ同じ大きさの島嶼国です。日本からの直行便がないためとても遠く感じるかもしれませんが、実は日本との時差がない数少ない国の一つです。また、東ティモールの現地語での国名「Timor Lorosa'e」は、日本と同じ「日出ずる国」という意味です。

■ 独立から発展への歩みと二国間協力

2002年に独立した東ティモールは、21世紀最初の独立国です。日本は、東ティモールの安定と発展がアジア太平洋地域の平和に重要であるとの観点から、同国の国造りを一貫して支援し、インフラ整備や産業多様化の促進に向けて二人三脚で取り組んできました。

1999年、第1回東ティモール支援国会合を日本で開催し、独立直前の2002年には、小泉総理大臣が同国を訪問し、シャナナ・グスマン大統領当選者と会談を行ったほか、国連平和維持活動（PKO）として陸上自衛隊の部隊を派遣しました。国造りが軌道に乗った後も、政府開発援助（ODA）を通じた支援を継続し、2018年には、独立行政法人国際協力機構（JICA）が首都ディリに「HINODE Bridge（Ponte HINODE）」という橋を建設したことで、市内の交通事情が大幅に改善しました。

■ 日本の包括的パートナー、そして11番目のASEANの国へ

日本と東ティモールの二国間関係は近年急速に深化しています。

経済分野では、対東ティモール投資に関心を示す日本企業が増加しており、造船業や太陽光発電プラントなどにおける具体的な動きにつながってきています。人的交流でも、2023年に高知県が全国で初めて技能実習生を受け入れ、その後全国各地で東ティモール人が活躍しています。安全保障分野でも、東ティモール国軍に対する日米豪ニューージーランドの合同能力構築支援事業「ハリィ・ハムトゥック」への自衛隊の参加等を通じて、防衛協力が進んでいます。

2023年にグスマン首相が訪日した際には、こうした協力強化を受け、岸田総理大臣との間で両国関係を「包括的パートナーシップ」に格上げしました。2025年のラモス＝ホルタ大統領の訪日に際しては、石破総理大臣との間で、東ティモール向けでは初となる、政府安全保障能力強化支援（OSA）の実施について両国で一致するなど、協力の裾野が広がっています。

そして、2025年10月、東ティモールはASEANに正式加盟しました。日本も従来から同国の取組を後押ししてきました。2002年の独立以降、平和構築、基礎インフラや国家制度の整備、経済発展といった課題に直面してきた同国にとって、この加盟は国際社会への更なる参画に向けた大きな前進で



日・東ティモール首脳会談
（8月26日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）

あり、地域の平和と繁栄に貢献する意思の表れでもあります。

国際社会が複合的な危機に直面する中、民主主義や人権といった共通の価値を共有し、インド洋と西太平洋を結ぶ重要なシーレーンに位置する東ティモールとの関係はより一層重要になっています。東ティモールがASEANの一員として、日本と共に法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けて取り組んでいくことは、地域の平和と安定を実現するための重要なマイルストーンとなるでしょう。

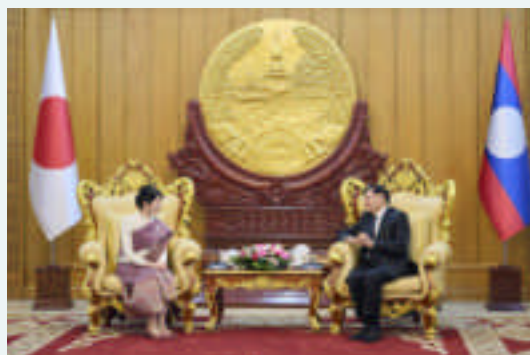
コラム

COLUMN

日・ラオス外交関係樹立70周年



2025年、日本とラオスは外交関係樹立70周年を迎えました。1月のソンサイ首相訪日時には、両国関係を「包括的・戦略的パートナーシップ」へ格上げし、5月のトンルン国家主席訪日時の日・ラオス首脳会談では、協力関係の更なる強化を確認しました。さらに、11月17日から22日にかけて、愛子内親王殿下がラオスを公式に御訪問になりました。愛子内親王殿下は、トンルン国家主席、パーニー国家副主席及びソンサイ首相を始めとする政府要人による温かい歓迎のもと、



トンルン国家主席を表敬された愛子内親王殿下
(11月18日、ラオス・ビエンチャン 写真提供：宮内庁)

晩餐会において日・ラオス関係に関するおことばを述べられ、また、各施設への御訪問を通じて若い世代との交流を深められました。2012年の皇太子殿下（現在の天皇陛下）御訪問以来の皇室による御訪問であり、次世代に向けて発展していく両国の絆を内外に示す機会となりました。

こうした要人往来のほか、年間を通じ、両国において多彩な記念イベントや交流行事などが催されました。

その一環として、外務省は、バイオリニスト高嶋ちさ子氏を「日・ラオス外交関係樹立70周年」親善大使に委嘱し、同氏は現地の小学生に音楽指導を行うなど、文化・教育分野の草の根交流を牽引しました。また、香川県のデザイナーである出淵光一氏が、両国を象徴するゾウと桜をモチーフとしたロゴマークを制作し、様々な広報に活用されました。

両国の友好関係の基礎には、長年にわたる人的交流と協力の積み重ねがあります。1965年、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊が世界で初めてラオスに派遣され、以後、約1,100人が教育、保健、農業など幅広い分野で同国の発展に貢献してきました。また、現地日本語教師の助手や日本語学習者の会話の相手などを担う「日本語パートナーズ」を派遣し、ラオスでの日本語教育支援や日本文化紹介などにも寄与しています。また、「京都市動物園におけるゾウの繁殖プロジェクト」で寄贈されたラオスからのゾウや、ラオス・ファパン県に植樹された桜は、友好の象徴として多くの市民に親しまれています。さらに、日本政府奨学金によるラオス人元留学生は1,300人規模に達し、政官財学の幅広い分野で活躍しています。

経済社会基盤の整備でも、日本は最大級の支援国として「質の高いODA」を実施し、首都ビエンチャンの幹線道路や国際空港、南部地方のパクセー橋、水力発電所の改修など、周辺国との連結性強化に貢献してきました。また、ガバナンス面ではラオス初の民法典制定・普及等の法制度整備支援も着実に実施しています。近年はスポーツ協力も拡大し、首都中心部のチャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画が進展しています。観光面では、北部の古都ルアンパバーンと岐阜県高山市の協力交流を始め各地で交流の裾野が広がっています。

このようにして深められた相互の信頼と友情を基盤に、日本政府は、あらゆる分野で開花している両国関係を今後更に発展させ、両国民の利益及び地域の平和と繁栄に貢献していきます。

5 南アジア

(1) インド

人口が世界第1位、経済規模が世界第5位のインドは、国際社会における存在感を高めている。国内では、「メイク・イン・インディア、メイク・フォー・ワールド」を始めとした様々な経済イニシアティブを通じ、着実な成長を遂げている。外交面では「アクト・イースト」政策の下、インド太平洋地域を中心に積極的な外交を展開しているほか、いわゆる「グローバル・サウス」の声を代弁する役回りを自認するなど、グローバル・パワーとして国際場裡での影響力が増している。

日本とインドは、基本的価値や戦略的利益を共有するアジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い分野における協力を深化させてきた。また、インドは「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現する上で重要なパートナーであり、日米豪印といった多国間での連携も着実に進展している。太平洋を臨む日本と、インド洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間の連携を深めていくことは、インド太平洋の平和と繁栄に大いに貢献する。日印関係は世界で最も可能性を秘めた二国間関係の一つであり、既存の国際秩序の不確実性が高まる中、その重要性は増している。

2025年は、首脳会談を始めとするハイレベルの意見交換が頻繁に行われた。首脳レベルでは、8月に首脳間年次相互訪問の枠組みとしては約7年ぶりとなるモディ首相の訪日が実現した。その際、日印が互いの強みをいかし相互補完的な関係を構築し、安全保障、経済・投資・イノベーション、人的交流の3つの分野で協力を一層強化することで一致した。さらに10月には、高市総理大臣就任の機会に日印電話首脳会談を実施したほか、11月に南アフリカで開催されたG20サミットの機会に対面での日印首脳会談を実施した。外相レベルでは、1月（トラン



第18回日印外相間戦略対話(2026年1月16日 インド・デリー)

プ米国大統領就任式)及び7月(日米豪印外相会合)に米国で日印外相会談を実施したほか、10月にマレーシアで実施されたASEAN関連首脳会合の機会を捉え、茂木外務大臣の就任直後に日印外相会談を実施した。さらに、2026年1月、茂木外務大臣はインドを訪問し、ジャイシャンカル外相との間で外相間戦略対話を行い、FOIPの実現に向け、現下の厳しい地域・国際情勢について認識を共有し、日米豪印の枠組みも含めて協力することで一致した。実務レベルでは、7月にインドで日印外務次官対話を実施した。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝に位置しており、その政治的安定と経済発展は地域の安定と成長に不可欠である。2億人を超える人口のうち30歳以下の若年人口が約65%を占めており、政府の財政状況改善及び低成長からの脱却が課題であるものの経済的な潜在性は高い。

日本との関係では、5月に日・パキスタン外相電話会談を実施した。また、9月に第13回日・パキスタン外務次官級政務協議及び第9回日・パキスタン・ハイレベル経済協議を実施し、経済関係・貿易投資協力、安全保障・防衛協力、人的・文化交流、軍縮・不拡散、気候変動を含む地球規模課題、国際機関における協力、地域情勢について意見交換を行った。日本は近年パ

コラム

COLUMN

モディ・インド首相訪日 —地方訪問を通じた関係構築—

8月29日から30日までナレンドラ・モディ・インド首相が訪日しました。

日印間では、2006年に両国の首脳が相互に交代で相手国を訪問し合う「首脳間年次相互訪問」枠組みに合意するなど、首脳レベルを始め活発な要人往来が行われています。

今回のモディ首相の訪日は、「首脳間年次相互訪問」としては約7年ぶりとなった訪問です。モディ首相は、過去、この枠組みによる訪日で京都、兵庫、山梨を訪問しています。東京とは異なる魅力を持つ地方への訪問を含め両首脳が長い時間を共に過ごすことは、首脳間の個人的な関係をより一層強め、今日の強固な日印関係の礎となっています。

今回も日印両国の距離が一層縮まる訪問とするため、地方への訪問の準備を進めました。訪問先の検討を進めるに当たっては、今後の日印協力の方向性はどうあるべきかという点を特に重視しました。2014年9月にモディ首相が首相として初めて訪日し、日印関係を「特別戦略的グローバル・パートナーシップ」に引き上げることに合意して以来10年が経過し、その間、日印協力は様々な分野で飛躍的な発展を遂げました。そうした中で、今日のインドは多くの高度人材を擁し、著しい経済成長の過程にあります。日本には世界の成長を牽引する高度な技術力があります。こうした両国の強みをいかし合い、両国が直面する課題への解決策を共創できる相互補完的な関係を構築していくことを今後10年の日印共同ビジョンとして今回の訪日で発表することにしました。そして、このビジョンにふさわしい地方訪問先として選定されたのが宮城県でした。決め手となったのは、日本の最先端技術です。

まずは、日印両国の旗艦事業である高速鉄道事業への理解を深めるため、両首脳がそろって新幹線に乗車し、仙台を訪問しました。1時間半の道中では石破総理大臣とモディ首相が車内で隣同士に座って意見交換を行ったほか、JR東日本で研修中のインド人運転士との交流や、新幹線の運転台見学、試験電車「ALFA-X」についての説明など、随所に工夫を凝らしました。宮城県に到着後は、半導体製造装置の製造を手がける東京エレクトロン社の工場見学を行いました。半導体分野もまた、「日印経済安全保障イニシアティブ」の下、官民での協力を進めている重要分野です。

そして地元住民の方々によるモディ首相一行への温かい歓迎も、地方訪問を成功させる上で不可欠なものでした。

このように地方訪問を通じて一層強固となった日印関係は、高市総理大臣とモディ首相との間でも確実に受け継がれています。両首脳は、高市総理大臣の就任後、速やかに電話会談を行い、11月のG20ヨハネスブルグ・サミットでは対面で会談を実施し、モディ首相訪日時に打ち出したビジョンに基づき着実に成果を出していくことを確認しました。今後も日本の豊かな地方の魅力をいかしながら日印関係を一層発展させていく考えです。



新幹線の前で握手する石破総理大臣とモディ首相
(8月30日 東京駅 写真提供:首相官邸ホームページ)

キスタンに対し、日本が強みとする、防災・気候変動、保健、教育、上下水道といった国民の生活に密接する社会セクターに重点を置き支援を行っている。5月の「経済社会開発計画（ファイサラバードにおける水道関連機材）」（5.10億円）などの無償資金協力案件に関する書簡を署名・交換した。さらに、5月にジャム・カマル・カーン商業相、8月にハルーン・アクタル・カーン首相特別補佐官（産業・生産担当）が訪日した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバングラデシュは、インドとASEANの交点であるベンガル湾に位置し、近年、持続的な安定成長を遂げている（2024年の経済成長率は5.2%）。人口は約1億7,000万人に上り、質の高い労働力が豊富な生産拠点及び高いインフラ整備需要を備えた潜在的な市場として注目されている。内政面では、2024年8月の政変により、15年以上にわたり政権を担ってきたハシナ首相が退陣し、モハマド・ユヌス氏を首席顧問とする暫定政権が樹立された。ユヌス首席顧問は、国家制度に必要な改革をもたらした後、自由で公正かつ参加型の総選挙を可能な限り早急を実施すると表明し、2026年2月前半の総選挙実施を発表した。また、バングラデシュには、2017年8月、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化を受けて、同州から新たに75万人以上の避難民が流入した。避難民の帰還はいまだ実現しておらず、避難の長期化によりホストコミュニティ（受入れ地域）の負担増大や現地の治安悪化が懸念されている。

日本との関係では、「戦略的パートナーシップ」の下、2023年4月に交渉を開始した日・バングラデシュ防衛装備品・技術移転協定が2026年2月に署名に至ったほか、2024年3月に交渉開始を決定した日バングラデシュ経済連携協定（EPA）も2026年2月に署名に至った。日系企業数は2005年の61社から2025年には330社に増加している。安定した電力の供給やインフラの整備が外国企業からの投資促進に向けた課題となっており、日本も円借款の供与などを通

じてその発展を支援してきている。また、2月に生稲晃子外務大臣政務官がバングラデシュを訪問したことに加え、5月にはユヌス首席顧問が訪日し、石破総理大臣との間で会談を実施したほか、同首席顧問に同行したホセイン外務担当顧問と岩屋外務大臣との間でも会談が行われた。さらに、実務レベルでは5月に第6回日バングラデシュ外務次官級協議が実施された。

(4) スリランカ

スリランカはインド洋のシーレーン上の要衝に位置し、その地政学的重要性が注目されている。内政面では、5月に全土での地方議会選挙が実施され、過半数を超える地方議会で与党「国民の力（NPP）」が過半数を超える議席を確保した。経済面では、3月に日本政府とスリランカ政府との間で、債務繰り延べの書簡の署名・交換が行われ、両国間の債務再編が正式に完了した。また、7月、国際通貨基金（IMF）は拡大信用供与措置（EFF）に基づく第4回レビューを完了し、スリランカ当局による約3.5億ドルの借入れを承認し、10月には同措置の第5回レビューの事務レベル合意に達した。引き続きスリランカ政府は、EFFプログラムで求められる様々な改革に取り組んでいる。外交面では基本的に非同盟中立でバランス外交を重視している。

日本との関係では、2月に生稲外務大臣政務官がスリランカを訪問し、独立記念式典に出席した。7月には日・スリランカ経済協力政策協議及び日・スリランカ外務省高級事務レベル政策対話を実施した。9月にはディサナヤケ大統領が大阪・関西万博に際して訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を実施し、「包括的パートナーシップ」の下での更なる関係強化を確認した。併せて、初の対スリランカOSA（政府安全保障能力強化支援）案件として警戒監視・災害対処用無人航空機（UAV）の供与（5億円）に関する書簡の署名・交換を行ったほか、同国北部・東部州の低所得・小規模酪農家の生計向上のための無償資金協力「酪農セクター生産性向上計画」（4.63億円）に関する書簡の署

名・交換を行った。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた内陸国であり、2015年の新憲法公布以後、民主主義国としての歩みを進めている。内政面では、2024年7月に就任したオリ首相が、9月に発生した首都カトマンズ及び主要都市でSNS規制解除及び汚職撲滅を掲げた若者の大規模抗議行動により辞任し、スシラ・カルキ元最高裁判所長官が暫定政府の首相に任命され、その後下院議会を解散した。2026年3月5日に総選挙を行うことを発表している。経済面では、2023年から2024年の経済成長率は3.7%と伸び悩んでおり、不安定な内政の影響もあり、依然として低成長からの脱却が課題とされている。外交面では伝統的に非同盟中立であり、インドと経済的・文化的に結びつきが強い。中国とも良好な関係を維持している。

日本との関係では、両国は長年登山などの民間交流を通じた伝統的な友好関係を築いており、近年日本語学習者も増加している。2025年現在、27万人を超えるネパール人が日本に在住し、様々な分野で活躍している。5月には生稲外務大臣政務官がネパール政府主催の気候変動に関する国際会議（サガルマータ対話）に参加し、日本の気候変動対策へのコミットメントを発信した。また、日本はネパールにとって長年の主要援助国であり、貧困削減、防災及び気候変動対策、民主化の強化の三つの重点分野を始めとする様々な分野において経済協力を実施してきている。2024年に本坑が貫通した、ネパールにとって初の山岳交通道路トンネルとなるナグドゥンガトンネル（全長2,688メートル、日本の有償資金協力案件）は、2026年の開通後は、当該区間の運輸交通網が円滑化し、急増する交通需要への対応、移動時間の短縮、通行の安全性向上による、同地域の社会・経済発展の促進に寄与することが見込まれる。

(6) ブータン

ブータンは中国とインドの間に位置する内陸国である。国民総幸福量（GNH）⁽²⁹⁾を国家運営の指針とし、第13次5か年計画（2024年から2029年）では、2034年までに高所得GNH経済となるという目標に向けて10年間の戦略的枠組みを採用し、2029年までに国民総生産（GDP）50億ドルの高所得国となる目標を掲げ、公平で質の高い保健、教育、主権・領土保全などの強化、信頼されるガバナンスのエコシステムの実現、経済成長の加速などに取り組んでいる。近隣諸国、日本など58か国及びEUとのみ外交関係を保有しており、国防などの分野においてインドと密接な関係を有している。日本との関係では、皇室・王室間の交流や、経済協力分野での各種支援が長年にわたり実施されている。

(7) モルディブ

シーレーンの戦略的要衝に位置するモルディブは、日本にとってFOIPを実現する上で重要なパートナーである。内政面では、2024年4月に実施された議会選挙において与党の連合人民国民会議（PNC）が議席の3分の2を獲得し、ムイズ大統領は政権基盤を固めた。経済面では、GDPの約3割を占める漁業と観光業を主産業とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響はあったものの、一人当たりのGDPは南アジア地域で最も高い水準に達している。外交面では、ムイズ大統領は、就任以来、バランス外交の方針を模索している。

日本との関係では、7月に生稲外務大臣政務官がモルディブの独立60周年式典に総理特使として出席した。さらに、経済協力では、生稲政務官とカリエル外相との間で、首都マレの水災害への脆弱性の克服及び生活・経済社会基盤の安定を目的として、海岸防災施設（護岸）の整備などに係る無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

(29) GNH（Gross National Happiness）：国民総生産（GNP）に対置される概念としてブータン政府が提唱した独自の概念。経済成長の観点を過度に重視する考え方を見直し、(1) 経済成長と開発、(2) 文化遺産の保護と伝統文化の継承・振興、(3) 豊かな自然環境の保全と持続可能な利用、(4) 良き統治の四つを柱として、国民の幸福に資する開発の重要性を唱えている。

6 大洋州

(1) オーストラリア

ア 概要・総論

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた日本とオーストラリアの戦略的ビジョンは広い範囲で一致しており、日豪両国は、共に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現のために主導的役割を果たす意思と能力を有する同志国である。地域が様々な課題に直面する中で、両国間の協力はかつてなく重要であり、2026年の日豪友好協力基本条約署名50周年も踏まえ、両国は、首脳間や外相間の緊密な関係を基盤として、日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げるべく、安全保障、経済、経済安全保障、人的交流を含むあらゆる分野での二国間協力を深化させている。また、インド太平洋地域や国際社会の平和と繁栄に貢献するべく、同志国連携の中核である日豪を基盤として、日米豪、日米豪印といった枠組みを含め、米国や他の同志国との重層的な協力を一層推進している。なお、5月には連邦議会選挙が実施され、アルバニー首相が党首を務める労働党が2022年の前回選挙に続いて勝利し、アルバニー首相を始め主要閣僚が留任した。

また、経済面では、日本にとってオーストラリアは第3の貿易相手国、オーストラリアにとって日本は第2の貿易相手国であり、この相互補完的な経済関係は、2015年に発効した日豪経済連携協定(EPA)、2018年に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)、2022年に発効した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定などを通じて、更に発展している。

首脳間では、石破総理大臣は、5月の連邦議会選挙直後にアルバニー首相と電話会談を行い、日豪間の「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強固にしていくため様々な分野で緊密に連携していくことを確認した。6月の首脳会談では、石破総理大臣から日豪協力は同志国

連携のモデルであると述べた上で両首脳は、東アジア情勢も含めたインド太平洋地域の安全保障環境などについて意見交換を行い、連携を強化することで一致するとともに、両国間の戦略的連携を深化させ、同盟国・同志国等との協力を推進していく重要性を確認した。また、高市総理大臣就任直後の10月の首脳会談では、高市総理大臣から、日豪がFOIPの実現のために主導的役割を果たす意思と能力を有する同志国であると述べた上で、2026年の日豪友好協力基本条約署名50周年を見据え、両国関係を更なる高みに引き上げるため、安全保障、経済、人的交流を含む幅広い分野で両国の協力を一層強化することで一致した。

外相間では、岩屋外務大臣が1月にウォン外相と外相会談を実施し、日米豪印の取組を含め、米国や他の同志国との重層的な協力を推進することで一致した上で、日豪間の安全保障協力に関し、サイバーや経済安全保障分野を含め、2024年9月の日豪「2+2」で一致したコミットメントを着実に実行することを確認した。また、9月には、日豪外相会談(ワーキング・ディナー)を実施し、両外相は、経済分野での連携・対話や人的交流を強化していくことを確認し、同日に署名した「海外における自国民保護に関する日豪協力覚書」を踏まえて協力を更に進めていくことで一致した。茂木外務大臣就任直後の10月の外相会談では、現下の厳



日豪首脳会談
(10月26日、マレーシア 写真提供：首相官邸ホームページ)

しい戦略環境を踏まえて、同志国との重層的な協力を一層推進し、重要鉱物のサプライチェーンを含む経済安全保障分野において、日豪間で具体的な協力を更に進めることで一致した。

日豪両国は、上記のような首脳間や外相間の緊密な意思疎通を通じて、以下の分野で連携を強化している。

イ 安全保障分野での協力

日豪間の安全保障協力は、かつてなく広範かつ強固なものとなっている。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定の下、両国間の部隊間協力は強化されており、両国は地域の平和と安定に対する共同の関与を強めている。

8月には、オーストラリア政府が日本の「もがみ」型護衛艦の能力向上型を次期汎用フリゲートとして選定したことを発表し、安全保障・防衛協力を含めた日豪関係全体を更なる高みに引き上げる大きな一歩となった。

9月には、第12回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を東京で実施し、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽³⁰⁾に沿って、共同の抑止力の強化に向けた協力を更に発展させていくとともに、戦略的評価を共有しつつ、両国の主権及び地域の安全保障の利益に影響を及ぼし得る潜在的な緊急事態に関する外務・防衛当局間の議論を活性化することで一致した。また、4大臣は、運用協力、防衛産業・先進技術など、経済安全保障、戦略的コミュニケーション、サイバー及び情報セキュリティといった分野での協力を強化していくことを確認した。

ロ 経済関係

両国がCPTPPの交渉を主導したことに示されるように、両国は地域の自由貿易体制の推進や法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築に向けて、緊密に連携してリーダーシップを発揮している。

両国間では、日本が主に自動車などの工業品をオーストラリアに輸出し、また、オーストラリアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資源や牛肉などの農畜産物を日本に輸出するという相互補完的な経済関係が、長年にわたり発展してきている。特に近年では、重要鉱物や水素・アンモニア関連分野などの新しい協力も進んでいる。

ハ 文化・人的交流

オーストラリアには約42.4万人に上る日本語学習者（世界第4位）や100を超える姉妹州・都市提携があるなど、長年培われた親日的な土壌が存在する。JETプログラム（語学指導などを行う外国青年招致事業）及び新コロポ計画による日豪間の相互理解の促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強化のための各種取組が行われている。また、日豪ワーキング・ホリデー制度についても、引き続きその適切かつ着実な運用に取り組んでいる。

ニ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定への積極的な貢献に向けた協力を強化している。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミサイル開発といった地域が直面する諸課題に関する協力を深めている。国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」⁽³¹⁾を含む違法な海上活動に対して、オーストラリアは、5月、駆逐艦「シドニー」を派遣し、2018年以降13度目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、3月及び10月に、2018年以降15度目及び16度目となる航空機による警戒監視活動を行った。

(2) ニュージーランド

ア 概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。両国間の「戦略的協力パー

(30) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障・防衛協力の今後10年の方向性を示す文書

(31) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

トナーシップ」の下、経済、安全保障、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題に係る協力関係を強化している。

イ ハイレベル協議

地域情勢が一層厳しさを増す中、ニュージーランドとの間では、首相間や外相間を含む緊密な意思疎通を行っている。首脳間では、6月、石破総理大臣がラクソン首相と電話会談を実施し、石破総理大臣から、ニュージーランドはインド太平洋地域における、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を推進していく上で重要なパートナーであると述べた上で、両首脳は、不透明性を増す世界経済や多角的自由貿易体制を含め、経済分野について幅広く議論するとともに、安全保障分野を含め、両国の関係を更に深化させることで一致した。外相間では、岩屋外務大臣が7月にピーターズ外相と会談を実施し、岩屋外務大臣から、FOIPの担い手として両国が連携を強化していることは心強く、両国の安全保障協力の着実な深化を踏まえ、「戦略的協力パートナーシップ」を強化していきたいと述べつつ、両国が物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた交渉を開始することで一致したことを歓迎した。加えて、岩屋外務大臣から、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、支持を得た上で、両外相は、地域の厳しい安全保障環境について意見交換を行い、地域情勢に関して引き続き緊密な意思疎通を図ることを確認するとともに、同盟国・同志国との重層的な連携を強化し、地域の戦略課題に対して共に大きな役割を果たすことを確認した。8月には外相電話会談を実施し、両外相は、ウクライナ、太平洋島嶼国及び中東地域の情勢に関する意見交換を行い、地域及び国際社会の諸課題に効果的に取り組むため、連携していくことを確認した。

また、12月、茂木外務大臣は、訪日中のコリンズ国防相との間で、日・ニュージーランド物品役務相互提供協定(ACSA)及び日・ニュージーランド情報保護協定への署名を行った。また、署名式の後の会談で両大臣は、安全



日・ニュージーランド物品役務相互提供協定(ACSA)及び日・ニュージーランド情報保護協定への署名(12月19日、東京)

保障分野における協力、経済安全保障、地域情勢や米国のこの地域への関与の重要性などについて意見交換を行い、両国の安全保障協力を一層強化していくことの重要性を確認した。

ウ 経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、CPTPPやRCEP協定の着実な実施やWTO改革、インド太平洋経済枠組み(IPEF)など自由貿易体制の推進や法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築に向けて緊密に連携している。7月の日・ニュージーランド外相会談では、CPTPPを含む経済分野での協力を一層強化していくことを確認した。

エ 文化・人的交流

日本とニュージーランドとの間の人的交流については、人的交流事業であるJENESYSを通じ、2025年までの累計で1,200人以上が参加しているほか、JETプログラムについては、2025年までに3,600人以上が参加(年平均換算で約100人、人口1,500人に1人がJET経験者)するなど、活発な交流が続けられている。また、両国間には44の姉妹都市関係(ニュージーランドが他国と結ぶ姉妹都市提携数の中で最多)が構築されている。

オ 国際社会における協力

両国は、国連を含む国際場裡^りの場で、国際社会の平和と安定のために緊密に協力している。

例えば、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）、太平洋・島サミット（PALM）などの地域協力枠組みや、太平洋島嶼国地域における連携、日豪NZ韓の枠組みなどを通じて、地域の安定と発展のために積極的な役割を果たしている。また、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、ニュージーランドは、11月、補給艦「アオテアロア」を派遣し、2024年以降2度目となる艦艇による警戒監視活動を行った。また、4月及び11月、「P-8A」を派遣し、2018年以降7度目及び8度目となる航空機による警戒監視活動を実施した。

(3) 太平洋島嶼国⁽³²⁾

ア 概要・総論

太平洋島嶼国は、美しく広大な海に囲まれ、海洋資源や自然に富んでいる。この地域は、それぞれの特色を持つ「マイクロネシア地域」、「ポリネシア地域」、「メラネシア地域」に分けられ、第二次世界大戦を経て1970年代以降に植民地・信託統治から独立した、比較的若い国々から成り立っている。その一方、国土が小さな島々に散在している「隔絶性」、各国の人口が小さく規模の経済が働かない「狭小性」、主要な国際市場から遠く離れている「遠隔性」といった厳しい条件の下で、様々な脆弱性を抱える。中でも、気候変動は太平洋島嶼国の存在を脅かす「存続に関わる唯一最大の脅威」である。このような課題に直面する中で、太平洋島嶼国・地域の首脳が政治・経済・安全保障など、幅広い分野において地域の協力を推進するための対話の場として、1971年以降、太平洋諸島フォーラム（PIF：1999年に南太平洋フォーラム（SPF）から改称）が発展してきた。

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ばれ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協

力や水産資源・天然資源の供給においても重要なパートナーである。また、太平洋の中心に位置することからFOIPの要としてもその重要性が高まっている。日本は、二国間での協力に加え、PIFとの協力も進めている。PIFは、2022年の総会において、2050年の太平洋島嶼国地域における政治・経済などのあるべき姿と戦略的方策をまとめた「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」（「2050年戦略」）を発表した。日本は、この戦略に対する強い支持を一貫して表明してきており、2024年7月に実施した第10回太平洋・島サミット（PALM10）では同戦略に沿った議論を行い、共同行動計画をとりまとめた。

イ 太平洋諸島フォーラム（PIF）

太平洋島嶼国の地域機構である太平洋諸島フォーラム（PIF）では、9月にソロモン諸島で総会が開催され、首脳共同声明において、平和・安全保障に関する地域主導の対話・合意を重視し、地域が一体となって平和と安全保障を確保するイニシアティブとして、「平和の海」宣言が承認された。

3月、岩屋外務大臣は、訪日したワンガPIF事務局長と会談し、太平洋島嶼国にとって「存続に関わる唯一最大の脅威」である気候変動への取組として、日本が「太平洋強靱化ファシリティ（PRF）」に300万ドルの拠出を決定したことを伝達した。また、岩屋外務大臣からは、ALPS処理水⁽³³⁾の海洋放出については安全性が確保されていることを説明するとともに、今後も科学的根拠に基づき透明性をもって対応し、安心感を高めていくことを説明した。これに対し、ワンガ事務局長から、こうした日本の取組への理解が示された。このほか、岩屋外務大臣から日本と地域との協力関係をより強固なものとするため、両者間で意思疎通を緊密化するための高級事務レベル対話の立ち上げを提案し

(32) 太平洋島嶼国：パラオ、マイクロネシア連邦、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ツバル、サモア、クック諸島、ニウエ、トンガ、フィジー、バヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニア

(33) ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。



日・太平洋諸島フォーラム (PIF) 事務局「キズナ・タラノア」協議の開催
(7月11日、フィジー・スバ)

た。これを受け、7月に第1回日・PIF事務局「キズナ・タラノア」協議が開催された（タラノア：フィジー語で「開かれた透明性のある対話」の意味であり、太平洋島嶼国の伝統的な概念）。

国別の動き

(ア) キリバス

10月、奥山太平洋・島サミット担当大使は、キリバスを訪問し、マーマウ大統領兼外務・移民相への表敬や閣僚との会談を行い、PALM11に向けた協力や二国間関係の強化、遺骨収集に係る協力などについて意見交換を行った。

(イ) クック諸島

8月、クック諸島自治60周年記念式典に、日本政府を代表して大澤駐クック日本国大使が出席し、ブラウン首相への表敬や閣僚との会談を行い、二国間協力やPALMプロセスを通じた協力関係の強化について意見交換を行った。また、この機会に、経済協力案件の引渡式が行われた。

(ウ) サモア

9月、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力により建設されたサモア・コミュニティ開発総合研修センターの引渡式が行われたほか、サモア首相府にて「感染症に対応する国境管理能力プロジェクト」の機材引渡式が行われた。

(エ) ソロモン諸島

10月、大阪・関西万博においてソロモン諸島のナショナルデーが開催され、アゴヴァカ外務・貿易相が出席した。また、岩屋外務大臣は、アゴヴァカ外務・貿易相との外相会談を行い、水産、保健、人材育成を含む幅広い分野での二国間協力やPALMプロセスについて意見交換を行った。なお、ソロモン諸島は、9月からPIF議長国を務め、9月8日から12日、第54回PIF総会を開催した。

(オ) ツバル

2月、ツバルにて、「フナフティ環礁スクールバス整備計画」及び「バイツプ島スクールバス整備計画」に関する書簡の署名・交換式を実施した。7月、大阪・関西万博においてツバルのナショナルデーが開催され、コフェ運輸・エネルギー・通信・イノベーション相が出席した。6月、オーストラリアとの間で締結された「ファレピリ連合条約」に基づき、オーストラリアに移住を希望するツバル国民の募集が行われた。

(カ) トンガ

4月、大阪・関西万博においてトンガのナショナルデーが開催され、トゥポウトア・ウルカララ皇太子・外相兼国防相及び同妃が出席した。また、岩屋外務大臣は、同皇太子との外相会談を行い、両国間の協力関係を一層強化することを確認し、気候変動や、海洋環境などの共通の課題に共に取り組む考えを示すとともに、二国間協力及びPALMプロセスを通じた関係強化について意見交換を行った。12月、トンガに対する初の政府安全保障能力強化支援 (OSA) 案件に関する書簡の署名・交換を行った。トンガは2024年8月から2025年9月までPIF議長国を務めた。

(キ) ナウル

8月、大阪・関西万博においてナウルのナショナルデーが開催され、クン外務・貿易副相が出席した。藤井比早之外務副大臣は、訪日し

たクン副相と会談を行い、二国間協力及びPALMプロセスを通じた関係強化について意見交換を行った。8月、東部ミクロネシア海底ケーブル事業（日米豪連携案件）により、海底ケーブルの陸揚げ式が実施された。

(ク) ニウエ

2025年、日・ニウエは外交関係樹立10周年を迎えた。11月、ニウエの災害対策の強化及び経済社会の発展のため、日本企業製品の災害対策機材を供与する無償資金協力の実施を決定した。12月、堀井巖外務副大臣は、訪日したタンゲランギ首相と会談を行った。



堀井外務副大臣とタンゲランギ・ニウエ首相との昼食会
(12月11日、東京)

(ケ) バヌアツ

2024年12月に発生した大地震による被害からの復旧・復興のため、物資供与などの緊急支援に続き「より良い復興 (Build Back Better)」の方針の下、3月、地震災害復旧機材の供与に関する書簡、7月、被災した橋梁の架け替えを中心とした経済・社会インフラ整備に関する書簡について、日・バヌアツ政府間で署名・交換を行った。7月、大阪・関西万博においてバヌアツのナショナルデーが開催され、ピピテ貿易・商業省第一政策顧問が出席した。

(コ) パプアニューギニア (PNG)

2025年、日・パプアニューギニアは外交関係樹立50周年を迎えた。7月、大阪・関西万博においてパプアニューギニアのナショナルデーが開催され、マラペ首相が出席した。石破

総理大臣は、マラペ首相と会談を行い、両国関係の更なる強化と二国間協力及びPALMプロセスを通じた協力強化について意見交換を行った。9月16日の独立記念日には、両国の外交関係50周年を記念した外相共同声明が発出された。また、同日、総理特使としてパプアニューギニアを訪問中の宮路拓馬外務副大臣は、独立50周年記念国旗掲揚式に出席するとともに、マラペ首相及びトカチェンコ外相と会談を行い、同外相との間で、PNGに対する初のOSA案件に関する書簡の署名・交換を行った。10月、マラペ首相は、アルバニー・オーストラリア首相との間で、PNG・オーストラリア相互防衛条約（通称「プクプク条約」）に署名した。

(サ) パラオ

1月、岩屋外務大臣は、パラオを訪問し、2期目となるウィップス大統領の就任式に出席し、同大統領及びアイタロー国務相と会談した。会談では、岩屋外務大臣から、PALM11に向け、2026年からPIF議長国を務めるパラオとの「トクベツ」な関係を更に強化したい考えを示した。2月、石破総理大臣は、訪日中のウィップス大統領と首脳会談を行い、両国関係の更なる強化に取り組んで行きたい考えを示した。4月、宮路外務副大臣は、パラオを訪問し、天皇皇后両陛下ペリリュー御訪問10周年記念式典に出席した。また、同月、大阪・関西万博においてパラオのナショナルデーが開催され、ウィップス大統領が出席した。10月、堀井外務副大臣は、成田国際空港で行われたパラオ定期直行便の就航記念式典に出席した。ウィップス大統領は、2025年中、計5回訪日した。

(シ) フィジー

5月、災害対応船の供与に関する書簡の署名・交換が行われた。また、同月末、2023年の制度創設以来世界で初めてとなるOSA案件の供与機材の引渡しが行われた。9月、大阪・関西万博においてフィジーのナショナルデーが開催され、カミカミザ副首相兼対外貿易・協同



日・フィジー首脳会談及び署名式
(11月13日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

組合・中小企業・通信相が出席した。11月、高市総理大臣は、実務訪問賓客として訪日したランブカ首相と会談を行い、FOIPの実現に向けた協力を確認するとともに、両国関係を更なる高みに引き上げるため、今後の幅広い分野での協力強化の指針となる日・フィジー「ロマヴァタ・キズナ・パートナーシップ」に関する共同声明に署名した（ロマヴァタ：フィジー語で「結束」の意）。

(ス) マーシャル諸島

3月、石破総理大臣は、訪日したハイネ大統領と会談を行い、二国間協力及びPALMプロセスを通じた協力強化について意見交換を行った。5月、マーシャル諸島を訪問した生稲外務

大臣政務官は、ハイネ大統領やカプア伝統的首長評議会議長を表敬し、ザキオス外務・貿易相代行（教育・スポーツ・職業訓練相）、ワセ議会議長などとの会談を行ったほか、「東太平洋戦没者の碑」に献花した。9月、大阪・関西万博においてマーシャル諸島のナショナルデーが開催され、ガスパーJr.文化・内務相が出席した。

(セ) ミクロネシア連邦

3月、シミナ大統領が実務訪問賓客として訪日した。石破総理大臣は、シミナ大統領との会談を行い、FOIPの実現に向けた協力を確認するとともに、二国間協力及びPALMプロセスを通じた協力強化について意見交換を行った。また、シミナ大統領は、東京電力福島第一原子力発電所を訪問し、日本のALPS処理水の海洋放出に関する安全性の理解を深めた。さらに、岩屋外務大臣は、同大統領と共に訪日したロバート外相との会談を行った。4月、大阪・関西万博の開会式への出席するためパルク副大統領が訪日し、林芳正官房長官と会談した。7月、大阪・関西万博においてミクロネシア連邦のナショナルデーが開催され、シミナ大統領夫妻、ロバート外相などが出席した。

コラム

COLUMN

外交関係樹立：パプアニューギニアとの50周年、ニウエとの10周年

2025年、日本は、パプアニューギニア（PNG）、ニウエとの外交関係樹立以来、それぞれ50周年、10周年の節目を迎えました。

PNGとニウエは、いずれも日本と太平洋で結ばれた友人であり、日本と同じ島国です。PNGは人口・国土共に太平洋島嶼国地域で最も大きく、800を超える部族や言語、独特な生態系といった多様性に富む国である一方、ニウエは、人口約1,600人という世界で人口が2番目に少ない国であり、同じ太平洋島嶼国といっても大きな違いがあります。

■ 日・PNG関係

1975年9月にPNGがオーストラリアの信託統治から独立を達成すると同時に、日本は外交関係を樹立し、50年以上にわたりPNGの国造りを支援してきました。現在の両国のパートナーシップは強固で、日本による協力は、幅広い分野においてPNGの持続可能な発展及び国民の生活向上に寄与しています。例えば、国立水産大学は、日本による最初の無償資金協力により設立され、同国の水産業のハブとなっています。また、日本により改修され、2023年に開港したナザブ空港は、マラペ首相により「ナザブ・トモダチ国際空港」と命名され、両国の友好関係の象徴です。2025年9月には、同国にとって初となる政府安全保障能力強化支援（OSA）の実施を決定しました。日本にとって、PNGは重要な液化天然ガス（LNG）の供給国であり、日本のLNG総輸入量の約6%を占めています。こうした親密な関係は、50年以上にわたる協力と友好の長い歴史に根ざしています。外交関係樹立50周年を節目として、次の50年へ共に歩み、信頼とトモダチの精神をもって両国の将来を担う次世代へバトンを渡していくとの決意の下、9月、両国外相は日・PNG外相共同声明を発出しました。



日・PNG外交関係樹立
50周年記念ロゴマーク



ラエの「ナザブ・トモダチ国際空港」(写真提供：JICA)

■ 日・ニウエ関係

ニウエは、1901年にニュージーランドの属領になり、1974年に自治権を獲得しました。日本は、2015年5月、ニウエを国家承認し、同年8月に外交関係を樹立しました。以降、日本は10年にわたって、ニウエとの関係強化に努めてきており、インフラ整備、社会サービス、防災・災害対策などの様々な分野での協力を通じて、同国の社会基盤強化の取組を支えてきました。一方、ニウエは、日本との外交関係樹立以前からも、1997年に開始した太平洋・島サミット（PALM）の第1回会合から出席しており、3年ごとに開催されるPALMの機会に、両国首脳が会談し、友好関係が促進されてきました。2024年7月には、ニウエの初めての名誉領事館として、在東京ニウエ名誉領事館が開設され、PALM10出席のため訪日したタンゲランギ首相が開所式に出席しました。外交関係樹立10周年の2025年12月には、タンゲランギ首相が訪日し、堀井巖外務副大臣との間で、二国間協力及びPALMプロセスを通じた関係強化について意見交換を行いました。太平洋島嶼国を取り巻く戦略的環境が変化する中、ニウエとの二国間関係は一層重要となっています。

7 地域協力・地域間協力

世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことは重要である。こうした観点から、日本は、日米同盟を基軸に、ASEAN、オーストラリア、インド、太平洋島嶼国、欧州の同志国などとも連携しながら、日米豪印、日米韓、日米比、日米豪を始めとする多国間協力の枠組みや、日・ASEAN、日・メコン、ASEAN+3、EAS、ARF、APECなどの多様な地域協力枠組みを通じ、FOIPの実現に向けた取組を戦略的に推進してきている。

特に、日本は、2019年にASEANが策定し、FOIPと開放性、透明性、包摂性、国際法の尊重といった本質的な原則を共有する「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」⁽³⁴⁾を一貫して支持しており、その主流化を後押ししている。日本は、引き続き、ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、FOIPとAOIPの掲げる原則に資する具体的な協力を実施することで、インド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄与していく考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN)情勢全般

インド太平洋の中心という地政学的要衝に位置するASEANは、FOIP実現の要である。2019年には、ASEANのインド太平洋地域への関与の指針であり、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPが採択された。また、ASEANは、地域協力の中心としても重要な役割を担っており、ASEAN+3、EAS、ARFなど多層的

な枠組みを主導している。

ASEANは、その設立の経緯から共同体の構築を目指しており、2015年に「ASEAN共同体」の設立を宣言し、「ASEAN共同体ビジョン2025」に沿って統合の深化を図ってきたが、共同体発足10周年の節目として、5月のASEAN首脳会議において、同ビジョンを引き継ぐ「ASEAN共同体ビジョン2045」を採択した。また、10月には東ティモールが正式に加盟し、ASEANは、「ASEAN共同体ビジョン2045」の実施も通じて、一層の統合深化を図っている。

経済面では、ASEANは、従来から製造業を中心とする日本企業の重要な生産拠点となってきたが、近年では、活力ある世界の成長センター、拡大する消費市場として注目を集めている。また、日本との日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定を始め、域外国とのFTA⁽³⁵⁾や地域的な包括的経済連携(RCEP)協定などの締結を通じ、地域における自由貿易と、緊密な経済関係構築の中心となっている。

(2) 南シナ海をめぐる問題

南シナ海においては、領有権をめぐる問題がある中、中国が、係争地形の軍事化(196ページ 第3章第1節3(3)エ参照)や沿岸国などに対する放水銃の使用や衝突などの危険な操船を始め、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める危険で威圧的な行動を継続している。また、中国は、比中仲裁判断⁽³⁶⁾の受入れを引

⁽³⁴⁾ AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

2019年6月、ASEAN首脳会議において採択された、ASEANのインド太平洋地域への関与の指針。地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッド・ガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互惠、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済などの分野での協力の推進を掲げている。

⁽³⁵⁾ 通常、FTAは自由貿易協定(free trade agreement)を指すものの、ASEANは自由貿易地域(free trade area)をFTAと呼称している。

⁽³⁶⁾ 南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、2013年1月、フィリピン政府が、UNCLOSに基づく仲裁手続を開始し、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁裁判所が最終的な判断を示した。日本は、外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

き続き拒否し、国連海洋法条約（UNCLOS）と整合的でない海洋権益に関する主張を続けている。

南シナ海をめぐる問題は、紛争当事国だけでなく、地域の平和と安定に直結する国際社会全体の正当な関心事項であるとの立場から、日本は国際社会とともに、中国による力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行為に対し、深刻な懸念や強い反対を重ねて表明している。また、日本は、「海における法の支配の三原則」（232ページ 第3章第1節6（2）参照）を貫徹すべきとの立場から、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することを極めて重視している。さらに、中国の南シナ海における主張がUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、中国の主張する、国際法上の根拠が明らかでない「九段線」に基づく「歴史的権利」の主張がUNCLOS違反であることなどを判示した比中仲裁判断は、最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国が同判断に従うことの重要性を繰り返し指摘してきている。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のためには、同盟国・同志国との連携も重要である。

2月の日米首脳会談において、両首脳は、南シナ海における中国による不法な海洋権益に関する主張、埋立地形の軍事化及び威嚇的で挑発的な活動に対する強い反対を改めて確認した。

7月の日米豪印外相会合において4大臣は、南シナ海における放水銃の危険な使用並びに衝突・妨害行動といった危険で挑発的な行動及び係争地形の軍事化に対する深刻な懸念を表明し、また、国際法と整合的な妨げられない商業活動を堅持することの重要性を改めて強調した。同月の日米比外相会合において、3大臣は、力や威圧による一方的な現状変更の試みに改めて反対し、法の支配を尊重し、航行の自由を確保していくことの重要性を確認した。

9月の日米韓外相会合の際に発出した共同声明において、3か国の閣僚は、南シナ海における不法な海洋権益に関する主張及びそのような主張を強制する試みに強く反対した。11月のG7外相会合において、G7の外相は、南シナ海における、特に力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに対する強い反対と、比中仲裁判断が重要なマイルストーン（節目）であり、当事者を拘束することを改めて表明した。また、南シナ海における危険な操船及び放水銃の使用並びに、軍事化と威圧を通じて航行及び上空飛行の自由を制限しようとする活動に対する深刻な懸念を表明した。

さらに、日本は、中国とASEANの間で長年にわたり協議が続いている南シナ海行動規範（COC）⁽³⁷⁾については、実効的かつ実質的でUNCLOSを含む国際法と整合的で、南シナ海を利用する全てのステークホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべきとの立場を表明してきている。

(3) 日・ASEAN関係

FOIP実現の要であるASEANの安定と繁栄は、地域全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。日本は2015年のASEAN共同体設立以降、「ASEAN共同体ビジョン2025」に基づき、更なる統合に向けた取組を進めるASEANを全面的に支援してきており、今後も「ASEAN共同体ビジョン2045」に基づく支援を継続していく。

現在、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日・ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」とその具体的な「実施計画」に基づく三つの柱（（ア）「世代を超えた心と心のパートナー」として、長年の信頼関係を次世代につなぎ、強化していく、（イ）「未来の経済・社会を共創するパートナー」として、共通の課題への解決策を見いだしていく、（ウ）「平和と安定のためのパートナー」として、自由で開か

(37) COC : Code of Conduct in the South China Sea

れたインド太平洋を推進する)の下、幅広い分野で協力の強化が進められている。

また、AOIPに関しては、2020年に採択した「AOIP協力についての第23回日・ASEAN首脳会議共同声明」に加え、10月に採択した「AOIPの更なる推進と実行に関する第28回日・ASEAN首脳会議共同声明」を指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能な開発目標(SDGs)、経済等というAOIPの四つの優先協力分野を中心に、具体的な協力を進めている。

7月の日・ASEAN外相会議では、岩屋外務大臣から、FOIP実現の要であり、世界の成長センターであるASEANの役割は地域全体の平和と繁栄にとり、ますます重要であること、ASEANの中心性・一体性を尊重しつつ、ASEANの更なる統合を支えていくことを述べた。地域・国際情勢についても、岩屋外務大臣は、ミャンマー情勢、東シナ海・南シナ海情勢、核・ミサイル問題や拉致問題を含む北朝鮮への対応に関する日本の立場を表明した。ASEAN各国外相からは経済分野、人的交流、安全保障分野での日本との更なる協力の強化に対する高い期待が示されたほか、朝鮮半島の非核化や拉致問題の解決の重要性について発言があった。

10月の日・ASEAN首脳会議では、高市総理大臣から、日本とASEANは「心と心」のつながる「信頼のパートナー」として関係を構築してきたことを述べ、FOIPと本質的な原則を共有するAOIPを一貫して支持しており、FOIPとAOIPの相乗効果と更なる協力の促進を確認する共同声明を採択できたことへの歓迎と、AOIPとの連携を一層強化し、日本とASEANが共に強く、豊かになるための協力を進めていくとの強い決意を表明した。さらに、ODAやOSA、安全、安心で信頼できるAIエコシステムを共に構築するための「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の立ち上げ、地域への日本語パートナーズ(日本語補助教員)の派遣、様々な人的交流事業などに言及しつつ、2023年の日・ASEAN特別首脳会議で発表した共同ビジョン・ステートメントの三つの柱に沿って協



第28回日ASEAN首脳会議(10月26日、マレーシア・クアラルンプール) 写真提供:首相官邸ホームページ)

力が着実に進展していることを説明した。

さらに、ASEAN各国首脳から、デジタル、グリーンといった新たな分野を含む日本との協力強化に加え、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定などを通じた経済連携の推進への高い期待が示されたことを受け、高市総理大臣から、日・ASEAN経済関係強化のためのワーキンググループを立ち上げ、幅広い方策について議論することを提案し、ASEAN側より歓迎された。地域・国際情勢について、高市総理大臣は、世界中のどこであれ、力又は威圧による一方的な現状変更の試みを許容してはならないと述べつつ、東シナ海、南シナ海、台湾、北朝鮮情勢、ミャンマー、中東、ウクライナ情勢に関して、日本の立場を説明した。

(4) 日・メコン協力

メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ及びベトナム)の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正や地域統合にも資するものであり、日本を含む地域全体にとって極めて重要である。

7月には、2024年に続けて日・メコン外相会議をマレーシアにおいて開催し、「日・メコン協力戦略2024」を踏まえた協力の進展状況について議論し、各分野での協力を一層深化させていくことで一致した。共同議長を務めた岩屋外務大臣から、各国と二国間で進めている連結性・防災・脱炭素化・デジタル化といった協力をメコン地域の「面」でも連携・展開するとともに、組織的特殊詐欺など越境犯罪対策を強

化していきたいと述べた。引き続き、日本として、様々な分野での日・メコン協力プロジェクトの実施を通じて、同地域の繁栄及び発展に貢献していく。

(5) ASEAN+3

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わる形で発足し、金融や食料安全保障などの分野を中心に発展してきた。現在では、金融、農業・食料、教育、文化、観光、保健、エネルギー、環境など24の協力分野が存在し、「ASEAN+3協力作業計画（2023-2027）」の下、各分野で更なる協力を進めている。

7月の外相会議では、岩屋外務大臣から、チェンマイ・イニシアティブ⁽³⁸⁾における「緊急融資ファシリティ」が5月に創設に至り、パンデミックや自然災害などに対する地域の金融セーフティネットが強化されたことや、3月のミャンマーの地震に際したASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）の迅速な対応、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）⁽³⁹⁾やASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）⁽⁴⁰⁾の取組の重要性、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた能力構築やバンコク（タイ）での実務者間の情報共有の支援にも触れつつ、日本として重視する分野で取組が実施されていることを述べた。さらに、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応に係る日本の立場を説明した。

10月の首脳会議では、高市総理大臣の代理で出席した茂木外務大臣が、ASEAN+3が地域のセーフティネット構築に貢献してきたこと、金融や食料安全保障に加え、災害対応、少

子高齢化、組織犯罪といった共通課題解決に大きな可能性を有していることを指摘した。また、日本が全面的に支持している「ASEAN共同体ビジョン2045」に沿ってASEAN+3での協力を更に強化していく考えを示しつつ、日本が特に重視している金融分野での協力、持続可能な社会に向けた協力、国民の安全のための協力について、それぞれASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス（AMRO）⁽⁴¹⁾の役割への期待、APTERR、AFSISへの貢献及び東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）⁽⁴²⁾における取組、並びにASEAN+3各国に多大な経済被害を与えている組織犯罪に対する、UNODCを始めとする国際機関などを通じた法執行能力強化などの協力を紹介した。さらに、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮に係る日本の立場を表明した。

(6) 東アジア首脳会議（EAS）

EASは、政治・安全保障・経済などの戦略的課題に関する議論及び協力を目的に、2005年に発足した。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、分断と対立が深まる地域を協調に導くためにも、首脳主導の地域のプレミア（主要な）・フォーラムとして、地域の主要国が一堂に会し、率直な議論を行うEASの重要性は一層高まっている。

7月のEAS参加国外相会議において、岩屋外務大臣は、国際情勢の厳しさと不確実性が増す中、地域を分断と対立から対話と協調に導く上で、EASの果たす役割が極めて大きいこと、日本はASEAN中心性・一体性に加え、「ASEAN共同体ビジョン2045」及びAOIPを全面的に支持しており、開放性、包摂性、透明

(38) 1997年から98年のアジア通貨危機を受けて、2000年5月の第2回ASEAN+3財務大臣会談（タイ・チェンマイ）で、東アジア域内における通貨危機の再発防止を目的として合意された枠組み。金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、外貨支払に支障を来した国に対し、通貨スワップ（交換）により短期の米ドル資金を現地通貨の対価として融通するもの。

(39) 食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的に、大規模災害等の緊急事態に備える枠組み。台風、洪水等の緊急事態の被害者への支援や貧困緩和のための支援を実施。

(40) 地域の食料安全保障の強化を目的に、農業統計データベースの整備、人材育成等を実施。

(41) 地域経済の安定を目的に、域内経済の分析やASEAN+3の国々への政策提言、チェンマイ・イニシアティブの運営、メンバー国政府への技術支援を実施。

(42) 地域協力への知的支援や地域の連帯感の醸成を目的とした政府公認のシンクタンクのネットワーク。年次総会で採択される政策提言はASEAN+3首脳会議で取り上げられる。

性、ルールに基づく枠組みといった諸原則に基づき、具体的な協力を進めることを表明した。

地域・国際情勢についても、岩屋外務大臣から、東シナ海を含め、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは世界のどこであれ決して認められないこと、南シナ海で地域の緊張を高める行為が強化されていることを深刻に懸念すること、台湾海峡の平和と安定が国際社会全体にとって重要であることを強調した。また、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向けた、連携した対応の重要性を説明しつつ、拉致問題の即時解決に向け、引き続き各国の理解と協力を要請した。さらに、ミャンマー情勢、国際組織犯罪対策、中東情勢及びウクライナ情勢に関する日本の立場を説明した。

10月の第20回EASでは、高市総理大臣の代理で出席した茂木外務大臣から、日本は自由で、民主的で、人権を守り、法の支配を尊ぶ平和国家として地域の平和と繁栄に貢献してきており、この平和国家としての歩みの延長線上にあるFOIPの推進を通じて、これからも地域の平和と安定、繁栄に取り組んでいくことを表明した。また、地域を対話と協調に導くためにも、法の支配に基づくFOIPを推進し、EASを始めとするASEAN主導の地域枠組みに積極的に貢献していくことを述べた。

地域・国際情勢については、茂木外務大臣から、東シナ海を含む世界中のどこであれ、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められないこと、南シナ海で危険で威圧的な活動が強化されていることを深刻に懸念しており、海における法の支配の貫徹を支持する観点から、紛争当事国による比中仲裁判断の遵守と紛争の平和的解決を望んでいること、台湾海峡の平和と安定は国際社会全体にとって重要であることを強調した。また、北朝鮮は、暗号資産窃取も資金源に核・ミサイル能力を向上させ、露朝軍事協力を通じ実戦経験を積んでおり、その脅威が日々増大していることを踏まえつつ、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化のため、連携した対応を改めて呼びかけるとともに、急務である北朝鮮による拉致問題の即時



第20回EASに出席する茂木外務大臣
(10月27日、マレーシア・クアラルンプール)

解決について、引き続き各国の理解と協力を要請した。中東情勢についても、中東の平和と安定が日本にとっても極めて重要であり、ガザの人道状況の改善や早期復旧・復興、そして二国間解決の実現に向け、積極的な役割を果たしていくとの日本の立場を説明した。加えて、ミャンマー情勢に対する深刻な懸念や、カンボジア・タイ停戦合意を仲介した米国及びマレーシアの外交努力への敬意を表明しつつ、越境犯罪やウクライナ情勢に関しても日本の立場を説明した。

(7) 日中韓協力

日中韓3か国は、地理的な近接性と歴史的な深いつながりを有しており、世界経済において重要な役割を果たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力となっている。3か国が人的交流や相互理解を促進し、国際社会の様々な課題に協力して取り組むことは、大きな潜在性を秘めている。

日本は、2024年5月のサミット後に韓国から議長国を引き継ぎ、3月には、東京において、第11回日中韓外相会議を開催した。岩屋外務大臣からは、地域・国際社会の平和と繁栄に大きな影響力と責任を有している3か国が未来志向の交流と協力を推進していく意義は大きいと述べ、中韓両外相からも日中韓協力の重要性に関する発言があった。3外相は、(1) 相互理解の推進、(2) 暮らしを創り、守るための協力、(3) 全世代による共通の課題解決の3つの柱の



第11回日中韓外相会議に出席する岩屋外務大臣
(3月22日、日本・東京)

下、未来志向の協力を進め、次回の日中韓サミットに向けて具体的成果を得るための調整を加速することで一致した。また、3外相は、北朝鮮情勢、ウクライナ情勢に加え、ASEAN・APECといった東アジア協力などの地域・国際情勢について議論を行い、岩屋外務大臣からは拉致問題の即時解決に向けた引き続きの理解と協力を改めて求めた。

外相会議に加え、2025年には日中韓の枠組みで計七つの閣僚級会合を実施し、そのうち五つの会合で共同声明及び共同声明に類する文書を採用した。12月には、第18回日中韓三国保健大臣会合が開催され、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) のためのAIとデジタルヘルス」、「健康な高齢化の推進」及び「メンタルヘルス」をテーマとして、意見交換を行い、共同声明が採択された。

日中韓サミットについては、2025年に調整がつかなかったことから、引き続き日本の議長下で、適切な時期での日本における開催を調整中である。

(8) アジア太平洋経済協力 (APEC)

(284ページ 第3章第3節3(5) 参照)

APECは、アジア大洋州地域の21の国・地

域(エコノミー)で構成されており、同地域の持続可能な成長と繁栄を目的とした、経済分野の協力枠組みである。国際社会の成長と繁栄の中心であるアジア太平洋地域における経済協力の促進と信頼関係の強化は、日本の一層の発展を目指す上で極めて重要である。

10月末から慶州(韓国)で開催されたAPEC首脳会議では首脳宣言である「慶州宣言」が採択された。首脳会議に出席した高市総理大臣は、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序や世界貿易機関(WTO)改革の推進などの重要性について発信した。また、日本が2031年のAPEC議長を務めることが決定された。

(9) 南アジア地域協力連合 (SAARC)⁽⁴³⁾

SAARCは、南アジア諸国民の福祉の増進、経済社会開発及び文化面での協力、協調などを目的として、1985年に正式発足した。2025年12月時点で、加盟国はインド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会議や閣僚理事会(外相会合)などを通じ、経済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏やかな地域協力の枠組みとして協力を行っている。ただし、首脳会議は2014年、閣僚理事会は2016年を最後に開かれていない。日本は、SAARCとの間の青少年交流の一環として、2025年末までに8,956人を招へいしている。

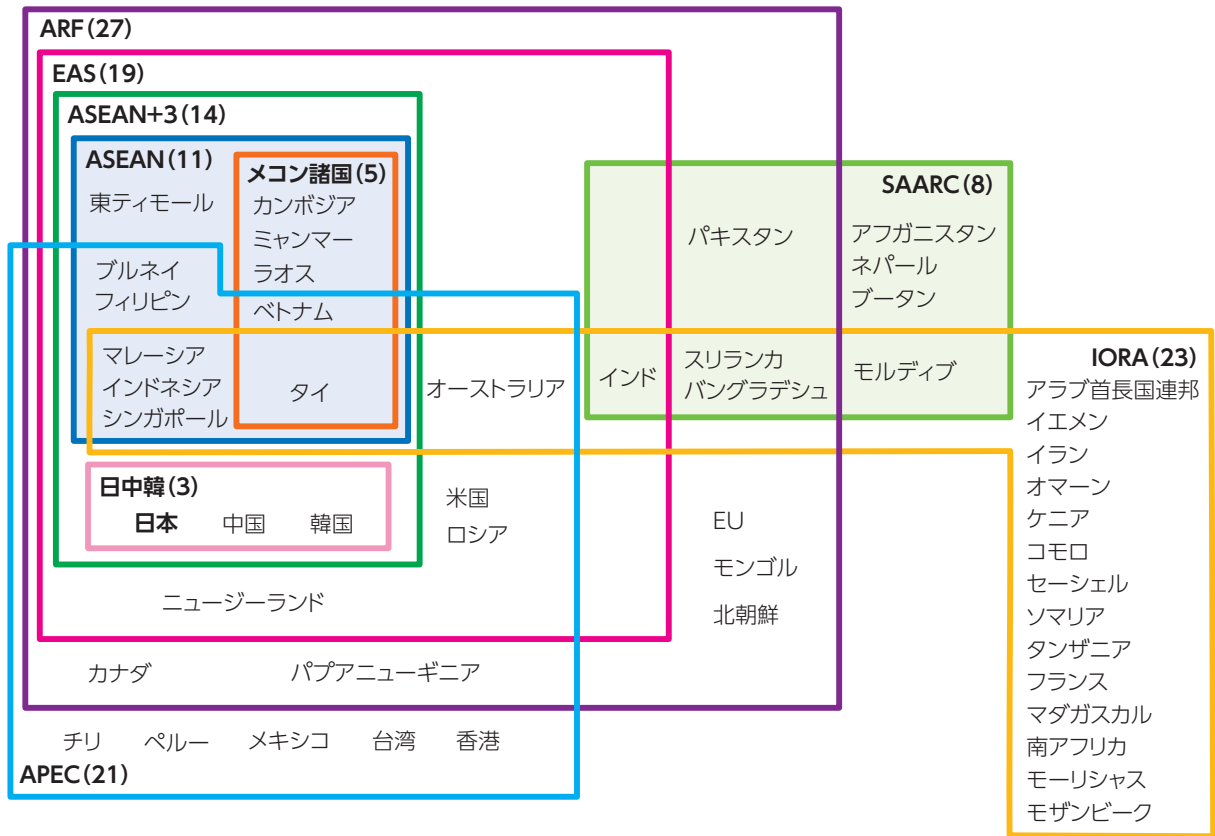
(10) 環インド洋連合 (IORA)⁽⁴⁴⁾

IORAは、環インド洋地域における経済面での協力推進を主な目的とした地域機構であり、日本は1999年から対話パートナー国として参加している。

(43) SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

(44) IORA : Indian Ocean Rim Association

■ アジア大洋州地域の主要な枠組み



() 内は参加する国・地域・機関の数

〈略語解説〉

- ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) 東南アジア諸国連合
- EAS (East Asia Summit) 東アジア首脳会議
- ARF (ASEAN Regional Forum) ASEAN地域フォーラム
- APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) アジア太平洋経済協力
- SAARC (South Asian Association for Regional Cooperation) 南アジア地域協力連合
- IORA (Indian Ocean Rim Association) 環インド洋連合

コラム

COLUMN

東南アジア諸国と共に自然災害に立ち向かう

—ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）との協力を通じた強靱な地域の構築を目指して—
ASEAN日本政府代表部

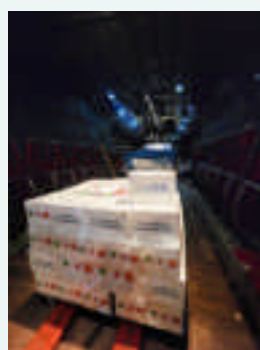
2004年12月に地域に大きな傷跡を残したスマトラ沖地震が発生してから20年余りが経過しました。この地震を契機に、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、地域全体として防災や災害対策に取り組んできました。

地震発生翌年の2005年、ASEANは地域における防災・緊急対応のための政策の基本となる、ASEAN防災緊急対応協定（AADMER）¹を策定します。同協定の中で、現在東南アジア地域の防災対応の調整における司令塔として活躍するASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）²の設立が定められました。

2011年の運用開始以降、AHAセンターは地域の防災対応を進める上で欠くことのできない存在として役割を拡大しています。日本はその司令塔機能を強化するため、設立から今日に至るまで、①災害のモニタリング（緊急オペレーションセンターやICT機器の整備）、②事前準備・緊急対応（緊急物資の備蓄・放出システムの整備、緊急対応評価チームの訓練）、③防災関連の人材育成（各国防災担当機関の幹部育成）の三つの大きな柱に焦点を当て、日・ASEAN統合基金（JAIF）を通じて同センターの活動を力強く支援してきました。そのような日本の貢献に対し、日ASEAN防災閣僚級会合や日ASEAN首脳会議などにおいて、ASEAN各国から毎年高い評価と感謝の意が示されています。

日ASEAN間の防災協力の積み上げが大きな成果を挙げたのが、2025年3月28日にミャンマー中部で発生した地震に際する対応です。AHAセンターは迅速に現地入りし、翌日には活動を開始しました。日本の支援で訓練を積んだASEAN10か国のメンバーで構成される緊急対応評価チームが、被災状況に係る迅速なニーズ・影響調査や被災コミュニティへの聞き取りを通じて現場のニーズを確認したり、支援物資の受け取り・輸送調整を行ったりするなど、幅広く活躍しました。地震発生から2日後には、日本が支援してきた緊急物資の備蓄・放出システムを通じて支援物資が早くもミャンマーに送られ、その後被災コミュニティの元に届けられています。一時的なシェルターに避難中の被災者から、「家庭用キットを受け取ったことは、私たちの家庭にとって本当に天からの恵みでした。主婦として、私はキットの中のすべての物品が信じられないほど役に立つと感じました。」という声が聞かれたことは、この防災分野での協力が被災者にとって真に役立つものであることを示しています。

このような協力は、災害に対するレジリエンス（耐性、回復力）を高め、人道サプライチェーンの強靱化にもつながるなど、地域の安定と繁栄を目指す上で欠かすことができません。これからも、ASEANと共に、より強靱で豊かな地域を作り上げるために協力を進めていきます。



ミャンマーに輸送される緊急支援物資（写真提供：AHAセンター）



ミャンマーでのASEAN緊急対応評価チームの活動（写真提供：AHAセンター）

1 AADMER：ASEAN Agreement on Disaster Management and Emergency Response

2 AHAセンター：ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

■ 日本によるミャンマーを震源とした地震被害への援助

3月28日、ミャンマー第2の都市である中部マンダレー付近を震源とするマグニチュード7.7の大地震が発生し、ミャンマー及びタイで多数の死傷者が出ました。東南アジアにおける地震被害は自然災害の多い日本にとって他人事ではなく、現地の人々に寄り添った支援を行いました。

ミャンマーでは、2021年2月1日のミャンマー国軍によるクーデター以降、人道状況が悪化し続ける中、今回の地震により人々の生活が甚大なる被害を受けました。日本政府は、国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）医療チームを被災地に派遣し、20日間にわたる活動を通じて延べ2,100人の方々を診療しました。その間、JDR自衛隊部隊によって、人道支援活動を継続するために必要な薬品・検査薬を含む医療資機材等が活動地へ空輸されました。JDR医療チームは、「ミャンマーの被災者の方たちに質の高い、きめ細かな医療を届けたのはもちろんのこと、医療行為を通じて同じ被災経験をもつ日本人からの支援の気持ちも届けてきました。辛く、不自由な生活の中にもかかわらず、ミャンマーの方々から感謝の言葉や食べ物等の差し入れが届くなど、現地の人に支えられた活動となりました。」と、現地での活動について報告しました。そのほか、国連機関を通じた被災者への支援物資（水・浄水器）等の配布、また、草の根・人間の安全保障無償資金協力によって、被災した地域の学校への給水タンクやテント等の緊急支援物資の供与のほか、合計600万ドル（約9億円）規模の緊急無償資金協力を実施しました。

さらに、タイにおいては、タイ政府から道路及び建築分野の安全・耐震対策のための専門家派遣の要請がありました。同要請に基づき、日本政府は3次にわたりタイに道路・建築分野の専門家チームを派遣しました。また6月には、タイ運輸省で地震後のインフラの安全点検などに関する日タイ技術協力会議を開催しました。

第3節 北米

1 概観

〈基本的価値や原則を共有する北米地域との連携の重要性〉

現在、パワーバランスの変化や地政学的競争の激化に伴い、自由で開かれた安定的な国際秩序は大きく揺らいでいる。また、東シナ海や南シナ海における中国による力又は威圧による一方的な現状変更の試み、台湾海峡をめぐる緊張の高まり、北朝鮮による核・ミサイル開発、さらには露朝間の軍事協力や中露間の軍事的連携など、日本周辺の安全保障環境は、戦後最も厳しく複雑な状況にある。

そのような中、価値や原則を共有するG7を含めた同盟国・同志国との結束は、その重要性を大きく高めている。米国は日本にとって唯一の同盟国である。強固な日米同盟は、日本の外交・安全保障政策の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である。また、G7のメンバーであり、普遍的価値を共有するインド太平洋地域の重要なパートナーであるカナダとの協力も不可欠である。日本が長年紡いできた信頼関係に基づくこうした国々との連携は、地域と国際社会の平和と安定を堅持するために不可欠である。

〈米国とカナダの外交政策〉

2025年12月、米国はトランプ大統領の下で、新たな国家安全保障戦略を公表し、「力による平和」を進め、インド太平洋地域における紛争を抑止するために同盟国等と協力することや、米国との間で確認してきた共通の目標である「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」についてのコミットメントを示した。また、米

国は、中東、ウクライナなど各地における紛争の解決に向けた積極的な外交を展開しており、日本としてもそうした米国の各地での平和の実現を目指す外交努力を後押ししている。

カナダは、3月に首相に就任したカーニー首相の下、米国との新たな経済・安全保障関係構築を模索すると同時に、貿易多角化の観点から、欧州やインド太平洋諸国との協力関係の強化を推進している。2025年にはG7議長国として、6月のG7カナナスキス・サミットや、3月と11月のG7外相会合等を主催し、中東やウクライナ情勢に関する取組を主導した。

〈日本の対北米外交〉

日本の唯一の同盟国である米国との間では、安全保障や経済にとどまらず、あらゆる分野で重層的な協力関係にあり、日米関係はかつてないほど強固で深いものとなっている。

日米両国は2025年1月から同年12月末まで、首脳間で計9回（うち電話会談6回）、外相間で6回（うち電話会談1回）会談を行うなど、あらゆるレベルで意思疎通し、日米関係の強化やFOIPの実現に向けた協力を確認してきている。

2月には、石破総理大臣が訪米し、トランプ大統領との間で日米首脳会談を行い、FOIPの実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認した。10月には、トランプ大統領が訪日し、高市総理大臣と日米首脳会談を行い、両首脳は日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくため、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致すると

もに、関税に関する日米間の合意について両国による迅速かつ継続的な取組を確認する文書（「合意の実施－日米同盟の新たな黄金時代に向けて－」）に署名し、日米両国の経済を更に力強く成長させることを確認した。また、両首脳は、FOIPを力強く推進するために、緊密に連携していくことを確認した。

また、日本とカナダの間では、2025年1月から同年12月末まで、首脳間で3回（うち電話会談1回）、外相間で6回（うち電話会談1回）会談が行われた。会談では、引き続き日加戦略的パートナーシップを強化していくことで一致するとともに、2022年に両国間で発表し

た「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）に資する日加アクションプラン」を着実に実施し、FOIP実現に向けて引き続き日加間で連携することを確認した。実際、日加情報保護協定の署名や違法・無報告・無規制（IUU）漁業監視活動における協力を始め、同アクションプランに基づく安全保障・法の支配などの分野における協力が着実に進展してきている。また、2025年カナダが議長国を務めたG7などの国際枠組みを通じた連携を含め、多岐にわたる外交の推進を通じて、日加関係がより一層強化された1年となった。

2 米国

(1) 米国情勢

ア 政治

1月20日、トランプ第47代大統領が就任し、トランプ第2期政権が発足した。トランプ大統領は、就任演説において、「米国第一主義（アメリカ・ファースト）」の立場を改めて強調し、「米国の黄金時代が始まる」と強調した。

政権発足直後から、トランプ大統領は、「米国を再び偉大にする（Make America Great Again）」のスローガンの下、移民・国境対策、米国第一の外交政策など、大統領選挙での公約を実現するための施策を実行に移している。

(ア) 米国の国内情勢

大統領に就任した1月20日、トランプ大統領は、連邦政府の機関・職員・機能の縮小、化石燃料開発を含む規制の緩和・撤廃の推進、出生地主義の見直しを含む移民・国境政策、多様性・公平性・包摂性（DEI）政策の撤回、エネルギー、メキシコ湾のアメリカ湾への名称変更等に関する42の大統領令等に署名した。

2025年の連邦議会では、1月3日、2024年11月の連邦議会選挙の結果を受けた第119議会が開会した。上下両院で共和党が多数を占めるものの、民主党との議席数が僅差であること

もあり、党として統一行動をとるにあたっては、共和党・民主党の双方において、投票における造反の防止が重要な課題となった。

7月初旬までに、連邦議会両院は、2017年減税・雇用法（いわゆる「トランプ減税」）の期限付項目の恒久化、政府債務の法定上限引上げ、チップ・残業代の免税、社会保障の削減、クリーンエネルギー支援策の撤廃等のトランプ政権の重要施策を盛り込んだ財政調整法案（いわゆる「一つの大きな美しい法案（One Big Beautiful Bill）」）を可決し、その後、トランプ大統領が同法案に署名し成立した。

同月中旬、トランプ政権の要請に基づき、連邦議会共和党は、国際開発庁（USAID）や公共放送向けの予算計90億ドルの削減から成る2025年予算撤回法案を提出し、同法案が可決した後、8月、トランプ政権は立法措置を経ない国連及びその関係機関への拠出金49億ドルの予算不履行を発表した。

民主党は、トランプ政権及び連邦議会共和党のこれら動きに反発し、つなぎ予算の交渉で態度を硬化させた。共和党・民主党は合意に達せず、9月30日、「つなぎ予算」は期限切れを迎えた。これにより、連邦政府の一部が閉鎖された。その後、連邦上院共和党指導部と同民主党

の中道派議員の一部は、「つなぎ予算」期限の翌年1月30日までの延長や政府閉鎖中に解雇された4,000人以上の連邦政府職員の再雇用、未払い賃金の支払等に合意した。11月上旬、これら一部民主党議員の賛成をもって連邦議会で「つなぎ法案」が可決され、米国史上最長となった43日間の連邦政府の一部閉鎖は解除された。

トランプ大統領は、南部国境非常事態宣言を含む複数の移民・国境管理関連の大統領令に就任初日に署名するなど、不法移民・国境対策強化やフェンタニル等の薬物対策に重点的に取り組んだ。

トランプ政権は、6月には、アフリカ、中東、アジア、中米の19か国の国民の入国禁止・制限を導入し（12月には入国禁止・制限の対象を39か国に拡大）、11月、トランプ大統領は「第三世界諸国」からの移民受け入れの恒久的な停止と非米国市民への連邦補助金終了等を表明した。

また、米国国務省は、査証発給に当たり、申請者のソーシャルメディア（SNS）審査を導入するなど、査証審査の厳格化の措置も行った。

また、6月、トランプ政権は、カリフォルニア州ロサンゼルスにおいて不法移民取締強化への抗議運動への対応として、4,000人の州兵を派遣した。これに対し、カリフォルニア州側は、同州知事の同意のない派遣は違法として提訴した。

トランプ政権は、連邦政府の能力と実効性を向上させるとして、デジタル庁を「政府効率化省（DOGE）」に改称・改編し、実業家のイーロン・マスク氏がDOGEを率いる役割を担った。

トランプ政権は、政府効率化の一環として、特に対外援助（USAID）、行政規制（環境保護庁、エネルギー省、労働省、国家労働関係委員会等）、教育（教育省）、社会福祉（住宅都市開発省、保健福祉省、公共放送等）を所管する省庁等の組織改編・人員削減等に取り組んだ（USAIDについては、7月に閉鎖された。）。なお、5月、マスク氏はDOGEを退任し、11月、DOGEがその役割を停止し、解体されたと報じられた。

トランプ大統領の支持率⁽¹⁾は、就任直後の50%前後を最高値として、3月には不支持率が支持率を逆転し、7月から12月末まではおおむね42%から46%の間で推移した。

11月、ニュージャージー州知事及びバージニア州知事、ニューヨーク市長選挙が実施され、いずれも民主党候補が勝利したが、民主党党内での中道派とプログレッシブ（急進）派の路線対立が改めて示される契機にもなった。

（イ）米国の外交

トランプ政権は、「力による平和」を追求するとともに、自国の国益を最優先とする米国第一（アメリカ・ファースト）の外交政策を展開した。

トランプ政権は、政権発足直後に、パリ協定からの離脱、世界保健機関（WHO）からの脱退、国連人権理事会からの離脱を表明し、7月には、国連教育科学文化機関（UNESCO）からの脱退を表明するなど、前政権の外交政策から転換する姿勢を強く打ち出した。

トランプ政権は、政権の優先課題である移民・薬物対策強化のため、南部国境管理を厳格化するとともに、カナダ、メキシコ、中国など一部の国に対して、追加関税等を通じて、対策の強化を求めた。

また、トランプ大統領が、グリーンランドの編入・取得に言及し、パナマ運河を取り戻すと発言したことは、国際社会の反響を生んだ。

さらに、トランプ政権は、世界各地における紛争の停戦・終結に向けた外交を精力的に展開した。ウクライナや中東情勢を含め、世界各地での外交努力を行うとともにトランプ大統領は、8か月で八つの戦争を終わらせたと繰り返して述べ、自身の成果を強調した。

トランプ大統領は、就任初日、対外援助を90日間停止し、外交政策との整合性を見直すとの大統領令に署名した。3月、ルビオ国務長官は、USAIDの支援契約全体のうち約8割を打ち切る方針を発表するとともに、4月にはUSAIDのほぼ全ての機能を国務省に再編する計画を発表

(1) Real Clear Politics 世論調査平均

した。その後、同長官は、7月1日に、USAIDによる対外援助の正式な停止を公表した。

4月、国務省は、「アメリカ・ファースト」の外交政策の実現のため、同省の組織改編計画を発表した。5月、ルビオ国務長官は、ウォルツ国家安全保障担当大統領補佐官の退任に伴い、同補佐官の役職も兼任することとなった。

9月、トランプ大統領は、国連総会で演説を行い、国連が役割を果たさず、問題を解決するのではなく、気候変動や不法移民問題といった問題を作り出してきたと述べた。

12月、トランプ政権は、米国の本土防衛、国防、外交政策を統括し、その指針となる文書である「国家安全保障戦略 (NSS)」を公表した。NSSでは、「力による平和」を進め、インド太平洋地域における紛争を抑止するために同盟国等と協力することや、米国との間で確認してきた共通の目標であるFOIPについてのコミットメントなどが記載されており、トランプ政権の目指す安全保障政策が明確に示された。日米間では、首脳・外相レベルを含め多くの要人往来が実施された。

要人往来の機会を通じて構築された首脳間等の信頼関係の下、日米関係はかつてなく強固なものとなっている。日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である。また、日米両国はFOIPを力強く推進するため、緊密に連携している。

1 経済

(ア) 経済の現状

米国の実質GDPは、2023年通年は前年比2.9%増、2024年通年は前年比2.8%増とプラス成長が続いた。一方、関税引上げを忌避した駆け込みでの輸入や在庫積上げの影響もあり、2025年1月から3月までは前期比年率0.6%減と約3年ぶりのマイナス成長を記録した。その後、同年第4月から6月までは、前期の駆け込み需要の反動による輸入減少などにより、前年同期比3.8%増とプラス成長に転じた。

経済の先行きについては、関税措置を含む通商政策が物価や消費等に与える影響も指摘され、その勢いが弱まる可能性がある。高い金利水準の継続に伴う影響による下振れリスクや、今後の通商政策など政策動向による影響に留意する必要がある。米国民の関心を集めたインフレについては、消費者物価指数 (CPI・前年同月比) の伸び率が2024年7月に約3年ぶりに3%を下回り、2025年には一時2%前半まで低下したものの、2025年4月以降、少しずつ上昇している。政策金利誘導目標については、連邦公開市場委員会 (FOMC)⁽²⁾は、2023年7月以降約1年にわたり、5.25%から5.50%に据え置いていたが、インフレ率が低下したことを受けて2024年9月に同目標を4.75%から5.00%とし、約4年半ぶりに利下げを実施した。その後も追加利下げが複数回行われ、政策金利誘導目標は3.75%から4.00%となった。雇用においては、2024年に引き続き、失業率は年間を通じ4%前後と依然として低水準で推移し、雇用者数も緩やかに増加した。

(イ) 主な経済政策

第2期トランプ政権においては、3月の議会演説でトランプ大統領から示されたように、関税政策、投資誘致を含む国内への産業回帰、規制緩和、減税などに重点を置いた経済政策が推進されてきた。中でも、1月の政権発足以降、第2期トランプ政権は、関税措置を基軸とする通商政策を次々と発表し、世界経済に大きな影響を及ぼすものとして大きな注目を集めた。トランプ大統領は、就任初日には、大統領覚書「米国第一の貿易政策 (America First Trade Policy)」を発表し、投資及び生産性を促進し、米国の産業及び技術的優位性を強化し、経済及び国家安全保障を擁護し、そして何よりも米国の労働者等への恩恵をもたらす、強固で再活性化された貿易政策を確立する方針を発表した。トランプ政権は、2月に、カナダ、メキシコ及び中国に対して、フェンタニルを含む不法入国

(2) FOMC : Federal Open Market Committee

者と麻薬による異常な脅威が国家緊急事態を構成するとして、国際緊急経済権限法 (IEEPA)⁽³⁾ に基づく追加関税を課すことを発表した (中国に対しては同月、カナダ及びメキシコに対しては3月に発動した)。また、4月、貿易赤字を削減し、貿易におけるその他の不公正かつ不均衡な側面に対処するためとして、IEEPAに基づく相互関税 (Reciprocal Tariff) 措置を発表した。これにより、ほぼ全ての国に10%の関税が課され、対米黒字計上国に対しては更に個別の高い関税 (上乘せ税率) が課されることとなった。上乘せ税率については、一時停止期間が設けられ、税率の修正が行われた後、8月に発動した。その後、4月、9月及び11月には相互関税の適用範囲の修正が行われ、一部農産品の除外等が発表された。一方、IEEPAに基づく相互関税等は違憲又は違法であるとの訴訟が提起され、現在 (2025年12月時点)、連邦最高裁で審理中である。

さらに、1962年通商拡大法232条に基づき、鉄鋼・アルミニウム製品及び派生品、自動車及び同部品、銅半製品及び派生品、木材及び派生品、中型・大型トラック及び同部品といった広範な分野において分野別関税が発動されている (2025年12月時点)。そのほか、半導体、医薬品、重要鉱物、航空機及び同部品等についても、同条に基づき、国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査が実施されている。このような一連の米国の関税措置は、世界経済や多角的自由貿易体制等に大きな影響を及ぼすものであり、日本を含む多くの国・地域が、関税引き下げを求めて米国との交渉を行った。

通商政策に加え、米国国内への生産回帰を促す国内産業復興を目的とした経済政策も推進されてきた。資源分野では、エネルギー及び重要鉱物の国内生産の強化を図ることで、米国内の雇用創出、外国産への依存低減及び米国内サプライチェーンを強化し、更なる米国の繁栄につなげるため、2025年1月に、行政命令「米国エネルギーの解放 (Unleashing American Energy)」

3月に、「重要鉱物の生産強化のための緊急措置 (Immediate Measures to Increase American Mineral Production)」が発表された。造船分野においては、造船能力が中国等に劣ることなどを問題視し、米国第一主義に基づく経済政策の一環として、米国の国家・経済安全保障の確保に向け、海事産業基盤の再建や労働力の強化を目指す行政命令「米国の海洋支配力の回復 (Restoring America's Maritime Dominance)」が発表された。医薬品分野においても、同様に米国内の生産能力強化の観点から、5月に、行政命令「重要医薬品の国内生産を促進するための規制緩和 (Regulatory Relief to Promote Domestic Production of Critical Medicines)」が発表された一方、行政命令「最恵国待遇の処方薬価格を米国の患者に提供する (Delivering Most-Favored-Nation Prescription Drug Pricing to American Patients)」が同月に発表され、医薬品メーカーに対して米国における医薬品の販売価格引下げを求めた。AI分野においては、AIイノベーションの加速、米国のAIインフラの構築及び国際的なAIに係る外交と安全保障の主導を柱とする「AI競争に勝つ：米国のAI行動計画 (Winning the Race America's AI Action Plan)」が発表され、AI分野における米国のグローバルな優位性を維持・強化するための具体的な計画が策定された。

その他の経済政策上の大きな動きとして、7月に、トランプ大統領が議会に可決を強く求めていた財政調整法案が可決され、2017年減税・雇用法 (いわゆるトランプ減税) の期限付き項目の恒久化、チップ・残業代の免税、社会保障の削減、クリーンエネルギーの支援策の撤廃等の措置が実施された。

(2) 日米政治関係

日米間では、首脳・外相レベルを含め多くの要人往来が実施された。

要人往来の機会を通じて構築された首脳間等の信頼関係の下、日米関係はかつてなく強固な

(3) IEEPA : International Emergency Economic Powers Act

ものとなっている。日米同盟は日本の外交・安全保障の基軸であり、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である。また、日米両国はFOIPを力強く推進するため、緊密に連携している。

1月7日、岩屋外務大臣は訪日したブリンケン国務長官と会談を行い、岩屋外務大臣から、ブリンケン国務長官のこれまでの日米同盟に対する貢献に謝意を述べた上で、両外相は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

1月9日、前年12月29日に逝去したカーター元大統領の国葬がワシントンD.C.で行われ、日本から菅義偉元総理大臣が総理特使として参列した。

また、1月、米国・カリフォルニア州で大規模な山火事が発生し、甚大な被害をもたらした。同月10日、石破総理大臣は山火事により甚大な被害が発生していることを受け、バイデン大統領に対して、「この悲劇の犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方々の早期回復の祈念、そしてこのような困難な時期に日本はアメリカ合衆国国民と共にある」とのお見舞いメッセージを発出した。同月15日には、日本は、被災者救援のための支援として、米国赤十字社を通じて200万ドルの支援を行うことを決定した。

1月20日、ワシントンD.C.を訪問した岩屋外務大臣は、米国側からの招待を受け、日本の外務大臣として初めて米国大統領の就任式に出席し、翌21日には、岩屋外務大臣はルビオ国務長官と初めてとなる外相会談を行い、岩屋外務大臣からルビオ国務長官の就任への祝意を述べ、両外相は、今後も日米同盟を新たな高みに引き上げるとともに、FOIPの実現に向け、日米で協力していくことで一致した。さらに、両外相は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

2月7日、ワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣は、トランプ大統領と対面で初めてとなる日米首脳会談を行った。両首脳は、厳しく複



日米首脳会談
(2月7日、米国・ワシントンD.C. 写真提供：首相官邸ホームページ)

雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、FOIPの実現に向けて緊密に協力し、日米同盟を新たな高みに引き上げていくことを確認し、日米同盟の抑止力・対処力を高めることで一致した。石破総理大臣からは、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントを表明し、トランプ大統領はこれを歓迎した。トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。また、両首脳は、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。両首脳は、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応といった地域情勢について意見交換を行った。また、両首脳は、日米豪印、日米韓、日米比（フィリピン）といった同志国連携を更に強化していくことの重要性を確認した。両首脳は、かつてなく強固になった日米関係を維持・強化するため、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致し、日米首脳共同声明を発出した。最後に、石破総理大臣はトランプ大統領に対して、早期の日本への公式訪問を招待した。

3月13日、G7外相会合に出席するため、カナダ・シャルルボワを訪問中の岩屋外務大臣は、ルビオ国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、2月の日米首脳会談の成果を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向け

た協力を進めていくことを確認するとともに、首脳会談で一致した在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを再確認した。また、日米経済関係の更なる強化に向けて緊密に意思疎通を行っていくことを改めて確認した。岩屋外務大臣から、鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置について、措置の対象から日本を除外するよう申し入れてきたにもかかわらず、日本が除外されない形で追加関税の賦課が開始されたことは遺憾であると伝え、また、相互関税や自動車関税等の関税措置について、日本が対象になるべきではないと申し入れた。

3月29日、石破総理大臣は日米硫黄島戦没者慰霊合同追悼顕彰式に出席するため、硫黄島を訪問した。同式典には、日本側からは、石破総理大臣を始めとする政府関係者、逢沢一郎衆議院議員（硫黄島問題懇話会会長）、新藤義孝衆議院議員（硫黄島協会遺族代表）を始めとする国会議員、硫黄島協会関係者（硫黄島戦没者遺族）を含む約130人が参列した。米国側からは、ヘグセス国防長官、ヤング在日米国大使館臨時代理大使、スミス海兵隊総司令官、ミルズ米国硫黄島協会議長、バイス米国硫黄島協会会長、米国連邦議会議員を含む約160人が参列した。同式典に参列した石破総理大臣は、日米双方の戦没者と遺族に対し、追悼の言葉を述べた。その中で、石破総理大臣は、日本の平和への誓い、そして、世界に平和と繁栄をもたらす日米同盟を新たな高みに引き上げていく決意を表明した。

日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式に続き、日本側参列者は、天山慰霊碑に場所を移し、



日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式で献花する石破総理大臣
(3月29日、硫黄島 写真提供：首相官邸ホームページ)

日本側による戦没者慰霊追悼顕彰式を執り行い、石破総理大臣は、追悼の辞を述べた。また、石破総理大臣は、島内の遺骨収集現場を訪れた。

4月7日、石破総理大臣は、トランプ大統領と電話会談を行った。石破総理大臣は、2月の日米首脳会談の成果を踏まえ、トランプ大統領との間で、日米関係全体を更に発展させていくとともに、FOIPの実現に向け共に協力していくことを確認した。また、経済分野について、石破総理大臣から、日本が5年連続で最大の対米投資国であると述べつつ、米国の関税措置により日本企業の投資余力が減退することを強く懸念するとの考えを伝えた上で、関税ではなく、投資の拡大を含め、日米双方の利益になる幅広い協力の在り方を追求すべきであると述べ、措置の見直しを求めた。両首脳は、引き続き率直かつ建設的な協議を続けていくことを確認した。

5月23日、石破総理大臣は、トランプ大統領と電話会談を行った。両首脳は、米国の関税措置に関する日米協議や経済安全保障に係る協力や外交・安全保障をめぐる諸課題について幅広く意見交換を行った。その中で、トランプ大統領から、同大統領による先の中東訪問の成果について説明があり、これに対し、石破総理大臣から、米国による外交努力に敬意を表すると述べた。石破総理大臣から、米国の関税措置に係る日本の立場を伝え、関税措置に関する日米協議について、現在、赤澤亮正経済再生担当大臣がワシントンD.C.に向かっているところであり、閣僚間で生産的な協議が行われることを期待すると述べ、トランプ大統領もそれに賛同した。また、石破総理大臣から、G7カナナスキス・サミットの機会に対面での会談を楽しみにしていると述べ、これに対し、トランプ大統領から、同様に楽しみにしているとの発言があった。

5月29日、石破総理大臣はトランプ大統領と電話会談を行った。両首脳は、5月23日の電話会談に続いて、外交・安全保障、経済にまたがる幅広い分野で日米の協力を一層前進させるため意見交換を行うとともに、米国の関税措置に関する日米協議についても意見交換を行った。その中で、石破総理大臣からは、米国の関

税措置に係る日本の考えを伝え、両首脳は、今後、さらに担当閣僚間で議論を詰めていくことで一致した。

6月13日、石破総理大臣は、トランプ大統領と電話会談を行った。石破総理大臣から、これまでの米国の関税措置に関する日米協議の結果も踏まえつつ、米国の関税措置に係る日本の考えを改めて伝えた。両首脳は、日米双方にとって利益となる合意の実現に向け、担当閣僚間での協議を加速させていくことで一致した。また、両首脳は、現下のイスラエルによるイランに対する攻撃をめぐる対応についても意見交換を行い、中東地域の平和と安定は極めて重要であるとの認識を共有し、緊密に意思疎通を続けていくことで一致した。

6月16日、G7カナナスキス・サミット出席のためカナダを訪問した石破総理大臣は、トランプ大統領と会談を行った。両首脳は、FOIPを推進し、両国が世界の平和と繁栄に一層貢献するため、日米同盟を更に強化していくことを確認した。また、米国による一連の関税措置に関し、両首脳は率直な議論を行い、担当閣僚に対し、更に協議を進めるよう指示することで一致した。

6月25日、北大西洋条約機構（NATO）首脳会合等の関連行事に出席するためオランダ・ハーグを訪問した岩屋外務大臣は、ルビオ国務長官との間で、日米外相会談を行った。両外相は、現下の中東情勢について意見交換を行い、岩屋外務大臣からは、イスラエル・イラン間の停戦発表は重要な進展であり歓迎すると述べ、今後、着実に実施に移されていくことが重要で

あると述べた。両外相は、中東の平和と安定のための更なる外交努力の必要性で一致し、今後も緊密に意思疎通を続けることを確認した。また、米国の関税措置に関しても意見交換を行い、日米双方にとって利益となる合意の実現に向け、担当閣僚間の協議を後押ししていくことを確認した。

7月1日、日米豪印外相会合に出席するためにワシントンD.C.を訪問中の岩屋外務大臣は、ルビオ国務長官との間で日米外相会談を行った。冒頭、岩屋外務大臣から、国際情勢が激しく動く中で日米が緊密に意思疎通することは極めて重要であると述べ、両外相は、今後も日米同盟を更なる高みに引き上げていくことで一致した。また、インド太平洋地域が直面する諸課題やこの地域において日米両国が果たすべき役割について議論し、日米両国がFOIPの実現に向け、具体的な協力を積み重ねていくことの重要性で一致した。さらに岩屋外務大臣から、日米豪印外相会合を主催した米国のイニシアティブを高く評価すると述べ、両外相は、日米豪印、日米韓、日米比などの地域のパートナーとの同志国連携を更に進めていくことを確認した。両外相は、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた議論も行い、日米安全保障協議委員会（「2+2」）開催に向け調整を進めていくことを確認し、米国の関税措置に関しては日米双方にとって利益となる合意の実現に向け、担当閣僚間の協議を後押ししていくことを改めて確認した。最後に、両外相は、地域情勢について意見交換を行い、中国をめぐる諸課題や台湾海峡



G7カナナスキス・サミットにおける日米首脳会談（6月16日、カナダ・カナナスキス 写真提供：首相官邸ホームページ）



日米外相会談（7月1日、米国・ワシントンD.C.）



ベッセント財務長官率いる米国大統領代表団による石破総理大臣表敬
(7月18日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

の平和と安定の重要性を確認した。また、核・ミサイル問題を含む北朝鮮情勢についても、北朝鮮の完全な非核化に向けての確固たるコミットメントを改めて確認し、また、拉致問題の即時解決について、岩屋外務大臣から引き続きの協力を求め、ルビオ国務長官から支持を得た。

7月18日から20日、ベッセント財務長官が率いる米国大統領代表団が訪日し、18日に石破総理大臣を表敬した。石破総理大臣から、米国大統領代表団の訪日を歓迎すると述べ、7月19日の米国のナショナルデーは、強固な日米同盟、日米友好関係を示す機会となることを期待すると述べた。また、石破総理大臣は、米国大統領代表団との間で、幅広い分野での日米協力についても意見交換を行い、その中でウクライナ、中東、アジアの安全保障はつながっており、日米で更に協力を強固にしていきたいということ、日本の平和と安全の確保に日本として主体的に取り組み、防衛力の強化には引き続き取り組んでいくこと、経済・経済安全保障分野でも日米で連携すべき分野が多くあること等を伝えた。

同代表団は、19日には大阪・関西万博で開催された米国のナショナルデー関連行事に出席した。同行事には、日本からは赤澤経済再生担当大臣が出席し、公式式典において日本政府の代表としてスピーチを行った。

高市内閣発足後、10月25日、東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首脳会議に出席するためマレーシア・クアラルンプールを訪問中の高市総理大臣は、トランプ大統領と初の電話会談を行った。冒頭、トランプ大統領から、高市総

理大臣の就任への祝意が述べられた。高市総理大臣から、日米同盟の強化は、日本の外交・安全保障政策の最重要事項であると伝達し、両首脳は、日米同盟を更なる高みに引き上げていくために協力していくことを確認した。また、高市総理大臣から、日本はインド太平洋地域における米国の不可欠なパートナーであり、FOIPを共に実現していきたいと述べた。さらに、同月の中東における合意を実現したトランプ大統領のリーダーシップに敬意を表すると述べた。高市総理大臣から、拉致問題の即時解決に向けても、引き続きの理解と協力を求めた。高市総理大臣から、トランプ大統領を日本にお迎えできることを楽しみにしていると述べ、トランプ大統領からも、高市総理大臣に直接お会いする機会を楽しみにしているとの発言があった。

10月28日、高市総理大臣は、訪日中のトランプ大統領と日米首脳会談及び署名式等を行った。高市総理大臣から、トランプ大統領の訪日を歓迎した上で、日米同盟の発展へのこれまでの同大統領の貢献、中東を始めとする国際社会における同大統領の指導力に敬意を示した。また、高市総理大臣から、日米同盟はインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であるとともに、その更なる強化は、日本の外交・安全保障政策の最優先事項であると述べた上で、米国にとっても、日本はインド太平洋における不可欠なパートナーであることを強調した。

その上で、高市総理大臣から、日米同盟は、いまや世界で最も偉大な同盟であり、これを基軸として力強い日本外交を取り戻す決意を伝え、日米両国をより強く、豊かにする日米同盟の新たな歴史を共に創りあげていきたいと述べた。

これに対し、トランプ大統領は、高市総理大臣の就任に対する温かい祝意が示された上で、今後、日米関係は、今まで以上に強固なものとなっていくと考えており、日米は最も強固な同盟国であると述べた。また、トランプ大統領は、日本にとって必要な時は、いつでも助けになると強調した上で、高市総理大臣との間で素晴らしい関係を築くことができるだろうと述べた。また、両首脳は、来年の米国建国250周

年を共に祝い、日米の友好・交流関係を一層発展させていくことを確認した。

両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくため、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。高市総理大臣は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、これまで一貫して防衛力の抜本的強化の必要性を訴えてきており、就任直後から行動に移していると述べ、日本として主体的に防衛力の抜本的強化と防衛費の増額に引き続き取り組んでいく決意を表明した。トランプ大統領からは、日本が防衛力を大幅に強化していることを承知していると言及があった。

両首脳は、関税に関する日米間の合意について両国による迅速かつ継続的な取組を確認する文書（「合意の実施 - 日米同盟の新たな黄金時代に向けて -」）に署名し、日米両国の経済を更に力強く成長させることを確認した。また、両首脳は、重要鉱物及びレアアースに関する文書（「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」）に署名し、重要鉱物・レアアースに加え、AIを始めとした重要技術、造船など、幅広い分野において、経済安全保障の取組を一層強化していくことでも一致した。

高市総理大臣は、FOIPを、日本外交の柱として、引き続き力強く推進し、時代に合わせて進化させていく決意を示した上で、両首脳は、FOIPを力強く推進するために、緊密に連携していくことを確認した。また、両首脳は、そのビジョンの下で、日米韓、日米比、日米豪印といった地域の同志国ネットワークを強化していく重要性を確認した。

両首脳は、7月にカンボジアとタイの間で、また、10月には中東において、それぞれ停戦合意が実現するなど、世界各地における平和に向けた取組についても意見交換を行い、高市総理大臣から、日本は、米国にとっての平和の取組の「伴走者」であると述べた。両首脳は、今後予定される外交日程等も念頭に、インド太平洋地域が直面する情勢や諸課題についても意見交換を行った。両首脳は、中国、北朝鮮、ロシ

アの連携や軍事活動の活発化など、かつてなく厳しく、複雑な地域の安全保障環境についても意見交換を行った。両首脳は、中国をめぐる諸課題について意見交換を行い、両首脳は、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに反対し、日米で緊密に連携していくことを確認した。両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて確認した。

両首脳は、北朝鮮情勢について認識を共有し、核・ミサイル問題に共に対処する必要性や、北朝鮮の完全な非核化に向けた確固たるコ



日米首脳会談
(10月28日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



共同声明署名式(10月28日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



共同声明署名後に握手を交わす高市総理大臣とトランプ大統領
(10月28日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



拉致被害者御家族等との面会(10月28日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



高市総理大臣とトランプ大統領による米空母「ジョージ・ワシントン」訪問(10月28日、横須賀 写真提供：首相官邸ホームページ)



茂木外務大臣就任後初となる日米外相会談(10月28日、東京)

ミットメントを確認した。

拉致問題の即時解決について、高市総理大臣から、引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。また、両首脳は、拉致被害者御家族とも面会した。

同28日、高市総理大臣はトランプ大統領と共に横須賀に入港中の米空母「ジョージ・ワシントン」を訪問した。両首脳は、自衛隊員及び在日米軍人に対して激励の挨拶を行い、高市総理大臣は、インド太平洋を自由で開かれたものとし、地域の平和と繁栄の礎とする決意を述べ、トランプ大統領と共に世界で最も偉大な同盟となった日米同盟を更なる高みに引き上げていく覚悟であると述べた。

10月28日、茂木外務大臣は、トランプ大統領の訪日と併せて日本を訪問中のルビオ国務長官との間で、外務大臣就任後初となる日米外相会談を行った。冒頭、茂木外務大臣から、ルビオ国務長官の訪日を歓迎するとともに、世界で最も偉大な日米同盟を世界に示すため、ルビオ国務長官と緊密に連携していきたいと述べた。

また、茂木外務大臣から、拉致被害者御家族と面会いただいたことへの感謝を述べた。ルビオ国務長官からは、安全保障分野、経済分野を含む日米同盟を強化していきたいと述べた。両外相は、日米間で、具体的な安全保障協力を進め、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致した。両外相は、経済分野についても意見交換を行った。茂木外務大臣から、日米間の合意の実施に加え、経済安全保障面の取組を更に推進していくことの重要性を強調した。また、茂木外務大臣から、中東、ウクライナ、カンボジア・タイなど、世界各地における米国の外交努力を強く支持すると述べ、両外相は、中国をめぐる諸課題や核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応において協力していくことで一致した。両外相は、FOIPの実現に向け、日米韓、日米比、日米豪印などの同志国連携を更に進めていくことを確認した。

11月25日、高市総理大臣は、トランプ大統領と電話会談を行った。高市総理大臣から、10月のトランプ大統領訪日を報じる記事への同大統領による高市総理大臣宛手書きメッセー

ジの発出についての謝意やウクライナ和平に向けた米国の取組への評価を伝えた。また、両首脳は、日米同盟の強化やインド太平洋地域が直面する情勢や諸課題について、幅広く意見交換を行った。その中で、トランプ大統領から、同月に行われた米中首脳会談を含む最近の米中関係の状況につき説明があった。さらに、高市総理大臣から、トランプ大統領からの質問に応じて、先に行われたG20ヨハネスブルグ・サミットについて説明した。両首脳は現下の国際情勢の下で、日米間の緊密な連携を確認した。トランプ大統領からは、高市総理大臣とは極めて親しい友人であり、いつでも電話をしてきてほしいとの発言があった。

2026年1月2日、高市総理大臣は、トランプ大統領と電話会談を行った。高市総理大臣から、米国が建国250周年を迎えることに対する祝意を伝えた。また、高市総理大臣から、ウクライナや中東など、世界各地での平和を実現するためのトランプ大統領の外交努力に対し、改めて敬意を表した。また、両首脳は、この記念すべき年を日米同盟の新たな歴史を切り拓く一年とするため、日米間の友好関係や、経済や安全保障を含む裾野の広い日米協力を一層深めていくことを確認し、日米韓を含む同志国連携やFOIPを共に力強く推進していくことを確認した。また、両首脳は、インド太平洋地域を中心に意見交換を行い、現下の国際情勢の下での日米の緊密な連携を確認した。トランプ大統領からは、高市総理大臣の米国訪問への招待があり、両首脳は、2026年春の訪問に向けて具体的に調整することで一致した。さらに、両首脳は、今後も緊密に意思疎通を続けていくことを確認した。

(3) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並んで強固な日米同盟を支える主な要素の一つであり、日本と米国は、経済面でも最も緊密なパートナーである。例えば、日本は、米国内の直接投資残高で6年連続世界最大の対米投資国(2024年は8,192億ドル)であり、2022年には約97万人の雇用を創出した(英国に次ぎ2

位)。2025年は、米国による広範な関税措置を含む通商政策が、日米両国の経済関係に大きな影響を及ぼした1年だった。その中でも、日本企業による多大かつ長きにわたる貢献を含む強固な日米経済関係を背景に、率直かつ建設的な議論を様々なレベルで重ねた結果、同年7月に日米両国の利益になる形での合意に至り、経済安全保障を含めた日米間の協力を一層進化させていく基盤を築くことができた。以下、経緯を概観する。

2月7日に米国・ワシントンD.C.で行われた石破総理大臣とトランプ大統領の初の対面での会談では、両首脳は、日本が最大の対米投資国であることを始め、経済面で両国が緊密なパートナーであることを確認した。石破総理大臣からは、対米投資額を1兆ドルといういまだかつてない規模まで引き上げたい、そのために共に取り組んでいきたいと伝達し、トランプ大統領からは、日本企業による対米投資に対する強い歓迎の意が示された。また、両首脳は、両国におけるビジネス環境を整備して投資・雇用を拡大していくこと、互いに産業を強化するとともにAIや先端半導体等の技術分野における開発で世界をリードすること、さらに、成長するインド太平洋の活力を取り込む取組を力強く推進していくことを通じて、日米のパートナーシップを更に高い次元に引き上げていくとの認識で一致した。加えて、日米双方に利のある形で、液化天然ガス(LNG)輸出増加も含め、両国間でエネルギー安全保障の強化に向けて協力していくことを確認した。

米国の関税措置については、2月、1962年通商拡大法第232条に基づく分野別関税として、全世界を対象に25%の鉄鋼・アルミ関税(その後6月に50%に引上げ)が発表された。3月には自動車・同部品に対して同様に25%の分野別関税が発表された。さらに4月2日、トランプ大統領が、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく「相互関税」を発表し、日本に対する同税率は24%とされた。これを受け、政府として、4月8日、石破総理大臣を本部長として、内閣に米国の関税措置に関する総

合対策本部を設置し、米国の関税措置に関し総合的な対応を図った。外務省においては、4月10日、岩屋外務大臣を本部長とする日米経済協議対策本部を設置し、対応に当たった。

その後、米国の関税措置に関する日米間の協議についての日本側担当閣僚として、赤澤経済再生担当大臣が指名され、4月から9月まで、計10回にわたり訪米し、「関税より投資」の考えの下、関税引下げのための協議を重ねた。最終的に7月22日、日米間で合意に至った。同合意では、日本からの輸入品に対する相互関税については「上乘せなし」で15%とすること（すなわち、既存の関税率が15%以上の品目には相互関税は課されず、15%未満の品目については既存の関税率を含め15%の相互関税が課されること）となった。また、日本に対する自動車・同部品関税も、同様に「上乘せなし」で15%の扱いとなった。さらに、日本の医薬品と半導体について、仮に将来、分野別関税が課される際も、日本がEU等の第三国・地域に劣後しないとの確約を得るとともに、日本産の航空機や航空機部品に対していかなる関税も課されないこととなった。同時に、経済安全保障及び国家安全保障上の利益を促進するため、日本企業による米国への投資を通じて、日米が共に利益を得られる強靱なサプライチェーンを構築していくために日米で緊密に連携をしていくことで合意した。具体的には、半導体や医薬品、エネルギー等経済安全保障上重要な分野において、5,500億ドル規模の対米投資を促進することを確認した。その後、9月4日、トランプ大統領は、7月22日の合意に基づき、日本に対する関税の引下げ措置に関する大統領令に署名した。同日、赤澤経済再生担当大臣はラトニック商務長官との間で、前述の米国への戦略的投資イニシアティブについて、日米の共通理解を確認するための了解覚書に署名した。同日、日米両国は、7月22日の日米間の合意におけるコミットメントを再確認する共同声明を発出した。

10月28日、高市総理大臣は、訪日中のトランプ大統領と共に、関税に関する日米間の合意について、両国による迅速かつ継続的な取組を

確認する文書（「合意の実施 ー日米同盟の新たな黄金時代に向けてー」）や、重要鉱物及びレアアースに関する文書（「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」）に署名した。また、両首脳は、AIを始めとした重要技術、造船など、幅広い分野において、経済安全保障の取組を一層強化していくことでも一致した。この機会に、閣僚間でも様々な意見交換が行われ、茂木外務大臣は、ルビオ国務長官との間で日米外相会談を行い、経済安全保障面の取組を更に推進していくことの重要性を強調したほか、ラトニック商務長官との間でも、経済安全保障の強化に向けた日米間の協力を含む幅広い分野について意見交換を行い、今後の日米関係強化のために様々なレベルで連携を深めていくことを確認した。

連邦政府と並んで、特色豊かな各州とも緊密な関係を築くことは、多層的かつ広範な日米経済関係の深化につながると考えられる。2025年には、日米の民間経済人の対話により相互理解の促進を図る日米財界人会議や、日本と米国の各地域との相互交流の促進を図る日本・米国中西部会・日米合同会議や日本・米国南東部会・日米合同会議が日本で対面開催された。そのほか、個別の機会でもメリーランド州、ハワイ州の知事などが訪日した。

日米経済関係の土台を草の根レベルから強化するため、政府は一丸となって対日理解促進に取り組んでいる。2017年の「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の立上げ以降、日系企業による地域経済への貢献を発信する「草の根キャラバン」を始め、各省庁・機関の協力の下で、各地域の特徴や日本への関心の高さに応じたテイラーメイドの関係構築が進められている。これまでに、例えば、日・カリフォルニア州間の更なる脱炭素化の取組を促進するために水素ウェビナーを開催したほか、アーカンソー州、ネブラスカ州、ケンタッキー州、メリーランド州、アリゾナ州、ネバダ州など、全米各地で、地域の産業や関心に応じ、シンポジウムやワークショップ、ネットワークイベントを実施し、草の根レベルでの日米連携を推進してきている。

コラム

COLUMN

「日本野球のルーツ」ホーレス・ウィルソン

在ボストン日本国総領事館

日本で最も人気のあるスポーツの一つである野球。野球の本場メジャーリーグにおける日本人選手の活躍は、米国でも連日報道され、人々を熱狂させています。

その野球を初めて日本に紹介したとされる人物が、米国メイン州出身のホーレス・ウィルソンです。ウィルソン氏は、明治時代に「お雇い外国人」として来日し、旧開成学校（後の東京大学）で英語と数学を教えていました。その授業のかたわら生徒に紹介したのが、当時まだ日本に伝わっていなかった野球です。その功績がたたえられ、2003年にウィルソン氏は東京・後樂園にある日本の野球殿堂入りを果たし、旧学生会館には記念碑が建てられました。しかしながら、ウィルソン氏の功績は、米国どころか地元メイン州の人々にも全く知られていませんでした。

2025年2月2日、在ボストン日本国総領事館は、メイン州出身・在住のライアン・シェイファー・ワシントンDC日米協会会長と協力し、メイン州ポートランド市において、日米野球交流の象徴であるウィルソン氏の功績を顕彰するイベントを開催しました。イベントには、ボストン・レッドソックスの吉田正尚選手、メイン州議会初の日系米国人議員のエリー・サトウ・メイン州下院議員、マーク・ダイオン・ポートランド市長らが参加しました。また、吉田選手が、築200年になるウィルソン氏の生家を訪問し、現在もそこに住むウィルソン氏のご親族との面談を果たした様子は、日米双方のメディアでも取り上げられました。

さらには、このイベントを契機に、メイン州で日本関連の活動を行っている個人や団体が協力し、ウィルソン氏の記念碑を地元設立する活動が始まりました。この活動は、その後ホーレス・ウィルソン記念碑設立委員会の発足に発展し、サトウ議員を始めとする委員が精力的に活動しています。

7月には、ウィルソン氏がもたらした日米の野球の絆^{きずな}を記念して、メイン州ポートランド市を本拠地とするボストン・レッドソックス傘下のマイナーリーグ・チーム、ポートランド・シードッグスのホーム・ゲームで「ジャパン・ナイト」が初めて開催されました。試合前に挨拶した高橋総領事はスピーチの中で、野球が日米友好の架け橋として果たしてきた役割を強調しつつ、「日本とメイン州の歴史に刻まれる新たな1ページ」として、記念碑設立委員会の発足に祝意を表しました。

ウィルソン氏の^ま時いた種が、日米両国民の架け橋となって、生まれ故郷で花開こうとしています。



ウィルソン氏の生家にて、ボストン・レッドソックス吉田正尚選手とウィルソン氏の親族のアビゲイル・バルコム氏



ポートランド・シードッグスにおけるジャパン・ナイト（左端は高橋総領事）

3 カナダ

(1) カナダ情勢

カナダでは、2025年3月、約9年間首相を務めたトルドー首相が首相を退任し、与党・自由党党首選挙で勝利したマーク・カーニー氏が首相に就任した。カーニー首相は、4月末に実施された連邦下院議会選挙でも、改選343議席中169議席を獲得して勝利したものの、自由党少数政権が継続した。カーニー新政権発足の閣僚は38人（閣内大臣28人、閣外大臣10人）であり、新入閣は24人（うち13人は初当選）、閣内大臣は男女同数（14人）、全10州から閣僚が任命された。少数政権のため、野党各党との是々非々での議会協力が続いているが、同年11月及び12月保守党議員2人が自由党へ鞍替えし、下院議席数が自由党は過半数議席まで1議席に迫っている。

経済面について、2025年11月のカナダ財務省の連邦予算方針によれば、同年の実質GDP成長率は1.1%（前年1.5%）、失業率は7.0%（前年5.4%）、消費者物価指数（CPI）の年間平均値は2.1%（前年平均値2.4%）の見通しとなっている。また、米国による関税措置と将来の貿易ルールに対する不確実性がもたらすマイナスの影響、政府による積極的な財政措置により、2025年度は783億加ドルの財政赤字が予想されている（前年12月の見込みでは422億加ドルの財政赤字）。

外交面では、2025年のG7議長国として、6月にG7カナナスキス・サミットを、3月と11月にG7外相会合を主催し、中東やウクライナ情勢を含めて幅広い事項に関する取組を主導した。また、伝統的に安定してきた米加関係にも大きな動きがあった。米国政府による一連の関税措置の一環で、カナダは3月から不法移民やフェンタニルの流入を理由とした25%の関税を全製品に対して課された（8月に35%に引上げ）（米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）準拠品は除外、エネルギー及び肥料は10%）。また、他国同様、各種分野別関税が賦課され

た。これを受けて、カナダ政府は米国の一部の品目に対し、対抗関税措置を発動した。3月に首相に就任したカーニー首相は、米国との新たな経済・安全保障関係構築を模索すると同時に、貿易多角化の観点から、欧州やインド太平洋諸国との協力関係の強化を推進した。

ASEAN諸国とは、2025年7月にアナンド外相が第32回ASEAN地域フォーラム（ARF）閣僚会合に出席し、10月にカーニー首相がASEAN関連首脳会議に出席するなど、2023年9月に確立した「戦略的パートナーシップ」に基づき関係を強化しており、2026年中のカナダ・ASEAN間の貿易協定締結に向け、交渉を加速化させている。2025年9月には、インドネシアのプラボウォ大統領がカナダを訪問し、ASEAN加盟国との間では初めて、インドネシアとの包括的経済連携協定に署名した。

対中関係では、2024年にカナダ政府は、中国の不公正な貿易慣行を理由に中国製電気自動車（EV）及び、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品に対しての追加関税を賦課し、これに対して中国政府は、2025年3月、カナダ産菜種、水産物や豚肉等に対して追加関税を課した。さらにカナダ政府は6月以降、中国製鉄鋼製品への関税割当の設定及び中国で製錬・铸造された鋼・アルミニウムを含有する製品への追加関税を賦課するなど、追加関税措置の応酬が続いていた。こうした中、2024年7月のジョリー外相の訪中に続き、2025年10月にアナンド外相が訪中し、11月のAPEC首脳会議の際には、カーニー首相と習近平しゅうきんぺい国家主席との間で、約8年ぶりの加中首脳会談が実施された。2026年1月、李強りきょう國務院総理の招待を受け、カーニー首相は、カナダ首相としては約8年ぶりに訪中した。同月16日に実施された習近平国家主席との加中首脳会談では、「新たな戦略的パートナーシップ」に関する首脳共同声明や、「加中経済・貿易ロードマップ」など七つの二国間協力に関する文書・覚書が締結され、2024年以降に加中両国間で課

された特定品目への関税を大幅に引き下げるなど、加中貿易に関する暫定取決めが発表された。

対韓関係では、11月のAPEC首脳会議の際に加韓首脳会談が行われ、加韓安全保障・防衛協力パートナーシップで合意したことが発表された。

インドとの関係では、2023年のカナダ国内でのシーク教徒殺害事案の発生以降、緊張関係が続いていたが、6月のG7カナナスキス・サミットの際に加印首脳会談が行われた。8月末、両国は、相手国への在外公館長の再派遣を発表し、10月、アナンド外相が訪印した。

ウクライナ情勢への対応では、カナダは英国とフランスが主導する有志連合に参加し、退任直前のトルドー首相が2月に、カーニー首相が8月にウクライナを訪問するなど、対露制裁やウクライナ支援を継続している。2022年2月以降、カナダ政府は、総額65億加ドルの軍事支援を含め、総額220億加ドル（約2兆5,150万円）の支援にコミットしている。

イスラエル・パレスチナ情勢への対応では、9月の国連総会でカーニー首相は、カナダがパレスチナ国家の承認を行うことを発表した。7月には新たに4,000万加ドルの支援を発表するなど、ガザの人道状況改善のため、カナダ政府として総額3億4,000万加ドル（約388億円）の人道支援を発表している。

(2) 日・カナダ関係

また、日本とカナダの間では、2025年1月から同年12月まで、首脳間で3回（うち電話

会談1回）、外相間で6回（うち電話会談1回）の会談が行われた。

3月13日、G7シャルルボワ外相会合に出席するためカナダを訪問中の岩屋外務大臣は、ジョリー外相との間で外相会談を実施した。両外相は、G7を始めとする同盟国・同志国間の協力の重要性について確認し、岩屋外務大臣からは、日本として2025年のカナダG7議長年の成功に向けて最大限の支援をしていくことを述べた。両外相は、日加情報保護協定が実質合意に至ったことを歓迎した。

5月2日、石破総理大臣は、カーニー首相と電話会談を実施した。石破総理大臣から、カナダ連邦議会選挙における勝利に対して、カーニー首相に祝意を伝え、厳しい国際情勢が続く中、2025年G7サミット議長でもあるカーニー首相と協力して、様々な課題に対応していきたいと述べた。

5月29日、岩屋外務大臣は、アナンド外相と電話会談を実施した。岩屋外務大臣から、外務大臣就任に対する祝意を述べ、両外相は早期に対面で会談を実施することで一致した。

6月16日、G7カナナスキス・サミットに出席するためカナダを訪問中の石破総理大臣は、カーニー首相と首脳会談を行った。石破総理大臣からは、G7サミット開催に際するカーニー首相のリーダーシップに敬意を表するとともに、カナダで発生している山火事の被害にあった方々へのお見舞いを伝えた。両首脳は、2025年に実質合意された情報保護協定及び防衛装備品・技術移転協定に早期に署名し、発効



日加外相会談（3月13日、カナダ・シャルルボワ）



日加首脳会談
（6月16日、カナダ・カナナスキス 写真提供：首相官邸ホームページ）



日加外相会談(6月25日、オランダ・ハーグ)



日加首脳会談(11月1日、韓国・慶州 写真提供:首相官邸ホームページ)



日加外相会談(7月8日、東京)

済みの物品役務相互提供協定を通じた協力と合わせ、安全保障分野の日加協力を強化することで一致した。また、両首脳は、日本企業が参画するカナダ産LNGや小型モジュール原子炉などの事業の進展を歓迎するとともに、蓄電池、重要鉱物分野などの経済分野における日加協力の可能性についても議論を行った。

6月25日、NATO首脳会合関連行事等に出席した岩屋外務大臣は、アナンド外相と会談を実施した。岩屋外務大臣から、カナダがインド太平洋地域で実施している違法漁業監視活動や日本周辺海域における北朝鮮籍船舶の「瀬取り」⁽⁴⁾を含む違法な海上活動に対する警戒監視活動に触れつつ、同地域に対するカナダのコミットメントを歓迎した。

7月8日、岩屋外務大臣は、訪日中のアナンド外相と日加外相会談や日加情報保護協定の署

名式等を実施した。両外相は、同情報保護協定の署名を歓迎した上で、防衛装備品・技術移転協定及び刑事共助条約についても早期の署名を実現することで一致した。両外相は、カナダが2025年のG7議長国を務めていることも念頭に、引き続き両国間及びG7で連携していくことを確認した。

11月1日、APEC首脳会議に出席するため、韓国・慶州を訪問中の高市総理大臣は、カーニー^{キョンジュ}首相と日加首脳会談を行った。冒頭、カーニー首相から、高市総理大臣の就任について祝意が伝えられ、高市総理大臣からは、祝意に対する謝意を述べるとともに、2025年G7議長を務めるカーニー首相のリーダーシップに深い敬意を表した。両首脳は、FOIPの実現に向けて、「FOIPに資する日加アクションプラン」を土台として、緊密に協力していくことで一致した。高市総理大臣から、カナダは極めて重要なパートナーであると述べ、両首脳は安全保障、エネルギー安全保障、食料安全保障を含む経済分野等幅広い分野での協力を進めていくことを確認した。両首脳は、核・ミサイル問題及び拉致問題を含む北朝鮮への対応を始めとする地域情勢について、緊密に連携していくことで一致した。

11月6日、茂木外務大臣は、アナンド外相と電話会談を実施した。アナンド外相から茂木外務大臣の就任に対する祝意が示され、これに

(4) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと



日加外相会談（11月11日、カナダ・ナイアガラ）

対し、茂木外務大臣から謝意を述べるとともに、2025年G7議長国を務めるカナダのリーダーシップに敬意を表した。両外相は、今後のG7外相会合における連携を含め、協力を強化していくことを確認した。

11月11日、G7外相会合に出席するためにカナダ・ナイアガラを訪問中の茂木外務大臣は、アナンド外相と会談を実施した。茂木外務大臣から、2025年G7議長国を務めるカナダのリーダーシップに敬意を表し、両外相は、「FOIPに資する日加アクションプラン」を土台として、緊密に協力していくことで一致し実質合意済みの防衛装備品・技術移転協定及び刑事共助条約の早期署名に向けて協力していくことを確認した。その後、防衛装備品・技術移転協定については2026年1月、刑事共助条約については2025年12月に両政府間で署名がな

された。

経済・貿易分野においては、日本は、インド太平洋における自由で公正な経済秩序の維持・強化に向け、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）⁽⁵⁾の新規加入、一般見直しなどの議論を進める上でカナダと協力した。また、オタワ・グループでの議論を含め、世界貿易機関（WTO）改革についても連携した。また、2023年に作成されたバッテリー・サプライチェーンに関する協力覚書に基づく対話の第2回会合が8月に東京で開催された。会合では、日加間のグローバルなバッテリー・サプライチェーンの構築に向けて、両国で前回の対話以降進めてきた具体的なアクションプランについて確認し、引き続き両国の政策情報の交換、貿易・投資促進策、研究開発について更なる取組を進めていくことで一致した。エネルギー分野では、6月、日本企業が参画するLNGカナダプロジェクトの出荷が始まり、カナダ産LNGの日本を含むアジアへの供給が開始された。さらに、カナダ・オンタリオ州が進める原子力の小型モジュール炉（SMR）の建設プロジェクトにおいては、日本企業が開発に携わるSMRが採用された。科学技術分野においては、2023年に作成された量子・AI等の産業科学技術分野に関する協力覚書に基づく連携が進められている。

(5) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

第4節 中南米

1 概観

(1) 中南米の位置付け

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が深刻な挑戦を受ける中、多くの中南米諸国は、自由、民主主義、法の支配、人権などの価値や原則を重視しており、こうした価値や原則を共有する中南米諸国との連携強化は、日本にとって近年ますます重要となっている。約6億6,000万人の人口と約7.1兆ドルの域内総生産を擁し、プラス成長を続ける中南米地域は、市場としても重要であるほか、重要な鉱物資源やエネルギー、食料資源も豊富であり、サプライチェーン構築や経済安全保障の観点からも、国際社会における存在感を増している。一方で、貧富の格差が深刻な国・地域では、麻薬カルテル等の犯罪組織の暗躍、深刻な治安の悪化や北米への非正規移民の発生や帰還移民の社会統合等の課題を抱えており、更なる成長の阻害要因ともなっている。

中南米地域には、世界の日系人の約6割を占める約310万人から成る日系社会が存在しており、100年以上に及ぶ現地社会への貢献を通じて同地域における伝統的な親日感情を醸成してきた。一方、移住開始から100年以上を経て世代交代が進み、若い世代を含め日本とのつながりを今後どう保ち深めていくかが課題となっている。こうした観点から、外務省は、日系人の招へい及び日本人学生の派遣事業（同世代日系人等との交流）に加え、ネットワーク作りの後押しのため、各国の日系人によるイベント開催の支援など、日系社会との連携強化に向

けた施策を実施してきている。

(2) 日本の対中南米外交

日本の対中南米外交は、2014年以来、「3つのJuntos!!（共に）」⁽¹⁾の理念の下で展開されてきた。2024年、岸田総理大臣は、ブラジルにおいて、「中南米と共に拓く『人間の尊厳』への道のり」と題した対中南米政策スピーチを行い、10年ぶりにその指針をアップデートした。スピーチでは、(ア)法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の確保、(イ)環境、気候変動など人類共通の課題の克服、(ウ)誰をも犠牲にせず、世界の全ての人々が共有できる繁栄の追求、という方向性を示し、国際社会及びその課題の変化を踏まえ、対話を通じて中南米諸国と共に新たな道のりを切り開いていく決意を明らかにした。また、同年、上川外務大臣は、パナマにおいて、従来の外交上の取組に、海洋、ジェンダー平等といった重要性を増すテーマ、日系社会といった日本独自の切り口を横串として通すことで、中南米諸国との新たな連携を追求する「中南米外交イニシアティブ」を発表した。こうした中南米外交の指針とその具体化のためのイニシアティブの下、2025年の対中南米外交は新たな深化を見せた。

2025年は「日本ブラジル友好交流年（外交関係樹立130周年）」であり、3月にルーラ・ブラジル大統領を国賓として招き、石破総理大臣との会談等を実施した。また、同年は「日・中米交流年」に当たり、アレバロ・グアテマラ

(1) 2014年に安倍総理大臣が提唱した日本の対中南米外交の指導理念で、三つの「共に」とは、「共に発展」、「共に主導」、「共に啓発」を指す。

大統領、ムリーノ・パナマ大統領、プリセーニョ・ベリーズ首相が訪日したほか、コスタリカ、ホンジュラス、ドミニカ共和国からも閣僚が訪日し、日本と中米の関係が深められた。4月から10月にかけて開催された大阪・関西万博の各国ナショナルデーに際しては、中南米地域から首脳11人、外相13人を含む閣僚級16人が訪日し、様々なレベルで会談等が行われた。

経済分野においては、日系企業の中南米地域拠点数が、2024年には3,095となり増加傾向が継続するなど、サプライチェーンの結び付きが強化されている。日本は、メキシコ、ペルー、チリも参加する「環太平洋パートナーシップに

関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」⁽²⁾などを通じ、中南米諸国と共に自由貿易の推進に取り組んでいる。同年11月には、コスタリカのCPTPPへの加入手続が開始され、2025年11月にはウルグアイの同協定への加入手続の開始が決定された。

開発協力の分野においては、経済成長を遂げた一部の中南米地域では、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）⁽³⁾のODA受取国リストからの「卒業国」、又は「卒業」を控えた国々により南南協力が進められており、日本はこれらの国々との間の三角協力を推進している。

2 地域機構

中南米地域にはラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）⁽⁴⁾、米州機構（OAS）⁽⁵⁾、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）⁽⁶⁾のほか、以下のような地域枠組みが存在し、様々な課題について政策調整を行っている。

(1) 南米南部共同市場（メルコスール：MERCOSUR）⁽⁷⁾

メルコスールは、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビアが加盟（ベネズエラは資格停止中）しており、一部の品目を除き、域内関税が原則として撤廃されている。自由貿易協定（FTA）⁽⁸⁾については、韓国、カナダ、アラブ首長国連邦（UAE）などと交渉中であるが、2026年1月には欧州連合（EU）とのFTAに署名した。

日本との関係では、3月、石破総理大臣と

ルーラ・ブラジル大統領との首脳会談で、「日・メルコスール戦略的パートナーシップ枠組み」を早期に立ち上げ、その下で、貿易関係の深化に向けて協議を進めることを確認し、12月、メルコスール首脳会合において同枠組みの立ち上げが発表され、2026年1月に枠組みの下での第1回会合が開催された。

(2) カリブ共同体（カリコム：CARICOM）⁽⁹⁾

カリコムは、カリブ地域の14か国・1地域による経済統合や外交政策の調整などを目的に設立され、国際場裡で協調行動をとることで存在感を示している。カリコム諸国は比較的所得水準が高い国が多い一方、毎年のようにハリケーンによる甚大な被害を受けるなど、自然災害の脅威にさらされているほか、人口・経済規模の小ささから生じる小島嶼国特有の脆弱性を

(2) CPTPP：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(3) OECD/DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development/Development Assistance Committee

(4) CELAC：Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños (Community of Latin American and Caribbean States)

(5) OAS：Organization of American States

(6) FEALAC：Forum for East Asia-Latin America Cooperation

(7) MERCOSUR：Mercado Común del Sur (Southern Common Market)

(8) FTA：Free Trade Agreement

(9) CARICOM：Caribbean Community（加盟国・地域：アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、パハマ、バルバドス、ベリーズ、モンセラット（英国領））

抱えている。

日本は、対カリコム協力の3本柱⁽¹⁰⁾に基づく外交を展開しており、所得水準の高い国に対しても各国の開発ニーズや負担能力に応じて必要な協力を行っている。

(3) 中米統合機構 (SICA)⁽¹¹⁾

SICAは、1992年に地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的として設立された。エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラスの8か国が加盟している（日本は2010年からSICAの域外オブザーバー国）。また、日本は、1995年からSICA加盟国との間で政策協議（日本・中米「対話と協力」フォーラム）を実施しており、2025年5月に第19回目のフォーラムをコスタリカで実施した。

2025年、日本は中米5か国（グアテマラ、

エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ）と外交関係樹立90周年を迎えた。また、これを契機にSICA加盟国のパナマ、ドミニカ共和国、ベリーズを加えた8か国との間で「2025年日・中米交流年」を立ち上げ、中米地域と様々な分野での交流を深めた（118ページ、コラム参照）。

(4) 太平洋同盟

太平洋同盟は、域内のモノ・サービスなどの移動の自由やアジア太平洋への進出基盤の構築などを目的とし、チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーから構成され、シンガポールが準加盟国となっている。日本は、オブザーバー国であり、価値や原則を共有するグループとして連携を重視している。12月には、「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」で、太平洋同盟加盟国の行政官が日本に招へいされ、堀井巖外務副大臣への表敬等を実施した。

3 中南米各国

(1) メキシコ

2024年10月に発足したシェインバウム政権は、前政権に引き続き汚職撲滅、格差是正、治安改善等の内政を重視した。6月には、最高裁判所の全9ポストを含む裁判官選挙が実施された。

日本との関係では、8月に、英利アルフィア外務大臣政務官がメキシコを訪問し、第14回ビジネス環境整備委員会の日本側議長を務めるとともに、メルカド筆頭外務次官等と会談を行った。9月には、国連総会出席のためニューヨークを訪問した岩屋外務大臣が、デ・ラ・フエンテ外相と会談を行った。

経済関係では、ニアショリング（消費地の近くに供給源を設けること）の流れの中で日系企業の進出が続いており、中南米地域で最多の約

1,600社に達している。8月のメキシコ訪問に際し英利外務大臣政務官は、グティエレス通商担当次官との間で、ビジネス環境整備委員会の定期的な開催の重要性に加え、日本とメキシコの経済関係の一層の強化に連携していくことを確認した。

第三国との関係では、メキシコは伝統的に対米関係を重視し、中南米諸国と協調する方針を維持している。米国との間では、複数回にわたり首脳電話会談が実施された。シェインバウム大統領は、4月、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）首脳会合に出席した。また、同大統領は、6月のG7カナナスキス・サミットに招待され、カナダ、EU、インド及びドイツと首脳会談を実施した。8月にはグアテマラでアレバロ大統領と首脳会談を実施し、両国国

(10) 対カリコム政策の3本柱：「小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力」、「交流と友好の絆の拡大と深化」、「国際場裡における協力」

(11) SICA：Sistema de la Integración Centroamericana（Central American Integration System）

境におけるインフラ整備等の分野で協力することで一致した。

(2) エルサルバドル

大幅な治安改善等の成果を背景に、2024年に国民の高い支持を受けて再選したブケレ大統領は、日本を含む諸外国からの投資促進等を通じた経済対策や人材育成に注力している。

日本との関係では、外交関係樹立90周年に当たり、両国で様々な記念行事が行われた。日本ではエルサルバドルのアーティストや学生による両国友好を記念した作品の展示会等が行われ、またエルサルバドルの首都サンサルバドルでは日本祭の一環としてプロジェクション・マッピングが実施されるなど、両国交流を深めた。

(3) キューバ

キューバは、主要産業の観光業を始め国内経済の悪化が極めて深刻であり、大規模停電や断水、自然災害等により、国民生活は一層厳しさを増した。

日本との関係では、5月にハバナにおいて第17回日・キューバ政策対話が開催され、両国で、長年にわたる二国間の友好関係を確認するとともに、国際場裡における協力等について意見交換を行った。7月には、大阪・関西万博のキューバ・ナショナルデー参加のためにマルチネス副首相が訪日し、同副首相出席の下、第4回日本・キューバ官民合同会議が東京で開催された。

(4) グアテマラ

グアテマラは、中米最大の人口・経済規模を有し、2024年に発足したアレバロ政権は、汚職との闘い、貧困対策、格差是正等に取り組んだ。

日本との関係では、外交関係樹立90周年に当たり、1月の第1回日・グアテマラ政策協議の開催を皮切りに、6月には大阪・関西万博グアテマラ・ナショナルデーの機会にアレバロ大統領及びマルチネス外相が訪日し、それぞれ

石破総理大臣及び岩屋外務大臣と会談を行った。首脳会談において両首脳は、日・グアテマラ関係を新たに「戦略的パートナーシップ」に位置付けることで一致し、日・グアテマラ共同声明に署名した。

(5) コスタリカ

コスタリカは、2022年に発足したチャベス政権下、中米随一の福祉制度と高い教育水準を背景に、近年は医療機器の輸出が急成長し、安定的な経済成長を維持している。また、2025年はOECD閣僚理事会議長国を務めた。

日本との関係では、外交関係樹立90周年に当たり、4月にアンドレ外務・宗務相及びトバル貿易相が訪日し、岩屋外務大臣と外相会談を行うとともに、日・コスタリカ政策協議立上げに係る覚書に署名を行った。また9月の国連総会ハイレベル・ウィークの際に、日・コスタリカ外相会合が行われた。



日・コスタリカ外相会談(9月26日、米国・ニューヨーク)

(6) ドミニカ共和国

2024年に発足した第2期アビナデル政権の下、主要産業である観光業を中心に好調な経済成長を見せた。一方、隣国ハイチからの不法移民問題が引き続き大きな問題となっており、政府は国際社会による関与を呼びかけるとともに国内における対策を強化している。

日本との関係では、4月にサントドミンゴ市内で発生したナイトクラブ天井崩落事故に対し、岩屋外務大臣からアルバレス外相に対し、弔意メッセージを発出した。また、8月の大阪・関西万博ドミニカ共和国・ナショナルデー



パリサ・ドミニカ共和国大統領府相による林官房長官表敬
(8月20日、東京)

の機会に、パリサ大統領府相が訪日し、林芳正官房長官への表敬を行ったほか、東京において日本企業向けに投資促進セミナー等が開催された。

(7) ニカラグア

2月の憲法改正によって共同大統領制が導入され、オルテガ大統領とムリージョ大統領の2人体制となった。また、共同大統領制の導入と共に、これまで5年であった大統領の任期が6年に延長された。

日本との関係では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時にホストタウンを務めた群馬県甘楽町の町長一行が、11月にニカラグアを訪問した際、現地日本大使館の協力の下、空手を通じたスポーツ交流や現地地方自治体との交流等を実施した。

(8) ハイチ

ハイチでは、2021年の大統領暗殺以降、行政及び立法が十分に機能しておらず、また、首都圏を中心に武装集団（ギャング）が勢力を拡大しており、治安が極度に悪化している。これを受け、2024年6月、ハイチ政府の要請に応じ、国連安全保障理事会（国連安保理）決議に基づく多国籍治安支援（MSS）ミッションが活動を開始した。さらに、2025年9月、国連安保理は同ミッションのギャング制圧部隊（GSF）への移行を承認した。日本としても、ハイチの安定化に向けて、治安、ガバナンス、人道分野を中心とした支援を実施している。



日・ハイチ首脳会談(10月9日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

2025年10月、大阪・関西万博ハイチ・ナショナルデーの機会にサン＝シル暫定大統領評議会（CPT）議長が訪日し、石破総理大臣と首脳会談を行った。同会談において、サン＝シル議長から日本による長年の二国間支援及びハイチの安定化に向けた取組について謝意が述べられた。

(9) パナマ

パナマは、2024年に発足したムリーノ政権の下、財政健全化、経済活性化、社会保障改革、非正規移民対策強化等に取り組んだ。外交面では、ルビオ米国防務長官及びヘグセス同国防長官の訪問受入れを含め米国と緊密に対話するとともに、EUやメルコスールとの関係強化に取り組み、国際場裡においては、2025年から国連安保理非常任理事国を務めている（任期：2025年から2026年まで）。

日本との関係では、7月に英利外務大臣政務官がパナマを訪問し、マルティネス＝アチャ外相表敬等を行った。9月には大阪・関西万博パナマ・ナショナルデーの機会にムリーノ大統領及びマルティネス＝アチャ外相等が来日し、それぞれ石破総理大臣、岩屋外務大臣と会談を行い、両国は、幅広い分野における二国間関係の更なる強化で一致した。

(10) ベリーズ

3月に行われた下院総選挙での勝利により、2期目に突入したブリセーニョ政権は、最低賃金の引き上げ、犯罪防止、教育へのアクセス向

上に取り組んでいる。

日本との関係では、5月に英利外務大臣政務官がベリーズを訪問し、プリセーニョ首相及びフォンセカ外相を表敬したほか、8月には大阪・関西万博ベリーズ・ナショナルデーの機会にプリセーニョ首相が来日し、石破総理大臣と首脳会談を行い、両首脳は、経済協力、人物交流等、様々な分野で二国間関係を発展させていくことで一致した。

(11) ホンジュラス

2022年に同国史上初の女性大統領として就任したカストロ大統領は、保健・教育・インフラ整備の各分野に積極的に取り組んだ。11月に実施された大統領選挙では、国民党のナシリ・アスフラ候補が、地方の開発等を公約に掲げて、国民の支持を得て当選した。

日本との関係では、外交関係樹立90周年に当たり、4月にレイナ外相が、10月に大阪・関西万博ホンジュラス・ナショナルデー行事出席のため外相が訪日し、それぞれ岩屋外務大臣と外相会談を行い、二国間関係の一層の強化を確認した。



日・ホンジュラス外相会談（10月8日、東京）

(12) アルゼンチン

2023年12月に就任したミレイ大統領は、内政の最優先課題とする経済・財政の立て直しに向け、緊縮財政や規制緩和などに取り組んだ。10月の中間選挙では与党が議席数を大幅に伸ばした一方、少数与党政権としての困難な

議会運営は継続しており、貧困率改善、規制緩和の継続、国民が実感できる経済成長の実現などが課題とされている。

日本との関係では、5月にマルソラティ経済副相（産業・商業担当）が訪日した際に、英利外務大臣政務官を表敬し、両者は、価値や原則を共有する重要な「戦略的パートナー」として、日系社会などを通じた二国間関係強化及びメルコスールとの関係強化を進めることを確認した。

(13) ウルグアイ

3月に発足した中道左派のオルシ政権は、前政権の課題とされた治安改善に注力し、比較的高い支持率を維持している。また、民主主義指数⁽¹²⁾では、中南米1位を誇っている。経済政策では、自由貿易主義を堅持し、市場の拡大・開放を重視している。11月に開催されたTPP委員会において、ウルグアイのCPTPPへの加入手続の開始が決定された。

日本との関係では、オルシ大統領の大統領就任式に松島みどり衆議院議員が特派大使として出席し、同大統領に祝意を伝達したほか、大統領との会談では良好な二国間関係を一層強化することで一致した。10月には、スカシ外務次官が訪日し、第4回日・ウルグアイ政策協議及び第2回日・ウルグアイ合同委員会を実施し、幅広い分野について議論が行われた。

(14) エクアドル

4月、ラッソ前大統領から引き継いだ任期の満了に伴い大統領選挙決戦投票が行われ、ノボア大統領が大差で勝利し、再選された。親米、自由主義路線、貿易の多角化を掲げ、国際機関などと連携しつつ、緊縮財政を展開している。

日本との関係では、5月に行われた大統領就任式に英利外務大臣政務官が特派大使として出席し、ノボア大統領及びソメルフェルド外務・移民相への表敬等を行った。7月には外務省賓客としてソメルフェルド外務・移民相が訪日

(12) 出典：Economist Intelligence Unit's Democracy Index 2024



日・エクアドル首脳会談
(8月28日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



日・コロンビア首脳会談
(9月4日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



日・エクアドル外相会談(7月23日、東京)

し、岩屋外務大臣との間で外相会談を行い、両国の関係を一層強化させることを確認した。8月にはノボア大統領が訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を行い、広範囲に及ぶ分野での二国間協力の強化につき確認した。

(15) コロンビア

2022年8月に発足したペトロ政権は、コロンビア初の左派政権として「変革の政府」を掲げるも、度重なる閣僚交代等政権の求心力低下、連立与党内の対立により厳しい議会運営が続いている。また、国民解放軍(ELN)などの国内武装勢力との和平交渉を継続しているが、全面和平に向けた道筋は立っていない。

日本との関係では、1月に松山政司参議院議員が総理特使としてコロンビアを訪問し、ペトロ大統領と会談し、総理親書を手交しつつ、両国関係の更なる関係強化を確認した。大阪・関西万博を契機に、4月にサラビア外相が訪日し、岩屋外務大臣との間で外相会談を実施し、幅広

い分野での協力について意見交換を行った。9月にはペトロ大統領が訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を実施し、両国間の経済・次世代エネルギー、コロンビア和平、国際場裡での連携強化等を確認した。

(16) チリ

2022年3月に発足したボリッチ政権は、格差縮小、福祉充実を目指し、年金や税制を始めとする社会保障政策の改革などの推進を掲げた。12月、ボリッチ大統領の任期満了に伴う大統領選挙決選投票が行われた。選挙戦の焦点となったのは、治安問題及び移民問題であり、不法移民の国外追放や大規模な刑務所の建設など、強硬な政策を公約に掲げた野党共和党のカスト候補が、与党統一候補のハラ候補(共産党)を破って当選した(就任は2026年3月の予定)。

日本との関係では、5月にボリッチ大統領が訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を実施し、価値を共有する戦略的パートナーである両国の間で、経済、鉱業、防災、宇宙・天文学など幅広い分野で協力関係を緊密化することなどで一致した。また、大統領に同行して訪日したバン・クラベレン外相と岩屋外務大臣の間で外相会談が行われ、両者は、広範囲に及ぶ分野での二国間協力を今後より一層強化することで一致した。

(17) パラグアイ

2023年8月に就任したペニャ大統領は、引



日・チリ首脳会談 (5月11日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

き続き、法の支配、人権の尊重などの価値や原則を擁護し、自由で開放的な経済政策を推し進め、投資誘致・雇用創出に力を入れている。

日本との関係では、5月にペニャ大統領が訪日し、石破総理大臣との間で首脳会談を実施した。両首脳は、日・パラグアイ政策協議の立ち上げ及びパラグアイの一般旅券所持者に対する短期滞在査証免除措置に係る文書の署名・交換式に立ち会うとともに、両国関係を「戦略的パートナー」と位置付け、日・パラグアイ投資協定の実質合意を発表した。また、大統領に同行して訪日したラミレス外相と岩屋外務大臣の間で外相会談が行われ、両者は、二国間関係をより強化していくことで一致した。



日・パラグアイ首脳会談
(5月21日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

(18) ブラジル

ルーラ政権は、社会保障の強化や税制改革に取り組むとともに、積極的に対外政策を進めている。また、環境・気候変動対策を重要な政策課題として掲げ、11月には国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）をベレン



ルーラ・ブラジル大統領を出迎える石破総理大臣
(3月26日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

で開催した。

日本との関係では、外交関係樹立130周年に当たり、「日本ブラジル友好交流年」として、3月、新型コロナウイルス感染症流行後初の国賓としてルーラ大統領が訪日した。同大統領は、石破総理大臣と首脳会談を実施し、両首脳は、両国が今後5年間で取り組むべき「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン2025-2030」を発表した。

このほか、経済関係では、4月に第13回日伯戦略的経済パートナーシップ賢人会議、9月に第26回日本ブラジル経済合同委員会が開催されるなど、官民双方で経済関係強化に向けた対話が活性化している。

(19) ベネズエラ

2024年7月に実施された大統領選挙では現職のマドゥーロ大統領が勝利宣言を行ったが、票の集計を含む選挙プロセスの透明性には国内外から疑義が呈された。

2025年1月、ベネズエラ政府が十分な説明責任を果たさないまま、大統領就任式を実施し、マドゥーロ大統領が宣誓を行ったことに対し、日本は、ベネズエラにおける全ての関係者の広範な参加を得て、諸問題が解決され、一刻も早く民主主義が平和裡に回復されることを強く求めるとの外務報道官談話を発出した。同時に、現下のベネズエラの経済・社会状況の悪化により、特に脆弱な状況にあるベネズエラ国民に深刻な影響が及んでいること、及び避難民の流出等により、周辺国を含め地域規模で影響が

及んでいることへの懸念を表明した。日本は、人間の安全保障⁽¹³⁾の理念に基づき、避難民を含むベネズエラ国民への民生支援に加え、影響を受けている周辺国に対しても支援を継続している。

2026年1月、米国軍の軍事作戦により、マドゥーロ大統領夫妻の身柄が拘束され、同月、ロドリゲス副大統領が大統領代行に就任した。米国が、ベネズエラの民主化を、石油資金の管理を含む「国の安定化」、市場への公平なアクセス及び和解プロセスの開始を含む「復興」、[政権移行]の3段階で進めるとする中、ロドリゲス暫定政権は米国と協力する考えを示している。

(20) ペルー

10月、治安の悪化を背景にボルアルテ政権の治安対策等への批判が高まり、ボルアルテ大統領が国会で罷免された。憲法の規定に従い新たに就任したヘリ大統領は、自らの政権を移行・国民和解政権と位置付け、犯罪組織との闘い、経済の再活性化、公正かつ透明性のある総選挙の実施を重点分野として表明した。

日本との関係では、2月に英利外務大臣政務



日・ペルー外相会談(8月8日、東京)

官が、前年11月の石破総理大臣のペルー訪問のフォローアップ等のためペルーを訪問し、カミノ外務副相との会談等を行った。8月にはボルアルテ大統領が大阪・関西万博ペルー・ナショナルデー式典に出席するため訪日し、石破総理大臣と首脳会談を実施し、両首脳は、二国間の戦略的パートナーシップ強化のためのロードマップを踏まえ、幅広い分野での協力をより一層深化させていくことで一致した。また、大統領に同行して訪日したシアレル外相は岩屋外務大臣との間で外相会談を実施し、両外相は、引き続き更なる連携を促進していくことを確認した。

(21) ボリビア

8月に大統領選挙第1回投票、10月に決選投票が行われ、中道・中道右派とされるキリスト教民主党(PDC)のパス候補が勝利し、約20年間続いた左派政権に終止符が打たれた。パス大統領は、就任式の直後、米国との外交関係を全面的に回復することを発表し、世界に開かれた外交方針を強調した。

日本政府は、3月から4月にかけて発生した大雨による洪水被害に対して、人道的観点及びボリビアとの友好関係に鑑み、緊急援助物資を供与した。4月、チョケワンカ副大統領が大阪・関西万博ボリビア・ナショナルデー出席のため訪日し、林官房長官との会談及び日・ボリビア友好議員連盟との会合等を実施した。11月に行われたボリビア大統領就任式には堀井外務副大臣が特派大使として出席し、パス大統領本人に祝意を伝達した上で、両者は二国間関係を一層進展させるため緊密に連携していくことで一致した。

(13) 人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

コラム

COLUMN

2025年日・中米交流年
—太平洋を挟んだパートナー—

■ 日本と中米の歩み

日本は、北米と南米、太平洋と大西洋を結ぶ中米地域の国々と、長年にわたり、政治、経済、開発協力、文化等の幅広い分野において、友好・協力関係を築いてきました。2025年、日本とエルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラスの中米5か国の外交関係は、1935年の外交関係樹立から90周年を迎えました。この5か国に、ドミニカ共和国、パナマ、ベリーズを加えた計8か国で構成される中米統合機構（SICA）¹の国々と日本は、この節目の年を「日・中米交流年」と定め、様々な事業や活動を通じ、友好・協力関係を深めてきました。

■ 「交流年」の機会における「万博外交」の展開

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催は、日本と中米諸国との関係を深める絶好の機会となりました。大阪・関西万博にはグアテマラ、ベリーズ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、コスタリカ等が参加し、それぞれの豊かな自然や多彩な文化と歴史を紹介しました。また、万博のナショナルデー等の機会に合わせて、アレバロ・グアテマラ大統領、ムリーノ・パナマ大統領、ブリセーニョ・ベリーズ首相が訪日したほか、ホンジュラス、コスタリカ、ドミニカ共和国からも閣僚が訪日し、日本との関係を深めました。「交流年」における「万博外交」の展開は、日本と中米諸国との友好関係促進にも大きな役割を果たしました。



日・グアテマラ首脳会談（6月10日）



日・ベリーズ首脳会談（8月4日）



日・パナマ首脳会談（9月5日）

(いずれも東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

■ 政策対話や相互理解の促進

要人往来を通じたハイレベル対話に加え、政策対話も進みました。5月、日本とSICA加盟国は、コスタリカのサンホセにおいて、第19回日本・中米「対話と協力」フォーラムを開催し、日本のこれまでの支援への高い評価と謝意が示されたほか、国際情勢に係る認識や国際社会の諸課題に対する協力を含め幅広い意見交換を行いました。

また、年間を通じ、交流年の一環として数多くの記念行事が開催され、相互理解が促進されました。中米各国では、日本人アーティストによるコンサート、日本文化フェスティバル、阿波踊り公演、映画、文化講演等の広報・文化事業を始め、武道・スポーツ交流事業、自衛隊練習艦隊の寄港、広島及び長崎の経験を学ぶ平和祈念イベントなどが開催されました。日本でも、コーヒーを通じた中米諸国との繋がりを紹介する事業など、中米諸国との友好関係の促進に資する事業が実施されました。



コスタリカ国立劇場での記念コンサート「J-Pop acustico by しほり」(2月21日、コスタリカ・サンホセ 写真提供：コスタリカ国立劇場)

1 SICA : Sistema de la Integración Centroamericana (Central American Integration System)

コラム

COLUMN

日本ブラジル友好交流年 (日・ブラジル外交関係樹立130周年)



1895年11月5日、日本とブラジルは修好通商航海条約を結び、これをもって、両国の外交関係が開設されました。また、1908年には日本人のブラジル移住が始まり、以降、日本人移住者とその子孫によって、ブラジルには世界最大の日系社会が形成されました。現在、ブラジルには約270万人もの日系ブラジル人が、日本には約21万人の在日ブラジル人が生活しており、この特別な人的交流が、両国の絆を強固にしています。さらに、2014年以降、両国は自由、民主主義、法の支配といった価値や原則を共有する戦略的グローバル・パートナーとして、政治、経済、人的交流のみならず治安、防災、刑事司法、環境、教育等、多岐にわたる分野で二国間関係を深めてきました。

このように歴史的に絆が深い日本とブラジルは、2025年に外交関係樹立130周年を迎え、同年を「日本ブラジル友好交流年」と位置付け、文化や観光、スポーツの交流や、交流の基盤になる日本語教育支援等の様々な分野で協力を促進することで一致しました。この節目の年、3月に国賓としてルーラ・ブラジル大統領を日本にお迎えしました。また、6月には佳子内親王殿下がブラジルを御訪問になり、11日間にわたって8都市（サンパウロ、マリンガ、ロランジア、ロンドリーナ、カンポグランデ、ブラジリア、リオデジャネイロ、フォス・ド・イグアス）で現地の方々と交流されました。



佳子内親王殿下のブラジル御訪問
(6月9日、ブラジル・ロンドリーナ)

その他、「日本ブラジル友好交流年」を記念して、日本では200件以上、ブラジルでは550件以上の行事が開催されました。日本では、今年で40回目を迎えた浅草サンバカーニバルパレードコンテストが記念行事の一環として開催され、約47万人の参加者を魅了しました。また、ブラジルでは、「日本ブラジル友好交流親善大使」に任命された歌手の相川七瀬氏が第21回ロンドリーナ祭りに参加し、観客を熱狂させるライブパフォーマンスを披露しました。相川氏の曲は、和太鼓をバックにJ-POPのヒット曲を踊るブラジルのオリジナルダンスである「マツリダンス」の楽曲として使用され、広くブラジルで親しまれています。

「日本ブラジル友好交流年」を通じて培われた友情は、地理的な距離を越えて130年にわたり築き上げられてきた両国政府及び両国国民の信頼関係を更に強固なものとしています。この信頼関係を礎に、二国間関係が一層発展していくことが期待されています。



相川七瀬氏に対する「日本ブラジル友好交流親善大使」の委嘱(5月26日、東京)



第40回浅草サンバカーニバルパレードコンテストに両国外交官も参加(8月30日、東京・浅草)

第5節 欧州

1 概観

〈価値や原則を共有する欧州との連携の重要性〉

欧州各国、欧州連合（EU）⁽¹⁾及び北大西洋条約機構（NATO）⁽²⁾は、日本にとり、自由、民主主義、法の支配及び人権などの価値や原則を共有する重要なパートナーである。ロシアによるウクライナ侵略が4年以上にわたり継続し、既存の国際秩序が脅かされ、地政学的な競争が激化し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分であることがますます明らかとなっている。そのような中で、日本及び欧州が重視する価値や原則への挑戦に対応し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くためには、欧州各国、EU及びNATOとの連携を強化していくことが一層重要になっている。また、気候変動などの地球規模課題への対応において国際的な協調が求められる中、欧州各国及びEUとの連携の必要性は一層高まっている。

欧州各国は、EUを含む枠組みを通じて外交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で共通政策をとり、国際社会の規範形成過程において重要な役割を果たしている。また、言語、歴史、文化・芸術活動、有力メディアやシンクタンクなどを活用した発信力により、国際世論に対して影響力を有している。欧州との連携は、国際社会における日本の存在感や発信力を高める上でも重要である。

〈ロシアによるウクライナ侵略と欧州〉

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、日本は、ウクライナに公正かつ持続的な平和をもたらすため、G7を始めとする国際社会と連携してウクライナ支援と対露制裁を継続してきた。また、6月の日・ウクライナ首脳会談、10月のウクライナ地雷対策会議主催なども含め、日本は首脳・閣僚を含む様々なレベルでウクライナに対する連帯を示すとともに、ウクライナと緊密に連携しつつ支援を行っている。

欧州において、ロシアによるウクライナ侵略は最も重要な課題の一つとなっており、EU、NATO及び各国は一致してロシアを強く非難し、金融制裁、個人・団体の渡航禁止、輸出入の制限などの厳しい対露制裁を導入するとともに、ウクライナへの連帯・支援を継続している。

例えば、EUは、マクロ財政支援などの経済支援や欧州平和ファシリティ⁽³⁾を通じた防衛装備支援、ウクライナ軍事支援ミッション（EUMAM Ukraine）⁽⁴⁾を通じたウクライナ兵の訓練などの支援を継続するとともに、6月にはロシア凍結資産の運用益を活用してウクライナへ新規ローン枠を提供する新たな財政支援スキームを制度化し、7月に開催されたウクライナ復興会議では、新たに23億ユーロの復興支

(1) EU : European Union

(2) NATO : North Atlantic Treaty Organization

(3) 欧州平和ファシリティ：2021年3月に創設された、EUの共通外交・安全保障政策の下で軍事又は防衛活動への資金提供を可能にし、紛争予防、平和構築、国際安全保障強化に対するEUの能力を高めることを目的とする制度

(4) EU Military Assistance Mission in support of Ukraine (EUMAM Ukraine)：2022年10月に設置された、EUがウクライナを支援する軍事ミッション。ウクライナ軍に対し、訓練を提供する。

援パッケージを発表した。さらに、12月に開催された欧州理事会では、流動性が特にひっ迫する2026年前半のウクライナの資金ニーズを踏まえ、900億ユーロの融資を行うことで合意した。また、NATOは、対ウクライナ安全保障支援及び訓練組織（NSATU）によるウクライナ軍人への訓練と装備供与の調整を継続するとともに、2月にはNATO-ウクライナ共同分析・訓練・教育センター（JATEC）を開設し、戦訓（戦闘から得た教訓）の収集・分析、教訓の実践化、NATOとの相互運用性強化を推進している。また、6月のNATO首脳会合で、ウクライナへの同盟国による永続的な支援を表明し、7月には米国製の軍事装備品をNATO経由でウクライナへ供与する仕組みを立ち上げた。英国とフランスは、ウクライナに関する有志連合の発足を主導し、首脳会合を含め様々なレベルの会合を開催した。英国は、3月、ウクライナに22億6,000万ポンドの軍事援助の最初の一部（7億5,200万ポンド）を送金した。12月には、ウクライナ人道基金に対し1,000万ポンドの拠出を表明した。侵略開始以降、総額218億ポンドの支援を実施している。フランスは、3月、約20億ユーロの追加軍事支援を発表するなど、引き続き軍事、人道、経済等のあらゆる分野での支援を必要な限り継続する立場を示している。11月のゼレンスキー・ウクライナ大統領の訪仏に際しては、ウクライナによるフランス製防衛装備の購入に関する合意への署名を発表した。イタリアは、7月にローマでウクライナ復興会議をウクライナと共催で開催し、メローニ首相は、今回の会議では総額100億ユーロを超える復興資金の拠出が確約されたとし、支援継続の姿勢を強調した。

〈重層的できめ細かな対欧州外交〉

欧州では、ロシアによるウクライナ侵略などを受け、自由、民主主義、法の支配及び人権といった価値や原則、法の支配・国際法の遵守な

どの重要性が一層認識されてきている。一方、欧州各国の多様性を踏まえ、各国の事情も踏まえたきめ細かなアプローチが求められる。日本は、強く結束した欧州を支持し、重層的かつきめ細かな対欧州外交を実施している。

2025年の1年間で、石破総理大臣及び高市総理大臣は、アイスランド、アイルランド、アルメニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、クロアチア、コソボ、スロバキア、セルビア、チェコ、ドイツ、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク的首脳等との間で会談を実施するなど、欧州各国との連携を確認した。

EUとは7月に第30回日・EU定期首脳協議を実施し、政治・安全保障や防衛、経済安全保障や競争力強化といった幅広い分野で連携を深めていくことを確認した。

4月、石破総理大臣は訪日したルッテNATO事務総長と会談を行い、日・NATO協力を一層強化していくことを確認した。また、6月、日本は4年連続となるNATO首脳会合への招待を受け、オランダ・ハーグで実施された首脳会合に岩屋外務大臣が出席した。

安全保障分野における法的枠組みについては、イタリアとの間で日・伊物品役務相互提供協定（日伊ACSA）⁽⁵⁾が2024年11月に署名され、2025年9月に発効した。また、オランダとの間で日・オランダ物品役務相互提供協定（日蘭ACSA）⁽⁶⁾が同年12月に署名された。

さらに、欧州から青年を招へいする人的・知的交流事業「MIRAI」や、講師派遣、欧州のシンクタンクとの連携といった対外発信事業を実施し、日本やアジアに関する正しい姿の発信や相互理解などを促進している。また、欧州各国・機関や有識者との間で、政治、安全保障、経済、ビジネスなど幅広い分野で情報共有や意見交換を行っている。

(5) Japan-Italy ACSA : Japan-Italy Acquisition and Cross-Servicing Agreement

(6) Japan- Netherlands ACSA : Japan-Netherlands Acquisition and Cross-Servicing Agreement

2 欧州地域情勢

(1) 欧州連合 (EU)

EUは、総人口約4億5,000万人を擁し、27加盟国から成る政治・経済統合体であり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、国際社会の共通の課題に共に取り組む、日本の戦略的パートナーである。

〈EUの動き〉

EUは、前年12月に発足した新体制の下、2025年は欧州防衛の強化を最優先課題として取り組んだ。3月、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、(1) 債務上限緩和による防衛支出増、(2) 加盟国に1,500億ユーロ規模の融資を行う欧州安全保障行動 (SAFE) 規則、(3) 民間資本の動員の三つを柱とする欧州再軍備計画 (ReArm Europe Plan) を公表した。また、同月、欧州防衛白書を公表し、強力な防衛産業基盤を構築するための解決策を提示するとともに、日本を始めとするインド太平洋のパートナーとの防衛産業協力の機会を探求すべきであるとした。ウクライナ情勢への対応は引き続きEUにとって最優先課題の一つであるが、3月及び6月の欧州理事会 (EU首脳会合) では、ウクライナ情勢の結論文書に関しハンガリーが反対し、ハンガリーを除く26の加盟国首脳が支持した内容を公表するなど、加盟国間の立場の相違が見られた。EUはウクライナに対し、総額1,775億ユーロ (2025年10月1日時点) の人道・財政・軍事支援を実施してきた。2025年、EUは新体制の下で域外国との首脳協議を相次いで実施し、特に5月、2020年の英国のEU離脱後初となるEU英国首脳協議を開催し、欧州の安全保障・防衛強化に共に取り組むことを確認した。

〈日・EU関係〉

日本とEUは、2019年に発効した日・EU経済連携協定 (日EU・EPA)⁽⁷⁾及び2025年1月に正式発効した日・EU戦略的パートナーシップ協定 (日EU・SPA)⁽⁸⁾の下、協力を強化している。

7月、石破総理大臣は、来日したコスタ欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委員会委員長との間で、第30回日・EU定期首脳協議を実施した。日本とEUは、2024年11月に公表した日・EU安全保障・防衛パートナーシップに基づき、サイバー、防衛産業、海洋安全保障、宇宙、情報などの分野での協力を着実に実施していくことで一致した。また、双方は、「日・EU競争力アライアンス」の立ち上げ、経済安全保障、産業政策、イノベーション政策、エネルギーなどの幅広い分野で具体的な協力を推進することで一致した。

4月、第2回日・EU外相戦略対話を実施し、岩屋外務大臣とカッラスEU外務・安全保障政策上級代表は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を改めて共有するとともに、岩屋外務大臣から、「欧州防衛白書」において、日本を含むインド太平洋のパートナーとの安全保障・防衛協力強化について明記されたことを高く評価すると述べた。岩屋外務大臣は、ミュンヘン安全保障会議の機会に、また、第30回日・EU定期首脳協議の機会に、カッラスEU外務・安全保障政策上級代表と会談を行った。

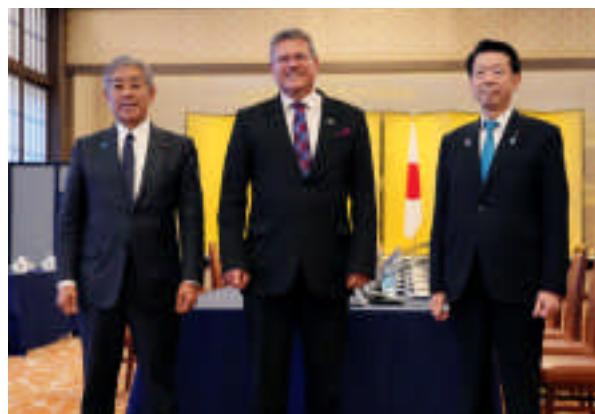
11月、英利アルフィヤ外務大臣政務官は、ブリュッセルで開催された「第4回EUインド太平洋閣僚会合」に出席し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分な中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することの重要性を訴えた。

(7) 日EU・EPA : Japan-EU Economic Partnership Agreement

(8) 日EU・SPA : Japan-EU Strategic Partnership Agreement



第30回日・EU定期首脳協議
(7月23日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)



第6回日・EUハイレベル経済対話(5月8日、東京)



第2回日・EU外相戦略対話(4月4日、ベルギー・ブリュッセル)

EUは、米国に次ぐ経済規模を有し、日本の輸入相手の第3位、輸出相手の第3位、対日直接投資残高の第1位の位置を占めるなど、経済面でも日本にとって重要なパートナーである。2019年に日EU・EPAが発効したことにより誕生した世界のGDPの約2割近くを占める巨大な経済圏の下、日・EU間のつながりは一層強いものとなっている。日EU・EPAについては、協定発効から6年が経過し、拡大傾向にある日・EU貿易を一層発展させるため、両者は、物品貿易、貿易の技術的障害、サービス貿易・投資・電子商取引、政府調達、貿易と持続可能な開発、規制協力などに関する各専門委員会・作業部会を通じて協定の各分野における着実な実施及び運用を確保してきている。EUとのより幅広い戦略的連携を推進する他の取組として、5月、岩屋外務大臣は、武藤容治経済産業大臣、シェフチョビチ欧州委員会貿易・経済安全保障担当兼機関間関係・透明性担当委員との間で、第6回日・EUハイレベル経済対話を開

催し、経済安全保障分野における連携、サプライチェーンの強靱化のための協力及び世界貿易機関(WTO)を中核とするルールに基づく多角的自由貿易体制を維持するための日・EU間の連携の重要性などを確認した。今後も、日・EU定期首脳協議の共同声明及び関連文書の着実な実施、日EU・EPAの引き続きの活用、日・EUハイレベル経済対話での連携などにより、日・EU経済関係の更なる発展に向けた取組を推進していく。

(2) 英国

5月、イングランドで地方選挙が実施され、ファラージ党首率いる右派ポピュリスト政党「改革UK党(Reform UK)」が保守党や労働党を大きく上回る議席を獲得した。6月、スターマー政権は国家安全保障戦略、産業戦略及び貿易戦略を立て続けに発表した。国家安全保障戦略では「NATOファースト」の方針を発表しつつも、インド太平洋を欧州・大西洋に次ぐ優先地域とし、日本をインド太平洋地域、そして世界の安全保障上、死活的に重要なパートナーであると位置付けた。9月、住宅購入時の税金の過少支払を指摘されていたレイナー副首相が辞任したことに伴い、内閣改造が実施された。ラミー外務・開発相は副首相、大法官兼司法相に就任し、新たにクーパー外務・開発相(前内務相)が就任した。

日英の政府間では、首脳・外相を始め様々なレベルで対話が活発に行われた。石破総理大臣は、4月にスターマー首相と電話会談を行い、



日英首脳会談
(2026年1月31日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

米国の関税措置の影響を踏まえつつ、経済分野を中心に幅広くかつ詳細に議論した。高市総理大臣は、11月、G20ヨハネスブルグ・サミットの際にスターマー首相と会談を行った。

2026年1月、スターマー首相が初めて訪日し、高市総理大臣と会談を行い、両首脳は、「強化されたグローバルな戦略的パートナー」として、あらゆる分野において協力をより一層強化していくことで一致するとともに、「日英戦略的サイバー・パートナーシップ」に関する共同声明を発出した。

3月にはラミー外務・開発相及びレイノルズ・ビジネス貿易相が訪日し、岩屋外務大臣及び武藤経済産業大臣と共に、日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）を初めて実施した。岩屋外務大臣は、ラミー外務・開発相との間で、3月の同外相訪日時及び同月のG7外相会合の際に会談を行った。また、岩屋外務大臣は、クーパー外務・開発相との間で、9月に電話会談を行った。茂木外務大臣は、11月、G7外相会合の際にクーパー外務・開発相と会談を行った。

安全保障面では、6月、日本、英国及びイタリアが共同開発を進めるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）⁽⁹⁾の機体設計及び開発を担う合弁会社「エッジウィング」が英国に設立された。8月から9月にかけて、英国空母「プリンス・オブ・ウェールズ」率いる英国空母打撃

群（CSG⁽¹⁰⁾25）が横須賀及び東京に寄港し、太平洋未来フォーラム（PFF）⁽¹¹⁾を始めとする多くのイベントが艦上で開催された。

文化面では、5月の大阪・関西万博の英国ナショナルデーの際、ナンディ文化・メディア・スポーツ相が訪日し、日英の人的交流促進のための英国の新たな取組である「Musubi」イニシアティブの立ち上げが発表された。奨学金支援、スポーツ・文化交流、ビジネスでの女性活躍促進などを通じて、日英の次世代のリーダーの育成が期待されており、岩屋外務大臣からも同イニシアティブを歓迎するとのビデオ・メッセージが発出された。

(3) フランス

2024年12月、マクロン大統領は、不信任動議可決によるバルニエ内閣の総辞職後、与党連合のパートナーであるバイルー氏を首相に任命した。バイルー首相は大規模な歳出削減等を試みたが、議会において賛同は得られず、9月8日、フランス国民議会において内閣信任投票が否決された。これに伴い、バイルー首相は辞表を提出し、バイルー内閣は総辞職した。翌9日、マクロン大統領はルコルニュ軍事相を新たな首相に任命し、10月5日、ルコルニュ内閣が発足した。しかし、組閣人事に対して野党等から批判が寄せられ、十分な支持を得られず、翌6日、ルコルニュ首相はマクロン大統領に辞表を提出した。その後、マクロン大統領は、10日にルコルニュ氏を再度首相に任命し、与野党との協議を経て、14日、ルコルニュ内閣（第2期）が発足した。野党から内閣不信任動議が提出されるも、ルコルニュ首相は、年金改革の適用の一時停止等を発表し、不信任動議は否決された。

外政面では、ロシアによるウクライナ侵略に関し、ウクライナ支援の継続と対露制裁の強化に取り組んでいる。マクロン大統領は、国際社会におけるウクライナ支援を主導する役割を果

(9) GCAP : Global Combat Air Programme

(10) CSG : Carrier Strike Group

(11) PFF : Pacific Future Forum

たしている。2月には、ウクライナと欧州の安全保障に関する欧州緊急首脳会合を行った。また、3月には、ウクライナの平和と安全保障に関する首脳会合をそれぞれパリで開催し、英国等と共に有志連合と呼ばれる会合を開催している。8月、マクロン大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領及びその他欧州関係国の首脳と共にワシントンD.C. (米国) を訪問し、トランプ米国大統領とウクライナ情勢について協議した。

また、中東情勢に関しては、フランスは、ガザを始めとするこの地域の永続的な平和を保証することのできる唯一の解決策である二国家解決を支持しており、具体的な貢献に取り組んでいる。フランスは、サウジアラビアと共同で、7月28日から30日まで二国家解決の実現に関する国連会議を開催し、「ニューヨーク宣言」を発出した。

日仏関係については、岩屋外務大臣とバロ欧州・外務相は、2月のG20外相会合及び3月のG7外相会合の機会に、それぞれ外相会談を実施した。4月、石破総理大臣はマクロン大統領と首脳電話会談を実施し、米国の関税措置やそれに対抗する中国の報復措置が世界経済や多角的貿易体制に与える影響を踏まえつつ、経済分野について幅広くかつ詳細に議論を行った。5月には、岩屋外務大臣が訪仏し、バロ欧州・外務相と外相会談を実施した。同会談において、両外相は、インド太平洋地域における安全保障分野での日仏協力を高く評価するとともに、経済安全保障分野においてレアアース等重要鉱物の安定供給確保のための協力が進んでいることを歓迎し、価値や原則を共有する「特別なパートナー」である日仏両国で一層緊密に連携していくことで一致した。さらに、2027年のパリ日本文化会館30周年、2028年の日仏友好170周年、2029年のパリ国際大学都市日本館100周年といった佳節を控え、準備に両国で取り組んでいくことを確認した。また、岩屋外務大臣は、バイルー首相表敬も実施した。岩屋外務大臣は、9月にもバロ欧州・外務相と電話会談を行った。茂木外務大臣は、11月、G7外相会合



日仏外相会談 (11月12日、カナダ・ナイアガラ)

の際にバロ欧州・外務相と会談を行った。高市総理大臣は、11月、G20ヨハネスブルグ・サミットの際にマクロン大統領と意見交換を行った。

また、大阪・関西万博のフランス・パピリオンには多くの訪問客が訪れるとともに、フランスからも政府要人を始め、数多くの地方自治体関係者、民間企業関係者が訪れ、二国間関係の強化につながった。

(4) ドイツ

2024年11月にショルツ (社会民主党 (SPD)) 政権は、財政政策などをめぐる路線対立を受け、自由民主党 (FDP) が11月に政権を離脱し、SPDと緑の党の2党による少数政権となったが、同年12月、ショルツ首相が自身に対する信任投票動議を連邦議会に提出した結果、同動議が否決され、同首相はシュタインマイヤー大統領に対し、連邦議会選挙の前倒し実施に向け、連邦議会を解散することを提案した。同大統領は与野党との協議を経て、12月27日に連邦議会を解散し、2025年2月23日に連邦議会選挙を実施することとなった。連邦議会選挙の結果、野党のキリスト教民主・社会同盟 (CDU / CSU) が第1党に復帰し、第3党に後退した社会民主党 (SPD) との連立交渉を経て、4月、連立協定に合意した。5月6日には、連邦議会においてメルツCDU党首が首相に選出され、CDU / CSUとSPDによる連立政権が発足した。また、同選挙では、厳格な移民政策などを掲げた極右政党である「ドイツのための選

択肢（AfD）」が第2党に躍進した。

外交面では、メルツ首相は欧州諸国と緊密に連携し、EUにおいて積極的な役割を果たす決意を強調している。また、ウクライナ情勢に関しては、メルツ首相は就任後間もないタイミングで英国、フランス及びポーランドの首脳と共にウクライナを訪問したほか、同国への地对空ミサイルシステム「パトリオットシステム」の供与を含め、引き続き積極的に同国支援を推進している。政権発足前の3月には、CDU／CSUとSPDの提案により、国防費増額が可能となる基本法改正を行ったほか、6月のNATO首脳会合においては、各国が合意した目標を大幅に前倒しをし、2029年までにGDP比3.5%の中核的国防要求の目標達成を表明するなど、現下の国際情勢を受けた安全保障の強化に向けて積極的に取り組んでいる。また、インド太平洋地域の日本を含む同志国との関係を重視し、9月には米国・ニューヨークにおいてヴァーデフル外相の主催により「欧州・インド太平洋パートナーズ会合」を開催し、岩屋外務大臣が出席した。

日本との関係では、ドイツは価値や原則を共有する重要なパートナーであり、メルツ政権発足後も引き続き活発なハイレベル交流が行われている。6月には日独首脳会談と日独外相会談が実施されたほか、シュタインマイヤー大統領が大阪・関西万博の機会に訪日し、石破総理大臣と会談した。8月にはヴァーデフル外相が訪日し、岩屋外務大臣と第1回日独外相戦略対話を実施した。11月にはG20ヨハネスブルク・サミットに出席するため南アフリカを訪問した高市総理大臣が、メルツ首相との間で初の日独首脳会談を実施した。安全保障面では、9月には航空自衛隊F15機等が初めてドイツに寄航するなど、これまで両国のアセット派遣や日・独物品役務相互提供協定（日独ACSA）発効を通じた協力が更に進展した。また、経済安全保障の分野においても、2024年7月に首脳間の合意により創設された日独経済安全保障協議の第2回協議を2025年10月に東京で実施するなど、協力が深まっている。日独知的・



日独首脳会談（11月23日、南アフリカ・ヨハネスブルグ）
写真提供：首相官邸ホームページ

人的交流の基盤であるベルリン日独センターは2025年に設立40周年を迎え、10月にヴァーデフル外相が同センターを訪問し講演を行ったほか、12月には日独フォーラムと合同で日独関係をテーマに公開討議を行った。

(5) イタリア

メローニ政権は、右派政権として安定した政治基盤を実現しており、外交・経済面では欧米協調路線を維持している。内政では不法移民対策、少子高齢化対策が引き続き課題となっている。非正規移民の抑制に取り組むと同時に、国内の労働力不足を踏まえ、EU域外からの正規入国枠を拡大した。

2025年は大阪・関西万博もあり、イタリアから多くの要人が訪日するなど、両国の交流が活性化した。3月のマッタレラ大統領の公式訪問は16年ぶりのイタリア大統領の訪日であり、石破総理大臣との会談で、両首脳は、「日伊アクションプラン・ファクトシート」を公表したほか、2026年の日伊外交関係樹立160周年に向け、幅広い分野で両国関係の更なる強化を行っていくことを確認した。5月には、石破総理大臣とメローニ首相の間で首脳電話会談を実施し、G7を始めとする国際場裡での連携を深めるとともに、良好な日伊関係を今後一層発展させていくことで一致した。11月、高市総理大臣はメローニ首相と首脳電話会談を行った。外交関係樹立160周年に当たる2026年1月にはメローニ首相が実務訪問賓客として訪日



日伊首脳会談
(2026年1月16日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

した。首脳会談において、高市総理大臣とメローニ首相は、幅広い分野における両国の関係を更に促進するため、二国間関係を「特別な戦略的パートナー」とし、更なる高みを目指すことで一致した。

岩屋外務大臣とタヤーン外相の間では、3月のG7外相会合で会談を実施し、安全保障や経済等の幅広い分野で協力を強化していくことを確認した。

安全保障分野では、3月から4月にかけてイタリア海軍フリゲート艦「アントニオ・マルチェリア」が横須賀及び大阪に寄港した。また、2024年6月に交渉を開始し、同年11月にローマで岩屋外務大臣がクロセット国防相との間で署名を行った日・伊物品役務相互提供協定(日伊ACSA)が、国会での審議を経て、2025年9月に発効した。

(6) スペイン

サンチェス第3期政権の下、経済は堅調に推移し、EU加盟諸国平均を大きく上回る経済成長を記録し(2024年はEU平均1.0%に対してスペインは3.5%)、国防支出をGDP比2%まで引き上げた。スペインは電源構成の56%が再生可能エネルギーであるが、4月に発生した大規模停電により、過電圧などの再生可能エネルギー導入拡大に伴う技術的課題が顕在化した。

日本との関係では、2018年に両国首脳間で

発表した戦略的パートナーシップの下、連携を強化している。5月には大阪・関西万博スペイン・ナショナルデーに参加するためエレウ産業・観光相が訪日したほか、プラナス農業・漁業・食料相も訪日した。6月にはマロト上院第一副議長らスペイン上院日本友好議員連盟一行が訪日し、関口昌一参議院議長や林芳正官房長官を表敬訪問した。同月セビリアで開催された、SDGs達成に向けた開発資金の在り方について議論する国際会議である第4回開発資金国際会議(FfD4)⁽¹²⁾に日本政府を代表して出席した松本尚外務大臣政務官は、マルティネス外務・EU・協力省外交・グローバル問題担当長官と会談した。9月にはクエルポ経済・通商・企業相が前年7月に引き続き訪日し、武藤経済産業大臣との会談を行い、両国の経済関係の関係強化に向けて引き続き連携していくことを確認した。

4月には、約2年ぶりに日・スペイン経済合同会議が東京で行われたほか、10月にはバルセロナで第25回日本・スペイン・シンポジウムが開催され、日本とスペイン両国で官民の協力が促進された。

両国間の防衛協力・交流も着実に深化・拡大しており、7月には、英国率いる空母打撃群(CSG25)の実施するハイマスト作戦に参加するスペイン海軍フリゲート「メンデス・ヌニェス」が横須賀及び呉に寄港した。また、11月に東京で行われた第9回日・スペイン外務次官級政務協議の機会に、日・スペイン防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至ったことを歓迎した。

(7) ポーランド

ロシアによるウクライナ侵略が開始されて以降、ポーランドはウクライナの隣国として積極的に対応し、対ウクライナ支援のハブとして大きな役割を果たしている。また、ポーランドはウクライナ避難民を多数受け入れており、負担や脆弱性が高まっていたことを踏まえ、日本は

(12) FfD4 : 4th International Conference on Financing for Development

ポーランドへの支援を実施している。

日本との関係では、2025年はポーランド側からの要人の訪日が頻繁に行われた。2月にはシコルスキ外相が訪日し、岩屋外務大臣と会談を実施するとともに、「2025年から2029年までの日本国政府とポーランド共和国政府との間の戦略的パートナーシップの実施のための行動計画」の署名式を行った。4月にノヴァツカ国民教育相が訪日し、あべ俊子文部科学大臣との意見交換を行ったほか、7月にはガフコフスキ副首相兼デジタル化相が訪日し、平将明デジタル大臣及び城内実経済安全保障担当大臣と会談を行った。大阪・関西万博ポーランド・ナショナルデーの10月1日には、ヴィエリホフスカ下院副議長が訪日した。

(8) ウクライナ

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であるとの強い問題意識の下、日本は、一貫してウクライナ支援と対露制裁を継続してきた。2025年も、G7を始めとした国際場裡での諸外国との連携を通じて、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の実現に向けた取組を展開してきた。

侵略から3年目に当たる2月24日、石破総理大臣は、ウクライナ政府の主催によりハイブリッド形式で開催された「ウクライナ支援に関する首脳会合」にオンラインで出席し、平和実現のための各国の外交努力により、長年にわたる戦闘行為が終結し、困難な状況の打開が行われることを期待すると述べた。

4月3日、NATO外相会合の機会に、岩屋外務大臣はシビハ外相と会談し、ウクライナ的外交努力が公正かつ永続的な平和の実現につながることを重要であり、ウクライナ、G7と連携しつつ、ロシア側による前向きな対応を強く求めていくことを伝達した。

6月17日には、G7カナナスキス・サミットに出席した石破総理大臣がゼレンスキー大統領と対面で初めて会談し、石破総理大臣からウクライナに公正かつ永続的な平和がもたらされる

よう、国際社会、G7と緊密に連携してウクライナの取組を後押ししていくこと、また、ウクライナ支援を継続していくことを述べつつ、両首脳は、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

7月10日、藤井比早之外務副大臣は、イタリア政府・ウクライナ政府共催の「ウクライナ復興会議」に出席し、ステートメントでは、ウクライナ侵略は、日本にとって遠い欧州の問題ではなく、国際秩序の在り方そのものに係る問題であることを強調した。同月10日に藤井外務副大臣はウクライナ・ドナー・プラットフォーム閣僚級会合にも出席し、日本のウクライナへの貢献について説明したほか、引き続き国際社会と緊密に連携し、ウクライナの取組を全面的に後押ししていくと述べた。

8月4日、大阪・関西万博に参加するため、カチカ副首相及びシビハ外相が訪日した。同日、岩屋外務大臣はシビハ外相と会談し、岩屋外務大臣から、ウクライナに公正かつ永続的な平和が一日も早くもたらされるよう、ウクライナの取組を後押ししていくことを強調するとともに、両外相は、ウクライナを取り巻く情勢や国際的な取組の最新の状況について率直な意見交換を行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

石破総理大臣は、8月13日、8月17日、8月19日及び9月4日に開催された「ウクライナに関する有志連合オンライン首脳会合」に参加し、石破総理大臣からは、各会合において、ウクライナにおける早期の全面停戦、公正かつ永続的な平和の実現が、各国の共通の目標であり、そのために有志国が結束して対応する必要があることを言及するとともに、日本として、国際社会と連携したウクライナ支援を継続し、ウクライナ、米国、欧州各国のパートナーと緊密に連携しつつ、取り組んでいくと述べた。

9月24日、国連総会の機会にウクライナ政府主催で第5回クリミア・プラットフォーム首脳会合が開催され、日本からは岩屋外務大臣が石破総理大臣の発出したメッセージを代読した。メッセージでは、クリミアを含むウクライ

ナの主権と領土一体性を一貫して支持し、力による一方的な現状変更は許されないとの原則を国際社会に発信していくことを伝達するとともに、公正かつ永続的な平和に向けたロシアからの迅速かつ前向きな反応を引き出すため、日本として積極的に議論に参画していく決意を示した。

ウクライナの地雷対策の加速化及び復旧・復興への国際的モメンタム（機運）を高めるため、10月22日及び23日に日本は東京でウクライナ地雷対策会議（UMAC2025）を開催した。22日の開会セッションには茂木外務大臣が出席し、地雷がウクライナの復旧・復興を妨げており、その対策強化が日本の対ウクライナ支援における責務であることを強調するスピーチを行った。また、会議では、茂木外務大臣から、日本による支援パッケージとして「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を発表し、人材育成や能力強化支援、社会経済の活性化、医療・福祉分野への貢献など、復興プロセスに不可欠な様々な支援を今後も進めていくこと、また、国際社会との連携を強化し、より迅速・安全かつ持続可能な地雷対策の実現を目指し、ウクライナと伴走していく考えを表明した。1日目のクロージング・セッションにおいて発表された成果文書では、会議のテーマ「復興に向けた加速」の下、3本柱である（1）人、（2）技術、（3）ネクサス（地雷対策から復旧・復興への円滑な移行）それぞれにおいて、ウクライナにおける今後の地雷対策のために重要な要素に関する共通認識及び今後の方向性が確認さ

れるとともに、課題に対処するためには専門家や民間企業などの関係者との緊密な連携が重要であることが再確認された。また、12月2日には、「ウクライナ地雷対策支援イニシアティブ」を具体化する協力として、日・ウクライナ政府間で無償資金協力「人道的地雷及び不発弾除去のための緊急対応計画」に関する書簡の署名・交換が行われた。

10月22日、茂木外務大臣は、ウクライナ地雷対策会議に出席するため訪日したソボレフ・ウクライナ経済・環境・農業相と会談し、「ウクライナと共にある」との日本の立場は一貫しており、引き続き、国際社会、G7と緊密に連携しつつ、ウクライナの公正かつ永続的な平和の実現に向け、全力で取り組んでいくことを表明した。

10月24日、新たに就任した高市総理大臣は英国・フランス政府の主催で開催された「ウクライナに関する有志連合オンライン首脳会合」に出席し、「ウクライナと共にある」との日本の立場は不変であること、また、即時の戦闘停止、ひいては公正かつ永続的な平和の実現に向けて、国際社会と連携したウクライナ支援及び対露制裁を引き続き推進すると述べた。

11月5日、高市総理大臣はゼレンスキー大統領との間で初めてとなる首脳電話会談を行い、「ウクライナと共にある」との日本の姿勢は変わらないことを強調しつつ、日本がこれまで実施してきた対ウクライナ支援について説明し、引き続きウクライナの復旧・復興に向けた支援を実施していくと述べた。戦争の帰結が国



ウクライナ地雷対策会議 2025 開会セッション（10月22日、東京）



「ウクライナに関する有志連合オンライン首脳会合」への高市総理大臣の参加（10月25日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）

際秩序に影響を及ぼすとの問題意識を持って、ウクライナにおける公正かつ永続的な平和の1日も早い実現に向け、今後もウクライナの取組を力強く後押ししていくと伝達し、両首脳は引き続き緊密に連携していくことで一致した。

また、ウクライナの復旧・復興に向けて、日本は、支援を行っている。2月27日には、無償資金協力「緊急復旧計画（フェーズ4）」に関する書簡の署名・交換が行われた。日本は、同協力を通じて、日本の技術も活用しつつ、エネルギー等の分野で支援を行っている。さらに、4月18日には、経済危機に直面するウクライナ政府への財政支援としてG7プーリア・

サミットで一致した「ウクライナのための特別収益前倒し（ERA）融資」の枠組みの下で供与する、円借款「ウクライナのための特別収益前倒し融資」（供与限度額：4,719億円）に関する書簡の署名・交換が行われた。12月には、ウクライナの財政が特にひっ迫する2026年前半の資金ニーズに応えるため、総額約60億ドルの支援を行うことを表明した。同支援では、2026年度の前半に、ERA融資に関して、既に拠出済みの850億円に加え、1,934.5億円を拠出するとともに、世界銀行のウクライナへの融資に対して45億ドルの信用補完を行うこととしている。

3 地域機関などとの協力

(1) 北大西洋条約機構（NATO）との協力

NATOは、北大西洋条約に基づき、加盟国の集団防衛を含め、加盟国の自由及び安全保障を政治面・軍事面での保障を目的とする組織であり、加盟国の「抑止と防衛」のほか、治安維持活動やテロ対策など、加盟国の安全保障上の直接の脅威となり得る域外の「危機予防・管理」、パートナー国・機関との協力による「協調的安全保障」に取り組んでいる。ロシアによるウクライナ侵略を受け、NATOは、ウクライナ支援や欧州の防衛に注力している。2025年6月のNATO首脳会合では、NATO加盟国は2035年までに、中核的国防支出は少なくとも対GDP比3.5%、国防・安保関連支出は上限対GDP比1.5%の併せて対GDP比5.0%とする目標に合意した。

2022年に採択されたNATOの「戦略概念」では、インド太平洋パートナー（IP4：日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国）との対話・協力の強化の指針が示され、日・NATO間の協力の重要性が高まっている。こうした状況を背景に、日・NATO関係を更に強化・発展させるため、2025年1月、NATO日本政府代表部が在ベルギー日本国大使館から独立し、実館として開設された。

IP4は、2022年に初めてNATO首脳会合及びNATO外相会合に招待され、2025年4月のNATO外相会合には岩屋外務大臣が出席し、日本の外務大臣の出席は4年連続となった。同月、ルッテNATO事務総長が就任後初めてのインド太平洋地域への訪問先として日本を訪れ、石破総理大臣と会談するとともに、共同声明を発出し、日本とNATOのパートナーシップが欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認した。



石破総理大臣とルッテNATO事務総長との会談
(4月9日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

また、6月のNATO首脳会合においては、岩屋外務大臣がルッテNATO事務総長と会談し、日・NATO間の防衛装備・産業対話の立ち上げを含め、様々な分野で日・NATO協力を更なる高みに押し上げるため連携していくことで一致した。併せて行われたルッテ事務総長とIP4の会合では、NATOのインド太平洋への関与拡大及びNATOとIP4との具体的協力の重要性が確認された。9月、ドラゴーンNATO軍事委員長が訪日し、中谷元防衛大臣及び藤井外務副大臣と会談した。10月に石破総理大臣が、12月に高市総理大臣がそれぞれとルッテ事務総長との電話会談を実施し、日・NATO及びNATO・IP4間の協力関係の重要性及び地域を越えた安全保障課題に引き続き連携して取り組んでいくことを確認した。

(2) 欧州安全保障協力機構(OSCE)⁽¹³⁾との協力

OSCEは、欧州、中央アジア・コーカサス、北米地域の57か国が参加する世界最大の地域安全保障機構であり、冷戦期に設立された欧州安全保障協力会議(CSCE)を前身に持つ。政治・軍事のみならず経済・環境、人権・人道の観点を含めた包括的アプローチにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・再建などを行い、幅広い安全保障課題の政治的対話を行う場の提供を通じて参加国間の相違を橋渡しし、信頼醸成を図っている。2025年は「ヘルシンキ最終文書」⁽¹⁴⁾採択50周年となる節目の年であり、様々な機会において、同文書が掲げる主権平等、領土保全、紛争の平和的解決等の主要原則及びOSCEの役割の重要性が改めて確認された。

日本は1992年以降、最初のパートナー国としてOSCEと協力しており、アフガニスタン及び中央アジア諸国の国境管理強化によるテロ防止や税関職員の能力強化、ウクライナ及びその周辺国での紛争における人身売買防止の能力強化や女性のリーダーシップ能力強化などへの



第32回OSCE外相理事会に出席する島田外務大臣政務官
(12月4日及び5日、オーストリア・ウィーン)
写真提供：OSCE/Ministry of Foreign Affairs of Finland

支援を行っている。また、2022年のロシアによるウクライナ侵略以前から、OSCEはウクライナの状況改善のため重要な役割を果たしており、日本はOSCE特別監視団(SMM)に財政支援及び専門家の派遣を行ってきた(専門家は2015年8月から断続的に派遣、2022年2月に派遣終了)。

日本はOSCEの外相理事会に毎年出席してきており、2025年12月にウィーンで開催された同理事会には島田智明外務大臣政務官が参加した。同理事会において島田外務大臣政務官は、包括的なアプローチで課題に取り組むOSCEとの間で、一層の連携を強化していくと述べた。また、島田外務大臣政務官は、アジア・パートナー5か国及び参加国48か国を代表し、OSCEとアジア・パートナーとの関係強化に関する合同ステートメントを発出した。

(3) 欧州評議会(CoE)⁽¹⁵⁾との協力

CoEは、民主主義、人権、法の支配の分野での国際基準の策定に重要な役割を果たす、欧州46か国が加盟する国際機関である。日本は、1996年以来アジア唯一のオブザーバー国として専門的知見の提供及び会合開催協力により貢献しており、ロシアによるウクライナ侵略により生じた損害を登録する機関(損害登録機関)に準加盟国として参加しているほか、11月には「世界民主主義フォーラム」で政策発信を

(13) OSCE : Organization for Security and Co-operation in Europe

(14) ヘルシンキ最終文書 : 1975年の欧州安全保障協力会議(CSCE、OSCEの前身)設立の際に採択された文書

(15) CoE : Council of Europe

行った。また、日本は、2月にはAIを主題とする初めての国際約束である「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」に署名した。

(4) アジア欧州会合 (ASEM)⁽¹⁶⁾ における協力

ASEMは、アジアと欧州との対話と協力を深める唯一のフォーラムとして、1996年に設立され、51か国・2機関を参加メンバーとして首脳会合と外相会合を始めとする各種閣僚会合及び各種セミナーの開催などを通じて、(ア) 政治、(イ) 経済及び(ウ) 社会・文化その他を活動の3本柱としている。

ASEMにおける唯一の常設機関であるアジア欧州財団 (ASEF)⁽¹⁷⁾ はシンガポールにあり、柱の一つである社会・文化分野の活動を担っている。

日本はASEFの感染症対策のための医療用個人防護具 (PPE) 及び抗ウイルス剤などの備蓄事業を支援し、ASEM参加国への備蓄物資の緊急輸送や、緊急対応能力の構築のためのワークショップ及び公衆衛生ネットワーク事業の実施に協力している。この一環で、11月にはシンガポールで「気候変動と公衆衛生セミナー」

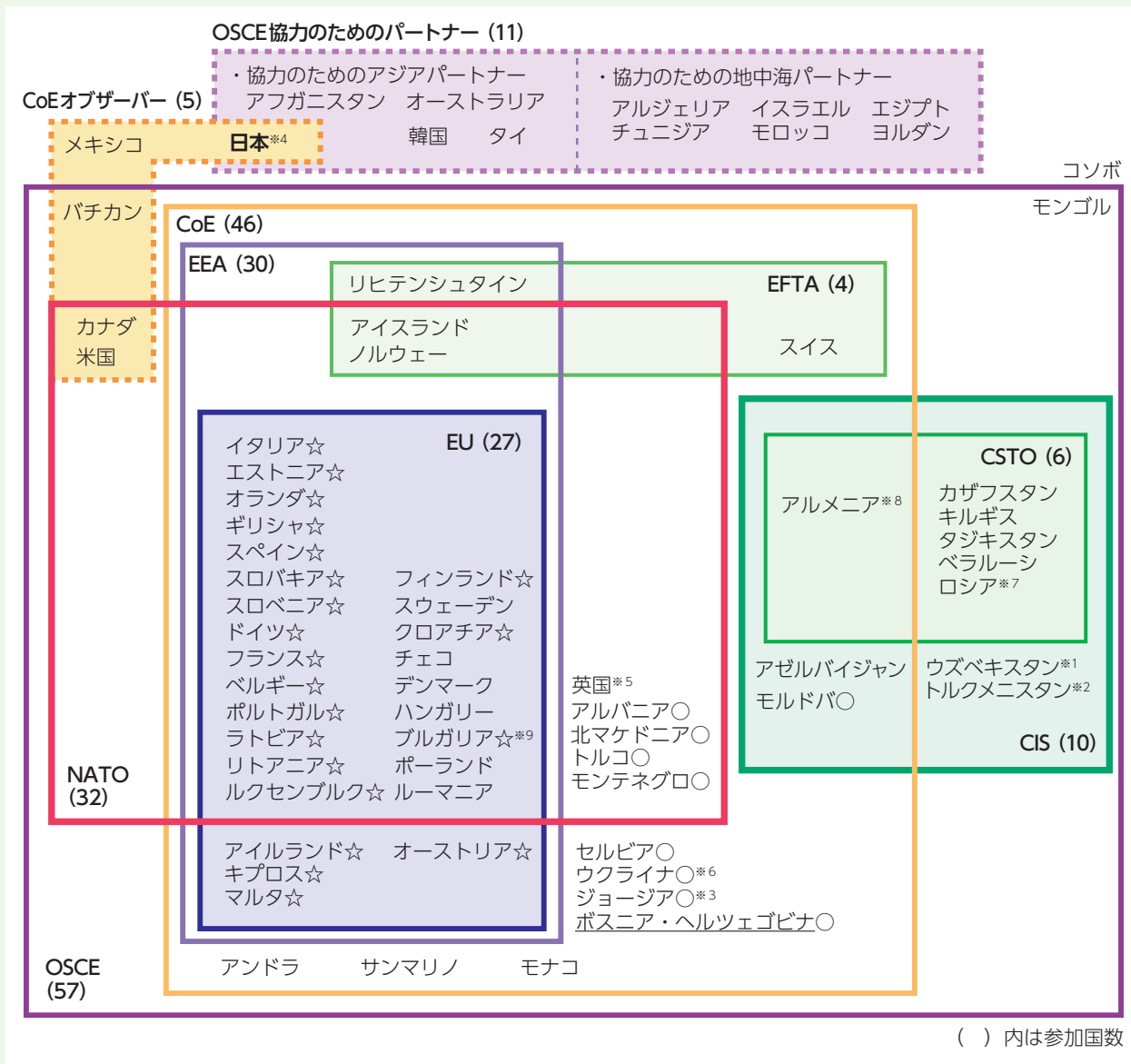
を、12月にはベルリンで「公衆衛生の緊急時のためのリスク・コミュニケーションに関するハイレベル会合」を開催した。また、日本は、日本の拠出金によるASEFの「新型コロナ等感染症の拡大防止のための支援事業」の一環として、国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) によるアジア諸国 (バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン) における備蓄事業、世界保健機関 (WHO) によるウクライナ及びウクライナ避難民を受け入れている周辺国 (ASEM参加国のブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、スロバキア及び非ASEM参加国モルドバ) におけるウクライナ避難民などの感染症対策を支援している。

さらに、2025年、日本政府は、9月にストチンスカASEF事務局長を日本に招へいたほか、大阪・関西万博のサイドラインで開催されたASEF主催第6回ヤングリーダーズ・サミットの後援、ASEFとの共催によるクラスルーム・ネットワーク事業の実施、及びASEFへの拠出金の支出などを通じて、ASEMの活動に貢献した。

(16) ASEM : Asia-Europe Meeting

(17) ASEF : Asia-Europe Foundation

■ 欧州の主要な枠組み



〈凡例〉

- : EU加盟候補国 (9)
- ☆: ユーロ参加国 (21)
- : NATO加盟のための行動計画 (MAP) 参加国 (1)
- ※1 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加資格を停止
- ※2 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※3 ジョージアは2008年8月にCISからの脱退を表明。09年8月に正式に脱退
- ※4 日本はNATOのパートナー国
- ※5 英国は2020年1月31日にEUを離脱
- ※6 ウクライナは2018年4月CIS脱退に関する大統領令に署名
- ※7 ロシアは2022年3月を以てCoEから除名
- ※8 アルメニアは2024年2月にCSTO参加凍結を表明
- ※9 ブルガリアは2026年1月から通貨ユーロを導入

〈略語解説〉

- CoE (Council of Europe): 欧州評議会 (46)
- CIS (Commonwealth of Independent States): 独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization): 集団安全保障条約機構 (6)
- EEA (European Economic Area): 欧州経済領域 (30)
- EFTA (European Free Trade Association): 欧州自由貿易連合 (4)
- EU (European Union): 欧州連合 (27)
- NATO (North Atlantic Treaty Organization): 北大西洋条約機構 (32)
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe): 欧州安全保障協力機構 (57)

■ その他の欧州地域

【北欧諸国】

アイスランド：5月、大阪・関西万博アイスランド・ナショナルデーの機会にトーマスドットィル大統領が来日し、石破総理大臣と会談を行った。同会談では、2026年の日・アイスランド外交関係樹立70周年を機に、安全保障、北極、経済、科学技術、文化・人的交流など幅広い分野で具体的な協力を進め、両国関係を一層発展させていくことで一致した。

スウェーデン：4月、NATO外相会合出席のためベルギーを訪問した岩屋外務大臣は、ステーネルガード外相と外相会談を行った。10月、岩屋外務大臣は、訪日したステーネルガード外相と再度外相会談を行った。それぞれの会談において、両外相は、安全保障面での連携に加え、原子力、グリーン・トランスフォーメーション、デジタル、ライフサイエンス分野といった幅広い分野での協力を一層深化させていくことを確認した。

デンマーク：4月、訪日したラスムセン外相が林官房長官を表敬し、両者は、グリーン・エネルギー、量子科学技術を含む幅広い分野での協力を一層深化させていくことを確認した。また、9月、藤井外務副大臣が、訪日したステンベア・フェロー諸島副首相兼外相と会談し、日・フェロー諸島間の経済関係を始めとする幅広い意見交換を行い、更なる協力に向けて引き続き緊密に意思疎通していくことで一致した。

ノルウェー：2025年、日・ノルウェー関係は外交関係樹立120周年を迎えた。6月、岩屋外務大臣は、大阪・関西万博ノルウェー・ナショナルデーに参加するために訪日したアイダ外相と会談を行った。8月から9月にかけては、英国の空母打撃群（CSG25）の一員として、ノルウェー海軍フリゲート艦「ロアル・アムンセン」が、横須賀及び東京に寄港した。これはノルウェー海軍として初めての日本寄港となった。9月8日、議会総選挙が行われ、労働党を始めとする左派勢力が勝利し、10月以降もストレー労働党党首を首班とする左派政権が継続した。

フィンランド：4月、NATO外相会合出席のためベルギーを訪問した岩屋外務大臣は、ヴァルトネン外相と外相会談を行い、安全保障や先端科学技術等の分野での協力を着実に積み重ねていくことで一致した。6月、石破総理大臣は大阪・関西万博フィンランド・ナショナルデーに参加するため訪日したストゥップ大統領と会談を行い、「日本国とフィンランド共和国との間の将来における協力強化に関する共同声明」を発表した。石破総理大臣とストゥップ大統領は、9月の国連総会の機会にも首脳会談を行った。

【ベネルクス諸国】

オランダ：2025年、日・オランダ交流425周年を迎えた。2月、ミュンヘン安全保障会議の機会に、岩屋外務大臣はフェルドカンプ外相と会談を行い、インド太平洋地域の安全保障の確保のための防衛協力を深化させることで一致した。4月、スホーフ首相が訪日し、石破総理大臣との首脳会談及び会談を実施し、「持続的な平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明に基づく、日・オランダ・アクション・プラン2025」を公表した。5月、ウィレム・アレキサンダー国王が大阪・関西万博オランダ・ナショナルデー公式行事への参加のため訪日した。6月、与党第一党の「自由党（PVV）」が連立離脱を表明し、スホーフ首相は内閣崩壊を宣言し、新政権が発足するまでスホーフ暫定内閣として政権運営することとなった。同月、岩屋外務大臣はNATO首脳会合関連行事等の機会にスホーフ首相との会談を実施し、両者は、物品役務相互提供協定（ACSA）の交渉を開始することで一致した。8月、与党「新しい社会契約（NSC）」が連立離脱を表明し、フェルドカンプ外相を含む同党の閣僚が辞任した。その後、9月に、ファン・ヴェール外相兼難民・移民相が新たに就任した。同月、石破総理大臣は国連総会の機会にスホーフ首相と日・オランダ首脳会談を実施した。また、同月、外務省は日・オランダ平和交流事業を実施し、第二次世界大戦時に日本軍に抑留された民間オランダ人6人を日本に招へいした。10月、下院議員選挙が実施され、「民主66（D66）」が第一党となった。今後、連立交渉が行われ、連立合意に基づき、新しい内閣が発足する予定である。12月、オランダ・ハーグにおいて、日・オランダ物品役務相互提供協定（日蘭ACSA）の署名が行われた。

ベルギー：4月、NATO外相会合の機会に、岩屋外務大臣とプレヴォ副首相兼外務・欧州問題・開発協力相との間で会談を行った。また、6月には、アストリッド王女と夫君であるロレンツ王子が訪日し、大阪・関西万博を訪問した。9月には、クラランヴァル副首相兼雇用・経済・農業相、プレヴォ副首相兼外務・欧州問題・開発協力相及びマツ行政現代化・公営企業・行政・建築・デジタル化・科学施設担当相が訪日し、大阪・関西万博を訪問したほか、林官房長官表敬を行った。また、岩屋外務大臣は、プレヴォ副首相兼外務・欧州問題・開発協力相と会談を行った。

ルクセンブルク：4月、ベッテル副首相兼外務・対外通商相兼開発協力・人道問題担当相が訪日し、大阪・関西万博の開会式に出席したほか、林官房長官への表敬、岩屋外務大臣との外相会談を実施した。同月、フリーデン首相が訪日し、石破総理大臣との首脳会談を実施したほか、大阪・関西万博を訪問した。同月、エッテン国民議会副議長一行が訪日し、藤井外務副大臣への表敬を行い、大阪・関西万博を訪問した。5月から6月にかけて、アンリ大公、ベッテル副首相兼外務・対外通商相兼開発協力・人道問題担当相及びバックス防衛相兼交通・公共事業相兼ジェンダー平等・多様性相が訪日し、大阪・関西万博を訪問したほか、石破総理大臣は、アンリ大公と会談を行った。10月3日、アンリ大公からギョーム皇太子への譲位が行われ、ギョーム大公が即位された。

【バルト3国】

エストニア：3月、社会民主党との連立を解消し、改革党及びエストニア200党から成る第2期ミッハル政権が発足した。4月、NATO外相会合に出席するためベルギーを訪問中の岩屋外務大臣が、ツァフクナ外相と会談を行った。

ラトビア：5月、訪日したリンケービッチ大統領と石破総理大臣との間で会談が行われ、両首脳は、二国関係を戦略的パートナーシップとする共同声明を発出した。9月、訪日したブラジェ外相と岩屋外務大臣との間で会談が行われた。

リトアニア：6月、ナウセーダ大統領が訪日し、石破総理大臣と会談を行った。7月、パルツカス首相が辞任し、9月にルギニエネ首相が就任、社会民主党、ネムナスの夜明け及び農民・グリーン会派による連立政権が発足した。10月には、ウクライナ地雷対策会議2025出席のためブドリウス外相が訪日し、茂木外務大臣と外相会談を実施した。

アイルランド：7月、石破総理大臣は、訪日したマーティン首相との間で首脳会談を実施し、2027年の外交関係樹立70周年に向けて、サイバー分野を含む安全保障、経済、農業、デジタル、文化・人的交流など幅広い分野で具体的な協力を進め、両国関係を一層発展させていくことで一致した。同月、アイルランド政府が東京に新たな拠点を建設し、大使館、貿易・観光推進機関、イベント会場が集約されている複合施設である「アイルランドハウス・東京」が正式に開館した。

サンマリノ：サンマリノの国家元首として、4月にbronゼッティ執政とリーギ執政が就任し、5月3日の大阪・関西万博サンマリノ・ナショナルデーの際には、両執政が訪日した。

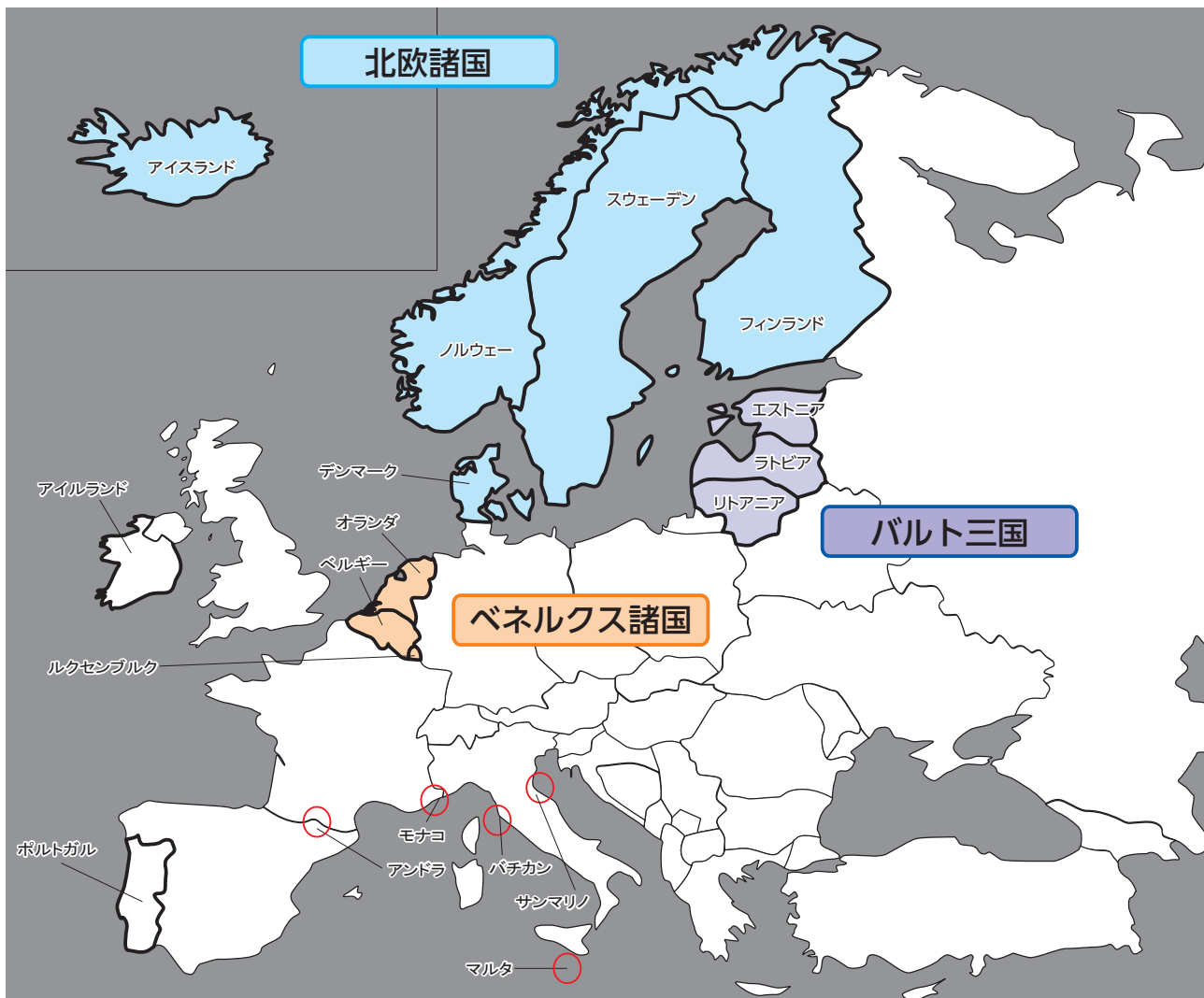
バチカン：4月21日にフランシスコ教皇が崩御し、同月26日にバチカン市国において執り行われた葬儀ミサには日本政府を代表して岩屋外務大臣が参列した。その後、コンクラベ（教皇選挙）の結果、5月8日にレオ14世が第267代ローマ教皇に選出され、同月18日にバチカン市国で新教皇就任式が執り行われ、日本政府を代表して麻生太郎衆議院議員が特派大使として参列した。

6月29日の大阪・関西万博バチカン・ナショナルデーの際、パロリン国務長官（首相に相当）が訪日し、石破総理大臣との間で2022年以來となる日・バチカン首脳会談を実施した。

ポルトガル：3月、政府はモンテネグロ政権に対する信任動議を議会に否決され総辞職し、レベロ・デ・ソウザ大統領は議会を解散した。5月の共和国議会総選挙では、与党・社会民主党（PSD）率いる民主同盟（AD）が第一党を維持したものの、右派勢力が躍進した。6月、PSD党首のモンテネグロ氏が首相に再任され、第2期モンテネグロ政権が発足した。5月5日、ロドリゲス文化相が大阪・関西万博ポルトガル・ナショナルデーに出席した。9月、10年ぶりのポルトガル首相訪日として、モンテネグロ首相が訪日した。石破総理大臣との首脳会談では、二国間関係を一層発展させていくことで一致するとともに、両国関係を戦略的パートナーシップとする共同声明を発出した。また、同首相に同行したランジェル外相は岩屋外務大臣と会談を行い、二国間関係のみならず、地域情勢や国際社会の諸課題についても連携していくことを確認した。

マルタ：2025年、日・マルタ外交関係樹立60周年を迎えた。7月、ポージュ副首相兼外務・観光相は、大阪・関西万博マルタ・ナショナルデー公式行事のために訪日し、林官房長官を表敬するとともに、藤井外務副大臣と会談した。ポージュ副首相及び藤井外務副大臣は、日・マルタ間のワーキング・ホリデー制度導入に係る口上書の交換を歓迎した。同制度は2026年1月1日から開始された。

モナコ：6月、藤井外務副大臣は、アルベール二世公及び同公妃と共に大阪・関西万博モナコ・ナショナルデー行事に参加するため訪日していたベロ＝アマデイ国務相代行兼対外関係・協力相と会談した。



【V4】

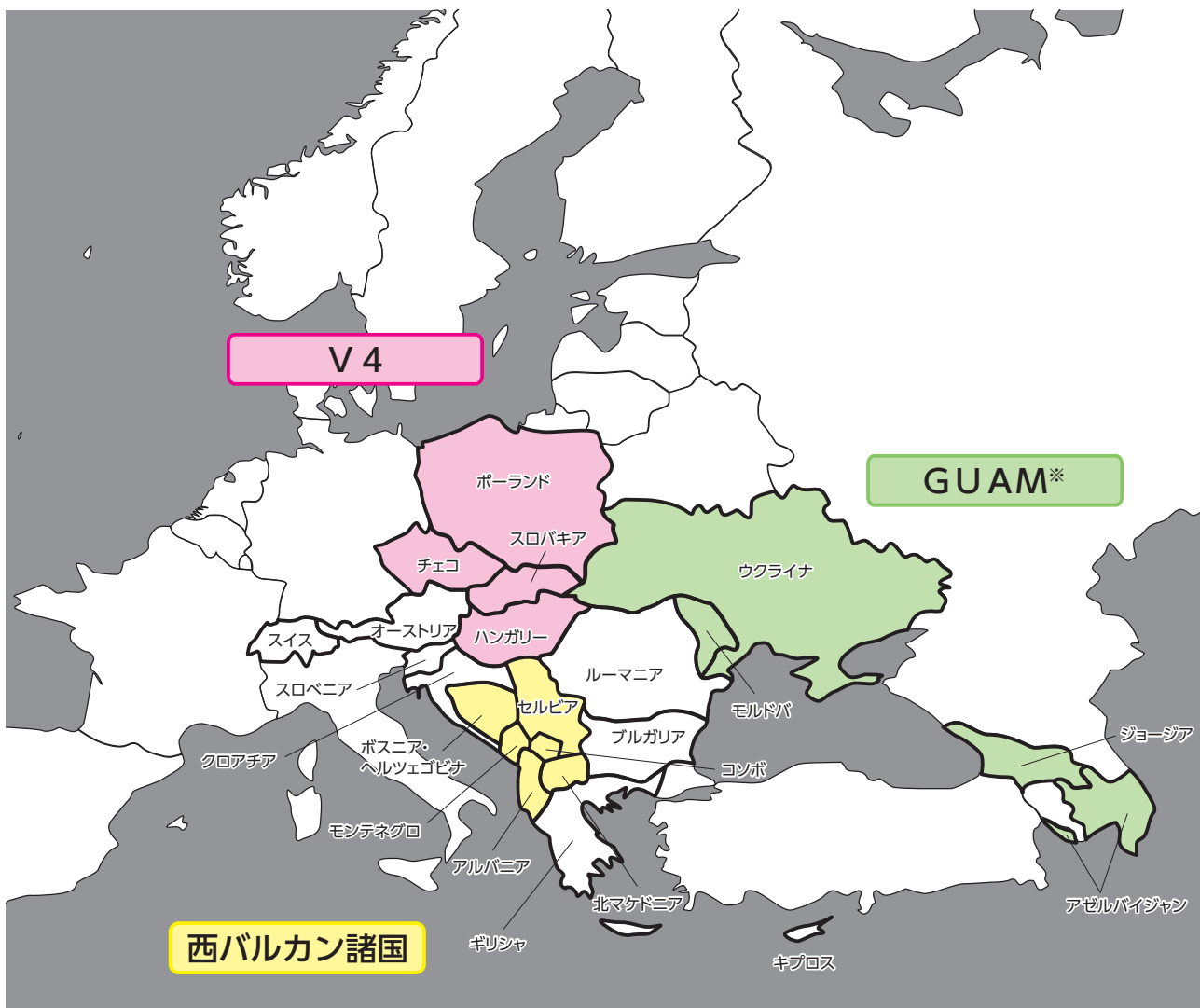
日本とV4各国（スロバキア、チェコ、ポーランド、ハンガリー）との二国間関係は長い歴史があり、伝統的に良好である。ウクライナの近隣国であり、同国を引き続き支援していく日本にとってV4との連携は重要である。2003年8月に「V4+日本」対話・協力を立ち上げて以降、同枠組みを通じて、幅広い分野で連携してきている。

スロバキア：9月に訪日したラシ国会議長は、関口昌一参議院議長及び額賀福志郎衆議院議長と会談した。同月の大阪・関西万博スロバキア・ナショナルデーの機会を捉えて訪日したペレグリニ大統領は石破総理大臣と会談した。

チェコ：2月、ヴィストゥルチル上院議長が参議院による招待で訪日し、関口参議院議長ら及び額賀衆議院議長と懇談を行ったほか、林官房長官と会談した。7月、パヴェル大統領が大阪・関西万博チェコ・ナショナルデー行事に出席するために訪日し、石破総理大臣との会談を実施した。また、10月、ウクライナ地雷対策会議に出席するためマリアン外務副相が訪日し、国光あやの外務副大臣と会談を行った。

ポーランド：※127ページ 2(7) ポーランド参照

ハンガリー：5月の大阪・関西万博ハンガリー・ナショナルデーの機会を捉えて訪日したシュヨク大統領は、石破総理大臣と会談した。9月、岩屋外務大臣は、3年連続で来日したシーヤールトー外務貿易相と外相会談を実施した。



※ GUAM：旧ソ連4か国（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ）により、民主主義の促進や安定的な経済発展を目的として設立。日本は2007年に「GUAM+日本」協力枠組みを創設し、外相級及び次官級の会合や、訪日招へい事業としてGUAM諸国の実務家・専門家などとのテーマ別ワークショップを実施してきた。

【西バルカン諸国】

西バルカン地域では、ボスニア・ヘルツェゴビナを構成する二つの主体（エンティティ）の一つであるスルブスカ共和国の分離主義的行動や、セルビア・コソボ間の関係正常化に向けた対話の停滞など、和平履行や民族間の対立についての懸念が依然として残っているものの、各国はEU加盟に向けた改革に取り組むなど、全体として、安定と発展に向けて進展した。このほか、2018年から日本が主導して取り組んでいる「西バルカン協カイニシアティブ」⁽¹⁸⁾の下、二国間協力としての西バルカン各国との二国間対話の促進、政府開発援助（ODA）による開発協力、日本企業進出支援や地域協力の促進・第三国との協力としての地域共通課題に対する知見共有や招へい事業を通じて、EU加盟を目指す西バルカン諸国の経済改革の支援、諸民族間の和解・協力を推進している。

北マケドニア：5月、ムツンスキ外務・貿易相が、大阪・関西万博に際し訪日し、藤井外務副大臣と会談した。

コソボ：6月、オスマニ大統領が大阪・関西万博に際し訪日し、石破総理大臣と会談した。

セルビア：7月、シューリッチ外相が訪日し、岩屋外務大臣と会談した。また、9月、プッチ大統領が大阪・関西万博に際し訪日し、石破総理大臣と会談した。さらに同月、日・セルビア投資協定の実質合意に至ったのち、12月に同協定に署名した。

モンテネグロ：5月、スパイッチ首相は、大阪・関西万博に際し訪日し、石破総理大臣と会談した。

キプロス：8月、玄葉光一郎衆議院副議長がキプロスを訪問し、ディミトリウ国会議長及びラウナ欧州担当相と会談を行った。

ギリシャ：10月、ウクライナ地雷対策会議に際し、スカルクス国際経済担当外務次官が訪日し、同会議で登壇した。また、12月、デンディアス国防相が訪日し、小泉進次郎防衛大臣及び国光外務副大臣と会談した。

クロアチア：7月、グルリッチ＝ラドマン外務・欧州相が、大阪・関西万博に際して訪日し、藤井外務副大臣と会談したほか、10月にはウクライナ地雷対策会議出席のため再度訪日し、茂木外務大臣と会談した。9月、プレニコビッチ首相が大阪・関西万博に際して訪日し、石破総理大臣と会談した。

スロベニア：6月、岩屋外務大臣は、訪日したファヨン副首相兼外務欧州相と会談を実施した。また、10月、ウクライナ地雷対策会議に際して訪日したガブリッチ外務欧州副相は、国光外務副大臣と会談を実施した。

ルーマニア：6月、額賀衆議院議長及び生稲晃子外務大臣政務官は、大阪・関西万博のルーマニア・ナショナルデー行事に参加するため訪日したアブルデアン上院議長とそれぞれ会談を実施した。

ブルガリア：4月、ドンチェフ副首相兼革新成長相が訪日し、大阪・関西万博の開会式に出席した。また、5月、石破総理大臣は、大阪・関西万博ブルガリア・ナショナルデー行事に参加するために訪日したラデフ大統領と会談を行い、両国関係を新たに「戦略的パートナーシップ」に格上げする「日・ブルガリア戦略的パートナーシップ構築に関する共同声明」に署名した。

オーストリア：2024年9月の国民議会選挙を受け、累次にわたる連立交渉を経て、2025年3月、国民党（中道右派）・社民党（中道左派）・NEOS（リベラル）による3党連立政権が発足した。二国間関係については、5月、ファン・デア・ベルン大統領が訪日し、石破総理大臣との会談を通じ、両国間の150年以上にわたる友好関係を再確認する機会となった。10月、兵庫県姫路市で「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第27回会合が開催され、AIや次世代エネルギーが地方創生に果たす役割について、両国間の有識者が率直な情報・意見交換が行われた。12月、「日・オーストリア社会保障協定」が発効し、両国間の人的交流や経済交流が一層促進されることが期待される。

スイス：大阪・関西万博を通じて要人往来が活性化した。4月にはリニカー国民議会（下院）議長が、8月にはカローニ全州議会（上院）議長が訪日し、衆・参両院との議員間交流が促進された。さらに、大阪・関西万博スイス・ナショナルデーを迎えた4月には、カシス外相が訪日し、外相会談を通じて、科学技術分野を始めとする二国間関係の多角的な発展及びウクライナ情勢を含む国際場裡における連携を強化することで一致した。

モルドバ：9月、石破総理大臣は、大阪・関西万博におけるモルドバ・ナショナルデーに参加するために訪日したレチェアン首相と会談し、モルドバの民主主義が守られることはかつてなく重要であり、日本としてモルドバの発展をできる限り支援すると表明するとともに、両首脳間で、同国の選挙の民主的な実施が地域の安定にとって重要との認識で一致した。

(18) 2018年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、EU加盟を目指す西バルカン諸国（アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロ）との協力を進める「西バルカン協カイニシアティブ」を発表し、青年交流、経済交流などの分野で西バルカン地域全体との協力を促進した。

コラム

COLUMN

12年ぶりのコンクラーベと教皇レオ14世の誕生

在バチカン日本国大使館

教皇フランシスコは、3月、肺炎を患い入院していたローマ市内の病院を退院され、キリストの復活を祝う4月20日、復活祭（イースター）のミサで信者を祝福するため公に姿を見せましたが、翌21日朝、容態が急変し崩御しました。

バチカンは、世界一面積が小さな国として知られていますが、4月26日にサンピエトロ広場で開催された葬儀には、世界中から、トランプ米国大統領を始め、カトリック教国であるスペインのフェリペ6世国王、教皇の出身国であるアルゼンチンのミレイ大統領、イタリアのマッタレラ大統領、ウクライナのゼレンスキー大統領等の国家元首65人を含む160以上の代表団が参集しました。日本からは岩屋外務大臣が参列し、ルーラ・ブラジル大統領、タヤーン・イタリア外務・国際協力相、グテーレス国連事務総長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長ほかとの間で弔問外交が行われました。

5月7日から新教皇を選出するための教皇選挙（コンクラーベ）が、12年ぶりにシスティーナ礼拝堂で開催されました。翌8日、プレヴォスト枢機卿（司教省長官）が米国出身初の教皇として選出され、教皇レオ14世と名乗りました。

5月18日、教皇レオ14世の就任式ミサがサンピエトロ広場で開催され、32人の国家元首を含む140以上の代表団が参集しました。日本からは麻生太郎元総理大臣（衆議院議員）が特派大使として参列し、新教皇となったレオ14世に謁見し、直接祝意を述べたほか、マッタレラ・イタリア大統領、ヴァンス米国副大統領、メルツ・ドイツ首相、カーニー・カナダ首相等と懇談しました。教皇崩御から新教皇の就任に際する一連のバチカン行事において、日本のプレゼンスを示すことができました。

このように、バチカンを舞台とする教皇の交代劇と各国の代表がバチカンにはせ参じる姿は、世界に14億人と言われるカトリック教徒を始め、世界中のメディアの注目の的となり、バチカンが世界最小国というだけではない存在感を示す国であることが改めて認識されました。

教皇レオ14世は、改革派と言われた前教皇フランシスコの対外政策を引き継ぐ意向を示しつつも、カトリック教会の伝統にも配慮する姿勢も見せており、カトリック教会内の一致を重要な使命と捉えています。

バチカンは、人の命を守る、人権を尊重するというカトリック教義から、人工中絶反対、死刑反対、移民への人道的な扱いなどを主張しています。また、争いのあるところには平和を呼びかける、AI倫理の策定やアフリカを中心とする開発途上国支援にも積極的であるなど、日本の外交政策と考えが共通する部分もあります。日本は、今後、教皇レオ14世率いる新体制のバチカンと協働し、国際社会の平和と安定に貢献していきます。



コンクラーベで新教皇に選出された教皇レオ14世
(5月9日、バチカン 写真提供：©Vatican Media)



教皇レオ14世に祝意を伝える麻生特派大使
(5月18日、バチカン)

第6節

ロシア・ベラルーシと
中央アジア・コーカサス

1 概観

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は2025年も継続したが、米国におけるトランプ新政権発足後、様々な動きが見られた。米国が仲介努力を進める中、ロシア・ウクライナ間の直接交渉が約3年ぶりに実施された。また、米露間の首脳・外相を含む様々なレベルでのやり取りが行われ、8月には約4年ぶりとなる対面での米露首脳会談が米国・アラスカで実施された。一方、事態の終結に向けた具体的な打開は見られていない。

ロシアは欧州との関係が引き続き極めて限定的な中で、中国、北朝鮮や、インドなどのグローバル・サウスと呼ばれる開発途上国・新興国との一層の連携強化を模索した。特に、ロシアが対ドイツ戦勝利80周年記念式典に習近平中国国家主席を主賓として招待するとともに、グローバル・サウス諸国を始めとする多数の首脳を招待したことや、北朝鮮との軍事協力を含む一層の連携強化、4年ぶりとなるプーチン・ロシア大統領のインド訪問などが特筆される。ロシアは中国と共に、多極的な世界秩序を構築すると強調している。

ベラルーシは、ロシアの戦術核兵器や新型中距離弾道ミサイル「オレシュニク」のベラルーシへの配備に言及するなど、ロシアと協力する姿勢を維持している。一方、米国との関係では、8月にはルカシェンコ・ベラルーシ大統領とトランプ米国大統領が初めての電話会談を実

施し、米国が対ベラルーシ制裁を一部解除するなどの変化も見られた。

中央アジア・コーカサス諸国については、歴史的、経済的にロシアと密接な関係にある中で、ロシアによるウクライナ侵略に対し、中立的な立場を維持する姿勢を示している（ウクライナ支持を表明しているジョージアを除く。）。一方、エネルギーを始めとする貿易品目の輸送路やロシアへの出稼ぎ労働者からの送金などへの影響が生じており、対応に苦慮している。

こうした状況の中で、中央アジア・コーカサス諸国に対する国際社会の注目が集まっている。中央アジア地域については、2025年に欧州連合（EU）、イタリア、中国、ロシア、米国が中央アジア諸国との首脳会合を開催する中、日本は12月に、中央アジア諸国との協力枠組みである「中央アジア+日本」対話の初めての首脳会合を東京で開催した。

コーカサス地域については、アゼルバイジャンとアルメニアの間で、8月、トランプ米国大統領の立会いの下、30年以上にわたる紛争を終結させるための和平に向けた共同宣言が両国首脳によって署名されるなどの進展が見られた。一方、ジョージアについては、2024年11月に同国政府がEU加盟プロセスを2028年末まで開始しないと発表し、EUとの間で緊張関係が続いている。

2 ロシア・ベラルーシ

(1) ロシア情勢

ア ロシア内政

ロシアによるウクライナ侵略（ロシア側は「特別軍事作戦」と呼称。以下「作戦」）が3年を超える中、引き続きプーチン大統領の支持率は高水準で推移するとともに、「作戦」に関連する施策が見られた。

ウクライナ侵略に従事する者を確保するための取組として契約兵の雇用が継続されるとともに、徴兵に関する事務を合理化するため、これまで春と秋の年2回実施されていた定期徴兵の通年化が決定された。また、平時において、国内施設の防衛のために一定の国民を特別召集できる法律が制定された。

9月に行われた統一地方選挙では、地方自治体レベルを中心に、「作戦」参加者が数多く擁立された。特に政権与党「統一ロシア」から擁立された「作戦」参加者が800人以上当選し、これは前年比の2倍以上となった。

また、政権による言論・報道の自由に対する規制が継続されている。9月には、「過激主義的なコンテンツ」の検索に罰金を科すこと等を内容とする連邦法が発効した。加えて、8月以降、ロシア国内で広く使用されてきた外国製メッセージング・アプリの一定の機能に制限が課される一方、国産メッセンジャー・サービス「MAX」の使用が推奨されている。

イ ロシア外交

ウクライナとの停戦の仲介に意欲を示していたトランプ米国大統領の就任後、5月には2022年以来となるロシアとウクライナの直接協議が、イスタンブール（トルコ）で実現した（その後、6月及び7月にもイスタンブールで二国間の協議が行われた。）。捕虜交換、遺体交

換等が実現したものの、和平に関する立場の相違が埋まることはなかった。

ロシアによるウクライナ侵略開始以降、ハイレベルでの対話がほぼ途絶えていた米国との関係では、トランプ政権発足後、首脳、外相を含む様々なレベルでの対話が数多く実施された。8月には、アラスカ（米国）で米露首脳会談が実現したが、その後もロシア側は、ウクライナ情勢の解決には「根本原因」を除去すべきとの従来の立場を繰り返し、事態の終結に向けた具体的な打開は見られていない。10月、米国は、トランプ政権2期目初となるロシアへの直接的な制裁としてロシアの石油大手2社に対する追加の制裁を導入した。

また、9月、プーチン大統領は、米露間の新戦略兵器削減条約（新START）の数量制限を2026年2月の期限到来後から更に1年間遵守する用意があると発言したが、米国側から同条約の延長に向けた公式な反応は見られなかった。同条約は期限を満了し、失効した。また、10月には、ロシアは原子力巡航ミサイル「ブレイヴェスニク」、原子力無人潜水兵器「ポセイドン」の実験成功や、11月には、新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）「サルマト」の26年の実戦配備を発表するなどの動きが見られた。

欧州諸国との関係では、EUは、石油プライス・キャップ制度（上限価格措置）⁽¹⁾の上限価格引き下げ、「影の船団」⁽²⁾への対応強化、2027年1月以降のロシア産液化天然ガス（LNG）の輸入禁止など、ロシアに対する制裁を強めている。2025年には複数の北大西洋条約機構（NATO）加盟国でロシア軍機による領空侵犯及びロシアの関与が疑われるドローンによる領空侵犯があったことを関係国が発表している。

ロシアは、中国、北朝鮮や、インドなどのグ

(1) 一定の価格を超えるロシア産原油等の海上輸送等に関連するサービスを禁止し、一定の価格以下のロシア産原油等の海上輸送等に関連するサービスは禁止の対象外とする措置

(2) 「影の船団」(Shadow Fleet) とは、制裁、安全・環境規制、保険費用の回避、その他の違法活動を目的として違法な運航に従事する船舶を指す(2023年12月IMO決議A.1192 (33) para.1)。

ローバル・サウス諸国との連携強化を引き続き模索している。また、プーチン大統領は、BRICS⁽³⁾、上海協力機構（SCO）⁽⁴⁾等多国間枠組みの国際社会における重要性を繰り返し強調している。

ロシアは5月、対ドイツ戦勝利80周年を記念する軍事パレードを、アフリカや中南米を含む多くの外国首脳級の参加を得て実施した。習近平国家主席は主賓として出席した。中露首脳会談後に発表された首脳共同声明では、戦後80周年を機に両国の歴史的貢献を主張する記述が多く見られた。8月末から9月にかけては、プーチン大統領が中国を訪問し、中露首脳会談を行うとともに、「中国人民抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利80周年記念大会」に出席し、プーチン大統領と習近平国家主席、金正恩委員長^{キムジョンウン}の3人が並び立つ姿を示した。

軍事面では、中露海軍が8月1日から5日に日本海で共同演習「海上協力—2025」を実施し、その終了後に中露海軍艦艇が日本海及び太平洋で共同航行を実施した。12月9日には中露の爆撃機が東シナ海及び太平洋で共同飛行を実施した。中露の軍事的連携の強化については、日本の安全保障の観点から、引き続き重大な懸念を持って注視していく必要がある。

北朝鮮との関係については、4月末、露朝双方が、2024年8月からウクライナが進攻していたロシア・クルスク州における戦闘に北朝鮮兵士が参加したことを公表した。また、北朝鮮は、ロシアに弾道ミサイルや弾薬を提供しており、その見返りとして、ロシアの核・ミサイル関連技術が北朝鮮に移転するおそれも深く懸念される。ハイレベルの会談も引き続き行われ、首脳間では、8月の露朝首脳電話会談に続き、9月には北京（中国）で首脳会談が行われ、プーチン大統領が両「国」関係は同盟的な性格を持つに至ったと発言した。

インドとの関係については、12月、プーチン大統領が4年ぶりにインドを訪問した。

ウ ロシア経済

ウクライナ侵略開始以降、ロシアの国防費は国家予算の大きな割合を占めている。2026年の政府予算においては、3年にわたってみられた大幅な国防費の拡大はなく、ウクライナ侵略以降初めて国防費の額面が前年を下回ったものの、引き続き予算全体の約3割を占めており、国家予算を圧迫している。財政赤字も拡大しており、政府は国防・安全保障に充てるとして2026年には付加価値税の税率を20%から22%に引き上げるなどの増税を予定している。

国内の経済成長には鈍化も見られる。2024年には4%を超えていた実質GDP成長率について、ロシア経済発展省は9月、2025年の予測を前年比2.5%増から1%増と下方修正した。また、製油所に対するウクライナのドローン攻撃の頻発や季節的な需要増を背景に、ガソリン及びディーゼルの不足が懸念され、政府はガソリン輸出の全面的な禁輸措置や取引制限の延長などの対策を行った。

制裁により、欧州へのエネルギー輸出は大幅に減少したが、中国を始めとするロシアの友好国は引き続きロシア産エネルギーの輸入を継続している。トランプ米国大統領は8月、ロシアからの石油輸入を理由に、インドに対し、25%の追加関税（いわゆる「二次関税」）を課し、また10月にはロシアへの直接的な制裁としてはトランプ政権初となるロシアの石油大手2社に対する制裁を導入した。欧米諸国が輸出管理を強化する中、ロシアは輸入代替を進めつつ、友好国を通じた迂回輸入^ウを継続するなど引き続き制裁回避策を講じている。

国内の労働力不足や西側先端部品へのアクセス制限などは、中長期的にロシア経済の成長に

(3) BRICS：ブラジル、ロシア、インド、中国及び南アフリカなどの国々から構成されるグループ。2006年にブラジル、ロシア、インド、中国で初の外相会合、2009年に初の首脳会合を開催。2011年に南アフリカが参加したことで、名称が現在のBRICSになった。2024年からエジプト、エチオピア、アラブ首長国連邦、イラン、2025年にはインドネシアが加盟。また、2024年10月の首脳会合では「BRICSパートナー国」という新たなカテゴリーが創設され、2025年1月にベラルーシ、ボリビア、カザフスタン、キューバ、マレーシア、タイ、ウガンダ、ウズベキスタン及びナイジェリア、同年6月にはベトナムのパートナー国入りを公表した。

(4) SCO：Shanghai Cooperation Organization

影響を及ぼす可能性がある。

(2) 日露関係

ア 総論

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、日露関係にも深刻な影響を及ぼし続けている。日本は、一日も早くウクライナの公正かつ永続的な平和を実現するため、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、厳しい対露制裁措置を実施するなどの取組を進めてきている。同時に、日露が隣国として解決しなければならない懸案事項が山積しており、何が日本の国益に資するかという観点から適切に対応してきている。今後も引き続き、ロシア側と適切に意思疎通をしていく必要がある。

漁業分野では、日本政府は、ロシアによるウクライナ侵略以降も、日本の漁業活動に係る権益の維持・確保のためロシアとの協議を行ってきており、2025年も、日ソ地先沖合漁業協定や日ソ漁業協力協定（さけ・ます協定）に基づく操業が行われたほか、民間取決めである貝殻島昆布協定に基づく操業も行われた。一方、北方四島周辺水域操業枠組協定⁽⁵⁾については、日本側からの度重なる働きかけにもかかわらず、ロシア側が同協定に基づく政府間協議の実施に応じておらず、同協定の下での操業の再開には至っていない。

安全保障に係る問題では、2024年9月にロシア軍機が北海道礼文島^{れぶん}北方の日本の領海の上空において3度にわたり領空侵犯したことを受け、日本政府は、ロシア政府に極めて厳重に抗議を行うとともに、原因究明と再発防止を求めてきている。また、中露両国の軍が日本周辺で共同行動を継続していることに対して、ロシア政府に重大な懸念を伝達してきている。

文化・人的交流の分野では、ロシアの市民社会、特に若い世代との接点を維持し、ロシアの市民に国際的な視点を持つ機会を提供すること

は重要であるとの考えから、日本政府は、国費留学生の受入れやロシアにおける日本語教育など、適切な範囲で事業を実施している。

日本センターは、設立から30年以上が経過し、ロシア国内や日露関係を取り巻く状況にも大きな変化が見られる中で、総合的な判断として、その歴史的な役割を十分に果たしたとの考えから、2025年8月、日本政府は事業の終了及び閉鎖を決定した。なお、閉鎖の決定を行うに際しては、同年1月のロシア政府による日本センターに係る日露政府間覚書の適用終了に関する一方的な決定も重要な考慮要素となった。

イ 北方領土問題と平和条約締結交渉

日露関係にとって最大の懸案は北方領土問題である。北方領土は日本が主権を有する島々であり、日本固有の領土であるが、現在ロシアに不法占拠されている。北方領土問題は戦後80年を経過した今も未解決のままとなっており、日本政府として、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきた⁽⁶⁾。

しかしながら、2022年3月、ロシア政府は、ロシアによるウクライナ侵略に関連して日本が行った措置を踏まえ、平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、北方四島における共同経済活動に関する対話から離脱するなどの措置を発表した。また、同年9月、ロシア政府は、自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を停止するとの政府令を発表した。

現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられず、政府として、ロシア側に強く抗議してきている。

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にあるが、引き続き、北方四島

(5) 北方四島周辺水域における日本漁船の操業等に関する協定

(6) 北方領土問題に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html>



の帰属の問題を解決して平和条約を締結することが日本政府の方針である。

また、四島交流等事業⁽⁷⁾については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の悪化により、2020年以降実施できていない。四島交流等事業の再開は、日露関係における最優先事項の一つである。御高齢となられた元島民の皆様の切実な思いを踏まえれば、北方墓参の再開はすぐれて人道的な問題であり、政府としては、今後引き続き、ロシア側に対して、様々な機会を捉えて、北方墓参の再開を粘り強く求めている。

北方四島及びその周辺海域でのロシアの軍事演習を含む軍備強化に向けた動きについては、これら諸島に関する日本の立場に反するものであり、受け入れられないとしてロシア側に抗議している。

日露経済関係

日本は、ロシアによるウクライナ侵略以降、ロシアとの経済分野における協力に関する政府事業については当面見合わせ、ロシアに対して厳しい対露制裁を課すとの方針をとっている。

こうした中、日露間の貿易は、侵略開始前と比べ大幅に縮小した。2025年1月から12月の日露間の貿易は約1兆1,951億円で、侵略開始前の2021年同期比で50.5%の減少となった（同期間の日露間の貿易額は、約2兆4,139億円）。このうち、ロシアから日本への輸入額は2021年同期比で46.6%減少し（特に石炭）、また、日本からロシアへの輸出額も2021年同期比で57.5%減少した（出典は全て財務省貿易統計）。

対露制裁に関しては、日本は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙には高い代償が伴うことを示すため、G7を始めとする国際社会と連携し、ロシアの政府関係者・軍関係者を含むロシア及び被占領地の個人・団体などに対する制裁、銀行の資産凍結などの金融分野での制裁、輸出入

等禁止措置などの厳しい対露制裁を維持・強化してきている。また、日本を含むG7などの同志国は、ロシアのエネルギー収入を減少させつつ、国際的な石油価格の安定化を図ることを目的に、2022年12月からロシア産原油、2023年2月からはロシア産石油製品に係るプライス・キャップ制度を導入している。さらに、2023年12月からは、制裁の実効性を確保することが重要であるとの観点から、日本政府は、制裁の迂回・回避への関与が疑われる第三国の団体に対する制裁措置も導入してきている。

2025年においても、日本は対露制裁を継続するとの基本方針を維持し、1月及び9月に追加制裁を導入した。これらの措置には、制裁の迂回・回避への関与が疑われる第三国の団体や、ロシアのウクライナ侵略を支えるための露朝協力に関与した個人・団体などに対する追加制裁措置が含まれる。9月には、日本は同志国と足並みを揃える形で、ロシア産原油に係るプライス・キャップ制度の上限価格の引下げを実施した。

エネルギー分野については、日本政府は、石炭・石油を含め、ロシアのエネルギーへの依存状態から段階的に脱却する方針であり、国民生活や事業活動への悪影響を最小化する方法でそのステップをとっていくこととしている。ただし、ロシアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、「サハリン2」については、中長期的な安定供給を確保する観点から、日本のエネルギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針をとっている。

(3) ベラルーシ情勢

ベラルーシは、ロシアによるウクライナ侵略において参戦はしていないが、侵略当初に自国領域の使用を通じてロシアの軍事行動を支援したことを受け、欧米諸国は対ベラルーシ制裁を強化し、日本も制裁を導入している。

内政では、1月の大統領選挙でルカシェンコ大統領が7選目を果たした。選挙では反政権の

(7) 北方墓参、自由訪問、四島交流訪問・受入れ（患者受入れ、専門家交流含む。）を指す。

候補者は立候補を認められず、欧州安全保障協力機構（OSCE）選挙監視団の派遣も実現せず、欧州諸国は民主的な手続の欠如などの問題点を指摘した。

外交では、ルカシェンコ大統領は、プーチン大統領と頻りに会談し、ロシアとの緊密な関係を維持している。9月にロシアとの共同軍事演習「ザープド2025」を実施、ロシアの戦術核兵器及び新型中距離弾道ミサイル「オレシュニク」の運用訓練を行ったと公表するなど、西側諸国を牽制する動きを見せている。

また、ルカシェンコ大統領による2025年の2回の中国訪問、崔善姫北朝鮮外相のベラルーシ訪問など、ロシアと近い国や地域との関係を

強化する動きも見られた。その一方、8月、ルカシェンコ大統領はトランプ米国大統領と初めて電話会談を実施した。米国との交渉等の結果、ベラルーシ政府による日本人を含む多くの外国人拘束者の解放が複数回実現し、米国が制裁を一部解除するなど、米国との関係に変化も見られた。

2021年に始まった中東・アフリカ諸国からの非正規移民によるベラルーシから周辺国への不法越境の試みは、規模は縮小したものの継続している。またベラルーシ側からの気球の飛来により複数回の空港閉鎖を余儀なくされたことを受け、リトアニアが10月にベラルーシとの国境を一時封鎖する事案もあった。

■ ロシア、中央アジア、コーカサスに関する主要な枠組み



〈注〉

- ※1 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- ※2 ウズベキスタンは2012年にCSTOへの参加停止を決定
- ※3 イランは2023年にSCOに正式加盟
- ※4 アルメニアは2024年にCSTO参加凍結を表明
- ※5 ベラルーシ、カザフスタン、ウズベキスタンは2025年1月からBRICSの「パートナー国」

〈略語解説〉

- CIS (Commonwealth of Independent States) : 独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization) : 集団安全保障条約機構 (6)
- EAEU (Eurasian Economic Union) : ユーラシア経済同盟 (5)
- SCO (Shanghai Cooperation Organization) : 上海協力機構 (10)

3 中央アジア・コーカサス諸国

(1) 総論

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レアメタルなどの豊富なエネルギー・鉱物資源を有する。また、中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全体の安定は、テロとの闘い、薬物対策といった国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく上でも高い重要性を有してきた。

ロシアによるウクライナ侵略を受け、歴史的、経済的にロシアと密接な関係にある中央アジア・コーカサス諸国はそれぞれに慎重な対応を迫られている。中央アジア・コーカサス諸国は、ウクライナ侵略関連の国連総会決議に対しては、ウクライナ支持を表明しているジョージアを除き棄権又は不投票であり、多くの国は対外的に立場を明確にしない対応をとっている。一方、日本と中央アジア5か国は、「中央アジア+日本」対話の枠組みなどを含む様々な機会を捉えて全ての国の独立、主権及び領土一体性、紛争の平和的解決といった国連憲章やその他の国際法を堅持する重要性について一致している。

日本と中央アジア・コーカサス諸国は伝統的に友好的な関係を維持してきた。日本は、ソビエト連邦解体に伴う同諸国の独立後、いち早く外交関係を樹立し、ハイレベルの対話や経済協力などを通じて中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化するための取組を続けている。

また、現下の国際情勢を踏まえ、中央アジアと欧州を結ぶ輸送路である「カスピ海ルート」の重要性について、中央アジア・コーカサス諸国及び欧米各国の注目が高まっている。日本も同地域の域内外の連結性強化に着目し、通関の迅速化による物流の円滑化促進などの経済協力

を推し進めている。

近年、中央アジア諸国及び周辺国の間では、地域協力の推進に向けた動きが活発化している。2025年には、上海協力機構（SCO）首脳会合（8月）、独立国家共同体（CIS）⁽⁸⁾首脳会合（10月）、集団安全保障条約機構（CSTO）⁽⁹⁾首脳会合（11月）、など、中央アジア諸国の首脳が出席する会合が多数行われた。また、キルギスとタジキスタンとの間では、旧ソ連崩壊後未画定であった国境に関する両国政府間の建設的な対話を通じた長年の交渉が結実し、3月に国境に関する条約が署名された。

アルメニアとアゼルバイジャンの間では、8月、両国首脳が、トランプ米国大統領の立会いの下、30年以上にわたる紛争を終結させるための和平に向けた共同宣言に署名した。これを受けて、日本は、同宣言の署名を歓迎する外務大臣談話を発出し、トランプ大統領を始めとする米国の仲介努力を高く評価するとともに、同文書の署名が、和平の達成、ひいては両国間の紛争の最終的な解決につながり、コーカサス地域に恒久的な平和と繁栄がもたらされることへの期待を表明した。ジョージアは、EU・NATO加盟を外交の優先課題としており、2023年12月に欧州理事会によりジョージアに対してEU加盟候補国のステータスが付与されたものの、2024年11月、コバヒゼ首相はEU加盟プロセスを2028年末まで開始しないと発表した。これを受けてEU加盟を支持する市民などが大規模な抗議活動を開始し、治安部隊との衝突により、多くの逮捕者や負傷者が発生した。日本は、かかる事態への懸念を表明するとともに、ジョージア政府に対して事態悪化を回避するため自制を促すとともに、国民の理解が得られるようジョージア政府が建設的な対応をとり、事態の早期沈静化を望むとの外務報道官談話を発

(8) CIS : Commonwealth of Independent States

(9) CSTO : Collective Security Treaty Organization

表した。なお、南オセチア及びアブハジアをめぐる問題が存在し、ジョージアはロシアと外交関係を断絶している。

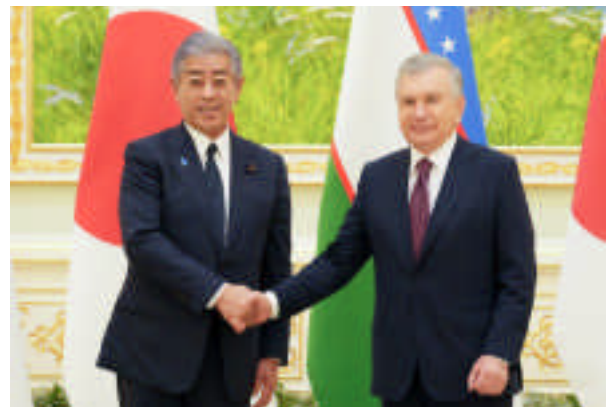
(2) 中央アジア諸国

中央アジア諸国は、日本にとって自由で開かれた国際秩序を維持・強化するパートナーであり、日本は、中央アジアの平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進している。

日本は2004年、中央アジアの発展には地域間の協力が不可欠であるとの認識から「中央アジア+日本」対話（CA+JAD：Central Asia plus Japan Dialogue（カジャッド））の枠組みを立ち上げ、日本が触媒となり、中央アジア諸国が主体となった域内協力を促進している。日本と中央アジア諸国との間で、これまでオンラインを含め10回の外相会合のほか、政府関係者による高級実務者会合（SOM）やビジネス対話に加え、薬物対策・国境管理、観光等をテーマとした専門家会合、中央アジア・コーカサスとの連結性等をテーマとした東京対話（有識者による公開シンポジウム）を実施するなど、政治や経済、人的交流を始めとする様々な分野での協力を促進してきた。また、2025年2月には、外務省は中央アジア5か国の法執行当局関係者を日本に招待し、「中央アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」を開催し、国際テロ対策における連携を確認した。

近年、国際社会においても中央アジア諸国との関係強化への関心が高まっており、米国、EU、湾岸協力理事会（GCC）⁽¹⁰⁾、中国、ロシア、インド、ドイツ、イタリアが中央アジア諸国との首脳会合を開催する中、日本は2025年12月、「中央アジア+日本」対話の首脳会合を初めて開催した（149ページ コラム参照）。6か国の首脳は、同首脳会合において中央アジアの産業高度化・多角化を後押しする互惠関係のための「CA+JAD東京イニシアティブ」を

立ち上げ、「グリーン・強靱化」^{じん}、「コネクティビティ（連結性）」、「人づくり」を重点協力3分野とした共同宣言（東京宣言）を採択した。同首脳会合の開催に先立ち、1月から2月にかけて長島昭久内閣総理大臣補佐官が総理特使として中央アジア5か国を訪問し、各国外相等との会談やカザフスタン及びウズベキスタンの大統領表敬において、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に向けた協力や二国間関係等について意見交換を行った。また、8月には岩屋外務大臣がカザフスタン及びウズベキスタンを訪問し、「中央アジア+日本」対話・首脳会合を早期に開催することで一致した。今後も、ハイレベルの対話などを通して中央アジアとの関係を強化していく。日本とウズベキスタンとの関係では、8月のウズベキスタンの大阪・関西万博のナショナルデーに併せてウメロヴァ大統領府創造経済・観光局長が訪日した。さらに、同月、岩屋外務大臣がウズベキスタンを訪問し、サイドフ外相と両国間で初めてとなる外相戦略対話を実施したほか、ミルジヨーエフ大統領表敬等を行った。外相戦略対話においては、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の早期開催に向けた協力や二国間関係等について協議を行い、会談後には、両外相により第1回外相戦略対話共同コミュニケが署名されたほか、無償資金協力「人材育成奨学計画」及び「スルハンダリア州におけるアフガニスタン人を含む脆弱



岩屋外務大臣によるミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領への表敬（8月27日、ウズベキスタン・タシケント）

⁽¹⁰⁾ GCC（Gulf Cooperation Council）：1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。防衛・経済を始めとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

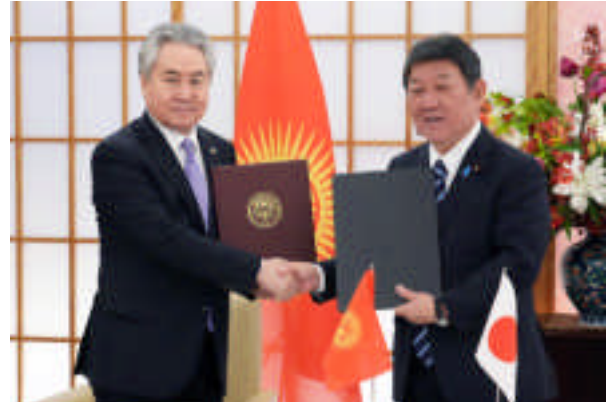


岩屋外務大臣によるトカエフ・カザフスタン大統領への表敬
(8月25日、カザフスタン・アスタナ)

層の自立支援計画」に関する書簡の署名・交換が行われた。12月には、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に出席するために訪日したミルジョエフ大統領と高市総理大臣による首脳会談が実施され、成果として両国間の「次世代のための拡大された戦略的パートナーシップに関する共同声明」が発表されたほか、同対話・首脳会合に先立って円借款「畜産振興・家畜衛生強化計画」に係る交換公文の署名・交換が行われた。

カザフスタンとの関係では、3月にヌルトレウ・副首相兼外相が外務省賓客として訪日し、岩屋外務大臣との会談のほか、石破総理大臣及び林芳正官房長官を表敬した。また、8月のカザフスタンの大阪・関西万博のナショナルデーに併せてシャッカリエフ貿易・統合相が訪日した。さらに、同月に岩屋外務大臣がカザフスタンを訪問し、トカエフ大統領表敬等を行ったほか、ヌルトレウ副首相兼外相と外相会談を実施し、両外相により、無償資金協力「経済社会開発計画」(核実験被害者支援：医療機材の供与)に係る交換公文の署名・交換が行われた。12月には、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に出席するために訪日したトカエフ大統領と高市総理大臣による首脳会談が実施され、成果として「将来に向けた拡大された戦略的パートナーシップの更なる相乗効果に関する共同声明」が発表されたほか、航空協定締結に向けた協議を開始することで一致した。

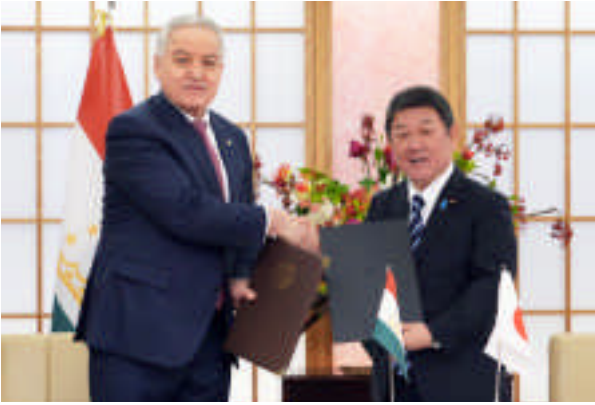
キルギスとの関係では、6月のキルギスの大阪・関西万博のナショナルデーに併せてバイサ



日・キルギス外相会談 (12月19日、東京)

ロフ内閣副議長が訪日した。12月には、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に出席するために訪日したジャパロフ大統領と高市総理大臣による首脳会談が実施され、成果として「互恵的な協力を共創するための関係の更なる発展に関する共同声明」が発表された。また、同行したクルバエフ外相と茂木外務大臣との間で会談が行われ、この機会に「日本国外務省とキルギス共和国外務省の間の協力に関するプログラム(2026-2027)」及び日・キルギス租税協定への署名が行われた。

タジキスタンとの関係では、5月に藤井外務副大臣がドゥシャンベで開催された「氷河保全に関するハイレベル国際会議」に日本政府を代表して出席するとともに、ムフリッディン外相を始めとする政府要人と会談を実施し、二国間関係等について意見交換を行った。6月のタジキスタンの大阪・関西万博のナショナルデーに併せてホリクゾダ第一副首相が訪日した。また、同月に東京で、日・タジキスタン経済・技術・科学協力政府間委員会第3回会合が開催された。12月には、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に出席するために訪日したラフモン大統領と高市総理大臣による首脳会談が実施され、成果として「互恵的な協力を共創するための関係の更なる発展に関する共同声明」が発表された。また、同行したムフリッディン外相と茂木外務大臣との間で外相会談が行われ、この機会に「日本国外務省とタジキスタン共和国外務省の間の協力に関するプログラム(2026-2028)」及び日・タジキスタン投資協定への署



日・タジキスタン外相会談(12月19日、東京)



日・トルクメニスタン首脳会談
(12月20日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

名が行われた。

トルクメニスタンとの関係では、大阪・関西万博における最初のナショナルデーとなったトルクメニスタン・ナショナルデーに併せて、4月、ベルディムハメドフ大統領が訪日し、石破総理大臣と首脳会談を行い、友好と相互信頼に基づく互恵的なパートナーである両国の関係深化に向けて、緊密に連携していくことを確認し、会談の成果として共同プレスリリースが発表された。また、11月に日・トルクメニスタン租税条約が発効した。12月には、「中央アジア+日本」対話・首脳会合に出席するために再

度訪日したベルディムハメドフ大統領と高市総理大臣による首脳会談が実施され、成果として共同プレスリリースが発表された。

(3) コーカサス諸国

コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつなぐゲートウェイ（玄関口）としての潜在性と国際社会の平和・安定に直結する地政学的重要性を有している。日本は、2018年に（ア）国造りを担う人造り支援（人材育成）及び（イ）魅力あるコーカサス造りの支援（インフラ支援及びビジネス環境整備）の2本柱から成る「コーカサス・イニシアティブ」を発表し、これに沿った外交を展開している。

アゼルバイジャンとの関係では、6月のアゼルバイジャンの大阪・関西万博のナショナルデーに併せてアラクバロフ大統領補佐官が訪日した。同補佐官は、伊東良孝国際博覧会担当大臣及び長島内閣総理大臣補佐官とそれぞれ面会を行い、二国間関係の一層の強化に向けた議論が行われた。

アルメニアとの関係では、石破総理大臣は、9月の大阪・関西万博のナショナルデーに併せて訪日したパシニャン首相との間で首脳会談を実施し、アルメニアとアゼルバイジャンとの和平に向けた共同宣言が署名されたことなどを歓迎し、和平の達成への期待が表明された。また、12月には日・アルメニア租税条約が発効した。

ジョージアとの関係では、12月、河合純一スポーツ庁長官がゴゴラゼ・スポーツ相の表敬を受け、スポーツを通じた両国間の連携に関し意見交換を行った。

コラム

COLUMN

「中央アジア+日本」対話・首脳会合

12月20日、東京において、「中央アジア+日本」対話（CA+JAD）¹の初めての首脳会合が開催されました。同会合には、高市総理大臣の議長の下、トカエフ・カザフスタン大統領、ジャパロフ・キルギス大統領、ラフモン・タジキスタン大統領、ベルディムハメドフ・トルクメニスタン大統領、ミルジヨーエフ・ウズベキスタン大統領が参加しました。

2004年に日本が中央アジア諸国との対話メカニズムとして他国に先駆けてCA+JADを発足させてから21年が経ち、今回の首脳会合では、この間の中央アジア地域内外を取り巻く国際情勢の変化を踏まえ、中央

アジア地域の重要性と潜在性及び日本との協力について議論を行いました。高市総理大臣から、中央アジア地域の重要性と潜在性として、(ア) 欧州とアジアの結節点としての地政学的重要性、(イ) エネルギーや鉱物資源を有する中央アジアの経済安全保障上の重要性、(ウ) 経済成長と人口増加が著しい中央アジアの潜在性について指摘した上で、この首脳会合を機に、中央アジア5か国の産業高度化・多角化を後押しし、日本と中央アジアの互惠関係を強化するため、「CA+JAD東京イニシアティブ」を立ち上げることを宣言しました。具体的には、今回新たに特定した重点協力3分野である(ア) グリー

ン・強靱化（例：エネルギー・トランジション、防災、気候変動対策に関する協力、重要鉱物サプライチェーン強靱化）、(イ) コネクティビティ（例：「カスピ海ルート」の円滑化支援を含むコネクティビティ強化、「日本・中央アジアAI協力パートナーシップ」の立ち上げ）、(ウ) 人づくり（例：人材育成奨学計画（JDS）等の継続、医療・保健分野の協力）を中心に、互恵的なプロジェクトを推進していくことを表明しました。

中央アジア各国首脳からは、重点協力3分野における日本側イニシアティブの協力・支援に対する謝意が示され、日本と中央アジアの互恵的なプロジェクトを組成していくことに意欲が示されました。

この会合の最後に、「中央アジア+日本」対話・首脳共同宣言（東京宣言）が採択されました。加えて、官民合わせて150件以上の文書が署名・披露されました。

同会合及び中央アジア5か国それぞれと実施された二国間首脳会談を機に、日本と中央アジアとの関係が更に強化されることが期待されます。



CA+JADロゴマーク ©森薫



「中央アジア+日本」対話・首脳会合での集合写真（12月20日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ）



CA+JADイメージキャラクターの等身大パネル ©森薫

1 CA+JAD（カジャッド）：Central Asia plus Japan Dialogue

第7節 中東と北アフリカ

1 概観

中東・北アフリカ地域（以下「中東地域」という。）は、欧州、サブサハラ・アフリカ、中央アジア及び南アジアの結節点に位置する。世界の石油埋蔵量の約5割、天然ガス埋蔵量の約4割を占め、世界のエネルギーの供給地としても重要であることに加え、高い人口増加率も背景に、湾岸諸国を中心に経済の多角化や脱炭素化が進められており、市場としても高い潜在性を有している。

同時に中東地域は、歴史的に様々な紛争や対立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱えている。特に2023年10月に発生したハマスなどによるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザ情勢については、停戦と人質解放の実現に向け、米国、カタール、エジプトが仲介努力に尽力し、また国連場裡においても複数の停戦決議の採択に外交努力が注がれてきた。日本は、地域諸国との関係を基盤に、G7の一員、さらに2024年までは国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国として、各国とも緊密に連携しながら、人道状況の改善、そして事態の早期沈静化に向け外交努力を重ねてきた。

2025年には、中東域内の緊張が高まった。特に6月には、イスラエルがイランの核関連施設等に対して大規模な軍事攻撃を実施し、イラン側もその報復としてイスラエルにミサイル及びドローン攻撃を実施するなど、イスラエル・イラン間で攻撃の応酬が継続し、地域全体の緊張が急速に高まった。岩屋外務大臣は、アラグ

チ・イラン外相及びサアル・イスラエル外相との電話会談などにおいて、報復の応酬と甚大な被害に強い懸念を表明するとともに、更なる事態悪化を回避するよう要請するなど、地域安定化に向けた外交努力を継続した。その後、米国によるイラン核施設に対する攻撃が行われ、24日には米国によるイスラエルとイランとの間の停戦合意が発表された。政府としてこの停戦合意の発表を歓迎しつつ、合意の着実な実施に期待すると表明した。

ガザ情勢に関しては、2025年1月に停戦合意が発効したものの、3月にはイスラエルによる攻撃が再開された。10月にはトランプ米国大統領による「ガザ紛争終結のための包括的計画」の下、当事者間で合意が成立し、停戦と人質解放が実現するなどの進展が見られた。岩屋外務大臣は、トランプ米国大統領のリーダーシップの下で合意が成立したことを歓迎し、米国、エジプト、カタール、トルコなどの仲介国のたゆまぬ努力に敬意を表した。また、人道状況の改善と「二国家解決」の実現に向け、全ての関係者に対して合意の履行と国際人道法を含む国際法の遵守を求めるとの談話を発出した。

イラン核問題に関しては、2015年核合意(JCPOA)⁽¹⁾に対するイラン側の重大な不履行を理由に、9月に国連安保理でいわゆる「スナップバック」が発動され、イランに対し制裁が再び課されることとなった。これに関連し、同月、岩屋外務大臣はアラグチ・イラン外相と

(1) JCPOA (Joint Comprehensive Plan of Action) : イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したものの。

会談し、米国との核問題に関する協議の再開やIAEA（国際原子力機関）との完全な協力の再開を求めた。12月には、茂木外務大臣がアラグチ外相と電話会談を行い、対話を通じたイラン核問題の解決に向けて、外交努力を継続する重要性について改めて強調した。

紅海及びアデン湾においては、ホーシー派（イエメンの武装組織）による商船攻撃により、国際的なサプライチェーンが深刻な影響を受けた。日本は、国際社会と緊密に連携しながら、航行の権利及び自由の確保に向けた役割を果たしてきている。

ヨルダン川西岸地区では、経済活動や移動の制限により社会経済状況が悪化したほか、イスラエルによる入植活動の継続や、入植者による暴力的行為が増加し、入植者と住民との間で軋轢^{あつれき}が生じている。シリアでは、シャラア大統領の下で発足した政権により、包摂的な政治的解決と国民和解に向けた対話の取組が進められて

いる一方、国内諸宗派・部族間による衝突が散発している。また、ゴラン高原においてはイスラエルによる占領が続いている。アフガニスタンでは、9月及び11月に相次いで発生した地震による被害も含め、引き続き深刻な人道状況の悪化が懸念されている。

中東情勢は日本の平和と繁栄に直結しており、中東地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との良好な関係を維持、強化していくことは日本にとり極めて重要である。こうした観点から、日本は、近年、経済、政治・安全保障、文化・人的交流を含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強化に努めている。大阪・関西万博に際する各国要人の訪日や、8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）、9月の日GCC⁽²⁾外相会合の機会における首脳間及び外相間の会談などの機会を通じて、各国との二国間関係の強化や、緊迫化する中東情勢についての意見交換を行った。

2 中東地域情勢

(1) 中東和平

ア 中東和平をめぐる動き

2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の交渉が頓挫して以降、中東和平プロセスは引き続き停滞している。2021年のバイデン米政権発足後、当事者間の協力再開の動きが一時見られ、ハイレベルでの接触など前向きな動きもあったが、2022年12月末にイスラエルで極右政党を含む連立政権が発足し、それ以降、エルサレムを含め、イスラエル及びパレスチナにおいて暴力行為や衝突が断続的に発生し、多数の死傷者が出た。

2023年10月7日、ハマスなどパレスチナ武装勢力が、ガザ地区からイスラエルに対し数千発のロケット弾を発射し、多数の戦闘員がイスラエル側検問・境界を破ってイスラエル国防軍

(IDF)⁽³⁾兵士のほか、外国人を含む市民を殺害・誘拐した。イスラエル側では、少なくとも1,200人が殺害され、5,500人以上が負傷した。さらに、外国人を含む250人以上がガザ地区に連れ去られ、人質になった。同事態を受け、ネタニヤフ・イスラエル首相は「戦争状態」を宣言し、IDFがガザ地区への大規模な空爆を開始、その後、ガザ地区内での地上作戦を開始した。

ガザ保健当局の発表によれば、2025年12月末時点で、ガザ地区では、7万1,266人以上の死者、17万1,222人以上の負傷者が発生し、ガザ地区の住民約190万人が避難を余儀なくされている。

戦闘が長期化する中、イスラエル・ハマス間の停戦・人質解放に関する合意を目指し、米国、エジプト及びカタールが仲介努力を主導し

(2) GCC：Gulf Cooperation Council 湾岸協力理事会：1981年にサウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。防衛・経済を始めとするあらゆる分野における参加国間での調整、統合、連携を目的としている。

(3) IDF：Israel Defense Forces

た。こうした中、2025年1月、人質の解放と停戦に関する当事者間の合意が成立した。合意を受けて、一部の人質が解放され、人道支援が拡大されたが、3月以降、イスラエル軍が軍事作戦を再開し、さらにガザ全域に拡大した。9月末にトランプ米国大統領が「ガザ紛争終結のための包括的計画」を発表したことを受けて、10月にはイスラエル・ハマス間で停戦・人質解放に関する合意が成立した。11月には、「包括的計画」を支持し全ての当事者にその履行を求める国連安保理決議第2803号が採択された。ガザの安定化と復旧・復興に向けて、国際的な取組が展開されている。

パレスチナ西岸地区においては、イスラエルによる入植地の拡大や入植者による暴力行為の急増、イスラエルによる治安作戦の展開、移動制限などによる社会経済状況の悪化、パレスチナ自治政府の財政難など、厳しい情勢が続いている。

中東和平問題をめぐる顕著な動きとしては、2024年に引き続き、2025年も欧州諸国を中心にパレスチナ国家を承認する国が増加した。マクロン・フランス大統領は、サウジアラビアと協働し、「パレスチナ問題の平和的解決及び二国家解決の実現のためのハイレベル国際会議」を開催し、パレスチナ国家承認の動きを主導した。フランス、英国、カナダやオーストラリアなどの諸国がパレスチナ国家を承認した。

1 日本の取組

日本は、国際社会と連携しながら、イスラエル及びパレスチナが平和的に共存する「二国家解決」の実現に向けて、関係者との政治対話、当事者間の信頼醸成、パレスチナに対する支援の3本柱を通じて積極的に貢献してきている。

日本独自の取組としては、日本、パレスチナ、イスラエル、ヨルダンの地域協力により、パレスチナの経済的自立を中長期的に促す「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。2025年末

時点において、旗艦事業のジェリコ農産加工団地 (JAIP)⁽⁴⁾ではパレスチナ民間企業18社が操業し、約285人の雇用を創出している。また、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合 (CEAPAD)」⁽⁵⁾を通じて東アジア諸国のリソースや経済発展の知見を動員し、パレスチナの国造りを支援している。7月11日、ガザ情勢により発生した支援ニーズについて議論するため、岩屋外務大臣は、ハサン・マレーシア外相とサラメ・パレスチナ計画・国際協力庁長官と共に、マレーシアにおいてCEAPAD第4回閣僚級会合の共同議長を務め、成果文書として共同議長声明及び行動計画を発表した。11月には、閣僚級会合のフォローアップとして実務レベル・オンライン会合を開催し、フィリピンの正式メンバー入りを歓迎した。日本は、2023年10月以降、総額約4億1,000万ドルのパレスチナに対する人道・復旧支援を実施してきている。

2023年10月7日以降、日本は一貫して、ハマスなどによるテロ攻撃を断固として非難し、全ての当事者に対し、停戦と人質解放、国際人道法を含む国際法の遵守、人道状況の改善、事態の早期沈静化を求め、首脳・外相レベルで関係諸国・地域のカウンターパートとの会談を積極的に実施し、積極的な外交努力を重ねてきた。岩屋外務大臣は、2025年1月及び10月に当事者間の合意が成立した際に、合意の成立を歓迎し、誠実かつ着実な履行を求める談話を発出した。国連安保理決議第2803号の採択に際して、茂木外務大臣は同決議の採択を歓迎する談話を発出した。

また、11月、茂木外務大臣は、ガザ再建を始めとするパレスチナの国造りに向けた支援やガザの暫定的な統治メカニズムへの人的貢献などに取り組むため、大久保武ガザ再建支援担当大使を任命した。

(2) イスラエル

現在のネタニヤフ政権は、リクード党を中心と

(4) JAIP : Jericho Agro-Industrial Park

(5) CEAPAD : Conference on cooperation among East Asian countries for Palestinian Development

特集

SPECIAL
FEATUREパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合
(CEAPAD) 第4回閣僚級会合

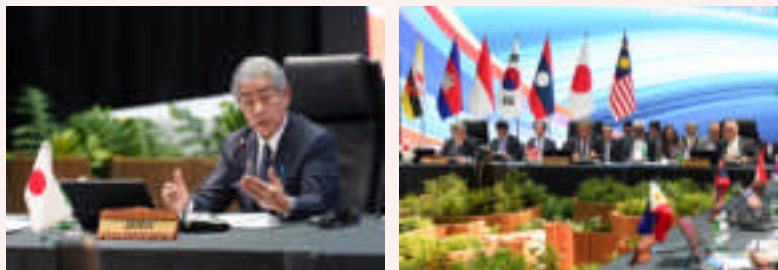
7月11日、日本はマレーシア及びパレスチナとの共催で、マレーシアのクアラルンプールにおいて、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）」¹の第4回閣僚級会合を開催しました。CEAPADは、パレスチナ支援のための日本独自の取組の一つとして、東アジア諸国のリソースや経済発展の知見をいかしてパレスチナの国づくりを支援するため、2013年に日本が立ち上げた地域協力枠組みです。

2023年10月7日のハマス等のパレスチナ武装勢力によるテロ攻撃を受けて、ガザ情勢は急速に悪化しました。危機的な人道状況に置かれたガザの人々の人道支援ニーズと膨大な早期復旧・復興ニーズは、国際社会全体で取り組まなければ対処できない課題との認識の下、日本はこの枠組みを再活性化し、地域のリーダーとして役割を果たしてきました。実務レベルのオンライン会合を複数回開催し、パレスチナ自治政府（PA）や国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）を含む国際機関から現地の情勢や支援ニーズ、復旧・復興に向けた計画について説明を受けつつ、PA改革や財政問題といった中長期的な課題も含めて議論を重ねてきました。そして、1月の日・マレーシア首脳会談において、パレスチナ向け支援で協力を進めることで一致したことを受け、マレーシアの協力も得て、閣僚級会合の開催が決定しました。

こうして開催された第4回閣僚級会合には、13の国・地域及び2機関から、共催者である岩屋外務大臣、ハサン・マレーシア外相及びサラーム・パレスチナ計画・国際協力庁長官を含め、過去最多となる10人の閣僚級の出席者を得ました。各参加国がそれぞれの強みに基づく今後の対パレスチナ支援の意向を表明し、今後も人道支援、復旧・復興支援、PA改革支援等において、CEAPADを通じた連携を強化し、協力を促進していくことを確認しました。会合の成果として、共同議長声明に加え、パレスチナのニーズと各参加国が強みをいかす支援分野を示し、今後のCEAPADの枠組みでの支援の指針となるCEAPAD IVクアラルンプール行動計画を採択しました。

10月には、ガザでトランプ米国大統領の「ガザ紛争終結のための包括的計画」に基づき当事者間の停戦・人質解放合意が成立し、ガザの再建に向け国際社会が本格的に動き出しました。こうした動きも踏まえ、11月には、CEAPAD実務レベル・オンライン会合を開催し、ガザへの人道支援に加え、ガザの早期復旧・復興支援、パレスチナの経済発展、国づくりとPA改革を支えるため、引き続き各国が連携・協力していくこと、CEAPADの枠組みを活用しつつ、二国家解決の実現に関する地域的・国際的な取組に積極的に関与していくことを確認しました。

日本は、「包括的計画」の実施と将来の「二国家解決」に向けた取組の一環として、引き続きCEAPADを通じたパレスチナ支援の輪の拡大と連携の強化に努めていきます。



CEAPAD第4回閣僚級会合で共同議長を務める岩屋外務大臣(左)と会合の様子(右)
(7月11日、マレーシア・クアラルンプール)

¹ CEAPAD : Conference on cooperation among East Asian countries for Palestinian Development

2024年にラオス及びカンボジアが、2025年にはフィリピンが正式メンバーとなり、第4回閣僚級会合には東ティモールがオブザーバーとして初めて参加するなど、CEAPADの協力の輪が拡大している。2025年12月末時点のメンバーは、11の国・地域及び3国際機関

して極右政党も参加する形で2022年12月に発足した連立を基礎とする。2023年10月には、ハマスなどによるテロ攻撃を受けて、主要野党を含む挙国一致内閣が発足した。日本との関係では、ハイレベルでの率直な意見交換が多数実施され、5月にサアル外相が大阪・関西万博のナショナルデー行事への参加のため、イスラエル外相として15年ぶりに訪日し、岩屋外務大臣との会談を行った。また、8月に松本尚外務大臣政務官がイスラエルを訪問し、サアル外相、オハナ国会議長との会談を行った。さらに、岩屋外務大臣は5月の外相会談以降、3度の外相電話会談を実施した。2026年1月には、茂木外務大臣が同国を訪問し、サアル外相と会談するとともに、ネタニヤフ首相及びヘルツォグ大統領を表敬した。茂木外務大臣は、「包括的計画」の着実な実施、ガザにおける民間人保護や人道支援の確保について、イスラエルが適切な対応を取ることを求めるとともに、ヨルダン川西岸への入植活動は国際法違反であり、日本は入植地の拡大や入植者による暴力の増加が地域の情勢をより不安定化させることを深刻に懸念していること、また、日本として「二国家解決」を重視していることを伝えた。

(3) パレスチナ

パレスチナは、1993年のオスロ合意などに基づき、1995年からパレスチナ自治政府(PA)⁽⁶⁾が西岸及びガザの両地区で自治を開始し、2005年大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任した。その後、同大統領率いるファタハと、ハマスとの間で関係が悪化し、ハマスがガザを武力で掌握した。2017年、エジプトの仲介により、PAへのガザにおける権限の移譲が原則合意された。また、2022年にはアルジェリアが仲介し、パレスチナ諸派間の和解文書「アルジェ宣言」が署名された。2024年7月には、ファタハとハマスを含むパレスチナの14諸派代表が北京(中国)で和解協議を行い、「北京宣言」を発表するも、依然として西岸とガザの分裂状態が継続している。

日本・パレスチナ関係については、6月、アムール・パレスチナ国民経済相が大阪・関西万博のナショナルデー行事への参加のため訪日し、岩屋外務大臣との会談を行った。また、8月、松本外務大臣政務官がパレスチナを訪問し、アッバース大統領などと会談を行った。2026年1月には、茂木外務大臣がパレスチナを訪問し、ムスタファ首相と会談し、シェイク副大統領を表敬した。茂木外務大臣は、「二国家解決」への日本の一貫した支持と、ガザ再建及びパレスチナの国造り支援に対する日本の立場を説明するとともに、西岸情勢の悪化に対する深刻な懸念、PA改革の着実な進展への期待を表明し、両者は、中東地域の平和と安定のために引き続き協力するため「日・パレスチナ・ハイレベル政治対話」を立ち上げることで一致した。

(4) アフガニスタン

アフガニスタンは、中東、中央アジア、南アジアの連結点に位置し、歴史的に様々な宗教、文化、民族が交錯してきた、地政学的に重要な国である。

同国では、タリバーンが2021年8月に首都カブールを制圧し、翌月に「暫定政権」の樹立が発表されたが、引き続き民族・宗教的包摂性の欠如が指摘されており、教育や就労を始めとした女性・女児の権利の大幅な制限も継続している。独自のイスラム教の解釈に基づいて人々の行動に厳しい制約を課す、いわゆる「勸善懲悪法」の適用も継続しており、国際社会は深刻な懸念を表明している。

一方、同国で歴史的に広く栽培されてきた麻薬の原料となるケシの生産量が、2022年以降のタリバーンによる取締りもあり、大幅に減少したことが、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)により報告されている。従来ケシ生産で生計を立ててきた住民を、違法な栽培から脱却させ、合法的な代替生計産手段に導いていけるかが今後の課題となっている。

治安は改善したものの、「イスラムとレバン

(6) PA : Palestinian Authority

トのイスラム国（ISIL）」系組織（ホラサーン州）などによるテロが各地で散発しているほか、10月にはパキスタンとの国境付近で大規模な武力衝突が発生し、死傷者が発生するなど、地域情勢の不安定化要因の一つとなっている。こうした中、日本は、アフガニスタンが再び国際社会から孤立しテロの温床となることを避ける観点から、タリバーンに対し、女性や社会的少数者を含む全てのアフガニスタン国民の社会・政治参加や、各種制限の撤廃、及び、国際社会との建設的な関係構築を求める直接的な関与を継続するとともに、国際場裡での議論にも積極的に貢献している。

国連の発表によると、同国は、人口の約半数が人道支援を必要としており、日本は、タリバーンによるカブール制圧以降も国際機関などを経由し人道支援やベーシック・ヒューマン・ニーズ（人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの）に応える支援を継続してきた。

9月には、アフガニスタン東部で地震が発生し、2,000人以上が死亡するなど大規模な被害が発生した。日本は岩屋外務大臣による談話を発出し、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた緊急援助物資供与のほか、食料、保健・医療及び水・衛生の分野で、国際機関を通じた緊急無償資金協力を実施した。また、11月にもアフガニスタン北部で地震が発生し、日本は茂木外務大臣からのお見舞いメッセージを発出し、JICAを通じた緊急援助物資の供与を実施した。

(5) イラン

イランは、約9,200万人の人口と豊富な天然資源を誇るシーア派の地域大国であり、日本とは90年以上にわたり伝統的な友好関係を発展させてきている。

6月13日、イスラエルがイランの核関連施設等に対して攻撃を行い、同月21日には、米国がイランにおけるフォールド、ナタンズ、イスファハンの3か所の核関連施設に対する攻撃を実施した。

日本は、国際的な核不拡散体制の維持のためにもイランによる核兵器開発は決して許されないと立場から、イランの核問題を深刻に懸念して

おり、米国などとも連携しつつ、その解決に向けた外交的努力を行ってきた。この観点から、イスラエル・イラン間での攻撃の応酬に際しても、協議を通じたイラン核問題の解決に向けた努力によって対話の道が再開されることを強く望むことを外務大臣談話等で表明するとともに、イラン及びイスラエル双方に対して最大限の自制を働きかけた。また、在イラン在留邦人保護の観点から、陸路による邦人退避支援を実施した。

核問題については、2018年の米国によるイラン核合意（包括的共同作業計画（JCPOA））からの離脱を受け、2019年7月以降、イランは核合意上のコミットメントを段階的に停止する対抗措置をとってきた。2024年に発足したペゼシュキアン政権は、欧米との対話に対して意欲的な姿勢を見せており、2025年4月以降、米・イラン間接協議が複数回実施された。しかし、6月のイスラエル及び米国によるイラン核関連施設への攻撃の影響などを受けて、その後同協議は停止した。また、イランは7月には国際原子力機関（IAEA）との協力停止に関する法律の施行を発表し、攻撃の影響を受けた核施設の査察に関しては2025年末時点で再開には至っていない。8月には、JCPOA参加国である英国、フランス、ドイツが、2015年の国連安保理決議第2231号に基づき、イランによるJCPOAの「重大な不履行」を国連安保理に通知し、同決議に基づき解除されていた対イラン制裁措置が9月に再適用されるに至った。

日本は、これまで一貫してイランによる核兵器開発は決して許されないと立場を取っている。また、イランの核問題の最終的な解決は、対話を通じてのみ達成可能であり、そのためにはイランと関係国との協議を通じた合意形成に加えて、引き続きIAEAの関与が不可欠であると考えている。こうした観点から、日本は、米・イラン協議の早期再開の重要性を強調するとともに、イランに対しては、再適用されることとなった安保理決議を適切に履行することに加え、関連の保障措置協定上の義務に従い、IAEAとの完全な協力を直ちに再開することを強く求めている。また、国連安保理による対イラン制裁

の再適用については、9月に、日本として同安保理決議に基づく国内措置を遅滞なく履行した。

日本は、米国と同盟関係にあると同時にイランと長年良好な関係を維持してきている。5月に日・イラン次官級協議を行い、また、6月のイスラエルによるイランに対する攻撃を受け、同月には岩屋外務大臣とアラグチ外相との電話会談を2回実施した。9月には岩屋外務大臣が、訪問中のニューヨーク（米国）においてアラグチ外相との間で初めてとなる対面での会談を行った。



日・イラン外相会談（9月23日、米国・ニューヨーク）

さらに、12月に茂木外務大臣はアラグチ外相と電話会談を実施し、地域の平和と安定に向け、日・イラン間の様々なレベルで、引き続き緊密に対話を行っていくことで一致した。このように、日本は、イランとの様々なレベルでの重層的な対話を継続しつつ、あらゆる機会を捉えて、イランに対し、諸課題について懸念事項を直接伝達するなど、中東地域における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自の外交努力を行ってきている。

2026年2月には米イラン協議が再開したが、同28日、イスラエル及び米国がイランに対する攻撃を行い、イランの最高指導者ハメネイ師を含む指導部やイラン革命防衛隊幹部などが死亡した。その後イラン側もイスラエル及び周辺諸国への反撃を行った。これを受け、日本として、関係国と緊密に連携して情報収集を行い、イラン周辺国を含む地域全体の邦人の安全確

保、及び、海路・空路の状況把握と関係者への情報提供に引き続き万全を期している。また、イランによる核兵器開発は決して許されないという日本の一貫した立場から、イランに対し、核兵器開発及び周辺国への攻撃を含む地域を不安定化させる行動をやめ、外交的解決を強く求める旨対外的に発信した。こうした日本の立場は3月1日の外務大臣談話で明確に示している。また、周辺国のエネルギー施設を含む民間施設や外交施設等にまでイランの攻撃が及び、民間人の死者も発生していること、及びイラン側はホルムズ海峡の閉鎖に言及しており、実際にホルムズ海峡やその周辺海域において民間船舶が攻撃を受けていることなどを踏まえ、日本は、こうしたイランの行動を非難している。当該事案発生直後、茂木外務大臣は、UAE、イラク、オマーン、カタール、クウェート及びヨルダン等の湾岸諸国を含む関係諸国との間で会談を行い、先述の日本の立場を伝えるとともに、邦人の安全確保における協力を求めた。その上で、今般の事態を受けて緊密に意思疎通を行うとともに、連携して対応していくことを確認した。また、イスラエルやイランを含む当事国に対しても日本の立場を明確に伝え、邦人の安全確保への協力を求めるとともに、日本として事態の沈静化を強く望む旨働きかけた。

エネルギー安全保障を含む中東地域の平和と安定、そして国際的な核不拡散体制の維持は、日本にとって極めて重要であり、事態の早期沈静化に向けて、国際社会とも連携し、引き続き必要なあらゆる外交努力を行っていく。

(6) トルコ

トルコは、地政学上も重要な地域大国であり、北大西洋条約機構（NATO）加盟国として地域の安全保障において重要な役割を果たしており、欧米、ロシア、中東、アジア、アフリカへの多角的な外交を積極的に展開している。また、1890年のエルトゥールル号事件⁽⁷⁾に象

(7) エルトゥールル号事件の詳細については、以下ホームページ参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20180501202554/http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_001052.html



徴されるように、伝統的な親日国である。

2003年の首相就任、2014年の大統領就任を経て20年以上にわたりエルドアン大統領が強力なリーダーシップを発揮し、トルコの成長を大きく牽引している。2023年2月にトルコ南東部で発生した犠牲者5万人を超える大地震に加え、高いインフレ率による市民生活の圧迫もあった中、同年5月の大統領選挙でエルドアン大統領が再選を果たした。その後の2024年3月の地方選挙では、エルドアン大統領が率いる公正発展党（AKP）は結党以降初めて野党に敗北した。

外交面においては、欧米重視に軸を置きつつ、近隣諸国のみならず中南米やアフリカ地域とも関係を強化する多面的な外交政策を展開してきている。ガザ地区をめぐる情勢については、当初からガザ住民への人道支援を精力的に実施するとともに、10月のトランプ米大統領の仲介によるガザ停戦合意の成立に際しては、ハマスとの接点を有する特異な立場も使いつつ、合意成立に貢献した。

日・トルコ関係では、2月には衆議院招待によりクルトゥムシュ・トルコ大国民議会議長、また、4月には大阪・関西万博のナショナルデー行事への参加のためボラット貿易相が訪日した。8月には中谷元防衛大臣がトルコを訪問されるなど、前年に引き続き活発な要人往来が実現した。

また、東日本大震災や2023年のトルコ南東部での大地震の際のように、地震国である両国は互いの強みや経験をいかしながら支援し合っている。両国の災害対策の知見を共有する観点から、日・トルコ防災セミナーを開催するなどの取組も行っている。

(7) イラク

イラクは、2003年のイラク戦争後、2005年に新憲法を制定し、民主的な選挙を経て成立した政府が国家運営を担っている。

内政面では、2021年の国民議会選挙後に政府を樹立できない混乱状態が続いたが、2022年10月のスーダーニー政権発足以降は安定し

た政治運営が行われ、国内治安も改善した。2024年10月には6年ぶりとなるクルディスタン地域議会選挙、11月には1987年以来37年ぶりとなる国勢調査が実施されたほか、2025年11月には国民議会選挙が概ね平穏に執り行われ、日本はこれを歓迎する外務報道官談話を発出した。一方、最近のイスラエル・パレスチナ、イラン、シリアなどの周辺国情勢が引き続きイラクの国内情勢に影響を及ぼしている。

外交面では、イラクはイラン、サウジアラビア、トルコといった地域大国の間に位置することから、近隣諸国との関係強化やバランス外交を志向している。

日本は2003年以降、一貫して対イラク支援を継続している。

(8) ヨルダン

ヨルダンは、混乱が続く中東地域において安定を維持しており、アブドゥラー2世国王のリーダーシップの下で行われている過激主義対策、多数のシリア・パレスチナ難民の受入れ、中東和平への積極的な関与など「中東安定の要」として地域の平和と安定に果たしている役割は、国際的にも高く評価されている。伝統的な親日国であり、2018年には両国関係が戦略的パートナーシップに格上げされるなど、一貫して緊密な関係を有している。

2024年に、日・ヨルダン外交関係樹立70周年を迎え、両国の官民を含む様々なレベルでこれを記念する行事が開催された。2025年には、外相レベルでは、2月及び5月に岩屋外務大臣



日・ヨルダン首脳ワーキング・ディナー
(11月11日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

がサファディ副首相兼外務・移民相との間で会談を行い、ガザ人道危機への対処において、二国解決及び長期的な地域の平和と安定の確立に向け、二国間で連携することを確認した。

5月には、フセイン皇太子が大阪・関西万博のナショナルデーに際して訪日し、石破総理大臣との会談を実施し、両国の良好な関係を象徴する機会となった。また、高市総理大臣は11月に来日したアブドゥラー2世国王と首脳会談を実施し、今後も戦略的パートナーシップの下、安全保障や経済の分野で協力を強化し、二国間関係を更に深化させていくことで一致した。安全保障面では、8月の中谷防衛大臣、11月の内倉統合幕僚長、12月の小林陸上総隊司令官のヨルダン訪問などハイレベル交流が盛んに行われ、防衛分野における両国の協力関係が一層緊密化している。

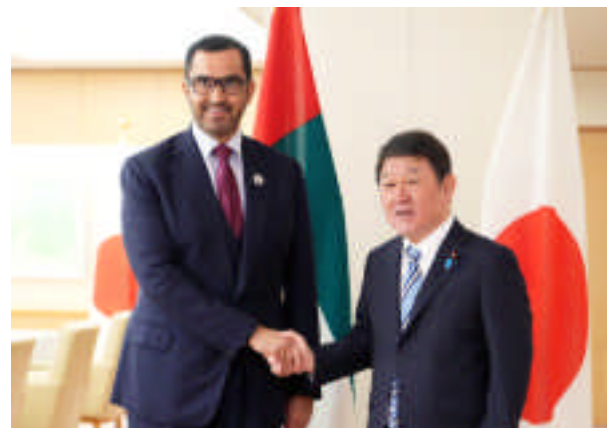
(9) 湾岸諸国とイエメン

湾岸諸国は、近年、脱炭素化や産業多角化などを重要課題として社会経済改革に取り組んでいる。湾岸諸国は、日本にとってエネルギー安全保障などの観点から重要なパートナーであることに加え、こうした改革は中東地域の長期的な安定と繁栄に資するとの観点から、日本としても、サウジアラビアとの「日・サウジ・ビジョン2030」や、アラブ首長国連邦(UAE)との「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)」などの下で幅広い分野の協力を進めている。また、2009年以降交渉が中断していた日・GCC(湾岸協力理事会)経済連携協定(EPA)については、交渉が再開され、引き続き協議が進められている。

サウジアラビアは石油輸出国機構(OPEC)で主導的な役割を担っており、日本の原油輸入の約4割を供給するエネルギー安全保障上の重要なパートナーである。また、同国はアラブ諸国唯一のG20メンバーであると同時に、イスラム教の二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主であり、中東情勢の緊張が続く中、同国は地域の安定化に向けて引き続き重要な役割を果たしている。また、同国は、「サウジ・ビジョン2030」

を掲げ、包括的な社会経済改革を目指し、様々な分野で新たなイニシアティブを推進している。2025年は日・サウジアラビア外交関係樹立70周年の節目を迎え、様々な記念事業が行われた。大阪・関西万博の閉会式では、2030年リヤド万博を開催する同国への引き継ぎが行われた。また、2月にはファイサル外相が訪日し、岩屋外務大臣と第2回日・サウジアラビア外相級戦略対話を開催した。4月には岩屋外務大臣がサウジアラビアを訪問しファイサル外相と会談したほか、9月にも岩屋外務大臣がファイサル外相と電話会談を行った。このように、日・サウジアラビア間で要人往来や会談が活発に行われ、両国の戦略的パートナーシップを強化し、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組みの下での様々な分野での協力や地域・国際社会の安定化に向けて国際場裡での連携を更に進めることなどが確認された。

UAEも日本の原油輸入の約4割を供給するエネルギー安全保障上の重要なパートナーである。日本は、日・UAE包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)の枠組みの下、多様な分野での協力を一層推進している。4月にはジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使が訪日し、石破総理大臣表敬及び林芳正官房長官表敬を実施したほか、岩屋外務大臣との間で第2回CSPI閣僚級会合を開催した。さらに、12月には茂木外務大臣が訪日中のジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使と会談を行い、両国間の連携を一層強化していくことで一致した。



茂木外務大臣とジャーベル・アラブ首長国連邦(UAE)産業・先端技術相兼日本担当特使との会談(12月17日、東京)

また、大阪・関西万博にはムハンマド副大統領兼首相兼ドバイ首長やハーリド・アブダビ皇太子を始めとする多数の首長家や閣僚等の要人が訪れた。

経済分野では、2024年9月に首脳間で交渉開始が発表された日・UAE経済連携協定(EPA)の交渉が精力的に進められた。6月の東京での第3回交渉会合、8月、11月のオンラインでの第4回、第5回交渉会合を経て、12月にはドバイで第6回、2026年1月には東京で第7回交渉会合が行われた。

また、文化面では12月、UAEで初となる日本語能力試験(JLPT)が開催された。人的交流の促進に向けて、6月にはUAEの一般旅券所持者に対する短期滞在査証の緩和(滞在期間の90日への延長)が導入された。

カタールは、世界最大級の産ガス国であるとともに、イラン、タリバーン、ハマスなどとの独自のチャンネルをいかし、米・タリバーン間の和平交渉、米・イラン間の被拘束者交換の交渉、イスラエル・ハマス間の停戦・人質解放をめぐる交渉などを継続して仲介し、国際社会における存在感を一層高めている。

9月にカタール国内においてハマス幹部を標的としたイスラエルによる攻撃が発生し、地域の緊張が高まる事態となった。カタールの主権と安全、ひいては地域の安定を脅かす攻撃に対し、日本として強く非難しつつ、カタールへの連帯を表明する外務大臣談話を発出した。

カタールとの間では、9月の岩屋外務大臣とムライヒー外務担当国務相との会談や、2026年1月の茂木外務大臣のカタール訪問の際に行われたムハンマド首相兼外相との第3回日・カタール外相間戦略対話を始めとするハイレベルの対話を通じ、「戦略的パートナーシップ」に基づき、幅広い分野における協力関係を一層推進していくことを確認した。

オマーンは、イランやホーシー派との独自のチャンネルをいかし、サウジアラビア・イラン間の外交関係正常化の交渉、サウジアラビア・ホーシー派間の交渉、米・イラン間の被拘束者交換の交渉・間接協議の仲介などを継続してき



第8回インド洋会議2025に出席する宮路外務副大臣
(2月17日、オマーン・マスカット)

た。2月に同国首都マスカットで開催されたインド洋会議において宮路拓馬外務副大臣が登壇したほか、海上自衛隊がオマーンに寄港し、洋上訓練を行うなど、海洋安全保障分野を含め、幅広い分野における両国間の協力・交流が進んだ。4月には第8回日・オマーン外務省間政策対話が開催され、9月には日・GCC外相会合などに出席するためクウェートを訪問した岩屋外務大臣が、バドル外務大臣と会談を行うなど、ハイレベルでの緊密な対話を実施された。

クウェートは、日本の原油輸入の約9%を供給する強固なパートナーであり、2025年には要人往来が活発に進められた。

5月には、サバーハ・ハーリド皇太子が訪日し、石破総理大臣との会談などが行われ、その機会に二国間関係が「包括的・戦略的パートナーシップ」へと格上げされ一層強化されることとなった。同皇太子は、大阪・関西万博も訪れた。

8月には、第5回日・クウェート外務省間政策対話が開催され、政治、経済、エネルギー、文化といった幅広い分野での二国間協力、両国間の往来・交流の強化、そして国際場裡における連携について活発な議論が交わされた。また、8月末から9月初めにかけては、岩屋外務大臣が第2回日・GCC外相会合に出席するため、クウェートを訪問し、アフマド・アブドゥッラー首相及びサバーハ・ハーリド皇太子を表敬したほか、日・クウェート外相会談を実施し、様々な分野における協力について意見交換を行った。

さらに、9月には第80回国連総会出席のた



石破総理大臣とサルマン・バーレーン皇太子兼首相との会談
(9月19日、東京 写真提供：首相官邸ホームページ)

め米国・ニューヨークを訪問中の石破総理大臣が、サバーハ・ハーリド皇太子と会談を実施し、両国の緊密な関係を再確認した。

バーレーンは、米国海軍第五艦隊司令部が設置されており、中東地域における日本関係船舶の安全確保や地域の安定化という観点から、日本にとって重要なパートナーである。

2025年9月には、日・GCC外相会合などに出席するためクウェートを訪問した岩屋外務大臣が、ザヤーニ外相と懇談を行った。同月、ザヤーニ外相が訪日し、林官房長官を表敬したほか、岩屋外務大臣と第1回目・バーレーン外相戦略対話を開催し、エネルギー分野を超えて、政治・安全保障、環境、情報通信技術、宇宙を含む幅広い分野における両国の緊密な関係を再確認した。また同月、サルマン皇太子兼首相が大阪・関西万博参加のため訪日し、石破総理大臣及び岩屋外務大臣とそれぞれ会談などを行い、両国関係を「戦略的パートナーシップ」へと格上げすることに両国間で一致したほか、両国間の多様な分野で協力を拡大していくことを確認した。

イエメンの安定は、中東地域全体の平和と安定のみならず、日本のエネルギー安全保障に直結するシーレーンの安全確保の観点からも重要である。紛争長期化により「世界最悪の人道危機の一つ」とされるイエメンに対し、日本は2015年以降、国際機関などと連携しながら、支援を実施している。

イエメンでは、イエメン正統政府及びアラブ連合軍とホーシー派との間で衝突が継続していたが、2022年4月に全土での停戦が成立し、

同年10月に同停戦が失効した後も小康状態が継続している。

一方、ガザ地区をめぐる情勢を受け、2023年11月以降、ホーシー派はイスラエルへのミサイル・ドローン攻撃、並びに紅海及びアデン湾を航行する船舶に対する攻撃を開始した。日本は、こうしたホーシー派の行動を断固非難し、船舶の自由かつ安全な航行を阻害する行為の自制を求めるとともに、当該船舶及び乗組員の早期解放や周辺海域の安定化に向けて、関係国と連携しながら取り組んできている。2025年1月には、2023年11月からホーシー派に拘束されていた日本企業が運行する「ギャラクシー・リーダー号」の乗組員が解放された。

2025年10月のガザ停戦合意成立を受けて、ホーシー派は、紅海及びアデン湾を航行する船舶に対する攻撃を停止した。しかし、航行の安全に対する不安は継続しており、円滑な物流やエネルギー供給の障害となっている。9月に発足した「イエメン海上安全保障パートナーシップ (YMSP)」は、紅海及びアデン湾の安定回復に向けてイエメン沿岸警備隊の能力強化を図る国際枠組みであり、日本もこれに参加している。

(10) シリア

ア 情勢の推移

2011年から長きにわたって危機が継続した後、2024年9月以降のイスラエルによるレバノンの親イラン民兵組織ヒズボラーに対する攻撃が拡大すると、シリア国内にも攻撃が増大し、アサド政権下のシリア情勢は悪化の一途をたどった。

こうした中、シャーム解放機構 (HTS) を母体とする反政府勢力は、2024年11月末に北部の都市アレッポを制圧し、12月8日には首都ダマスカスを制圧したと発表した。アサド大統領がロシアに亡命すると、10日にはダマスカスで「暫定政権」の樹立が宣言された。トルコやアラブ諸国及び欧米各国は、暫定政権の樹立を歓迎するとともに、同政権との接触を順次開始した。

2025年2月末にシャアラア大統領が任命されると、内政においては、暫定政権は2月末に国民

対話を実施し、3月に憲法宣言を発布、同月末に期間5年とする移行政府を樹立し閣僚を任命するなど政治プロセスの進捗を進めた。さらに10月には人民議会選挙を実施し立法府の再設置を目指している。外政においては、国際社会への復帰及び経済再建に向け積極的な外交を展開している。シアラア大統領は、9月にシリア首脳として58年ぶりとなる国連総会に参加し演説を行ったほか、11月には1946年のシリア独立以降初となる国家元首としての米国ホワイトハウス訪問を実現し、トランプ大統領と会談した。

治安面では、6月にダマスカス市内の教会でISILによる自爆テロが発生したほか、3月の沿岸部におけるアラウィ派と政府軍の大規模衝突及び7月にはベドウィン系集団とドルーズ派の衝突にシリア政府軍とイスラエル軍が介入し大規模な戦闘が発生するなど国内少数派との抗争も継続している。北東部ではシリア民主軍(SDF)との間で攻撃の応酬が続いているが、シリア政府はSDFの政府軍への統合を目指して協議を続ける姿勢を示している。

人道状況は厳しい状況が続いており、2025年には、人道支援を必要とする人々の規模が、人口の67%にあたる1,650万人に上るとされている。旧政権の崩壊以降、国内外の避難民が元の居住地に自発的に帰還している一方、社会・経済インフラは10年以上継続したシリア危機で破壊されており、帰還民の受け入れを進める上でも支援ニーズが依然高い状況にある。

1 日本の取組

日本は、3月に発足したシリア移行政府が、国内の諸問題に対し包摂的な政治的解決と国民和解に向けた対話に取り組んできたことを評価している。引き続きシリアにおいて平和的で安定した移行が実現するよう、全ての当事者が建設的な役割を果たすことを求めるとともに、国際社会とも連携しながら、シリア政府と国民による平和的かつ安定した移行を支えていく。

この方針にのっとり、5月末には、旧アサド政権に対し課していた資産凍結などの措置の一部解除を発表した。また、日本は、2012年以

降、シリア及び周辺国に対して総額35億ドル以上の人道支援を行ってきており、長年の危機で疲弊したシリア国民の生活を改善する必要があるとの考えに基づき、人材育成や地雷除去、インフラ整備など、日本ならではの知見や経験をいかしながら、復興と人道状況改善に向けた支援を継続していく。

(11) レバノン

レバノンでは、2022年10月末のミシェル・アウン前大統領の任期終了後、政治勢力間の対立などにより、大統領位の空白状態が続いていた。行財政改革も著しく遅れ、公共サービスの機能不全や高いインフレ率などの問題を抱えている。2023年10月以降のガザ情勢悪化の影響を受け、イスラエルと国境を接する南部では、イスラエル軍とヒズボラーとの間で攻撃の応酬が勃発し、国内では100万人規模の避難民が発生していたが、2024年11月26日、イスラエルとレバノンは、停戦に合意した。日本は本合意を歓迎するとともに、全ての当事者が停戦合意を完全に履行することを求めているが、現在もレバノン南部を中心に、イスラエル軍による空爆が続いており、不安定な情勢が続いている。

2025年1月、新たにジョゼフ・アウン国軍司令官が第14代大統領に選出され、2年以上にわたる大統領位の空白が解消された。2月にはサラーム内閣が発足し、同国の安定と発展に向けた一歩を踏み出した。同内閣は8月の上旬に、武器の保有を正式な治安機関・軍組織に限定する方針、及びレバノン全土で非政府武装勢力の存在を終了させる方針を閣議決定した。また、同月下旬には、国連レバノン暫定軍(UNIFIL)の活動任期を2026年末とし、その後は部隊の縮小と撤収を進めるとの国連安保理決議が採択された。これらの方針に従い、今後レバノン国軍(LAF)の強化と、ヒズボラーを含む国内諸勢力の武装解除を安定的かつ並行して進めていくことが必要となっている。

日本は、2012年以降、総額2億9,000万ドルに上るレバノン支援を実施してきており、引き続き人道状況の改善に向けた支援を行っていく。

コラム

COLUMN

きずな 70年の絆、万博で紡ぐ未来 —日・サウジアラビア外交関係樹立70周年—



9月23日、サウジアラビアの建国95周年と、日・サウジアラビア外交関係樹立70周年が重なる特別なナショナルデーを大阪・関西万博で迎えました。国交樹立以来、両国はエネルギー面で重要なパートナーであり続けています。加えて、近年サウジアラビアでは、アニメ、マンガ、ゲーム等をきっかけに日本に対する関心が特に高まっています。ナショナルデーのイベントが行われた会場では、両国の文化や人々の交流にスポットライトが当てられ、ステージ上で繰り広げられるパフォーマンスが織り成すハーモニーは、70年にわたって築き上げられた両国の友好・信頼関係のハイライトとなりました。

午後2時、日本とサウジアラビアの国旗が掲げられ、両国の国歌が奏でられる中、ナショナルデー・イベントの幕が開けました。ファーレフ・サウジアラビア投資相が次世代に向けた関係深化の期待や日本文化への敬意を述べた後、サウジアラビアの無形文化遺産である剣舞「アルダ」と太鼓のリズミカルなパフォーマンスが披露され、続いて、日本の能管とサウジアラビアの伝統的な笛「ネイ」による演奏が美しい旋律を紡ぎました。両国の文化が一つの舞台上で響き合う瞬間は、多くの観客を魅了しました。

プロジェクションマッピング『水の物語』では、日本人チェロ奏者とサウジアラビア人歌手が共演し、アラビア湾岸の真珠採りの物語が表現されました。チェロの深い音色、歌手の伸びやかな歌声、鮮やかな映像の融合。『水の物語』は、歴史や生活習慣が異なる国同士でも、自然や日々の営みの中に多くの共通点があることを改めて実感させてくれました。

日没後のコンサートでは、日本の人気歌手であるLiSAさんとサウジアラビアの若手アーティストが共演し、心を一つに歌い上げられた声は、文化や世代を超えた交流の象徴となりました。

大阪・関西万博における二国間の文化的共鳴は多くの人々の心に深い印象を残すものとなり、特に『水の物語』は、大阪・関西万博のワールド・エキスポオリンピック（World Expolympics）「プレゼンテーション部門」で銀賞に輝くなど、その芸術性と没入型の体験が高く評価されました。

また、12月に東京ミッドタウン日比谷で開催された日・サウジアラビア外交関係樹立70周年記念文化イベントには、日本各地からはるばる来場した多くの日本人の姿が見られました。

1932年に統一国家として成立したサウジアラビア。外交関係樹立70周年と重なり、大阪・関西万博でのナショナルデーはサウジアラビアの「今」を映し出し、同国との相互理解と交流促進に大きく貢献しました。くしくも、日本からバトンを引き継ぐ形で、2030年の万博はサウジアラビアの首都リヤドで開催されることが決定しています。このつながりがきっかけとなり、多くの日本人が2030年のリヤド万博を訪れ、日・サウジアラビアの相互理解が一層深まることで、次世代の交流促進につながっていくことを期待してやみません。



ナショナルデー公式式典 文化パフォーマンス：サウジタルーク（9月23日、大阪）写真提供：博覧会協会 ©Expo 2025



ナショナルデー公式式典 文化パフォーマンス：サウジ伝統舞踊「アルダ」（9月23日、大阪）写真提供：博覧会協会 ©Expo 2025

3 北アフリカ地域情勢

(1) エジプト

中東・アフリカ・欧州地域が交差する地政学的要衝に位置するエジプトは、人口1億1,450万人以上を有する中東・北アフリカの地域大国である。エルシーシ大統領の安定した政権運営の下、8月に上院、11月に下院議員選挙が実施された。2023年10月以降のガザ情勢悪化の影響を受け、スエズ運河通行料や観光関連の収入減少はエジプト経済に多大な影響を及ぼしたが、エジプト政府が取り組む外国為替の自由化を始めとする経済改革により、実質経済成長率はプラスを維持している。

両国間の要人往来としては、7月にエルハティーブ投資・貿易相が大阪・関西万博のナショナルデーに出席した。8月にはマドブリー首相がTICAD 9に出席するため初訪日し、石破総理大臣との会談で二国間関係及び地域・国際情勢について意見交換して緊密な連携を確認した。このほか、教育・技術教育相や観光・考古相等閣僚級の訪日が続いた。また、5月にあべ俊子文部科学大臣がエジプトを訪問、11月には日本が建設・運営や遺物修復・展示などの支援を行ってきた大エジプト博物館の正式開館式典が盛大に催され、79か国・機関から賓客が出席する中、日本政府からは高市総理大臣の特使として国光あやの外務副大臣が出席した。

ガザ情勢については、エジプトは引き続き人道支援を主導・調整し、イスラエルとハマスの間の仲介努力を行っており、情勢の沈静化に向けた議論を主導するなど地域の安定のために重要な役割を果たしている。10月9日には、米国、カタール、トルコと共に取り持った仲介が功を奏し、「ガザ戦争終結のためのシャルム・エル・シェイク合意」締結に至った。同月13日にはエルシーシ大統領がトランプ米国大統領と共同議長としてシャルム・エル・シェイク平和サミットを主催し、欧米、アラブ諸国、アジア諸国などから元首・政府首脳が出席した。シナイ半島駐留多国籍部隊・監視団（MFO）は、

エジプト・イスラエル間の停戦監視活動と両国間の対話・信頼醸成の促進という重要な任務を引き続き遂行しており、日本はMFOに対して財政支援と司令部要員派遣の両面から支援を継続し、引き続き地域の平和と安定に貢献していく。8月には辻清人内閣府副大臣がMFO南キャンプを視察、11月にはディブルMFO事務局長が訪日した。

(2) リビア

リビアはアフリカ1位の原油埋蔵量を誇るエネルギー大国であるが、2011年のカダフィ政権崩壊後、東西に政治勢力が並立する不安定な状況が続いている。2019年4月には、東部の実力者であるハフタル「リビア国軍」（LNA）総司令官がトリポリへの進軍を指示し武力衝突に発展した。2020年10月に両勢力間が恒久的停戦合意に署名して以降、東西両勢力間の武力衝突事案は大幅に減少し、経済が活性化してきている。2025年8月には、ハナ・テテ国連事務総長リビア担当特別代表が国政選挙実施のためのロードマップを発表したが、国政選挙の実施を通じた政治的統一の達成には課題が山積している状況である。

日本は、2024年1月に首都のトリポリに大使館事務所を再開してから、リビアとの間で要人往来が活性化しており、2025年1月には、前年に続きラーフィー首脳評議会副議長が訪日し、林官房長官及び岩屋外務大臣と会談を行い、二国間関係を進展させるとともにリビアの安定のために平和に資する分野での協力を進めることで一致した。8月にもTICAD 9に出席するためラーフィー首脳評議会副議長が訪日し、石破総理大臣との会談を実施した。また、同時に訪日したバーウール外相代行と岩屋外務大臣との間で外相会談を実施し、人材育成や平和構築の分野で一層の協力を進めていくことについて認識を共有した。

(3) マグレブ諸国

(チュニジア・アルジェリア・モロッコ)

マグレブ地域は、欧州・中東・アフリカの結節点に位置する地理的優位性や豊富な若年労働力を背景に、依然としてアフリカ北部における戦略的な重要性を有している一方、引き続き貧困層の拡大、地域格差や高失業率、インフレによる経済・社会面での不安定性の克服が課題となっている。加えて、リビアやサヘル地域からの武器や不法移民・難民の通過・定着による治安・安全保障面での影響が懸念されている。

チュニジアでは、3月にザアフラニ首相が任命された。経済面では、農業生産や観光収入の回復による外貨準備高の増加や製造業・サービス・再生エネルギー分野での外国直接投資の増加の傾向が見られる一方、貿易赤字、財政赤字、失業率の高止まり、成長率の低迷などの継続的課題に対し、構造改革の着実な推進が喫緊の課題となっている。日本との関係では、5月に松本尚外務大臣政務官がチュニジアを訪問したほか、8月の大阪・関西万博ナショナルデーには、アブデルハフィーズ経済・計画相が訪日した。さらに、TICAD 9には、ザアフラニ首相が参加し、首脳会談ではチュニジアの水不足解消に向けて協力することを確認するなど、二国間関係を一層強化していくことで一致した。

アルジェリアでは、9月にグリエブ首相が任命された。アルジェリア経済は、アフリカ有数の石油・天然ガス埋蔵量を背景とした炭化水素

輸出に依存する構造となっている。最近では、世界的なエネルギー需要の高まりや、ロシアによるウクライナ侵略を受けた欧州を中心とするエネルギー供給源多様化の動きを踏まえて、アルジェリアの天然ガス輸出が再注目されている。こうした動きと同時に、非炭化水素分野の産業育成や外国投資の誘致など、経済の多角化を目指した経済政策の見直しも行われている。日本との関係では、5月に松本外務大臣政務官がアルジェリアを訪問し、第1回日・アルジェリア合同経済委員会を開催したほか、7月の大阪・関西万博ナショナルデーにはラルバウィ前首相が訪日した。8月のTICAD 9には、ワダハ知識経済・スタートアップ・零細企業相が参加し、藤井比早之外務副大臣との会談を通じて、スタートアップ分野を始めとする幅広い分野で一層の協力を推進していくことで一致した。11月にはアルジェリアからスタートアップ学習遠征プログラム (ASEP) 代表団が初めて訪日し、日本企業や政府関係者との面談に加え、大西洋平外務大臣政務官への表敬を行った。

モロッコでは、第2期アハヌーシュ内閣が政権運営を継続しており、水資源、気候変動、再生可能エネルギーといった政策課題に注力している。また、2030年のサッカー・ワールドカップ開催に向けたインフラ整備が加速している。西サハラ問題⁽⁸⁾については、10月、国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) の任期更新に関する国連安保理決議第2797号が採



ナフティ・チュニジア外務・移民・在外チュニジア人相と会談する松本外務大臣政務官(5月5日、チュニジア・チュニス)



アルジェリア・スタートアップ学習遠征プログラム (ASEP) 代表団の表敬を受ける大西洋平外務大臣政務官(11月27日、東京)

(8) モロッコと民族解放組織「ポリサリオ戦線」との西サハラ地域の領有をめぐる問題

択され、同決議には、モロッコの自治提案が紛争解決の最も現実的な解決策であるとの言及が盛り込まれた。日本との関係では、10月に、ジダン投資相が訪日し、国光外務副大臣らと会談し、両国間の経済関係深化に向けた意見交換を行った。



ジダン・モロッコ王国首相付投資・公共政策統合・評価担当特命相と会談する国光外務副大臣（10月30日、東京）

コラム

COLUMN

大エジプト博物館の正式開館

11月1日、大エジプト博物館（GEM：Grand Egyptian Museum）がついに正式開館を迎えました。単一文明を扱う博物館としては世界最大であり、開館式典には、79か国の公式代表団が参加し、日本からは杉子女王殿下が御臨席されるとともに、総理特使として国光あやの外務副大臣（衆議院議員）が出席しました。

エジプト政府は開館式典を国家の一大行事と位置付け、荘厳かつ華やかな演出で世界に博物館の門出をアピールしました。式典のクライマックスとなるエルシーシ大統領のスピーチでは、唯一国名を挙げる形で日本について言及があり、「大エジプト博物館の開館には友好国日本の協力があったことを忘れてはならない。」と謝意が表明されました。また、東京の浅草寺で収録された日本のオーケストラの演奏ビデオも披露されました。

大エジプト博物館の建設に向けた日本とエジプトの協力は20年以上前、2003年の小泉総理大臣のエジプト訪問に遡ります。この訪問において、日本の博物館建設支援について合意が成立し、2006年に建設が開始されて以来、両国が様々な困難を乗り越え、ついに正式開館に至りました。

日本による協力は、博物館建設に係る円借款の供与、ツタンカーメン関連を始めとした収蔵品や展示品の保存と修復、展示方法や博物館運営に関する技術協力、そして別館に展示される「第二のクフ王の船（太陽の船）」の復原まで多岐にわたります。さらに、日本の民間企業もプロジェクトに携わってきており、博物館の外観と展示物を覆うガラスなどに日本製の機材が使われています。

こうした協力もあり、大エジプト博物館には、日本人が楽しむことができる多くの仕組みが設けられています。目玉であるツタンカーメン・ギャラリーの展示品には日本語での解説が付されており、太陽の船展示棟にも、これまでの協力について日本語での解説が掲載される予定です。また、一般公開初日から、アラビア語、英語と共に日本語版オーディオガイドも導入され、多くの展示品について日本語での解説を聞くことができます。

日本は、大エジプト博物館に蓄積された遺物保存修復に関する知見の国際社会への共有や、正式開館後の博物館運営を引き続き支援していきます。

日本とエジプトの友好関係の新たな象徴である大エジプト博物館は、二国間関係を超えてエジプトと世界の架け橋となり、エジプトの社会経済の発展につながっていくことでしょう。



大エジプト博物館正式開館式典の出席賓客一同、ラムセス2世像と共に（11月1日、エジプト・ギザ）



日本語も併記されている大エジプト博物館内部の表示

第8節 アフリカ

1 概観

アフリカは、54か国に約15億人⁽¹⁾を擁し、2050年には世界人口の4分の1を抱えるようになるといわれるなど、若く、エネルギーと潜在力にあふれた地域である。豊富な鉱物資源や高い経済成長率を誇り、日本の経済安全保障やバリューチェーンの確保の観点からも重要な地域であると言えるほか、更に開拓すべき投資先として世界の関心も集めている。

加えて、アフリカは、いわゆる「グローバル・サウス」の中核を占める地域であり、近年の経済成長やアフリカ連合（AU）⁽²⁾を中心とした政治・経済統合の動きも相まって、国際社会における存在感を一層強めている。アフリカ諸国との連携強化は、責任あるグローバル・ガバナンス⁽³⁾の構築を含め、日本が重視する外交政策を国際社会で推し進めていく観点からも、極めて重要と言える。

一方、アフリカ地域では依然として、紛争やテロ、政治的混乱が平和と安定を脅かしている地域も存在し、また、貧困や飢餓といった深刻な開発課題も抱えている。こうしたアフリカ地域が直面する諸課題は世界の課題にも直結し得るものであり、早急な対策が必要となっている。

2025年もアフリカの複数の地域において、不安定な政治・治安情勢が見られる年となった。1月末以降、コンゴ民主共和国東部におい

て武装勢力による攻撃が激化し、同地域の主要都市を実効支配した。アフリカ東南沖のインド洋に位置するマダガスカルでは、9月末以降、若者を中心とした抗議活動が発生し、大統領の辞任・政権交代に要求が発展した。同大統領の国外退避に伴い、軍司令官が暫定大統領に就任した。アフリカ西端部に位置するギニアビサウでは、11月に大統領選挙が実施されたが、その暫定結果発表予定日の前日に、同選挙に立候補した現職のエンバロ大統領らが軍に拘束され、陸軍参謀総長が暫定大統領に就任するクーデターが発生した。また、西アフリカ中央部のギニア湾岸に位置するベナンでは、12月に軍の一部によるクーデター未遂が発生した。サヘル地域⁽⁴⁾では2020年以降、マリ、ブルキナファソ及びニジェールで軍事的政権奪取が発生した後もテロの脅威が続いている。

2025年、ガボン、カメルーン、コートジボワール、ギニアビサウ、中央アフリカ、ギニア、マラウイ、セーシェル、タンザニアでは大統領選挙が行われた。

4月、岩屋外務大臣は、セネガルを訪問し、同国大統領、首相及び外相と意見交換を行った。また、この機会に、岩屋外務大臣は、日本の支援で1984年に設立したセネガル日本職業訓練センターを視察するとともに、現地の日本企業

(1) 2023年7月時点（“World Population Prospects, 2024”, Population Division, Department of Economic and Social Affairs, United Nations）

(2) AU：African Union

(3) グローバル・ガバナンス：国内のように上位の統治機構が存在しない国際社会において、国家間にまたがる課題への対応に予見可能性や安定性、秩序を持たせるための取組（機関、政策、規範、手続、イニシアティブの総体）

(4) 「サヘル」とはサハラ砂漠の南に位置する広範囲な地域のことで、厳密な定義はないが、一般にモーリタニア、マリ、ニジェール、ブルキナファソ、チャドなどが位置する地域を指す。

関係者と意見交換を行った。8月に横浜で開催した第9回アフリカ開発会議（TICAD⁽⁵⁾ 9）には、33人の首脳級を含むアフリカ49か国に加え、共催者（国連、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、アフリカ連合委員会（AUC⁽⁶⁾）、国際機関、民間企業、国会議員及び市民団体等）が参加し、「革新的な課題解決策の共創」をテーマに、「経済」、「社会」、「平和と安定」の3分野について活発な議論が行われた（8ページ巻頭特集参照）。特に、各分野を横断する重要事項として、「民間セクター主導の持続的な成長」、「若者・女性」、「地域統合及び域内外の連結性」に焦点が当てられた。3日間の議論の成果は、首脳宣言である「TICAD 9横浜宣言」にまとめられ、採択された。

一つ目の柱の「経済」では、日本から、民間セクター主導の持続的な成長の促進、地域統合と域外との連結性強化、産業エコシステム強化による経済多角化などに関する日本の取組を紹介した。アフリカ各国や国際機関等を含む参加者からは、アフリカの潜在力をいかした経済成長のため、鉱物資源の活用を含む産業の育成、経済の多角化、法制度整備等のグッド・ガバナンス、インフラ整備やアフリカ大陸自由貿易経済圏（AfCFTA）等による域内貿易やバリューチェーン強化、デジタル化、教育・人材育成等

の人への投資、債務問題、適切な資金調達、エネルギーアクセス改善等が指摘されるとともに、日本企業の更なるアフリカへの投資やパートナーシップの強化に期待が示された。

二つの目の「社会」では、日本から、誰一人取り残すことのない社会をアフリカと共に創り上げるため、教育・人材育成、保健、環境、防災分野に関する日本の取組について紹介した。アフリカ各国や国際機関等を含む参加者間での議論の中では、質の高い教育へのアクセス改善、職業訓練といった人への投資や、若者・女性の能力強化、保健システムの強化、水・衛生、気候変動対策、防災等の取組が不可欠との指摘があるとともに、日本の更なる協力への期待が示された。

三つ目の「平和と安定」に関しては、日本から、「平和と安定」は、持続的な経済成長、包摂的な社会の礎であるとして、同分野における日本の取組を紹介した。アフリカ各国や国際機関等を含む参加者は、開発と繁栄にとって平和と安定が不可欠の前提であることを強調しつつ、アフリカ自身による解決、アフリカの機構や取組の強化、若者・女性の役割強化、紛争の予防や根本原因への対処等の必要性や国連安全保障理事会改革の重要性等が指摘されたとともに、更なる協力強化への期待が示された。

2 アフリカ連合 (AU)

アフリカ連合（AU）は、アフリカ55の国・地域が加盟し、アフリカの一層の政治・経済的統合を目標に掲げる世界最大級の地域機関である。

2月、AU総会の機会を捉え、英利アルフィヤ外務大臣政務官がエチオピアを訪問し、ベケレ＝トーマスAUDA-NEPAD（AU開発庁－アフリカ開発のための新パートナーシップ）長官やアブラクワ・ガーナ外相、ブタレ・ボツワ

ナ国際関係相などアフリカ各国閣僚等との間で会談や懇談を行った。

8月に横浜で開催されたTICAD 9には、AUの事務局でありTICADの共催者でもあるAU委員会（AUC）から、ユスフAUC委員長、ハダディ副委員長ほか関連分野の委員ら多数が参加し、ユスフAUC委員長は石破総理大臣と会談を行った。

(5) TICAD : Tokyo International Conference on African Development

(6) AUC : African Union Commission

3 東部アフリカ地域

(1) ウガンダ

ウガンダは、ムセベニ大統領による長期政権の下、安定した内政を背景に経済成長を維持している。周辺国からアフリカ最大となる200万人に迫る難民を受入れ、AUソマリア支援安定化ミッション（AUSSOM）への派兵国の中で最大兵力を提供するなど、「アフリカの角」⁽⁷⁾地域の安定に向けて貢献している。

5月には、英利アルフィヤ外務大臣政務官がウガンダを訪問し、ムセベニ大統領及びナバンジャ首相への表敬、及びオケロ国際問題担当國務相との会談を行った。8月のTICAD 9では、アルポ副大統領が石破総理大臣を表敬し、10月の大阪・関西万博のウガンダ・ナショナルデー出席のため訪日したナバンジャ首相が林芳正官房長官と会談を行った。これらの会談を通じて、両国は、良好な二国間関係の一層の発展及び国際場裡での協力を確認した。

(2) エチオピア

エチオピアは、アフリカ第2位の人口（1.3億人）を背景に、高い経済的潜在力を有するとともに、為替自由化や財政改革などのマクロ経済改革を実施している。また、同国北部の紛争終結から3年が経過し、首都アディスアベバでは街路の整備が進んでいる。アムハラ州などでは引き続き戦闘が散発するなど、国内の安定化が今なお課題である。2月のメスガヌ外務副相と英利外務大臣政務官との会談（日・エチオピア政策協議）や8月のTICAD 9出席のため訪日したハデラ外務副相と藤井比早之外務副大臣との会談などを通じ、両国は、多岐にわたる分野で二国間関係を更に発展させることで一致した。

(3) エリトリア

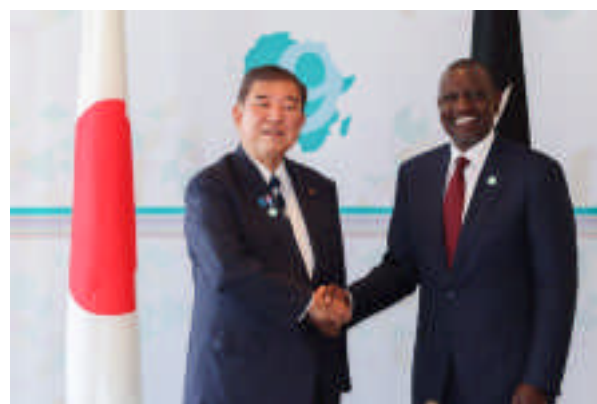
エリトリアは、インド洋とスエズ運河・欧州

を結ぶ国際航路に位置し、同国領海は多数の日本関係船舶が航行する安全保障上の要衝である。アフリカの角地域の平和と安定に同国が果たす役割の重要性を踏まえ、1月に在エリトリア兼勤駐在官事務所を大使館へ格上げした。

(4) ケニア

ケニアは、「法の支配」を始め、価値や原則を共有する重要な同志国であるとともに、東アフリカの経済的ハブであり、アフリカ有数の日系企業拠点の一つとなっている。

1月には、藤井外務副大臣を団長とするアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがケニアを訪問し、両国の政府関係者及び企業の代表者との間で、二国間の経済交流の促進に向けた幅広い議論が交わされた。6月には、大阪・関西万博のケニア・ナショナルデー行事への参加のため、キニャンジュイ投資・貿易・産業長官が訪日した。8月には、TICAD 9への参加のため、ルト大統領が訪日し、石破総理大臣との首脳会談において、両国は、二国間関係及び国際場裡での協力を一層強化して行くことで一致するとともに、アフリカ情勢や国連安全保障理事会（国連安保理）改革といった地域情勢及び国際場裡の諸課題に連携して対応していくこと



日・ケニア首脳会談
（8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）

(7) 「アフリカの角（Horn of Africa）」とは、アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと

を確認した。

(5) コモロ連合

コモロは、日本と同じ海洋国として「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を支持しているパートナーである。アザリ大統領の下、2030年までに新興国入りを目指とする「コモロ新興計画2030」を掲げ、湾港などのインフラ整備、持続可能な漁業などのブルーエコノミー⁽⁸⁾を推進している。

8月には、大阪・関西万博のコモロ・ナショナルデー出席のため、ムストイファ経済産業投資相・経済統合担当が訪日したほか、TICAD 9では、石破総理大臣とアザリ大統領との間で首脳会談を実施した。



日・コモロ首脳会談
(8月21日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

(6) ジブチ

ジブチは、欧州とアジアを結ぶ主要な交易路に面する戦略的要衝に位置し、FOIP実現のための重要なパートナーである。2009年から、日本の自衛隊がアデン湾・ソマリア沖で海賊対処行動に従事しており、2011年にジブチに設置された自衛隊拠点は在外邦人などの保護及び輸送にも活用されている。

5月には、英利外務大臣政務官がジブチを訪問し、アブドゥルカデル首相などと会談を行った。6月には、ディレイタ国民議会議長が訪日し、岩屋外務大臣と会談を実施した。加えて、8月のTICAD 9では、岩屋外務大臣とオマー

ル外務・国際協力相との間で外相会談を実施した。これらの会談を通じて、両国は、良好な二国間関係をより一層発展させていくことで一致した。また、10月には、大阪・関西万博のジブチ・ナショナルデー行事への参加のため、モハメド商業・観光相が訪日した。

(7) スーダン

スーダンでは、2023年4月以降、同国の国軍と即応支援部隊との武力衝突が継続しており、深刻な人道危機が発生している。日本は、スーダン及び周辺国の人道状況改善に向けた人道支援を実施している。9月には、ヤクブ産業・貿易相が、大阪・関西万博のスーダン・ナショナルデー行事への参加のために訪日し、復興段階での日本企業のスーダンへの投資を呼びかけた。

(8) セーシェル

セーシェルは、インド洋有数の経済水域を有する、FOIP実現のための重要なパートナーである。また、2026年には日・セーシェル外交関係樹立50周年の節目を迎える。

3月には、前年に続き、日本の海上自衛隊掃海艇がセーシェルに寄港し、両国間で親善訓練が実施された。8月のTICAD 9にはラデゴン外務・観光相が参加し、岩屋外務大臣との間で会談が行われた。また、9月には、大阪・関西万博のセーシェル・ナショナルデーの機会にフェラーリ首席大臣兼漁業・ブルーエコノミー相が訪日した。10月には大統領選挙と国民議会選挙が行われた結果、エルミニ大統領が就任した。

(9) ソマリア

ソマリアでは、2022年5月に就任したハッサン大統領の下、平和構築や国造りの努力が続けられており、日本はソマリア政府の取組を後押ししている。

6月、訪日したハムザ外務・国際協力省次官

⁽⁸⁾ 海洋資源などの活用により、持続可能な経済成長を推進するコンセプト

が藤井外務副大臣を表敬し、日本は、2025年から2026年にかけて安保理非常任理事国を務めるソマリアと、安保理を含め国連の場でも緊密に連携することで一致した。8月のTICAD 9では、岩屋外務大臣とシェイク・ファラー計画・投資・経済開発相が会談し、両国は、地域情勢及び国際場裡の諸課題に連携して対応していくことを確認した。また、10月には、大阪・関西万博のソマリア・ナショナルデー行事への参加のため、ムルサル外務国際協力副相が訪日した。

(10) タンザニア

タンザニアは、アフリカの東部と南部を結ぶ要衝に位置し、経済成長を続けている。5月には、大阪・関西万博のタンザニア・ナショナルデーに際し、マジヤリワ首相が訪日し、石破総理大臣と首脳会談を行った。会談を通じて二国間協力について議論するとともに、国際場裡においても緊密に連携していくことを確認した。8月のTICAD 9では、岩屋外務大臣とコンボ外務・東アフリカ協力相による外相会談が行われた。10月末には大統領選挙が行われ、サミア大統領が再選された。大統領選挙等に際し、ダルエスサラームを含むタンザニア国内各地で死傷者を伴う混乱が発生した。

(11) ブルンジ

ブルンジは、アフリカ大陸中央部に位置する内陸国であり、日本は1970年代以降、母子保健や農業分野での基礎的サービス向上などの開発協力を継続的に行っている。6月には、大阪・関西万博のブルンジ・ナショナルデー出席のため、ニジンベレ商業・交通・産業・観光相が訪日した。8月のTICAD 9では、石破総理大臣とンダイシミア大統領が首脳会談を行い、両国は、良好な二国間関係の更なる発展に向けて引き続き協力していくことを確認した。

(12) マダガスカル

マダガスカルは、アフリカ東南部沖のインド洋に位置する島国でFOIPを支持しており、鉦

物資源供給元としても重要な国である。8月のTICAD 9では、石破総理大臣とンツァイ首相が首脳会談を行い、FOIPの実現に向けて共に取り組んでいくことで一致した。9月末には、停電及び断水に対する抗議活動が拡大した結果、ラジヨリナ大統領が国外退避し、10月にランジアニリナ大佐が再建大統領に就任した。

(13) 南スーダン

南スーダンでは、2013年12月の衝突以降混乱が続いたが、2018年9月には「再活性化された衝突解決合意」が署名された。2025年3月以降、当事者間の対立が激しくなり、マシャール第一副大統領が自宅で軟禁された。日本は、これまで独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた開発協力や国連平和維持活動(PKO)への支援を通じて、同国の平和と安定を継続的に支援しており、岩屋外務大臣は、8月のTICAD 9出席のため訪日したセマヤ外相との外相会談において、南スーダンの選挙について、公正で透明性のある選挙が実施されることへの期待を述べた。

(14) モーリシャス

モーリシャスは、価値と原則を共有するFOIP実現のためにも重要な国である。5月には、英国との間でディエゴ・ガルシアを含むチャゴス諸島に関する英国・モーリシャス協定に署名した。チャゴス諸島全体についてモーリシャスの主権が認められ、両国で批准に向けた手続が行われている(2025年末時点)。7月には、大阪・関西万博のモーリシャス・ナショナルデーの機会にラムフル外務・地域統合・国際貿易相が訪日し、岩屋外務大臣と会談した。8月のTICAD 9にはランゲーラム首相が参加し、石破総理大臣と会談を行ったほか、同月、駐日モーリシャス大使館が開設された。

(15) ルワンダ

ルワンダではカガメ大統領の下、2035年までに上位中所得国入りを目指す努力が続けられている。6月、大湖地域の持続的な安定に向けて、

米国、カタール、AUによる仲介努力により、コンゴ民主共和国との間で和平合意に署名した。7月には、大阪・関西万博のルワンダ・ナショナルデーに出席のため、セバヒジ貿易産業相が

訪日し、また8月には、TICAD 9出席のため訪日したドゥフンギレへ外務・国際協力相と岩屋外務大臣との間で外相会談が行われた。

4 南部アフリカ地域

(1) アンゴラ

アンゴラは安定した政治基盤を有し、地域の平和と安定に重要な役割を果たしている。同国は2025年にAU議長国を務めており、8月のTICAD 9ではロウレンソ大統領が石破総理大臣と共に共同議長を務め、首脳会談が行われた。

2月には、南アフリカで開催されたG20外相会合の機会を捉え、岩屋外務大臣とアントニオ外相が会談した。7月の大阪・関西万博のアンゴラ・ナショナルデーに参加するため、ブラガンサ大統領府社会分野担当相が訪日した。日本からも、7月に総理特使として山際大志郎衆議院議員がロウレンソ大統領を表敬し、TICAD 9共同議長としての協力を要請した。また、11月のアンゴラ独立50周年記念式典には大西洋平外務大臣政務官が出席し、ロウレンソ大統領を表敬して総理親書を手交した。

(2) エスワティニ

エスワティニは、国王であるムスワティ3世の下、君主が自ら政治に積極的に関わる体制が維持され、またアフリカで唯一、台湾と外交関係を有する国である。6月には、大阪・関西万博のエスワティニ・ナショナルデー出席のため、ドラミニ首相が訪日し、石破総理大臣と首脳会談を実施した。8月のTICAD 9では、ムスワティ3世国王及びマツェブラ王妃が訪日し、石破総理大臣と同国王陛下が首脳会談を実施し、両首脳は、二国間関係を一層強化することで一致した。

(3) ザンビア

銅などの豊富な鉱物資源を有するザンビアと

は、2024年に外交関係樹立60周年を迎え、2025年2月にはヒチレマ大統領が訪日し、石破総理大臣と会談した。7月には大阪・関西万博のザンビア・ナショナルデー出席のためシクンバ観光相が訪日、また、8月にはナルマンゴ副大統領がTICAD 9出席のため訪日し、石破総理大臣を表敬した。ザンビアへの投資には日本企業も関心を有しており、2月に署名された日・ザンビア投資協定も踏まえ、活発なハイレベルでの交流を通じ、二国間関係の強化と国際場裡での協力深化を確認した。

(4) ジンバブエ

ジンバブエは、豊富な鉱物資源や肥沃な土地に恵まれた内陸国であり、南部アフリカ地域における交通・流通及び送電などの要衝である。2025年に日本とジンバブエは外交樹立45周年を迎えた。7月には、ムナンガグワ大統領が大阪・関西万博ジンバブエ・ナショナルデーに出席するために訪日したほか、8月のTICAD 9にも出席し、石破総理大臣との首脳会談を行った。同会談で、両首脳は、二国間関係の強化と国際場裡での協力について一致した。また、9月にはムデンダ国会議長が訪日し、衆参両院議長や日本・AU友好議員連盟の議員と会談し、議員間交流の活発化について議論した。

(5) ナミビア

2024年11月の大統領選挙で勝利した与党の南西アフリカ人民機構（SWAPO）党首のナンディ＝ンダイトワ副大統領が、3月21日に同国初となる女性大統領に就任した。同日に行われた大統領就任式及び独立35周年記念式典には、鈴木貴子衆議院議員が特派大使として

出席し、同大統領への表敬を行った。8月には、TICAD 9出席のため訪日したングラレ首相が石破総理大臣と会談し、両首脳は、鉱物・エネルギー資源やグリーン水素における投資促進や人材支援における協力、二国間関係のさらなる発展について一致した。

(6) ボツワナ

南部アフリカの安定した民主主義国であるボツワナは、ダイヤモンド資源を背景に成長してきたが、ダイヤモンド価格下落に伴い、同国では経済多角化が最重要課題となっている(2025年末時点)。8月、TICAD 9の際には、ハオラテ副大統領兼財務相が石破総理大臣を表敬したほか、ブタレ国際関係相と岩屋外務大臣が外相会談を行った。11月にはハオラテ副大統領兼財務相が閣僚級招へいで再訪日し、茂木外務大臣と会談を行い、両国は、二国間関係の更なる強化に向け一層協力していくことで一致した。



日・ボツワナ外相会談(11月26日、東京)

(7) マラウイ

日本は、価値や原則を共有するマラウイと長年にわたり友好関係を築いており、6月には、大阪・関西万博のマラウイ・ナショナルデー出席のため、ムンバ貿易・産業相が訪日した。8月のTICAD 9では、岩屋外務大臣とテンボ外相が会談を行い、両国は、世界最多の累積派遣数を誇るJICA海外協力隊派遣を通じた友好関係の増進や経済関係の強化により、二国間関係を更に発展させることで一致した。9月には大統領選挙が実施され、ムタリカ元大統領が当選を果たした。

(8) 南アフリカ

南アフリカは、2024年12月からアフリカで初となるG20議長国を務めた。2月のG20外相会合では、岩屋外務大臣がラモラ国際開発・協力相と会談し、二国間関係の強化や国際場裡における連携を確認した。3月にはマシャティール副大統領が外務省閣僚級招へいで訪日し、石破総理大臣を表敬したほか、林官房長官との会談を実施した。8月にはTICAD 9出席のためにラマポーザ大統領が訪日し、石破総理大臣との首脳会談を実施した。11月には高市総理大臣がG20首脳会合に出席し、ラマポーザ大統領と首脳会談を行い、TICAD 9及びG20サミットの成果を踏まえ、両国で今後も緊密に協力していくことで一致した。

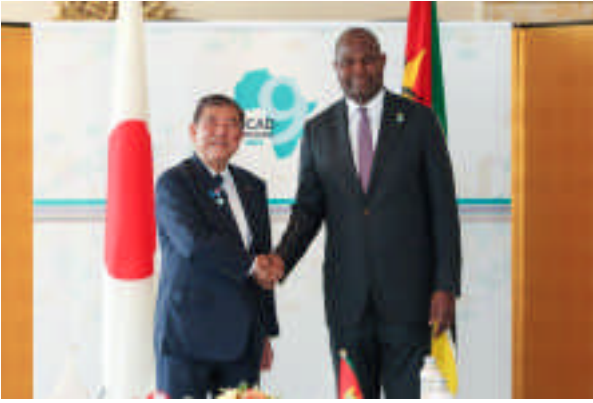


日・南アフリカ首脳会談(11月28日、南アフリカ・ヨハネスブルク
写真提供：首相官邸ホームページ)

(9) モザンビーク

モザンビークは、天然ガス、石炭、黒鉛などの豊かな天然資源を有し、南東部アフリカの玄関口としてFOIPを西側から臨む要衝である。同国北部における武装勢力による襲撃により、2021年に、日本企業も参画する液化天然ガス(LNG)開発事業が中断されて以降、日本政府は、治安改善に向け様々な支援を継続している。

6月には大阪・関西万博のモザンビーク・ナショナルデーに参加するため、レヴィ首相が訪日し、林官房長官と会談したほか、8月のTICAD 9ではチャポ大統領が訪日して石破総理大臣と首脳会談を行い、両首脳は、二国間関係の強化とナカラ回廊開発における協力を継続していくことで一致した。



日・モザンビーク首脳会談
(8月22日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

(10) レント

レントは国土の大部分が山岳高地の内陸国で、豊富な水資源を有し、近隣国に水を輸出している。日本も、同国の小水力発電設備に対する支援など、様々な分野で協力関係を築いてきた。7月には、大阪・関西万博のレント・ナショナルデー出席のため、レツィエ3世国王及びマセナテ王妃が訪日した。また、8月のTICAD 9では、マテカネ首相が初訪日し、石破総理大臣と首脳会談を行い、両首脳は二国間関係を一層強化することで一致した。

5 中部アフリカ地域

(1) ガボン

4月に大統領選挙が行われ、暫定大統領であったオリギ・ンゲマ氏が、95%以上の得票率で当選した。5月に実施された大統領就任式に、江島潔参議院議員が総理特使として出席した。7月、大阪・関西万博に際し、バロ・シャンブリエ副大統領が訪日し、岩屋外務大臣と会談した。8月のTICAD 9には、オナンガ・ンディアイ外相が出席し、岩屋外務大臣と会談を行った。

(2) カメルーン

10月の大統領選挙で、現職のビヤ大統領が再選された。同国政府は、ボコ・ハラム等が活動する北部及び武装した分離独立派が活動する英語圏地域問題の解決に向けた取組を継続している。

6月には、宮路拓馬外務副大臣がカメルーンを訪問し、ンゴ・ンゴ大統領府官房長官、ングテ首相及びンバイユ外務副相と会談を行った。8月のTICAD 9には、ングテ首相及びンベラ・ンベラ外相が出席し、それぞれ石破総理大臣、岩屋外務大臣と会談を行った。また、9月、ンバルガ・アタンガナ商業相が大阪・関西万博の機会に訪日し、要人往来の活発な1年となった。

(3) コンゴ民主共和国

日本は、運輸交通や電力などの分野におけるインフラ支援を含め、同国の社会経済発展に向けた協力を進めている。

1月末、東部地域では武装勢力の活動が活発化して情勢が悪化し、北キブ州や南キブ州では武装勢力が実効支配する状況に陥った。大量の国内避難民が発生するとともに、人権・人道状況の悪化が更に深刻化した。首都キンシャサにおいても、現状への不満を持つ市民による大規模デモが発生し、一部暴動や略奪行為も発生した。東部地域では、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)が展開している。日本は、「地域警察モデル」の再構築・普及・定着を通じた支援を行っている。

6月には大阪・関西万博に際し、また、8月には横浜でのTICAD 9出席のため、スミノワ首相が訪日し、いずれも石破総理大臣と会談を行った。

(4) コンゴ共和国

広大なコンゴ盆地を擁する同国は、森林保全を含めた気候変動課題に積極的に取り組んでいる。

食料安全保障への対策が急務となっていることから、日本は同国に対し、国連世界食糧計画

(WFP) を通じた食糧援助を継続的に行っている。8月には、同国との間で、技術協力協定に署名した。8月のTICAD 9には、サス・ングソ国際協力・官民連携推進相が出席し、岩屋外務大臣と会談を行った。

(5) サントメ・プリンシペ

豊かな自然環境に恵まれたサントメ・プリンシペでは、エコツーリズムなどの環境分野に力を入れている。日本政府は食糧援助を継続的に実施している。

8月のTICAD 9には、ラモス首相が出席し、石破総理大臣と会談を行った。また、9月、マタ環境・青年・持続可能な観光相が、大阪・関西万博に際し訪日した。

(6) 赤道ギニア

赤道ギニアでは、オビアン・ンゲマ大統領の長期政権が維持されている。7月、大阪・関西万博に際しンゲマ・オビアン・マンガ副大統領が訪日し、林官房長官と会談を行った。また、8月のTICAD 9には、オサ・ンスエ・ンスア首相が出席し、石破総理大臣と会談を行った。

(7) チャド

チャドでは、2月に史上初となる上院議会選

挙を実施した。4月、大阪・関西万博に際しアフマト経済・社会・文化・環境評議会議長が訪日した。8月のTICAD 9には、アルハボ大統領府官房長官兼国務相が出席し、岩屋外務大臣と会談を行った。日本は、食糧援助や、スーダン難民を始めとする周辺国からの難民・避難民の受入れにより負担が増しているホストコミュニティ（受入れ地域）のための支援などを引き続き実施している。

(8) 中央アフリカ

中央アフリカにおいては、多数の反政府武装勢力が存在しており、国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA）が展開している。治安・人道状況は改善傾向にあるものの、引き続き多数の国内避難民が存在している。

7月、大阪・関西万博に際しアコロザ貿易産業担当相が訪日した。また、8月のTICAD 9にはトゥアデラ大統領が出席し、石破総理大臣と会談を行った。

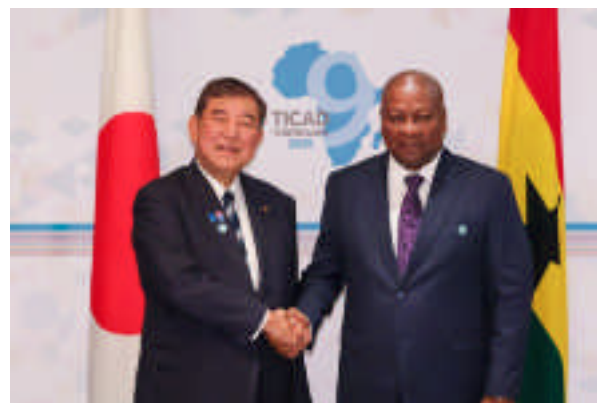
さらに、8月、無償資金協力「食糧援助（WEP連携）」に関する書簡の署名・交換を行った。12月には大統領選挙・国民議会選挙・地方選挙が行われ、現職のトゥアデラ大統領が再選された。

6 西部アフリカ地域

(1) ガーナ

1月、第2期マハマ政権が発足し、同月7日に総理特使として田中良生衆議院議員がマハマ大統領就任式に出席した。同政権は経済・財政状況の立て直しを最優先課題としている。7月、農業、製造業の生産性を高め、バリューチェーン全体の改善を図り、輸出主導型経済の確立を目指す「24時間経済及び輸出促進開発プログラム」を発表し、推進している。

8月のTICAD 9にはマハマ大統領が出席し、石破総理大臣と会談した。また、大統領に同行したアブラクワ外相が岩屋外務大臣と会談し



日・ガーナ首脳会談
(8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

た。9月には、大阪・関西万博に際しオフアス＝アジャレ貿易・産業・アグリビジネス相が訪日した。

日本は、野口記念医学研究所を通じた感染症対策を含む幅広い分野で同国を引き続き後押ししている。

(2) カーボベルデ

カーボベルデは民主主義が定着しており、高い政治的安定を誇っている。

2月、アディスアベバ（エチオピア）で開催されたAU総会の機会に、ヴィエイラ外務・協力閣外相が英利外務大臣政務官と会談した。また、8月のTICAD 9にはコレイア・エ・シルヴァ首相が出席し、石破総理大臣と会談した。10月には、大阪・関西万博に際し、サントシュ海洋相が訪日した。

(3) ガンビア

ガンビアは、法の支配の強化や債務状況の改善に取り組んでいる。主要産業である農業は脆弱であり、日本は農業や官民連携を通じた支援を行っている。

8月には大阪・関西万博に際しジェフ通商相が訪日したほか、TICAD 9にはジャロウ副大統領が出席し、石破総理大臣を表敬した。

(4) ギニア

2021年9月に発足した暫定政府により、民政移管プロセスが進行中である。

1月、ナベ計画・国際協力相が訪日し、藤井外務副大臣と会談を行った。6月、大阪・関西万博に際しバー暫定政府首相が訪日し、林官房長官と会談を行った。6月には食糧援助、7月には消防関連機材の供与に係る無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。8月、TICAD 9の機会に訪日したナベ計画・国際協力相が岩屋外務大臣と会談を行った。9月、国民投票により可決された新憲法が公布され、12月の大統領選挙では、2021年9月より実権を握っていたドンブヤ暫定大統領が選出された。

(5) ギニアビサウ

5月、大阪・関西万博に際しエンバロ大統領が訪日し、石破総理大臣と会談した。また、8月のTICAD 9にはサンブ経済・計画・地域統合担当相が出席し、岩屋外務大臣と会談を行った。11月に大統領選挙が実施されたが、その暫定結果発表予定日の前日に同選挙に立候補したエンバロ大統領らが軍に拘束され、陸軍参謀総長が暫定大統領に就任するクーデターが発生した。

(6) コートジボワール

安定的な高い経済成長率を達成する同国との間では、経済関係の強化が進展した。1月には、日・コートジボワール官民インフラ会議がアビジャンで開催され、同会議には両国の民間企業も参加した。

6月、大阪・関西万博のコートジボワール・ナショナルデーにディアラスバ商業・産業相が参加した。8月、TICAD 9には、マンベ首相、カバ経済・計画・開発相、アトム外務・アフリカ統合・在外自国民相、クリバリ通信相兼政府報道官及びコナテ・デジタル移行・デジタル化相が参加した。また、同機会を捉え、マンベ首相が石破総理大臣と、アトム外相が岩屋外務大臣とそれぞれ会談を行った。10月には大統領選挙が実施され、ウワタラ大統領が通算4期目の再選を果たした。

(7) シエラレオネ

2023年に再選されたビオ大統領は、「2024



日・コートジボワール首脳会談
(8月22日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

年-2030年国家開発計画」の下、地方分権、地域開発、食料の輸入依存からの脱却、インフラの改善等に取り組んでいる。

6月、シエラレオネは西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の議長国に就任した。9月、日本は同国との間で食糧援助にかかる無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。8月のTICAD 9にはセンゲ首席相が出席し、岩屋外務大臣と会談した。

(8) セネガル

3月、ジョップ国防相が訪日し、松本尚外務大臣政務官と会談を行った。

4月、岩屋外務大臣は、セネガルを訪問し、ファイ大統領及びソンコ首相を表敬するとともに、ファル・アフリカ統合・外相と会談を実施した。また、同機会に、岩屋外務大臣は、日本の支援で1984年に設立したセネガル日本職業訓練センターを視察するとともに、現地の日本企業関係者と意見交換を行った。

8月のTICAD 9には、ファイ大統領、ファル・アフリカ統合・外相、ジョップ産業・通商相及びサール経済・計画・協力相が参加した。同機会に、ファイ大統領は、石破総理大臣と会談を行った。また、ファイ大統領一行は、大阪・関西万博のセネガル・ナショナルデーに参加した。

10月、日本は同国との間で、セネガル職業訓練センターの分校建設及び農業機材供与にかかる2件の無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。



日・セネガル首脳会談
(8月20日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ)

(9) トーゴ

前年5月の憲法改正に伴い、5月、閣僚評議会議長の指名及び上下両院合同会議からの大統領の選出が行われた。この結果、ニヤシンベ前大統領が初代閣僚評議会議長に、サビ＝ド＝ドベ氏が大統領にそれぞれ就任した。

8月のTICAD 9には、ニヤシンベ閣僚評議会議長、デュセ外務・地域統合・在外国民相が参加した。同機会に、ニヤシンベ閣僚評議会議長は、石破総理大臣と首脳会談を行った。

また、8月、大阪・関西万博にてトーゴ・ナショナルデーが開催され、サンビアニ商業・手工業・地方消費相が参加した。10月、日本は同国との間で、治安対策用警察車両等を供与する無償資金協力に関する書簡の署名・交換を行った。

(10) ナイジェリア

2023年5月に就任したティヌブ大統領は、国内の経済発展を優先政策として掲げ、積極的に経済・財政改革の施策を推し進めている。

3月、アフリカ最大規模のダングテ精油所内でポリプロピレン生産が開始、また、5月末には米国の民間格付け会社ムーディーズがナイジェリアの格付けを上げるなど、外貨不足解消、現地通貨の価値の安定化の方向に進んでおり、ナイジェリア経済は回復基調にある。

8月のTICAD 9にはティヌブ大統領が出席し、同行したトゥガー外相が岩屋外務大臣と会談した。同会談で、両国は、経済分野やグローバルな課題に向け協力を深めていくことで一致した。

さらに、両国はナイジェリアに対するオファー型協力「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強^{じん}靱化」を立ち上げることで一致し、日本はナイジェリアの産業発展のための取組を推進している。

(11) ニジェール

2023年7月の軍事的政権奪取以降、民政移管に向けた取組が注視されてきた同国は、3月、国家の再建を目指し、司法の独立の強化や新憲

法の採択などを目的とする再建憲章を公布した。

日本は、ニジェールにおける憲法秩序の早期回復に向けた取組を求める一方、人道状況改善のため、国際機関を通じた支援などを継続している。

(12) ブルキナファソ

2022年1月及び同年9月に発生した軍事的政権奪取の後、暫定政府が発足し、民政移管に向けて取り組んでいる。地方でテロや襲撃が頻発するなど、治安の悪化が深刻であり、多数の国内避難民が発生している。

日本は、国内避難民の急増等による食料危機への対策に貢献するため、8月に無償資金協力「食糧援助」に関する書簡の署名・交換を行った。

(13) ベナン

サヘル地域のテロ組織の南下によりベナン北部の治安対策の強化が喫緊の課題になっている。また、12月には、軍の一部によるクーデター未遂が発生した。

日本は、インフラ整備、産業振興及び国民の生活環境改善を通じて、二国間関係を深化させている。また、ベナンの投資環境改善等のため、約30年ぶりとなる円借款を供与する方針を決定した。

6月、宮路外務副大臣は同国を訪問し、チャビ・タラタ副大統領、アジャディ・バカリ外相及びワダニ経済・財務相を表敬した。また、元国費留学生及び元JICA研修生、並びに在留邦人ともそれぞれ意見交換した。8月のTICAD 9にはチャビ・タラタ副大統領が出席し、同機会に石破総理大臣との会談を行った。また、大阪・関西万博のベナン・ナショナルデーにはアビンボラ観光・文化・芸術相が参加した。

(14) マリ

2020年8月及び2021年5月に発生した軍事的政権奪取を経て、暫定政府が発足し、民政移管に向けて取り組んでいる。国連マリ多面的統合安定化ミッション (MINUSMA)⁽⁹⁾の撤退後も、北部及び東部を中心に、テロや襲撃、衝突などが頻発しており、治安及び人道状況が深刻化している。

日本は、マリの平和と安定及び持続的成長を後押しするため、教育、食料安全保障のほか、治安や保健などの分野において協力を実施している。

(15) リベリア

リベリアは、法の支配の確立のため内戦時の戦争犯罪や汚職の解決のため法廷設置に着手している。また、1月には開発の優先課題であるインフラや保健等を柱とした5か年計画を策定した。

8月のTICAD 9にはボアカイ大統領が出席し、石破総理大臣と会談した。両首脳は開発協力や経済関係強化について議論した。また、同月、大阪・関西万博にはニャンティ外相が参加した。

(16) モーリタニア

政治・治安情勢が不安定化するサヘル地域に位置するも、2011年を最後にテロが発生しておらず、安定した政権運営を続けている。水産物、鉄鉱石や金、天然ガスなどの資源が豊富であり、2025年から大規模ガス田から採掘する天然ガスの液化、輸出が開始された。

4月、ブー経済・財務相が訪日し、松本外務大臣政務官と会談を行った。5月に、同国のタハ元財務相がアフリカ開発銀行 (AfDB) 総裁選で新総裁に選出された。また、8月、ガズワニ大統領がTICAD 9出席のため訪日し、石破総理大臣と会談を行った。

⁽⁹⁾ MINUSMA : United Nations Multidimensional Integrated Stabilization Mission in Mali

コラム

COLUMN

日・カーボベルデ外交関係樹立50周年を迎えて

■大西洋に浮かぶ島国、カーボベルデ

カーボベルデは大西洋上に浮かぶ10の島々で構成される小島嶼国^{しよ}です。首都プライアがあるサンティアゴ島、美しいビーチがありヨーロッパから観光客が多く訪れるサル島、漁業と文化の拠点でありカーボベルデを代表する歌手セザリア・エヴォラの出身地であるサン・ヴィンセント島、頻りに噴火する火山があるフォゴ島など、個性豊かな島々が存在します。

面積は約4,033平方キロメートルで滋賀県とほぼ同じ、人口も50万人と小さな国ですが、その内実は多様です。民族は、ヨーロッパ（ポルトガル）系とアフリカ系の混血が約70%を占め、そのほかはアフリカ系住民で構成されています。公用語はポルトガル語で、宗教はキリスト教が80%を占めます。近年は観光地として栄え、2023年には年間の訪問者数が100万人を超え、過去最多となりました。

■日本とカーボベルデの関係

1975年7月にポルトガルから独立して以来、日本とカーボベルデは良好な二国間関係を築いてきました。2025年にカーボベルデの独立50周年と、日・カーボベルデ外交関係樹立50周年という二つの節目を迎えました。

この記念すべき年に、両国の交流を一層深める事業が実施されました。3月には、カーボベルデを兼轄する在セネガル日本国大使館とカーボベルデ政府の共催で、日本文化紹介イベント^{かんじせう}が開催され、八丈島と青ヶ島から招かれた還住太鼓奏者の演奏とカーボベルデの伝統的な太鼓奏者による共演が披露されるなど、両国間の相互理解と文化交流が促進されました。8月には、横浜で開催されたTICAD 9にコレイア・エ・シルヴァ首相が訪日し、石破総理大臣と会談を行い、二国間関係の更なる深化に向けて、引き続き緊密に連携していくことで一致しました。また、10月には、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）ナショナルデーへの出席のため、サントシュ海洋相が訪日しました。

日本はカーボベルデに対して、無償資金協力による食糧援助や水産分野等の支援、有償資金協力による給水や電力分野の支援に加え、様々な分野での技術協力を実施してきました。最近では12月に、食糧援助のための1.5億円の無償資金協力の実施を決定しました。また、日本企業がカーボベルデ上下水道公社と契約し、サンティアゴ島における海水淡水化プラントおよび送水網の建設工事も進めています。こうした取組により、民間レベルでも日・カーボベルデの関係構築が進んでいます。



TICAD 9の機会に実施された日・カーボベルデ首脳会談（8月21日、横浜 写真提供：首相官邸ホームページ）

カーボベルデは日本から飛行機で30時間かかる遠い国ですが、第二の都市であるミンデロは独立前から50年以上にわたって日本のマグロ漁船の寄港地となっています。大西洋上で操業するマグロ漁船が年間約40艘寄港し、日本に向かう船舶に冷凍マグロを積み替えて運搬しています。このように、カーボベルデは日本の食卓も陰で支えています。

日本と同様に海に囲まれた海洋国家であり、民主主義等の普遍的価値も共有するカーボベルデとの関係を、今後も一層強化していきます。



カーボベルデで実施された日本文化紹介イベント（3月、カーボベルデ・ミンデロ）

第3章

国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	243
第3節	経済外交	267
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	295



第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本の周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展している。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっており、力による一方的な現状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、国際社会では、一部の国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せるなど、インド太平洋地域を中心にパワーバランスの歴史的な変化と地政学的競争が激化している。2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略も継続している。また、海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、これにより航行の自由や上空飛行の自由の原則などが不当に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事態や、民間の重要インフラなどへの国境を越えたサイバー攻撃が発生している。また、偽情報等の拡散を含む情報操作などを通じた、認知領域における情報戦が恒常的に生起している。有事と平時の境目がますます曖昧になってきた中で、安全保障の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目もまた曖昧になっている。さらに、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへの対応は、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こういった動き

を踏まえ、様々な分野における安全保障政策に係る取組の強化が必要となっている。

2022年12月に日本政府が国家安全保障会議及び閣議において決定した新たな「国家安全保障戦略」では、安全保障に係る様々な施策（反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転三原則及び運用指針を始めとする制度の見直しの検討、能動的サイバー防御の導入や実施のための体制の整備、海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進など）が打ち出される中、安全保障に関わる総合的な国力の主要要素の一つとして、まず外交力が掲げられた。引き続き、同戦略に基づき、危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い外交を展開していく。

また、「国家安全保障戦略」にもあるとおり、防衛装備品の海外への移転は、日本にとって望ましい安全保障環境の創出、国際法に違反する侵略などを受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。こうした観点から、幅広い分野の防衛装備品を移転可能とすると同時に、移転に係る審査をより厳格に行うため、2023年12月に防衛装備移転三原則及び運用指針の一部改正を行い、運用指針については2024年3月にも一部改正を行った。また、日本、英国及びイタリアによる次期戦闘機の共同開発プログラムであるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）⁽¹⁾については、このプログラムを管理・運営する国際機関を設立するため、

(1) GCAP（ジーキャップ）：Global Combat Air Programme

2023年12月に日英伊の間でGCAP政府間機関（GIGO）⁽²⁾の設立に関する条約に署名し、2024年12月に同条約が発効した。

さらに、政府安全保障能力強化支援（OSA）を2023年に創設し、同志国の軍等に対して資機材の供与やインフラ整備等の協力を行っている。インド太平洋地域を中心に対象国を拡大しており、2025年末までに10か国に対する支援を決定している。

サイバー安全保障に関しては、情報収集・分析能力を強化するとともに、能動的サイバー防衛の実現に向けてサイバー対処能力強化法及び同整備法が2025年5月に成立し、公布された。同法に基づき、官民が連携し、より早期かつ効果的にサイバー攻撃を把握し対応するとともに、サイバー攻撃による重大な危害防止等のためのアクセス・無害化措置の実施が可能となる。

(2) 平和安全法制の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、平和で、安定し、繁栄した国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とし、また、国際協調主義に基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための国内法制として平和安全法制が2016年3月に施行された。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関係国との間で様々な協力が行われており、日米同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域や国際社会の平和と安定に一層寄与するようになった。例えば、米軍などに対しては2017年から2024年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会に、計150回の警護を実施した。さらに、国連平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動への協力についても活動が拡充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国のみならず様々な国との協力が深化している。今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くため、外務省としても、各国との相互協力の更なる進展に資する外交関係の維持・発展に努めていく考えである。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海を断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法な行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見を活用しつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上に急速に厳しさと複雑さを増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）及び平和安全法制の下で、

日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、情報保全などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。同時に、これらの取組を進めつつ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外移転を含む在日米軍再編についても、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) GIGO（ジャイゴ）：GCAP International Government Organisation

(2) 日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）は、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）⁽³⁾などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきている。

2月にワシントンD.C.を訪問した石破総理大臣はトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を高め、日米が直面する地域の戦略的課題に緊密に連携の上、対処していくことで一致した。また、石破総理大臣から、日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントが表明され、トランプ大統領はこれを歓迎した。さらに、トランプ大統領は、米国による核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調した。加えて、両首脳は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

10月には、高市総理大臣が訪日中のトランプ大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくため、幅広い安全保障協力を進めていくことで一致した。高市総理大臣は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境において、これまで一貫して防衛力の抜本的強化の必要性を訴えてきており、就任直後から行動に移していると述べ、日本として主体的に防衛力の抜本的強化と防衛費の増額に引き続き取り組んでいく決意を表明した。トランプ大統領からは、日本が防衛力を大幅に強化していることを承知していると言及があった。同日、茂木外務大臣は、ルビオ国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、日米間

で、具体的な安全保障協力を進め、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致した。

また、2025年も米国国防当局高官との人的往来が継続的に行われた。1月にヒューストン海軍原子力推進機関部長、3月にスミス海兵隊総司令官、3月及び10月にヘグセス長官、6月にリード輸送軍司令官及びラッドインド太平洋軍副司令官、7月にメインク空軍長官、9月にパパロインド太平洋軍司令官、10月にドリスコル陸軍長官、11月にコードル海軍作戦部長が訪日した。

日米拡大抑止協議（EDD）⁽⁴⁾における拡大抑止⁽⁵⁾に関する議論も継続して行われている。EDDは2010年に設立され、日米安全保障・防衛協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並びに軍備管理について意見交換した上で、日米同盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方策について率直な議論を行い、相互理解を深める場として機能している。日米両政府は、6月ルイジアナ州シュリーブポートのバークスデール空軍基地において、日米拡大抑止協議（EDD）を実施した。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル防衛（BMD）システムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るため、万全の態勢をとっている。また、極超音速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処を図るための取組も進めており、2023年8月の日米首脳会談の際、GPI（Glide Phase Interceptor：滑空段階迎撃用誘導弾）の共同開発の開始決定を発表した。同年5月には、

(3) ACM：Alliance Coordination Mechanism

(4) EDD：Extended Deterrence Dialogue

(5) ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること。日本は、日本自身の抑止力を有するとともに、同盟国である米国から拡大抑止の提供を受けている。

GPIの共同開発に関する事業取決めが署名された。2024年4月の日米首脳共同声明において、日米豪間での「ネットワーク化された防空面におけるアーキテクチャーに関して協力するビジョン」を発表するなど、日米両国はミサイル脅威への対処などに関する情報共有の在り方を検討している。

ウ サイバー

日米首脳は2月、AI及び情報共有を深化するための安全かつ強靱なクラウドサービスなどの新技術の活用によるものを含む、サイバー空間の分野における二国間の安全保障協力を拡大する意図を有することを表明した。その後、6月、両国は第10回日米サイバー対話を開催した。同サイバー対話では、日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米双方の幅広い関係者が、両国におけるサイバー政策、二国間協力、国際場裡における能力構築支援を含む協力及び悪質なサイバー活動への対応など、サイバーに関する日米協力について幅広く議論した。

日米両国は、日米サイバー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅広い分野における日米協力について議論し、日本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイバー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協調や体制及び能力の強化、インシデント情報の交換などを推進し、サイバーに関する協力を引き続き行っている。

エ 宇宙

2023年1月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）では、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットするとともに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。日米両国は、宇宙領域把握情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション機器の相乗り）協力、極超音速滑空

体（HGV）などを探知・追尾する衛星コンステレーション⁽⁶⁾に関する協力など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進めている。

オ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、情報保全に係る協力を強化するため、引き続き協議を行っている。

(3) 在日米軍再編

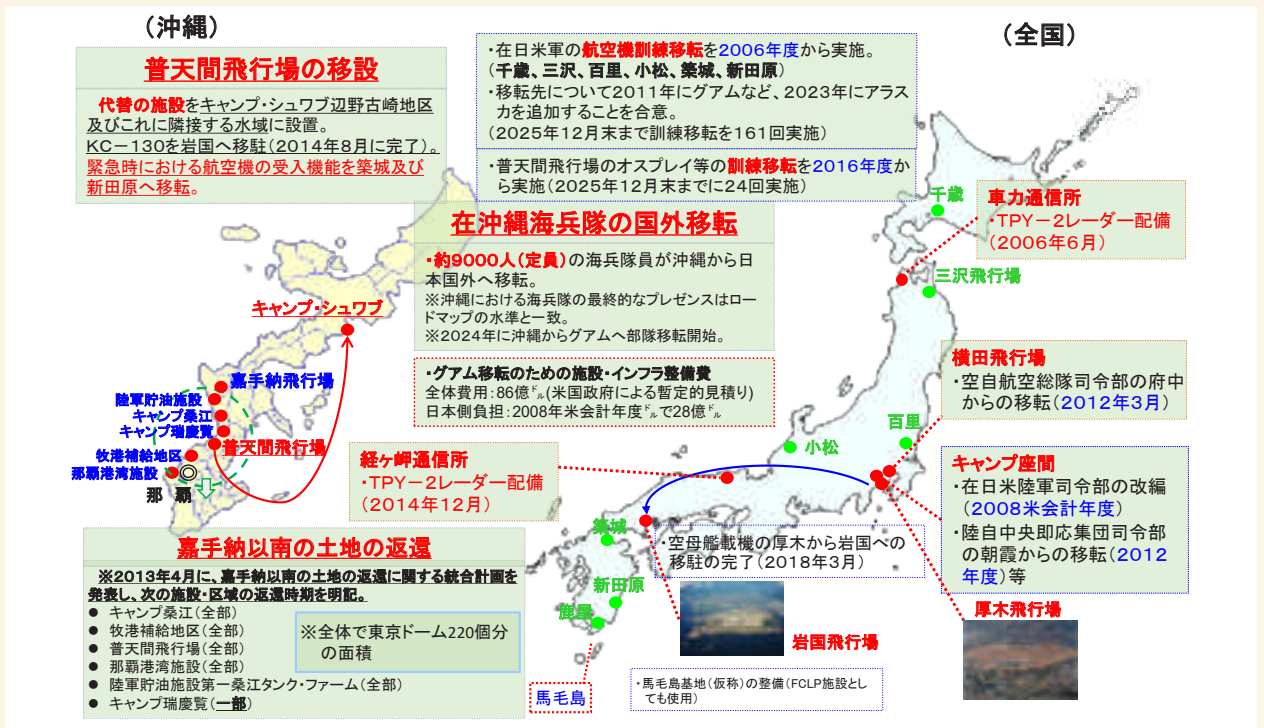
政府は、上記のような取組を進めながら、普天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を着実に進め、沖縄を始めとする地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留のための施策に引き続き全力で取り組んでいく。

2024年7月の日米「2+2」共同発表においても、このような在日米軍再編について、着実な実施への確固たるコミットメントを改めて表明した。同発表では、地域における安全保障上の課題の増大に対処し、将来これらの課題に対処するためにより適切な態勢をとる必要があることから、同盟の戦力態勢を最適化することの重要性を強調した。沖縄からグアムへの海兵隊要員の移転に関しては、同発表で2024年に開始されることが確認され、2024年12月14日、移転開始の対外発表が行われた。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月に北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）が返還されたほか、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（沖縄統合計画）」に基づく返還が進められ、2020年3月、沖縄統合計画の中で「速やかに返還」とされている区域全ての返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることを日米間で合意し、2024年3月、緑地ひろばとして一般利用が開始された。

(6) 衛星コンステレーション：一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステム

■ 米軍再編の全体像



※ 2012年4月の「2+2」共同発表において、在沖縄海兵隊のグアム移駐と嘉手納以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の移設に係る進展から切り離し。

また、2015年に返還されたキャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区跡地では、今後の基地跡地利用のモデルケースとして、「沖縄健康医療拠点」の整備が進められ、2025年1月には琉球大学病院が移駐・開院し、4月には琉球大学医学部が移駐・開学した。加えて、2月の日米首脳会談で、両首脳は、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設及び普天間飛行場の返還を含む沖縄統合計画に従った在日米軍再編の着実な実施へのコミットメントを確認した。

(4) 「同盟強靱化予算(在日米軍駐留経費負担)(HNS)⁽⁷⁾

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確保するため、日米地位協定で定められた範囲内で、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で、在日米軍従業員の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担してきた。2022年1月7日に署名、4月1日に発効し

た新たな特別協定においては、これらに加え、在日米軍の即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関連する経費を負担することとなった。日本政府は、日米地位協定及び新たな特別協定に基づき、2022年度から2026年度まで、在日米軍駐留経費(HNS)を負担することとなっている。なお、新たな特別協定に関する協議において、日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する基盤を構築することで一致したことを受け、日本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称を「同盟強靱化予算」とすることとした。新たな特別協定の対象期間(2022年4月1日から2027年3月31日)における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となる。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動に伴う周辺の住民への負担を軽減し、米軍の駐留に対する住民の方々の

(7) HNS : Host Nation Support

理解と支持を得ることが重要である。日本政府は、地元の要望を踏まえ、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題への対応などにおいて、最大限の努力を払ってきている。在日米軍は、2024年7月に事件・事故再発防止策を発表して以降、これらを着実に実施しており、同年7月の日米「2+2」において、日米両国は、事件・事故に関する適時の情報の共有のために継続的に二国間で調整していくことの重要性を強調し、同盟協力の精神に基づき、容認することのできない事件や行為を防ぐために、在日米軍によって実施される取組を前向きに評価した。また、環境問題に関し、有機フッ素化合物(PFAS)及びポリ塩化ビフェニル(PCB)問題を含む二国間環境協力の強化について議論した。

外務省は、日米の相互理解の促進のため、在日米軍施設・区域周辺の住民と米軍関係者の交流事業を含め、様々な取組を実施している。全国の在日米軍施設・区域においては、2020年度から米国国防省教育部(DoDEA)と共に、「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト(Student Educational Exchange and Dialogue (SEED) project)」を実施している。同事業は、日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めることを目的としており、周辺自治体及び在日米軍の協力も得つつ、日本各地の在日米軍施設・区域内の学校において継続的に実施している。これに加え、米軍施設・区域が集中している沖縄県においては、同県の高校生・大学生などが同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を学ぶ機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムを2017年度から実施している。参加者は、東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換や政府機関などの視察を通じ

て、国際的な視点を涵養した。また、4月に沖縄県において実施された事後報告会において、日米交流の更なる推進を進める4人の「日米交流学生大使」が任命され、フォローアップ事業などを通じた事業の効果拡大を図ってきている。(188ページ コラム参照)。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウル(韓国)に移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、後方司令部長始め軍人4人の常駐ポストが存在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として駐日各国大使館に常駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる(ただし、国連軍の一部を構成する米軍の地位については、日米安全保障条約に従って行われる関連合意によって規律される。)。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイト・ビーチ地区の7か所の使用が認められている。5月には、ブランソン国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官による岩屋外務大臣への表敬が行われ、岩屋外務大臣から、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、国連軍・在韓米軍が果たしている役割を高く評価する、国連軍参加国による北朝鮮の違法な「瀬取り」⁽⁸⁾の警戒監視活動を始め、国連軍としての取組を支える国連軍後方司令部の活動に感謝すると述べ、さらに、インド太平洋の平和と繁栄には、日米同盟及び米韓同盟、そしてその戦略的連携が不可欠であり引き続き国連軍との関係を強化していきたいと述べた。

(8) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

コラム

COLUMN

日米交流学生大使

沖縄の高校生・大学生等が東京、ワシントンD.C.及びニューヨークを訪問し、政府要人との意見交換等を通じて日米の相互理解を深める「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU)¹プログラムにはこれまで約170人が参加しました。2025年には、TOFUコミュニティをより充実させるため、参加者の中から4人の「日米交流学生大使」を任命しました。このコラムでは、「学生大使」の声を紹介します。



TOFUプログラムに参加した学生
(3月、米国・ワシントンD.C.)

■ 安永 恵一さん

TOFUでは、日米関係に携わる専門家の方々との対話を通して、特に沖縄と米軍基地問題の多様な見方を知り、賛否だけでは語れない複雑さを実感しました。また、実際に日米の政府機関を訪れ、外交の現場に触れたことは大きな刺激となり、外交官の方々から文化や歴史を理解する姿勢の重要性を学び、将来は外交官として国際社会に貢献したいという夢が生まれました。訪米後は日米交流学生大使として、基地訪問や学生交流に参加し、国境を越えて協力する意義を体感しています。TOFUは、日本の課題に向き合い意見を持つ重要性を教えてくれただけでなく、外交という新たな世界を知るきっかけとなりました。

■ 江田 ひろさん

TOFUに参加した理由は、名称が示す「アメリカで沖縄の未来を考える」という理念に強く惹かれたためです。私は、沖縄という自分にとって最も身近な地域に外側からも向き合う必要性を感じていました。プログラムでは、日頃訪れることのない政府機関を視察し、基地問題や外交課題について普段出会えない専門家と対話し、自らが疑問に感じていることを直接質問できる貴重な機会を得ました。また、多様な背景を持つ仲間の視点に触れながら議論を深めたことは大きな学びとなりました。帰国後は、沖縄で自分たちに何ができるかを話し合い、具体的な行動に移した経験から、背景を知った上での対話と協働が相互理解の基盤になることを実感しました。

■ 奥間 美月さん

米軍基地が町の8割を占める環境で育った私は、日米関係の実態を直接理解し、沖縄の未来に貢献したいという思いからTOFUに参加しました。日米両国の政府機関関係者から日米同盟や沖縄の現状について何う中で、グローバルな視点から物事を捉える重要性を学び、外交において“人と人との交流”が果たす大きな役割を実感しました。さらに、参加メンバーとの交流、現地校の訪問、沖縄出身で活躍されているの方々との出会いを通じて多くの刺激を受けました。国内外での研修を経て得た学びを沖縄の未来を考える次の行動につなげるため、このプログラムで築いた繋がりを大切にしつつ、今後も自分に何ができるのかを考えていきます。

■ 尚 瑠美さん

フェンスの向こうには何で入れないのかな？初めて疑問に思ったのは幼稚園の時でした。そこで日本が戦争でアメリカに負けて、沖縄に大きな基地ができたことを知りました。TOFUで渡米するまではアメリカは強く、無敵だと思っていました。しかし、アーリントン国立墓地を訪れて、戦勝国にも広大な敷地を埋め尽くすほどの戦没者がいることを知り、これまで自国の戦没者について学ぶことはあっても、アメリカの戦没者のことを考えたことがないことに気づきました。「アメリカから沖縄の未来を考える」という新しい視点のプログラムのおかげで、何事においても相手側の視点や事実を疎かにしてはいけないと学ぶことができました。

1 TOFU : Think of Okinawa's Future in the United States

コラム

COLUMN

「横須賀基地周辺夜間巡回パトロール」の30年

在日米軍横須賀海軍施設を擁する神奈川県横須賀市では、平成6年から30年以上にわたって、中心市街地の夜間巡回パトロールが行われています。この活動は、地元町内会のみならず、多くの関係者が参加するようになり、着実にその輪が広がっています。ここでは、活動を率いてきた大滝町会（地縁法人）会長の上田^{しげる}氏の声を紹介します。

■横須賀市大滝町会（地縁法人）会長 上田 滋

私たちの地元は米海軍横須賀基地に隣接しています。

平成6年（1994年）、地元3町内会が協力し、より安全・安心な住みやすい街づくりの一環で夜間パトロールをしようということになり、毎月第3金曜日に行くことにしました。街行く人々に「こんばんは、気をつけて」と声をかける挨拶を活動の主眼としました。最初は10人から15人程度の参加でしたが、挨拶をする以上、お酒を飲んでから参加するのはやめよう、と決めました。

平成17年（2005年）、清掃活動も一緒に行くことにしました。不満の声が出るのではないかと心配しましたが、いざ開始すると、皆さん気持ちよく協力してくれました。

ちょうどこの時期に、米海軍と海上自衛隊からボランティアとして参加したいとの話がありました。多くの人々が参加すれば、活動の大きな推進力になります。米海軍、海上自衛隊、横須賀警察署、横須賀市役所、神奈川県、南関東防衛局、市民ボランティアのガーディアン・エンジェルズ、地元町内会、外務省など、参加者は増加し、毎回50人を超えています。

当初、街行く人々は、我々を見てびっくりしていましたが、最近では「ありがとう、ご苦労さん」と声をかけてくれます。毎月の活動を通して様々なグループが肩を抱き合うような仲間となり、笑顔で活動を楽しく続けています。挨拶と清掃活動は非常にわかりやすい活動です。最後に振り返って、汚れていた街がきれいな街に変化していることを実感すると、とても嬉しくなります。

ある年、当時の米海軍横須賀基地の副司令官が1年間、1回も休まず参加し、先頭で清掃活動を率いてくれました。毎回の分別作業で一番多くの収穫を達成していたのは、この副司令官でした。彼が昼休みにも基地周辺で清掃活動を始めると、職員が皆で参加してくれるようになったそうです。彼から異動の知らせを聞いた私たちは、誰ということなく「送別会をやるよ」ということになり、各々がプレゼントを持って集まりました。「1年間皆さんと一緒に活動ができて、本当に楽しかった」、「私は横須賀市民です」と彼が挨拶したことを今でも覚えています。



夜間巡回パトロールに参加したメンバーでの集合写真

この活動を通じて多くの仲間と知り合うことができました。顔の見える仲間との関係を育んでいくことは、街の安心・安全につながると実感しています。2025年8月には、横須賀に寄港した英空母打撃群を構成する英海軍・ノルウェー海軍の関係者も我々の活動に参加してくれました。欧州関係者が参加したのは初めてのことで、横須賀を舞台に、こうして信頼関係が着実に拡大していることを心強く感じています。この活動を次の30年に繋いでいくことが大切だと思っています。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。この地域に安全保障上の課題が多く存在する中で、日本自身の防衛力を抜本的に強化するとともに、同盟国・同志国などと連携していく必要があり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することはこれまで以上に重要である。このような観点から、日本は、各国との二国間及び多国間の安全保障協力の強化に積極的に取り組むなど、日本にとって望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交を展開している。

オーストラリアとは、首脳及び外相レベルで、両国の「特別な戦略的パートナーシップ」を更なる高みに引き上げ、また、同志国連携の中核として「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に向け、先導的役割を果たしていくことで一致している。9月に実施した第12回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)では、2022年に発出した「安全保障協力に関する日豪共同宣言」⁽⁹⁾に沿って、共同の抑止力の強化に向けた協力を更に発展させていくとともに、戦略的評価を共有しつつ、両国の主権及び地域の安全保障の利益に影響を及ぼし得る潜在的な緊急事態に関する外務・防衛当局間の議論を活性化していくことで一致した。2023年に発効した日豪部隊間協力円滑化協定の下、「タリスマン・セイバー25」や「オリエント・シールド」を始めとした40件以上の活動が行われるなど、運用協力・共同訓練が拡大しているほか、オーストラリア海軍の次期汎用フリゲートに、日本の「もがみ」型護衛艦の能力向上型が選定されるなど、防衛装備・技術協力も深化している。また、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」⁽¹⁰⁾を含む違

法な海上活動に対して、駆逐艦「シドニー」が5月中旬から下旬に、また、航空機が3月下旬から4月中旬及び10月上旬から中旬に警戒監視活動を実施した。

ニュージーランドとは、安全保障を始めとした多くの分野で「戦略的協力パートナーシップ」を強化していくことで一致している。12月には東京で物品役務相互提供協定(ACSA)及び情報保護協定に署名するなど、安全保障協力を深化させる具体的な取組が進展している。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、補給艦「アオテアロア」が11月上旬から中旬に、また、航空機が4月下旬から5月下旬及び11月上旬から下旬に警戒監視活動を実施した。

インドとは、首脳及び外相レベルで、両国の「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の更なる発展のため、安全保障を含む幅広い分野で両国の関係を一層多様化・深化させることで一致している。8月には、石破総理大臣が訪日中のモディ首相と首脳会談を行い、両首脳は2008年に発表した「日印安全保障協力に関する共同宣言」を改定するとともに、インド海軍への「艦艇搭載用複合通信空中線(ユニコーン)」の早期移転実現に向けて後押ししていくことで一致した。また、重要物資のサプライチェーン強靱化^{じん}を始めとする両国の連携を強化するために、日印で「経済安全保障イニシアティブ」を立ち上げた。両首脳は、インド太平洋地域ひいては国際社会の平和と安定の実現という共通の目標に向け、日印でより大きな責任を果たしていくことを確認した。

韓国とは、厳しさを増す現下の戦略環境において、日韓両国が連携して対応するため、安全保障分野についての戦略的な意思疎通を続けていくことを確認している。また、現下の戦略環

(9) 2022年10月の日豪首脳会談で署名された日豪安全保障協力の今後10年の方向性を示す文書

(10) ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

境において日韓関係が重要であるとの認識の下、様々な国際会議などの機会も活用しつつ、首脳、外相、防衛相、国家安全保障局長などの間で会合を行い、北朝鮮への対応を含め、引き続き、日韓、日米韓で緊密に連携することを確認している。さらに、2024年6月及び11月に続き、2025年9月に3回目を実施した複数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」や、その他の3か国による共同訓練（2025年1月、3月、4月、6月及び7月）を含め、地域の安全保障上の課題に対応するための更なる3か国協力を推進している。また、2023年12月、2024年3月及び9月並びに2025年8月には、北朝鮮サイバー脅威に関する日米韓外交当局間作業部会を実施し、サイバー分野における対応を含め、引き続き緊密に連携することを再確認した。

「強化されたグローバルな戦略的パートナー」である英国とは、2023年10月に発効した日英部隊間協力円滑化協定が適用される形で防衛協力が進んでおり、8月には、英国空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を旗艦とする英国空母打撃群（CSG25）が日本に寄港した。その際には、英国軍からの要請に基づき、海上自衛隊護衛艦が英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」などに対し、英国軍に対しては初となる防護を実施した。また、9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めて英国に寄航し、両国のアセット派遣を通じた協力が更に進展した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、哨戒艦「ス пей」が6月上旬に、また、CSG25の一艦であったフリゲート「リッチモンド」が9月上旬から中旬に警戒監視活動を実施した。6月には、日本、英国及びイタリアが共同開発を進めるグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）の機体設計及び開発を担う合弁会社「エッジウィング」が英国に設立された。

「特別なパートナー」であるフランスとの間でも、日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）や日仏サイバー協議における議論、フリゲート艦の寄港、共同訓練などの実績が積み重なっている。5月にパリで開催された日仏外相会談にお

いて、両外相は、インド太平洋地域における安全保障分野での日仏協力を高く評価するとともに、引き続き緊密に協力していくことで一致した。11月に実施された日仏外相会談においても、価値や原則を共有する「特別なパートナー」としての連携を確認した。また、同月に実施された日仏首脳による意見交換においては、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分の認識の下、両首脳は、価値や原則を共有する「特別なパートナー」である日仏両国が、引き続き安全保障、経済、経済安全保障、宇宙などあらゆる分野で引き続き緊密に協力していくことで一致した。加えて、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、フランス軍の艦艇が2月中旬及び10月下旬に、また、航空機が10月中旬から11月中旬に警戒監視活動を実施した。

ドイツとは、2024年7月に日独物品役務相互提供協定（ACSA）が発効し、同年は両国間でアセット派遣や共同訓練が行われた。2025年9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めてドイツに寄航するなど、アセット派遣を通じた協力が更に進展した。日独両国はこうした協力の進展を歓迎しており、6月のG7カナダスキス・サミットの機会における日独首脳会談及び同月の石破総理大臣とシュタインマイヤー大統領との会談、8月の第1回日独外相戦略対話、11月のG20ヨハネスブルグ・サミットの機会における日独首脳会談などを通じ、日独両国が安全保障分野において一層協力を強化することで一致した。

イタリアとの間では、2024年6月のG7プーリア・サミットの機会に首脳間で発表された「日伊アクションプラン」に基づき、防衛分野の協力が進展した。また、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、3月から4月にかけて日本に寄港したフリゲート艦「アントニオ・マルチェリア」が4月下旬に警戒監視活動を実施した。9月には、2024年11月に岩屋外務大臣とクロセット国防相との間で署名が行われた日伊物品役務相互提供協定（ACSA）が発効した。

インド洋と太平洋の結節点という地政学的要

衝に位置し、世界の「成長センター」となっている東南アジアの安定と繁栄は、インド太平洋地域及び国際社会全体の平和と繁栄にとっても極めて重要である。フィリピンとの間では、9月に日・フィリピン部隊間協力円滑化協定(RAA)が発効し、翌10月、フィリピンで実施した日比人道支援・災害救援共同訓練及びセブ州沖地震を受けての自衛隊機による支援物資の輸送に早速適用された。また、2026年1月には物品役務相互提供協定(ACSA)が署名された。東南アジア諸国に対しては、海洋における法の支配の確保の観点からも継続して実施している海上保安機関への海上保安能力向上のための支援に加え、政府安全保障能力強化支援(OSA)を通じた協力も強化している。これまでマレーシアへの無人航空機(UAV)及び救難艇の引渡しを実現したほか、インドネシアへの高速警備艇、フィリピンへの複合艇の供与などを決定した。2025年度は更に対象国の拡大を進めている。

インド太平洋地域における重要な「戦略的パートナー」であるカナダは、6月、GDPの2%の国防費支出目標を2032年から2025年度中に前倒して達成すると発表した。併せて、93億加ドルの国防費への追加支出を発表し、2025-26年度の国防関連予算を627億加ドルに増額した。その後、同月にハーグで開催されたNATO首脳会議に出席したカーニー首相は、国防費支出目標を2035年度までにGDP比で5%の支出を行う計画を発表した。また、日加間では、2022年に両国間で発表した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に資する日加アクションプラン」に基づき、安全保障分野における協力が着実に進展している。例えば、日加で交渉を進めてきた情報保護協定は、2025年3月の日加外相会談で実質合意が発表され、7月に訪日したアナンド外相と岩屋外務大臣との間で署名され、2026年1月に発効した。また、日加防衛装備品・技術移転協定については、6月の日加首脳会談で実質合意が発表され、2026年1月に署名されるなど、日加間の安全保障上の協力を深化させる取組が進展してい

る。また、2025年9月には航空自衛隊F-15戦闘機などが初めてカナダを訪問したほか、「瀬取り」を含む違法な海上活動に対して、カナダ軍は、艦艇及び航空機を派遣し、警戒監視活動を行うなど、日加防衛当局間の相互連携も進展した。

北大西洋条約機構(NATO)とは、4月にルッテNATO事務総長が就任後初めて訪日し石破総理大臣と会談した際に共同声明を発出し、日本とNATOのパートナーシップが欧州・大西洋及びインド太平洋地域の双方にとって戦略的に重要であることを確認した。同月に開催されたNATO外相会合には岩屋外務大臣が出席し、日本の外務大臣による出席は4年連続となった。6月のNATO首脳会合においては、岩屋外務大臣がルッテ事務総長と会談し、日・NATO間の防衛装備・産業対話の立上げを含め、様々な分野で日・NATO協力を更なる高みに押し上げるため連携していくことで一致した。さらに、同首脳会合の際に開催されたルッテ事務総長とインド太平洋パートナー(IP4:日本、オーストラリア、ニュージーランド及び韓国)の会合では、NATOのインド太平洋への関与拡大及びNATOとIP4との具体的協力の重要性を確認した。12月の高市総理大臣とルッテ事務総長との電話会談では、具体的協力を通じて協力関係を新たな高みに押し上げていくため、共に働いていくことで一致した。

欧州連合(EU)とは、2024年11月に第1回日・EU外相戦略対話を実施し、日・EU安全保障・防衛パートナーシップを公表した。これにより日本はEUにとってインド太平洋地域において最初に同パートナーシップを公表した相手国となった。2025年4月、第2回日・EU外相戦略対話を実施し、岩屋外務大臣とカッラスEU外務・安全保障政策上級代表は、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を改めて共有するとともに、防衛産業分野、海洋安全保障、サイバー、宇宙、ハイブリッド戦への対応等における具体的な協力及び対話を強化していくことで一致した。

中国との間には、日本固有の領土である尖閣^{せんかく}諸島周辺海域での中国海警局に所属する船舶による領海侵入、十分な透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な増強や日本周辺海空域における中国軍の活動の拡大・活発化など、様々な懸案が存在している。引き続き首脳会談や外相会談などのハイレベルの機会も活用して、中国側に対して主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めていく。中国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項であり、日中安保対話などの安全保障分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努め、政策面での意思疎通を図り、また、日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境に資する具体的な行動の改善を働きかけている。2018年に運用開始された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避を目的としており、2023年5月には、同メカニズム下でのホットラインの運用が開始された。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源であり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地域において、日本関係船舶の航行の安全を確保することは非常に重要である。2019年12月には、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全確保のため、日本独自の取組として、(ア) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、(イ) 関係業界との綿密な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及び(ウ) 情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について閣議決定し、2020年1月から中東の海域における情報収集活動を継続して実施している。また、ヨルダンとの間で、2025年11月にサイバーセキュリティ分野に関する協力覚書に署名した。さらに、2023年5月には、アラブ首長国連邦との間で、中東地域の国との間では初となる防衛装備品・技術移転協定に署名し、2025年1月に同協定が発効した。

これらに加え、日本は地域における多国間の

枠組み、中でもASEANが中心的な役割を担う地域協力枠組みである東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)などへの積極的な参加・貢献を通じて、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、対話と協力を通じた信頼醸成や予防外交の促進などによりアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とする枠組みであり、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加している。7月には、32回目となるARF閣僚会合が開催され、東シナ海・南シナ海、台湾、北朝鮮、ミャンマーなどの地域・国際情勢を中心に意見交換を行った。また、日本は、これまで海上安全保障、不拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災害救援及びサイバーセキュリティの全ての会期間会合(ISM)において共同議長国を務めるなど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議(トラック1)のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み(トラック1.5)も活用するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、全国民が参画する「公共空間」としてその重要性及び公共性がますます高まっている。一方、昨今の地政学的緊張を反映した国家等との競争が展開される中で、サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国家を背景とした形でも平素から行われている。

外務省は、このような認識の下、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、法の支配の推進、攻撃を抑止するための取組及び同志国への能力構築支援の実施並びにこれらに関する情報交換・政策調整のための関係国・機関とのサイバー協議などの活用といった様々な

外交活動を行っている。

法の支配の推進のための取組として、国連での約四半世紀にわたる議論を通じ、国連において既存の国際法がサイバー空間に適用されることが確認され、2015年に11項目の責任ある国家の行動規範⁽¹¹⁾が採択された。この行動規範そのものは国際法上の法的拘束力を有するものではないが、国連加盟国がコンセンサスで採択したものであり、サイバー空間におけるルールの基盤となっているため、各国がこれら規範を具体的に実践し、国家実行を積み重ねていくことが重要である。このような認識の下、日本は、2021年から2025年までを会期として国連全加盟国が参加して行われたオープン・エンド作業部会（OEWG）において、関連の議論に積極的に参加し、2025年7月に開催された最終会合では、サイバー空間において国連憲章を含む国際法が適用されることを改めて確認するとともに、OEWG終了後の将来のメカニズムの在り方を含む最終報告書がコンセンサスで採択され、12月には同報告書を支持する国連総会決議がコンセンサスで採択された。また、既存の国際法がどのようにサイバー空間に適用されるかについて、各国が基本的な立場を明らかにすることも重要である。日本は2021年に立場を公表している⁽¹²⁾ほか、基本的な立場を明らかにする重要性を様々な場で訴えている。

攻撃を抑止するための取組として、日本はサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に表明する「パブリック・アトリビューション」を実施してきている。2025年1月には北朝鮮による暗号資産窃取及び官民連携に関する日米韓共同声明を発出し、8月には一般に「ソルトタイフーン（Salt Typhoon）」と呼ばれるサイバー攻撃グループの攻撃手法を技術的に説明した米国作成の国際アドバイザー（注意喚起）の共同署名（日米を含む13か国の当局が署名）に加

わり、これを公表するなど、同盟国・同志国と連携して取り組んでいる。

サイバー空間のボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域の能力を向上させることが日本を含む世界全体の安全を守ることにつながるの考えから、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現のための要であるASEANを中心に、国際機関を通じた取組を含め、外務省を含む関係省庁が能力構築支援を実施している。具体的には、日・ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）における研修の実施、関係省庁による研修・機材供与、独立行政法人国際協力機構（JICA）による課題別研修・国別研修の実施や世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）が米国や欧州政府と共催で実施する「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」などが挙げられる。

サイバー空間におけるこれらの取組を進める上で、関係国・機関とのサイバー協議などの活用は非常に重要である。日本は多くの国・地域等とサイバー協議などを通じて国際連携を推進しており、2025年は、日米、日豪（オーストラリア）、日米韓、日ブラジルといった枠組みでの政府間協議などを実施した。また、日米豪印では、2022年5月の首脳会合で発表した「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ」の下、重要インフラのサイバーセキュリティやインド太平洋地域における能力構築支援の協力などに取り組んでいる。このほか、急速に脅威が増大しているランサムウェア⁽¹³⁾に対処するための多国間枠組みである、「カウンターランサムウェア・イニシアティブ」や英国及びフランスが主催する商業的サイバー侵入能

(11) 2015年、サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合（GGE）において、国家による責任ある行動に関する拘束力のない自発的な規範11項目を記載した報告書が採択された。

(12) 日本の立場については、外務省ホームページ参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20240702065251/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page3_003059.html

(13) 身代金目的のサイバー攻撃

(12)



力の拡散と無責任な使用に対抗する枠組みである「Pall Mall Process」における議論にも積極的に参加している。

こうした外交活動を通じ、今後も自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

(3) 国際的な海洋秩序の維持・発展

日本は、四方を海に囲まれ、長い海岸線と広大な排他的経済水域（EEZ）とに恵まれた国であり、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げてきた海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。こうした考えの下、2023年4月に策定された第4期海洋基本計画や2024年4月に策定された海洋開発等重点戦略を踏まえ、領海などにおける国益の確保に加え、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を政府一体となり推進してきており、同盟国・同志国などと協力しながら、FOIPの実現に向け、特に、重要なシーレーンが位置するインド太平洋地域の海洋秩序のための取組を進めている。

ア 基本的な考え方

海洋をめぐるのは、特に、アジアにおいて、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えている。2023年3月には、インド世界問題評議会（ICWA）において、岸田総理大臣がFOIPのための新たなプランを紹介する中で、安倍総理大臣が2014年に表明した「海における法の支配の三原則」の重要性を改めて強調した。これらを踏まえ、日本は各国と連携しつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んでいる（22ページ 第2章第1節参照）。特に、同盟国・同志国とはあらゆるレベルで海洋秩序の重要性を確認してきており、2025年3月にシャルルボワ（カナダ）で開催されたG7外相会合では、「海洋安全保障及び繁栄に関するG7外相宣言」が発出された。

イ 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会合を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた発信に積極的に貢献している（232ページ 6. (2) 参照）。

ウ 日本の主権・海洋権益に対する挑戦への対応（東シナ海情勢：40ページ 第2章第2節2

(1) イ(エ) 参照

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国海警船の接続水域内における年間確認日数が2025年には357日となり過去最多を更新し、3月には領海侵入時間が過去最長の92時間8分となった。また、領海に侵入した中国海警船が日本漁船に近づこうとする事案も繰り返し発生しているほか、5月には中国海警船搭載のヘリコプターが日本領空を侵犯する事案が発生するなど、依然として情勢は厳しい。また、中国軍も東シナ海周辺海空域での活動を質・量ともに急速に拡大・活発化させている。EEZ及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。加えて東シナ海を始めとする日本周辺のEEZにおいて中国による日本の同意を得ない海洋調査活動も頻繁に確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続・強化していることを踏まえ、日本としては周辺海空域における動向を高い関心を持って注視するとともに、引き続き、日本の領土・領海・領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

10月の日・ASEAN首脳会議において高市総理大臣は、東シナ海では日本の主権を侵害す

■ 魚釣島（沖縄県石垣市）



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

る活動や挑発的な軍事活動が継続・強化されていることを述べた。

Ⅱ 南シナ海の海洋秩序に対する挑戦への対応 (82ページ 第2章第2節7(2)参照)

南シナ海では、法的根拠のない拡張的な海洋権益に関する主張に基づき、中国が係争地形の一層の軍事化や軍、海上保安機関、海上民兵などを用いた沿岸国等に対する威圧的かつ脅迫的な活動など、法の支配や開放性に逆行する力又は威圧による一方的な現状変更の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化している。特に2023年以降、中国船舶と沿岸国の船舶との衝突や中国船舶による放水銃の使用が度々発生している。2025年には、スカボロー礁周辺、サビナ礁周辺及びティトゥ島周辺における事案において、漁船を含むフィリピン船舶が損傷するとともに、複数の乗組員が負傷した。さらに、中国は9月にスカボロー礁に「自然保護区」を一方的に設定して、同礁周辺での「あらゆる違法行為」に対する監督・法執行能力の強化などを宣言し、南シナ海における自らの行動の正当化を試みている。

南シナ海をめぐる問題は、紛争当事国だけでなく、地域の平和と安定に直結する国際社会全体の正当な関心事項である。特に、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存する日本にとって、海における法の支配の貫徹と、重要なシーレーンである南シナ海の平和と安定は重要である。こうした考えから、日本は、南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変更の試みや緊張を高めるあらゆる行為に強く反対し、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を一貫して強調してきている。また、2016年の南シナ海に関する比中仲裁判断は最終的かつ紛争当事国を法的に拘束するものであること、南シナ海にかかる中国の主張はUNCLOSの関連規定に基づいていないこと、南シナ海における航行及び上空飛行の自由の遵守の重要性なども繰り返し指摘してきている。

南シナ海に関する比中仲裁判断から9年を迎えた7月にも、外務大臣談話を発出し、UNCLOSの締約国である紛争当事国が比中仲裁判断を遵守し、南シナ海における紛争の平和的解決につ

中国による係争地形の埋立てと軍事化

	埋立て以前	埋立て後	軍事化の進行
ファイアリークロス礁	2014年6月 	2015年9月 	2022年6月
スピ礁	2014年1月 	2015年9月 	2020年3月
ミステーフ礁	2015年1月 	2015年9月 	2020年4月

出展：CSIS/AMTI (<http://amti.csis.org/island-tracker/>)



ながることを強く期待すると改めて表明した。また、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会に、フィリピンの呼びかけに応じ、日本などの共催により、多数の有志国の外相の参加の下、「海洋の安全と安定の確保に向けた協力強化に関する外相会合」を開催した。同会合において、岩屋外務大臣は、海洋秩序の維持のためには、国際法、とりわけ海洋における全ての活動を普遍的・統一的に規定するUNCLOSの遵守が極めて重要であること、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守るため、海洋の安全と安定の確保に向けて、引き続き国際社会と連携していくことを表明した。10月の日・ASEAN首脳会議に出席した高市総理大臣は、南シナ海で軍事化や威圧的な活動が継続・強化されていることへの深刻な懸念を表明し、UNCLOSに基づかない不当な海洋権益の主張や海洋活動は認められないことを強調した。

10月の東アジア首脳会議（EAS）では、茂木外務大臣から、地域の緊張を高める危険で威圧的な活動が強化されていることを深刻に懸念していること、日本は、航行及び上空飛行の自由を含む、海における法の支配の貫徹を支持する観点から、当事国による比中仲裁判断の遵守と、紛争の平和的解決を望んでいることを表明した。

日本は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向け、引き続き、ASEAN諸国や米国を始めとする国際社会と連携していく（南シナ海が抱える課題に関する国際社会の対応については82ページ第2節7「地域協力・地域間協力」(2) 南シナ海問題参照)。

オ 海賊・海上武装強盗対策

日本は、アジアやアフリカでの海賊・海上武装強盗対策などの取組や各国との緊密な連携・

協力を通じて、航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊等事案対策

2006年、日本の主導によりアジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）が発効し、シンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊等の事案に関する情報共有及び能力構築支援協力が行われている。日本はこれまで事務局長（2022年3月任期満了）及び事務局長補の派遣、並びに財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援してきた。国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2023年は67件、2024年は70件、2025年は80件となっているが、ReCAAP-ISCの活動や締約国の貢献を背景に、近年は誘拐や暴行などを含む深刻な事案の発生は抑制されている。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案対策

アジアと欧州をつなぐ重要なシーレーンであるソマリア沖・アデン湾での海賊等事案の発生件数は、国際社会の継続的な取組により、IMBによれば、2011年（237件）のピーク時と比べ低い水準で推移しているものの、2024年に8件、2025年に5件の海賊事案が発生しており、依然予断を許さない状況にある。今後、再び海賊事案が増加傾向に転じないように、国際社会との協力が求められている。

日本は、2009年から海賊対処活動の一環としてソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）及びP-3C哨戒機しょうけいを派遣し、当該海域の安定化に貢献している。また、ソマリアやジブチなど周辺国の海上保安能力の強化や、ソマリア社会の安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。

(ウ) ギニア湾における海賊等事案対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊等事

案の発生件数は、2023年22件、2024年は18件、2025年は21件であり、一つの事案で複数人が被害に遭うなど、引き続き世界で最も深刻な事案が多い海域となっている。沿岸国の海上法執行能力の強化が引き続き課題であり、日本は、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）やJICAによる研修を通じた沿岸国の能力構築支援を行っているほか、「G7++ギニア湾フレンズ・グループ」の会合への参加を始め、国際社会と共に取り組んでいる。

【力】能力構築支援における国際協力

グローバル化の進展、技術革新によるグローバルな安全保障環境への影響、中国の軍事力増強などによる軍事バランスの急速な変化や、国境を越える脅威の増大は、特に海洋分野において、一国のみで自国の平和と安全を守ることを不可能としている。そのため、日本は自国の防衛力や海上法執行能力の強化を進めつつ、国際的な海洋秩序の維持・発展のため、同盟国・同志国などと連携・協力しながら、各国の海洋安全保障や海上法執行能力構築のための支援や、海洋状況把握（MDA）における国際協力を行っている。

こうした協力において、日本は従来から政府開発援助（ODA）を活用してきており、2022年のアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）において岸田総理大臣は、衛星、AI、無人航空機などの先端技術の知見の共有も含め、2025年までの3年間で、20か国以上に対し、海上法執行能力強化に貢献する技術協力及び研修などを通じ、800人以上の海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化の取組を推進すること、インド太平洋諸国に対し、少なくとも約20億ドルの巡視船を含む海上安保設備の供与や海上輸送インフラの支援を行うこと、日米豪印や国際機関なども活用しながら各国への支援を強化していくことを表明した。2025年からは、犯罪捜査、船艇の運用・維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊海上保安能力向上

プロジェクト」を開始した。また、UNODCのグローバル海上犯罪プログラム（GMCP：Global Maritime Crime Programme）の下で実施される海上法執行能力等強化プロジェクトを通じ、インド太平洋及び西アフリカ各国に対して海上犯罪対策に係る訓練コースの開発や、同訓練・ワークショップの実施を支援している。

また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力向上支援専従部門である海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）を各国の海上保安機関に派遣しているほか（GMCPの枠組み含む）、「海上保安政策プログラム」を始めとする日本での研修により、各国海上保安機関職員への人材育成を実施している。さらに、インド太平洋地域の各国の軍などに対し、艦船整備や潜水医学等に関する能力構築支援、ASEAN加盟国等の若手士官などに海上自衛隊艦艇への乗艦研修等を行った。

2023年に創設された政府安全保障能力強化支援（OSA）は、海洋安全保障を優先分野の一つとし、インド太平洋諸国を中心に、軍などに対して資機材の供与やインフラの整備を行い、同志国の安全保障上の能力・抑止力の強化を図っている。2025年度はマレーシアに潜水作業支援船、スリランカ及びトンガに無人航空機（UAV）を供与することなどを決定した。

キ 海上保安機関間の連携

国際機関や多国間の枠組みを通じた海上保安機関間の連携強化も行っており、海上保安庁では、5月、日米韓連携の取組として、搜索救助に関する日米韓海上保安機関による合同セミナー及び机上訓練に職員を派遣し、日米韓海上保安機関間の連携強化を図るとともに、日米韓共同でASEANの海上保安機関職員に対する能力向上支援を行った。また同年6月、日米比連携の取組として、鹿児島県において、日本で初めてとなる日米比合同搜索救助訓練を実施した。さらに同月、日米豪印の取組として、4か

国の海上保安機関が知見の共有や信頼醸成を図ることを目的として、初めての「シップオブザーバー・ミッション」を実施し、海上保安官が豪印海上保安機関職員とともに、米国沿岸警備隊の巡視船に乗船した。MDAの取組として、日米豪印で行う「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」との連携のほか、各国と覚書に基づきMDA情報の共有を図るなど、同盟国・同志国との協調も進めている。

(4) 宇宙

日本は2023年6月、3年ぶりに宇宙基本計画を改定するとともに、宇宙安全保障構想を策定した。宇宙安全保障構想には、宇宙安全保障分野の課題と政策を具体化し、宇宙安全保障に必要なおおむね10年の期間を念頭に置いた取組が盛り込まれ、同盟国・同志国などと共に宇宙空間の安定的利用と宇宙空間への自由なアクセスを維持することが記載されている。

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、また、スペースデブリが増加するなど、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増大している。こうした状況に対応するため、日本はデブリ対策や、宇宙状況把握（SSA）、宇宙システムの機能保証の強化などに取り組んでおり、また、国際的なルール形成や国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

宇宙空間が核兵器のない領域であり続けるべきとの考えの下、2024年、日本は、米国、アルゼンチンと共同で、宇宙条約を含む国際法上の義務の遵守の重要性などを強調し、宇宙空間に設置することなどを目的とした核兵器その他の大量破壊兵器の開発を行わないよう各国に求める国連総会決議案を提出した。同決議は、167か国の圧倒的多数の賛成を得て採択された。

民生宇宙活動に関する国際的なルール形成に関しては、国連総会の下に設置された常設委員会である宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）

が重要な役割を果たしている。6月から7月にかけて開催されたCOPUOS本委員会では、城内実内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策等担当）から、スペースデブリに係る日本のイニシアチブを含め、宇宙分野における日本の官民の取組を国際社会に積極的に発信した。

またCOPUOSには、包括的な議論を行う本委員会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律小委員会が設けられている。

2月に開催された科学技術小委員会においては、スペースデブリやリモートセンシングなどの個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可能性についても活発な議論が行われた。

5月に開催された法律小委員会においては、近年関心が高まっている宇宙交通管理（STM）や宇宙資源に関する議論が行われた。特に、2021年以降法律小委員会の下に設置されている宇宙資源ワーキンググループにおいて、宇宙資源活動に係る推奨原則案に関する集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）については、2024年に国連総会の決定に基づき「宇宙空間における軍備競争の防止のあらゆる側面に関するオープン・エンド作業部会」が立ち上げられ、2025年4月及び7月にジュネーブ（スイス）で日本を含め、参加国の間で活発な議論が行われた。なお、この作業部会は2028年まで議論を継続する予定である。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配に貢献するため、2021年に国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への協力を発表して以降、アジア太平洋地域の宇宙新興国に対して国内宇宙関連法令の整備及び運用の支援を行っている。宇宙活動の許認可や継続的監督等などに焦点を当てた法的能力構築支援を継続的に実施し、1月にはタイ向けに、11月にはベトナム向けに、宇宙活動の監督及び許可に関する法制度や宇宙活動の安全性について、国内外の有識者を招いたワークショップを開催した。

イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野における対話・協議などを推進している。米国とは、民生、安全保障、商業分野における強力なパートナーシップを継続してきており、2月の日米首脳共同声明、10月の「日米間の技術繁栄ディールについての協力に関する覚書」（小野田紀美内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策等担当）とクラツィオス米国大統領府科学技術政策局（OSTP）局長との間で署名）においても、宇宙協力について盛り込まれた。また4月に4年ぶりとなる「第3回日印宇宙対話」、5月に2年ぶりとなる「第6回日EU宇宙政策対話」を、それぞれ東京において開催し、双方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保障分野での協力や機関間協力など、多岐にわたる意見交換を行った。

多国間の取組としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）がフィリピン宇宙庁（PhilSA）との共催により、「第31回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAP）」をセブ（フィリピン）で開催し、宇宙エコシステムの実践による地域の活性化について議論が行われた。

ウ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション（ISS）

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を決定した。2020年には、日米を含む8か国が、アルテミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に対する政治的コミットメントを示す「アルテミス合意」に署名した。その後、アルテミス合意の署名国は増加し59か国となった（2025年10月末時点）。

また、2023年、日米両政府は、宇宙の探査及び利用を始めとする宇宙協力を一層円滑にするための新たな法的枠組みである「日・米宇宙

協力に関する枠組協定」を1月に署名し、同協定は6月に発効した。同協定の下で作成され、2024年4月に署名された実施取決めでは、日本が月面与圧ローバを提供して運用を維持する一方で、米国はアルテミス計画の将来のミッションで日本人宇宙飛行士による2回の月面着陸の機会を割り当てることが記載された。また、2025年4月にはNancy Grace Roman宇宙望遠鏡計画、12月にははやぶさ2拡張ミッションに係る協力につき署名されるなど、様々な分野における日米の宇宙協力案件について、複数の実施取決めが署名・検討されている。

日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、ISSの「きぼう」日本実験棟を活用し、アジア太平洋地域に対してはAPRSAFに設置されたKibo-ABCイニシアチブを通じた人材育成プログラム（ロボットプログラミング、物理・植物実験など）を提供している。さらに、宇宙新興国に対しては国連宇宙部との協力枠組み「KiboCUBE」プログラム⁽¹⁴⁾を通じた超小型衛星の放出機会を提供しており、2025年にプログラム開始から10周年を迎えた。同プログラムは国連が推進するイニシアチブのうち宇宙に届いた最初のプログラムであり、これまでに8回にわたる公募を行い、そのうち5機関の衛星が「きぼう」を活用して放出された。現在、中米統合機構（SICA）並びに、タンザニア及びコートジボワール（両国共同）が放出に向けた衛星開発を行っている。メキシコの衛星は軌道上にあり、近く放出される。

Ⅰ 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成などに向けて貢献している。

例えば、日本は、世界の降水状況を観測する衛星を複数活用した「衛星全球降水マップ

（GSMaP）」を無償で提供しており、世界163の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立ち上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに37か国・地域、540回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。9月30日に発生したマグニチュード6.9のセブ島地震（フィリピン）について、JAXAの陸域観測技術衛星「だいち2号」による被害域の緊急観測及び衛星データ提供に対し、フィリピン外相から在フィリピン日本国大使宛に感謝状が贈られた。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、JAXAとも連携し、8月に7か国の宇宙関連機関職員9人を日本に受け入れて、SDGsに資する宇宙技術の利活用能力の向上に係る研修を実施した。加えて、2023年度より開始したパラグアイやルワンダに対する宇宙関連技術の活用のキャパシティ向上に係る技術協力事業において、日本の宇宙分野の産学官の支援を得つつ、日本での研修を複数回実施した。また、8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、JICAがJAXA及び一般社団法人クロスユーとの共催でテーマ別イベント「アフリカの変革を加速する宇宙技術」を開催した。本イベントは、宇宙技術及び関連技術における課題と可能性を探り、アフリカの開発加速に向けた道筋を探ることを主な目的としており、ケニア、セネガル、ガーナ、エジプトの宇宙機関及びアフリカ宇宙庁の高官、日本の宇宙関連企業の代表者、JICA宇宙国際頭脳循環プログラム運営委員などによる基調講演とパネルディスカッションが行われた。

(14) 宇宙新興国などの宇宙関連技術の向上に貢献することを目的に、ISSの「きぼう」日本実験棟から超小型衛星を放出する機会を選定された機関に提供するプログラム

(5) 平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連平和維持活動（国連PKO）の派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の平和の持続と国づくりの観点から、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が課題となっている。

近年では、紛争だけでなく、気候変動や感染症など新たなリスクが平和と安定に及ぼす影響についても懸念されており、より統合的なアプローチが必要となっている。このように国際社会の課題が複雑化・多様化する中、「新・平和への課題（New Agenda for Peace）」や2024年9月に国連総会で開催された未来サミットの成果文書「未来のための約束（Pact for the Future）」において、平和維持・平和構築といった平和活動の強化が盛り込まれるなど、その取組はますます重要になっている。

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動（国連PKO）など

2025年12月末時点で、11の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。従事する軍・警察・文民要員の総数は約6.8万人である。PKO予算の不足や、新たな技術を用いた脅威の増加など、国連PKOを取り巻く環境は複雑化しており、PKOの将来に関する議論が活発に行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文民主体の特別政治ミッション（SPM）を設立し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO法）」に基づき、

1992年以来、計29の国連PKOミッションなどに延べ1万2,700人以上の要員を派遣してきた。直近では、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣した。施設部隊は、インフラ整備や避難民への給水活動などを実施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS司令部では2024年5月に追加派遣した副参謀長ポストを含む2人の自衛官は任期を終えて帰国し、2025年12月末時点で4人の自衛官が活動し、同国の平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団（MFO）に司令部要員を派遣し、2025年12月末時点で4人の自衛官が活動し、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後も、日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けた政府開発援助（ODA）などによる協力

紛争及び人道危機への対応においては、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要である。2022年には世界の難民・避難民数が初めて1億人を超えたが、中長期的な観点に立って強靱な国づくりや社会安定化のための支援を行い、自立的発展を後押しすることで、危機の根本原因に対処する必要性が一層高まっている。日本は、「人道・開発・平和の連携（HDPネクサス）」⁽¹⁵⁾の考え方を、2023年6月に改定された開発協力大綱で明記した。同年12月に開催された第2回グローバル難民フォーラム（GRF）では、同アプローチにおいて日本が主導的役割を務めることを打ち出し、国際社会と協力して、平和構築支援も含め未曾有の人道危機に取り組む姿勢を示した。

(15) HDPネクサス（人道（Humanitarian）、開発（Development）、平和（Peace）の連携（Nexus））：短期的な「人道支援」と合わせて、中長期的な観点から、難民の自立支援や受入国の負担軽減のための「開発協力」を行い、さらに難民発生の本質的な原因である紛争の解決・予防に向けた「平和の取組」を進める考え方

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、食糧援助や難民支援などのほか、国づくりを担う人材の育成を支援している。パレスチナでは、難民人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻化している。日本はパレスチナの難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画（CIP）」や教育施設への支援を通じて、難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障⁽¹⁶⁾に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、8月に横浜において第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）を開催し、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、重要分野の一つである平和と安定につき、議論を行った。議論の成果をまとめて採択された「TICAD 9横浜宣言」では、人道・開発・平和の連携の枠組みの中での協力促進の必要性、女性・平和・安全保障の促進へのコミット、安保理改革達成に向けた協力の決意を表明するとともに、人間の安全保障促進の重要性、グッドガバナンス・民主主義・法の支配の重要性、核兵器のない世界の実現に向けたコミットメントなどを再確認した。

例えば、日本は、アフリカ連合（AU）委員会に対して50万ドルの拠出を行い、AU加盟国におけるWPSアジェンダの実現を加速することを目的としてブルキナファソ、ニジェール、マリ、タンザニア、マラウイに対して女性の平和構築や政治的交渉への参加促進の支援を行った。

また、日本は、2014年からサヘル地域の諸国を対象に刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じた同地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国の法執行機関に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対処するための治安対策機材供与、能力構築支援を

行うとともに、地雷除去支援なども進めている。TICAD 9に際しては、国連地雷対策サービス部（UNMAS）やカンボジア地雷対策センター（CMAC）など様々な地雷対策機関と連携し、アフリカにおける地雷対策に係る取組を一層促進する観点から、「アフリカ地雷対策プラットフォーム」の設立を表明した。

加えて、「アフリカの角」地域では、「アフリカの角」担当大使による人道アクセス確保及び停戦に向けた働きかけを行う一方、選挙支援、エチオピアにおけるDDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰）支援、人道支援の実施などを通じ、地域の平和と安定に向け貢献している。さらに、日本は、2008年から2025年までに国連開発計画（UNDP）経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,600万ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

イ 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の認識が高まった結果、2005年の安保理決議第1645号及び総会決議に基づき、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とする国連平和構築委員会（PBC）が、国連安保理及び国連総会の諮問機関として設立された。PBCは国・地域における平和構築の在り方に関する議論に加え、女性・平和・安全保障（WPS）や若者・平和・安全保障（YPS）などのテーマに関する議論も行っており、近年は国連安保理や国連総会などへの助言機能を果たす機会が増える傾向にある。

日本はPBC設立時から一貫して、PBCの組織委員会のメンバーを務めており、強靱で持続的な平和を実現するためには、HDPネクサスに基づくアプローチが必要との考えの下、制度構築や人への投資に取り組むことの重要性を唱えてきている。2025年には、日本はPBC副議

(16) 人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方

長として、特にアジア開発銀行との平和構築の取組における連携強化に向けた議論を主導するとともに、PBCと国連総会との間の非公式調整役として、両機関の連携強化に貢献している。

また、日本は、国連平和構築基金（PBF）⁽¹⁷⁾に、2025年12月末まで総額7,133万ドルを拠出し、主要ドナー国として、国連関連機関が実施するアフリカなどにおける事業の遂行を積極的に支援している。

ウ 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の人材育成が課題となっている。日本は、現場で活躍できる人材を育成する事業を実施しており、2025年末までに育成した人材は1,000人を超える。事業修了生はアジアやアフリカなどの平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国などから高い評価を得ている。また、若手人材向けの研修コース（初級コース）に参加した日本人修了生に対する現況調査の結果、半数以上が国際機関の職員（正規職員のほか、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）や国連ボランティア、コンサルタントを含む。）を務めるなど、この事業は平和構築・開発分野の国際機関における日本人のキャリア形成とプレゼンス強化に大きく貢献している。2025年も、プライマリー・コース及び平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とするミッドキャリア・コースを実施した（205ページ コラム参照）。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきている。2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題

に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プログラム（Triangular Partnership Programme：TPP）に資金を拠出し、自衛隊員などを教官として派遣するなど協力を行っている。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの10か国366人の要員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。2018年にはアジア及び同周辺地域にも対象地域が拡大され、ベトナム及びインドネシアで訓練を実施した。2019年10月から、国連PKOにおいて適切な訓練を受けた要員の不足が深刻な問題となっている医療分野でも救命訓練を開始し、2021年から国連PKOミッションに遠隔医療を導入するための支援を開始した。これら分野における教官として自衛官など延べ420人が訓練に貢献している。2023年に、TPPを拡充し、アフリカ連合（AU）が主導する平和支援活動に派遣される要員への訓練を実施するために約850万ドルの拠出を決定し、2024年、AUミッション要員への訓練を開始した。また同年、カンボジアにおいて、韓国及びオーストラリアと共に、分野横断的な訓練も開始した。なお、本プログラムとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(6) 治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守ることは、様々な社会経済活動の前提であり、国の基本的な責務である。科学技術の進展、特に様々な新興技術の普及といった社会情勢の変化もあいまって複雑化、深刻化している国際的なテロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的に対処するためには、国際社会全体が協力して取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

近年、人々の情報通信技術への依存が高まるにつれ、オンライン上での過激思想の拡散や、

⁽¹⁷⁾ 2006年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

コラム

COLUMN

ガバナンス・選挙支援から見る平和構築の現場
—ガンビア—国連開発計画 (UNDP) ガンビア事務所 梁 詠美^{りやん えみ}

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の「プライマリー・コース」日本人研修員の梁詠美です。現在、国連開発計画 (UNDP)¹ ガンビア事務所にて、ガバナンス担当官 (国連ボランティア) として勤務しています。

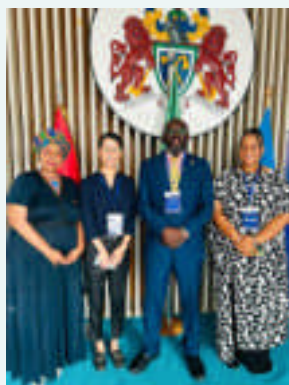
ガンビアは西アフリカ地域に位置するアフリカ大陸最小の国で、“Smiling Coast of Africa” とも呼ばれ、人々の温かさに満ちています。一方、22年間に及んだ前政権の終焉から10年を迎えようとする中、民主化の歩みは続くものの、民主改革の停滞や政治的分極化など課題も残されており、持続可能な平和の構築には制度及び社会双方へのアプローチを強化することが不可欠です。私が所属するガバナンス部署では、法の支配の強化、治安部門改革 (SSR)²、真実・和解・賠償委員会 (TRRC)³の支援など、より包摂的で民主的な統治の確立を目指した事業を展開しています。

私は選挙支援事業管理を担当し、2026年の大統領選挙及びその翌年の議会・地方選挙に向け、ガンビア独立選挙管理委員会 (IEC)⁴ と連携して、法務部及びジェンダー・障がい者 (PwDs)⁵ 部の設置や能力強化を支援しています。全国10地域で実施した「包摂的かつ参加型選挙の強化」研修には2025年11月時点で約562人の地域住民 (うち女性325人、障がい者113人) が参加し、選挙制度や政治参加におけるジェンダー平等などについて活発な議論が交わされました。多様な立場の参加者が意見や課題を共有し合う姿を通じ、包摂的な政治参加が平和構築に直結することを実感しました。



首都バンジュールにて行った選挙支援事業研修実施時の全体写真 (筆者前列左から2番目)

また、部署が実施する事業を横断的に支援する立場でもあるため、日本政府も拠出する国連平和構築基金 (PBF)⁶ によるSSR事業にも従事しています。長期政権下での市民弾圧にも関わった治安機関の信頼回復は喫緊の課題であり、UNDPは、司法省、国家警察、軍、移民局、市民団体、メディア等を対象に、SSR政策の理解促進やジェンダー主流化、法制度対話の支援を行っています。異なる立場の関係者が共通の目標に向けて歩み寄る現場を支援する中で、持続的な平和の構築には時間と対話の積み重ねが不可欠であることを学びました。



サヘル・ガバナンス・フォーラム実施時、上司や同僚らと一緒に (筆者左から2番目)

さらに、サヘル地域各国の首脳級関係者を招いた「サヘル・ガバナンス・フォーラム」では、UNDPガンビア事務所の主担当として、現地政府や国際機関との調整、UNDPアフリカ局長向けブリーフィング資料の作成などを担当しました。同フォーラムでは、変化の著しいサヘル地域の安定に向け、社会的結束と信頼の再構築の重要性が再確認され、地域社会の声を政策対話へ反映させる意義を改めて認識しました。

より民主的な社会を目指す上で残された課題を多角的に学ぶ機会を得ている今、中立的な立場から各国を支援できるUNDPや、平和構築の現場でガバナンスや選挙支援に携われることに大きな意義とやりがいを感じています。日本人国連ボランティアとして、ガンビアの民主的発展に貢献できるよう引き続き尽力していきます。

1 UNDP : United Nations Development Programme

2 SSR : Security Sector Reform

3 TRRC : Truth, Reconciliation and Reparations Commission

4 IEC : Independent Electoral Commission

5 PwD : Persons with Disabilities

6 PBF : Peacebuilding Fund

テロなどを誘発する有害コンテンツの発信が容易となり、テロ組織が、資金調達、勧誘、扇動にインターネットやSNS、或いはAI等の新興技術を悪用している傾向が顕著に見受けられる。また、ドローンなどの簡易で安価な武器を利用し、多くの人が集まる警備が手薄なソフト・ターゲットを対象とした無差別テロが増加しており、テロの致死性が高まっているという見方もある。こうしたテロ活動に対抗するには、テロリストへの資金の流れを断ち切る必要があり、国際的な連携と併せて、官民で協力して対応していくことが重要となっている。

日本は、国際的なテロ・暴力的過激主義対策の取組の一環として、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国際刑事警察機構（インターポール）を含む国際機関等によるプロジェクトに拠出し、東南アジア諸国を始めとする各国法執行機関の能力構築を継続的に支援してきている。また、テロ対策に係る国際的な枠組みであるグローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）の関連会合や議論に積極的に参加し、特に近年は、GCTFの派生団体である「コミュニティの働きかけと強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」や国際司法・法の支配研究所（IJ）との間でプロジェクト・レベルの協力を推進してきている。

また、国際社会における「法の支配」の普及・定着に向けた日本の取組として、2月に、外務省、IJ、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）及びフランス欧州・外務省の四者共催で、「中央アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワークショップ」を東京で開催した。同ワークショップは、中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）より検察・法執行当局関係者を招へいし、テロ関連事件に対する公正・独立した刑事司法手続きの下での捜査・訴追の在り方、及び、元戦闘員の送還や社会復帰・再統合などをテーマとして議論を行った。

続けて12月には、外務省、UNODC、UNAFEI、欧州連合（EU）の四者共催で「南アジア地域におけるテロ対策・法の支配ワーク

ショップ」を東京で開催し暴力的過激主義防止のための若者の役割とデジタル空間での対応について、官民連携の観点から協議を行った。

さらに、二国間テロ対策協議、日米豪印テロ対策作業部会などを通じて、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認しつつ、実践的な協力を強化してきている。

イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）及び犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）（いずれも事務局はUNODC）は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2021年3月に京都で開催された第14回コングレス（京都コングレス）では、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下、国際社会が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り組むべき内容をまとめた政治宣言（京都宣言）が採択された。日本は、その後もリーダーシップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、（ア）アジア太平洋地域において刑事実務家が情報共有や意見交換をするプラットフォームとしての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定期開催、（イ）若者（ユース）たちが自ら議論し、その声を政策に取り入れていくことを目指す「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の定期開催、（ウ）国際社会による再犯防止の取組を推進するための国連準則の策定への取組を進めたほか、UNODCが行う京都宣言のテーマ別討論をサポートするなど、京都宣言のフォローアップを積極的に行っている。さらに、5月に開催されたCCPCJにおいて、日本は、京都宣言を引き続きフォローアップする決議案を提出し、同決議案は全会一致で採択された。これにより、京都コングレスの成果は、2026年の第15回コングレス（アラブ首長国連邦がホスト国）に受け継がれていくこととなった。12月には、日本が策定を主導してきた再犯防止国連準則（京都モデルストラテジー）が国連総会で採択された。さらに、UNODC、インターポール

及び欧州評議会を通じて、東南アジア諸国の検察その他刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。そのほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）⁽¹⁸⁾を通じて、犯罪者処遇や犯罪防止、犯罪対策などに関する研修を日本で実施し、各国刑事司法担当者などの能力構築に貢献している。日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（UNTOC）の締約国として、同条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査する取組による国際協力を推進している。また、今日、サイバー犯罪が国境を越える脅威となっており、国際社会が一致してサイバー犯罪に対応するため、2019年に国連で議論が開始された国連サイバー犯罪防止条約が、2024年12月にニューヨークの国連本部において採択された。日本は、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」の確保を目指し、同条約策定のために設立された特別委員会の副議長を務めるなど、交渉妥結に尽力した。その後、2025年10月25日及び26日にベトナム・ハノイで同条約の署名式典が開催され、日本は条約の精査のため式典での署名は見送ったものの、駐ベトナム日本国大使が出席し、本条約の意義や国際的なサイバー犯罪対処能力の向上に向けた日本の貢献などについて発信した。

ウ 腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因として指摘される腐敗への対処に対する国際的な関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。2023年9月には、UNCAC実施審査メカニズム（締約国間の相互審査）において、同条約上

の犯罪化及び法執行（第3章）並びに国際協力（第4章）の規定に係る日本の実施状況に関する審査の結果についてのエグゼクティブ・サマリー（要旨）が公表された。また、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業部会の活動にも積極的に参加し、同作業部会における腐敗に関連する押収・没収財産の管理に関する成果文書の策定に貢献した。さらに2025年10月には、G20腐敗対策作業部会が設置されて以来4回目の開催となる閣僚会合が南アフリカ・ムプランガで開催され、日本を含むG20各国が国際的な腐敗対策に係る枠組みを強化するための議論を行った。そのほか、UNAFEIを通じて日本で汚職防止刑事司法支援研修を実施している。経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（外国公務員贈賄防止条約）の各締約国による履行状況を監視するための相互審査を通じて、外国公務員に対する贈賄行為の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。

エ マネー・ローンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策については、多国間の枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき措置の国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。また、近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求める声明を发出している。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。なお、日本は2024年10月のFATF全体会合において、同第4次審査で改善が必要と指摘された勧告全ての評価引上げを達成し、現在は2028年夏にオンサイト審査が実施される第5次対日審査に向けた準備作業を進めているところである。こうしたFATFを通じた取組に加えて、日本は、

(18) 日本政府と国連との協定に基づき、1962年に設立された国連地域研修所。東京都昭島市に所在。法務省が運営し、海外参加者を招へいして刑事司法分野の研修などを継続的に実施している。

テロ資金供与防止条約の締約国としてテロ資金対策に積極的に取り組んでおり、国連安保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL（ダーイシュ）及びアル・カーイダ制裁委員会の指定を受け、または、国連安保理決議第1373号⁽¹⁹⁾に基づく日本独自の対応として、テロリスト等に対する資産凍結などの措置を実施している。2025年11月末時点では、安保理制裁委員会により指定されたタリバーン、アル・カーイダ及びISIL関係者等387個人及び94団体及び、安保理決議第1373号に基づき指定された40個人及び31団体の合計416個人及び122団体（ただし、重複する11個人3団体を除く。）に対し、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び国際テロリスト財産凍結法に基づく資産凍結などの措置を実施している。

オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2022」に基づき、国内体制を強化し、また、開発途上国に対する支援にも積極的に取り組んでいる。2025年も、国際協力機構（JICA）を通じ、日本を含む各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続き実施した。例えば、2022年1月から2025年1月までタイ政府に、2022年3月からカンボジア政府に対する技術協力を実施し、さらに2025年度からは第三国研修「メコン地域

内における人身取引被害者保護に関する国境を越えた連携能力強化」を実施し、関連機関による人身取引被害当事者への支援能力の向上を目指している。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を2025年も継続して行った。また、UNODCが実施する東南アジア向けのプロジェクトへの拠出を通じ、法執行当局に対する研修を始めとする対応能力強化支援を実施した。日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の締約国として、人身取引や移民の密入国対策のため、諸外国との連携を一層深化させている。

カ 薬物対策

日本は、UNODCと協力し、薬物の原料の生産や新たな合成薬物の製造、密輸などの取締りに関係する調査、分析情報の整備や連携ネットワークの維持拡大に貢献している。また、国境を越える国際的な薬物取締りの実地的な能力強化、特に政情不安定な開発途上国などの農村や国境管理上脆弱な地方の貧困層（移民や若者等を含む。）が組織犯罪に関わらないよう、薬物原料植物の違法栽培に代わる作物等の生産などの代替生計手段の開発支援や、密輸の取締りを含む海上法執行能力強化を進めるとともに、薬物対策分野における地域ごとの開発課題を考慮しながら、国際的な薬物対策に取り組んでいる。

⁽¹⁹⁾ 2001年9月の米国同時多発テロ発生を受け、同年同月に国連安保理で採択された。国連加盟国に対し、テロ行為を行う者やテロ行為に関与する者などに対する資産凍結等の包括的な措置を講じることを求めている。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を主導していく歴史的使命がある。

同時に、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、日本の周辺では質的・量的な核軍拡が進んでいる。こうした中で、日本が自ら核兵器を保有することはないという前提の下、国民の生命と財産、日本の独立と平和を守り抜くためには、米国が提供する核を含む拡大抑止が必要な状況にある。

核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国との間においても分断が深まっている。このような状況の下、核軍縮を実質的に進めていくためには、様々な立場の国々の間を橋渡ししながら、現実的で実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、核軍縮に向けた着実な歩みを進めており、2023年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」を強固な土台としつつ、2022年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で岸田総理大臣が発表した「ヒロシマ・アクション・プラン」⁽²⁰⁾の下での取組を一つ一つ実行していくことで、現実的で実践的な取組を継続・強化していく考えである。そのほか、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議、国連総会における核兵器廃絶決議、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）などの同志国・有志国との協力・連携の取組や個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効促進や核兵

器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた働きかけ、軍縮・不拡散教育の推進、さらには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議論といった核兵器国も参加する現実的で実践的な取組なども積み重ねることを通じ、「核兵器のない世界」に向けた唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制の維持・強化を進めていく考えである。なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口ともいえる重要な条約である。一方、核兵器の保有・使用などを包括的に禁止しており、現状においては、核抑止と相容れない同条約を核兵器国が締結する見込みはない。核兵器国を交えずに核軍縮を進めることは難しく、日本は、国際的な核軍縮の取組は、NPTの下で進めていくことが引き続きより望ましいと考えている。「核兵器のない世界」に向けた道のりが一層厳しさを増す中だからこそ、日本は、抑止力を維持・強化し、安全保障上の脅威に適切に対処していくとの大前提に立ちつつ、唯一の戦争被爆国として、NPT体制を基盤に、核兵器国と核兵器禁止条約締約国双方の参加を得た現実的で実践的な取組の推進に今後も全力を尽くしていく。

ア 核兵器不拡散条約（NPT）⁽²¹⁾

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に1度開催される運用検討会議では、1970年のNPT発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきた。

2026年に開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第3回準備委員会が4月28日から5月9日まで国連本部において開催され、日本からは、岩屋外務大臣が出席した。岩屋外務

⁽²⁰⁾ 岸田総理大臣が2022年8月のNPT運用検討会議で提唱したもの。「核兵器のない世界」という理想と厳しい安全保障環境という現実を結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする。

⁽²¹⁾ NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

大臣は一般討論演説を行い、法の支配に基づく国際秩序が揺らぎ、NPTを始め、多国間主義に基づく国際協調の枠組みが困難に直面している現在、国際社会の分断を緩和し、多国間主義に基づく国際協調の枠組みの機能を回復・強化する努力が必要とされていると述べた上で、対話と協調の精神を最大限発揮し、2026年のNPT運用検討会議に向けて、一致団結して取り組むべきであると呼びかけた。また、分断が深まる世界にあっても、真摯な対話と建設的な議論を重ねることで知恵を生みだした好例として、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議による提言を紹介しつつ、各国に対し、核軍縮・不拡散に関する唯一の普遍的な枠組みであるNPT体制を維持・強化し、「核兵器のない世界」の実現に向けて前進するために、一致できる点を見いだしていく責任を果たすべきであると訴えた。今次準備委員会では、議長の下での作業文書「議長による勧告」が提出され、核戦力の透明性の向上、FMCTの早期交渉開始、CTBTの発効促進、軍縮・不拡散教育など、日本が重視する要素が幅広く反映された。また、日本主導で実施した軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントは、過去最多の96か国（日本含む）の賛同を得られ、軍縮・不拡散教育に対する関心の高さと支持の広さが示された。さらに、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議に関するサイドイベントを開催し、岩屋外務大臣が冒頭挨拶をするとともに、パネルディスカッションを行った。日本としては、現下の厳しい安全保障環境の下で、各



2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会で演説を行う岩屋外務大臣（4月28日、米国・ニューヨーク）

国が2026年の運用検討会議に向けNPT体制の維持・強化の重要性への共通認識を示し、対面で率直な意見交換を行った意義は大きいと考えている。

1 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

2022年、核兵器国と非核兵器国、さらには、核兵器禁止条約の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれの国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な道筋について自由闊達な議論を行う場として国際賢人会議が立ち上げられた。第1回会合（2022年12月・広島）、第2回会合（2023年4月・東京）、第3回会合（2023年12月・長崎）、第4回会合（2024年5月・横浜）、第5回会合（2024年11月・オンライン）に続き、最終会合となる第6回会合が3月30日及び31日に東京において開催され、白石隆座長（熊本県立大学特別栄誉教授）を含む日本人委員3人及び核兵器国と非核兵器国の双方からの外国人委員11人の合計14人の委員が参加したほか、政治リーダーとして、モゲリーニ欧州大学院大学学長（元欧州連合（EU）外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長）が参加した。日本政府からは、開会セッションに岩屋外務大臣が出席し、「核兵器のない世界」の実現という理想に向けて一步一步前進していく日本の姿勢が揺らぐことはなく、政府として、今次会合において取りまとめられる提言を受け止め、「核兵器のない世界」に向け



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第6回会合で挨拶を行う岩屋外務大臣（3月30日、東京）

た現実的かつ実践的な取組を継続していくと述べた。その後、モゲリーニ欧州大学院大学学長が挨拶するとともに、グテーレス国連事務総長、バチエレ・チリ元大統領、ブリックス元IAEA事務局長、モハメド元ケニア外務長官からのビデオメッセージが紹介されたほか、白石座長による挨拶が行われた。会合では、これまでに積み重ねられた議論を踏まえて、「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的方策を検討し、2026年NPT運用検討会議に向けた提言が発出された。

ウ 「核兵器のない世界」に向けたジャパン・チェア

2023年の国連総会一般討論演説において、「抑止か軍縮か」との二項対立的な議論を乗り越えるため、海外の研究機関・シンクタンクへの「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の設置が表明されたことを受けて、カーネギー国際平和財団（米国）、ウィーン軍縮・不拡散センター（オーストリア）及び国際戦略研究所（IISS）アジア（シンガポール）において、核軍縮を専門とするポストである同ジャパン・チェアを設置した。

同ジャパン・チェアは、核軍縮「主流化」の流れを確実に進めていくためには、政府だけではない重層的な取組が必要との認識の下、日本が掲げる「現実的で実践的な核軍縮」についての議論を喚起し、また、国際社会の分断克服に貢献することを目的としている。

エ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)⁽²²⁾

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI（12か国⁽²³⁾で構成）は、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2022年8月にニューヨークで開催された第11回NPDI ハイレベル会合には、岸田総理大臣が

日本の総理大臣として初めて出席し、会合後にNPDIとしてNPTの実施を強化するために必要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダーシップ及び外交上の対話の促進にコミットし続けるとの決意を表明するとの共同声明が発出された。また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会議に計19本、第10回NPT運用検討会議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、現実的で実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。4月から5月に開催された2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会でも、NPDIとして共同ステートメントを実施したほか、透明性及び説明責任（アカウントビリティ）、軍縮・不拡散教育、FMCT、並びにCTBTに係る作業文書を共同で提出した。

オ 国連を通じた取組（核兵器廃絶決議）

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2025年の決議案においては、「核兵器のない世界」を実現する上での現実的で実践的な取組の方向性を示す必要があるとの認識の下、2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会での議論を踏まえ、「ヒロシマ・アクション・プラン」の更なる具体化と浸透を図るため、NPTが国際的な核軍縮・不拡散体制の礎であることを確認しつつ、核兵器の不使用の継続、透明性の向上、FMCTの早期交渉開始、被爆の実相の理解向上に係る軍縮・不拡散教育など、具体的な措置の実施を国際社会に呼びかけた。

同決議案は、10月の国連総会第一委員会で145か国、12月の国連総会本会議では147か国の支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国のほか、NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条

(22) NPDI : Non-Proliferation and Disarmament Initiative

(23) 日本、オーストラリア、ドイツ、ポーランド、オランダ、カナダ、メキシコ、チリ、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）、ナイジェリア及びフィリピン

約推進国を含む様々な立場の国々が含まれている。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けている。

カ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)⁽²⁴⁾

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。9月の国連総会ハイレベルウィーク中に第14回CTBT発効促進会議が開催された。岩屋外務大臣のステートメントにおいては、核兵器なき世界の実現に向けて、核実験を禁止し、核兵器の質的改善を防ぐCTBTは非常に重要な条約であり、条約の発効前であっても、核実験モラトリアムによって条約の実質を實踐していくことが重要であると述べつつ、全ての未締約国による速やかな署名・締結を呼びかけた。また、条約の実効性を確保するためにも、検証体制の強化と能力構築への支援が必要であることを強調した。また、同会議では、CTBT批准国及び賛同する署名国により、附属書二掲載国（発効要件国）を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼びかけ、核実験モラトリアムの維持の呼びかけ、検証体制構築に関する支援の確認、北朝鮮による核実験への非難などを盛り込んだ最終宣言が採択された。

キ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約

(FMCT⁽²⁵⁾ : カットオフ条約)⁽²⁶⁾

FMCTは、核兵器用の核分裂性物質（高濃縮ウラン、プルトニウムなど）の生産そのもの

を禁止する条約構想である。核兵器の原材料の生産そのものを規制することは、新たな核兵器国の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の生産を制限することにつながるため、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、1993年に国連総会が、非差別的、多国間、国際的また効果的な検証が可能な、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止条約に関する交渉を勧告する決議を採択してから今日に至るまで長年議論が続けられているにもかかわらず、ジュネーブ軍縮会議（CD）において同条約の交渉開始に至っていない。

こうした状況の中で、交渉に向けて政治的な推進力を生み出すため、2010年代には事務総長主催軍縮会議ハイレベル会合（2010年）や、日豪両政府主催によるFMCTに関する専門家会合（2011年）、FMCTに関する政府専門家会合（GGE）（2014年から2015年）、FMCTハイレベル専門家準備グループ（2017年から2018年）といった取組が行われ、日本もそれぞれの会合での議論に積極的に参画した。しかし、関係国間の交渉開始の合意形成には至らなかった。

2023年に国連FMCT決議採択から30年の節目を迎えたことを踏まえ、同年5月のG7広島サミットにおいて発出された「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、FMCTへの政治的関心を再び集めることを要請した。日本は、同年9月にオーストラリア及びフィリピンとの共催でFMCTハイレベル記念行事を開催し、国際社会による同条約構想への関心を高めた。2024年3月には、日本が議長国として開催した核軍縮・不拡散に関する安保理閣僚級会合においてFMCTに対する政治的機運を維持・強化するため「FMCTフレンズ」の立上げを表明し、同年9月に主催したFMCTフレンズ・

(24) CTBT : Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

(25) FMCT : Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

(26) 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質（高濃縮ウラン及びプルトニウムなど）の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想



第1回「FMCTフレンズ」外相会合(9月24日、米国・ニューヨーク)

ハイレベル立上げ会合において、「FMCTフレンズ」の立上げを確認した。2025年9月には、岩屋外務大臣出席の下、第1回「FMCTフレンズ」外相会合を開催し、FMCTの早期交渉開始に向けた連携を呼びかける閣僚共同声明を採択した。

② 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェロシップ・プログラム⁽²⁷⁾を通じた各国若手外交官などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆展の開催支援⁽²⁸⁾などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的に取り組んでいる。

被爆体験証言を実施する延べ330人以上の被爆者に対し「非核特使」⁽²⁹⁾の名称を付与してきたほか、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことがますます重要となっていることを踏まえ、国内外の830人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきた。

6月には、広島・長崎への原爆投下から80年の機会をとらえて、被爆の実相の理解促進のための取組を一層強化する観点から、「被爆80

年 証言を世界へ」と題し、被爆者2人と継承活動に関与する若者3人を、フランス・英国・ポーランドに派遣した。現地において、被爆者は非核特使として、若者はユース非核特使として、被爆体験講話や現地の若い世代との交流などを行った(214ページ 特集参照)。

また、核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国から、若手政策決定者や研究者などの未来のリーダーを日本に招いて被爆の実相に触れてもらい、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークの形成に資することを目的に、日本が国連に1,000万ドルを拠出して立ち上げた「ユース非核リーダー基金」については、2024年8月、研修参加者第1期生のうち選抜された49人が1週間の訪日プログラムに参加し、広島及び長崎を訪問した。7月には、国連日本政府代表部において同基金第2期の開始を記念するイベントが開催され、岩屋外務大臣がビデオメッセージを寄せ、被爆の実相を継承し、世界により広く伝えていくために若い世代が担う役割は一層大きくなっていると述べつつ、参加者による世界規模のネットワークの構築に期待を示した。

③ 将来の軍備管理・軍縮に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTなどの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。例えば、核弾頭及びその運搬手段の削減などを規定した新戦略兵器削減条約(新START)は、米露両国の核軍縮における重要な進展を示すものだった。日本は、2021年2月に発表された同条約の5年間の延長を歓迎したが、2022年8月、ロシアは、全てのロシア関連施設を一時的に査察対象から除外するとの声明を発出し、また、同年11月に予定されていた二国間協議委員会(BCC)の延期を米国に通告した。

(27) 特に開発途上国における軍縮専門家を育成することを目的とした国連による研修プログラム。1978年の第1回国連軍縮特別総会において実施が決定された。日本は1983年以来、本プログラム参加者(各国若手外交官など)を日本政府の費用負担で日本に招待しており、2024年までに1,027人の参加者が日本を訪問した。訪日プログラムは、広島・長崎での資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解を促進する有意義な機会となっている。

(28) 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク(米国)、ジュネーブ(スイス)及びウィーン(オーストリア)で常設原爆展が開設されている。

(29) 2010年から2025年までに、330人以上の被爆者に「非核特使」の名称を付与してきている。

特集

SPECIAL
FEATURE

「被爆80年 証言を世界へ」事業の実施

6月12日から19日にかけて、「被爆80年 証言を世界へ」と題し、被爆者2人と継承活動に関する若者3人を、フランス、英国及びポーランドに派遣しました。本事業は、広島・長崎への原爆投下から80年の機会を捉えて実施したものであり、2024年9月に発表された、被爆の実相の理解促進のための取組の3本柱、「被爆者等の海外派遣」、「被爆地訪問」、「対外発信の強化」の一環として具体化されたものです。

現地において、被爆者は「非核特使」として、若者は「ユース非核特使」として、被爆体験講話や現地の若い世代との交流などを行いました（非核特使：八幡^{やはた}照子氏、飯田國彦氏、ユース非核特使：井上つぐみ氏、増本^{なつみ}夏海氏、八幡恵氏）。

■ 被爆体験講話

フランス、英国及びポーランドで行われた被爆体験講話では、いずれの国でも会場は百数十人の聴衆で満席となり、非核特使は自身の被爆体験について、ユース非核特使は被爆体験伝承などの活動について講演を行いました。聴衆は講話に熱心に耳を傾け、被爆当時の状況、被爆後の苦難といった被爆体験について、質問を投げかけました。また、被爆体験を乗り越えて人前で話す勇気をどのようにしたら持てるようになったのか、被爆を直接体験していないユースがどのようにして伝承しているのかといった質問も寄せられ、非核特使及びユース非核特使による証言・伝承活動に対する高い関心が示されました。被爆体験講話の終了後は、5人に対して直接お礼したいと希望する聴衆が長蛇の列を作り、特使たちも精力的に現地の市民と交流を深めました。



被爆体験講話（6月16日、英国・ロンドン）

■ 現地の若者との交流

ユース非核特使3人は、フランス及び英国では現地の大学生と、ポーランドでは現地の高校生と交流し、被爆体験伝承などの平和活動に関する発表を行いました。また、非核特使も交えた意見交換も併せて実施されました。

現地の若者からは、原爆投下時の被爆地の状況等に関する質問が寄せられたほか、若い世代へのメッセージを非核特使に求める場面も見られました。同世代であるユース非核特使による被爆体験伝承などの平和活動についても関心が示され、率直な意見交換が行われました。

日本政府は、被爆の実相を国際社会及び将来の世代に継承していくことを核軍縮に向けたあらゆる取組の原点として重視しており、また、唯一の戦争被爆国としての責務であると考えています。

今回の事業は、現地の聴衆から、「最も強く感じたメッセージは、核兵器は絶対に誰に対しても使用されるべきではないということ」等の感想が数多く寄せられたとおり、被爆の実相について、国境や世代を超えて理解を深める機会となりました。

今後も、被爆者や継承活動に関するユースの方々等と連携しながら、被爆の実相の理解促進に向けた取組を進めていきます。

2023年1月には米国国務省はロシアが新STARTを遵守しているとは認定できないとの議会報告書を米国議会上院に提出し、同年2月、プーチン・ロシア大統領は、年次教書演説において、新STARTの履行停止を発表した。こうした動きを受け、日本は、例えば「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」において、新STARTを損なわせるロシアの決定に対する深い遺憾の意を表明した。しかし、2026年2月、新STARTは延長期限を満了し、失効した。核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれば、米露を超えたより広範な国家、より広範な兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構築していくことが重要である。その観点から、日本は様々なレベルでこの問題について関係各国に働きかけを行ってきている。前述の核兵器廃絶決議においても、核兵器を最も多く有している3か国による核兵器の増加抑制のための将来の核軍備管理枠組みについての誠実な交渉や、核軍備競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対話を開始する核兵器国の特別な責任に言及している。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、2022年国家安全保障戦略にもあるように、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器（核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器）やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。

国際秩序が動揺する中、北朝鮮、イランなどにおける拡散懸念は高まっている。また、経済

成長に伴う兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力の増大、グローバル化の進展に伴う流通形態の複雑化及び懸念物資などの調達手法の巧妙化、新技術の登場を背景とした民生技術の軍事転用のリスクの高まりなども拡散リスクを増大させている。さらに、近年原子力エネルギーの需要が高まる中、不拡散及び核セキュリティの重要性も増している。

このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルール、国内における不拡散措置、各国との緊密な連携・能力構築支援などを通して不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための手段には、前述のNPT、CTBT、FMCTに加え、保障措置、輸出管理、拡散対抗の取組などがある。

保障措置とは、核兵器の拡散防止のために、原子力（核物質）が、原子力発電などの平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されないことを担保することを目的に、国際原子力機関（IAEA）⁽³⁰⁾と国家との間で締結される保障措置協定に従って行われる検証活動である。これはNPTの3本柱の一つである核不拡散の中核的手段であり、その強化は核軍縮・原子力の平和的利用の推進にとっても不可欠である。日本はIAEAの指定理事国⁽³¹⁾として、IAEA関連活動の支援、保障措置に対する理解や実施能力の増進支援、追加議定書（AP）⁽³²⁾の普遍化促進などを進めている。また、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）⁽³³⁾会合への貢献やアジア諸国に対する日本での研修事業実施などを通じて、各国における保障措置の能力開発にも貢献している。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵器やその関連物資・技術を入手し、拡散しようとする者に対し、いわば供給サイドから規制を行う取組である。国際社会には四つの輸出管理

(30) IAEA：International Atomic Energy Agency

(31) IAEA理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

(32) AP（Additional Protocol）：NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした「包括的保障措置協定（CSA）」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限がIAEAに与えられる。2024年10月時点で、143か国が締結している。

(33) APSN：Asia Pacific Safeguards Network

の枠組み（国際輸出管理レジーム）があり、日本は、全てのレジームに発足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施している。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）⁽³⁴⁾、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）⁽³⁵⁾、ミサイル⁽³⁶⁾に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）⁽³⁷⁾、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）⁽³⁸⁾があり、各レジームにおいて、管理すべき兵器の開発に資する汎用品・技術をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目・技術について国内法に基づき輸出管理を行うことで、懸念物資・技術の不拡散を担保している。日本は、国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しているほか、在ウィーン国際機関日本政府代表部をもってNSGの事務局の役割を担っている。

また、日本は、こうした保障措置や国際輸出管理レジームを補完し、大量破壊兵器の拡散や脅威に総合的に対処するために、拡散対抗の取組を推進している。具体的には、拡散に対する安全保障構想（PSI）⁽³⁹⁾の活動に積極的に参加し、大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討している。加えて、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミ

サイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号⁽⁴⁰⁾に関し、日本はアジア諸国による同決議の履行支援のための資金を拠出するなど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

輸出管理を始めとした不拡散の取組は、国際ビジネス環境の予見可能性を高め、投資・貿易を促進する役割を果たしている。高度にグローバル化した世界経済の中、自由貿易を確保しながら、効率的、効果的な輸出管理を行うために、高い技術力を有する日本の産業界、学術界の協力を得ながら、各国の輸出管理制度の調和・強化を含めた国際協調を進めている。そうした観点から、日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議（ASTOP）⁽⁴¹⁾やアジア輸出管理セミナー⁽⁴²⁾を開催している。

1 地域の不拡散問題

北朝鮮は、2025年も弾道ミサイルの発射を繰り返すなど、核・ミサイル開発を継続した。一連の北朝鮮の行動は、関連する国連安保理決議の明白な違反であり、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦であり、断じて容認できない。8月のIAEA事務局局長報告は、北朝鮮の核活動は引き続き深刻な

(34) NSG : Nuclear Suppliers Group

(35) AG : Australia Group

(36) 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOG)があり、2025年10月時点で、145か国が参加している。

(37) MTCR : Missile Technology Control Regime

(38) WA : Wassenaar Arrangement

(39) PSI (Proliferation Security Initiative) : 2003年に発足。2025年末時点で、116か国がPSIの活動に参加・協力している。2013年、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国の6か国は、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年、2018年及び2025年にPSI海上阻止訓練、2012年及び2025年にPSI航空阻止訓練、2010年にオペレーション専門家会合（OEG）をそれぞれ主催したほか、直近の2024年9月のオーストラリア主催訓練を始め、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

(40) 2004年4月採択。全ての国に対し（1）大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、（2）テロリストなどによる大量破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び（3）大量破壊兵器拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理など）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

(41) ASTOP (Asia Senior-Level Talks on Non-Proliferation) : 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、オランダ及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、2003年に発足。直近では、2024年10月に第19回協議を開催し、アジアにおける拡散課題や輸出管理の強化について議論した。

(42) 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している（2021年のみ新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。

特集

SPECIAL
FEATURE拡散に対する安全保障構想 (PSI)¹
日本主催訓練「Pacific Shield 25」

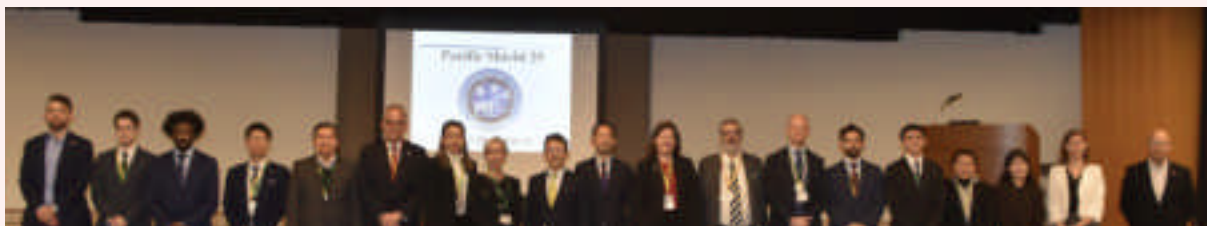
拡散に対する安全保障構想 (PSI) は、2003年に米国の提唱により日本を含む11か国で発足した、大量破壊兵器・ミサイル等の拡散を阻止するため参加国が共同して移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組です。2014年から、PSIに参加するアジア太平洋地域の主要国である日本・米国・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポールが、1年ごとに持ち回りで共同訓練を実施しています。日本は、2004年及び2007年の海上阻止訓練、2012年の航空阻止訓練、2018年の海上阻止訓練に続き、2025年12月2日から5日にかけて、日本で5回目となる訓練として、海上阻止訓練「Pacific Shield 25」及びPSIの今後の方向性を議論するオペレーション専門家会合 (OEG)²を開催しました。

訓練には、上記6か国に加えて、20か国・1関係機関がオブザーバー参加し、日本側からは外務省、警察庁、財務省・税関、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携して参加しました。具体的には、自衛隊、米国、オーストラリア及び韓国が参加し、大量破壊兵器関連物資を輸送中の容疑船舶の捜索・追尾・乗船等に係る実動訓練を行ったほか、警察庁、税関及び海上保安庁による化学物質の検査等を行う港湾訓練などを実施しました。そのほか、不拡散に対する認識を向上させるための意見交換を行うアカデミックセッション、大量破壊兵器関連物資の拡散への対応に関するシミュレーション机上訓練、さらに、21か国が参加して今後のPSIの方針について議論するOEGも開催されました。

日本は、7年ぶりに主催した一連の訓練を通じて、各国の関係機関による大量破壊兵器等の拡散阻止に関する能力の向上、各国の法執行機関、軍・防衛当局、情報機関などによる相互の連携の強化、PSI非参加国によるPSIへの理解の深化等に貢献しました。



港湾訓練における警視庁による容疑物質の簡易検査
(12月3日、東京)



開会式における参加国代表の集合写真 (12月2日、外務省)

1 PSI : Proliferation Security Initiative

2 OEG : Operational Experts Group

■ 日本と国際原子力機関 (IAEA)

IAEAは、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保することを目的に、1957年に設立された国連の関連機関である。1970年に発効したNPT第3条においても、平和的利用のための原子力技術が軍事転用されることを防止するため、非核兵器国がIAEAとの間で締結する協定に従って行われる検証活動（保障措置）を受諾する義務が規定されている。

「核の番人」とも呼ばれるIAEAは、核不拡散の観点からは、保障措置の実施や北朝鮮・イランなどの核不拡散課題への対応において重要な役割を果たしているほか、核テロ対策にも取り組んでいる。また、原子力の平和的利用の促進の観点からは、原子力発電に係る技術支援のみならず、保健・医療、食料・農業、水資源管理、環境、産業応用などの非発電分野における原子力技術の応用研究・支援を強化しており、さらには近年ではフュージョンエネルギー分野にも注力するなど、その活動は多岐にわたる。

日本は、原加盟国としてIAEAに加盟して以降、指定理事国として総会及び理事会での議論に貢献するほか、伝統的に核不拡散分野や原子力の平和的利用においてIAEAとの協力を深め、人材面、財政面・技術面でその活動を積極的に後押ししてきた。最近では、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水¹の海洋放出や、ウクライナの原子力安全分野における協力に加え、医療・食料・環境などの分野での原子力利用に対する世界的な関心と需要の高まりを背景にIAEAが推進する様々なイニシアティブでも協力を進めている。開発途上国における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けてIAEAが提唱した、Rays of Hope（放射線がん治療・診断に関するイニシアティブ）やAtoms4Food（食料問題に関するイニシアティブ）はその一例であり、日本からも資金拠出を行っている。

グロッシェ事務局長による5回に及ぶ外務省賓客としての訪日の機会なども通じて、核不拡散及び原子力の平和的利用の両分野における連携を強化している。



外務省賓客として来日したグロッシェIAEA事務局長と岩屋外務大臣（2月18日、東京）

¹ ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

懸念を生じさせるものであり、北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確な違反であると指摘した。さらに、9月のIAEA総会では、北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄並びに全ての関連活動の速やかな停止に向けた具体的な行動を強く求める決議が賛成多数で採択され、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の強固な立場を示した。日本も、4月から5月の2026年NPT運用検討会議第3回準備委員会や9月のIAEA総会、IAEA定例理事会などにおいて北朝鮮の核問題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信した。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる

射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致団結して、国連安保理決議を完全に履行することが重要である。北朝鮮からロシアへの弾道ミサイルなどの移転といった軍事協力は国連安保理決議の明白な違反であり、日本としては、引き続き、米国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEAなどの国際機関などと緊密に連携していく。また、国連安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは、2018年に米国（第1期トランプ政

権)が包括的共同作業計画(JCPOA)⁽⁴³⁾から離脱し、イランへの独自制裁を復活させて以降、JCPOA上のコミットメントを低減する措置を継続してきた。2021年2月に追加議定書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履行停止、同年4月には60%の濃縮ウランの製造を開始した。

6月、イスラエル及び米国はナタンズやフォルドなどのイラン核施設を攻撃した。同年8月、E3(英仏独)は国連安保理議長にイランによるJCPOAコミットメントの重大な不履行を通知し、9月19日に国連安保理において、イランに対する制裁措置終了を継続する決議案が否決された。これに伴い、9月28日、国連安保理決議第2231号主文12に規定されていた過去の国連安保理決議(第1737号、第1747号、第1803号、第1929号など)に基づく対イラン制裁が再適用されることとなり、イランにウラン濃縮を含む核不拡散上機微な一部の核活動の停止が再度義務づけられることとなった。

一連の保障措置問題(イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検出された問題。6月、同問題が未解決であることを受けて、IAEA理事会はイランの保障措置義務違反を認定した。)を含むイランの核問題の解決に向け、IAEAは、イランへの関与の取組を継続している。同月のイスラエルと米国によるイラン攻撃を受けて、イランはIAEAとの協力を一時停止しており、日本は、イランに対して、IAEAとの完全な協力を直ちに再開するよう強く求めている。また、対話を通じた核問題の解決が重要との立場から、日本は米国とイランの間の協議の早期再開を含む外交の重要性を強調している(2026年2月28日のイスラエル及び米国によるイランに対する

攻撃を受けた動きについては、155ページ第2章第7節2(5)イラン参照)。さらに、日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジームにおけるイランの核・ミサイル・無人航空機(UAV)⁽⁴⁴⁾に関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違反を構成すると認定されており、今日まで未解決の問題として議論されているが、2024年10月までにIAEAによる未申告の原子炉建設に関連する施設3か所の訪問が実現した。今後、新政権との間での進展が期待される。日本はこの未解決の問題を解決するために、シリアがIAEAに対して完全に協力することを求めている。同国が追加議定書を署名・締結し、実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」は、2001年9月の米国同時多発テロ事件以降、核テロ対策の重要性が強く認識されるようになり、その後、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)⁽⁴⁵⁾や核セキュリティ・サミット、核セキュリティに関する国際会議(ICONS)⁽⁴⁶⁾といった核セキュリティの強化に向けた多国間協議が開催されるとともに、2007年に核テロ防止条約、2015年に核物質防護条約の改正が発効するなど、国際社会における協力が進展してきた。ただし、ロシアによるウクライナ侵略に伴い、米露共同議長の下で開催されてきたGICNTの活動が停滞したことから、2024年に、米国は、「放射線・核

(43) JCPOA (Joint Comprehensive Plan of Action) : イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの
(イラン側の主な措置)

- 濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼働遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

(44) UAV : Unmanned Aerial Vehicle

(45) GICNT : Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism

(46) ICONS : International Conference on Nuclear Security

テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム」(Global FTPRNT)⁽⁴⁷⁾を立ち上げて初回会合を開催し、同会合では核テロ対策能力を向上させる方策などが議論された。また、ウクライナ国内の原子力施設の安全・セキュリティ確保に向けた取組も求められてきている。

昨今、各国におけるエネルギー需要の増大や脱炭素の世界的潮流の中で、原子力発電への国際社会の関心が高まってきている。このような中、原子力の平和的利用を進める各国は、非国家主体への核兵器や核物質の拡散リスクといった核セキュリティに対する認識を向上させ、最高水準の核セキュリティの確保に向けて取り組んでいく必要がある。日本としても、IAEA事務局長のリーダーシップの下で様々な活動を展開するIAEAや各国と連携しつつ、国際社会における最高水準の核セキュリティの確保に向けて、引き続き貢献していく。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの3本柱の一つであり、NPTで、不拡散を進める締約国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」とされている。国際的なエネルギー需要の拡大や、脱炭素化電源としての関心の高まりなどを背景に、原子力発電⁽⁴⁸⁾を

活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあり、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、(ア) 保障措置、(イ) 原子力安全(原子力事故の防止に向けた安全性の確保など)及び(ウ) 核セキュリティの「3S」⁽⁴⁹⁾の確保が重要である。日本はこれまで、二国間、多数国間の枠組みを通じて、「3S」確保の重要性を国際社会の共通認識とするための外交を展開してきたほか、「3S」の強化に資する人材育成支援事業を行っている。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、引き続き、2013年に福島県において指定された「IAEA緊急時対応能力研修センター」を通じて、IAEAとの協力の下、原子力緊急事態への準備及び対応の分野での能力強化に貢献していく。

ウクライナでは、ロシアの侵略により、長期にわたりロシアによる占拠が継続しているザポリジヤ原子力発電所をはじめ、原子力施設の安全や核セキュリティが脅かされている。日本は、ロシアによる侵略を強く非難するとともに、IAEA事務局長による七つの柱⁽⁵⁰⁾及び五つの原則⁽⁵¹⁾を含む、IAEAによるウクライナの原

(47) Global FTPRNT : Global Forum to Prevent Radiological and Nuclear Terrorism

(48) IAEAによると、原子炉は世界中で415基が稼働中であり、62基が建設中 (IAEAホームページ、2025年12月時点)

(49) 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置 (Safeguards)、原子力安全 (Safety) 及び核セキュリティ (Security) の頭文字を取って「3S」と称されている。

(50) 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。

2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。

3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならない、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリティに関して、決定する能力を保持していなければならない。

4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。

5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。

6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。

7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

(51) 1. 特に原子炉、使用済み燃料倉庫、その他の重要なインフラ設備及び職員を狙った、原子力発電所からの、または、原子力発電所に対するいかなる攻撃も行ってはならない。

2. ザポリジヤ原子力発電所が、同発電所からの攻撃に使用され得るような軍事要員または重火器 (例: 多連装ロケット砲、砲撃システムや弾薬、戦車) の倉庫や基地として使用されてはならない。

3. 原子力発電所のオフサイト電源がリスクにさらされてはならない。全てのオフサイト電源が常に保護され、使用可能な状態であるよう確保するための全ての努力が行われなければならない。

4. ザポリジヤ原子力発電所の安全かつ確実な運用にとって不可欠な全ての設備、システム及び備品は、攻撃及び破壊行為から保護されなければならない。

5. これらの原則を損なういかなる行動もってはならない。

子力施設の安全や核セキュリティの確保に向けた取組を引き続き支援していく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの非発電分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性が増してきており、IAEAも、開発途上国への技術協力に取り組んでいる。

こうした中、日本は、開発途上国を中心に原子力の平和的利用の恩恵を広め、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTを下支えするとともに、SDGsの達成に貢献するために、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）⁽⁵²⁾」に基づく技術支援や、「技術協力基金（TCF）」及び「平和的利用イニシアティブ（PUI）⁽⁵³⁾」への拠出などを通じた財政支援により、IAEAの活動を積極的に支援している。PUIへの拠出を通じたIAEAの支援事業の例としては、がん対策、食糧問題への対処、海洋プラスチックごみ問題への対処のための事業が挙げられる。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力の平和的利用分野における協力を実現するため、相手国との間で移転される原子力関連資機材などの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必要となる枠組みを定めるために締結するものである。また、二国間協定の下で、原子力安全の強化などに関する協力を促進することも可能である。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。12月時点で、日本は、発効順で、カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米国、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシ

ア、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE）及びインドの14か国・1機関との間で二国間原子力協定を締結している。

ロ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉及びALPS処理水の取扱い

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策、除染・環境回復は、困難な作業ではあるものの、世界の技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関であるIAEAとも緊密に連携しつつ、着実に進められている。2021年4月、日本政府はALPS処理水の処分に関する基本方針を公表し、同年7月には、日本政府とIAEAとの間で、「東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の取扱いの安全面のレビューに関する日本政府に対するIAEAの支援についての付託事項（TOR）」が署名された。IAEA職員及びIAEAが選定した国際専門家で構成されるIAEAタスクフォースは、このTORに基づき、日本政府及び東京電力に対し、第三者の立場から安全性と規制面に係るレビューを実施してきた。

2023年7月4日、グロッシーIAEA事務局長が訪日し、TORに基づくこれらのレビューを総括するIAEA包括報告書が岸田総理大臣に手交された。IAEA包括報告書では、（ア）ALPS処理水の海洋放出に対する取組及び関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していること、（イ）ALPS処理水の海洋放出による人及び環境に対する放射線影響は無視できるほどであることが結論として示され、（ウ）IAEAが放出中及び放出後も継続して追加的なレビュー及びモニタリングを行う予定であることが示された。

同年8月22日の廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議を経て、同年8月24日、ALPS処理水の海洋放出が開始された。ALPS処理水は計画どおり

(52) RCA : Regional Cooperative Agreement for Research, Development and Training Related to Nuclear Science and Technology

(53) PUI : Peaceful Uses Initiative

放出されており、これまでのモニタリング結果やIAEAの評価から安全であることが確認されている。

また、海洋放出開始後、2023年10月、2024年4月、同年12月、2025年5月及び12月に、IAEAによる安全性及び規制面レビューミッションが5回行われ、公表された放出開始後1回目から4回目のレビューミッションの報告書においても、IAEAは2023年7月4日の包括報告書で示した安全性レビューの根幹的な結論を再確認することができたとしている。

2024年9月20日、日本とIAEAは、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充することで一致した。同日、中国との間ではALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年10月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、これらの公表済みの結果報告書では、ALPS処理水の海洋放出の安全性が確認されている。中国政府からも、これまで分析が完了したものについて、結果が全て正常であったことが発表された。2025年6月末には、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。今後とも「日中間の共有された認識」を実施していくことが重要であり、政府としては、引き続き中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化について働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進める観点から、日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能

濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項についても、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、在京外交団を始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通報や、原子力発電所事故以来100回以上に上る在京外交団などに対する説明会の開催、在外公館を通じた情報提供、SNSなどを活用した情報発信などを行っている。

日本政府は、ALPS処理水の海洋放出の安全性について今後も国際社会に対し、科学的根拠に基づき、透明性の高い説明を引き続き丁寧に行っていく方針であり、風評被害を助長しかねない主張に対しては、適切に対応していく。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）⁽⁵⁴⁾は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に1度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けた取組が進められてきた。

2022年に行われた第9回運用検討会議において、BWCの実行をあらゆる面で強化するため、全締約国に開かれた作業部会を設置することが決定された。作業部会は2023年から会合を開き、締約国が国際協力に係る措置、科学技術の進展に係る措置、条約遵守・検証に係る措置などにつき検討を進めている。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）⁽⁵⁵⁾は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保

(54) BWC : Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は187か国・地域（2025年12月時点）

(55) CWC : Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国・地域（2025年12月時点）

しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）⁽⁵⁶⁾が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。

日本は、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。2024年3月には、日本は、ウクライナにおける対化学兵器防護・援助に貢献するため、OPCWに対し約2,600万円を拠出した。同資金は、OPCWを通じたウクライナへの化学物質分析計の供与に当てられる。また、2025年3月のOPCW執行理事会第108回会合に際して、オウム真理教による地下鉄サリン事件から30年の機会に、化学テロの脅威に関する認識を喚起し、化学テロ対策に関する国際社会の議論を促進するため、化学テロに関する日米共同サイドイベントを開催した。このほか、日本は、加盟国を増やすための施策や、締約国による条約の国内実施措置の強化により条約の実効性を高めるための施策に取り組んでいる。

また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、戦車、大砲、地雷から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で広く使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本

柱の一つに位置付けられている。日本は、通常兵器に関する国際的な協力・支援や関連会議での議論などを通じて、積極的な貢献を継続している。

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」とも称され、入手や操作が容易であるため拡散が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの一因となっている。日本は、2001年以来毎年、小型武器非合法取引決議案を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎年採択されてきている。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。2019年には、グテーレス国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立された小型武器対策のための基金に200万ドルを拠出し、同基金を通じた小型武器対策事業が、非合法小型武器の影響を受ける国々において実施されている。

イ 武器貿易条約 (ATT)⁽⁵⁷⁾

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な武器移転などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、2018年8月、アジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、積極的な貢献を継続している。8月に開催されたATT第11回締約国会議では、ステートメントを行い、条約の普遍化に向けたアジア太平洋地域の未締結国に対する働きかけやATT関連情報の提供などの日本の取組を説明するとともに、全ての締約国による条約の厳格な履行継続を訴えたほか、透明性・報告、履行促進などに

(56) OPCW : Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

(57) 武器貿易条約 (ATT : Arms Trade Treaty) の2025年12月時点の締約国は117か国・地域。日本は、署名が解放された日に署名を行い、2014年5月に受諾書を寄託した。

係る議論で積極的な貢献を果たした。

㊦ 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)⁽⁵⁸⁾

CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効し、日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム (LAWS)⁽⁵⁹⁾に関する政府専門家会合が開催されており、2019年にはLAWSに関する指針11項目が作成された。日本はこうした国際的なルール作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献してきており、2023年3月には、米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国と共に「国際人道法を基礎とした禁止と制限の方法に係る自律型兵器システムに関する条項案」を政府専門家会合に提出した。2023年3月の政府専門家会合では、国際人道法を遵守できない兵器システムは禁止し、それ以外の兵器システムは制限するとの考え方を含む報告書が全会一致で採択された。また、2024年5月には、LAWSに関する国連総会決議を踏まえ、国連事務総長報告書の作成及び政府専門家会合での議論に資することを目的に、LAWSに関する日本の見解をまとめた作業文書を提出した。

また、AIを含む新興技術が軍事領域に与える影響に係る国際的議論の活発化を背景に、2024年9月、韓国において「軍事領域にお

る責任あるAI (REAIM)⁽⁶⁰⁾第2回サミットが開催された。また、4月、日本は、「軍事領域におけるAIと国際の平和及び安全への影響」に関する国連総会決議を踏まえ、同分野に関する見解をまとめた作業文書を提出した。

㊦ 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約 (オタワ条約)⁽⁶¹⁾締結以来、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化などを含む同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点から、国際社会において、地雷除去や被害者支援などを通じた国際協力も着実に実施してきている。

12月には、ジュネーブ (スイス) で開催されたオタワ条約第22回締約国会議の議長を務め、茂木外務大臣がビデオメッセージで、同会議を条約へのコミットメントを再確認する機会にしたいと呼びかけるとともに、日本は「地雷のない世界」の実現に向けて、今後も各国と連携しながら、条約の発展と国際的な地雷対策を主導していくと表明した。

㊦ クラスター弾⁽⁶²⁾

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施⁽⁶³⁾している。また、クラスター弾に関する条約⁽⁶⁴⁾ (CCM)⁽⁶⁵⁾の締約国を拡大する取組も継続しており、9月に開催されたCCM第13回締約国会議においても、これらの課題に関する議論に参加し、日本の積極的な取組をアピールした。

(58) 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW : Convention on Certain Conventional Weapons) の2025年12月時点の締約国は128か国・地域

(59) LAWS : Lethal Autonomous Weapons System

(60) REAIM : Responsible Artificial Intelligence in the Military Domain

(61) 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年に発効した。2025年12月時点の締約国数は、日本を含め166か国・地域

(62) 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

(63) クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

(64) クラスター弾の使用・生産・保有などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2025年12月時点の締約国数は、日本を含め111か国・地域

(65) CCM : Convention on Cluster Munitions

5 国際連合（国連）における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、世界のほぼ全ての国（2025年12月現在193か国）が加盟する国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、国連の普遍性と専門性の両面を活用しつつ、国連の活動の3本柱である国際の平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力を通じた政策目的の実現を図ってきた。国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を加盟国中最多の12回務め、国際の平和と安全の実現及び維持に積極的に貢献してきたのは、その重要な例である。また、こうした活動を支えるため、政府として国連への財政拠出を行いつつ、組織面（マネージメント）への関与を行ってきたほか、国連において活躍する日本人職員を支援し、重要なポストの獲得に努めている。国際秩序が大きく揺らぐ中、法の支配に基づく国際規範の強化がより一層必要となっている。日本は、国連を中核に据えた多国間主義の強化、そして安保理改革を始めとする国連の機能強化に積極的に取り組んでいる。

(2) 2025年の主要行事

9月、第80回国連総会ハイレベルウィークには、石破総理大臣と岩屋外務大臣が出席した。

石破総理大臣は、一般討論演説において、国連の成り立ちを振り返りつつ、安保理改革の緊急の必要性を力強く訴えた。また、中東地域の平和と安定に向けた日本の取組強化の決意を述べたほか、「核兵器のない世界」の実現を訴えるとともに、課題解決策を各国と共に創る日本



国連総会議場で一般討論演説を行う石破総理大臣
(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)



国連総会ハイレベルウィークにおける石破総理大臣とグテーレス国連事務総長との会談(9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：首相官邸ホームページ)

の国際協力について発信した。その上で、健全で強靱な民主主義の重要性を指摘し、「分断より連帯、対立より寛容を」と呼びかけた。

また、石破総理大臣は、グテーレス国連事務総長を始めとする各国・機関首脳と会談や懇談を行い、国際場裡における様々な課題及び二国間関係について意見交換を積極的に行った。グテーレス国連事務総長との会談では、石破総理大臣から、安保理改革の緊急の必要性について改めて提起するとともに、UN80イニシアティブ⁽⁶⁶⁾を始めとする国連改革における連携も引き続き行っていきたいと述べた。また、国連関連機関における日本人職員の雇用維持、増強を改めて依頼した。グテーレス国連事務総長から

(66) UN80イニシアティブ：2025年3月11日にグテーレス国連事務総長が提唱した、国連システム全体に係る改革。より強力で効果的な、21世紀にふさわしい国連の実現を目指す取組であり、「効率化」、「マンデートの実施状況の見直し」、「組織再編」の三つの柱（ワークストリーム）から構成される。

特集

SPECIAL
FEATURE

国連創設80周年

2025年、国連は創設80周年という節目を迎えました。国連は、戦争の惨禍を再び繰り返さないという人類の誓いの下、1945年の創設以来、世界の平和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野において、多国間協力の中心的な舞台として歩み続けてきました。

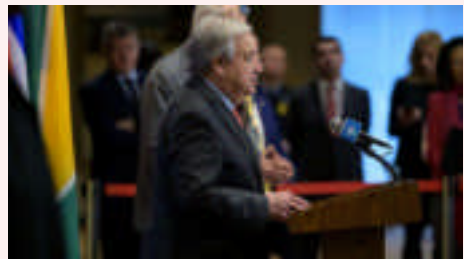
■ 国連創設の歩み

国連は、第二次世界大戦を防げなかった国際連盟の反省を踏まえて誕生しました。1945年4月から6月にかけて、50か国の代表が「国際機関に関する連合国会議（United Nations Conference on International Organization）」に出席するため、米国・サンフランシスコに集まりました。会議では、「戦争の惨害から将来の世代を救う」との決意を表明した国際連合憲章が起草され、同年6月26日に署名されました。国連憲章は同年10月24日に発効、これが国連創設の日となり、現在も「国連デー」として世界各国で祝われています。国連憲章は、国連の目的として、国際の平和及び安全の維持、諸国間の友好関係の発展、国際問題の解決、人権及び基本的自由の尊重の促進について、国際協力の達成等を謳い、同時に主権平等や紛争の平和的解決、武力の不行使を始めとする原則を規定しました。

創設時の加盟国は51か国でしたが、2025年時点では193か国が加盟し、国連は唯一無二の普遍的な国際機関として、国際の平和と安全や地球規模課題への取組を続けています。平和維持活動、人道援助、持続可能な開発など多岐にわたる活動を展開し、時代ごとにその役割を拡大、深化させてきました。

■ 国連創設80周年と国連改革

2025年、創設80周年を迎えた国連は、激変する国際情勢と複雑化する地球規模課題に対応するため、組織の根本的な改革に乗り出しています。その中心となるのが「UN80イニシアティブ」です。これは、3月11日にグテーレス国連事務総長が提唱した、国連システム全体に係る改革であり、より強力で効果的な、21世紀にふさわしい国連の実現を目指す取組です。UN80イニシアティブは、「効率化」、「マンドートの実施状況の見直し」、「組織再編」の三つの柱（ワークストリーム）で構成されており、より機能する国連の実現に向けて、国連事務局と加盟国により、改革の議論が進められています。



UN80イニシアティブを発表するグテーレス国連事務総長（3月12日、米国・ニューヨーク 写真提供：国連）

国連改革の取組はUN80イニシアティブに限りません。国際社会が直面する諸課題に対して国連がより効果的に対応できるようになるためには、安保理改革も必要です。2024年9月に国連総会で行われた「未来サミット」において、全世界の首脳が安保理を改革する緊急の必要性を訴えたように、国際社会の現実を反映した安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が広く共有されています。

80年という長い年月において、国際社会が大きく変化する中、国連はその時々課題に向き合い、改革と進化を重ねてきました。創設から80年を迎える今、国連は、次の世代のための変革をより一層求められています。

は、開発に対する日本の姿勢について、協力対象国の視点に立ったものであり、高く評価するとの発言があった。

岩屋外務大臣は、G7外相会合、日米韓外相会合、G20外相会合、自らが議長を務めた安保理改革に関するG4外相会合、イスラエル・パレスチナ問題に関する二国家解決ハイレベル国際会合など、約30の会合や会談等を行った。各国との会談等を通じ、国連を中核とした多国間主義を推進し、国際の平和と安全の実現及び維持に積極的に貢献していくとの日本の立場・取組を発信するとともに、同志国間及び多国間の会合や各国外相との会談等を通じ、インド太平洋地域やウクライナ・中東情勢を始めとする地域・国際情勢や、国際社会の喫緊の課題について、各国との緊密な連携を確認した。

(3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、 安保理改革

ア 国連安保理

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有する機関であり、5か国の常任理事国と、国連加盟国により選出される10か国の非常任理事国(任期2年)から構成される。その扱う議題は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、近年は気候変動や食料安全保障などの新しいテーマも取り上げられている。国連平和維持活動(PKO)や国連特別政治ミッション(SPM)の活動内容を定める権限も持つ。

イ 安保理改革

国際社会の構図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、国連発足以来ほとんど変化していない。2022年2月のロシアによるウクライナ侵略の事態に対し、国連安保理ではこれを非難し、ロシア軍の撤退を求める決議案が投票に付された

が、ロシアの拒否権行使により採択されず、国連安保理で協調した対応がとれなかった。このことは、国連安保理がロシアのウクライナ侵略などの事態に対して有効に機能できていないことを如実に示した。国際社会では、安保理改革を早期に実現し、その正統性、代表性及び実効性を向上させるべきとの認識が共有されている。

日本は、国連を通じて国際の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任理事国双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行ってきている。

ウ 安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から国連総会の下で安保理改革に関する政府間交渉(IGN)⁽⁶⁷⁾が行われている。国連総会第79回会期は、2024年11月から2025年6月にかけて6回の会合が実施された。同会期中には、IGN共同議長のイニシアティブにより、各加盟国・グループによる議席配分、拒否権や作業方法などの各種提案に関する具体的議論が行われた。10月、ベアボック第80回国連総会議長は、政府間交渉の共同議長にクウェート及びオランダの国連常駐代表を任命した(クウェートの国連常駐代表は再任命)。



安保理改革に関するG4(ブラジル、日本、インド、ドイツ)外相会合(9月25日、米国・ニューヨーク)

(67) IGN : Inter-Governmental Negotiations

日本は、安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、ブラジル、ドイツ及びインド）の取組を重視している。岩屋外務大臣は、9月の国連総会ハイレベルウィークの際にG4外相会合を主催した。同会合では、「未来のための約束」⁽⁶⁸⁾で全世界の首脳が安保理改革の緊急の必要性を訴えたことを歓迎しつつ、アフリカや米国を含む関係国と連携しながら、国連創設80周年の節目に、早期の具体的な成果を目指すことで一致した。日本は引き続き、多くの国々と緊密に連携しつつ、安保理改革の実現に向けて粘り強く取り組んでいく。

(4) 国連の組織面（マネージメント）

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発とともに国連のマネージメント改革を優先課題として位置付け、グローバル・ガバナンス向上に引き続き取り組んでいる。また、2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書を出し、2024年には同事務総長の発案である未来サミットを開催するなど、国連を新たな時代に適応させるための具体策を提案しており、日本は、改革の目的を支持し、国連が一層効率的・効果的に任務を果たすよう求めている。2025年3月、同事務総長は国連改革のための「UN80イニシアティブ」を提唱し、創設80周年を迎えた国連をより強力で効果的な、21世紀にふさわしいものとするため、国連のポストや予算の削減などの改革案を提起した。

イ 予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常予算（1月から12月までの単年予算）と、PKO活動に関するPKO予算（7月から翌年6

月までの単年予算）で構成されている。

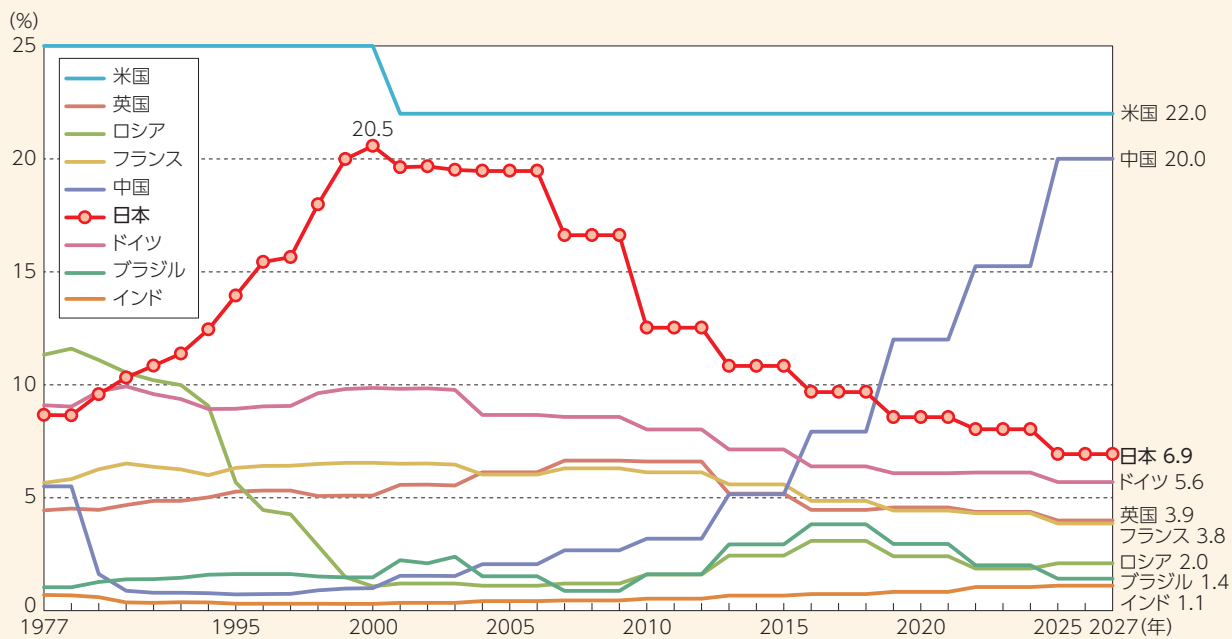
通常予算については、12月、国連総会において、2026年予算として約34.5億ドルの予算が承認された。「UN80イニシアティブ」の一環として、前年比約9.6%予算が削減され、約2,600ポストが削減された。また、PKO予算については、6月に2025年／2026年の予算が承認され、予算総額は約53.9億ドルとなった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国として、2025年通常予算分担金として約2億3,723万ドル、2025／2026年PKO分担金として約3億7,326万ドルを負担しており、主要拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行っている。なお、分担金の算出根拠となる分担率は加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに改定されており、2024年末に改定された日本の分担率（2025年-2027年）は、米国、中国に次ぐ6.930%となった。

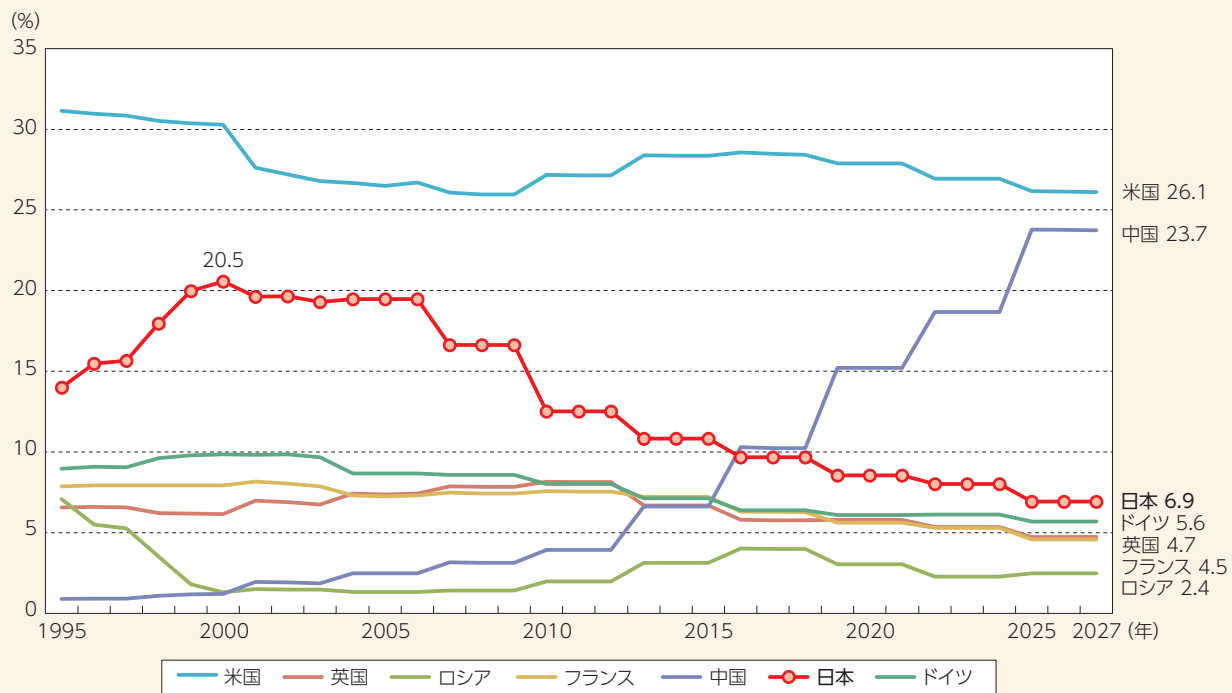
また、国連の行財政を支える主な機関として、国連行財政問題諮問委員会（ACABQ）及び分担金委員会（COC）がある。二つの委員会は個人資格の委員から構成される国連総会付属の常設委員会であり、ACABQは国連の行財政問題全般について審査し、国連総会に勧告を行う一方、COCは、国連総会における通常予算分担率の決定に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し、国連総会に勧告する重要な役割を担っている。日本はこれらの委員会に継続的に委員を輩出している。

⁽⁶⁸⁾ 「未来のための約束（Pact for the Future）」：2024年9月の国連総会で開催された「未来サミット」で採択された成果文書。法の支配や人間の尊厳、「核兵器のない世界」の実現などに加え、安保理改革について首脳レベルで初めて具体的な内容が盛り込まれた。

■ 主要国の国連分担率の推移



■ 主要国のPKO分担率の推移



6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、国際社会の平和と安定に資するものであり、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。国際社会においては、法の支配の下、力による支配を許さず、全ての国が国際法を誠実に遵守しなければならず、力又は威圧による一方的な現状変更の試みは決して認められてはならない。日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認しているほか、様々な分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献している。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力しているほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢を受け、国際の平和と安全に向けて法の支配を強化することは一層重要になっている。6月、岩屋外務大臣は、ハーグ（オランダ）において、岩澤雄司国際司法裁判所（ICJ）⁽⁶⁹⁾ 所長及び赤根智子国際刑事裁判所（ICC）⁽⁷⁰⁾ 所長と会談した。岩屋外務大臣は、国際社会における法の支配を

強化する上でICJ及びICCの役割は重要であり、日本は両裁判所の活動を今後とも支援していくと述べ、岩屋外務大臣及び両所長は、国際社会における法の支配の維持・強化に向けて引き続き連携・協力していくことを確認した。また、岩澤ICJ所長の帰国の際に茂木外務大臣（12月）及び高市総理大臣（2026年1月）が、赤根ICC所長の帰国の際に岩屋外務大臣（8月）、高市総理大臣及び茂木外務大臣（2026年1月）がそれぞれ表敬を受け、国際社会における法の支配の維持・強化に向けて連携していくことを確認した。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するため、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁽⁷¹⁾しているほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC及び常設仲裁裁判所（PCA）⁽⁷²⁾への主要な財政貢献国である。3月には岩澤裁判官がICJ裁判所長に選出された。2025年現在、ICJの岩澤所長（2018年からICJ裁判官、2025年3月、所長に選出）、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽⁷³⁾の堀之内秀久裁判官（2023年から現職）、ICCの赤根所長（2018年からICC裁判官、2024年3月、所長に選出）などを輩出し、また、国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。さらに、外務省は、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じて、国際裁判機関などでインターン

(69) ICJ : International Court of Justice

(70) ICC : International Criminal Court

(71) ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる（2025年末時点）。

(72) PCA : Permanent Court of Arbitration

(73) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

シップを行う日本人を積極的に支援している。

同時に、外務省は、国際裁判に臨む体制を一層強化するため、国際裁判手続に関する知見の増進を図り、主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に強い組織作りに取り組んでいる。経済分野においても、近年、世界貿易機関(WTO)⁽⁷⁴⁾協定、経済連携協定(EPA)⁽⁷⁵⁾及び投資協定に基づく紛争解決の重要性が高まっている中で、WTO協定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者など)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行っているほか、判例・学説の分析や紛争予防業務などの取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効果的に行うための体制を強化している。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的なルール形成は、法の支配の強化のための重要な取組の一つである。日本は、各国との共通目的の実現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数国間条約の締結を積極的に進めているほか、国連などにおける分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映する形で国際法の発展を実現するため、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会(ILC)⁽⁷⁶⁾や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議(HCCH)⁽⁷⁷⁾、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)⁽⁷⁸⁾、私法統一国際協会(UNIDROIT)⁽⁷⁹⁾などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組

みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、浅田正彦委員(2023年から現職、同志社大学教授・京都大学名誉教授)が条文草案の審議への参加などを通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。特に、UNCITRALにおいては、日本は、これまで構成国数の拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを提案して実現させ、2024年には構成国選挙において当選するなど、委員会設立以来の構成国として存在感を示している。また、HCCHでは、竹下啓介議長(2020年から現職、一橋大学教授)が、国際訴訟競合を含む国際裁判管轄に関する作業部会の議長を務めている。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀樹理事(2014年から現職、東京大学名誉教授)が認証カーボンクレジットの法的性質に関する作業部会の議長を務め、カーボンクレジットをめぐる最先端の議論に貢献している。

ウ 国際協力、人材育成

日本は、法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。国際的な法の支配に加え、国内における法の支配を強化するための国際協力も行っており、例えば、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援を行っている。また、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)⁽⁸⁰⁾における議論に建設的に参画し、人材面・財政面での協力も行っているほか、欧州評議会(CoE)⁽⁸¹⁾の下で国際公法に関する問題を議論

(74) WTO : World Trade Organization

(75) EPA : Economic Partnership Agreement

(76) ILC : International Law Commission

(77) HCCH : Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

(78) UNCITRAL : United Nations Commission on International Trade Law

(79) UNIDROIT : International Institute for the Unification of Private Law

(80) AALCO : Asian-African Legal Consultative Organization

(81) CoE : Council of Europe

する国際公法法律顧問委員会 (CAHDI)⁽⁸²⁾にもオブザーバーとして積極的に参画している。さらに、8月、外務省は、2023年以来毎年実施している国際法人材育成の取組として、アジア・アフリカの行政官、日本の弁護士や国際法研究者を対象に、国際法に関する実務家向けの研修を提供する「東京国際法セミナー」を開催した。また、日本を含むアジア諸国の学生に紛争の平和的解決の重要性などの啓発を行い、次世代の国際法人材の育成と交流を強化する目的で開催している国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、「東京国際法セミナー」の一環として「2025年アジア・カップ」を開催した。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。そのため、日本は「海における法の支配の三原則」((ア) 国家は法に基づいて主張をなすべきこと、(イ) 主張を通すために力や威圧を用いないこと及び(ウ) 紛争解決には平和的收拾を徹底すべきこと)を主張している。

このような海における法の支配の根幹となるのは、国連海洋法条約 (UNCLOS)⁽⁸³⁾である。同条約は、日本を含む171か国(日本が国家承認していない地域を含む。2026年2月時点)及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。領海や排他的経済水域 (EEZ)⁽⁸⁴⁾などを含む海洋における全ての活動はUNCLOSの規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有され、受け入れられている。一層複雑化し多岐にわたる海洋問題に対応していく上で、

普遍的かつ統一的な法的枠組みであるUNCLOSに基づく海洋秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOSに基づきいくつかの国際機関などが設置されている。1996年に設置された国際海洋法裁判所 (ITLOS) は、海洋に関する紛争の平和的解決と海洋分野での法秩序の維持と発展において、重要な役割を果たしている。特に近年、ITLOSは海洋境界画定や海洋環境保護を含む幅広い分野の事例を扱い、その重要性が増している。日本はITLOSの役割を重視し、設置以来、日本人裁判官を輩出し続けており、現在は、堀之内前UNCLOS担当大使が裁判官を務めている(任期は2023年10月から9年間)。

また、大陸棚限界委員会 (CLCS)⁽⁸⁵⁾は、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設置以来、委員を輩出し続け(現在の委員は山崎俊嗣^{つぐ}東京大学名誉教授・高知大学客員教授(任期は2028年6月15日まで))、また、開発途上国出身委員の会合参加経費を支援する信託基金に拠出するなど、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。そのほか、深海底の鉱物資源の管理を主な目的とする国際海底機構 (ISA)⁽⁸⁶⁾では、日本は、その設置以来、一貫して理事国を務めている。ISAでは、深海底の鉱物資源の開発に関する規則の策定について審議が行われており、日本は交渉に積極的に参画し、海洋環境の保全と資源の利活用の双方に配慮した開発規則の策定に向けて議論に建設的に貢献した。

さらに、12月、日本は、2023年6月に採択された、UNCLOSに基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定(国連公海等生物多様性協定 (BBNJ協定)。2026年

(82) CAHDI : Committee of Legal Advisers on Public International Law

(83) UNCLOS : United Nations Convention on the Law of the Sea

(84) EEZ : Exclusive Economic Zone

(85) CLCS : Commission on the Limits of the Continental Shelf

(86) ISA : International Seabed Authority

1月17日に発効)⁽⁸⁷⁾に加入した。BBNJ協定の発効及び第1回締約国会議の開催に向けた準備委員会の会合が4月及び8月に開催され、日本は、「保全」と「持続可能な利用」のバランスを重視する立場から、議論に積極的に参加した。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本は、日本の外交活動の法的基盤を強化するため、政治・安全保障分野における国際約束の締結に積極的に取り組んでいる。一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続きや地位などを定める部隊間協力円滑化協定(RAA)⁽⁸⁸⁾については、9月にフィリピンとの間で発効した。また、自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続などについて定める物品役務相互提供協定(ACSA)⁽⁸⁹⁾については、9月にイタリアとの間で発効し、また、12月にはオランダ及びニュージーランド、2026年1月にはフィリピンとの間でそれぞれ署名した。このほか、移転される防衛装備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品・技術移転協定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整備を進めた。防衛装備品・技術移転協定については、モンゴルとの間で2024年12月に署名した同協定が1月に発効したほか、11月にスペインとの間で同協定の交渉が実質合意に達した。また、2026年1月にはカナダ、同2月にはバングラデシュとの間で、それぞれ同協定に署名した。情報保護協定については、ウクライナとの間で2024年11月に署名した同協定が6月に発効したほか、カナダとの間で7月に署名した同協定が2026年1月に発効し、また、7月にEUとの間で交渉開始を発表した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引き続き重要である。日本は各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの交渉及び署名・締結を行ってきている。また、自由で公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化するため、経済連携協定(EPA)などの交渉に積極的に取り組んだ。

二国間のEPAについては、4月に日・インドネシアEPA改正議定書について国会の承認を得たほか、2月に日・バングラデシュEPAへの署名が行われた。また、6月には世界貿易機関(WTO)協定の約束表の改善(サービス国内規制)に関する確認書が日本について発効し、9月にはWTO協定の漁業補助金に関する協定が発効した。

さらに、日本は日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争解決制度の活用を図るなど、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、労働、環境、保健、漁業、海事、航空、観光などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。

例えば、航空分野では、日・チェコ航空協定を7月に締結した。海事分野では、1995年の漁船員訓練、資格証明及び当直基準条約(STCW-F条約)⁽⁹⁰⁾を11月に締結した。環境分野では、BBNJ協定とロンドン条約1996年議定書2009年改正を12月に締結した。

(5) 刑事分野における取組

国際刑事裁判所(ICC)は、国際社会の関心

⁽⁸⁷⁾ BBNJ協定：Agreement under the United Nations Convention on the Law of the Sea on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas beyond National Jurisdiction

⁽⁸⁸⁾ RAA：Reciprocal Access Agreement

⁽⁸⁹⁾ ACSA：Acquisition and Cross-Servicing Agreement

⁽⁹⁰⁾ STCW-F条約：International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Fishing Vessel Personnel, 1995

事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2025年現在、分担金全体の約15%を負担している。加えて、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、現在、赤根裁判官がICC所長を務めている。予算財務委員会においても、山田潤アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）事務局次長（当時）が議長に選出されるなど、人材面においても、ICCの活動に協力している。また、ICCが国際社会における法の支配の促進に取り組むに当たり、普遍化と実効性の強化が重要になっている。日本は、ICCに対する協力の確保の促進、管轄権の在り方に係る検討、補完性の原則の確立、裁判手続の効率性の確保などについて、締約国会議の作業部会などの場を通じて積極的に取り組んでいる。こうした中、2

月以降、米国が一部のICC職員などに対する制裁を発表した。日本は一貫してICCを支持しており、ICCが独立性を維持し、安全を確保しながら、その活動を全うできるために、何が最も効果的かという観点から、ICCや他の締約国と協力しながら対応を行っている。また、11月には、日本のICCに対する人的貢献の一環として、2026年末に行われるICC裁判官選挙の候補者として、日本の刑事分野の専門家である山内由光法務省法務総合研究所国際連合研修協力部長兼国際司法協力担当大使を指名した。

さらに、日本は国境を越えた犯罪に対処するため、他国との間で必要な証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約（協定）などの締結を進めている。12月には、カナダとの間で刑事共助条約に署名した。

7 人権

世界各地で多くの人々が厳しい人権状況に置かれている。人権の保護・促進は国際社会の平和と安定の礎である。人権は普遍的な価値であり、達成方法や文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の基本的責務であると日本は認識している。また、深刻な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとともに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、人権擁護に向けた努力を行っている国との間では、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取組を促すことが重要であると考えている。加えて日本は、アジアでの橋渡しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつつ、二国間対話や国連など多数国間フォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニズムとの建設的な対話を通じて、世界の人権状況の改善に向けて取り組んでいる。

2025年は、米国との間で11月に第3回民主主義の強靱性に関する日米戦略対話を開催し

た。本対話では、アジアにおける人権分野の協力に加え、国境を越えた抑圧や監視技術の悪用といった新たな人権課題などについて意見交換を行うとともに、日米間での人権分野における継続的な連携を確認した。また、2月にはブリュッセル（ベルギー）において第27回日EU人権対話、4月にはテヘランにおいて第15回日・イラン人権対話、8月にはプノンペンにおいて第13回日・カンボジア人権対話を開催し、人権分野での双方の取組について情報交換し、また、多国間の場での協力について意見交換を行った。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブ（スイス）で会合が開催され（年3回の定期会合）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、

審議・勧告などを行っている。日本は、2023年までに、理事国を5期務めた。直近では、2023年10月の理事国選挙でも当選し、2024年1月から2026年12月まで理事国を務めている（6期目）。

2月から4月にかけて開催された第58会期のハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）では、生稲晃子外務大臣政務官がステートメントを実施した。生稲外務大臣政務官は、ウクライナ、ガザを含む中東情勢を始め、世界各地で多くの人々が厳しい状況に置かれている中、人権擁護に向け国際社会が対話と協力を続ける重要性を訴えた。また、日本として引き続き、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べるとともに、北朝鮮に対し拉致問題の即時解決を強く求めた。さらに、香港、新疆ウイグル自治区及びチベット自治区を含む中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、同会期では、EU及びオーストラリアが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された（採択は18年連続）。この決議は、北朝鮮に対して、拉致被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の御家族に対する失踪者の安否及び所在に関する正確、詳細、かつ完全な情報の誠実な提供とともに、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。

9月及び10月の第60会期では、日本が主提案国として提出したカンボジア人権状況決議案が、無投票で採択された。同決議は、カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長する内容となっている。

1 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムであり、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、

人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

第80会期では、EUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された（採択は21年連続）。同決議は、拉致被害者やその御家族も御高齢になり時間的制約のある中、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を改めて強調し、北朝鮮が被害者及びその御家族の声に真摯に耳を傾け、被害者の御家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、特に全ての日本人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。また、同会期では、米国が15か国を代表して共同ステートメントを発出し、ウイグル人やチベット人などの民族的・宗教的少数派への人権侵害に関する信頼できる報告を踏まえ、中国で発生している深刻な人権侵害について継続的な深い懸念を表明するなどした。日本はアジアから唯一、同ステートメントに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）を含め、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施

日本は、国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則」を受け、2020年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、2022年に業種横断的な「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したことに加え、2023年4月には公共調達における人権配慮に関する政府の方針についての決定を行い、企業活動における人権尊重の促進に取り組んでいる。2024年5月の関係府省庁施策推進・連絡会議では、

2025年度に期限を迎える行動計画の改定作業に着手することが決定され、2025年12月の同会議で、改定版行動計画が承認され、公表された。また、外務省では、国内外での企業向けセミナーを通じて周知・啓発活動を行うとともに、国際機関とも連携し、日本企業の進出国を中心に、現地の日本企業及びそのサプライヤーに対する研修や、現地政府に対する行動計画の策定・実施支援などを行っている。今後も、関係府省庁と連携しつつ、ステークホルダーと継続的に対話を行いながら、行動計画の着実な実施に取り組んでいく（237ページ 特集参照）。

Ⅰ 子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国アジア太平洋地域会合

11月、フィリピンにおいて「子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国⁽⁹¹⁾アジア太平洋地域会合」が開催された。本会合では、各国が子どもに対する暴力撲滅に向けた取組状況を共有し、相互交流の強化について議論した。日本もパスファインディング国として参加し、国内施策の現状や見通しについて説明した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

人権擁護は全ての国の責務であり、日本は、日本が締結している人権諸条約において認められた権利の実現のため、引き続き取り組んでいる。また、人権諸条約における貢献の一つとして、10月、ジュネーブの国連欧州本部で開催

された第20回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した前田直子氏（名古屋大学大学院法学研究科教授）がトップで再選を果たした（238ページ コラム参照）。

イ 国際人道法

日本は、国内外における国際人道法の履行強化に向けて積極的に取り組んできた。8月にはアジア太平洋国際人道法（IHL）地域会合に参加したほか、国際人道法グローバル・イニシアティブへの参加を表明した。また、国際人道法の啓発の一環として、例年同様、11月には赤十字国際委員会（ICRC）主催の国際人道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、裁判官・審査員役として講師を外務省から派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年にアジアで初めて第三国定住（難民が、出身国から避難し、一時的に庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）による難民の受入れを開始した。2024年度末時点までに合計135世帯332人を受け入れた。

来日した難民は生活のための語学習得や就職支援サービスを受けるなど、6か月間の定住のための研修を受ける。研修を終えた者は、それぞれの定住先地域で自立した生活を営んでいる。

⁽⁹¹⁾ 子どもに対する暴力撲滅パスファインディング国：子どもに対する暴力撲滅のための有志国のイニシアティブである「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（現在は「子どもに対する暴力撲滅パスファインディング・グローバル・アライアンス」）への参加国。日本は2018年から「パスファインディング国」（自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことにコミットする国）として、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の策定や、「子どもに対する暴力撲滅基金」への拠出など、国内外でその活動に積極的に関与している。

特集

SPECIAL
FEATURE「ビジネスと人権」に関する取組の
進展と行動計画の改定

企業活動による社会的影響への関心が高まる中、日本政府は、「ビジネスと人権に関する指導原則」の着実な履行に取り組むため、2020年10月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）』（以下、「旧計画」という。）を策定し、指導原則の3本柱である「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」に関する取組を行ってきました。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の策定（2022年）、公共調達における人権配慮に関する政府の方針の決定（2023年）、各種ガイダンス作成、セミナーの実施や相談窓口設置などを通じ、企業による人権尊重の取組を後押しした結果、大企業を中心に企業自身による取組も進んできました。

一方、欧米諸国を中心に人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への負の影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）（以下、「人権DD」という。）や情報開示を強化する動きが進み、様々な国・地域にまたがるサプライチェーンを持つ日本企業の対応の必要性がますます高まっています。また、人権DDの実践、効果的な救済メカニズムの認知・利用促進、中小企業や地方への取組の拡大の必要性といった諸課題も出てきています。

こうした背景の下、日本政府は2024年に旧計画の改定に着手しました。改定に当たっては、市民社会や企業、労働組合などの各界の代表の方々幅広い意見が取りまとめられた「ステークホルダー報告書」等で取り上げられた様々な課題、円卓会議・作業部会での議論、その後の関係府省庁における検討・調整を踏まえて骨子案と原案を作成しました。その後、パブリック・コメントを経て、2025年12月のビジネスと人権に関する行動計画実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議において、行動計画の改定版が承認されました。

行動計画改定版は、指導原則の3本柱を前提に、旧計画で掲げられた「国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進」、「『ビジネスと人権』関連政策に係る一貫性の確保」、「日本企業の国際的な競争力と持続可能性の確保・向上」、「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」という四つの目標を維持しつつ、これまで関係府省庁が政策領域ごとに、点ないしは線として実施してきた施策を「ビジネスと人権」の観点から、横断的に面として捉え直すことにより、政府が取り組むべき八つの優先分野を明示しています。さらに、企業に対しては、人権DDの導入・実施の具体的な取組を求める記載を拡充しました。

新たな行動計画の実施を通じて、日本企業が国際競争力を高め、持続可能な発展を遂げるとともに、国際社会全体の人権保護・促進に一層貢献することを目指します。



「ビジネスと人権」に関する
行動計画（改定版）の表紙

コラム

COLUMN

拷問禁止委員会活動の今日的意義 —委員再選にあたって—

名古屋大学教授 前田 直子

私は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）の下に設置されている拷問禁止委員会の委員を務めています。2021年10月に実施された委員選挙に、日本の初めての候補者として臨み、最多票を頂いて初当選しました（任期：2022年から2025年。2024・2025年は副委員長）。再立候補した2025年10月実施の委員選挙においても最多票を頂き、再選の運びとなりました（任期：2026年から2029年）。

拷問等禁止条約は、1970年代にアジア、アフリカやラテン・アメリカのいくつかの国々において軍事独裁政権や開発独裁体制が生まれ、拷問・強制失踪、司法手続を経ない即決処刑等が横行したことが国際社会において大きな問題となり、それらに実効的に対処するために作成された条約です。同条約は、拷問等禁止宣言（1975年の国連総会で採択）の内容を基礎として起草され、1984年に採択されました。日本は1999年に加入しています。

2024年に拷問等禁止条約の採択から40周年を迎えましたが、様々な紛争を日々目の当たりにしている今日では、紛争下での拷問やそのほかの非人道的取扱いに関する諸問題が山積しています。拷問禁止委員会は、締約国から定期的に提出される報告書の審査や権利侵害を訴える被害者からの通報の審査、実地を含む調査等の手続を通じて、各国における人権侵害の迅速な改善を後押しする役割を果たすことが一層期待されています。

拷問等禁止条約はあらゆる締約国において等しく適用され、普遍的な人権保障体制の一翼を担っていかなければなりません。175の締約国（2025年12月末時点）にはそれぞれの文化・伝統、宗教、国家制度、経済状況等の個別事情がありますが、それらを踏まえてもなお、人権をめぐる分断が先鋭化しないよう、国家や市民社会等との建設的対話を通じて、人権の普遍性や法の支配の重要性について国際社会の理解を深める努力を、一委員として今後も続けていきたいと考えています。

委員は法分野の専門性が求められ、国の代表ではなく個人資格で職務を遂行しますが、2回の選挙活動を通じて、日本という国に対する国際社会の信頼の厚さを実感しました。また拷問禁止委員会は長年にわたり女性委員比率の低さも指摘されてきましたので、女性の活躍推進の観点からも、微力ながら頑張っていきたいと思えます。



筆者

8 ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

2022年から続くロシアによるウクライナ侵略や2023年10月以降のガザ情勢は、紛争関連の性的暴力に関する報告の増加に代表されるように、特に女性・女兒に深刻な被害を及ぼしている。さらに、気候変動による台風やハリケーン、洪水、地震、大火災など大規模自然災害の影響は国を問わず世界中で頻発しており、保健や食料・エネルギーへの不安なども拡大し、既存のジェンダー不平等を一層浮き彫りにしている。このため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進は国内外の平和と繁栄のための最重要課題の一つとして捉える必要がある。より平和で繁栄した社会を実現していく上で、女性・女兒を様々な施策の中心に位置付けることは不可欠であり、あらゆる政策にジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」は、国際社会においてますます重要となっている。特に、紛争後の平和構築に至るまでの意思決定の全ての段階において、女性の平等で完全な参画を得ることによって、より持続可能な平和に近づくという考え方である「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security、以下「WPS」という。）の視点が重要である。日本は、政府予算の基礎となる「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太方針2025」）」において、2023年から3年連続してWPSを取り上げた。今後も、女性に関する国際会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を通じた開発途上国支援を強力に推進し、WPSを含むジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進に貢献していく。2026年1月15日、高市総理大臣は駐日女性大使の会との懇談において、男女共同参画は、持続的な発展を確保する上で不可欠な要素であると述べるとともに、「女性はリーダーに向いていない」といった偏見を一掃するべく、世界の今と未来のために懸命に働き、結果を出していきたいと述べた。

(1) G7

6月に開催されたG7カナダスキス・サミットにおいては、ジェンダー主流化を促進させるため、複数の首脳声明において、個別分野におけるジェンダー関連の課題への言及が盛り込まれた。例えば、G7重要鉱物行動計画は、鉱業におけるジェンダーに基づく暴力と闘うとしているほか、繁栄のためのAIに関するG7首脳声明では、女兒及びグローバル化によって取り残されたコミュニティの住民のSTEM（科学、技術、工学及び数学）教育追求を促し、あらゆるレベルのAI人材プールにおける女性の割合を高めることにより、経済成長を促進し、人材不足に対処し、機会均等を確保するとしている。

(2) G20

10月にヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催されたG20女性活躍担当大臣会合の議長声明には、平和構築及び紛争解決プロセスのあらゆる段階における女性の完全で平等で有意義かつ安全な参画及びリーダーシップを含め、WPSアジェンダは世界の平和及び安全の維持及び促進に不可欠であると認識する、という文言が含まれた。11月に開催されたG20ヨハネスブルグ・サミットの首脳宣言では、女性及び女兒のエンパワーメント並びにジェンダーの平等を達成するための社会的・経済的障壁を緊急に取り除くことに対する完全なコミットメントを再確認し、あらゆるレベルでの意思決定における女性の完全かつ平等で有意義な参画及びリーダーシップを確保すること、全ての女性及び女兒に対する性的暴力及びハラスメントを含むあらゆる形態の暴力並びに公的・私的生活、オンライン・オフライン問わずに発生する暴力を根絶するための行動を加速すること、女性の起業並びに女性主導のビジネス及び協同組合を支援するための経済資源並びに金融及び市場への完全かつ平等なアクセス及び権利を女性が有することを確保するための改革を行うことへの

コミットメントを確認した。また、平和の実行者としての女性の役割を認識する、というWPSの考え方が反映された。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、国際協力機構（JICA）や国際機関を通じ、教育支援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力の撤廃に向けた取組を行っている。

ア 教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミットで、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年間で15億ドル以上の教育支援を表明、また少なくとも750万人の開発途上国の女子に対する質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援を表明し、これを実施してきている。2023年に閣議決定された開発協力大綱にある記載のとおり、「人への投資」の一貫として、質の高い教育、女性・こども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を協力に推進する。

イ JICAを通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するため、女性のビジネス・起業推進をテーマとした本邦研修を、アフリカの8か国から参加者を得て実施したほか、スリランカにおいては女性の起業及びビジネスの振興支援を行った。また、女性の平和と安全の保障を推進するため、カンボジア地域を対象に人身取引対策に携わる関係組織の能力強化を支援し、さらに、ケニアやパキスタンにおいてジェンダーに基づく暴力の被害当事者の保護や自立支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の撤廃をテーマとした研修を13か国から参加者を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{えん}及び被害者の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）⁽⁹²⁾事務所などの国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。2025年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、約37万ドルの財政支援を行い、コンゴ民主共和国において、特に国内避難民キャンプや武装集団の影響を受ける地域での法的助言の提供、司法協力の強化などを通じて、性的暴力サバイバーに対する司法へのアクセス強化事業を実施している。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるムクウェゲ医師及びムラド氏が中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）⁽⁹³⁾に対し、2025年に200万ユーロを追加拠出し、これまでに計1,200万ユーロを拠出した（2025年12月末時点）。また、日本は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的に関与している。さらに、国際刑事裁判所（ICC）の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）し、被害者保護対策にも取り組んでいる。このほか、国連女性機関（UN Women）を通じた支援も行っている。

(4) 国連における取組

ア 女性・平和・安全保障

(Women, Peace and Security : WPS)

日本は、WPSを主要外交政策の一環として力強く推進している。WPSは、2000年に採択された安保理決議第1325号に初めて明記された。この画期的な決議の採択から25周年の2025年に、日本はノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワーク⁽⁹⁴⁾の共同議

(92) SRSG-SVC : Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

(93) GSF : Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence

(94) WPSフォーカルポイント・ネットワークは、WPS推進のための国連加盟国間の最大のネットワークで、教訓や好事例を共有する。政府以外に地域機構も参加しており、2025年12月時点、96か国・10地域機構の合計106のメンバーが参加。

長を務め、東京での首都レベル会合や国連ハイレベルウィーク中のハイレベル・サイドイベントなどの開催を通じて国際社会におけるWPS推進に係る議論を牽引してきた。また、2023年に改訂した第3次「女性・平和・安全保障行動計画」(女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号及びその関連決議の履行に向けた行動計画)に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出により、中東、アフリカ、アジア地域においてWPSに関するプロジェクトを実施している。

1 国連女性機関 (UN Women) との連携

日本は、UN Womenを通じて、開発途上国の女性・女兒に対し、平和構築及び復興プロセスに参画するための能力強化を行うなど、WPSに関するプロジェクトを実施している。また、生計支援や起業支援などの経済的なエンパワーメント、ジェンダーに基づく暴力の被害を受けた女性に対する支援などに取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害の影響を受けた女性・女兒に対する生活必需品の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経済的エンパワーメント支援も実施している。さらに、日本は、12月のパフスUN Women事務局長の招へいなどを通じて、UN Womenとの連携を強化している。

2 国連女性の地位委員会 (CSW) ⁽⁹⁵⁾

3月に開催された第69回国連女性の地位委員会 (CSW69) には13,000を超える各国代表者や市民団体の代表者が参加し、過去最大規模の会議となった。同会議は、北京宣言及び行動綱領が採択されて30年となる節目に合わせ、北京宣言と行動綱領及び第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況に関するレビューと評価をテーマに実施された。日本からは、英利アルフィヤ外務大臣政務官が閣僚級ラウンドテーブルにおいて、ジェンダー平

等の達成に向けた日本の取組として「男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針」の策定、民間セクター及び市民社会との協働、加えてWPSの推進について発言した。また一般討論においては、日本は引き続き国連機関や市民社会を始めとした様々なステークホルダーと連携しながら、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに貢献していくと発言した。

(5) 女子差別撤廃委員会 (CEDAW) ⁽⁹⁶⁾

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会 (23人で構成 (個人資格)) に委員を輩出している。2024年10月には、日本における女子差別撤廃条約の実施状況に関する第9回政府報告 (2021年9月提出) について、ジュネーブ (スイス) で政府報告審査が開催され、岡田内閣府男女共同参画局長を団長とする関係省庁で構成される政府代表団から、第9回報告以降の各分野の実施状況につき説明した。⁽⁹⁷⁾

(6) ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム

外務省では、日本がアジアを中心に世界と共にジェンダー平等を推進し、多様性と包摂性に富んだ柔軟で強靱な将来社会を実現するため、2025年度から新たに「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」を実施し、ジェンダー分野を牽引する次世代の育成に取り組んでいる。本プログラムの一環として12月10日に国連大学で開催したジェンダー次世代フォーラムでは、堀井外務副大臣が開会挨拶を行うとともに、パフスUN Women事務局長が基調講演を行った。続くセッションでは、それぞれ女性参画及びジェンダー・バイアス (性別役割意識) をテーマとするパネルディスカッションが行われた。さらに、本プログラムの下で2025年に海外の研究機関に派遣された若手研究者による報告も行われた。

⁽⁹⁵⁾ CSW : United Nations Commission on the Status of Women

⁽⁹⁶⁾ CEDAW : Committee on the Elimination of Discrimination against Women

⁽⁹⁷⁾ 第9回日本定期報告に関する最終見解に対する日本の意見は外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100773591.pdf>

⁽⁹⁷⁾



特集

SPECIAL
FEATURE

女性・平和・安全保障 (WPS) 25 周年の取組

2025年は、女性・平和・安全保障 (WPS) に関する安保理決議第1325号の採択から25周年です。その節目の年に、日本は、ノルウェーと共にWPSフォーカルポイント・ネットワークの共同議長に就任し、国際的なWPSに関する議論を牽引^{けん}しました。また、日本がアジアを中心に世界と共にジェンダー平等 (持続可能な開発目標 (SDGs) 目標5) を推進し、多様性と包摂性に富み、新たな課題にも対応できる柔軟で強靱な将来社会を実現するため、ジェンダー次世代ネットワーク・プログラムを開始しました。

■ WPSフォーカルポイント・ネットワーク会合

2月の東京会合では、各国のWPSフォーカルポイントを中心とした参加者によって2日間の議論が行われ、「和平調停・平和構築における女性及び人権擁護者としての女性の役割」、「防災への適用推進を含む更なるWPSアジェンダの展開」、「国家及び地域行動計画の策定及び実施の重要性」の三つのテーマについて、様々な国や地域のグッドプラクティスや経験が共有されました。最終日には、2日間の議論を踏まえたWPSフォーカルポイント・ネットワーク東京会合の成果案が発表され、国際社会が取り組むべき方向性や行動の提言が示されました。また、2日目の午後には一般公開シンポジウム「女性・平和・安全保障25周年：世代を超えた取組に向けて」を開催し、WPSに携わる若者を中心に活発な議論が行われました。



WPSフォーカルポイント・ネットワーク・ハイレベル・サイドイベントに出席した岩屋外務大臣 (9月24日、米国・ニューヨーク)

9月には、ニューヨーク (米国) においてハイレベル・サイドイベントを開催し、岩屋外務大臣を始め、ナンディンダイトワ・ナミビア大統領やアイデ・ノルウェー外相、その他15か国の大臣が出席し、WPSへの政治的なコミットメントが強調されました。岩屋外務大臣は会合冒頭の挨拶において、フォーカルポイント・ネットワークの共同議長としての経験をいかし、今後もWPSを外交政策の主要な柱の一つとして力強く推進し、WPSの国際的な推進に一層貢献していくと述べました。

■ 新たな試みである「ジェンダー次世代フォーラム」の開催

12月、「ジェンダー次世代ネットワーク・プログラム」の一環として、国連大学との共催で、国連女性機関 (UN Women) の協力の下、ジェンダー次世代フォーラムを開催しました。堀井巖外務副大臣による開会挨拶及びバフスUN Women事務局長による基調講演に続いて、「女性参画」及び「ジェンダー・バイアス (性別役割意識)」をテーマとするパネルディスカッションが行われ、英利アルフィヤ外務大臣政務官もパネリストとして出席し、ジェンダー平等を各界で牽引する若手登壇者により活発な議論が交わされました。



ジェンダー次世代フォーラムの参加者 (12月10日、国連大学)

外務省は、ジェンダー次世代ネットワーク・プログラムを始めとする様々な機会を通して、ジェンダー平等推進の担い手となる実務家や若者による研究・議論を促進し、様々な施策にジェンダーの視点を反映するとともに、国内外でのSDGs及び男女共同参画社会の推進に貢献する次世代の育成に取り組んでいきます。

第2節

日本の国際協力
（開発協力と地球規模課題への取組）

2025年は、国際社会がロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化、地球規模課題などが相まった複合的危機に直面する中、こうした

諸課題に対応するための開発協力の重要性が一層認識された。

1 開発協力

(1) 開発協力大綱と日本のODA実績

ア 開発協力大綱に基づく効果的・戦略的な
ODA⁽¹⁾の実施

開発協力は、近年、民間資金フローの増大や開発途上国のニーズの複雑化といった状況の変化に直面しており、加えて、日本の厳しい財政状況の中で、一層の効率化も必要となっている。こうした背景に鑑み、2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」⁽²⁾では、様々な主体がその強みを持ち寄り、対話と協働によって解決策を共に創り上げていく「共創」を基本方針の一つとして掲げつつ、外交の最も重要なツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用する方針を打ち出した。

開発協力の戦略性強化の観点からは、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを開発途上国に積極的に提案するオファー型協力（外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAとその他公的資金（OOF）⁽³⁾や民間資金も含む形で、日本の強みをいかした魅力的な協力メニューを開発途上国に積極的に提案するも

の）を打ち出した。2023年9月、外交政策を踏まえて資源を集中的に投入し、戦略的に取り組む分野を選定し、その内容を戦略文書として公表した。2025年8月、同戦略文書を改定し、戦略分野として「防災」を追記し「気候変動への対応・GX・防災」とするとともに、新たな分野として「保健」を追加した。

また、ODAの一層の効率化や、官民を問わない様々な主体との連携強化に資する取組も進めている。2024年には「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」を立ち上げ、ODAのリスクテイク機能強化等を求める提言が提出された。そして、これらを踏まえ、2025年4月、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化及び柔軟で効率的な独立行政法人国際協力機構（JICA）財務の実現の3点を主たる目的として、JICA法が改正された。

イ 日本のODA実績

2024年の日本のODA実績⁽⁴⁾については、「贈

(1) ODA：Official Development Assistance（政府開発援助）
開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたもの
（参考）開発協力白書：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

(2) 開発協力大綱については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_202306.html

(3) OOF：Other Official Flow

(4) 日本のODAの主な形態としては、資金の性質の観点では、無償資金協力及び技術協力で構成される贈与と政府貸付等に二分され、資金の供与先の観点では、政府相手となる二国間援助と、国際機関等向けの多国間援助（主に拠出・出資）がある。

(1)



(2)



与相当額計上方式⁽⁵⁾によると、対前年比15.9%減の約164億9,353万ドルとなった。これは経済開発協力機構・開発援助委員会（OECD／DAC）⁽⁶⁾メンバーの中では、米国、ドイツ、英国に次いで第4位である。この計上方式での対国民総所得（GNI）⁽⁷⁾比は0.39%となり、OECD／DACメンバー中第13位となっている（出典：OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年12月））。

(2) 2025年の開発協力

2025年、日本は以下アからエを中心に取り組んだ。

ア 対ウクライナ支援、対パレスチナ支援、対グローバル・サウス支援、及び人道危機への対応

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国など影響を受けた関係国に対し、人道、財政、食料、復旧・復興の分野で支援を着実に実施してきている。例えば、ウクライナの厳しい財政状況に対処し、ウクライナの復興・開発を後押しするため、4月に、円借款「ウクライナのための特別収益前倒し融資」に関する書簡の署名及び交換を行った。これは、2024年のG7プーリア・サミットにおいてG7首脳が立ち上げについて一致した「ウクライナのための特別収益前倒し融資」の枠組みの下、日本として、4,719億円を限度とする円借款を供与するものである。加えて、日本は、10月に東京で「ウクライナ地雷対策会議」を開催した。日本は、同会議で、ウクライナに対する地雷対策支援として、(1) 人材育成と技術の強化、(2) 復旧・復興プロセスへの円滑な移行（ネクサス）、(3) 第三国や国際機関等との間のパートナーシップの多角化・強化を3本柱とする「ウクライナ地

雷対策支援イニシアティブ」を発表した。

パレスチナに関しては、2023年10月に発生したハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃を発端とするガザにおける情勢悪化を受けて、日本は、国際機関や日本の非政府組織（NGO）等を通じて、保健・医療、食料、水等の分野での人道支援や、がれき除去支援、廃棄物処理・保健医療体制の整備、上下水道の復旧に必要な資機材の供与等の早期復旧支援を実施してきている。

さらに、グローバル・サウスと呼ばれる開発途上国・新興国の国々との関係強化に向けて、2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD⁽⁸⁾ 9）や12月に開催された「中央アジア+日本」対話・首脳会合などの機会を活用して、それぞれの国や地域の特性に応じたオファー型協力を始めとする開発協力を行い、グローバル・サウス諸国との関係強化に努めた。

以上のような紛争起因による人道状況の悪化に加え、気候変動の影響もあり、世界的に自然災害が頻発・激甚化する中、特に経済・社会基盤が脆弱なグローバル・サウス諸国では被害が深刻化し、人道状況が悪化している。こうした状況を受け、日本は引き続き、二国間、国際機関及び日本のNGOを通じた人道支援も行った。

イ 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現

世界の活力の中核であるインド太平洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会のパートナーと共に「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」を実現するため、引き続き、ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を進めている。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務

(5) 「贈与相当額計上方式」（Grant Equivalent System：GE方式）は、経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD／DAC）が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等については、贈与に相当する額をODA実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD／DACの標準であった純額方式（供与額を全額計上する一方、返済額はマイナス計上）に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。
(<https://warp.nld.go.jp/web/20250802020731>/<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf>)

(6) OECD／DAC：Organisation for Economic Co-operation and Development /Development Assistance Committee

(7) GNI：Gross National Income

(8) TICAD：Tokyo International Conference on African Development



管理・マクロ経済政策分野の能力強化、海上安全の確保のための海上法執行機関の能力強化（巡視船や沿岸監視レーダーなどの機材の配備、人材育成など）を実施しており、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP実現に向けた重要な基礎である。この点、2019年のG20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に含まれる、開放性、透明性、ライフサイクルコストを考慮した経済性、債務持続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際スタンダードとして引き続き普及・実施していくことが重要である。2023年3月に発表されたFOIPの新たなプランでは、FOIPを実現するための取組を強化することとし、2030年までにインフラ面で官民合わせて750億ドル以上の資金をインド太平洋地域に動員し、各国と共に成長していくことを発表した。

また、2022年のG7エルマウ・サミットで立ち上げられた、質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブである「グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII)」⁽⁹⁾ に関し、2025年10月、議長国カナダの下で開催されたG7開発大臣会合において、質の高いインフラに向けた官民投資をG7として連携して動員していく重要性について再確認するとともに、これまで、PGIIの下でG7が共同で4,100億ドル以上を同イニシアティブへ動員してきたことを歓迎した。

ウ 地球規模課題への取組

日本は、開発協力大綱において、新しい時代の人間の安全保障⁽¹⁰⁾の理念を指導理念として位置付け、2023年12月に改定された持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針⁽¹¹⁾の下、SDGsの達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組

を進めている。引き続き、人道支援を含む、保健、食料、栄養、ジェンダー、教育、防災、水・衛生、気候変動・地球環境問題などの分野における「人間中心の国際協力」を積極的に進めていく。これに際しては、日本の国際協力NGOとの連携も活用しつつ、顔の見える開発協力を推進する。また、人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平和の持続のための支援を行う「人道・開発・平和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、平和構築・国造り支援を推進していく。

エ 日本経済を後押しする外交努力

日本は、開発途上国の発展を通じて日本経済の活性化を図り、共に成長していくための取組を推進している。

具体的には、引き続き、開発協力大綱で打ち出した、日本の強みをいかした魅力的なメニューを開発途上国に積極的に提案するオファー型協力や、民間資金の動員を図ったODAなどを通じて官民連携を促進していく。また、日本の優れた技術を開発途上国の社会課題解決に活用するため、日本製品を活用した資金協力や技術協力を通じ、質の高いインフラ投資やサプライチェーン強靱化^{じん}を推進していく。加えて、日本企業の海外ビジネスによる開発途上国の課題解決を目指し、JICAの「中小企業・SDGsビジネス支援事業 (JICA Biz)」を通じ、開発途上国におけるニーズ確認やビジネス化実証などの事前調査を支援する形で、中小企業・スタートアップを含む日本企業の海外展開を後押しする。

(9) PGII : Partnership for Global Infrastructure and Investment

(10) 人間の安全保障：個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、及び一人一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求するという考え方

(11) 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 (2023年12月19日SDGs推進本部決定)
https://warp.ndl.go.jp/web/20250902195422/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/kaitei_2023_jp.pdf

(11)



(3) 主な地域への取組

ア 東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄は、日本の安全保障や経済発展に直結するものであり、日本にとって重要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、同地域の経済成長や人間の安全保障を促進することで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

その中でも、東南アジア諸国連合（ASEAN）はFOIP実現のための要であり、日本は、ASEANが抱える課題の克服や、ASEAN統合の一層の推進を支援している。2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太平洋に関するASEANアウトルック（AOIP）」⁽¹²⁾がFOIPと本質的な原則を共有していることが確認されたことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野である海洋協力、連結性、SDGs、経済などに沿った日ASEAN協力を引き続き強化していく考えである。その主な取組として、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」は、ハード・ソフトの両面で連結性強化を一層推進している。例えば、マニラ首都圏の旅客鉄道（フィリピン）、ビエンチャン国際空港の拡張（ラオス）などの交通インフラ整備に加え、デジタル・コネクティビティ、海洋協力、サプライチェーン、電力、人・知の連結性といった様々な分野での連結性強化に資する支援を推進している。さらに、2025年の日ASEAN首脳会議において、高市総理大臣は新たに「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の立ち上げを提案し、ASEAN地域におけるAIエコシステムの構築に向けた協力を推進することを表明した。

また、2023年12月の日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議において採択された「日本ASEAN友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」及びその実施計画を踏まえ、幅広い具体的な協力を推進している。例えば、共創による課題解決のための官民連携の新たな取

組として、2023年12月にカンボジアと合意した「オファー型協力」について、2024年3月、官民ラウンドテーブル会議を開催するなど、日本企業の参画も得つつ、デジタル技術を活用したカンボジアの社会課題解決を促進している。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築するため、日本のシーレーン上に位置するフィリピンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や研修による人材育成などを通じて、海上法執行支援を積極的に実施している。そのほか、域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構築のための支援も着実に実施している。2025年には、国際公法、刑事司法、イノベーション促進による新産業の創造・振興、スマートシティ、自治



日本の支援により調達された巡視船（フィリピン 写真提供：JICA）



フィリピン沿岸警備隊（PCG）に対して火災消火に関する技術指導（9月、フィリピン 写真提供：JICA）

(12) AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

体能力強化等に関する研修を実施した。

メコン地域4か国（カンボジア、タイ、ベトナム、及びラオス）に対しても、日本は、伝統的な開発パートナーとして二国間・多国間での様々な協力を行っている。気候変動や流域開発等の影響により、洪水や干ばつの被害が拡大していることを受け、3月にメコン河委員会との連携による早期警報システム強化等の洪水・渇水対策への支援を決定した。

ミャンマーについては、2021年2月に発生したクデーター以降、2025年3月の同国中部を震源とする地震の影響もあり、人道状況は悪化の一途をたどっている。そのため、日本は国際機関やNGOなどを通じた、ミャンマー国民に直接裨益する形での人道支援（食料、医療用品など）や国民生活の向上のための支援を積極的に実施している。特に、3月に発生した地震被害に対しては、国際緊急援助隊（JDR）医療チーム、及び医療資機材等を輸送するため自衛隊部隊を派遣し、現地で医療活動を行ったほか、国連やJICAを通じて衛生用品や水などの緊急援助物資供与を行った。さらに、国際機関を通じた保健・医療などの分野における600万ドルの緊急無償資金協力を実施した。

イ 南西アジア

南西アジアは、東アジア地域と中東地域を結ぶ海上交通の要衝に位置し、戦略的に重要な地域である。また、高い経済成長や大規模なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済的潜在力を有しており、日本企業にとって重要な市場、生産拠点及び投資先として注目を集めている。一方、地域によっては深刻な貧困状況や、教育や保健・医療などの基礎的な社会インフラの未整備、頻繁に発生する自然災害への対策、産業インフラ整備の遅れなどの課題を抱えている。日本は、人間の安全保障、SDGsの目標達成、日本企業の投資環境整備を含め、ODAを通じ、課題解決に向けた取組を行っている。

近年目覚ましい経済成長を遂げるインドに対する開発協力は「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の重要な構成要素であり、

日印双方の強みを持ち寄り、新たな価値を共創することを通じ社会的課題の解決を図ることで、日印双方の利益に資するような開発協力を推進している。加えて、地球規模課題への取組の観点からも、多くの人口を抱えるインドにおける経済社会開発の必要性は依然として非常に大きく、2025年には、民間投資の促進、森林行政官の能力強化、海水淡水化施設等の建設、地下鉄建設、水産関係者の生計向上に資する支援等の円借款に関する書簡を交換し、インドの包摂的かつ持続可能な成長の実現を後押しする支援を行っている。

8月、モディ首相が訪日して行われた日印首脳会談において、両首脳は「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画」を日印の旗艦事業として、その実現に向け、引き続き協力していくことを確認した。また、同会談で発表された「今後10年に向けた日印共同ビジョン」において、日印におけるイノベーション促進とAIに関する補完的な協力を推進する「日印AI協力イニシアティブ（JAI）」を新たに立ち上げるなど、協力の裾野を広げることで一致した。

日本は、2023年にバングラデシュとの間で引き上げられた「戦略的パートナーシップ」の下、同国の2026年の後発開発途上国（LDC）卒業に向け、2024年8月に発足した同国暫定政権に対しても、引き続き「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」及びFOIPの新たなプランに基づく「ベンガル湾からインド北東部をつなぐ産業バリューチェーン」の両構想を軸に、インフラ整備や地域連結性の向上等に係る支援を進めている。また、日本は、2017年の大量流入後もバングラデシュに滞在し、現在も増え続けている114万人を超えるミャンマーからの避難民への人道支援も続けている。そのほか、バングラデシュの次期総選挙に向けた有権者登録用機材の供与や、経済改革及び気候変動対策分野への財政支援等、日本はバングラデシュ暫定政権が注力する取組への協力も実施し、長年にわたる同国との良好な二国間関係の維持・強化に努めている。

スリランカでは、2022年4月の対外債務の



医療チームによる診察の様子
(12月6日、スリランカ・チラウ)

一時的な支払停止以降の急速な外貨不足による輸入資材の欠乏などの経済危機により人道状況が悪化した。日本は、債権国会合の共同議長として、スリランカの債務再編プロセスを主導し、2024年7月には、債権国会合のメンバーとスリランカとの間で債務再編に関する覚書の署名が完了した。また日本は、2025年3月、債権国会合メンバー国とスリランカとの間の最初の二国間の債務再編合意を締結し、両国間の債務再編を正式に完了した。このほか、9月のディサナヤケ大統領訪日中に、日本はスリランカ北部・東部に多い小規模酪農家の生計向上に資する乳牛の遺伝的改良促進のための機材整備等に係る協力（4.63億円）を決定するなど、支援を継続している。また、11月下旬のサイクロンによる甚大な被害に対し、日本は国際緊急援助隊・医療チームを派遣したほか、緊急援助物資の供与を行った。また、食料・生活必需品等の人道支援を実施するため、国際機関を通じた250万ドルの緊急無償資金協力を決定した。

モルディブでは、首都マレ島の高波・高潮対策を強化するため、日本は、7月、護岸整備のための協力（15.55億円）を決定した。

パキスタンでは、5月、水道関連機材を供与（5.10億円）し、さらに12月、地域の安定に資する国境地域の地方行政強化（5.18億円）などに対し協力を決定した。

ネパールに対しては、2月、自然災害の被害を受けた地域を中心に、^{かんがい}灌漑施設等のインフラ整備や地方自治体職員の災害対応能力向上等に資する協力（2.5億円）を決定した。

ブータンでは、道路整備や橋の架け替えといったインフラだけでなく、農業生産性向上や水力発電所といった幅広い分野で支援を行っているほか、技術協力も活用し人材育成支援も行っている。

ウ 太平洋島嶼国^{しよ}

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ばれた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深いつながりがある。また、これらの国は広大な排他的経済水域（EEZ）⁽¹³⁾を持ち、日本にとって海上輸送の要となる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁業にとって必要不可欠な漁場を提供している。このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、領土が広い海域に点在していること、国際市場への参入が困難なこと、自然災害の被害を受けやすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱えている。このような事情を踏まえ、日本は太平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・持続的な開発を後押しするための協力を実施してきている。

2024年7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）では、太平洋諸島フォーラム（PIF）の「2050年戦略」における七つの重点分野（(1) 政治的リーダーシップと地域主義、(2) 人を中心に据えた開発、(3) 平和と安全保障、(4) 資源と経済開発、(5) 気候変動と災害、(6) 海洋と環境、(7) 技術と連結性）を重点協力分野と位置付けた「第10回太平洋・島サミット（PALM10）共同行動計画」を採択した。また、

(13) EEZ : Exclusive Economic Zone

岸田総理大臣はPALM10において、太平洋島嶼国地域にとって「存続に関わる唯一最大の脅威」である気候変動に対して、(1) 防災能力の強靱化、(2) 脱炭素化の推進、(3) 島嶼国自身の取組の支援の3本柱から成り、日本の技術・ノウハウ・資金を総動員したオールジャパンの取組である「太平洋気候強靱化イニシアティブ」を表明した。重点分野への支援としては、例えば、インフラ整備分野ではパラオのコロール州及びアイライ州における上水道改善やトンガのファアモツ国際空港整備、海洋分野ではパプアニューギニアにおける国立水産大学の施設及び訓練機材整備、さらに、防災分野ではフィジーにおける災害復旧スタンド・バイ借款、気候変動分野ではサモアにおける地下水源開発機材供与などへの支援を行っている。

また、日本は、日本の高等教育機関への留学を通じて若手行政官を育成する無償資金協力事業「人材育成奨学計画（JDS）」をソロモン、フィジー、パプアニューギニアでも実施している。さらに、米国などと連携して、海底ケーブルに関連する協力を進めるなど、経済安全保障に資するような新しい分野での協力も強化してきている。

エ 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有し、約310万人の日系人が在住するなど、歴史的なつながりが深い。また、資源・食料の一大供給地域であると同時に、域内総生産が7兆ドルを超える有望な新興市場である。一方、気候変動・環境や防災、保健・医療、治安等の分野において大きな開発ニーズを抱えており、日本は、各国の事情を踏まえ、様々な協力を行っている。

気候変動・環境分野では、日本は、3月の日・ブラジル首脳会談において、地球温暖化対策や食料安全保障の観点から、オファー型協力も活用しつつ、劣化牧野（不十分な土地管理や過放牧等により土壌が劣化した牧草地）の回復

やアマゾン森林違法伐採対策を柱として協力を進めていくことを決定した。また、自然災害に際する緊急人道支援としては、洪水被害に見舞われたボリビアに対する緊急援助物資の供与や、カリブ3か国（ジャマイカ、キューバ、ハイチ）に対する緊急無償資金協力を実施した。

保健・医療分野では、がんによる死亡率が高いホンジュラスに対して、日本、ホンジュラス及び国際原子力機関（IAEA）の間で医療分野（放射線治療）での三者協力に関する意図表明書に署名し、同国国民が放射線治療を受けやすい環境を整備するため、がん治療関連機材を供与する6.4億円の無償資金協力の実施を決定した。

このほか、ハイチにおいて武装集団（ギャング）による暴力や人権侵害が頻発し、治安・人道状況が急激に悪化した事態を受けて、日本は、ハイチ情勢の安定化に貢献するため治安分野支援と人道支援を両輪とする取組を実施している。9月には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じて、西県及び南東県において、法執行機関（国家警察、沿岸警備隊及び税関）に対する業務環境整備及び研修等を行うことにより、国境及び海上における違法取引取締り活動の強化を図る約4億円の無償資金協力の実施を決定した。

また、日本は、チリ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコとパートナーシップ・プログラムを交わし、防災、貧困削減、警察制度などの分野において、三角協力⁽¹⁴⁾を通じて中南米諸国やアフリカなどにおいて人材育成を進めている。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、アジア、欧州に囲まれ地政学上の重要性を有するほか、東アジアと欧州を結ぶ輸送路であることから、この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシア地域全体の発展と安定や連結性の要として重要である。高い成長と人口増を続けるこの地域との協力は、国際的な環境が急激に変

(14) 三角協力：先進国やドナー、国際機関が、開発途上国間の協力を人材、技術、資金、知識などを活用して支援すること

化していく中で、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化する観点からも重要性を増している。

これを背景に、12月、首脳級では初となる「中央アジア+日本」対話（CA+JAD）・首脳会合が開催され、「グリーン・強靱化」、「コネクティビティ」及び「人づくり」を今後の協力の重点分野とすることが合意された。重点項目「グリーン・強靱化」において、経済・社会インフラの発展・省エネ化支援や防災能力強化に資する無償資金協力の供与が決定された。また、「コネクティビティ」分野においては、「カスピ海ルート」の円滑化支援を含むコネクティビティ強化を推進していくことで一致した。同協力の枠内において、税関分野での国際協力等に取り組む世界税関機構（WCO）⁽¹⁵⁾と連携して税関職員を対象とした通関の効率化・リスク管理能力の向上につながる協力が実施されるとともに、機材・インフラ整備により同ルートの円滑化を図る無償資金協力の供与が決定された。さらに重点項目「人づくり」においては、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」による将来政府中枢において政策立案にリーダーシップを発揮することが期待される政府職員の人材育成や、日本センター等を通じた高度人材の育成を支援した。このほか、医療・保健分野の無償資金協力を通じ国民の福祉の向上にも貢献してきている。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結節点という地政学上の要衝に位置する中東・北アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定のためにも重要である。こうした観点から日本は、同地域の平和と安定に向けた支援を行ってきている。

エジプトでは、人材育成やインフラ整備など幅広い分野での支援を行っている。例えば、エルシーシ大統領主導の下で進められているエジ



EJSにおける特活（特別活動：Tokkatsu）の学級指導の公開授業（エジプト・カイロ 写真提供：JICA）

プト日本学校（EJS）やエジプト日本科学技術大学（E-JUST）における日本式教育の導入を後押しするなど、就学前教育から大学院にわたる教育・人材育成分野での協力を力を入れている。2025年9月には、エジプト日本高専（EJ-KOSEN）の開校式典を開催した。また、同年8月には、スエズ運河の維持管理を行うための潜水作業支援船を供与するため、無償資金協力「潜水作業支援船建造計画」に関する書簡の署名・交換を行った。また、同年9月には、カイロ地下鉄四号線の整備に向けて、円借款「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画（IV）」に関する書簡の署名・交換を行った。ガザ情勢悪化などの国際情勢を受け、中東地域全体の平和と安定におけるエジプトの重要性は一層高まっており、日・エジプトの戦略的パートナーシップの下、二国間の一層の包括的な協力強化が期待される。

ヨルダンも、周辺国・地域からの避難民の流入により社会・経済に負担が生じており、また、周辺国・地域の情勢悪化の影響により厳しい財政状況にある。こうした状況の改善に向けて、日本は、ヨルダンとの間で、2025年11月に円借款「経済成長のための強靱性向上及び人的資本開発プログラム・ローン」に関する書簡の署名・交換を行い、融資による財政支援を行うこととした。さらに、昨今の中東地域全体の不安定化及び周辺国の情勢悪化等に伴うテロの危険性の高まりや国境を越えた犯罪増加等の課題に対応するため、同年11月に無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の署名・交換を行い、治安対策機材及びサイバーセキュ

(15) WCO : World Customs Organization

リティ関連機材の供与を行うこととした。

モロッコでは、漁業や農業などの分野において積極的な二国間協力を展開している。2025年1月には、無償資金協力「スイラケディマ新世代漁港整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、スイラケディマ漁港の整備を進めている。同年2月には、海洋環境及び水産資源に関する科学的な調査能力を強化するために円借款で建造された海洋・漁業調査船の引渡しを実施した。さらに、同年11月には、円借款「ガルブ平野南東地域農業用水整備計画」に関する書簡の署名・交換を行い、ガルブ地域の農業用幹線水路やポンプ場等の建設を行うこととした。

シリアに関しては、日本は困難に直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供するとの支援方針の下、国際機関等と連携しつつ、シリア及び周辺国に対する人道支援を行ってきている。さらに、就学機会を奪われたシリア人の若年層に教育の機会を提供するため、2017年以降、シリア人留学生144人を日本に受け入れている。また、2025年12月には、2011年に発生したシリア危機を受けて停止していた対シリア二国間経済協力を再開した。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリバーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危機の状況を踏まえ、日本は、基本的な人道ニーズへの支援を含む保健・教育・食料分野などに関する人道支援を国際機関などと連携しながら実施している。また、2025年9月のアフガニスタン東部及び11月の北部における地震被害に対しては、JICAを通じた毛布やスリーピングパッドなどの緊急援助物資の供与を行った。また、9月の地震被害に対しては、国際機関を通じた食料や保健・医療などの分野における100万ドルの緊急無償資金協力も実施した。

キ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊富な天然資源により、引き続き国際社会の注目と期待を集めている。一方、貧困、脆弱な保健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭な



インド洋とナカラ回廊をつなぐナカラ港（モザンビーク・ナンブラ）
写真提供：五洋建設株式会社・東亜建設工業株式会社 共同企業体

ど、様々な課題にも直面している。こうした中、日本は、開発協力を活用しつつ、長年にわたりアフリカの発展に貢献してきた。

その上で、日本は、8月にTICAD 9を開催し、共催者やアフリカ諸国を始めとする参加者との間で、「革新的課題解決策の共創」をテーマに、民間センター主導の持続的な成長、若者・女性、地域統合及び域内外の連結性に焦点を当てつつ議論を行った。その中で、日本は様々な日本らしい取組を表明した。例えば、世界経済の成長の中心となる潜在性のあるインド洋・アフリカ経済圏において、インド、中東諸国といったインド洋を囲む国々と協働し、アフリカの域内統合や産業発展の貢献等を目指す「インド洋・アフリカ経済圏イニシアティブ」を立ち上げた。また、保健分野では、アフリカ各国におけるガバナンス向上、投資環境整備及び国内資源の投入を支援するため「アフリカ保健投資促進パッケージ」を立ち上げた。さらに、TICAD 9の機会に、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」及びナイジェリアに対するオファー型協力「スタートアップ支援による社会課題の解決と経済強靱化」の二つのオファー型協力を立ち上げた。

(4) 適正かつ効果的なODA実施のための取組

ア 適正なODA実施のための取組

ODA事業の透明性確保及び事業計画の改善

のため、実施の各段階で、外部有識者の意見を聴取し、その意見を踏まえた案件形成を行っている。案件候補の計画段階では、開発協力適正会議を一般公開形式で開催し、関係分野に知見を有する独立した委員と意見交換を行い、事業の妥当性を確認している。また、事業完了後には、JICAが実施した事業規模2億円以上の案件について、JICAが事後評価を実施して、結果を「ODA見える化サイト」で公表しており（2025年12月31日時点で5,507件掲載）、また、事業規模10億円以上の案件については、第三者による事後評価を行っている。さらに、外務省は、ODAの管理・改善と説明責任の確保を目的として、第三者による政策レベルの評価（国別評価、課題・スキーム別評価など）及び外務省が実施した案件の事後評価（事業規模2億円以上10億円未満の案件については内部評価、事業規模10億円以上の案件については第三者評価）を実施している。評価を通じて得られた提言や教訓は、今後のODAの政策立案や事業実施にいかし、事業の透明性を確保するため、評価の結果を外務省ホームページ上で公表している。

また、開発協力を携わる人員の安全を確保する観点から、外務省及びJICAでは、「国際協力事業安全対策会議」の最終報告（2016年8月発表）で策定された安全対策の実施に取り組み、国際協力事業関係者の安全対策の実効性を確保するための対応を継続・強化している。

イ 効果的なODA実施のための取組

高い事業効果を発現し得るODAの案件形成を推進するため、外務省は、日本の開発協力大綱の重点政策と開発途上にある当事国が考える課題の優先度や開発計画を総合的に検討しつつ、ODAの事業対象国ごとに重点分野や方針を定めた国別開発協力方針を策定している。また、国別開発協力方針の別紙として、実施決定から事業完了までの段階にある案件を一覧化した事業展開計画を策定し、各案件が方針のどこに位置付けられ、他案件とどう関連しているかを視覚化している。こうした取組により、限ら

れたODA予算が、日本も被援助国も重視する事業に戦略的に投入され、複数案件が有機的に関連し合う形で実施されて効果を上げることを確保している。

ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的に貢献している。OECD/DACでは、持続的な開発のための資金動員に向けた、ODAを触媒とする民間資金動員の促進や、新興ドナーを含む多様なパートナーとの連携などについて議論が行われている。また、新興ドナーが行う開発途上国支援が、国際ルールやスタンダードを遵守し、説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

エ ODAへの理解と支持の促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支持が不可欠であることから、外務省は効果的な情報の発信を通じて国民の理解促進に努めている。外務省ホームページやODA広報XなどのSNS、YouTube動画、メールマガジンやコンテンツの制作などを通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策広報に取り組んでおり、



「鷹の爪団の 行け!ODAマン」 キービジュアル



グローバルフェスタJAPAN2025 キービジュアル

特集

SPECIAL
FEATUREODA 評価ワークショップ
—受け手と共に国際協力の質を高めてきた四半世紀—

外務省は、ODAの効果を高めるために「ODA評価」という取組を実施しています。ODA評価は、ODAがどう使われ、どのような効果が出たのかを客観的に評価することで、今後の支援のやり方を改善し、その質を高めていくとともに、その成果や教訓を国民に説明することを目的としています。外務省は、ODAを提供する国と開発途上国が「対等」な協力関係にあるパートナーであるという認識の下、途上国自身の評価能力を向上させることの重要性に着目し、2001年から「ODA評価ワークショップ」を開催してきました。このワークショップは、アジア太平洋地域の政府関係者が、ODA評価の手法や課題についての理解を深めてその能力を向上させることで、支援する側の効率を上げるだけでなく、途上国側がより主体的に取り組み、評価の透明性が高まることにも貢献しています。

各国で開催してきたODA評価ワークショップを重ねる中で、アジア太平洋地域の評価専門家が一堂に会し、各国の経験・課題について議論することが域内の更なる評価能力向上に繋がる^{つな}といった声^{つな}が実を結び、2012年にはアジア太平洋地域の評価専門家が参加する「アジア太平洋評価学会（Asia Pacific Evaluation Association：APEA）」が設立されました。域内外専門家の人的・知的交流を通じて、APEAはアジア太平洋地域全体における評価文化の醸成に大きく貢献し、また評価を通じて日本の国際協力の推進にも寄与してきたことが高く評価され、2025年に外務大臣賞を受賞しました。

11月13日、外務省はAPEAとの共催で、第5回APEA大会の主要なプログラムの一部として、第20回ODA評価ワークショップを東京で開催しました。このワークショップには、アジア太平洋諸国から、各国政府の評価業務やSDGs（持続可能な開発目標）の進捗を国連に報告する業務（自発的國家レビュー（VNR））に携わる31人の政府関係者がオンラインで参加しました。また、これまで政府関係者のみを対象に実施していたワークショップにおいて、今回初めて、APEA大会に出席していた実務や学術界の評価専門家24人も対面で参加し、双方の理解の促進に貢献しました。

APEA大会の開会式には英利アルフィヤ外務大臣政務官が登壇し、各国が共通の社会課題に直面する中で、日本が国際協力の枠組みにおいて重視してきた「共創」と「対等なパートナーシップ」の理念をより一層強化していく必要性を強調しました。また、APEAの外務大臣賞受賞をたたえ、課題解決にはモニタリングや評価能力の強化が不可欠であることに触れつつ、この分野における多様な主体との連携・パートナーシップを強化していく重要性を訴えました。

外務省はこれまで、ODA評価ワークショップを通じて開発途上国の評価能力向上に取り組んできましたが、今後は、その形式を発展的に変更し、APEAを含む国際評価ネットワークと連携して、参加者が相互に学び合う、新しい協力を進めていく考えです。



第20回ODA評価ワークショップ対面参加者
(11月13日、東京)



APEA大会の開会式で挨拶する英利外務大臣政務官
(11月12日、東京)

外務省のODA広報キャラクターである「ODAマン」がODAが開発途上国と日本にもたらすメリット等を解説する動画を制作した。外務省、JICA及び国際協力NGOセンター(JANIC)の共催で、34回目となる「グローバルフェスタJAPAN2025」(9月)を対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形式で開催し、2日間で3万人の来場・視聴者を得た。外務省では、

教育機関等で外務省員が講義を行うODA出前講座の実施など、若者等に向け積極的な開発協力への理解促進も図っている。海外に向けた広報としては、日本の開発協力に関する現地での報道展開を目指してODA現場での視察ツアーを実施するほか、英語や現地語などによるSNS発信や広報資料の作成も行っている。

2 地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が国連で採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、「持続可能な開発目標(SDGs)」⁽¹⁶⁾が掲げられた。日本は、総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長として、他の全ての国務大臣を構成員とするSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向けた取組を推進している。また、官民パートナーシップを強化するため、民間セクター、市民社会、有識者、ユースなどの広範な関係者で構成されるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進に関する意見交換を実施している。2030アジェンダ採択以降、国内外の多様なステークホルダーによる様々な取組やルール形成の努力の過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、日本を含む国際社会全体の経済・社会活動の在り方が急速にかつ大きく変容してきた。

一方、気候変動や感染症を始めとする地球規模課題の深刻化に加え、国際社会全体がSDGs採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030年までのSDGs達成に向けた進捗は大きな困難に直面している。

日本政府は2023年12月にSDGs実施指針を改定し、SDGs達成に向けた取組を強化し、加速していく指針を示し、実施体制及びステークホルダー間の連携の強化に取り組んだ。

2025年7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPPF)では、4年ぶり3回目となるSDGsの進捗に関する自発的国家レビュー(VNR)を実施した。宮路拓馬外務副大臣は、日本はSDGs実現に向けた取組をぶれることなく進めていく決意を表明し、政府のみならず多様なステークホルダーが参加することで、SDGs達成に向けた取組を推進していることを示した。

ア 人間の安全保障

人間の安全保障とは、一人一人が恐怖と欠乏から免れ、尊厳を持って幸福に生きることができるよう国・社会造りを進めるという考え方である。日本は、長年にわたって人間の安全保障を外交の柱として提唱しており、2023年6月に改定された開発協力大綱においては、人間の安全保障を日本のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付け、二国間協力においても、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概念の普及と実践に努めてきた。

日本は、国連においても議論を主導し、1999年に日本の主導により国連に設置された人間の安全保障基金への拠出を通じて、国連機関による人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。「誰一人取り残さない」という理念を掲げる2030アジェンダも、人間の安全保障の考え方を中核に据えている。また、日本からの

(16) SDGs : Sustainable Development Goals

働きかけも受けて、2024年1月には10年ぶりとなる人間の安全保障に関する国連事務総長報告書が公表された。報告書では、人間の安全保障が考え方としてだけでなく実際に有用なツールとして機能してきたこと、人間の安全保障に基づくアプローチの重要性が増していることなどが指摘され、各国の自国民の生存・生活・尊厳に対するオーナーシップを前提に、国家間、人々の間、人間と地球の間の「連帯」を高めるツールであることが強調されている。人間の安全保障の重要性について、2025年は、前述のVNRや、大阪・関西万博のテーマウィークのイベントを通じて強調されたほか、8月の第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）では、アフリカにおける人間の安全保障をテーマとしたテーマ別イベントが開催され、岩屋外務大臣が、アフリカにおける人間の安全保障の重要性について言及した。また、9月の国連総会一般討論演説において、石破総理大臣は、人間の安全保障の理念に基づく日本の国際協力について述べた。引き続き人間の安全保障の概念の普及と実践に取り組んでいくと述べた。

1 防災分野の取組

気候変動の影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発の実現にとって不可欠である。日本は、幾多の災害の経験により蓄積された防災・減災に関する知見をいかし、2015年に宮城県仙台市で開催された第3回国連防災世界会議における「仙台防災枠組2015-2030」の採択を主導するなど、防災の様々な分野で国際協力を積極的に推進してきた。2025年7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）では、VNRの実施に合わせ、日本は、「持続可能な経済成長と防災」をテーマにサイドイベントを主催し、宮路外務副大臣のほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）や仙台市等が出席し、オールジャパンによる防災の取組を発信するとともに、国連開発計画（UNDP）や国連防災機関（UNDRR）、タイ、メキシコ政府関係者等の参加も得ることで、国際社会における防災の重要

性と日本の取組について発信する場となった。

2025年は、11月5日を「世界津波の日」とする国連総会決議が採択されてから10周年を迎えた。日本は、関係国の国連代表部及び関係国際機関とともに、11月5日にニューヨーク国連本部で2025年「世界津波の日」啓発イベントを共催し、茂木外務大臣からのメッセージを発出した。同イベントには宮城県の3人の高校生及び仙台市が参加し、防災における取組を発信した。また、11月27及び28日には、「世界津波の日」高校生サミットを仙台市で開催し、9か国の高校生27人が訪日し、日本の高校生61人と共に、津波防災に関わる宣言文「仙台未来宣言」を取りまとめた。

2027年にUNDRRとの共催で、仙台市で開催予定の（国連）アジア太平洋防災閣僚級会議を始め、日本は、引き続き、災害で得た経験と教訓を世界と共有し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災の主流化」に取り組んでいく。

2 教育

教育分野では、2015年、日本は2030アジェンダ採択に合わせて「平和と成長のための学びの戦略」を策定し、人間の安全保障の理念に基づく包摂的かつ公正で質の高い教育協力を通じ、持続可能な開発を推進する新たな戦略を発表した。2023年6月に改定された開発協力大綱においては、同戦略を踏まえ、日本は教育を人間の安全保障を推進するための不可欠な「人への投資」と位置付け、万人のための質の高い教育や紛争・災害下の教育機会の確保に取り組む方針を明確にした。特に、国際機関との連携については、二国間協力との相乗効果を創出するものとして重視し、国際教育分野で中心的な役割を果たす「教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）」及び「教育を後回しにできない基金（ECW）」に対し資金協力を行った。また、2025年8月に開催されたTICAD 9においては、日本は各基金が実施したテーマ別イベントに参加し、日本が実施している協力関係について紹介した。

工 農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や国際機関とも連携しつつ、8月のTICAD 9などの機会も活用し、グローバル・サウス諸国の食料安全保障に係る課題の解決に向けた検討を行い、現地の課題解決に日本企業の有する技術や知識を活用していく取組等を支援している。こうした取組を通じ、日本政府は、世界規模の食料安全保障に係る課題の解決に貢献するとともに、日本の農林水産・食品関連企業のグローバル・サウスへの事業展開や成長投資拡大を推進している。11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいて、日本は、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するため、各地域の実情に応じた生産力強化に向けた支援を行っていくとの高市総理大臣のステートメントを発出した。

オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分野での最大の支援国の一つであり、日本の経験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施しているほか、国際社会での議論にも積極的に参加してきている。2024年6月に開催された「持続可能な開発のための水」国際行動の10年に関する第3回ハイレベル国際会議において、上川外務大臣はビデオメッセージで、「熊本水イニシアティブ」を始めとした水関係のイニシアティブ等を通じ、様々な取組を推進すると述べ、女性や子供、若者や高齢者、障がいがある方や先住民など、脆弱な立場の人々に焦点を当て、誰一人取り残さず、望ましい未来のために、水を通じて全ての目標とゴールを達成できるよう力を合わせていきたいと述べた。2025年も日本は、アジア大洋州、アフリカ、中南米など開発途上国の人々の安全な水へのアクセス確保のための上水道の整備など様々な支援を実施した。

(2) 国際保健

保健は、人間一人一人の生存・生活・尊厳を守り、日本が提唱する人間の安全保障を実現していく上で必要不可欠な基礎的条件である。近年では、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行拡大（パンデミック）が、国際保健が人々の健康に直接関わるのみならず、日本を含む国際社会にとって、経済、社会、安全保障上のリスクにも関わる重要な課題であることを浮き彫りにした。こうした認識の下、新型コロナの教訓も踏まえ、日本政府は2022年5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。同戦略では、グローバルヘルス・アーキテクチャー（GHA）⁽¹⁷⁾の構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対する予防、備え及び対応（PPR）⁽¹⁸⁾を強化すること、また、人間の安全保障を具現化するため、ポスト・コロナの新たな時代に求められる、より強靱、より衡平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）⁽¹⁹⁾を達成することを目標として掲げている。

具体的な取組として、日本政府は、世界銀行及び世界保健機関（WHO）とともに、UHC達成に向けた開発途上国の保健・財務当局者の能力開発支援や、ハイレベル会合の開催を通じたUHC推進の機運向上に取り組むとともに、2025年、関係者の連携促進を行う「UHCナレッジハブ」を日本に設立した。12月、UHCナレッジハブの取組の一つとして、日本政府はUHCの推進に意欲的に取り組む国及び組織のリーダーらを招へいし、「UHCハイレベルフォーラム」を開催した。

日本は、引き続き、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）、Gaviワクチンアライアンス⁽²⁰⁾、ユニットエイド、UHC2030⁽²¹⁾、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、国連人口基金（UNFPA）、国際家

(17) GHA（Global Health Architecture）：国際保健の体制

(18) PPR：Prevention, Preparedness and Response

(19) UHC（Universal Health Coverage）：全ての人々が基本的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態

(20) Gavi（Gavi, the Vaccine Alliance）：低所得国における予防接種を支援する官民連携パートナーシップ

(21) UHCを2030年までに達成することを目指し、国際社会におけるUHC推進のための活動を展開する機関

族計画連盟（IPPF）などの官民連携パートナーシップ・国際機関と緊密に連携し、国際保健の諸課題に取り組んでいる。また、「パニック」と「忘却」の連鎖を断ち切り、次のパンデミックに向けて世界の構造的な変化を導くという理念の下、日本が主催又は参加する様々な国際会議を通じ、国際世論の喚起やモーメンタム（機運）の維持にも継続して取り組んでいる。

6月には、Gaviワクチンアライアンス第4次増資会合が開催され、日本からは松本尚外務大臣政務官が出席し、日本はGaviが掲げる「予防接種を通じて、誰一人取り残さない」というミッションを強く支持し、引き続き支援していくと述べた。また、9月の国連総会ハイレベルウィーク期間中には、UHCフレンズグループ閣僚級会合に岩屋外務大臣が出席し、改めて、日本として今後もUHC達成に向けた取組を推進し、グローバルヘルスに貢献していく決意を述べた。

11月に開催された第8次グローバルファンド増資会合では、日本の国際保健に関する取組を説明するとともに、グローバルファンドを引き続き支援する決意を表明した。

新型コロナのような世界的な健康危機に対しては、国際社会が一致して対応する必要がある、パンデミックのPPRの強化のために国際的規範を作ることが目指されている。WHO加盟国は、2021年から2022年にかけて、国際保健規則（IHR）改正のための議論を行うこと、また、「パンデミックのPPRに関するWHOの新たな法的文書（いわゆる「パンデミック条約」）」の作成に向けた交渉を行うことを決定した。この結果、同法的文書は2025年5月20日、第78回WHO総会において「WHOパンデミック協定（仮称）」としてコンセンサスで採択された。また、2024年の第77回WHO総会において改正案が採択された国際保健規則（2005年）（IHR（2005））については、2025年9月19日に発効した。

（3）労働・雇用

働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）の促進は、2030アジェンダにおける目標の一つとして挙げられ（目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する）、その実現は、国際労働機関（ILO）⁽²²⁾においても、活動の主目標として位置付けられている。

日本はILOの常任理事国として、各国の政府、使用者、労働者の代表と共に、総会や理事会における国際労働基準等に関する審議に積極的に関与している。また、日本は、ILOへの任意拠出を通じ、開発途上国における若者や女性に焦点を当てた雇用機会の創出や労働環境の改善、児童労働の根絶に向けた支援等を積極的に行い、労働分野での持続可能な開発に取り組んでいる。

（4）環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダに環境分野の目標が記載されるなど、地球環境問題への取組の重要性は広く認識され、国際的な関心も更に高まっている。日本は、多数国間環境条約や環境問題に関する国際機関などにおける交渉及び働きかけを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発の実現に向けて積極的に取り組んでいる。12月にナイロビ（ケニア）で開催された第7回国連環境総会では、「強靱な地球のための持続的な解決の促進」というテーマの下で様々な環境問題が取り扱われ、日本は、テーマ別討論等で日本の考えや取組を発信するとともに、「シナジー・協力・連携の国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施における促進」に関する決議を共同提案し、採択に向けた議論を主導した。また、日本は、複数の環境条約の資金メカニズムに指定されている地球環境ファシリティ（GEF）⁽²³⁾の主要拠出国として、地球規模の環

(22) ILO : International Labour Organization

(23) GEF : Global Environment Facility

境問題に対応するプロジェクトの実施に貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼしかねない喫緊の課題として、近年その対応の重要性が高まっている。2019年のG20大阪サミットにおいて打ち出した、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）⁽²⁴⁾などの国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援など、主にアジア地域において環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを行っている。海洋環境などにおけるプラスチック汚染対策のための新たな国際枠組み作りに向けた機運の高まりを受け、2022年3月の第5回国連環境総会において、海洋環境等を含むプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定のための政府間交渉委員会（INC）⁽²⁵⁾を設立し、2024年末までに作業完了を目指すことが決定された。しかし、同年末までに交渉は妥結せず、2025年8月にジュネーブ（スイス）において第5回交渉委員会再開会合（INC5.2）が開催された。同会合において、日本は、条約の主要義務規定について非公式な協議を主導するなど、議論の促進に向けて精力的に取り組んだが、プラスチックの生産制限などでは引き続き各国の意見に隔たりが残り、条文案の実質合意には至らなかった。今後、改めて再開会合を開催し、交渉を継続することとなっており、日本としては早期の交渉妥結に向

け、引き続き積極的に議論に貢献していく。

6月、ニース（フランス）において第3回国連海洋会議（「持続可能な開発目標（SDG）14」実施支援・国連会議）が開催された。「ニース・オーシャン・アクション・プラン」と総称する、政治宣言及び各国・国際機関・市民社会からの自主的取組が取りまとめられ、日本からは24件を登録した。また、日本は海洋国家として海洋に関する国際協力に強くコミットしており、ブルーカーボン⁽²⁶⁾生態系による吸収量の算定、海洋生物ビッグデータの活用など、日本の先進的な取組や、海洋汚染防止のための廃棄物管理支援等の開発途上国支援を通じ、持続可能な海洋の実現へ貢献していることを紹介した。

9月には、ニューヨーク（米国）において、主要な海洋国家の首脳で構成される「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」⁽²⁷⁾の第7回首脳会合が開催され、持続可能な海洋経済の構築に向けた行動の加速化や、海洋における気候変動対策について、意見交換が行われた。日本政府は、プラスチック汚染に関する条約の交渉の早期妥結を重視しており、各国と協力して取り組んでいくと述べた。

(イ) 生物多様性の保全

2月、ローマ（イタリア）において生物多様性条約第16回締約国会議（COP16-2）再開会合第二部（COP16-2）が開催され、GBF（昆明・モンテリオール生物多様性枠組）モニタリング枠組・レビューメカニズムや生物多様性保全のための資源動員に関する決定が採択された。

7月、ビクトリアフォールズ（ジンバブエ）において、ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、「ラムサール条約第5

⁽²⁴⁾ UNEP : United Nations Environment Programme

⁽²⁵⁾ INC : Intergovernmental Negotiating Committee

⁽²⁶⁾ 沿岸・海洋生態系が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと（出典：環境省ホームページ）

⁽²⁷⁾ 主要な海洋国家の首脳で構成される会議であり、ノルウェー首相とパラオ大統領が共同議長を務める。日本は2018年の設立時に参加招請を受けて以降、歴代の内閣総理大臣がメンバーに就任してきた。メンバー国（2025年時点）は、ノルウェー、パラオ、日本、オーストラリア、カナダ、チリ、フィジー、フランス、ガーナ、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、メキシコ、ナミビア、ポルトガル、アラブ首長国連邦（UAE）、セーシェル、英国、ブラジル

次戦略計画（2025-2034）」を含む合計25本の決議が採択された。また、同会議期間中に開催された「ラムサール条約湿地都市認証制度」に基づく認証式では、愛知県名古屋市が認証された。また、同月、福島県猪苗代湖が新たにラムサール条約湿地として登録された。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引の規制に関し、11月24日から12月5日、サマルカンド（ウズベキスタン）において、ワシントン条約（CITES）⁽²⁸⁾の第20回締約国会議（COP20）が開催された。日本は、科学的根拠に基づき、野生動植物の保全と持続的利用の調和、合理的な取引規制の実施等を重視する観点から、審議に積極的に参画した。ウナギ属全種の附属書Ⅱ掲載提案については、日本は、ニホンウナギについては資源管理が徹底されており、十分な資源量が確保され、国際取引による絶滅のおそれはないことから、附属書掲載に反対との立場で対応した。同提案は、第1委員会において賛成35票・反対100票で投票国の3分の1を上回る反対により否決され、全体会合でも同提案否決が最終決定された。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国際テロ組織の資金源の一つとなっているとして、国際社会で注目されている。日本は、ワシントン条約の「ゾウ密猟監視（MIKE）⁽²⁹⁾プログラム」への拠出などを通じて、野生生物の違法取引対策の能力強化に取り組んでいる。最近の拠出実績として、2021年からはルワンダ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエでのプロジェクトを支援しており、2025年10月にはセネガルにおいて開催された「西アフリカにおけるMIKE準地域運営委員会会合」を支援した。

日本は、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に関する国際ルール作りにも貢献している。11月に開催された、食料・

農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）⁽³⁰⁾第11回理事会への参加を通じて、遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度（MLS）⁽³¹⁾の機能改善に向けて、議論に参画した。

森林分野の取組に関しては、日本は、国際熱帯木材機関（ITTO）⁽³²⁾への拠出を通じ、熱帯林の持続可能な経営及び持続的・合法的な熱帯木材の貿易の促進などに資する実地プロジェクトを2025年も継続的に実施した。10月には、ITTO第61回理事会がパナマシティ（パナマ）で開催され、有効期間が2029年12月6日までとなっている国際熱帯木材協定（ITTA）の再交渉や行財政予算などについて議論が行われた。

（ウ）化学物質・有害廃棄物の国際管理

4月28日から5月9日にかけて、ジュネーブ（スイス）で、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の3条約合同締約国会議が開催され、条約ごとの技術的な議題や運用上の課題などについて議論が行われた。また、6月、化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル設立に向けた政府間会合がプンタデルエステ（ウルグアイ）において開催され、「化学物質、廃棄物及び汚染に関する政府間科学・政策パネル（ISP-CWP）」⁽³³⁾が新たに設立された。日本は、同会合で共同議長を務めるなど、円滑な合意形成に貢献した。

11月、ナイロビ（ケニア）で、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」

(28) 正式名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES：Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

(29) MIKE：Monitoring the Illegal Killing of Elephants

(30) ITPGRFA：International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture

(31) MLS：Multilateral System

(32) ITTO：International Tropical Timber Organization

(33) ISP-CWP：Intergovernmental Science-policy Panel on Chemicals, Waste and Pollution

第37回締約国会合（MOP37）⁽³⁴⁾が開催され、地域的大気モニタリングの強化など、議定書の効果的な運用に関する議論が行われた。

「水銀に関する水俣条約」については、11月に第6回締約国会議がジュネーブ（スイス）で開催され、2026年から2027年までの活動計画及び予算の決定、実施・遵守委員会や有効性評価の活動の進捗及び今後の取組について議論されたほか、歯科用アマルガムの製造や輸出入を2034年末までに禁止することが合意された。また、日本は、水銀に汚染された廃棄物の規制・管理に関し決議案を提出し、議論を主導した。

イ 気候変動

(ア) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削減には、世界全体での取組が不可欠である。1992年に採択された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）は、気候変動に対処するための国際的な枠組みであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的としている。1997年の同条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減義務を課す枠組みであった。2015年12月、パリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、先進国・開発途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて各国が独自に設定する目標である「国が決定する貢献（NDC）」⁽³⁵⁾を提出し、同目標の達成に向けた取組を実施することなどを規定したパリ協定が採択された。同協定は2016年11月に発効し、日本を含む195の国・機関が締結している（2025年末時点）。

(イ) 2050年ネット・ゼロ実現に向けた取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュー

トラルの実現を目指すことを宣言した。2021年4月には、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、更に50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。2025年2月には、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを決定し、パリ協定に基づく新たな「NDC（国が決定する貢献）」として、UNFCCC事務局へ提出した。

(ウ) 国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）

11月10日から11月22日に、ベレン（ブラジル）で開催されたCOP30では、議長国ブラジルがポルトガル語の「ムチラオ（共同作業、協働、共に働く）」をテーマに掲げ、パリ協定の実施の加速と国際協力の進展について議論が行われた。同会議の成果として、(1) パリ協定10周年、(2) 交渉から実施への移行、(3) 実施・連帯・国際協力の加速の3点を柱とした上で、緩和や資金等の分野を横断した幅広い内容が盛り込まれた「グローバル・ムチラオ決定」が採択された。具体的には、緩和については、1.5度目標の達成に向けた力強いメッセージやNDCの未提出国への早期提出を求める文言が盛り込まれた。資金については、前年のCOP29で決定された新規合同数値目標（NCQG）⁽³⁶⁾の文脈で適応資金を3倍にしている努力の呼びかけが盛り込まれた。これとは別に、各交渉議題の下、適応に関する世界全体の目標に関する決定などが採択され、「グローバル・ムチラオ決定」と合わせて「ベレン・ポリティカル・パッケージ」と総称することとなった。

⁽³⁴⁾ MOP : Meeting of the Parties

⁽³⁵⁾ NDC : Nationally Determined Contribution

⁽³⁶⁾ NCQG : New Collective Quantified Goal

(工) 開発途上国の気候変動対策への支援

日本を含む先進国は、開発途上国が十分な気候変動対策を実施できるよう、開発途上国に対して、資金支援、能力構築、技術移転といった様々な支援を実施している。

日本は、2021年のG7サミット及びCOP26において、2021年から2025年までの5年間で、官民合わせて最大約700億ドル規模の支援や、その一環としての従来の倍となる約148億ドルの適応分野への支援を表明し、着実に実施してきた。

こうした支援においては、開発途上国の気候変動対策を支援する多数国間基金である「緑の気候基金（GCF）」⁽³⁷⁾も重要な一角を成している。日本は、同基金にこれまで累計で約3,190億円を拠出してきており、2023年10月には、第2次増資期間（2024年から2027年まで）においても第1次増資と同規模の最大約1,650億円を拠出することを表明した。2025年10月のGCF理事会では、日本の認証機関（GCF資金を活用した協力案件の実施を認められたパートナー機関）の一つであるJICAの認証内容拡大が承認されたほか、JICAによるラオスにおける森林減少・劣化由来の排出の削減等（REDD+）の活動による緩和成果への成果支払案件を含め、新しい協力案件22件が採択された。

特に脆弱な開発途上国が気候変動の悪影響によって被る損失及び損害（ロス&ダメージ）に対処するための「ロス&ダメージに対応するための基金（FRLD）」⁽³⁸⁾に対し、日本は2024年3月に1,000万ドル（13.7億円）、2025年3月に500万ドル（6.95億円）をそれぞれ拠出した。同基金では2025年末までに計7回の理事会が開催され、事務局長の選出、世界銀行に基金事務局を設置するための法的基盤の整備などが進展するとともに、2026年から2年間の予

定で早期支援スキーム（「バルバドス実施モダリティ」）を実施することが決定された。

日本はGCF及びFRLDの理事会の一員として、これら基金の適切な運用に向けた議論に積極的に貢献している。

(オ) アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想⁽³⁹⁾

10月26日、高市総理大臣は、アンワル・マレーシア首相との共同議長により、マレーシア・クアラルンプールで第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合を開催した。高市総理大臣は、第2回AZEC首脳会合からの1年で、AZECパートナー国との間で約120件の協力案件が結ばれていることを紹介しつつ、アジアの脱炭素化に資する活動を促進するルールの形成、セクターごとのイニシアティブ、官民一体の個別プロジェクト等が進められていることに言及した。同会合において、AZECパートナー国は、AZEC首脳共同声明及び付属書「2024-2025年における今後10年のためのアクションプランの進捗」を採択した。これらの文書において、AZEC原則の重要性及び「この勝負の10年」における行動を加速させる必要性を再確認するとともに、前年採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づくこの1年の取組の進捗状況を共有した。

(カ) 二国間クレジット制度（JCM）⁽⁴⁰⁾

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技術などの普及を通じ、パートナー国での温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、その成果の一部をクレジットとして日本が獲得し、NDCの達成に活用する制度である。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」では、

⁽³⁷⁾ GCF : Green Climate Fund

⁽³⁸⁾ FRLD : Fund for responding to Loss and Damage

⁽³⁹⁾ アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC : Asia Zero Emission Community）：2022年1月、アジア各国が脱炭素化を進めるとの理念を共有し、エネルギー移行を進めるために協力することを目的として日本が提唱した構想。インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、日本、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ラオスの計11か国が参加する枠組み

⁽⁴⁰⁾ JCM : Joint Crediting Mechanism

2025年を目途に日本のJCMパートナー国を世界全体で30か国程度とすることを目指すとした。2025年には日本は新たにタンザニア及びインドとの間でJCM協力覚書に署名し、8月にパートナー国は31か国となった。同年12月現在、パートナー国との間で290件のJCMプロジェクトを実施している。引き続き世界全体の温室効果ガスの排出削減に向け、プロジェクトの推進や新規案件発掘を進めていく。

(キ) 国際司法裁判所に対する勧告的意見の要請と日本の対応

2023年3月、国際司法裁判所（ICJ）⁽⁴¹⁾に対して気候変動に係る諸国の義務に関するICJ勧告的意見を要請する国連総会決議が採択されたことを受け、ICJによる勧告的意見の発出に向けた手続が行われた。日本は、2024年3月に陳述書をICJに提出した上で、同年12月の口頭手続において陳述を行った。

2025年7月、ICJは気候変動に関し、国連憲章や気候変動諸条約等の関連する国際約束の下で締約国が負う義務、また、各国の国際慣習法上の義務等について勧告的意見を発出した。本件は、気候変動に係る国家の義務に関する初めてのICJによる勧告的意見となった。日本としては、引き続き国際社会における法の支配の強化のために積極的に関与していくと同時に、人類共通の喫緊の課題である気候変動への対処に積極的に取り組んでいく。

(5) 北極・南極

ア 北極

(ア) 北極をめぐる現状

北極海を中心に、北緯66度33分以北は北極圏とされており、米国、カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシアの5か国が北極海に面する北極海沿岸国、これにアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた8か国が北極圏国

とされている。

北極海においては、有効な対策がとられない場合、今世紀半ばまでには夏季の海氷がほぼ消失する可能性が高いと予想されている。さらに、北極では地球上の他のいずれの地域よりも地球温暖化の影響が増幅しており、地球温暖化による北極環境の急速な変化は、北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減少に伴い北極海航路の利活用や資源開発を始めとする経済的な機会も広がりつつある。また、戦略環境の変化を受けて、一部の北極圏国等が自国の権益確保などのため安全保障上の取組を強化する動きもある。

北極に関する課題対処においては、8か国の北極圏国によって設置された北極評議会（AC: Arctic Council）⁽⁴²⁾が中心的役割を果たしており、ACにおける関係国や先住民を交えた議論や知見の共有を踏まえ、閣僚会合で決定される方針が、北極における協力を方向付けている。2025年5月、ノルウェーからデンマークに議長が移行した（任期2年）。ACは、気候変動対策、環境保護、持続可能な発展、先住民の権利・生活などを優先事項と位置付けており、これらに関する協力が行われている。また、ACは軍事・安全保障課題を扱わないこととしている一方で、北極の平和・安全保障は北極圏国が重視する課題となっている。

また、地球温暖化や経済的機会の広がりを背景に、近年は非北極圏国も北極に対する関心を高めており、日本のほか、英国、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ポーランド、中国、インド、イタリア、シンガポール、韓国、スイスがACのオブザーバーとなっている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本も2015年に「我が国の北極政策」を策定し、研究開発、国際協力、持続的な利用を3

(41) ICJ : International Court of Justice

(42) 北極圏に係る共通の課題（特に持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国（カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国）間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年に設立された政府間協議体（軍事・安全保障事項は扱わない。）。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

本柱に、国際社会に貢献することを目指しており、北極に関する課題を所掌する北極担当大使のポストを設けている。また、2024年に策定された「海洋開発等重点戦略」に基づき、北極域での研究開発や持続可能な利活用の探求、北極政策における国際連携を推進している。また、2026年に就航が見込まれている北極域研究船「みらいⅡ」を国際研究プラットフォームとして活用することで、北極域研究の加速と国際連携の強化を目指している。日本は北極圏国との二国間関係や地域協力の中での北極に係る協力も重視しており、2024年1月に発表した北欧外交の基本方針「北欧外交イニシアティブ」においても北極を主要な協力分野に掲げている。また、ACのオブザーバーとして、動植物相保全、海洋環境保護、持続可能な開発などをテーマにしたAC傘下の高級北極実務者会合、分野別作業部会や専門家会合での議論や知見の共有を通じてACの取組に貢献してきており、引き続きこれらの会合に積極的に参加していく。さらに、北極圏国が主催する様々なフォーラムにおいても北極に関する課題について意見交換や知見の共有が進められており、特に産官学の多様な関係者が参加する北極フロンティア会合、北極シンポジウム及び北極サークル総会などに参加することで、北極の科学研究に関する知見を共有し、北極海における法の支配の重要性を発信している。

イ 南極

（ア）南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に南極地域観測事業を推進してきており、日本の高い技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保全や科学技術の発展における国際貢献を行っている。また、1959年に採択された南極条約の原署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南極条約体制の維持・強化に努め、南極における環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

（イ）南極条約協議国会議と南極の環境保護

6月から7月にかけて、ミラノ（イタリア）で開催された第47回南極条約協議国会議（ATCM47）では、南極地域における観光活動に関する枠組み、情報交換、気候変動問題への南極条約体制としての取組などについて議論が行われた。32年ぶりに日本が開催国を務める次回の第48回協議国会議（ATCM48）は、2026年5月に広島市での開催が予定されている。

（ウ）日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な南極観測に加え、2022年度から2027年度までの南極地域観測第10期6か年計画に基づき研究観測を実施する。第10期6か年計画では、南極域における氷床、海洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去と現在の変動の把握とその機構の解明を目的として、各種研究観測の実施が予定されている。

特集

SPECIAL
FEATURE日本のSDGs進捗報告：
自発的国家レビュー（VNR）2025

7月、米国・ニューヨークで開催された持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム（HLPF）閣僚級会合において、宮路拓馬外務副大臣は、日本政府を代表して、持続可能な開発目標（SDGs）に関する自発的国家レビュー（VNR）を発表しました¹。VNRとは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、国連加盟国が自国のSDGsの進捗を定期的に報告する重要な機会です。

今回のVNRでは、SDGsが日本社会全体に幅広く浸透し、多様な関係者がそれぞれの立場から積極的に関与している点を、日本のSDGs推進における強みとして強調しました。また、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念の実現には、誰もが貢献するという考え方が不可欠であると表明しました。その上で、厳しい国際情勢の中にあっても、日本は、多様なステークホルダーとともに、ぶれることなくSDGs達成に向けた取組を継続する姿勢を示しました。

VNRの作成過程自体も、このマルチステークホルダー連携を体現しています。SDGs推進円卓会議²の民間構成員を中心とする多様なステークホルダーが積極的に関与し、ステークホルダーによる独立の評価の章を設けています。3月には、「VNR実施に向けたステークホルダー会議」を開催し、幅広い分野の関係者間での意見交換を行いました。さらに、パブリックコメントを通じて、幅広い層からの意見³を取り入れました。

また、日本が直面する少子高齢化、地方のSDGs推進、防災といった課題に対し、「課題先進国」として取り組む姿勢を提示しました。これらの経験と知見をいかし、大阪・関西万博等の機会も活用して、国際社会と共創していくことを打ち出しました。

HLPFでの発表では、これらの理念に基づき、具体的かつ印象的な発表になるよう、工夫をこらしました。動画を用いて、織田友理子氏（認定特定非営利活動法人ウィーログ代表理事）が開発した、車いす使用者の移動を支援するバリアフリーマップ「WheelLog!（ウィーログ）」を紹介しました。続いて、SDGs推進円卓会議民間構成員の千葉宗一郎氏（Y7/Y20会長、サウザンドリーフ合同会社社長）がユースの視点から見た持続可能な社会の在り方について発表し、最後に蟹江憲史氏（慶應義塾大学大学院教授）が、今回のVNRプロセスを通じて醸成されたマルチステークホルダー連携の重要性を強調し、2030年以降のポストSDGsの議論についても共に臨むべきだと述べました。



HLPF閣僚級会合における日本代表团
(7月22日、米国・ニューヨーク)

日本は、SDGsの達成及び2030年以降の国際的な持続可能性に関する議論・ルール形成に主導的な役割を果たしていきます。



SDGsに関するVNR報告書

- 1 VNR報告書については外務省ページを参照：
<https://warp.ndl.go.jp/web/20250802205632/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/vnr/index2025.html>
- 2 SDGsの達成に向けた日本の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、ユース、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う会議体で、首相官邸SDGs推進本部の下に設置されている。
- 3 意見の取りまとめ結果については外務省ホームページを参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20250801214416/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/20250610_vnr_publiccomment.pdf



3 科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安全・安心の確保においても重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤となる要素である。日本はその優れた科学技術をいかし、「科学技術外交」の推進を通じて、日本と世界の科学技術の発展、各国との関係促進、国際社会の平和と安定及び地球規模課題の解決に貢献してきている。その一環として、外務大臣科学技術顧問の活動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその後任の顧問（外務省参与）に任命した。また、顧問を補佐するため2019年4月に狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月からは小谷元子国立研究開発法人理化学研究所領域統括・東北大学理事が後任として次席顧問に就任している。松本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案における科学技術・イノベーションの活用について外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技術の各種分野における専門的な知見を集め、外交政策の企画・立案過程に活用するための「科学技術外交アドバイザー・ネットワーク」を構築しており、その一環として松本顧問を座長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに22人の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向け、様々なテーマで議論を行っており、12月

に同会議第8回会合を開催した。

松本顧問及び小谷次席顧問は、各国外務省の科学技術顧問などが参加する「外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）」⁽⁴³⁾の会合などの場を活用し、各国政府の科学技術顧問らとのネットワークの構築・強化に努めている。松本顧問は10月にドイツ、スイス、11月にオランダ、イタリア、12月にデンマークを、小谷次席顧問は2月に米国、3月に英国、8月にマレーシア、12月にメキシコを訪問し、現地の科学技術関係機関との会合において日本の科学技術外交の取組などを紹介し、関係者と科学技術協力などについての意見交換を行った。

さらに、松本顧問は、外務省内の科学技術に関する知見向上のため、様々な専門分野の有識者を招いた科学技術外交セミナーを定期的で開催している。

各国との科学技術協力では、日本は47か国及びEUとの間で33の二国間科学技術協力協定を締結しており⁽⁴⁴⁾、同協定に基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話を行っている。2025年は、イスラエル、スイス、ドイツ、インド、ブラジル、韓国、チリとそれぞれ合同委員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々な分野における協力の現状や今後の方向性などを協議した。

2025年12月には、欧州委員会との間で、EUの国際的な研究開発支援枠組みであるホライズン・ヨーロッパへの準参加に関する協定について実質合意に至った。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設立され、現在では化学、生物、放射性物質、核

(43) FMSTAN : Foreign Ministries Science and Technology Advisors Network

(44) 内訳については外務省ホームページ参照：

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html>

日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、グルジア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日・チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア（国名は当時）、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継

(44)



などの幅広い分野における研究開発などを支援する国際科学技術センター（ISTC）⁽⁴⁵⁾の理事国として、中央アジア・コーカサス地域を中心に支援を行っているほか、フュージョン（核融

合）エネルギーの科学的・技術的な実現可能性を実証する「ITER（イーター：国際熱核融合実験炉）計画」などの活動に参画している。

コラム

COLUMN

国際頭脳循環を基軸とする科学技術外交の戦略的強化

外務大臣科学技術顧問（外務省参与） 松本洋一郎

気候変動や環境破壊、資源制約といった地球規模課題が深刻化する一方、近年の地政学的な緊張の高まりを受けて、国際社会は予測不能で分断の時代に入ったとも言われています。こうした複雑な要因が絡み合う現代において、ますます高度な外交戦略が求められています。地球規模課題の解決に不可欠な科学技術と外交を結びつける科学技術外交はその一つであり、多くの国で実践されています。

科学技術は単なる経済成長の推進力ではなく、社会公共政策面での重要性も同時に高めてきました。グローバルかつ複雑な社会課題が顕在化する中で、科学技術は特定分野の発展や経済競争力の強化だけでなく、社会の持続可能性と公共の

利益を実現するための手段として実装されています。この背景には、科学技術が社会に与える影響が拡大し、倫理・法制度・社会受容性など、いわゆる社会との関係性を無視できなくなったことがあり、科学技術による恩恵を誰もが公平に享受できる社会を目指すという包摂性を重視した考え方も広がっていることが根幹にあります。

重要新興技術をめぐる最近の動向に見られるように、科学技術は、国家間の競争を左右する戦略資源とも、国家間の格差の要因ともなります。一方で、科学・技術は人類共通の知として、対話と協調の基盤でもあります。近年の科学技術に関するあらゆる研究は、単一国内で完結するものではなく、人材が国境を越えて移動し、持続的な国際ネットワークの構築を前提とした活動へと深化しています。多くの国が、優秀な研究者の受入れと国内人材の戦略的送り出しを両輪として政策実装し、研究水準と国際的影響力の双方を高めています。統計的事実として、多国籍の研究チームによる国際共同研究は、単一機関・国籍のチームと比べて、被引用数、研究論文の注目度においても大きな差が見られます。日本の科学技術が今後も世界の中で存在感を保ち、科学技術を通じた国際貢献と外交的影響力を高めていくためには、国際頭脳循環を中核とする人材戦略を国として明確に位置付ける必要があります。その実現には、対外的戦略基盤である科学技術外交と国内の制度基盤である科学技術政策の融合が不可欠です。外務省としても、在外公館科学技術フェローの設置や、海外で活躍する日本人研究者のネットワーク構築支援など、国際頭脳循環推進に資する取組を進めています。

科学技術外交の難しさは、国家間における「競争」と「共創」をいかに両立させるかという点にあります。技術が経済安全保障に深く関わる今日、完全なオープンも、完全なクローズも現実的ではありません。必要なのは、「戦略的協調」、すなわち信頼できる国や地域と共通課題に取り組むための枠組みです。科学技術政策においても科学技術外交の推進を明確化し、日本全体が一丸となって取り組むという強力な発信・実装が重要となります。



筆者

(45) ISTC : International Science and Technology Center

第3節 経済外交

1 経済外交の概観

(1) 総論

国際社会においては、国家間の競争が激化し、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、世界経済の不確実性が高まっている。特に、2020年以降の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化等の事象は、サプライチェーンの脆弱性を露呈させ、エネルギーや商品価格高騰を引き起こした。世界で保護主義や内向き志向が強まる中、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化、非市場的政策・慣行や経済的威圧への対応も急務となっている。

このような中、外務省では、8月、これまで以上に機動的かつ戦略的に外交政策に取り組むための機構改革を行い、経済局に総務課、経済外交戦略課、経済安全保障課を新設した。新たな体制の下、(ア) 新規市場・イノベーションの創出、(イ) ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化、(ウ) 経済安全保障の強化を軸として、経済外交を戦略的に展開し、日本の国力の源泉である経済力の強化に貢献していく。具体的には、第一に、新規市場やイノベーションの創出につなげるため、成長市場であるいわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々を含め、世界市場で、日本が優位性を持つ技術や日本企業の海外展開を外交面で後押しするとともに、対日直接投資や国際頭脳循環の推進に向けた取組を行っていく。第二に、ルールに基づく自由

で公正な国際経済秩序を維持・強化するため、引き続き同盟国・同志国と連携しつつ、多国間や二国間の議論を主導する。また、人工知能(AI)を含む新たな分野の国際ルール形成を主導するとともに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁽¹⁾などを通じた経済連携の推進、世界貿易機関(WTO)⁽²⁾や経済協力開発機構(OECD)⁽³⁾のルール・枠組みの維持・強化に取り組む。第三に、経済安全保障の重要性が一層増す中で、日本の戦略的自律性や戦略的不可欠性を確保する観点から、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化や重要・新興技術の保全・開発促進、エネルギー・食料の安定的な確保などに取り組むほか、非市場的政策・慣行や経済的威圧への対応を含め、日本の経済安全保障に資する国際経済秩序の強化に向けた議論に積極的に参画していく。

(2) 新たな諸課題への対応

技術革新に伴い、分野横断的な取組を必要とする新たな課題も生じている。特に、AIは、今や国力を左右する技術として各国間で開発競争が激化するのみならず、安全保障にも直結する外交上の重要な分野となっている。

AIに関連した2025年の主要な外交行事として、2月にフランスでAIアクション・サミットが開催され、約90か国の政府代表、国際機関代表や民間企業等が参加した。同サミットに際して、日本は、「人工知能と人権、民主主義

(1) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) WTO : World Trade Organization

(3) OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」への署名を行った。6月のカナダでのG7カナダスキス・サミットでは、「繁栄のためのAIに関するG7首脳声明」が発出された。7月には米国がAI行動計画を発表し、その直後には中国が世界AI大会（WAIC）を開催して「AIグローバル・ガバナンス行動計画」を発表した。8月には国連総会において「AIに関する独立国際科学パネル」及び「AIガバナンスに関するグローバルダイアログ」のTOR決議（Terms of Reference：付託事項）が採択された。

日本は、2023年に生成AIの国際ガバナンスに関する「広島AIプロセス」⁽⁴⁾の立ち上げを主導して以来、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステムの構築に向けた国際ルール作りに積極的に貢献してきた。「広島AIプロセス・フレンズグループ」を通じて「広島AIプロセス」国際指針や国際行動規範の実践の拡大に取り組み、2025年2月には東京でフレンズグループ対面会合を初めて開催したほか、同年中に新たにマレー

シア、インドネシア、エジプト、スイス、フィリピンがフレンズグループに参加し、同年12月時点で、60の国・地域にまで拡大している。

同時に、日本は、インド、アフリカ、ASEAN（東南アジア諸国連合）、中央アジアをはじめとするグローバル・サウス諸国と共に、各国・地域のニーズに応じた形で、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステムを共創していくための取組を進めている。例えば、10月の日ASEAN首脳会議では、AIを活用したソリューションの共創、制度整備・ガバナンス、人材育成・能力構築、基盤支援の四つの面において共にASEANにおけるAIエコシステムを構築することを目的とする「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の立ち上げを発表した。

日本は引き続き、首脳・外相会談等の機会や在外公館を活用し、同志国との連携を強化しながら、「安全、安心で信頼できるAI」を推し進め、国際的なAIガバナンスの構築やAIを活用したイノベーションを促進していく。

2 日本企業の海外展開支援とインバウンド需要・投資を通じた経済の活性化

(1) 日本企業の海外展開の推進

日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外展開に積極的に取り組んでおり、外国に進出している日本企業数は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。グローバル・サウス諸国など、海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開支援に積極的に取り組んでいる。各在外公館では、「世界一開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、大使や総領事が自ら先頭に立ち、日本企業支援担当官や経済広域担当官を始めと

する館員と共に、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけ、さらには第三国市場への進出支援など、各地の事情や企業のニーズに応じた支援を行っている。そのほか、経済的威圧に関する相談対応や、アジア・アフリカ地域などの一部公館では、現地の法令事情に精通した日本人弁護士を活用し、現地の法制度に関するセミナーや法律相談なども実施している。

さらに、在外公館においては、日本企業の商品展示会、試食・試飲会、ビジネス展開を目的としたセミナー、地方自治体の物産展など各種イベントにおいて、日本企業の製品・技術・サービスや日本の農林水産物などの「ジャパンブランド」を広報・宣伝する場として、あるいは現地企業・関係機関との交流・ネットワーキ

(4) 広島AIプロセス：2023年5月、日本議長国下のG7広島サミットにおいて立ち上げられた、生成AIに係る国際的ルールの検討のためのプロセス。同年12月のG7首脳声明において、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組み」が承認された。

ングの場として、大使館や大使公邸などの施設を積極的に活用してきている。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2025年12月までに58回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、フォローアップを行ってきたが、2024年12月には、世界のインフラ市場の構造的な変化などインフラシステムの海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定し、従来のインフラの概念を超えた領域も含めた今後の海外展開の方向性や、官民が連携して日本と相手国双方の成長につなげていく方向性が打ち出された。この戦略において、(ア) 相手国との共創を通じた日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、(イ) 経済安全保障などの新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、(ウ) GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3本の柱につき具体的施策が明記され、2030年のインフラシステムの受注額を45兆円とすることが目標として掲げられた。外務省としては、首脳・外相レベルを始めとするトップセールスの推進に加え、在外公館を通じた支援やオファー型協力を始めとする、より効果的、戦略的な政府開発援助（ODA）の活用を通じた取組を進めている。

(3) 日本の農林水産物・食品等の輸出促進 （東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制の撤廃に向けた働きかけを含む。）

日本の農林水産物・食品の輸出拡大は政府の

重要課題の一つであり、5月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、政府一体となって取組を加速させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、日本の農林水産物・食品等の更なる輸出拡大に向けた取組を実施している。特に63の国・地域の計85の在外公館では日本企業支援担当官（食産業担当）を指名、そのうち一部公館には現地事情に精通する「農林水産物・食品輸出促進アドバイザー」も配置するなどして重点的に取り組んでいる。また、在外公館などのネットワークやSNSも活用しながら、日本の農林水産物・食品の魅力を積極的に発信しているほか、各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的なPR活動を行っている。加えて、一部都市の在外公館では、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）海外事務所や日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）などと共に「輸出支援プラットフォーム」を構築し、関係機関と連携しつつ更なる輸出促進に取り組んでいる。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、1日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、2025年11月に全ての規制撤廃を発表した台湾を含め、累計で50の国・地域が規制を撤廃した。

一方、同年末時点も5の国・地域が規制を維持している（韓国、中国、香港、マカオ、ロシア）。特に中国、香港、マカオ及びロシアは、2023年8月のALPS処理水⁽⁵⁾の海洋放出の開始を受けて新たに規制を強化した。

このうち中国との間では、2024年9月に、

(5) ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について日中両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年10月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、これらの公表済みの結果報告書では、ALPS処理水の海洋放出の安全性が確認されている。中国政府からも、これまで分析が完了したものについて、結果が正常であったと発表されている。2025年6月末には、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。日本産水産物の輸入再開については、2024年9月に発表された「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが何より重要であり、政府としては、引き続き中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化について働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めている。

また、日本はWTOの関連委員会において、中国を含む各国・地域の規制につき早期の規制撤廃を一貫して強く働きかけ、日本の立場を説明したほか、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づき中国などに討議要請を行った。さらに、日中両国が締約国となっている地域的な包括的経済連携（RCEP）協定⁽⁶⁾の規定に基づき、中国政府に対して討議・技術的協議の要請を行い、中国が協定の義務に従い要請に応じるよう求めている。このように、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関等と緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく規制の早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強く説明及び働きかけを行っていく。

(4) 対日直接投資

対日直接投資（FDI）の推進については、2014年から対日直接投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担う対日直接投資推進会議で、外国企業経営者の意見を吸い上げ、日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置などを策定している。2025年6月の同会議（第13回）では、新たに抽出した課題を5本柱で整理した「対日直接投資促進プログラム2025」を策定し、省庁横断で解消に向けて取り組んでいる。なお、経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）」においても、2030年までに対日直接投資残高120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円を達成することが目標として掲げられた。

外務省では、対日直接投資推進会議で策定された施策に基づき、在外公館を通じて各種取組を戦略的に実施している。2024年度には、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館のネットワークを活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントの開催など、活動実績は850件以上となった。また、海外における人材・投資誘致体制を抜本強化するため、在外公館長・JETRO海外事務所長レベルでの連携による「FDIタスクフォース」を2023年6月に5拠点（ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、シドニー）に設置したが、2025年1月には更に6拠点（ロサンゼルス、トロント、アムステルダム、シンガポール、ニューデリー、ドバイ）を加え、計11拠点到拡大し、対日直接投資誘致活動を強化している。

日本国内では、3月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、海外から見た日本及び地方へ投資する魅力を広く発信するため、政府・地方自治体・企業関係者が講演し、国内外企業関係者、駐日外国公館、商工会議所、政府・地方自治体関係者など100人以

(6) RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

上が参加し、活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)、 2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が4月13日から10月13日まで、大阪・^{しま}夢洲で開催された。日本で開催された国際博覧会としては最多の165の公式参加者(各国・地域・国際機関)が参加し、184日の期間中、世界中から2,900万人以上が来訪し、成功裏に終了した。万博は、多くの国民が世界と交流を深め、日本の魅力を国際社会に広く発信する貴重な機会となった。

期間中は、公式参加国・地域及び国際機関のナショナルデー及びスペシャルデーが連日開催され、日本政府の招待による「博覧会賓客」として各国の王族、元首・首脳、閣僚等が多数会場を訪れた。博覧会賓客の各国要人は、万博会場内での公式式典・文化行事等に出席したほか、自国のパビリオンや日本館等を訪問し、独

自の文化を披露・共有するなどして、日本との交流を深めた。また、多くの要人は訪日の機会に、石破総理大臣、岩屋外務大臣、その他閣僚、国会議員、経済界要人などと会談した。万博期間中における各国要人の訪日は、二国間関係の強化に貢献するとともに、ビジネス関連の日程を通じて海外の活力を日本に取り込む契機ともなり、また、地方創生のための機会も提供した。

2027年には、横浜市で「幸せを創る明日の風景」をテーマに2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)が開催予定である。この博覧会は、花や緑を始めとする自然との共生に加え、持続可能な農業、気候変動、脱炭素化などの地球規模課題に対する「自然を活用した解決策(Nature-based Solutions)」の提示を目指すものであり、外務省としても、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会及び関係省庁と連携しながら、外交機会を最大限に活用して各国・国際機関に対する参加招請活動を精力的に行うとともに、参加予定国・国際機関による出展準備を支援している。

コラム

COLUMN

在外公館を通じた日本企業支援

各在外公館は、「世界一開かれた、相談しやすい公館」を目指し、日本企業からの相談・支援要請に積極的に対応しています。その相談内容や支援の在り方は、地域の特性、政治・経済状況、日本企業進出状況など、現地の事情によって異なりますが、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を統一的な指針としながら、幅広いネットワークや政府開発援助（ODA）等の各省庁の支援スキームを含めた各種ツールも活用しています。例えば、「日本企業支援窓口」では以下の支援を行っています。

- ・ 現地情報（政情・治安、法令・規制、市場動向等）の提供
- ・ 公館施設を活用した日本製品のプロモーション活動
- ・ 制度改善等に向けた外国政府当局への働きかけ
- ・ 日本人弁護士の協力による法律相談サービスの提供
- ・ インフラ関連情報の収集及び提供
- ・ 経済的威圧への対応

こうした在外公館によるサポート事例は、「日本企業支援グッドプラクティス」として、外務省ホームページに掲載しています。例えば、インドでは、現地の最高裁判所の判決をきっかけとして、日本企業等外資系企業に対して大規模な税務調査が行われ、関係企業が延滞税や罰金を含む多額の税負担を求められる事案がありました。これに対し、在インド日本国大使館は、日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所及びインド日本商工会と連携し、日本企業に対する影響を把握・集約の上、インド政府に対して累次に及ぶ働きかけを実施しました。その結果、現地財務省が課税当局に対し、当該最高裁判所の判決に依拠した課税を安易に行うことなく、事実関係を精査することを求める通達を発出する流れとなり、さらには、その後法改正が行われたことにより、日本企業の実質的な税負担が軽減されることになりました。

外務省は今後も、外務本省と在外公館が緊密に連携し、関係省庁・機関とも協力しながら、様々な機会やツールを活用して日本企業の国際競争力向上の後押しや海外のビジネス環境の整備に努めるとともに、個々の日本企業の活動支援も行っていきます。



日本の産業界と連携して開催したシンポジウムの様子
(3月4日、在英国日本国大使館)

3 ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化

(1) 経済連携の推進

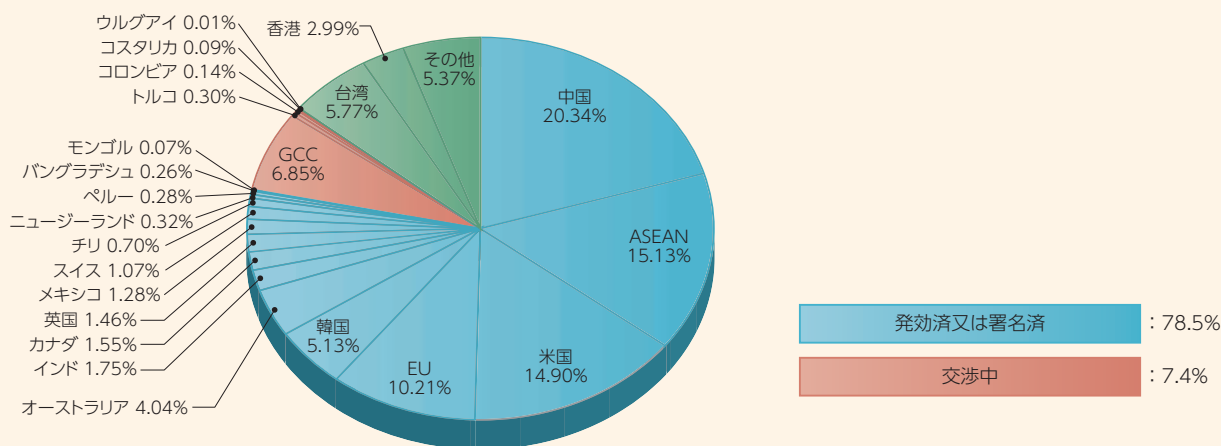
近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが一層顕著となり、さらには世界各地の紛争などを原因として、国際経済の不透明性が増している。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定／自由貿易協定(EPA／FTA)⁽⁷⁾を重視し、これを着実に推進してきている。

二国間の経済連携協定については、精力的な交渉の末、2026年2月にバングラデシュとの署名に至ったほか、アラブ首長国連邦(UAE)や湾岸協力理事会(GCC)⁽⁸⁾との交渉も進めている。CPTPPについては、2025年11月に開催された第9回環太平洋パートナーシップ(TPP)委員会において締約国間で一致した新規加入対応に係るいわゆる「オークランド原則」⁽⁹⁾に沿う加入要請エコノミーとしてウルグアイ、UAE、

フィリピン及びインドネシアを特定するとともに、ウルグアイの加入に関する作業部会(AWG)の設置が決定されたほか、電子商取引、サービス貿易、税関当局及び貿易円滑化、サプライチェーン強靱化を含む競争力及びビジネスの円滑化等の分野において協定改正の交渉開始が決定された。また、経済的威圧や市場歪曲的慣行等について協定の実施・運用の強化に向けた取組を推進していくことで一致した。

2025年末時点で、日本の貿易のEPA／FTA比率(日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定／自由貿易協定相手国との貿易額の割合)は約78.5%に達している(出典：2026年財務省貿易統計)。日本としては、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、高い水準を維持しながらのCPTPPの戦略的拡大、RCEP協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

■ 日本の貿易総額に占めるEPA相手国・地域の貿易額割合



(出典：財務省貿易統計(2026年1月公表))

(7) EPA : Economic Partnership Agreement、FTA : Free Trade Agreement

(8) 湾岸協力理事会 (GCC : Gulf Cooperation Council) : サウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立

(9) 新規加入要請への対応に係る原則 (オークランド3原則)

- (1) 協定の高い水準 (ハイスタンダード) を満たす用意があること
- (2) 貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること
- (3) CPTPP 締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされること

ア 多数国間協定など**(ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)**

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で高い水準のルールを設定している。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値や原則を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、TPP協定に署名したが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要とされる6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが、2023年2月にチリが、7月にブルネイが締約国となり、同協定は署名した11か国全てについて発効した。

CPTPPの発効後、2021年2月に加入を要請した英国について、2023年7月、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束などを定める英国加入議定書への署名が行われた。日本は同議定書を同年12月に国会承認し、その後、同議定書は2024年12月に日本を含む10か国について発効した。同年11月のTPP委員会ではコス

タリカの加入に関するAWG設置が決定された。2025年11月にオーストラリアで開催された第9回TPP委員会では、締約国間で一致した新規加入対応に係るいわゆる「オークランド原則」に沿う加入要請エコノミーとしてウルグアイ、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定するとともに、ウルグアイのAWG設置を決定し、また、適切であれば他の3エコノミーについても2026年に加入プロセスを開始することとした。それ以外には、2021年9月に中国及び台湾が、同年12月にエクアドルが、2023年5月にウクライナが、2025年11月にカンボジアが加入を要請している。日本は、加入要請を行った国・地域（エコノミー）がCPTPPの高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていくという意図と能力があるかどうかについて適切に見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

(イ) 日・EU経済連携協定 (日EU・EPA)

2019年2月、当時の世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国（全体の9.3%）かつ第三の輸入相手国（10.5%）（いずれも2024年時点）となる重要なパートナーである。

協定発効から6年が経過し、拡大傾向にある日EU貿易を一層発展させるため、2025年には物品貿易、貿易の技術的障害、サービス貿易・投資・電子商取引、政府調達、貿易と持続可能な開発、規制協力等の分野での課題解決や協力に取り組んだ。今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日EU経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(ウ) 日英包括的経済連携協定 (日英EPA)

英国のEU離脱を機に2021年1月に発効した日英EPAは、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーである日英関係を経済

面で一層深化させるための重要な礎となっている。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が締結したEPAでは初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための章を設けており、日英政府協力の下、2月に女性経営者支援セミナー（オンライン）、8月に大阪・関西万博の英国パビリオンにおいて女性の経済的エンパワーメントに関するフォーラムを開催した。

今後も、閣僚級のコモディット委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日英経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(エ) 日・GCC経済連携協定（EPA）

湾岸協力理事会（GCC）とのEPAの締結は、その関税削減効果やルール面の改善によるビジネス環境改善に加え、エネルギー安全保障の観点からも重要である。

日本とGCCとの間のEPA交渉は2006年に開始され、その後2009年に中断されたが、2023年7月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィGCC事務総長との間で2024年中の交渉再開で一致したことを受け、同年12月に交渉再開後第一回会合を実施し、2025年12月までに2回の交渉会合を行った。

日GCC・EPAはGCC諸国が進める産業多角化、脱石油依存に向けた社会経済改革の力強い後押しとなり、日本とGCCの更なる関係強化に資することが期待される。

(オ) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP協定は、ASEAN加盟国（2025年10月にASEANに正式加盟した東ティモールを除く。）と日本、オーストラリア、中国、韓国及

びニュージーランドが参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待されている。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会議の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、約8年の交渉を経て、2020年11月の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、2025年末までに合計11回の合同委員会及び4回の閣僚会合が開催された。また、2025年10月には、協定の発効後初となるRCEP首脳会議（第5回）がクアラルンプール（マレーシア）で開催された。日本としては、RCEP協定の透明性の高い完全な実施を通じ、地域におけるルールに基づく自由で公正な経済秩序を維持・強化していくことを重視しており、そのため、関係各国と緊密に連携していく。

(カ) インド太平洋経済枠組み（IPEF）

IPEF⁽¹⁰⁾は、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、2024年にIPEFサプライチェーン協定、IPEFクリーン経済協定、IPEF協定及びIPEF公正な経済協定が発効した。その後、協定の実施のための議論が進められ、サプライチェーン協定に基づき設置されたサプライチェーン理事会、危機対応ネットワーク、労働者権利諮問委員会において、サプライチェーンの強靱化に向けた各種取組が行われている。

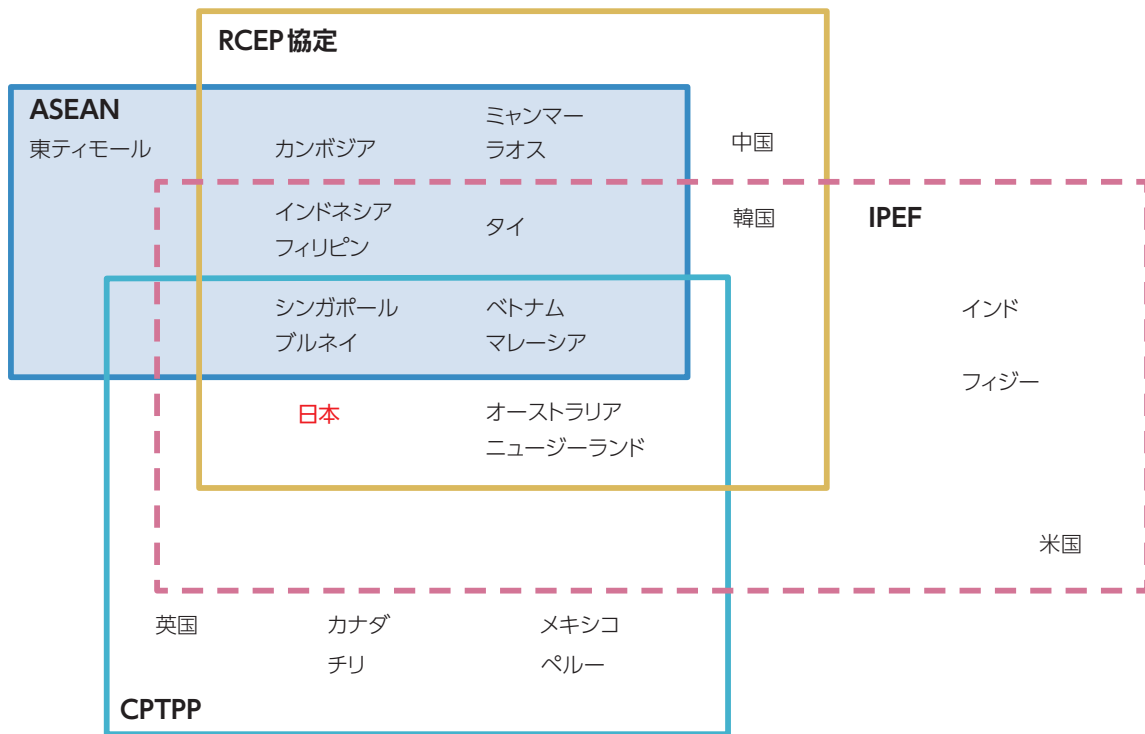
(キ) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

アジア太平洋経済協力（APEC）⁽¹¹⁾の中長期的な方向性を示す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」（2020年に採択）は、「アジア太

(10) IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

(11) APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

■ インド太平洋地域の多国間経済協定



平洋自由貿易圏 (FTAAP)⁽¹²⁾のアジェンダに関する作業などを通じて、「市場主導型による地域の経済統合を推し進める」と記述している。2022年には、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」が策定され、FTAAPアジェンダを具体化する作業が進められている。

日本はこれまで、経済連携協定 (EPA) における「競争章」や競争に関する政策ワークショップを行い、FTAAPアジェンダに関する知見の共有や能力構築支援に貢献してきた。

2024年のペルーでのAPEC首脳会議において「FTAAPアジェンダの新たな視点に関するイチマ⁽¹³⁾声明」が採択され、既存の自由貿易協定などを踏まえ、税関手続、投資、デジタル貿易、競争政策、国有企業、貿易と労働、貿易と環境などの分野について検討する新たなプログラムを展開することが明記され、2025年の韓国でのAPEC首脳会議においても、こうした取組を継続することが確認された。

イ 二国間協定

(ア) 日・トルコ経済連携協定 (EPA)

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。両国の経済界から日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示される中、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意し、2024年12月末までに17回の交渉会合が開催された。トルコは、これまでに20以上の国・地域とEPA/FTAを締結しており、EPA締結を通じて日本企業の競争条件が整備されることが期待される。

(イ) 日・バングラデシュ経済連携協定 (EPA)

バングラデシュは、伝統的な親日国であり、経済協力関係を中心に友好的関係を築いてきている。2023年4月には、両国関係を「戦略的

(12) FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

(13) イチマ：ペルー古代文明の地の名称

パートナーシップ」に格上げし、両国の経済関係は近年更に発展してきている。こうした状況を踏まえ、両国の貿易拡大やルール整備による投資環境改善などを目指し、2024年3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、2025年9月末までに7回の交渉会合を行い、12月に大筋合意、2026年2月に署名に至った。

日・バングラデシュEPAの締結は、二国間の経済関係を更に発展させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現や日本の南アジアにおけるプレゼンス増大をもたらすことが期待される。

(ウ) 日・アラブ首長国連邦 (UAE) 経済連携協定 (EPA)

UAEは日本にとってエネルギー安全保障上重要な戦略的パートナーであり、近年は「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」の枠組みの下、多岐にわたる分野で協力を推進してきている。

貿易・投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の一層の強化を目指し、2024年9月、日UAE・EPAの交渉を開始することを決定し、2026年1月までに7回の交渉会合を行った。

ウ その他の発効済みの経済連携協定 (EPA)

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。日・インドネシアEPAについては、2024年8月に改正議定書への署名が行われた。同議定書は2025年4月に日本の国会の承認を得た。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、2025年度までの累計受入れ人数は、それぞれ、インドネシア4,565人、フィリピン4,055人及びベトナム

2,014人となっている。また、2024年度までの3か国の累計国家試験合格者数は、看護師は719人、介護福祉士は3,616人である。

エ 投資関連協定

投資関連協定（投資協定及び投資章を含むEPA/FTA）は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2025年12月に日・パラグアイ投資協定、日・タジキスタン投資協定、日・セルビア投資協定の署名が行われた。2026年2月末時点で、発効済みの投資関連協定が54本（投資協定37本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が7本（投資協定5本、EPA2本）あり、これらを合わせると61本となり、85の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると97の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる⁽¹⁴⁾。

オ 租税条約／社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの拡充に努めている。

2025年には、ウクライナとの新租税条約（全面改正）（8月）、トルクメニスタンとの新租税

(14) 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）（2024年末時点）」

■ 投資関連協定^(注)の現状(2026年2月末時点)

投資関連協定^(注)の交渉状況

- ・発効済：54本(投資協定37本、EPA17本)
 - ・署名済・未発効：7本(投資協定5本、EPA2本)
 - ・交渉中：17本(投資協定13本、EPA/FTA4本)
- ^(注)投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

85の国・地域をカバー
交渉中のもも発効すると
97の国・地域をカバー

発効済(終了したものを除く) (自)：「自由化型」協定

投資協定	(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成	()：発効年	投資章を含むEPA
1 エジプト(1978)	14 ペルー(2009) ^(自)	27 オマーン(2017)	1 シンガポール(2002) ^(自)
2 スリランカ(1982)	15 パプアニューギニア(2014)	28 ケニア(2017)	2 メキシコ(2005) ^(自)
3 中国(1989)	16 クウェート(2014) ^(自)	29 イスラエル(2017) ^(自)	3 マレーシア(2006) ^(自)
4 トルコ(1993)	17 イラク(2014)	30 アルメニア(2019) ^(自)	4 チリ(2007) ^(自)
5 香港(1997)	18 日中韓(2014)	31 ヨルダン(2020)	5 タイ(2007) ^(自)
6 バングラデシュ(1999)	19 ミャンマー(2014) ^(自)	32 アラブ首長国連邦(2020)	6 ブルネイ(2008) ^(自)
7 ロシア(2000)	20 モザンビーク(2014) ^(自)	33 コートジボワール(2021) ^(自)	7 インドネシア(2008) ^(自)
8 パキスタン(2002)	21 コロンビア(2015) ^(自)	34 ジョージア(2021) ^(自)	8 フィリピン(2008) ^(自)
9 韓国(2003) ^(自)	22 カザフスタン(2015)	35 モロッコ(2022)	9 スイス(2009) ^(自)
10 ベトナム(2004) ^(自)	23 ウクライナ(2015)	36 バーレーン(2023)	
11 カンボジア(2008) ^(自)	24 サウジアラビア(2017)	37 アンゴラ(2024) ^(自)	
12 ラオス(2008) ^(自)	25 ウルグアイ(2017) ^(自)		
13 ウズベキスタン(2009) ^(自)	26 イラン(2017)		

^(注1)CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
^(注2)改正議定書の発効年
^(注3)RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定

交渉中

投資協定	投資章を含むEPA/FTA
1 アルジェリア	1 GCC
2 カタール	2 日中韓
3 ガーナ	3 トルコ
4 タンザニア	4 アラブ首長国連邦
5 トルクメニスタン	(参考)CPTPP加入交渉：
6 セネガル	コスタリカ・ウルグアイ
7 キルギス	
8 ナイジェリア	
9 エチオピア	
10 EU	
11 アゼルバイジャン	
12 ウクライナ(改正)	
13 チュニジア	

署名済・未発効

- ・TPP協定^(注4)(2016年2月署名、承認済)(EPA)^(自)
 - ・パラグアイ(2025年12月署名、未承認)
 - ・アルゼンチン(2018年12月署名、承認済)^(自)
 - ・タジキスタン(2025年12月署名、未承認)^(自)
 - ・ザンビア(2025年2月署名、未承認)
 - ・セルビア(2025年12月署名、未承認)
 - ・バングラデシュ(2026年2月署名、未承認)
- ^(注4)TPP協定：環太平洋パートナーシップ協定

条約(全面改正)(11月)及びアルメニアとの新租税条約(全面改正)(12月)が発効した。また、キルギスとの新租税条約(全面改正)(12月)が署名された。さらに、6月には、ラオスとの間で新たに租税条約の締結交渉を開始し、またチェコとの間で現行の租税条約に代わる新条約の締結交渉を開始した。同年12月時点で、日本は90本の租税条約などを締結しており、157の国・地域との間で適用されている。

(イ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金受給資格の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2025年12月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は24か国である。

(2) 国際機関

ア 世界貿易機関(WTO)

(ア) WTOが直面する課題とWTO改革

2025年に設立30周年を迎えたWTOは、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の要として、日本及び世界の経済成長に貢献してきた。現在、世界が地政学的挑戦にさらされ、デジタル貿易の発展などの世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にも直面する中、WTOがこれらの危機や課題に十分に対応できていないことも事実であり、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため、WTO改革の必要性が一層強く認識されている。

こうした中、日本は、時代に即したルール形成を可能とする意思決定の改善、開発途上国に対する「特別かつ異なる待遇」の課題、非市場的政策・慣行への対処、紛争解決制度の見直しなどを重視し、WTO改革に向けた国際的取組

を推進している。

(イ) 時代に即したルール形成

2022年6月の第12回WTO閣僚会議(MC12)で採択された漁業補助金協定が、WTOの全加盟国の3分の2に当たる111加盟国の受諾を受けて、2025年9月15日に受諾国間で発効した。同協定は、違法・無報告・無規制⁽¹⁵⁾漁業(IUU漁業)につながる補助金の禁止等を定めており、海洋生物資源の持続可能な利用に貢献するものである。また、1995年のWTO設立後2例目の新たな多数国間協定である同協定が発効したことは、WTOの新たなルールを策定する機能が健在であることを示した点において重要である。さらに、包括的規律の規定を目指す漁業補助金協定の第二段階交渉についても、日本は早期の交渉妥結に向けて建設的に議論に関与している。

また、日本は、漁業補助金協定のようなWTO全加盟国によるルール形成に加え、有志国によるルール形成の新たな取組として共同声明イニシアティブ(JSI)⁽¹⁶⁾を推進している。JSIには主に、投資円滑化、電子商取引及びサービス国内規制の三つの分野がある。投資円滑化については、2024年2月の第13回閣僚会議(MC13)の機会に「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉終了を宣言し、WTO協定の附属書としての組み込みに向けた取組が続けられている。電子商取引については、日本はオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として議論を主導し、2024年7月、「電子商取引に関する協定」のテキストを公表するに至り、その後、同協定をWTO協定の附属書として組み込むため、関係国との調整や働きかけを行った。2021年12月に有志国間で交渉が妥結したサービス国内規制に関する新たな規律については、2024年2月に、各参加国が新たな規律を自国の約束表に追加的に約束するためのWTO加盟国間の手続が完了した。2025年12

月時点で、日本を含む55の国・地域で効力が発生しており、WTOにおける有志国でのルール作りの具体的な成果となった。

(ウ) 紛争処理

WTOの紛争解決制度は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための手続であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、上級委員会(最終審に相当)は審議に必要な委員数を確保できず、「機能停止」状態にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。日本は2023年3月に、暫定的に上級委員会の機能を代替する枠組みとして2020年に有志国が立ち上げた多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)に参加するとともに、引き続き紛争解決制度改革の議論に積極的に参加している。

2025年12月末時点で、WTOの紛争解決手続には、4件の日本の当事国案件が付託されている。

(エ) 第14回WTO閣僚会議(MC14)

2026年3月に予定されているMC14に向けて、日本は、2025年6月のオーストラリア主催WTO非公式閣僚会合、同年10月のG20貿易・投資大臣会合、APEC首脳会議及び閣僚会議、同年11月のG20サミットにおいて、WTO改革等の重要性を訴え、議論に積極的に貢献した。

イ 経済協力開発機構(OECD)

(ア) 特徴

OECDは、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とし、「共通の価値」を有する加盟国(38か国)で構成される国際機関である。OECDは経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員

(15) IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

(16) 共同声明イニシアティブ(Joint Statement Initiatives)とは、複数の有志国が発出した共同声明に基づく取組のことを指し、2017年12月の第11回WTO閣僚会議で採択され、主に、(1) サービス国内規制、(2) 電子商取引及び(3) 投資円滑化の取組がある。

会で行われる議論などを通じて国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

(イ) 2025年OECD閣僚理事会

コスタリカが議長国を務めた2025年6月の閣僚理事会（MCM）はパリ（フランス）で開催され、「ルールに基づく貿易、投資、イノベーションを通じて、強靱で包摂的、持続可能な繁栄への道を切り開く」のテーマの下、日本からは平将明デジタル大臣や藤井比早之外務副大臣を含む5人の閣僚等が出席した。

藤井外務副大臣から、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化、経済的威圧への対応を含めた経済安全保障、包摂的で持続可能な経済成長、「共創」の概念に沿った非加盟国、特に東南アジアへ向けたアウトリーチの重要性について発言した。また、藤井外務副大臣は、コマンOECD事務総長とのバイ会談において、日本のOECDへのコミットメントは不変であることを伝達した。

また、MCMの開催に際して、日本と副議長国リトアニアの共催で経済安全保障をめぐる諸課題に関する対話を促進することを目的としたサイドイベント「経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築」を開催した。

(ウ) 各分野での取組

OECDは、経済・社会分野におけるルールや規範を形成し、また、G20、G7、APECなど、ほかの国際フォーラムとの連携を深め、新興国へのルール・規範の普及にも重要な役割を果たしている。具体的には、国際課税制度の見

直しの議論を主導しているほか、AIやコーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」⁽¹⁷⁾の普及・実施、援助協調などの取組を行っている。

(エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

世界経済におけるインド太平洋地域の比重が増す中、OECDへの加盟審査が開始されたインドネシアやタイを始めとする東南アジアの新興国との関係を強化し、OECDのルール・規範を普及させることがOECDの重要な課題となっている。こうした文脈において、OECDは、東南アジア地域プログラム（SEARP）⁽¹⁸⁾を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでいる。その一環として、8月にはOECDが主催する「AI政策ツールキット」共創ワークショップがバンコク（タイ）の日本大使公邸において開催され、東南アジア各国から参加したAI専門家等の間で、「AI政策ツールキット」に東南アジア地域の視点を反映させることを目的として、各国の現状・課題を交えて活発な議論が交わされた。

日本は今後も、OECD東京センターや、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力を活用しながら、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2025年時点で、日本は、OECDの本体予算（分担金）の7.9%（米国（18.3%）に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また日本は代々事務次長の一人を輩出しているほか（現在は正木靖事務次長）、事務局には2024年末時点で88人の邦人職員が勤務している。

⁽¹⁷⁾ 2019年6月のG20大阪サミットにおいて承認された、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性などの要素を含む、質の高いインフラ投資に関する諸原則

⁽¹⁸⁾ SEARP : Southeast Asia Regional Programme

特集

SPECIAL
FEATURE

OECD×東南アジア — AIで共創する新たな未来—

かつて、人工知能（AI）は遠い未来の象徴でした。しかし今や、我々の日常の意思決定から国際秩序のあり方に至るまで、その影響は現実のものとなっています。AIは人と人、国と国を分かちつものではなく、むしろ「共に創る」ための新たな言語となりつつあります。

実はここまでの文章、AIが作成したものです。皆さんはお気づきでしょうか。AIは既に私たちの日常生活に溶け込み、ナビゲーションアプリ、セルフレジなど、あらゆる場面で活用されている一方、倫理・信頼・包摂といった課題を突きつけています。その解決策の一つを提示しようとしているのが、経済協力開発機構（OECD）です。

AIがもたらす機会とリスクの双方に対応するため、日本からの提言を契機に、OECDは2019年、AIについての最初の政府間スタンダードとなる「OECD AI原則」を策定しました。この原則は、AIが民主主義や人間中心の価値を尊重する形で設計・運用されることを求めています。2024年には、広島AIプロセス¹の成果を踏まえ、生成AIによる偽・誤情報への対処に関する追記等を含んだ改定が行われました。

こうした原則を具体化する政策手段として、OECDは、各国が自国のAI政策と「OECD AI原則」との整合性や他国のAI活用事例を参照できる「AI政策ツールキット」の開発を行っています。この取組は、加盟国のみならず、その他の幅広いグローバル・サウスを含む国際社会の利益となります。しかし、こうした政策手段は国際社会に浸透しなければ意味がなく、一方通行の発信も好ましくありません。「AI政策ツールキット」に関しては、東南アジア諸国を始めとするグローバル・サウスを中心に、国際社会への普及が課題となっています。

この観点から、日本は特に東南アジアとの「AI政策ツールキット」の「共創」の役割を果たそうとしています。東南アジア諸国にとっても、経済成長と強靱かつ安全なAIシステムの構築を両立するため、AIに関する国際基準は重要です。2025年8月には、バンコク（タイ）の日本大使公邸において、「AI政策ツールキット」共創ワークショップを共催し、東南アジア諸国と日本、OECDのAI専門家らが参加しました。同ワークショップは、OECDの「AI政策ツールキット」に東南アジア地域の視点を反映させることを目的としており、参加者間で活発な議論が交わされました。ここで得られたインプットは、今後OECDが同ツールキットの開発を進める上で貴重な示唆となります。このように、日本はAI分野における東南アジアとOECDの「架け橋」として、今後も双方にとって重要な取組を継続していきます。



OECD「AI政策ツールキット」共創ワークショップにおける議論の様子（上）とワークショップ後の集合写真（下）（8月6日、タイ・バンコク）

¹ 広島AIプロセス：2023年5月、日本議長国下のG7広島サミットにおいて立ち上げられた、生成AIに係る国際的ルールの検討のためのプロセス。同年12月のG7首脳声明において、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組み」が承認された。

(3) G7

2025年に発足から50年を迎えたG7は、これまで、国際社会が直面する諸課題に結束して対応してきている。世界経済の不確実性の高まりや、ロシアによるウクライナ侵略の継続などの挑戦に直面する中、2023年のG7広島サミットで強調された、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持やG7を超えた国際的なパートナーへの関与の強化という二つの視点はますます重要性を増しており、これらは2025年のG7カナダ議長下でも共有された。

6月15日から17日まで行われたG7カナダスミス・サミットでは、世界経済、経済安全保障と重要鉱物のサプライチェーン強靱化・多様化、AIや量子などの新興技術、山火事への対応といった議題に加え、ウクライナ、中東、インド太平洋といった国際情勢について、G7首脳間で率直な議論が行われた⁽¹⁹⁾。会議の一部に招待国・機関が参加し、ウクライナ情勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウクライナ大統領が参加した。

石破総理大臣は、G7メンバー国及び国際社会に向けて、以下のとおり日本の立場や取組を発信した。

セッション1「世界経済の見通し」では、世界経済は地政学的緊張や自然災害等のリスクにさらされ、不確実性が一層増していると指摘し、G7として緊密な意思疎通を行い、不確実性を下げ、安定的な成長を実現していくことが必要であることを強調した。

セッション2「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」では、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調した。

セッション3「コミュニティを安全にする」では、山火事に関して各国とも連携・協力していきたいと述べた。また、国境を越えた抑圧へ

の対応におけるカナダのリーダーシップを高く評価するとともに、各国で連携して対応することの重要性を強調した。さらに、移民の密入国に関与する国際組織犯罪の撲滅に向けて、今後ともG7でも連携していきたいと述べた。

セッション4「世界を安全にする」では、ウクライナ情勢に関し、ロシアに前向きかつ具体的な行動を迅速にとらせるためにもG7の結束は重要であると述べた上で、ウクライナの和平の在り方は、インド太平洋を含む国際秩序全体に影響を及ぼし得ることを指摘し、再侵略を抑止する和平の枠組みの構築が重要であることを強調した。中東情勢に関しては、イスラエル・イラン情勢を受けて、事態の沈静化に向けた外交努力の重要性や、イランの核兵器開発は決して許してはならないことを強調し、対話を通じた核問題の解決の重要性を改めて首脳間で確認した。中国を含むインド太平洋情勢に関しては、就任以来多くのアジアの国と会談を実施し、アジアの声に耳を傾けてきたことを踏まえ、G7としてより一層この地域に関与していくことが重要であると述べた。

セッション5「強く、主権を有するウクライナ」では、ウクライナの産業振興を含む官民一体の復旧・復興支援を一層推進していくと述べるとともに、日本はウクライナ情勢について、引き続きNATO加盟国を含む同志国等との連携強化を推進すると述べた。

セッション7「エネルギー安全保障」では、エネルギー供給源の多様化のみならず、サプライチェーンの強靱化・多角化もG7やパートナー国・機関が連携して取り組むべき課題であると指摘した。また、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、開発途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要であると述べた。

(19) 成果文書を含むG7カナダスミス・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：
https://warpp.ndl.go.jp/web/20250801111500/https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit_000001_02025.html





G7カナダサミット
(6月16日、カナダ・カナダサミット 写真提供：首相官邸ホームページ)

なお、2025年のG7カナダ議長下では、6月のカナダサミットに加え、2月にはG7首脳テレビ会議が開催され、ロシアによるウクライナ侵略へのG7としての対応などにつき議論が行われた。

G7外相会合は、2025年にはオンライン形式も含めて計6回開催された。これらを通し、前年に続き、中東情勢、ウクライナ情勢、インド太平洋情勢などの国際情勢・地域情勢について、G7で緊密な意思疎通が行われた。

3月13日及び14日にシャルルボワ（カナダ）で開催されたG7外相会合では、G7発足から50年目の節目を迎えることを踏まえ、G7各国は、現在の国際社会においてG7が果たす役割について議論し、国際社会の諸課題にG7の結束を維持・強化していくことの重要性を確認した。

11月11日及び12日にナイアガラ（カナダ）で行われたG7外相会合では、中東、インド太平洋、ウクライナを始めとする国際社会の平和と安全に大きな影響を与えている地域情勢及び地域での諸課題について、G7として緊密に意思疎通を行い、連携していくことの重要性を改めて確認した。中東情勢について、G7各国は、トランプ米国大統領によるガザ紛争終結のための包括的計画への支持を改めて表明し、人道支援を含め、全ての当事者が同計画に建設的に関与していくことの重要性を確認した。ウクライ

ナ情勢については、即時停戦の重要性を確認し、公正かつ永続的な平和を実現するため、連携していくことの重要性を確認した。インド太平洋情勢については、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の重要性を確認し、東シナ海、南シナ海及び台湾海峡におけるものを含む、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに強く反対することを改めて表明した。G7各国は、国際情勢・地域情勢について議論を行い、諸課題におけるG7による連携した対応の重要性を改めて確認した。

6月4日、G7貿易大臣会合が、フランスのパリでOECD閣僚理事会の機会に開催され、過剰生産を生み出す非市場的な政策及び慣行への対処、経済安全保障及びサプライチェーン強靱性の強化、国際貿易システムの抱える課題の解決などについて活発な議論が行われた⁽²⁰⁾。

(4) G20

G20は、主要先進国・新興国が参加し、世界のGDPの8割以上を占める「国際経済協調のプレミア・フォーラム」である。11月22日及び23日に南アフリカで開催されたG20ヨハネスブルグ・サミットでは、世界経済に加え、防災、債務持続可能性、重要鉱物、AI、さらにはウクライナ情勢や中東情勢といった国際社会が直面する重要課題について議論が行われた⁽²¹⁾。また、ヨハネスブルグに集まった首脳により、南アフリカ議長下での一致点を記載した首脳宣言が発出された。

高市総理大臣は、日本がG20で主導してきた具体的な取組を紹介しつつ、分断と対立ではなく、共通点と一致点を見出し、全てのG20メンバーが責任を共有する形で、課題解決に向けた具体的な連携・協力を進めていくことが重要であることを強調し、多くのメンバーからも賛同を得た。また、高市総理大臣は、引き続き、2026年の議長国である米国を含むG20メ

(20) G7貿易大臣会合の詳細については以下ホームページ参照：
https://warp.ndl.go.jp/web/20250902105832/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02238.html

(21) 成果文書を含むG20ヨハネスブルグ・サミットの詳細については以下ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/epc/pageit_000001_02573.html

(20)



(21)





G20ヨハネスブルグ・サミット(11月23日、南アフリカ・ヨハネスブルグ
写真提供：首相官邸ホームページ)

ンバーと緊密に連携しながら、国際社会の諸課題解決に積極的に貢献していくと述べた。

2月20日及び21日、ヨハネスブルグ（南アフリカ）でG20外相会合が開催され、岩屋外務大臣が出席した。同会合では、ウクライナ情勢や中東情勢を含む地域情勢や、11月のG20サミットに向けた取組について議論が行われた。岩屋外務大臣からは、国際社会が複合的な危機に直面する中、法の支配に基づく国際秩序を回復し、国際社会の平和と安定を確保することが重要であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであっても許されないと述べた。また、9月25日にも国連本部で「80周年を迎える国連－持続可能な経済発展への道としての平和の再確認」を議題としてG20外相会合が開催され、平和と持続可能な経済発展の相互関係や、グローバルな諸課題の解決に向けたG20の取組と国連等との連携強化などを中心に議論が行われた。

(5) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。

APECの中長期的な方向性を示す「プトラジャヤ・ビジョン2040」において、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティを実現すること」が明記されている。同ビジョンに沿って、地域の貿易・投資の自由化・円滑化や地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を実施

している。日本がAPECに積極的に関与し、域内の協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする観点からも大きな意義がある。

2025年は韓国が議長を務め、「持続可能な未来の構築」というテーマ及び「連結 (Connect)、革新 (Innovate)、繁栄 (Prosper)」という優先課題の下、貿易と投資の諸課題に加え、AI、人口動態の変化や文化・クリエイティブ産業といった新たな課題についても活発な議論が行われた。

10月31日及び11月1日に慶州^{キョンジュ}（韓国）で開催された首脳会議では、「慶州首脳宣言」が採択され、自由で開かれた公正な貿易・投資環境の実現を含むAPEC「プトラジャヤ・ビジョン2040」の実現に加え、質の高いインフラ投資の促進、信頼性のあるAI社会の構築、人口動態の変化、電力の安定供給など、日本が重視する多くの内容が明記された。

高市総理大臣から、アジア太平洋地域の持続可能な発展と繁栄を実現する上で、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化及びWTO改革の推進が重要である点を強調しつつ、CPTPPの高い水準の維持・強化や参加国の拡大及びRCEPの透明性ある履行の確保を通じた公正な競争条件を拡充していくこと、自然災害等のリスクに対する強靱性向上のためのサプライチェーンの多角化及び質の高いインフラ整備における官民連携により、戦略的な成長投資の促進に取り組んでいくことへの決意を表明した。また、深刻な少子高齢化により経済成長が停滞する中で、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステム、「広島AIプロセス」を通じた生成AIに係るガバナンス構築の推進、少子高齢化対応のためのデジタル化の普及や誰もが働きやすい職場環境の整備、コンテンツ産業促進のための海賊版・模倣品対策に係る協力の重要性について主張した。

さらに、今回の首脳会議において、日本が2031年のAPEC議長を務めることが決定された。

(6) 知的財産の保護

知的財産の保護の強化は、イノベーションを促進し、経済成長を実現する上で、極めて重要である。この観点から、日本は、APEC、WTO (TRIPS)⁽²²⁾、世界知的所有権機関 (WIPO)⁽²³⁾ などを通じた多国間の連携の強化に貢献している。また、CPTPP、RCEP協定、日EU・EPA、日英EPAを始めとする二国間・多国間の経済連携協定において知的財産権の取得や行使に関する高い水準の規定を設けることなどを通じ、日本の知的財産が国内外で適切に保護され活用されるよう環境整備に取り組んでいる。

同時に、外務省は、ほぼ全ての在外公館に知的財産担当官を指名し、世界中で深刻化する模倣品・海賊版を始めとする知的財産の課題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、情報収集、現地関係機関との連携強化、相手国当局への働きかけなどを行っている。また、これらの担当官を対象として、各国・地域の最新情報、侵害事案への対応実績、知見の共有等を行い、在外公館の対応体制の強化を図る目的で、定期的な会議を開催している。2025年は、中国所在の在外公館を対象に会議を開催した。

4 経済安全保障

(1) 経済安全保障

ア 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、窃取され又は流出した先端的な民生技術が他国において軍事転用されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプライヤーが情報通信など重要インフラ施設の安定的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国への過度な依存に伴う供給途絶のおそれ、サプライチェーン上の優位性や自国市場の購買力を梃子に政治的 목적を達しようとして他国が講じる経済的威圧を受けるおそれなどが生じている。

経済的手段に関連したこうした様々な脅威が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じて確保すること、すなわち経済安全保障の重要性が高まっている。

2022年12月に策定された「国家安全保障戦略」では、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、日本の自律性の向上、技術などに関する日本の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策に関する考

え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていくことが記されている。

2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」においては、開発の観点からもサプライチェーンの脆弱性によって多様な分野で負の影響が生じ得ることが明らかになったことを踏まえ、日本の開発協力の重点的取組の一つとして、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性を強化するため、サプライチェーンの強靱化・多様化や経済の多角化、重要鉱物資源の持続可能な開発、食料の安定供給確保などのための協力を推進していくことを掲げた。

経済安全保障に関する国内法整備も進んでいる。2022年5月には、サプライチェーン強靱化、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開の四つを柱とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)」が成立し、この四つの柱に関連する各種制度が実施されている。2025年11月、高市総理大臣は、小野田紀美経済安全保障担当大臣に対して、経済安全保障推進法の改正に向け早急な検討の開始を指示した。

(22) TRIPS協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(23) WIPO : World Intellectual Property Organization

また、2024年5月には、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度を導入する「重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律」が成立し、2025年5月に施行された。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要国でも近年急速に進展している。

米国では、1月20日にトランプ大統領が就任し、国内産業及び技術的優位性の強化による経済及び国家安全保障擁護の方針を示した「米国第一の貿易政策」や、米国内の安価で信頼性の高いエネルギー確保のための「米国エネルギーの解放」、米国のグローバルなAI優位性の維持・強化を目的とした「AIにおける米国のリーダーシップへの障壁撤廃」など、経済安全保障分野に関連する多くの大統領令が発出された。また、米国は、他国からの製品輸入が国家安全保障を損なう恐れがあるとして、通商拡大法第232条に基づき鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品、銅の半製品及び派生品、木材とその派生製品に対する関税措置を実施したほか、半導体・医薬品・重要鉱物などに対し、同条に基づく商務長官の調査を行い、これらの重要物品の輸入に関する国家安全保障上の影響を精査している。また、8月末には、米国内務省は、経済及び安全保障上重要な鉱物のリスト（重要鉱物リスト）にカリ塩、シリコン、銅、銀、レニウム及び鉛を追加する案を発表した。AIに関しては、ホワイトハウスは、7月、AIイノベーションの加速、AIインフラの構築及び国際的なAIに係る外交と安全保障の主導を3本柱とする「米国のAI行動計画」を発表した。

EUでは、引き続き、2023年6月に公表された「欧州経済安全保障戦略」及び2024年1月に発表の同戦略推進のための五つのイニシアティブ（対内直接投資審査、輸出管理、対外投資、デュアルユース技術の研究開発支援及び研究セキュリティから構成）に基づいた取組が進められている。対外投資に関しては、意見公募を踏まえた欧州委員会勧告が1月に発表され

た。対内直接投資審査規則改正案は5月に欧州議会、6月にEU理事会がそれぞれの立場を採択し、欧州委員会を含めた三者協議プロセスに移行している。重要原材料の確保やサプライチェーン強靱化を始めとした経済安全保障上の課題への対応の必要性について、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、6月のG7カナダ・サミットや9月の同委員長による一般教書演説でも確認している。また貿易・経済安全保障担当欧州委員が中心となり、「経済安全保障パッケージ」を12月に発表し、優先的に取り組むべき高リスク分野として、物品・サービスにおける戦略的依存の低減、安全な投資の誘致、力強い欧州防衛・宇宙産業やその他の重要産業セクターの振興、重要技術分野におけるEUのリーダーシップ確保、機微情報及びデータの保護、重要インフラの防御の6分野を指定した。

オーストラリアは、これまでも、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示す「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定（2021年4月）、機微な国家安全保障に係る土地・事業への投資審査制度の厳格化（2021年1月）など、国家の強靱性の確保や、資産・インフラなどの防護を国益として位置付け、具体的な取組を進めてきている。また、2024年11月には重要インフラ保安法を改正し、事業者などが政府に提供した営業上の秘密の保護の明記などによる官民情報共有の促進や、重要インフラの所有者及び運用者に義務付けられているリスク管理プログラムの策定に係る規制当局による是正指示権限の導入など、更なるセキュリティ強化を図っている。

カナダは、2022年、「重要鉱物戦略」を発表し、重要鉱物の調査・探査からリサイクルまでの取組を強化した。2024年1月には、国家安全保障に危険を及ぼし得る軍事、国防、国家安全保障機関リスト及び機微技術研究リストを公表し、これらに関連する大学、研究機関、研究所の傘下にある活動に従事、ないし資金や物品を受領した研究者が関与する同分野の研究に資金供与を行わないことを盛り込んだ「カナダ

の研究を保護するための新たな措置に関する声明」を発出した。同年8月には、カナダ政府は、中国の不正な貿易慣行からカナダの労働者及び主要な経済部門を保護するためとして、中国製電気自動車（EV）に対し100%、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品の輸入に対し25%の追加関税などの措置を発表し、同年10月から追加関税の適用を開始した。

㊦ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対応、新たな課題に対応するルールの形成などについて、国際社会と協力しながら、積極的な外交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化については、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）や経済安全保障対話などを通じた二国間の取組に加え、G7や、日米豪印、日米韓の連携などを活用し、共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図ってきている。

現行のルールを踏まえた対応に関しては、他国による不正な貿易政策や慣行に対し、WTO協定などの現行のルールとの整合性の観点などから、同志国と連携して是正の働きかけを行ってきている。また、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保障上の措置と通商ルールとの関係に関する情報収集・分析などを行い、日本の経済安全保障上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力してきている。

新しい課題に対応するルール形成に関しては、重要・新興技術、経済的威圧など、既存の国際約束では十分に対応できず、更なる国際ルールの形成が必要とされる分野において同志国と連携しつつ引き続き国際的な議論をリードしていく。

㊦ 同盟国・同志国との連携

同盟国・同志国との連携については、前年に引き続き2025年も著しい進展が見られた。

G7の枠組みにおいては、6月に開催されたG7カナナスキス・サミットにおいて、経済安全保障関連では、「G7重要鉱物行動計画」、「繁栄のためのAIに関するG7首脳声明」、「量子の未来のためのカナナスキス共通ビジョン」の三つの首脳声明が発出された。同サミットでは、石破総理大臣から、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調するとともに、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規鉱物資源プロジェクトの立ち上げや、開発途上国の現地高付加価値化に向けた「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化（RISE）に向けたパートナーシップ」などにおける協力が重要であることを指摘した。

6月に開催されたOECD閣僚理事会では、WTOを中核とする、ルールに基づく、開かれた、公正な多角的貿易体制は重要であり、より安定した、予測可能で、強靱なサプライチェーンの構築に不可欠である点が確認された。また、日本と副議長国リトアニアの共催により開催された経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築に関するサイドイベントでは、国際貿易システムの維持のためにOECDが果たす役割に触れつつ、経済的強靱性の強化と世界経済の安定確保に向けた多国間協力の強化を呼びかけた。

6月に開催されたG7貿易大臣会合では、過剰生産を生み出す非市場的な政策及び慣行への対処、経済安全保障及びサプライチェーンの強靱化、国際貿易システムの抱える課題の解決などについて、活発な議論が行われた。

7月に開催された日米豪印外相会合では、重要鉱物のサプライチェーンの確保と多様化に向けて協働することにより、経済安全保障と集团的強靱性を強化するため、日米豪印重要鉱物イニシアティブを立ち上げることで一致した。

日米韓3か国では、2月、4月、7月、9月及び10月に外相会合を開催し、経済安全保障についても議論を積み重ねてきている。例えば、9月に開催された日米韓外相会合では、日米韓の行動志向の議論が具体的な取組につながって

きていることを歓迎しつつ、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化や、量子・AIを含む重要・新興技術の保護・促進を始めとする経済安全保障などについても意見交換し、協力を一層進展させることを確認した。

米国との間では、2月に開催された日米首脳会談において、両首脳は、経済パートナーシップを新たな次元に引き上げるため、二国間産業基盤の強化及びAI、量子コンピューティング、先端半導体といった重要技術開発において世界を牽引するための協力や、経済的威圧への対抗及び強靱性構築のための取組を強化することを確認した。また、輸出管理を通じたものも含む重要機微技術の一層の促進及び保護並びにサプライチェーンの強靱化のため、政策を整合させるための議論を継続することを決意した。また、10月に開催された日米首脳会談において、高市総理大臣とトランプ大統領は、重要鉱物及びレアアースに関する文書（「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」）に署名したほか、AIを始めとする重要技術、造船など、幅広い分野において、経済安全保障の取組を一層強化していくことで一致した。

欧州諸国との関係では、3月に、初の日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）が東京で開催され、両国閣僚は経済安全保障、自由で開かれた国際貿易の推進、エネルギー安全保障、これらのテーマに関するグローバル・サウスを含む第三国との連携という四つのテーマを中心に議論を行った。また、10月には、2024年7月に行われた日独首脳会談の成果に基づき、第2回日独経済安全保障協議が開催された。さらに、11月、2023年12月に日仏首脳間で発表された「特別なパートナーシップ」の下、日仏協力のロードマップ（2023－2027年）に基づき、第2回日仏経済安全保障作業部会が開催され、両国の代表者は、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化、非市場的政策・慣行、過剰生産への対応、重要・新興技術の保護など、経済安全保障に係る重要課題について議論を行った。その上で、両国は、今後も二国間の協

力を一層強化するとともに、2026年にフランスが議長国を務めるG7を始めとする国際場裡における連携も強化していくことの重要性について一致した。

EUとの関係では、5月に開催された第6回日・EUハイレベル経済対話において、経済安全保障に関する双方の取組について意見交換を行い、双方は、志を同じくするパートナー間の協力の重要性を確認した。また、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」の下、達成されてきた実質的な進展を確認し、重要鉱物サプライチェーンの強靱化・多角化と重要・新興技術の促進・保護のため引き続き協力していくことで一致した。さらに、7月に開催された第30回日・EU定期首脳協議においても経済安全保障について議論し、「日・EU競争力アライアンス」を立ち上げ、経済安全保障を含む幅広い分野で具体的な協力を推進することで一致した。

韓国との関係では、2026年1月の李在明大統領訪日に際して開催された日韓首脳会談において、両首脳は、経済、経済安全保障の分野で、戦略的で、互いに利益をもたらす協力を進めていくため、関係部局間で議論を深めていくことで一致した。また、その中で、サプライチェーン協力について踏み込んだ議論を行った。

オーストラリアとの関係では、9月に開催された第12回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、両国は、日豪経済安全保障対話の活用を含め、経済安全保障分野での連携を更に強化していくことで一致した。また、サプライチェーンの強靱化、重要鉱物、エネルギー、海底ケーブルなどの分野において、日豪間で具体的な連携を強化していくことを確認した。

インドとの間では、8月のモディ首相訪日に際して開催された日印首脳会談において、両首脳が、重要物資のサプライチェーン強靱化を始めとする両国の連携を強化するため、「日印経済安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、産官学による具体的取組を示す「日印経済安全保障協力ファクト・シート」を公表した。同ファク

ト・シートでは、両国は、戦略的協力において優先的に取り組むべき主要な分野として、半導体、重要鉱物、情報通信、クリーン・エネルギー、科学協力、医薬品の分野を特定した。

カナダとの間では、2022年にエネルギー安全保障分野での協力を含む「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表したほか、2023年9月にバッテリーサプライチェーン及び産業科学技術に関する二つの協力覚書に署名し、これらの分野での協力を一層加速化させている。

東南アジア諸国との関係では、4月の石破総理大臣のベトナム訪問時に、日・ベトナム両国は経済安全保障の協力拡大について一致し、また、5月のファン・マネット・カンボジア首相訪日時に日・カンボジア両国は、経済的強靱性及び経済安全保障の重要性についての認識を共有し、国際経済秩序を強化していくことで一致した。さらに、7月に開催された日米比外相会合では、インフラ、情報通信、重要鉱物を含む資源のサプライチェーンの強靱化などの分野で3か国の協力を更に進め、具体化していくことで一致した。その後、10月にASEAN関連首脳会議に出席するためマレーシアを訪問した高市総理大臣は、アンワル・マレーシア首相との間で、液化天然ガス（LNG）の安定供給やレアアース、AIといった経済安全保障分野で連携を一層強化していくことを確認した。

(2) エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギーをめぐる内外の動向

(ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(1) 需要（消費）構造、(2) 供給（生産）構造、(3) 資源選択における三つの変化が生じている。(1) 需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。(2) 供給については、「シェー

ル革命」⁽²⁴⁾により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産のLNGの更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(3) 資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、2015年12月に気候変動に関するパリ協定が採択されてからは、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展するとともに、2021年以降、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言がなされている。一方、2021年から上昇傾向にあったエネルギー価格は、2022年にはロシアのウクライナ侵略が引き起こしたエネルギー危機、また2023年10月以降の中東情勢の緊迫化で大きな変動を経験した。

2024年のエネルギー価格は比較的落ち着きを取り戻し、2025年も6月にイスラエルによるイラン攻撃に端を発する中東情勢の緊迫化により一時的に原油価格が上昇したものの、その後の緊張緩和に加え、米国の関税措置による景気減速懸念やOPEC⁽²⁵⁾ プラス⁽²⁶⁾による減産の縮小（増産）などによる需給の緩和に伴い、エネルギー価格は比較的安定して推移している（2025年末時点）。しかしながら、国際社会は引き続きエネルギーの安定的な確保と脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

(イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電において化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した（2024年度実績で約67.5%）。石油、天然ガス、石炭などほぼ全量を海外から

⁽²⁴⁾ シェール革命：2000年代後半、米国でシェール（Shale）と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えている。

⁽²⁵⁾ OPEC：Organization of Petroleum Exporting Countries（石油輸出国機構）

⁽²⁶⁾ OPEC プラスはOPEC加盟国と非加盟国の主要産油国で構成

の輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、2011年の震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、近年においても12%から13%台で推移しており、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。日本の原油輸入の約95%が中東諸国からである。一方、LNGや石炭については、中東への依存度は低いものの、そのほとんどを国外からの輸入に依存している状況に変わりはない。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も求められている。

イ エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析及びエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むための在外公館の体制強化を目的とし、2025年末時点で計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置し、石油、天然ガス、石炭及び重要鉱物資源に関する現地情報を収集・集約し、民間企業、関係機関などとの連絡・調整を通じ、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の構築・強化に努めている。

また、2009年から、主要資源国に設置された在外公館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えたエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を定期的に開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきている。今後も、

各国における資源外交の取組の現状及び課題を共有し、国内の関係機関及び在外公館間の連携を深化していく。

(イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万英熱量(BTU)当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく高騰し、エネルギー市場は不安定化した。

この状況下、日本は、同年2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関(IEA)⁽²⁷⁾加盟国として、同年3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

エネルギー市場の安定化に関しては、資源生産国に対して、市場の安定化や増産の働きかけも行っている。2025年5月及び9月に石破総理大臣とサバーハ・ハーリド・クウェート皇太子との会談を行ったほか、同年5月に岩屋外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談を実施した。産油国に対して、日本政府は、こうした首脳・閣僚レベルでの累次の会談の機会に働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルでも働きかけを行っている。

(ウ) 国際機関などを通じた取組と成果

エネルギーの安定供給のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用してきている。エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保、供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定供給体制の確保が重要であることを国際社会に発信している。

(27) IEA : International Energy Agency

3月、ピロルIEA事務局長が来日し、石破総理大臣を表敬するとともに、岩屋外務大臣と会談を行った。その際、石破総理大臣は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への視察を含め、日本のエネルギー政策に対する支援への謝意を表するとともに、エネルギー自給が厳しい日本として、また、世界のエネルギー情勢が不安定な中で、IEAとの協力は一層重要になると述べた。岩屋外務大臣は会談において、IEAの中核的ミッションはエネルギー安全保障であると述べ、それに対し、ピロル事務局長からは、IEAとしてエネルギー安全保障は最重要課題であるとの発言があるとともに、日本のIEAに対する貢献への謝意と今後の日本とIEAの更なる協力関係の強化への期待が伝えられた。

4月には、IEA及び英国の共催で「エネルギー安全保障の未来サミット」がロンドンで開催され、日本からは藤井外務副大臣が出席し、複雑化し変容するエネルギー安全保障を幅広い視野から捉えるべきであることに言及しつつ、引き続き、多角化、地政学的リスクへの注意、緊急時への備えが重要であることを指摘し、日本は世界のエネルギー安全保障の強化に向けて引き続き様々なアクターと連携して協力していくと発言した。

(工) エネルギー憲章条約

エネルギー憲章に関する条約(ECT)⁽²⁸⁾は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である(日本については2002年に発効)。欧州及び中央アジア諸国を中心とした40か国が本条約⁽²⁹⁾を締結している(2025年10月時点)。2020年以降の条約改正交渉を経て、

2024年12月のエネルギー憲章会議第35回会合で改正条約案が採択された。改正条約には、水素やアンモニアなどの新たなエネルギー原料に対する本条約上の投資保護規律の適用、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決(ISDS)手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設、通過の自由の更なる促進に係る規定などが盛り込まれた。日本は、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務めるなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTに基づき設置されているエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として就任している。

(オ) 広報分野での取組

3月、外務省は、「エネルギー移行におけるエネルギー安全保障」をテーマに、ハイブリッド形式でのセミナーを開催した。本セミナーでは、IEA、戦略国際問題研究所、東アジア・アセアン経済研究センター及び日本エネルギー経済研究所の専門家による基調講演が行われ、後半のパネルディスカッションでは、エネルギー移行に伴って現れる新興のエネルギー安全保障リスク及び変質しながらも残り続ける伝統的なエネルギー安全保障リスクに対して必要な取組について、活発な議論が行われた。

(3) 食料安全保障の確保

ア 食料安全保障をめぐる情勢

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナウイルスの流行、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶といった農業・食料システムへの影響が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に世界規模で急激に悪化した。さらに、食料生産のための土地利用、気候変動に適

(28) ECT : Energy Charter Treaty

(29) エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

応した農業生産、効率的な肥料の利用などといった持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた課題に直面している。

2025年の「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」⁽³⁰⁾によると、2024年には世界全体で6億3,800万人から7億2,000万人が飢餓に直面したと推定され、東南アジア、南アジア及び南米等の地域では飢餓人口が減少したものの、アフリカのほとんどの地域及び西アジアでは依然として増加している。

1 食料安全保障の確保に向けた外交的取組

外務省として、国際社会における食料安全保障の確保に向けて、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 国際的枠組みにおける協力

G20においては、2025年の議長を務めた南アフリカの下、食料安全保障タスクフォースが設けられ、日本は議論に積極的に貢献した。このタスクフォースが策定した「食料安全保障及び栄養、並びに過剰な食料価格の変動に関するウブントゥ・アプローチ」は、全ての人々が、十分かつ安全で負担可能な価格の栄養価の高い食料を入手できる未来を形作るとの決意の下、特に低所得世帯における過剰な食料価格の変動の悪影響に対処することを目的として、今後も強靱で持続可能な食料システム及び食料安全保障を確保していくとの内容であり、その作成は、11月のG20ヨハネスブルク・サミットにおいても首脳レベルで歓迎された。また、同サミットのセッション2「強靱な世界—G20の貢献」において、日本は、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するために、各地域の実情に応じた生産力強化に向けた支援を行っていくと発信した。

(イ) 国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関 (FAO)⁽³¹⁾の活動を支援している。日本は、主要ドナー国の一つとして、強靱で持続可能な食料システム構築に資する開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO年次戦略協議を実施し、FAOの事業への日本の政策方針の反映等を含め、日・FAO関係の強化にも取り組んでいる。

(4) 漁業 (マグロ・捕鯨など)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会 (IWC)⁽³²⁾が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

日本は、領海と排他的経済水域 (EEZ)⁽³³⁾に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変わることはない。日本はIWCを脱退した

⁽³⁰⁾ 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI) : SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書

⁽³¹⁾ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

⁽³²⁾ IWC : International Whaling Commission

⁽³³⁾ EEZ : Exclusive Economic zone



JICAによるIUU漁業対策のための研修の実施
(9月10日、岩手 写真提供：JICA)

2019年以降もIWC総会やIWC科学委員会へのオブザーバー参加を続け、北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)⁽³⁴⁾といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、持続可能な漁業に対する深刻な脅威である。2025年に行われた第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)やG7、G20、APECなどを始めとする国際会議の機会を捉え、国際社会が連携しつつIUU漁業対策を推進していくことの重要性を引き続き確認した。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」(PSMA)⁽³⁵⁾への加入を未締結国に対して呼びかけている。さらに、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした関連機材の供与を含む能力構築支援を行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可能性が懸念されている。このような懸念を背景

として、2021年6月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関が参加する「中央北極海無規制公海漁業防止協定」が発効した。2025年6月に開催された同協定の第4回締約国会合では、試験漁業に係る保存管理措置の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関(RFMO)⁽³⁶⁾に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、12月、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)⁽³⁷⁾の年次会合において、管理方式の策定等に関する議論の進捗状況が報告された。また11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)⁽³⁸⁾の年次会合において、2026年から2028年の大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)及び各締約国の国別割当の増加が認められた。ミナミマグロについては、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)⁽³⁹⁾の年次会合において、科学委員会からの勧告を踏まえ、2026年について、現在のTACを維持することが合意された。

サンマについては、3月、大阪で開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)⁽⁴⁰⁾の年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量を自動的に算出する漁獲管理規則に基づき、サンマのTACを10%削減する措置が合意された。引き続き資源管理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、6月、ウナギに関する第4回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、同月に、静岡で、第18回ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協

(34) NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission

(35) PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

(36) RFMO : Regional Fisheries Management Organization

(37) WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

(38) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

(39) CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

(40) NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

議が対面形式で開催され、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定などについて議論及び確認が行われ、4者間で協議の結果を共同発表した。(ニ

ホンウナギの保全に係るワシントン条約締約国会合における議論は258ページ 第3章第2節 2. (4) ア (イ) 参照)

第4節 日本への理解と信頼の促進に向けた取組

1 戦略的な対外発信

(1) 総論

外務省は、国際社会で日本に関する理解が深まり、客観的事実に基づく認識が形成されるよう、発信の取組を強化している。特に、国際的な情報戦が恒常的に生起する昨今において、日本の信用を毀損する情報発信へ適切に対応することは、情報操作の余地を狭めていく上で極めて重要である。そのため、日本の政策や取組に対する理解や日本への関心を高めるための戦略的対外発信（Strategic Communication）がこれまで以上に重要になってきている。外務省では、（ア）日本の政策や取組、立場の発信及び（イ）日本の多様な魅力の発信を行うことで（ウ）日本への関心・理解・支持を拡大する、という基本方針の下、様々な角度から情報収集し分析を行った上で、国家安全保障戦略も踏まえながら、戦略的に対外発信を行っている。

（ア）日本の政策や取組、立場の発信

2025年は、ロシアによるウクライナ侵略が長期化し、中東での危機も続くなど、国際社会は分断と対立の様相を一層深める状況となった。こうした状況を受け、外務省は様々な外交機会や取組を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化や地球規模課題への日本の基本的考えや取組について、ソーシャルメディアを含む様々な媒体を活用し、重点的に発信した。さらに、歴史認識や領土・主権の問題への理解の促進に取り組んだ。

具体的には、総理大臣や外務大臣を始めとする政府関係者が、記者会見やインタビュー、寄稿、外国訪問先及び国際会議でのスピーチなどで発信し、在外公館においても、任国政府・国民及びメディアに対する発信を積極的に行っている。また、事実誤認に基づく報道が海外メディアによって行われた場合には、速やかに在外公館や外務本省から客観的な事実に基づく申入れや反論投稿を実施し、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。加えて、政策広報動画などの広報資料を作成し、海外テレビネットワーク及びウェブサイトやソーシャルメディア等を活用して発信している。また、日本の基本的立場や考え方への理解を得る上で、有識者やシンクタンクなどとの連携を強化していくことも重要である。このような認識の下、外務省は、海外から発信力のある有識者やメディア関係者を日本に招へいし、政府関係者などとの意見交換や各地の視察のアレンジ、取材支援などを実施している。さらに、日本人有識者を海外に派遣して講演等を実施しているほか、海外の研究機関などによる日本関連のセミナー開催の支援を強化している。

さらに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題などについても、様々な機会・ツールを活用した戦略的な発信に努めている。また、外務省ホームページに旭日旗に関する説明資料や動画を多言語で掲載するなど、旭日旗に関する正しい情報について、国際社会の理解が得られるよう様々

な形で説明している⁽¹⁾。そのほかにも、事実に基づかない発信に対しては、情報が即時に世界規模で拡散される現在の状況に鑑み、必要な反論や正確な事実の発信を迅速に行っている。

これらの発信を一層効果的なものにするためには、X、Facebook、Instagram、YouTubeといったソーシャルメディアや外務省ホームページの活用が不可欠である。幅広い層の理解を得るため、ソーシャルメディアにおいてショート動画やインフォグラフィックス⁽²⁾を積極的に活用するなど、発信の強化に努めている。

(イ) 日本の多様な魅力の発信

このような日本による発信を含め、日本と国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成することも重要であり、(1) 正確な情報発信と(2) 魅力ある多様な文化の発信は、広報文化外交（パブリック・ディプロマシー）の両輪である。外務省は、日本の多様な魅力の発信に関し、海外における対日理解の促進を通じ、日本の味方である「ジャパン・フレンズ」の輪を一層拡大し、日本と日本国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成するとの観点から、在外公館や独立行政法人国際交流基金を通じ、様々な文化交流・発信事業を実施している。

具体的には、世界各地の在外公館や国際交流基金の海外拠点を活用した文化交流事業や日本国際漫画賞などの事業を通じ、伝統文化からポップカルチャーまで幅広い日本文化の魅力をソーシャルメディアなども活用して積極的に発信した。また、その際、国内外の関係者と協力し、世界の有形・無形の文化遺産の保護の取組と、日本の文化・自然遺産の「世界遺産一覧表」及び「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載を推進した。さらに、より深い対日理解の促進のため、国際交流基金などを通じて、人的・知的交流や日本語の普及及び世界の主要国の大学・研究機関での日本研究支援を進



めるとともに、「対日理解促進交流プログラム」などによる日本と諸外国・地域間の青年交流も促進している。

これらの広報文化外交の取組を通じ、今後も、外務省は、日本への関心・理解・支持を拡大することを目指し、一層の努力を行っていく。

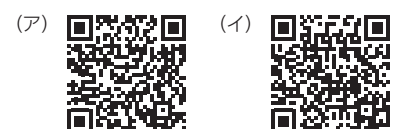
(2) 偽情報対策を含む情報戦への対応

地政学的な競争が激化する中、偽情報の拡散を含む情報操作などを通じた、認知領域における国際的な情報戦が恒常的に発生しており、特にウクライナやイスラエル・パレスチナ情勢などをめぐり、このような傾向が顕著に見られる。外国からの情報操作は、国家及び非国家主体が、日本の政策に対する信頼を損なわせ、民主的プロセスや国際協力を阻害するような偽情報やナラティブ（解説）を意図的に流布するものであり、対応の重要性が高まっている。

外務省としても、このような認識の下、国家安全保障戦略も踏まえ、情報・政策・発信部門が連携し、情報戦に対応する情報収集・分析・発信能力を着実に強化してきており、情報収

(1) 旭日旗に関する説明資料の外務省ホームページ掲載箇所はこちら：
 (ア) https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html
 (イ) 動画リンク：<https://www.youtube.com/watch?v=Oaehixu4luk>
 『伝統文化としての旭日旗』（2021年10月8日からYouTube外務省チャンネルで公開）

(2) インフォグラフィックスとは、データや情報などを分かりやすく表現した図やイラスト



集・分析の結果を踏まえた戦略的対外発信も適時適切に行うように努めている。

外国からの情報操作への対応に当たっては、メディア、シンクタンク、NGOなどを含む社会全体のレジリエンス（強靱性）を高めることが極めて重要であり、官民一体となって取り組んでいくことが不可欠である。2024年4月には、情報戦に対する外務省の国際的な取組状況について広く理解を得るため、外務省ホームページ上に「偽情報の拡散を含む情報操作への対応」に関するページを開設し、随時更新を行っている。

また、情報操作への対応については、同様の懸念を共有する諸国が一致して対処していくべきものとの認識に基づき、同志国を始めとする各国との協力を進めている。そのほか、二国間やG7即応メカニズム（RRM）⁽³⁾を始めとする多国間協議などにおいて、情報操作に関する協議を継続的に行い、価値を共有する各国・地域との情報共有や対応能力の強化に向けた協議などを行っている。

(3) インターネットを通じた情報発信

外務省は、情報がインターネット空間で急速に増大し、拡散するようになっている状況を踏まえ、日本の外交政策に関する国内外の理解と支持の増進のため、X、Facebook、YouTubeに加え、2023年にはInstagramの公式アカウントを新たに開設するなど、様々なソーシャルメディアや外務省ホームページを通じた情報発信に積極的に取り組んでいる。外務大臣の定例記者会見のライブ配信（日本語・英語）のほか、第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）などの国内外での外交行事、ウクライナ情勢、ガザ情勢などに関する情報発信を迅速かつ積極的に行っている。さらに、外務大臣が関与する国内外の外交行事について、ソーシャルメディアで外務大臣が自らメッセージを発信するショート動画を投稿したり、文字以外に図やイラストなどを用いたインフォグラフィックスを活用し

たりするなど、近年のトレンドを活用した外交政策の発信も重視している。

また、外務省ホームページ（英語）を、広報文化外交の重要なツールと位置付け、領土・主権、歴史認識、安全保障などを含む日本の外交政策や国際情勢に関する日本の立場、日本の多様な魅力などについて英語での情報発信の強化に努めてきている。さらに、在外公館（大使館、総領事館及び政府代表部）のホームページやソーシャルメディアを通じ、現地語での情報発信も行っている。

(4) 諸外国における日本についての論調と海外メディアへの発信

外務省は、日本の政策・取組・立場について国際社会からの理解と支持を得るため、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っている。海外メディアを通じた対外発信としては、総理大臣・外務大臣へのインタビュー、外務大臣による定例の記者会見（オンラインでのライブ配信を実施）、記者ブリーフィング（概要説明）、プレスリリースの発出、プレスツアーなどを実施し、外交日程を踏まえて、時宜を得た戦略的かつ効果的な対外発信を行うよう努めている。また、看過できない事実誤認、日本の立場とは相容れない報道がなされた場合には、速やかに当該メディアへの申入れや反論投稿を行うことにより、正確な事実関係と理解に基づく報道がなされるよう努めている。

2025年は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催、TICAD 9の横浜での開催、高市内閣発足及びその後の外国訪問、トランプ米国大統領訪日に際しての日米首脳会談、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の東京での開催など、日本外交が国際社会から注目を集めた。総理大臣や外務大臣は頻繁に外国を訪問し、寄稿・インタビューを通じて海外メディアに積極的に発信した。例えば、高市総理大臣は、総理大臣就任後初めての外国訪問となった10月の東南アジア諸国連合（ASEAN）関連首

(3) RRM : Rapid Response Mechanism

脳会議（マレーシア）、及びG20ヨハネスブルク・サミット（南アフリカ）において、各首脳会議に臨む日本の立場や、日本と訪問国の二国間関係の意義などを発信するために、各訪問先の主要紙に寄稿した。

このような形で、2025年には、総理大臣の寄稿・インタビューを計71件、外務大臣の寄稿・インタビューを計20件実施し、外務報道官などによる海外メディアに対する発信、総理大臣及び外務大臣の外国訪問の際の現地外国メディアへの記者ブリーフィングを随時実施した。海外メディアの招へい事業については、2025年は、12件の招へい案件を実施し、21か国から32人の記者の参加を得た。

(5) ジャパン・ハウス

外務省は、日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹き付け、親日派・知日派の裾野を一層拡大することを目的に、サンパウロ（ブラジル）、ロンドン（英国）及びロサンゼルス（米国）の3都市に戦略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」を設置している。

ジャパン・ハウスでは、(ア) 政府、民間企業、地方公共団体などが連携してオールジャパ

ンで発信すること、(イ) 現地のニーズを踏まえること、及び(ウ) 日本に関する様々な情報をまとめて入手できるワンストップ・サービスを提供することで、効果的な発信に努めている。

ジャパン・ハウスは、「日本を知る衝撃を世界へ」を標語として、各拠点が独自に企画する「現地企画展」に加え、日本で広く公募し、専門家による選定を経て3拠点を巡回する「巡回企画展」を開催し、現地・日本双方の専門家の知見をいかした質の高い企画を実施している。また、展示のみならず、講演、セミナー、ワークショップ、ウェビナー、図書スペース、ホームページ、ソーシャルメディア、物販、飲食などを活用し、伝統文化・芸術、ハイ・テクノロジー、自然、建築、食文化、映画、漫画などのポップカルチャー、デザインを含む日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場を発信している。一部の展示については、他都市や近隣国での開催や、対面とオンラインのハイブリッドでの実施、大阪・関西万博にちなんだ展示・イベント方式での発信など、新たな訴求対象の獲得に向けても積極的に取り組んでいる。2025年12月末には、3拠点の累計来館者数が842万人を超え、各都市の主要文化施設として定着しつつある。

2 文化・スポーツ・観光

(1) 概要

日本文化がきっかけとなって日本に関心を持ち、日本を訪問する外国人は大変多い。外務省及び国際交流基金は、日本文化の魅力の発信や、スポーツ、観光促進に向けた様々な事業を行っている。具体的には、「在外公館文化事業」などを通じ、茶道、華道、武道などの伝統文化やアニメ、マンガ、ファッションといったポップカルチャー、食文化など幅広い分野における日本の魅力を紹介している。

また、2021年に開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガ

シーを継承するため、外務省は、スポーツを通じた日本の国際交流・協力の取組である「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムの一環として、様々なスポーツ交流・スポーツ促進支援事業、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊によるスポーツ関係者の派遣や招へい、文化無償資金協力を活用したスポーツ器材の供与や施設の整備を実施した。また、これらの取組を外務省公式Xアカウント「MofaJapan × SPORTS」を通じて内外に発信している。

さらに、次世代を担う多様な人材の対日理解の促進のため、外務省は、在外公館を通じて、

日本への留学機会の広報や元留学生とのネットワーク作り、地方公共団体などに外国青年を招へいする「JETプログラム」への協力、アジアや米国などとの青年交流事業や社会人の招へい事業、大学や研究機関における日本研究支援などを実施している。

海外における日本語の普及は、日本との交流の担い手を育て、対日理解を深め、諸外国との友好関係の基盤となるとともに、日本における多文化共生社会の実現にも資するものである。このような観点から、日本国内においては、2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（閣議決定、2025年9月5日改定）が策定された。外務省は、これらに基づき、国際交流基金を通じて、日本語専門家の海外への派遣、海外の日本語教師に対する研修、日本語教材の開発など海外における日本語教育の環境整備に努めている。また、就労目的で来日を希望する外国人に対する日本語教育という社会的ニーズに対応した取組を行っている。

日本は、国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）などと協力し、世界の有形・無形の文化遺産や自然遺産の保護支援にも熱心に取り組んでいる。また、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約などを通じ、国際的な遺産保護の枠組みの推進にも積極的に参加している。

デジタルツールを一層活用するなどの工夫を凝らしてこれら文化・スポーツ外交を推進し、日本の魅力を海外に発信することによって、将来の訪日観光客の増加にもつなげていく。

(2) 文化事業

各国・地域における世論形成や政策決定の基盤となる個々人の対日理解を促進し、日本のイメージを一層肯定的なものとするのは、国際社会で日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。この認識の下、外務省は、在外公館や国際交流基金を通じて多面的な日本の魅力の発信に努めている。

在外公館では、管轄地域での対日理解の促進や日本のイメージの向上を目的とした外交活動の一環として、多様な文化事業を行っている。例えば、茶道・華道や折り紙などのワークショップ、日本映画の上映会、邦楽の公演、武道の大会やデモンストレーション、伝統工芸品や日本の写真などの展示会、アニメ・マンガなどのポップカルチャーや日本の食文化などの生活文化も積極的に紹介し、また、日本語スピーチ・コンテストや作文コンテストなどを企画・実施している。

また、外交上の節目となる年には、時宜を捉えて文化・人的交流事業を活性化し、関係の一層の強化を実現するため、政府関係機関や民間団体とも連携して大規模かつ総合的な周年行事などを集中的に実施している。2025年は、日韓国交正常化60周年、日・ブラジル外交関係樹立130周年、日・サウジアラビア外交関係樹立70周年、日・マルタ外交関係樹立60周年、日・カーボベルデ外交関係樹立50周年の機会にこれらを記念した大型の文化事業を実施した。

また、国際交流基金においても、海外拠点を活用し、在外公館との連携の下、日本と諸外国との文化芸術交流事業を展開している。

2025年は、日韓国交正常化60周年を記念した日本祭り開催支援事業の一環として、ソウルで開催された「日韓交流おまつり2025 in Seoul」にブレイキンチーム「KOSÉ 8ROCKS」を派遣してステージ・パフォーマンスを実施したほか、日・ブラジル外交関係樹立130周年の機会に、日本のパフォーマンス・アーティストのサエボーグ氏をサンパウロに派遣し、同氏による『Super Farm』公演を主催して日本とブラジルの文化芸術交流を促進した。また、8月に開催されたTICAD 9を契機として、大ヒットアニメの主題歌を歌う話題のアーティストである、MYTH &ROID、sajou no hana、前島麻由氏をエジプトのカイロとアレキサンドリアに派遣し、アニメソングライブ公演や現地の日本語学習者との交流会を行ったほか、「日本映画祭（JFF）アフリカツアー」を実施し、対象全

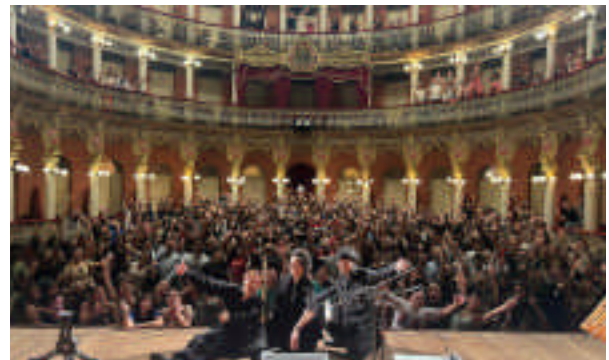
17か国のうちエチオピア、ナイジェリア、ルワンダで大型日本映画祭を開催した。これに関連して、国際交流基金が運営する日本の映像コンテンツ無料配信プラットフォーム「JFF Theater」を通じて、アフリカ全54か国に向けて多言語字幕付きの日本映画を配信した。また、大阪・関西万博においても、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会への助成を通じ、各国パビリオンの展示及びナショナルデーのイベントに携わる学芸員及びパフォーマー等の日本への渡航費・滞在費に対し途上国支援を実施した。

さらに、2024年から2033年までの10年間で、日本とASEAN諸国などの中での「双方向の知的・文化交流事業」と「日本語パートナーズ事業」を二つの柱として、国際交流基金は人的交流プログラム「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」を集中的に実施している。その一環として、2025年は、国立劇場おきなわの芸術監督・金城真次氏をジャカルタ（インドネシア）等複数都市に派遣し、琉球舞踊公演と芸術大学の学生や日本語学習者を対象に、ワークショップやデモンストレーションを開催した。また、和風JAZZダンスチーム「華美—Hanabi—」をハイフォン（ベトナム）に派遣し、ダンス公演と、日本語授業をサポートする「日本語パートナーズ」が活動する学校の生徒等を対象にワークショップを開催するなど、日本と東南アジアにおける双方向の芸術交流を促進した。また、2025年は、日本語パートナーズ派遣事業（長期派遣）においては、ASEAN7か国（インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス）及び台湾に加え、インドへの長期派遣を開始したほか、初めてモンゴルに向けて短期派遣を実施した⁽⁴⁾。

日本国際漫画賞は、海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流の促進を目的として、優れた漫画作品を創作した海外の漫画家を顕彰するため、2007年に外務省が創設した。



日韓国交正常化60周年（10月22日、韓国・ソウル）



日本ブラジル友好交流年（6月28日、ブラジル・マナウス）



TICAD 9開催記念アニメソング・エジプト公演 前島麻由氏パフォーマンス（10月23日から10月25日まで、エジプト・カイロ及びアレキサンドリア）



和風JAZZダンスチーム「華美—Hanabi—」ベトナム公演事業（10月4日、ベトナム・ハイフォン）

(4) 「日本語パートナーズ派遣事業」として、2014年から2025年までに、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス及び台湾に長期派遣実績あり。モンゴル、東ティモールは短期派遣のみ



日本祭り開催支援「日韓交流おまつり2025 in Seoul」
(10月12日、韓国・ソウル 写真提供: kang jaegu)



第18回日本国際漫画賞授賞式(3月12日、東京)

第19回となる2025年は、110の国・地域から過去最多となる738作品の応募があり、ブラジルの作品が最優秀賞、サウジアラビア、ベトナム、台湾、の作品が優秀賞に輝いた。また、今回はアフガニスタン、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島、トーゴ、ネパール、プエルトリコ、リビアの6の国・地域から初めて応募があった。

(3) 人物交流や教育・スポーツ分野での交流

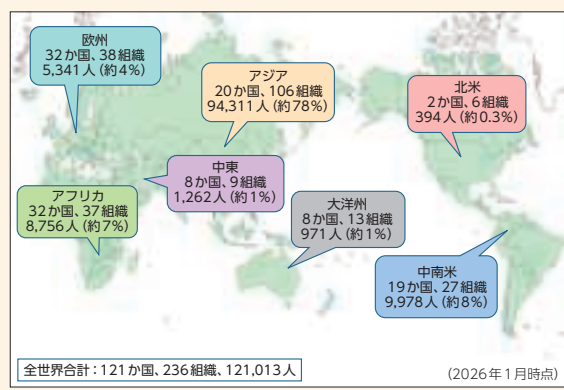
外務省では、諸外国において世論形成・政策決定に大きな影響力を有する要人、各界で一定の指導的立場に就くことが期待される外国人などを日本に招き、人脈形成や対日理解促進を図る各種の招へい事業を実施している。また、教育やスポーツなどの分野でも、幅広い層での人的交流の促進のために様々な取組を行っている。これらの事業は、相互理解や友好関係を増進させるだけではなく、国際社会における日本の「応援団」を増やし、ひいては外交上の日本の国益増進の面でも大きな意義がある。

ア 留学生交流関連

外務省は、在外公館を通じ日本への留学の魅力や機会を積極的に広報し、国費外国人留学生の受入れのための募集・選考業務、各国の「帰国留学生会」などを通じた元留学生との関係の維持や日本への関心・理解・支持の拡大に努めている。3月、前年に続き第5回目となる帰国留学生総会を対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド形式で開催した。同総会においては、国単位での各国帰国留学生会の活動に加え、地域単位で開催される総会などの取組についての報告及び意見交換が行われ、各国帰国留学生間のネットワークの強化が図られた。

また、2021年9月の第2回日米豪印首脳会合において、教育及び人的交流に係る協力として、日米豪印のSTEM分野（科学、技術、工学及び数学）の優れた人材に対して米国留学のための奨学金を授与する日米豪印フェローシップが発表された。この枠組みで、2025年8月、第3期採用者25人（日米豪印から各国5人及びASEAN地域から5人）が米国での修学を開始した。加えて、日本で修学する国費外国人留学生のうち12人が日本フェローと認定され、同フェローシップのプログラムに参加することとなった。

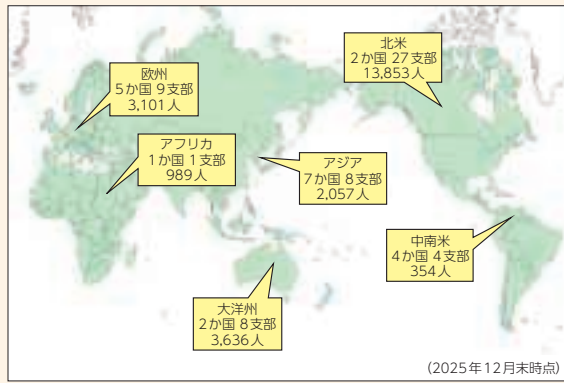
■ 各地域の帰国留学生組織及び会員数



イ JETプログラム

外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る目的で1987年に開始された「JETプログラム」は、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の運営協力の下、

■ 元JET参加者の会 (JET Alumni Association) 支部数及び会員数



インドからのJETプログラム参加者歓送会
(7月25日、インド・ニューデリー)

地方公共団体などが外国青年を当該地方公共団体や学校で任用するものであり、外務省は、在外公館における募集・選考や渡日前オリエンテーション、21か国に存在する元JET参加者の会 (JETAA、会員数約24,000人) の活動を支援している。2025年度は54か国から1,501人の新規参加者を含む5,933人の参加者が全国に配置され、2025年7月1日時点の累計参加者は約8万1,000人を超える。JETAAは、各国で日本を紹介する活動を行っているほか、多くのJET経験者が親日派・知日派として日本への関心・理解・支持の拡大に資する積極的な活動を行うとともに、官民の様々な分野で活躍するなど、JET参加者は日本にとって貴重な人的・外交的資産となっている。

□ スポーツ交流

スポーツは言語を超えたコミュニケーションを可能とし、友好親善や対日理解の増進に有効な手段となる。外務省は、「スポーツ外交推進



スポーツ外交推進事業：ウズベキスタンへの柔道着引渡し式
(3月28日、ウズベキスタン・タシケント)

事業」による各国スポーツ競技団体に対する器材輸送支援などのスポーツ交流・協力を通じて、二国間関係の発展にも貢献している。この事業は、スポーツを活用した外交を推進し、日本への関心・理解・支持を拡大することで、国際相互理解の増進に寄与しており、国際スポーツ界における日本の地位の向上にもつながっている。

□ 対日理解促進交流プログラム

外務省は、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、二国間又は地域間関係を発展させ日本の外交基盤を拡充することを念頭に、諸外国・地域の青年に対し、招へい、派遣、オンライン交流を通じて多角的に日本への理解を促進するプログラムを実施し、未来の親日派・知日派の発掘及び育成に努め、海外からの日本に関する発信の強化を図っている。2025年は約1,700人の青年がこれらのプログラムに参加し、日本の政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策などの分野において、専門家からの講義の聴講、各分野の視察及び意見交換並びに日本文化の体験を行った。この事業は、諸外国・地域の青年の日本への興味や関心を喚起し、日本への支持層の裾野を広げ、参加者が同プログラムを通じて得た学びや日本国内の訪問地における体験を、所属先における報告やソーシャルメディアで発信することで、国際社会における対日理解の促進及びイメージの向上にも貢献した。また、本事業の同窓生を対象に約90件の同窓会やオンライン再



JENESYS「日本・ASEANスポーツ(サッカー)×SDGs交流」棒サッカー体験(10月31日、大阪 写真提供:日本国際協力センター)

訪日プログラムなどのフォローアップ・プログラムを実施したことにより、引き続き、各々の関心分野における日本と諸外国・地域の関係に対するより深い理解が促進されるとともに、強固なネットワークが培われている。

(4) 知的分野の交流

ア 日本研究

外務省は、国際交流基金を通じ、海外における日本の政治、経済、社会、文化などに関する様々な研究活動を複合的に支援している。2025年は、日本研究フェローシップ事業を通じて87人の研究者に訪日研究の機会を提供した。また、「次世代共創パートナーシップ-文化のWA2.0-」事業の一環として、東南アジア日本研究会(JSA-ASEAN)、シンガポール国立大学、及び東京大学東洋文化研究所を始めとする日本研究機関と協力して2025年7月に新たに実施した「東南アジア次世代日本研究者集中研修プログラム」においては、日本研究を専攻している東南アジア6か国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア)の大学院生に対する講義やワークショップ等を通じて、参加者の国際的なキャリア形成に寄与するとともに、多層的な人的ネットワークを強化しながら、次世代日本研究人材の育成を図った。

また、2025年は、32の国・地域の51か所の日本研究機関に対し、教員拡充助成や、客員教授の派遣、セミナー・シンポジウムの開催支



東南アジア次世代日本研究者集中研修プログラムの参加者(6月29日から7月19日まで シンガポール及び東京)

援、日本関係図書拡充支援などを行ったほか、各国・地域の日本研究者や研究機関のネットワーク構築を促進するため、学会活動への支援なども行った。

イ 国際対話

外務省は、国際交流基金を通じ、新たな知見・知恵の創造と共有、共通課題の解決、次世代の相互理解の深化を目指す国際対話事業を実施している。具体的には、共通の国際的課題をテーマとしたシンポジウムなどの開催、文化人の派遣・招へいを通じた交流に取り組んだほか、草の根レベルで日本への関心と理解を深めるため、日米草の根交流コーディネーター派遣(JOI)事業を実施するなど、様々なレベルでの対話の促進と人材育成、人的ネットワークの形成に資する交流事業を企画、実施、支援した。

2025年、前年に引き続き、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現に資する人材を育成するため、域内の専門家や実務家が共通課題に取り組む「国際交流基金インド太平洋パートナーシップ・プログラム(JFIPP)」を実施し、延べ78人が参加した。3月にはトランプ米国新政権下、新しい保守思想^{けん}を牽引する若手論客として注目を集めるオレン・キャス氏を日本に招へいし、日本の有識者との対話や公開シンポジウムを開催したほか、ベルリン日独センターとの共催で、観光における持続可能性をテーマに、ハイブリッド形式でシンポジウムを開催し、日独双方の研究者や観光分野の実務家が議論や知見の共有を行った。また、「次世



日ASEAN中高教員交流事業 訪日研修・森本能舞台での日本文化体験の様子(6月26日、福岡)

代共創パートナーシップ「文化のWA2.0」事業の一環として、国際交流基金は、ASEAN各国の中等教育機関の教員など計98人を日本に招へいし、学校訪問及び日本の教員との意見交換会、日本文化体験や世界共通課題に対する日本の取組の現場の視察などのプログラムを実施した。これらを通じて参加者の対日理解や親日感が促進され、参加者が帰国後それぞれの教育現場においてその成果が還元されることが期待される。

📌 日米文化教育交流会議 (CULCON:カルコン)

日米の官民の有識者が文化・教育交流・知的対話について議論するカルコンでは、2月、日米パートナーシップの形成をテーマとするシンポジウムがワシントンD.C. (米国) で開催された。また、2つの日米合同分科会のうち「サブナショナル外交と地域間交流の促進」分科会が、6月に岩手県陸前高田市で第5回会合を、10月にハイブリッドで第6回会合を行った。さらに「デジタル化時代の情報共有とアクセス」分科会も、10月にハイブリッドで第5回会合を行った。両分科会は政策提言を含む最終報告書を、2026年2月に開催される第31回カルコン日米合同会議に提出する予定である。

🏢 国際連合大学 (UNU) との協力

UNUは、日本に本部を置く唯一の国連機関であり、国連諸機関全体のシンクタンクとして持続可能な開発目標 (SDGs) を含む地球規模課題の研究に加え、学位プログラムを開設する



国連大学50周年式典における岩屋外務大臣祝辞(9月18日、東京・国連大学)

など人材育成の面でも国際社会に貢献しており、2025年に設立50周年を迎えた。日本は、UNUに対し、様々な協力と支援を行っている。8月には、TICAD 9でテーマ別イベントを2件実施したほか、複数のTICAD関連事業を実施した。9月には「国連大学50周年式典」が執り行われ、岩屋外務大臣、阿部俊子文部科学大臣、浅尾慶一郎環境大臣、小池百合子東京都知事が参列した。また、UNUが主催する対談シリーズなどを通じて、SDGsに関する議論の促進に貢献している。

(5) 日本語普及

日本経済のグローバル化に伴う日本企業の海外進出や日本のポップカルチャーの世界的な浸透などにより、海外では若者を中心に日本語への関心が増大している。海外において日本語の普及を一層進めることは、海外での対日理解の促進や日本の国民や企業にとって望ましい国際環境の醸成につながる。また、日本での就労を希望する外国人の日本語能力を向上させることは、それら就労外国人が日本社会で共生していく上でも重要である。国際交流基金が2024年度に行った調査では、143の国・地域で約400万人が日本語を学習していることが確認されている。また、同基金が実施する日本語能力試験 (JLPT) は、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって受験応募者数 (国内実施分を含む) が一時的に減少したものの、

その後急速に回復・増加し、2025年の受験応募者数は過去最高の約194万人に達した。

外務省は、国際交流基金を通じて海外における日本語教育環境の整備に努めており、日本語学習への多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員、文化・学術関係者を対象とした研修、子どもを対象とした日本語教育支援、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働き掛けや日本語教育活動の支援、日本語教材の開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。また、「次世代共創パートナーシップ—文化のWA2.0—」事業の大きな柱の一つとして、ASEAN諸国などの中等教育機関などに、日本語授業をサポートする日本語パートナーズを派遣している。2025年には13の国・地域に計538人を派遣した。また、パートナーズ受入校などに所属する教師69人及び学生131人を日本に招へいし、研修の機会を提供した。また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、2019年4月の在留資格「特定技能」外国人材受入れの開始以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定」）の策定に伴い、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施（2025年末までの海外13か国及び日本国内における累計受験者数は約53万人）や、日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの取組を行っている。なお、国際交流基金が実施する日本語試験において不正事案等が発生したことを受けて、再発防止のための対策を徹底して行っている。

（6）国連教育科学文化機関（UNESCO：ユネスコ）を通じた協力

ユネスコは、1951年に日本が戦後初めて加盟した国際機関である。日本は、教育、科学、文化などの分野におけるユネスコの様々な取組に積極的に参加し、1952年以降、継続してユネスコ執行委員会委員国を務めている。

日本は、ユネスコと連携し、開発途上国に対して教育、科学、文化分野における支援を行っており、文化分野においては、世界の有形・無形の文化遺産の保護・振興及び人材育成を重点とした支援を展開している。さらに、文化遺産保護のための国際的枠組みにも積極的に参画している。具体的な取組としては、1994年から継続するカンボジアでのアンコール遺跡修復保全支援事業、及び2003年から継続するアフガニスタンでのバーミヤン遺跡修復保全支援事業が挙げられる。これらの事業では、日本人専門家が中心となり、現地の関係者が将来的に遺跡の保護を自立的に担えるよう人材育成を推進している。加えて、遺跡の保管理計画の策定や保存修復への支援も行っている。また、日本は、ユネスコが実施する教育分野でのガザやレバノンへの緊急支援のため、それぞれ10万ドルを拠出したほか、困難に直面するウクライナの文化・教育セクターに対し、ユネスコを通じた支援を継続している。また、近年、アフリカ諸国や小島嶼開発途上国に対しても、文化遺産の保護と持続可能な開発の両立のための人材育成への支援を実施している。無形文化遺産の保護についても、開発途上国における音楽・舞踊などの伝統芸能、伝統工芸などを次世代に継承するための事業、各国が自ら無形文化遺産を保護する能力を高めるための国内制度整備や関係者の能力強化事業に対し、支援を実施している。

アズレー・ユネスコ事務局長は、ユネスコの非政治化のための改革及び組織改革を含むユネスコ強化に向けた「戦略的変革」を推進してきており、日本は、一貫して同事務局長を支持してきた。5月にはパリを訪問した岩屋外務大臣がアズレー事務局長と会談を行い、今後もユネスコにおける様々な課題に引き続き協力して取

り組んでいくことで一致した。また、9月に同事務局長が日本を訪問し、石破総理大臣を表敬、岩屋外務大臣、阿部文部科学大臣と会談を行い、日本とユネスコの継続的な連携に向けて意見交換を行った。11月にはアズレー事務局長が8年間の任期を終えて退任し、エルアナーニー新事務局長が就任した。日本は今後も引き続き、新事務局長のリーダーシップの下で推進されるユネスコの活動に積極的に貢献していく。

ア 世界遺産条約

世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類全体の遺産として国際的に保護することを目的としており、日本は、1992年にこの条約を締結した（2025年12月時点での締約国数は196か国）。この条約に基づく「世界遺産一覧表」に記載されたものが、いわゆる「世界遺産」である。建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要素を持つ「複合遺産」に分類され、2025年12月時点で、世界遺産一覧表には日本の文化遺産21件、自然遺産5件の計26件を含む1,248件が世界全体で記載されている。第47回世界遺産委員会は、2025年7月にパリで開催された。

イ 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は、伝統芸能や伝統工芸技術などの無形文化遺産について、国際的保護の体制を整えるものである（2025年12月時点での締約国数は185か国）。国内の無形文化財の保護において豊富な経験を持つ日本は、2021年及び2022年に開催された条約の運用制度の改善を議論する政府間ワーキング・グループ会合の議長を務め、開発途上国からの要望を取りまとめるなど議論を牽引してきた。2025年12月、同条約に基づき作成されている「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に、日本の「和紙：日本の手漉和紙技術」、

「山・鉾・屋台行事」^{ほこ}、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の拡張登録が決定した（既に代表一覧表に記載されているこれら三つの無形文化遺産に関連する個別の遺産を追加するもの）。また、同年3月、新規提案案件として「書道」の提案書をユネスコ事務局に再提出した（2025年12月時点で日本の記載案件は計23件）。

ウ ユネスコ「世界の記憶」事業

ユネスコ「世界の記憶」事業は、貴重な歴史的資料などの保護とアクセス、関心の向上を目的に1992年に創設された。このうち、国際登録事業においてはユネスコのホームページによると、2025年12月時点で570件が登録されている。

従来制度では、加盟国政府が登録の検討に関与できる仕組みとなっておらず、また、登録申請案件について、関係国間での見解の相違が明らかであるにもかかわらず、一方の国の主張のみに基づき申請・登録がなされ政治的対立を生むことは、ユネスコの設立趣旨である加盟国間の友好と相互理解の推進に反するものとなることから、2017年以降新規申請を凍結した上で同事業の包括的な制度改善を日本が主導した。その結果、2021年4月のユネスコ執行委員会で新しい制度が承認された。新制度では、登録申請は加盟国政府を通じて提出することとなったほか、当事国からの異議申立て制度を新設し、加盟国間で対立する案件については当事国間で対話を行い帰結するまで登録を進めないこととなった。制度改善が完了したことを受け、同年7月に新規の申請募集が再開され、日本からは、2023年5月に智証大師円珍関係文書典籍「日本・中国の文化交流史」（申請者：園城寺、東京国立博物館）が新たに登録されたほか、2025年4月には「増上寺が所蔵する三種の仏教聖典叢書」^{そう}（申請者：浄土宗、大本山増上寺）の新規登録が決定された。

コラム

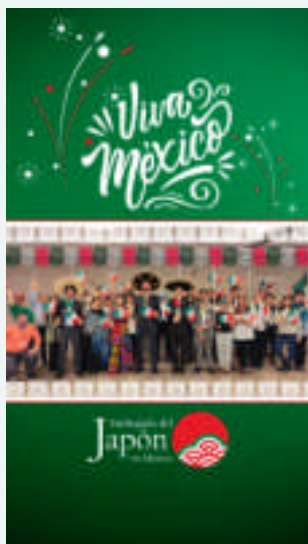
COLUMN

外交の最前線にて：
在外公館による現地に寄り添った発信

昨今、ソーシャルメディアにおける発信が大きな影響力を有するようになっており、日本の外交政策に関する国内外の理解と支持を増進するため、このようなツールを通じて情報発信することの重要性がますます高まっています。こうした中、世界各地において外交の最前線で活動している在外公館や在外公館長（大使・総領事）が、各国・地域の特性を踏まえた発信を行うため、X、Facebook、Instagram、YouTube等のソーシャルメディアのアカウントを開設しています。

在外公館や在外公館長が、日々の外交政策上の取組について効果的に発信するための前提として、現地の方々が日本と日本国民に親近感を持ち、好意的に受け入れてもらえる環境を醸成することも重要です。ここでは、外交の最前線において、日本の外交政策上の取組を日々発信することに加え、在外公館が現地の方々に日本に親しみを抱いてもらうために凝らしている工夫について、ソーシャルメディアを通じた発信を例に紹介します。

■ メキシコの人々や文化に寄り添った発信



9月15日付で投稿した、在メキシコ日本国大使館による「メキシコ独立記念日」を祝う動画

在メキシコ日本国大使館は、メキシコ社会における対日好感度向上のため、ソーシャルメディアを活用したメキシコの人々や文化に寄り添った発信を積極的に行っています。メキシコだけではなく米国在住のメキシコ人の間でも大きな反響を呼んだ「メキシコ独立記念日」を祝う動画など、これまで心に響く投稿・画面構成を工夫してきた結果、多くの方々にフォローいただいています。

多くの大使館員が共に出演することで一体感ある発信となり、さらにメキシコへの敬意と親しみを示す工夫を行うことで、幅広い人々の関心を惹き付けることができました。そしてスペイン語での発信は、メキシコ国内だけではなく、国境を越えて拡散する結果となりました。このように、現地の人々やその文化に寄り添った発信を続けていく

ことを通じて、日本への理解の増進に努めています。

在メキシコ日本国大使館の公式Facebook：
<https://www.facebook.com/JapanEmb.Mexico/>



■ 大使自ら現地の風習を体験する姿で親日層を拡大

在ルーマニア日本国大使館では、日常生活で馴染みの少ない大使館の活動を、より幅広い層のルーマニアの方々に知ってもらうために、大使の親しみやすいキャラクターを紹介した動画をソーシャルメディアで発信しています。大使がローカル・フードを楽しむ動画を皮切りに、ルーマニアならではの地域文化や家庭料理を体験し、民族衣装を着て季節の挨拶に挑戦するなど、日本の外交官に馴染みのない人も、驚き、楽しめるような、そして日本のファンになってもらえるような発信を心掛けています。

このような工夫により、ルーマニア政府高官や企業・文化関係者との面会の場でも、大使の活動が話題に上がるようになりました。さらに、若者たちから、大使館が出展するイベントで「ミスター・アンバサダーはいるか」と記念写真を求められることもあります。ソーシャルメディアでの発信を通じて、一般市民の大使に対する認知度が飛躍的に高まり、大使館の活動を一層効果的に進められるようになりました。

在ルーマニア日本国大使館の公式Instagram：
https://www.instagram.com/embassy_jpro/



マラムレシュ地方の民族衣装を着用し薪割りに挑戦した片江駐ルーマニア大使を紹介した動画

■ イランの著名人とのInstagram共同投稿



コンサートで共演する塚田駐イラン大使とイラン音楽家シャリフィアン氏

在イラン日本国大使館では、人脈をいかし、特にイランで普及度の高いInstagramを通じて、現地の著名な俳優、芸術家、料理研究家などのインフルエンサーと連携することで、これまで日本とつながりのなかったイランの方々にも親日感情を抱いてもらえるような発信を行っています。

特に、イランの著名な音楽家のコンサートに大使がイランの横笛で出演し、共演動画を同音楽家と大使館の両アカウントで共同投稿した際は大きな反響を呼び、現地の大手メディア

各社で報道されたほか、イラン政府高官の間でも話題となりました。これをきっかけに、インフルエンサーを含むより多くのイランの方々から共同投稿のオファーも得ています。

在イラン日本国大使館Instagramのフォロワー数は、イランにおける各国大使館の中でも特に多く、そこから発信される活動内容は、現地の様々な人々の注目の的となっています。

在イラン日本国大使館の公式Instagram：
<https://www.instagram.com/japaniniran/>



各大使館や大使館長によるソーシャルメディアは外務省ホームページを参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/sns/list_jp.html



コラム

COLUMN

人口比世界一！ ニュージーランドにおける
JETプログラムの功績

在ニュージーランド日本国大使館

JETプログラム¹をご存じですか？ 正式名称は「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」といい、「海外の青年を招致し、地方自治体、教育委員会及び全国の小中学校や高等学校で、国際交流の業務と外国語教育に関わることにより、地域レベルでの草の根の国際化を推進すること」を目的としています²。

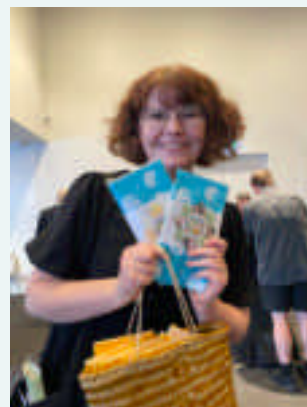
多くの方が学校で外国人の先生に英語を教えてもらった経験があると思いますが、その先生の中にはJET参加者が数多くいます。1987年に同プログラムが創設されて以来、参加者は世界82か国から8万人を超え、日本各地でこのような外国語教育や国際交流を行っています。ニュージーランドでは、頻繁に「私は元JETです。」という方に会います。ニュージーランドはJETプログラム創設当時から参加している4か国のうちの1か国（ほかの3か国は米国、英国、オーストラリア）で、これまでに3,600人以上が参加しています。ニュージーランドの人口は532万人³ですので、国民約1,500人に一人がJET参加者となります。この割合は世界1位です。それほどニュージーランドは同プログラムと深い関わりがある、「JET大国」です。2025年も、171人が日本で英語を教えたり、地方自治体の国際課などで国際交流やスポーツ交流に携わっています。



折り紙アーティストで高校教師の
元JET・ハリング先生

ニュージーランドには、JETプログラムを通じて日本社会に触れ、日本が大好きになって帰ってきた参加者が多くいます。JET参加後は高校で日本語を教える方、折り紙アーティストの方、市政や農業に携わる方など、JETに参加した経験をいかしてあらゆる分野で活躍しています。JET参加者同士が結婚して、その子どもがまたJET参加者となる事例もあります。それぞれ「日本好き」の度合いは異なり、必ずしも日本と直結した仕事をしているわけではありませんが、JET参加者が日本での楽しい思い出を持ち続け、折に触れて周囲に話し、人づてに広がり、日本に行ったことのない人の関心を喚起することで、新しい世代が日本に興味を持ち、JETプログラムに参加するといった好循環が生まれています。

ニュージーランドの親日度は非常に高く、対外親近感に関する意識調査では、歴史的に密接な関係のある英語圏のオーストラリア、英国、カナダに次いで、4番目に日本が位置し、80%の国民が日本を友人と考えています⁴。また政府が定める教育機関における重要外国語5か国言語には日本語が含まれ、日本とニュージーランドとの間には無数の学校間交流や、44の姉妹都市関係があります。ニュージーランドの人々の身近に日本という存在があり、それを支えているのはJET参加者といっても過言ではありません。



みのお
箕面市ハット市国際協力都市提携30周年記念式典で箕面市長と共にハット市を訪問し、通訳として活躍したJET国際交流員のトレースさん(2月、ニュージーランド・ハット)

- 1 JETプログラムについては外務省ホームページ参照
<https://warp.ndl.go.jp/web/20250802042727/https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html>
- 2 JETについてはホームページを参照
<https://jetprogramme.org/ja/about-jet/>
- 3 ニュージーランド統計局（2025年6月30日時点）
<https://www.stats.govt.nz/>
- 4 出典：アジアニュージーランド基金によるアジア認識調査
<https://www.asiamediacentre.org.nz/highlights-of-the-new-zealanders-perceptions-of-asia-and-asian-peoples-2025-surve>



コラム

COLUMN

文化でつなぐ、未来へのパートナーシップ
ーアジア、アフリカ、その先へー

独立行政法人国際交流基金は、2024年から10年間にわたり東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国との間で日本語教育や文化芸術、日本研究・国際対話の分野で、包括的な人的交流事業を行う「次世代共創パートナーシップ ー文化のWA2.0ー」を推進しています。次世代の交流促進と人材育成という目的の下、2025年も多彩な交流が広がりました。

本プロジェクトの柱の一つである「日本語パートナーズ派遣事業」においては、新たにインドへの長期派遣を開始し、中等教育機関などにおいて現地の日本語教師や生徒のパートナーとして授業のアシスタントや日本文化紹介を行いながら、日印の架け橋となるよう日々奮闘しています。

文化芸術分野では、2024年東京国際映画祭に合わせて来日した東南アジアの映画プログラマー8人が、2025年にそれぞれの国で特集上映会を企画・開催し、日本の映画文化の魅力を現地観客と共有しました。また、10月には新たに10人の東南アジアの映画プログラマーが来日し、2年目となる交流プログラムに参加しました。

日本研究・国際対話の分野では、ASEANと日本の大学生28人が、「2050年に向けて、平和でより良い世界を共に創る」というビジョンの実現に向けて、「プラスチックごみ」をテーマとしてグループワークや日本及びフィリピンでの合同研修を行い、課題解決に向けたアクションプランを発表する「日ASEANユース・フォーラム」(TASC)を実施。またASEAN事務局協力の下、高校生による「日ASEAN青少年平和交流・対話プロジェクト (AJPAP)」を立ち上げました。戦後80年の節目となる2025年の初回事業では、4か国の高校生12人が広島で、被爆者証言や平和記念資料館での学びを基にしたワークショップの実施などに共に取り組みました。未来を担う若い世代に焦点を当て、対話と協働を通じた相互理解の機会を提供し、架け橋となる次世代人材の育成を目指します。



日ASEANユース・フォーラム(9月、フィリピン・ビニャン 写真提供：国際交流基金)

アフリカにおいても、第9回アフリカ開発会議 (TICAD 9) を契機に、日本文化への関心を広げる活動を展開しました。エジプトやコートジボワールに日本の大ヒットアニメの主題歌を歌うアーティストを派遣したアニソン公演や、エチオピア、ナイジェリア、ルワンダで「日本映画祭 (JFF) アフリカツアー」と題した大規模な日本映画上映事業を実施しました。日本文化を通じた共感の輪を広げ、2026年もアフリカ諸国での文化芸術交流を展開していく予定です。また、サブサハラ地域の日本語教育振興を目的として毎年開催されている「アフリカ日本語教育会議」に、2025年は国際交流基金が共催者として加わり、各国の日本語教育の現状・課題を共有しました。会議に参加した教師たちは、会議実施後も日本語教授法の実践報告をするなど、情報交換を続けています。



サブサハラ・アフリカ日本語スピーチコンテスト (7月18日、マダガスカル・アンタナナリボ 写真提供：国際交流基金)

これからも、アジアやアフリカのみならず、世界中で、次世代の共感と信頼を育む国際文化交流を進めていきます。

第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	312
第2節	海外における日本人への支援	324
第3節	国民の支持を得て進める外交	334



第1節

世界とのつながりを深める日本社会と日本人

1 外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外務省の貢献

(1) 総論

7月、政府の外国人施策の司令塔となる事務局組織として、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、外務省も参画した。11月に第1回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」が開催され、茂木外務大臣が出席した。人口減少に伴う人手不足の状況において外国人材を必要とする分野があることは事実であり、インバウンド観光も重要である。一方、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民が不安や不公平を感じる状況が生じていることもまた事実である。外務省としても引き続き関係省庁と連携しつつ、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて積極的な役割を果たしていく。

(2) 査証(ビザ)制度

2025年の年間訪日外客数は過去最高を更新した。外務省では、円滑な査証業務の推進と、犯罪や不法就労を目的とする者又は人身取引の被害者となり得る者などの入国を未然に防止する観点からの厳格な査証審査の双方を維持しつつ、適切な形での観光立国推進や外国人の受入れなどに寄与するため、必要な物的・人的体制の整備及び関連業務の合理化に引き続き取り組んでいる。

その上で、外務省は、日本の出入国在留管理や治安への影響、各国・地域との人的交流促進による経済波及効果、相互理解の増進、相手国・地域との関係強化などを総合的に勘案し、関係省庁間で綿密な調整を行い、政府として最終的な可否を慎重に判断した上で、短期滞在に係る査証の戦略的な緩和措置をこれまで実施してきた。2025年には、パラグアイ及びモンテネグロに対して査証免除措置を導入し、アラブ首長国連邦に対して査証免除での滞在可能期間を最大30日から最大90日に拡大した。また、各国との青少年交流の更なる促進の観点から、スロバキア、ドイツ、アイルランド及び韓国とのワーキング・ホリデー制度について、相手国参加者に対し従前の一生涯1回から一生涯2回まで参加可能とする見直しを行った。

(3) 外国人材の受入れをめぐる取組

外務省は、外国人材の受入れ及びその環境整備に向けた取り組みの一つとして、特定技能制度(2019年4月創設)において送出国との情報連携の枠組みなどを定める協力覚書の作成や、同覚書に基づく二国間協議に参画しているほか、技能実習制度に代わる育成就労制度の新設に係る法改正(2024年)を受け、2027年の新制度施行に向けて関係省庁と連携して取り組んでいる。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設立された組織である。世界中の人々が平和と繁栄を享受できる環境作りのために、様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や特性をいかして活動している。ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢、それに伴う食糧・人道危機などを始め、環境、気候変動、難民、感染症対策、持続可能な開発、軍縮・不拡散、紛争予防・平和構築、エネルギー、防災、労働、人権・人道、ジェンダーの平等など、いかなる国も一国では解決することのできない地球規模の課題に対応するため、多くの国際機関が活動している。国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会から期待される役割を十分に果たしていくためには、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献する能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要である。日本は、これら国際機関の加盟国として、政策的貢献だけでなく、分担金や拠出金を通じた財政的貢献を行っているほか、日本人職員の活躍も重要な日本の貢献である。また、より多くの優秀な日本人が国際機関で活躍することによって、国際社会における日本のプレゼンスが一層強化されることが期待される。各日本人職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々であるが、国際社会が直面する諸課題の解決という目標は共通している。さらに、国際機関において職務経験を積み、世界を舞台に活躍できる人材が増加することは、日本の人的資源を豊かにすることにもつながり、日本の発展にも寄与する。

現在、国連（UN）を始めとする国際機関で多くの日本人が活躍している。15の国連専門機関のうち、万国郵便連合（UPU）⁽¹⁾では2022年1月から目時政彦氏が同機関トップの国際事務局長（2025年9月に再選）を、国際民間航空

機関（ICAO）⁽²⁾では2026年1月から大沼俊之氏が同機関トップの理事会議長を務めている（314ページ コラム参照）。また、国際司法裁判所（ICJ）及び国際刑事裁判所（ICC）の各所長は日本人が務めているほか、国際海洋法裁判所（ITLOS）⁽³⁾では設立以来一貫して日本人判事を輩出している。

国際社会におけるルール形成を主導し、グローバルな課題に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれば、日本と国際機関の連携強化につながる国際機関の長を含む要職の獲得は重要な課題である。優秀な人材を積極的に輩出できるよう、長期的視野に立ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応をしていく必要がある。

日本人職員の増加を目指し、日本政府は2025年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする目標を掲げ、その達成に向けて、外務省は、関係府省庁、大学や団体などと連携しつつ、世界を舞台に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を積極的に行ってきた。現在、979人（2024年末時点、外務省調べ）の日本人が専門職以上の職員として、世界各地の国連関係機関で活躍している。

日本人職員の増強に向け、外務省は、国際機関の正規職員としての勤務を志望する若手の日本人を2年間、国際機関に職員として派遣し、職務経験を積む機会を提供することで派遣後の正規ポスト獲得に繋げるジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）の派遣制度（353ページ コラム、352ページ資料編参照）や、将来の国際機関幹部候補となり得る日本人に中堅レベルの職務経験を提供し昇進を支援するための派遣制度を設けている。これらの取組を通じ、日本人職員を増強することに加え、日本人職員の一層の採用・昇進に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り組んでいる。

(1) UPU : Universal Postal Union

(2) ICAO : International Civil Aviation Organization

(3) ITLOS : International Tribunal for the Law of the Sea

コラム

COLUMN

大沼俊之国際民間航空機関（ICAO）理事会議長の選出

国際民間航空機関（ICAO）¹は、1944年に採択された国際民間航空条約（シカゴ条約）に基づき設立された国連専門機関であり、航空の安全や環境保護など航空の様々な分野に関わる国際的なルール策定を行っています。また、近年は、ロシアによるウクライナ侵略や北朝鮮によるミサイル発射などの地政学的課題について議論されることも多くなっています。

ICAOの最高意思決定機関は、3年に1度開催され、193の全加盟国・地域が参加する総会です。その下に、総会で選出される36の理事国をメンバーとして国際標準の採択・審議などを行う常設の理事会と、ICAOの運営をサポートする事務局が置かれています。日本は、1953年10月のICAO加盟後、1956年に理事国入りし、以降常に理事国として政策、資金、人材などを通じてICAOに貢献してきました。

事務局長を組織のトップとする国際機関が多い中、ICAOにおいては、事務局の長たる事務局長ではなく、締約国の代表からなる理事会の長である理事会議長が「プレジデント」と呼ばれ、ICAOのトップとして位置付けられています。

日本政府は、ますます重要性が高まるICAOへの貢献を一層強固なものとするため、2024年1月に大沼俊之国土交通省航空局次長を次の理事会議長選挙の候補として擁立することを決定しました。大沼氏は、1992年に当時の運輸省に入省し、航空政策に精通した法律の専門家として30年以上にわたる経験を積み重ね、国際航空の発展に尽力してきました。また、2001年から2年間、ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）²としてICAO法律局に派遣された経験を持ち、2024年12月以降はICAO日本政府代表部特命全権大使として、積極的に議論に貢献し、各国から高い評価と信頼を得てきました。

擁立以降は、日本政府として、関係各国に対する積極的な支持要請を行うとともに、大沼候補自身も自身のビジョンを各国に訴える活動を行いました。その結果、大沼氏は、2025年11月26日にモントリ



大沼氏への議長権授与式（11月28日、カナダ・モントリオール）写真提供：ICAO事務局



現地でのレセプションにおける大沼氏の挨拶（11月27日、カナダ・モントリオール）

オール（カナダ）で実施されたICAO理事会議長選挙において、次期理事会議長として選出されました。アジア大洋州地域出身の理事会議長選出は、ICAO創設以来の約80年の歴史において初めてとなります。

大沼氏は、2026年から2028年の理事会議長としての任期中、安全で持続可能な国際航空を目指すICAOのコアミッションの強化、グローバルプラットフォームとしてのICAO、法の支配の推進という三つの柱を掲げ、ICAOの運営に取り組むことを公約に掲げています。日本政府も、大沼議長率いるICAOと緊密に連携し、国際民間航空分野における国際基準の策定・実施に引き続き貢献していく考えです。

1 ICAO : International Civil Aviation Organization

2 JPO派遣制度：国連を始めとした国際機関への就職を支援する目的で、各国政府の費用負担を条件に、国際機関が若手人材を受け入れる制度。外務省は、1974年から同制度による派遣を開始している。

コラム

COLUMN

国連の舞台を支えてきた日本人の声 紛争の予防と平和的解決を追求する国連キャリアを志して

国連事務局政務平和構築局・平和事業局、欧州中央アジア統合地域部長 後藤 佳世子

国連事務局政務・平和維持活動（PKO）両局の欧州中央アジア担当ディレクターとして勤務して、早3年半が経ちました。空席公募が2021年秋にあり、任命されたのは翌年2月末、ロシアがウクライナへ軍事侵攻した数日後でした。これを境に、欧州の安全保障体制は大きくシフト、国連憲章の基本理念は脅かされ、国際社会は大きく分断しています。「凍結」状態となった紛争を主に扱う比較的穏やかな仕事だったはずが、ウクライナ情勢や再炎する紛争リスクに国連としてどう対峙していくか——もっと大げさに言えばこれからの国連の「存在意義」のようなもの——を模索する、忙しい毎日となっています。

任官時、古くからの同僚達から「これまでの国連人生を総括したような仕事だね。」と言われ、なるほどと思いました。ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）としてスタートして34年目、任地8か国、10の部署・機関をまたぐ多様な業務に就けたのは大変幸運で、現在の私の重要な「強み」となっています。常に新しいことにトライするのが好きな私ですが、国連を目指した当初から一貫しているのは「紛争の予防・解決」に貢献したいという思いでした。現職に至るまでに全14ポスト、軸となるこのテーマに様々な観点から関わることができました。

中でも最も印象に残ったのは、「フィールド」勤務。アフガニスタンや東ティモールでのPKO活動、バルカン地域での復興支援など、混迷する紛争地で国連の掲げる理想を追求する複雑さに葛藤する毎日でした。そして、現場のニーズと課題を、加盟国の利害がぶつかる「国際政治」の大舞台に反映させていく本部での仕事。特に、事務総長官房の政務官として国連トップをサポートする任務からは、各案件を組織全体の優先性や関連性を大局的に俯瞰して判断していくことを学び、管理職として働く今の自分の基盤となっています。さらに、所属母体である事務局だけにとどまらず国連システムを構成する他機関へ出向した経験。国連開発計画（UNDP）では紛争から開発への移行を促進する政策調整に携わり、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）では国際犯罪やテロ防止の支援事業に尽力し、化学兵器禁止機関（OPCW）では軍縮の仕事に初めて携わることができました。雑多なようですが、「紛争」というテーマを軸に自分なりに紡いできた国連ジャーニー、どれが欠けても、またバランスが崩れても、現在の自分には至らないように思います。

入って間もない頃、当時のアナン事務総長のアドバイスを伝え聞いたことがあります。「Move！」。国連でキャリアを築くのであれば、多彩な仕事を多彩な所で経験すべし。昨今ではMobilityといわれ、国連人事政策の柱となっています。振り返ってみて、フィールド、本部、国連システムの任務を均等にバランス良く「Move」し、有意義だと感じられる仕事をする事ができている今、尊敬する元事務総長の助言を少しでも体現できたかなと感じています。

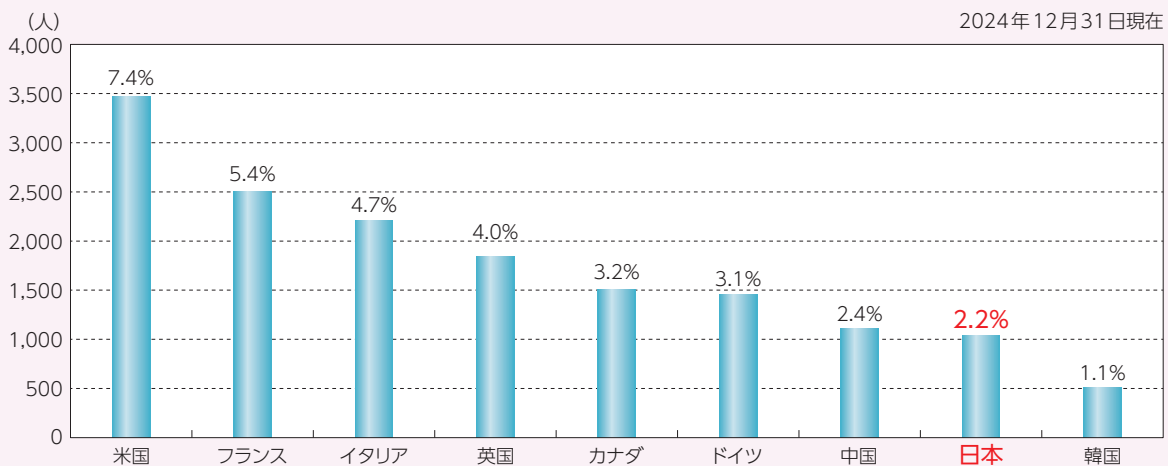


女性と若者の平和への政治参加をサポートする国連事務局主催の会議に出席（最前列左から三人目が筆者、5月、ウクライナ・キーウ）



国連安全保障理事会の会合で、ウクライナ情勢について報告（最前列右から二人目が筆者、11月）

■ 国連機関の国別職員数 (国連調べ、専門職以上)



(注1) 本表は、任期1年以上の国際専門職以上の職員数
 (注2) %は職員総数(46,585)に占める割合を示す。
 (注3) 外務省調べとは算出方法が異なる。

出典：国連資料 (CEB/2025/HLCM/HR/11)

国際機関勤務を志望する日本人に対しては、外務省国際機関人事センターのホームページ⁽⁴⁾やメーリングリスト、ソーシャルメディア(フェイスブック、X、リンクトイン、インスタグラム)、動画配信などを通じて国際機関の空席情報などの情報を随時提供しているほか、応募に関する支援にも力を入れている。国際機関で働く魅力や就職方法を説明するセミナーのほか、国際機関の幹部職員や人事担当者を招いた説明会をオンラインや実地会場で実施⁽⁵⁾するなど、広報に努めている。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも多く国際機関で活躍できるよう、日本人職員の増強及び昇進支援に今後もより積極的に取り組んでいく。

(2) 非政府組織 (NGO) の活躍

ア 開発協力分野

日本の国際協力NGOは、日本の顔の見える国際協力の担い手として、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を実施する、国際協力の戦略的パートナーで

ある。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に対する無償資金協力(「日本NGO連携無償資金協力」)によりNGOを通じたODAを積極的に行っており、事業分野は教育・人づくり、医療・保健、防災、水・衛生、農村開発、障害者支援、地雷・不発弾処理など多岐にわたる。2024年度は、アジア、アフリカ、中東、中南米など36か国・1地域で日本NGO連携無償資金協力事業を実施する53団体に対し、102件の資金供与を行った。さらに、NGO自らが実施主体となって行う開発協力事業の案件形成、事業実施後の評価事業や、国際協力活動の拡大などに資する活動への支援を行うNGO事業補助金を交付している。

また、2000年に、政府、NGO、経済界との協力や連携により、大規模自然災害や紛争発生時に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立されたジャパン・プラットフォーム(JPF)(318ページ コラム参照)には、2025年12月時点で50のNGOが加盟している。JPFは、2025年には、ミャン

(4) <https://www.mofa-irc.go.jp/>

(5) 上記脚注1のサイトの「お知らせ」に掲載



マー中部地震被災者支援、パキスタン水害被災者支援、ガザ飢饉緊急支援、アフガニスタン東部地震被災者支援などのプログラムを立ち上げたほか、シリア、南スーダン、アフガニスタン、イエメン、ミャンマー、タイ、エチオピア、スーダン、ウクライナ、ガザにおける難民・国内避難民支援を実施した。

外務省は、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍できるように、能力強化、専門性向上、人材育成などを目的に様々な施策を通じてNGOの活動を支援しており、その具体的成果を外務省ホームページに掲載している。2025年、外務省は、NGO活動環境整備事業として「NGO相談員制度」、「NGOスタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」及び「NGO研究会」の4事業を実施した。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした「NGO・外務省定期協議会」について、2024年度は、「全体会議」が2024年6月に、各委員会の「連携推進委員会」及び「ODA政策協議会」が同年7月、12月及び2025年3月に開催され、活発な意見交換が行われた。

1 そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や「ビジネスと人権」に関する行動計画、国連安保理決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者や有識者を含む市民社会との対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトなどの実施に際して、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや有識者と対話を行っており、「非核特使」及び「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被爆者などが世界各地で被爆の実相を伝えるためのNGOなどによる活動を後押ししている。2025年12月時点で、113件延べ335人が非核特使として、また、60件延べ834人がユース非核特使として世界各地に派遣されるなどし

ている。

国際組織犯罪対策では、人身取引の分野において、官民一体となった対策を推進するため、政府は、近年の人身取引被害の傾向や、それらに適切に対処するための措置などについて、NGOとの意見交換を行っている。

(3) 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊 (JICAボランティア事業) は、技術・知識・経験などを有する20歳から69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・寄与することを目的とするJICAの事業である。本事業が発足した1965年以降、99か国に延べ5万7,442人の隊員を派遣し (2025年3月末時点)、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーの9分野、約180職種にわたる協力を展開している。帰国した協力隊経験者の知見を教育現場や地域社会、民間企業で活用するなど、国内社会への還元の取組も進めており、日本の国民参加による協力隊の活動は、受入れ国を始め、国内外から高い評価を得ている (319ページ コラム参照)。JICA専門家の活動は、専門的な知識、知見、技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な技術及び知識を伝え、協働して現地に適合する技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業である。JICA専門家は、保健・医療や水・衛生といったベーシック・ヒューマン・ニーズ (人間としての基本的な生活を営む上で最低限必要なもの) を満たすための分野や、法制度整備や都市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する分野など、幅広い分野で活動しており、開発途上国の経済及び社会の発展と日本との信頼関係の醸成に寄与している。2024年度は、1,951件の新規及び継続契約に基づき、108か国・地域にJICA専門家が派遣された (専門家・調査併せた派遣数は10,055人)。

コラム

COLUMN

支援の輪で、未来をつくる： ジャパン・プラットフォーム 設立25周年



ジャパン・プラットフォーム（JPF）は、NGO・経済界・政府の三者が対等なパートナーシップで連携する、世界でも類を見ない緊急人道支援のプラットフォームとして、2000年に設立されました。以来、JPFは、自然災害の被災者や、紛争による難民・避難民に寄り添いながら、迅速かつ効果的に日本からの支援を届け続け、2025年に25周年を迎えました。

JPF事業の三つの特徴は、「迅速性」、「専門性」、「透明性」です。発災当日に迅速に出動を決定できる体制を備え、現在加盟する50（2025年12月時点）のNGOの各専門性をいかし、医療、食料・物資、水・衛生、教育、心のケア、農業、生活再建など、現地のニーズに応じて包括的な支援を展開できることが強みです。また、外部専門家も加わった審査やモニタリングを通じて、支援の質と説明責任を担保しています。

2022年2月以降のウクライナ危機では、戦争が人々の生活やインフラに深刻な影響を与える中、長期に及ぶ避難生活を支援しています。国際的な分析を踏まえ、現地で活動するNGOと協働して策定した国・地域別の短・中・長期的な戦略（対応計画）に基づき、各加盟NGOの強みをいかした支援を展開してきました。

3月のミャンマー中部地震では、発災当日から、既に2021年の政変による国内避難民支援を継続していた加盟NGOによる緊急支援・ニーズ調査を開始し、命を守る迅速な対応と早期復興のための支援を行いました。

パレスチナ・ガザ地区では、支援の実施が厳しい状況下で人道支援ルートを確認し、多くのNGOが食料・物資配布を実施しています。日本のNGOによるきめ細かな活動は、現地文化を尊重したものであるとして高く評価されています。

アフガニスタン、南スーダン、シリアなど、長期的な人道危機にある地域においても、現地の人々の主体性と尊厳を大切にしながら支援を続けています。

“支援のプラットフォーム”であるJPFは、誰もが思いを寄せ、支援の輪に参加できる場所として発展し続けています。設立以来、6,000社以上の企業が寄付やサービス提供を通じて参画しており、多様化する支援ニーズに応えるための更なる連携が期待されます。

支援現場と社会をつなげ、課題解決の促進を目指すため、メディアとの連携にも尽力し、数多くの発信を実現してきました。命と尊厳を守る目的を共有しながら、相乗効果を生む報道や支援の可能性を追求しています。

これまでにJPFは、65以上の国・地域で、総額967億円、2,400件以上の支援事業を実施してきました。その先には、私たちと同じように家族や友人と生活を営む人々がいます。すべての人が自らの未来を切り拓き、安心して暮らせる社会の実現を目指して、そして、次世代の子どもたちが平和で幸せな未来に希望をもって生きることができるよう、JPFはこれからも、多様な連携を推進し、より多くの人々が関わることのできる支援の輪を広げていきます。



食料を配布する現地スタッフと受け取るガザの人々（ガザ支援プログラム「ガザ人道危機対応支援／ガザ飢きん緊急支援」による支援 ©NICCO/WCK）



外務省との協力体制で、日本から届ける身近な人道支援の発信にも尽力した「グローバルフェスタ JAPAN 2025」(©JPF)

コラム

COLUMN

独立行政法人国際協力機構（JICA）海外協力隊 発足60周年

■ JICA海外協力隊発足60周年記念式典

JICA海外協力隊は2025年に発足60周年を迎え、11月13日には天皇后陛下の御臨席のもと、記念式典が行われました。式典第1部では、英利アルフィヤ外務大臣政務官が高市総理大臣の祝辞を代読し、60年にわたるJICA海外協力隊の活動を労い、隊員経験者の帰国後の活躍への期待を示した上で、協力隊が築きあげてきた信頼と絆は、かけがえのない財産であると述べました。第2部では隊員経験者が登壇し、様々な隊員の帰国後の活躍が紹介されました。式典は発足60周年を祝うとともに、その歴史を振り返り、協力隊の意義を改めて確認する機会となりました。



JICA海外協力隊発足60周年記念式典でおこたばを述べられる天皇陛下(写真提供：JICA)

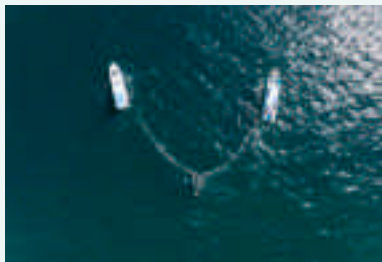
■ JICA海外協力隊経験者の声「ブルキナファソの現場知を起点に、海洋ごみを減らす仕組みへ」

ブルキナファソ派遣・環境教育職種（2017～2019） 江川 裕基

学生時代に各地を旅したとき、処理されずに積み上がるごみの景色を見て、廃棄物問題に対して何かできることはないかと考えるようになりました。2017年、JICA海外協力隊としてブルキナファソに環境教育の職種で赴任し、学校や自治体と協働して教育現場での啓発活動と地域清掃を進めました。一方、最終処分場がないという現実にも直面し、簡易な埋立地を作りました。この経験から、問題を解決に前進させる一つの方法として、教育などの「ソフト」とインフラなどの「ハード」を組み合わせる重要性、そしてボランティアだけに頼らない仕組み作りと団体として活動する必要性を学びました。現地の行政と対話を重ね、トライアンドエラーを繰り返し、失敗の中での学びを蓄積していく過程で、今まで関心が無かった人たちを巻き込むための鍵は「人々の心に刺さるような大きなビジョンと実際にそれを前に進める実行力」にあると実感しました。



JICA海外協力隊員として行った幼稚園でのごみ啓発活動(筆者中央、2019年2月、ブルキナファソ・ウドゥグ 写真提供：江川裕基)



小豆島の近海でマイクロプラスチックを回収した合同海洋ごみ回収実証実験(2024年9月、香川県小豆島 写真提供:cubic-itt [島空撮])

帰国後は、海外での廃棄物活動経験をいかし、NPO法人クリーンオーシャンアンサンブルを設立し、香川県小豆島を拠点に海洋ごみ問題に向き合い始めました。漁業者、自治体、企業、市民と連携し、海上・河川での回収技術開発、回収海洋ごみの可視化、再資源化までを一体で進め、海洋ごみ回収活動をボランティアで終わらず、経済的かつ社会的に価値ある活動として昇華させること、定量化された回収量が流出量を上回る仕組み作りを目標にしています。テクノロジーや科学的な側面からも活動に付加価値を与え、団体の経営を見直しながら、持続可能な事業として成り

立たせる工夫を積み重ねています。

皆様の応援や支援のお陰で、活動は着実に進化し、協働する団体は増え、海洋ごみ回収量・再資源化量も年々増加しています。協力隊で得た学びは今も変わりません。現場の小さな活動から始め、手に入るもので創意工夫を続け、大きなビジョンと実行力で人々を巻き込み、少しずつ仕組みにしてい——多くの失敗の中にある小さな成功を積み重ね、次の世代へ渡す——その連なりが、海に流れ込むごみを確実に減らし、「海洋ごみゼロの世界」に繋がる道だと信じています。

3 地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地方創生にも積極的に取り組み、地方との連携による総合的な外交力を強化するための施策を展開している。

日本国内では、駐日外交団や商工会議所、企業関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招き、レセプションの開催やブースでの展示を通じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する「外務大臣及び知事共催レセプション」を実施している。2月に群馬県、3月に長野県、10月に富山県との共催でレセプションを実施し、駐日外交団を始めとする参加者と各県との更なる交流の促進につながる機会となった。群馬県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣の代理として出席した藤井外務副大臣から、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことに触れつつ、群馬県の地酒を始め

日本産酒類の魅力を世界に発信するため、最大限努力していくと述べた。同レセプションでは、県産品である農林水産物や地酒、伝統工芸品、県内各地の温泉を始めとする観光などを紹介するブースを設けるとともに、ステージでは地元の高校生ダンス部によるダンス・パフォーマンスも行われた。長野県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣から、飯倉公館や在外公館の施設を最大限活用し、地方自治体と連携しながら、日本産の酒や農産物の販路拡大、インバウンドの誘致も含め、地方創生に取り組んでいると述べるとともに、長野県が誇る食や伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力を求めた。同レセプションでは、長野県の観光、食品、伝統工芸品、健康長寿などに関する取組を紹介する様々なブースを設けるとともに、ステージでは蕎麦打ちの実演及び戸隠流忍者のパフォーマンスも行われた。富山県との共催レセプションでは、岩屋外務大臣から、飯倉公館や在外公館を活用し、地方自治体と連携しながら、日本産の酒や食品の輸出拡大に力を入れていると述べるとともに、寿司を始めとする富山県が誇る食や伝統工芸品などの魅力が世界に発信されるよう、協力を求めた。同レセプションでは、富山県の食品、日本酒、観光、伝統工芸品のほか、ウェルビーイング（幸福度）、震災からの復旧・復興などに関する取組を紹介する様々なブースを設けるとともに、ステージでは



群馬県知事との共催レセプション(2月19日、東京・外務省飯倉館)



長野県知事との共催レセプション(3月18日、東京・外務省飯倉館)



富山県知事との共催レセプション(10月15日、東京・外務省飯倉館)

「おわら風の盆」のパフォーマンスも行われた。

このほか、外務省は地方自治体などとの共催で、各国の駐日外交団や商工会議所、関連企業などの関係者に対して各地域の地元産品、観光や産業、投資などの施策や魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」を実施している。1月20日には、東京都内で、大阪府堺市、沖縄県、栃木県日光市及び徳島県上勝町との共催でセミナーを開催した。また、11月10日には、福井県、島根県益田市、島根県浜田市、長野県軽井沢町との共催でセミナーを開催した。セミナーでは、プレゼンテーションを通じた地域の魅力の発信、参加者との交流会における各地域の特産品、観光スポット、産業などの紹介、伝統芸能の実演などが行われた。セミナーは、東京に居ながらにして地方の魅力を直接体験できる貴重な場であるとして参加者から好評を得るとともに、地方自治体と駐日外交団などの参加者との交流の促進にも資するものとなった。

また、外務省は地方自治体との共催で、駐日外交団に地方の多様な魅力を現地で直接体験してもらうことを目的に「駐日外交団による地方視察ツアー」を実施している。7月9日及び10日には、関西広域連合との共催で「自然と文明の共生を巡る関西の旅」をテーマに徳島県、兵庫県及び京都府へのツアーを実施し、自然と共存する先進的取組や技術の視察を通じて、関西の多様な魅力を紹介した。9月30日及び10月1日には、「アジフライの聖地・水中考古学の聖地魅力体験ツアー」をテーマに長崎県松浦市へのツアーを実施し、同市の多様な地域資源を「見て・体験して・味わう」機会を駐日外交団に提供した。10月30日及び31日には、「時を超えた職人技に触れる旅」をテーマに岡山県備前市及び瀬戸内市へのツアーを実施し、備前焼や備前刀の関連施設等の視察を通じて、両市の観光、歴史、食、特産品などの多様な魅力を紹介した。

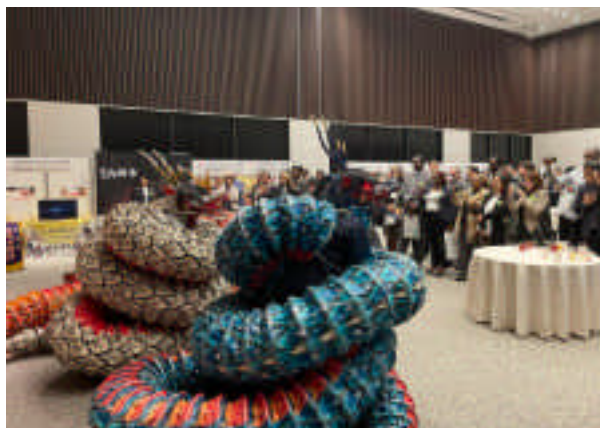
さらに、外務省では地方自治体に対し、地域



1月20日に行われた「地域の魅力発信セミナー」における、第一部プレゼンテーションの様子



上勝町ゼロ・ウェイストセンターを訪問する外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）(7月9日、徳島県上勝町)



11月10日に行われた「地域の魅力発信セミナー」における第二部交流会の様子



松浦市長らと記念撮影を行う外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）(9月30日、長崎県松浦市)

レベルの国際交流活動に密接に関係する最新の外交政策などに関する説明の場として「地方連携フォーラム」を開催しており、2025年度は2026年2月に開催した。

海外での事業については、東日本大震災後の国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として日本の地域の魅力発信、日本各地の製品の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な広報事業として「地域の魅力海外発信支援事業」を実施している。10月から2026年3月にかけて、中国においてオンライン形式での情報発信を含む形で実施した。SNSを活用して多くの人々に日本の観光・文化・食などの地域の魅力を体感してもらうことを目標に、33の日本の自治体がそれぞれの魅力を伝える動画を作成し、在中国日本国大使館の^{ウェイボー}微博（中国SNS）アカウントなどで配信した。また、在中国日本国大使館が主催するイベントにおいて、日本の食品関連企業や自治体が食や観光のPRを実施した。こうした取組では、キー・オピニオン・リーダー（KOL）やインフルエンサーも活用することで、より多くの人々に日本の地域の魅力が伝わっている。

また、在外公館施設を活用して地方自治体はその魅力を発信することを通じて、地方製品の販路拡大、インバウンド促進などを旨とする「地方の魅力発信プロジェクト」を11件実施した。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開催される「在外公館における天皇誕生日祝賀レセプション」で地方の産品や催事などを紹介・発信する場を設けている。天皇誕生日祝賀レセプションは、2025年には、245の在外公館において対面開催され、そのうち116公館において地方の魅力発信を行った。

このほか、外務省では様々な取組を通じて、日本の自治体と海外との間の各種交流を支援し



旧閑谷学校を訪れた外交団（駐日外交団による地方視察ツアー）
（10月30日、岡山県備前市）



地域の魅力海外発信支援事業で在中国日本国大使館のSNSアカウントから発信した自治体のPR動画

てきた。具体的には、在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪問して、国際交流・経済交流関係担当幹部などと意見交換を行うことや、在外公館長の赴任前や一時帰国の際に地方を訪問し、姉妹都市交流や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン交流に関する意見交換や講演を行うことで、地方の国際的取組を後押ししている。また、日本の自治体と姉妹都市提携を希望している海外の都市などがある場合は、都道府県及び政令指定都市などに情報提供し、外務省ホームページの「グローバル外交ネット」⁽⁶⁾で広報するなどの側面支援を行っている。

地方連携の取組を紹介する広報媒体としては、「グローバル外交ネット」のほか、毎月1回メールマガジン「グローバル通信」⁽⁷⁾を配信し、加えて「X」⁽⁸⁾による投稿を行っている。

(6) 「グローバル外交ネット」については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html>

(7) 「グローバル通信」については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001870.html

(8) 地方連携推進室X：<https://twitter.com/localmofa>



これら広報媒体においては、外務省の地方連携事業や地方自治体が進める姉妹都市交流、ホストタウン交流、地方の国際的取組などを紹介している。

また、各地の日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛、日本ワインなど）の海外普及促進の一環として、各在外公館における任国要人や外交団との会食での日本産酒類の提供、天皇誕生日祝賀レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒で乾杯するなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極的に取り組んでいる。その際には、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録さ

れている点についても積極的にアピールしている。

さらに、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）は、開発協力においても地方自治体と連携しており、上下水道や廃棄物処理など、地域住民向けの公共サービス分野で、日本の地方自治体職員を専門家として派遣したり、施設・機材等を整備する事業の実施において自治体職員に関与してもらったりするなど、地方自治体が有する技術・ノウハウが課題解決に役立つような開発協力に取り組んでいる。

第2節 海外における日本人への支援

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2025年の事件・事故などとその対策

2025年は、年間延べ約1,473万人⁽¹⁾の日本人が海外に渡航し、2025年10月時点で約130万人の日本人が海外に居住している。このような海外に渡航・滞在する日本人の生命・身体を保護することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

邦人出国者数の回復、世界情勢の流動化などを背景に、海外において邦人が様々なリスクに遭遇する可能性が高まっていることを踏まえ、あらゆる形態の邦人保護に臨機応変に対応するため、2025年8月に領事局内の体制を再編し、海外邦人緊急事態課と海外邦人安全支援室を新設した。テロを含めた緊急事態対応や各国・地域の危険情報の発出を海外邦人緊急事態課が、個別の邦人に対する一般邦人援護と海外安全対策の広報・啓発を海外邦人安全支援室が担当する。

2020年以降、日本人が犠牲となるテロ事件は発生していなかったが、2024年4月にカラチ（パキスタン）において日本人1人が負傷する襲撃事案が発生したほか、2025年も各地で多くのテロ事件が発生した。欧米等での主なテロ事件としては、ニューオーリンズ（米国）での車両による襲撃事件（1月）、ベルリン（ドイツ）、ミユルーズ（フランス）、フィラハ（オーストリア）での刃物による襲撃事件（2月）、パハルガム（インド）での銃撃事件（4月）、ビーレフェルト（ドイツ）での刃物による襲撃事件（5月）、マンチェスター（英国）

における教会襲撃事件（10月）などが挙げられる。また、中東では、イラン、シリア、アフガニスタンを中心に、南西アジアではパキスタン、インド、アフリカでは、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、モザンビークなどにおいても多くのテロ事件が発生した。

近年、イスラム過激派の活動は世界各地に拡大しており、多くの日本人が渡航・滞在する欧米やアジアでもテロが発生している。現地で生まれ育った者がインターネットなどを通じて過激思想に感化され実行するテロ（ホーム・グロウン型）や、組織とのつながりが薄い単独犯によるテロ（ローン・オフエンダー型）、不特定多数の人が集まる日常的な場所（ソフトターゲット）におけるテロが引き続き多く発生している。また、欧米では特定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪（ヘイトクライム）を始めとして極右・極左主義者による暴力的な活動も活発になっている。

2025年も世界各地で日本人が犯罪被害を受ける事件、交通事故、登山中の事故などが発生し、支援を行ってきた。

自然災害は世界各地で発生しており、地震、台風、ハリケーン、大雨、山火事などでは大きな被害が出た。多数の死傷者が発生したミャンマー中部での大地震（3月）では、日本人1人も犠牲となり、ご家族の支援などを行った。

中東では、イスラエルとイラン間での攻撃の応酬の激化を受け、両国の危険レベルを引き上

(1) 出典：出入国在留管理庁

げるとともに、政府が手配したバスによりイスラエル及びイランからの日本人の出国を支援した（6月）。これは、初の2か国同時での陸路退避オペレーションであり、邦人など計128人が退避を完了した。

これら緊急事態発生時に、外務省では、現地公館の初動体制を整え、邦人援護活動に速やかに従事するため「海外緊急展開チーム」（Emergency Response Team：ERT）を派遣している。ERTは、2013年1月にアルジェリアで発生した邦人に対するテロ事件を受けて設置され、テロ事件や大規模事故・自然災害等に邦人が巻き込まれた、又は巻き込まれることが懸念される緊急事態発生時に派遣している。2025年には、ミャンマー中部での大地震（3月）や、イスラエルとイラン間の交戦激化（6月）などの際に、ERTメンバーを派遣した。

また、地域情勢に応じ、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関する海外安全情報を随時発出した。

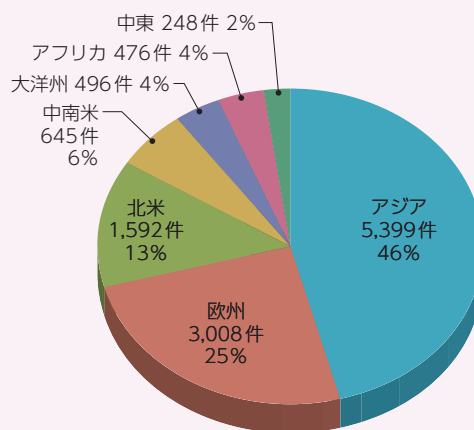
外務省は、感染症など、健康・医療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

2025年には、コンゴ民主共和国においてエボラ出血熱の新たな症例が報告されたほか、世界各地で麻しんが流行し、中東では中東呼吸器症候群（MERS）の感染例が報告された。また、デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症といった蚊が媒介する感染症が中南米、アジア及びアフリカを中心に流行した。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2024年に対応した日本人の援護人数は、延べ10,287人、援護件数は11,864件であった。このような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、日本人への各種支援や出入国・治安関連などの情報発信をきめ細かな形で実施した。

2024 海外邦人援護統計



出典：2024年版海外邦人援護統計

具体的には、「海外安全ホームページ」で各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期渡航者などに対して、渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールやLINEで配信している。



3か月未満の海外渡航者向け「たびレジ」と、3か月以上の海外滞在者向け「在留届」を、俳優の石田ひかりさんと森高愛さんが紹介



(動画)

https://www.youtube.com/watch?v=TKjylf_moW4



(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

特集

SPECIAL
FEATURE海外での緊急事態に備える！
—邦人保護に関する外務省の取組と他国との協力—

海外に滞在する日本人の生命、身体を守ることは、日本政府の最も重要な任務の一つです。なかでも、危険にさらされている日本人の安全な場所への退避支援は、外務省にとって大きな責任を伴う業務であり、常日頃から準備を行っています。加えて、昨今では自国民の退避における他国との連携強化にも取り組んでいます。

最近の退避支援の例として、6月にイスラエル・イラン間の攻撃の応酬が激化した際の対応があります。日本政府は、イスラエルから25人、イランから103人の邦人及びその家族等について、陸路による隣国への退避支援オペレーションを二つ同時に実施しました。退避した方々からは、「迅速で丁寧な対応に心から感謝しています」など、多くの感謝の言葉を頂きました。

海外での重大な緊急事態の場合、外務省は「海外緊急展開チーム（Emergency Response Team：ERT）」要員を現地へ派遣し、大使館・総領事館の体制を強化します。普段は本省や世界各国にある在外公館で勤務しつつ、緊急時には領事、語学、医務、プレスの専門家として現場に駆け付けるため、ボランティアで登録しているERT要員が外務省内に100人以上います。彼らは「困っている人を助きたい」という強い思いで、高い緊張を強いられる最前線の過酷な現場において邦人保護に取り組んでいます。

外務省は、ERT要員等の訓練等を、防衛省・自衛隊、大使館などとも一緒に行っているほか、海外で他国と協力して合同訓練を行うことで、緊急事態への対応力を高めています。

また、2024年以降、韓国及びオーストラリアと海外における自国民保護に関する協力覚書を取り交わすことを通じて、邦人保護のための協力関係を強化しています。これは、スーダンやイスラエル等からの自国民の退避における日韓協力や2024年5月のフランス領ニューカレドニアからの退避において、オーストラリアの航空機で日本人が退避した経験を契機として、こうした緊急事態における協力を更に円滑に推進することを目指しています。

国際関係が複雑に絡み合う今日、自国民保護における国際協力は一層重要性を増しています。「困ったときはお互い様」の精神で他国と協力できれば、自国から離れた場所で生じた緊急事態にも、より迅速で効果的な対応が可能となります。今後も外務省は、国際情勢の変化に対応しつつ、各国との協力関係を更に強化しながら、海外に滞在する日本人の保護に万全を期していきます。



イスラエルから退避する様子（在ヨルダン日本国大使館員が撮影）



協力覚書に署名した岩屋外務大臣とウォン・オーストラリア外相（9月5日、東京）

「たびレジ」の登録及び在留届の提出を促進するため、広報活動にも積極的に取り組んでおり、旅券事務所や市町村窓口で広報資料を配布したほか、外務省公式YouTubeを含めたSNSや空港での広報ツールを活用した広報を実施している。海外旅行者を含む事業者に向けては、海外渡航者のデータを一括で登録することができる「たびレジ」連携インターフェイスを提供し、活用を呼びかけている。9月には「ツーリズムEXPOジャパン」(名古屋)にブースを出展し、海外に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は2014年7月の運用開始以降、利便性向上のための取組や登録促進活動などにより、その登録者数は2025年10月時点で累計1,210万人を突破した。

また、外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。2025年は、外務省主催の海外安全対策セミナーをオンライン・対面で実施した(在外公館で11回、国内で7回)ほか、国内の各組織・団体などが日本全国各地で実施するセミナーにおいて外務省領事局職員が講師として講演を行った。また、音声プラットフォーム「Voicy」を通じて定期的に海外安全情報の配信も行った。

さらに、日本企業・団体関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を国内外で実施した(国外ではインドネシアで開催)。これらの取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれた場合の対応能力向上にも資するものである。また、海外でも官民が協力して安全対策を進めており、各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を継続している。

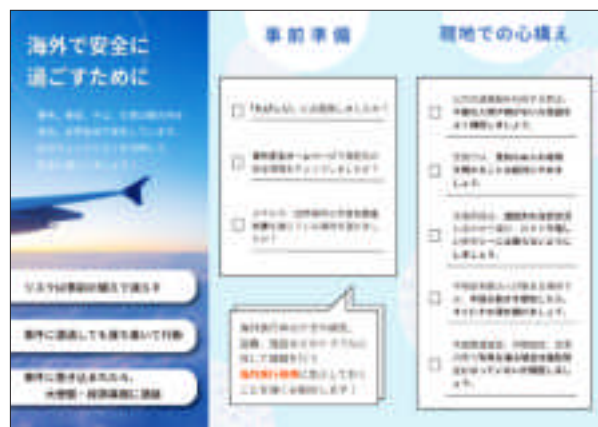
加えて、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件を契機に、安全に関する情報に接する機会に限られる中堅・中小企業などへの啓発の強化を目的として作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を海外進出企

業や全国のパスポートセンターに送付したほか、LINEサービス上で、「デューク東郷からの伝言」との形でゴルゴ13を交えた安全対策に関する啓発メッセージを引き続き推進した。

また、海外渡航する日本人を対象として、事件などに遭遇するリスクを下げるための留意点や、外務省が提供する安全情報、万が一巻き込まれた場合の対応、緊急連絡先を取りまとめた「海外渡航の安全対策」リーフレットを新たに作成し、海外安全ホームページで公開したほか、企業関係者などに配布した。



海外安全対策フライヤー(表面)



海外安全対策フライヤー(裏面)

海外に渡航する日本人留学生に関して、2025年は、外務省主催の海外安全対策セミナー(教育機関向け)を対面・オンラインで実施した(国内で2回)ほか、外務省員が大学などにおいて対面・オンラインでの安全対策講座を実施している。また、留学生向けの雑誌やイベントを通じて、在留届や「たびレジ」の広報を実施した。今後も引き続き、学生の海外における安全対策の意識向上や学校関係者の危機管

理体制構築支援に努めていく。一部の留学関係機関との間で「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関、教育機関、留学あっせん組織及び留学生をつなぐ取組を進めている。

海外で活躍する民間企業・団体に関しては、官民間で相互の情報交換、意見交換を深め、海外における邦人の活動に際してのより安全な環境整備を図ることを目的として「海外安全官民協力会議」本会合、幹事会及び「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」本会合を開催した。政府としては、今後も団体・関連省庁との

連携をより一層強化し、中堅・中小企業が目線に立った海外安全情報の発信や支援策の実施に努めていく。

また、海外渡航者が増加する時期に先立ち、年3回、旅行業関係者と領事局関係者が集い、トラベルエージェンシー連絡会を開催している。直近の各国情勢を踏まえ、渡航時に留意すべき事項や実際に発生した事案等を共有するなど、関係者間で情報交換と認識の統一を図っている。邦人海外渡航者の一層の安全確保に向け、引き続き安全・安心な海外旅行のための環境の整備に官民一体となって取り組んでいく。

2 領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進

ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員への対応や業務実施状況などが在留邦人にどのように受け止められているかについてのアンケート調査を実施しており、2025年1月にも151公館において調査を実施した。アンケートで寄せられた利用者の声を真摯に受け止め、利用者の視点に立ったより良い領事サービスを提供できるよう、サービスの向上・改善に引き続き努めていく。

イ デジタル化の推進

外務省は、利用者の利便性向上及び領事業務合理化の観点から、領事サービスのオンライン申請及び領事手数料のオンライン決済を導入し、その対象を拡充してきており、これにより

窓口への往訪回数減少などの成果が見られている。これを踏まえ、2025年3月24日からは、戸籍電子証明書提供用識別符号を利用し、国内外で新規旅券のオンライン申請時及び在外公館への身分事項の証明申請時に、これまで申請者が本籍地市区町村から取り寄せていた戸籍謄本の添付を原則不要とし、更に利便性が向上した。外務省としては、領事業務のデジタル化を通じて、邦人保護といった「人」による対応が不可欠な業務に領事担当官が専念できる環境を整備することで、領事実施体制を強化していく。

(2) 旅券(パスポート): 信頼性の維持と利便性向上・業務効率化

2025年の旅券発行数は約362万冊で、2024年比約5%減であった。新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)流行終息後、日本人の海外渡航者数の増加に伴い、旅券申請数も回復傾向であるものの、新型コロナ流行下以前の水準には達していない(新型コロナ流行下前の2019年は約449万冊発行)⁽²⁾。

旅券発給に関しては、2025年3月24日から、

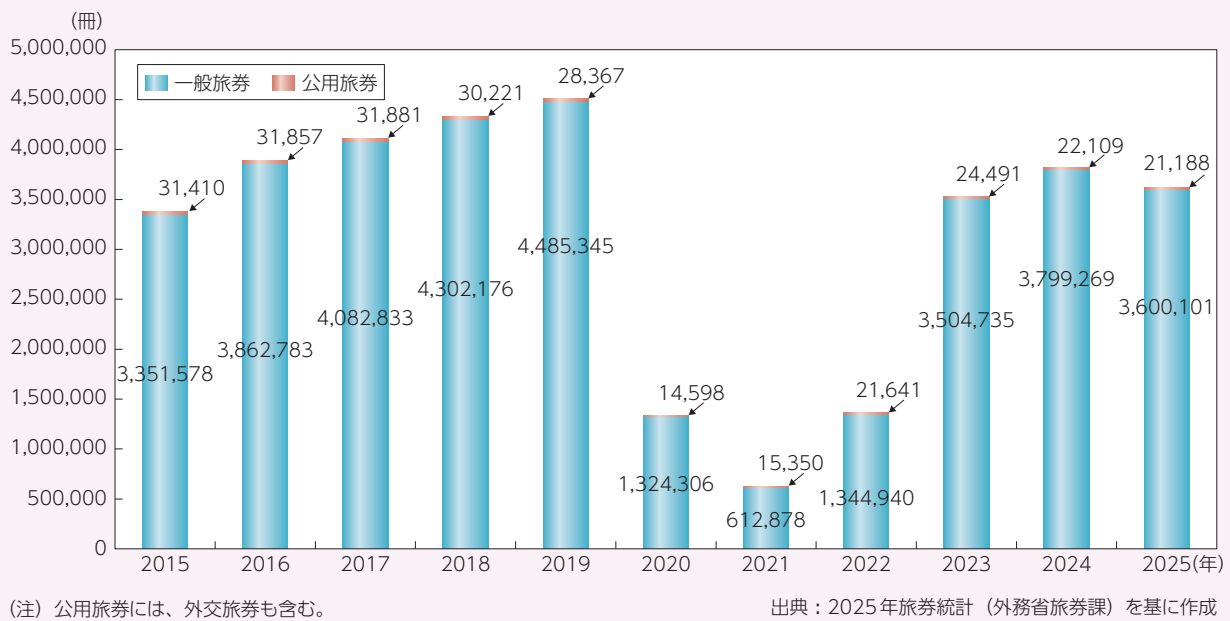
■ 領事サービス向上・改善のためのアンケート調査結果

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>



(2) 出典：日本政府観光局 (JNTO)

■ 旅券発行数の推移



新規申請・切替申請のいずれもマイナポータルからのオンライン申請、オンライン納付の利用が可能となった。あわせて、戸籍情報のシステム連携が開始したことで、紙媒体での戸籍謄本の原本提出が省略可能となり、申請者にとっての利便性が大幅に向上した。なお、国外においても、オンライン在留届のシステム（ORRネット）からの旅券申請が可能となっている。こうしたオンライン申請の対象拡大により、同3月24日から同年年末までの総申請数に占めるオンライン申請の割合は、約44%と大幅に増加した。

また、同3月24日の申請受理分から、独立行政法人国立印刷局での集中的な作成を開始した。この「2025年旅券」では、顔写真ページがプラスチック製になり、レーザーで印字・印画することにより、偽造・変造対策が大幅に強化されている。

他人になりすます方法によって旅券を不正取得する事案は引き続き発生しており⁽³⁾、対面での交付などを通じた本人確認や顔認証技術を用いた写真照合などによる、不正取得防止対策の更なる強化にも努めた。

引き続き、国際民間航空機関（ICAO）が定

める国際標準を踏まえつつ、旅券の信頼性の維持、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国政選挙で投票するための制度である。在外選挙制度を利用して投票するためには、事前に市区町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する必要がある。2018年6月から、国外転出の届出と同時に市区町村選挙管理委員会の窓口で在外選挙人名簿への登録を申請することが可能となり、手続の簡素化が図られた。2024年7月には、申請に係るデータを在外公館と市区町村選挙管理委員会との間で直接送受信する取組が始まり、これにより在外選挙人証の交付手続の大幅な迅速化が図られた。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じて、制度の普及と登録者数の増加に努めているほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含め、在外公館投票事務も担う。7月には、第27回参議院議員通常選挙の実施に伴い、18回

(3) 2020年は3冊、2021年は3冊、2022年は3冊、2023年は5冊、2024年は2冊、2025年は3冊のなりすまし不正取得事案を把握

■ 在外選挙

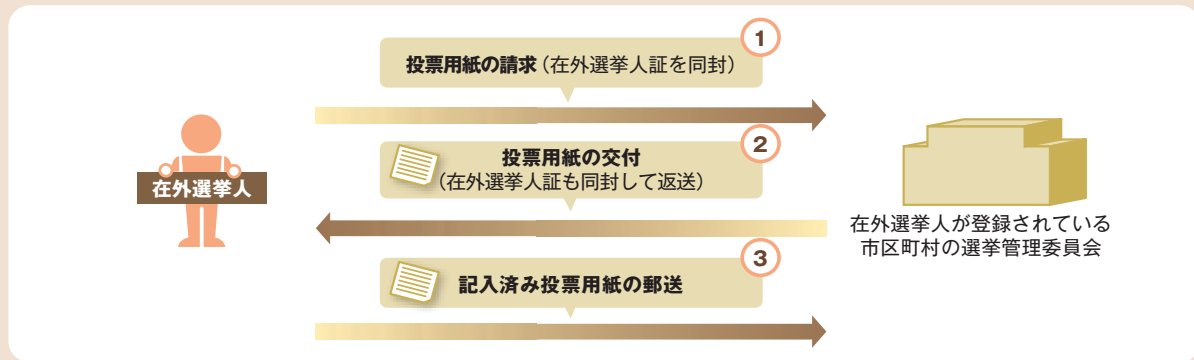
ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる（投票できる期間や時間は、公館により異なる。）。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、日本国内の選挙期日の投票終了時刻（日本時間の午後8時）までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付する（投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。）。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法（期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票）を利用して投票することができる。

目となる在外公館投票を232公館・事務所で実施した。2026年においても、引き続き登録者数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに取り組んでいく。

(4) 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付

デジタル化の進展に伴うマイナンバーカードの普及及び利用の促進のため、2024年5月27日から、国外転出時に市町村で手続を行うことでカードの国外継続利用ができるほか、そのよ

うな手続をせずに出国した場合でも、市町村又は在外公館宛てに郵送等で申請を行うことで、在外公館などで新たにカードを受領することが可能となる。同カードの更なる利用促進について、外務省は、関係省庁と連携しながら引き続き検討を進めていく。

(5) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

ア 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育は大きな関心事項の一つである。外務省は、日

本国憲法の精神及び2022年に成立・施行された「在外教育施設における教育の振興に関する法律」に基づき、義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省などと連携して日本人学校への支援（校舎借料、現地採用教師・講師謝金、安全対策費などへの支援）を行っており、また、主に日本人学校が存在しない地域に設置されている補習授業校（国語などの学力維持のために設置されている教育施設）に対しても、日本人学校と同様の支援を行っている。

1 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、領事メールなどを通じ、広く提供している。また、在外公館ホームページでは、日本語が通じる現地の医療機関についての情報を提供しているほか、在外公館で勤務する医務官が現地で収集した情報を「世界の医療事情」として外務省ホームページに掲載している。さらに、医療事情の悪い国に滞在する日本人に対する健康相談を実施するため、巡回医師団を派遣している。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策については、引き続き、国内NPOと連携しながら海外

の個別案件にきめ細かく対応しているほか、一部の国では、海外でDV被害に遭われている方が現地のDV被害者支援団体に日本語で相談できる体制を整えている。また、2025年6月に開催された内閣府主催第2回「孤独・孤立に関する駐日大使会合」に、宮路拓馬外務副大臣が出張先から「分身ロボット・OriHime」⁽⁴⁾を使ってオンラインで出席し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」の実現に向けて、国内外で理解の増進を図っていききたいと挨拶を行った。

2 その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国内での各種手続（運転免許証の切替え、滞在・労働許可の取得など）の煩雑さを解消し、より円滑に生活できるようにするため、滞在国内の当局に対する働きかけを継続している。

例えば、在留邦人が滞在国内の運転免許証を取得する際に試験を課している国・州に対して、手続が簡素化されるよう働きかけを行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住は、明治元年（1868年）のハワイへの渡航に始まり、現在では北米・中南米を中心として、全世界に約500万人の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与し、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は独立行政法人国際協力機構（JICA）

と共に、約310万人の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行うなど、日系社会との更なる関係強化にも取り組んできている。

また、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人や次世代を担う若い日系人を日本に招へいするプログラムが

(4) 外出困難な方でも社会参加できるよう開発された遠隔操作ロボット。本会合では宮路外務副大臣から、「分身ロボット・OriHime」について紹介し、こうした技術の進展は孤独・孤立対策における新たなアプローチの一つとして重要であると言及した。

実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に現地日系人との懇談の機会を設けるなど、各国の日系社会が日本とのつながりを維持・強化できる機会を積極的に設けていくことで、日系人との関係強化を図っている。

2025年9月には、日本で第65回海外日系人大会が開催され、岩屋外務大臣は歓迎レセプションを主催し、大会に参加した様々な世代の日系人と懇談を行った。今後も日系社会との連携を強化していく考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的な枠組みとして、子供を元の居住国に返還するための手続や国境を越えた親子の交流の実現のための締約国間の協力などについて定めた条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、2025年12月末時点、日本を含む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と子を連れ去った親の双方に、問題解決に向けた支援を行っている。

ハーグ条約発効後2025年12月末までの11年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める事案での援助申請を461件、子との交流を求める事案での援助申請を212件、計673件の申請を受け付けた。日本に連れ去られた子の返還が求められた事案のうち85件において子の

返還が実現し、62件において返還しないとの結論に至った。外国に連れ去られた子の返還が求められた事案については、85件において子の返還が実現し、49件において返還しないとの結論に至った。

外務省は、幅広い層へハーグ条約を周知するため、海外における邦人向けの啓発セミナーや、国内の地方自治体や弁護士会などの関係機関向けのセミナーを実施するなど、広報啓発活動に力を入れている。

また、2025年10月には、ロンドンで英国の法曹関係者向けのセミナー「Japan and the 1980 Hague Convention : The Reality of Implementation and Civil Code Amendments」を開催するなど、日本がハーグ条約を着実に実施していることを国外の関係者に周知するための活動も行っている⁽⁵⁾。

(参考) ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省
に対する援助申請の受付件数 (2025年
12月末現在)

	返還 援助申請	子との交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	239	159
外国に所在する子に関する申請	222	53

(5) ハーグ条約に基づく援助の内容や国内外への広報活動については、1980年ハーグ条約と日本の取組に関する外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>



コラム

COLUMN

ハーグ条約：親子に寄り添う条約実施

外務省ハーグ条約室は、ハーグ条約における日本の「中央当局」として、様々な事情でやむを得ず片方の親と子が国境を隔てて暮らす場合に、双方の親が自ら問題を解決できるよう支援しています。その際に重視しているのは、両親の関係から最も影響を受ける立場にある子の利益を優先に考えることです。

子の連れ去りや子との交流に関する問題を解決するためには、両親が話し合い、できる限り友好的な解決を図ることが子の福祉の観点から重要です。そのため、ハーグ条約室では、当事者間の連絡仲介を行ったり、協議のあっせんを行う裁判外紛争解決手続（ADR）機関を紹介し、その費用を負担したりしています。協議のあっせんとは、公正中立な第三者である弁護士や臨床心理士などのあっせん人が、双方の親から話を聞いて主張を確認し、誤解がある場合にはそれを解くなどして和解による解決を目指す制度です。

また、ハーグ条約室では、離れて暮らす親と子の交流を実現するため、双方の親の意思が一致した場合、民間の親子交流支援団体を紹介し、その費用を負担しています。支援団体は、交流の当日に一方の親から子を引き取ってもう一方の親に会わせ、その後交流の現場に付き添うことで親や子の不安をやわらげ、しばらく会っていない親子でも交流が円滑に行えるよう支援します。また、外国に暮らす親と日本にいる子がオンラインでの交流を希望する際、支援団体の職員がオンライン上で同席する「ウェブ見まもり交流」も利用できます。その場合は、支援団体の職員が子の表情や言動を観察しながら、子が安心して交流できるようサポートします。

ハーグ条約室が扱ったケースの中には、前述のような支援を利用して、子が元いた国に戻るための合意が成立したものや、外国に暮らす親と日本に住む子との交流が長きにわたり行われたものもあります。あるケースでは、まず、父母間でADR機関を利用した話し合いが行われ、通訳の助けも得ながらあっせん人を介した話し合いを重ねた結果、父母間で「親子交流支援団体を利用して、離れて暮らしている親が子と交流を行う」との合意が成立しました。その後、支援団体の協力の下、外国に暮らす親と日本にいる子との間で交流が行われました。親子は長い間会っていなかったため言葉が通じにくい状況でしたが、職員の助けを借りながら共通の趣味の話をするなど、和やかな交流が行われました。子が親の住む国へ渡航する計画を話し合うなど、その後交流が続いていく可能性もうかがえました。



上記は、ハーグ条約室によるきめ細かな連絡仲介などの支援を通じ、親子の交流が実現したケースです。家庭問題は複雑であり、全てのケースで支援が成果につながるわけではありませんが、ハーグ条約室には、児童心理やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援などの専門家もおり、ケースごとに親子に寄り添った支援を提供できるよう努力しています。

第3節 国民の支持を得て進める外交

1 国民への積極的な情報発信

(1) 総論

外交政策を円滑に遂行するに当たっては、国民の理解と支持が必要不可欠であり、政策の具体的内容や政府の役割などについて、迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。このため、外務省は、各種メディア、講演会、刊行物などを活用し、機動的かつ効果的な情報発信に努めている。

(2) 国内メディアを通じた情報発信

外務省は、日本の外交政策や取組に対する国民の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・インターネットなどの各種メディアを通じた迅速かつ的確な情報発信に努めている。具体的には、外務大臣及び外務報道官の定例記者会見の場を設けているほか、必要に応じ、臨時の記者会見を行っている。外務大臣の記者会見は、外務省公式YouTubeでライブ配信し、その記録や動画を外務省ホームページに掲載している。総理大臣や外務大臣の外国訪問に際しては、目的や成果などを速やかに伝えるため、訪問地からソーシャルメディアなどを活用した情報発信も積極的に行っている。また、個別の国際問題に関して日本の立場を表明する外務大臣談話や外務報道官談話、日々の外交活動などの情報を提供する外務省報道発表を随時発出している。さらに、外務大臣、外務副大臣などが、各種メディアへの出演やインタビューなどを通じて国民に対し、外交政策を直接説明している。

(3) インターネットを通じた国民に向けた情報発信

外務省ホームページ（日本語及び英語版）で



茂木外務大臣記者会見（10月22日、東京）

■ 会見による情報発信

外務大臣記者会見	97回
外務報道官記者会見	33回
合計	130回

（2025年1月1日から12月31日まで）

■ 文書による情報発信

外務大臣談話	26件
外務報道官談話	27件
外務省報道発表	2,197件
合計	2,250件

（2025年1月1日から12月31日まで）

は総理大臣や外務大臣の外交活動に関する情報を迅速に発信し、領土・主権、歴史認識、安全保障を含む日本の外交政策や各国情勢に関する最新情報、基礎情報を提供している。

また、日本語ホームページでは、「キッズ外務省」、「世界一周何でもレポート」、「わかる！国際情勢」など、様々なコンテンツを幅広い層の国民に発信している。特に、「キッズ外務省」では、省員が出演して外務省の取組を分かりや

すく説明する動画を作成して掲載しているほか、ニュースや新聞で取り上げられることの多い用語や国際問題について説明するQ&Aコーナー、国旗クイズ、及び世界のあいさつなどのこども向けコンテンツを充実させ、若年層にとっても分かりやすい発信を心掛けている。

このほか、各種ソーシャルメディアを通じて様々な情報発信を行っている。2025年は、TICAD 9などの国内外での外交行事、ウクライナ情勢、ガザ情勢などに関する情報発信を迅速かつ積極的に行った。

(4) 国民との対話

外交政策に対する国民の理解と支持を得るた

めには、外務省の諸活動や外交政策について、幅広い年齢層の国民への積極的かつ継続的な情報発信が重要となることは言うまでもない。このため、外務省は、外交政策や国際情勢についての理解を促進する目的で、外務省職員が国民と直接の対話を行う「国民と対話する広報」を推進しており、各種事業を行っている。

大学生を中心とする学生に対しては、外務省職員と学生が意見交換をする「学生と語る」を2月に外務省で実施し、日韓国交正常化60周年を迎えた日韓関係などのテーマ別の分科会、「地政学的な競争が激化する中、日本への支持を広げる広報戦略とは」をテーマとしたプレゼンテーション発表などを行った。加えて12月



外務省ホームページ: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>



キッズ外務省: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html>



外務省公式 X: https://x.com/MofaJapan_jp

外務省
ホームページ



キッズ
外務省



外務省公式
X



外務省公式
Facebook



外務省公式
Instagram



外務省公式
YouTube



には、長崎大学と共催で、戦後80年及び長崎市で開催する意義を踏まえ、「核兵器のない世界」に向けた日本外交の取組や次世代の役割などをテーマとして議論を行った。また、外務省職員が各地の大学で講演を行う「外交講座」では、一年を通じて全国各地の大学に外務省職員を派遣し、各大学の希望する幅広いテーマで国際情勢や最新の外交政策に関する講演を行い、大学生の外交全般に関する知識や理解を深めることに努めた。

高校生・中学生などの更に若い年齢層に対し

では、将来を担う世代の外交についての関心を高めることも目的に、一年を通じて全国の高校に外務省職員を派遣する「高校講座」や小中高生が外務省を訪問し外務省職員と懇談する「小中高生の外務省訪問」といった各種事業をオンライン形式と対面形式の双方で行い、外務省の具体的な取組や最新の国際情勢を紹介し、国際社会で活躍する人材育成にも寄与している。また、8月に実施した「こども霞が関見学デー」では、こどもとその引率者に外務省の仕事や世界の国々について理解を深めてもらえるよう、



「こども霞が関見学デー」における生稲外務大臣政務官とこどもたちとの交流の様子(8月6日、外務省)



「高校講座」の講演の様子(「核兵器のない世界」に向けた取組に関する講義)(6月11日、広島県福山市内)



「小中高生の外務省訪問」の様子(TICAD 9に向けアフリカ文化も体験)(5月13日、外務省)



「学生と語る」での分科会の様子(学生と外務省職員で議論)(2月13日、外務省)



外交専門誌「外交」

講演会や生稲晃子外務大臣政務官との交流など様々なプログラムを実施した。

一般層に対しては、多くの国民が外交政策に触れる機会を設け、国際情勢への関心を高める目的で、全国の自治体や国際交流団体と共催して「国際情勢講演会」を実施している。加えて、外交専門誌『外交』の発行を通じて、日本を取り巻く国際情勢の現状、外交に関する各界各層の様々な意見や議論を広く国民に紹介している。2025年は、各国の多様な対米関係の在り方についての分析や、ウクライナやガザ地区をめぐる情勢、インド・パキスタン間の緊張関係の高まり、それらに伴う新しい国際秩序像の多角的な考察など、現在の国際情勢を俯瞰する多様な外交課題をテーマに取り上げ、内外の著名な有識者の論文などを数多く掲載した。

さらに、外務省の組織や日本外交に対する一層の理解を得るため、幅広い読者を想定しつつ、各種パンフレットを作成している。このほかにも、外務省ホームページの「御意見・御感想」コーナーを通じた広聴活動を行い、寄せられた意見は、外務省内で共有の上、政策立案などの参考としている。

(5) 外交記録公開及び情報公開の促進

外務省は、外交に対する国民の理解と信頼を一層促進するため、外交記録の公開に積極的に取り組み、外交史料利用の利便性向上にも努めている。1976年からは、外務省の自主的な取組として戦後の外交記録を順次公開している。2010年には、「外交記録公開に関する規則」を制定し、(ア)作成又は取得から30年以上経過した外交記録を原則公開し、(イ)外務副大臣又は外務大臣政務官が委員長を務め、外部有識者が参加する「外交記録公開推進委員会」を設置し、外交記録公開の推進力を高め、透明性の向上に努めている。それ以来、2025年末までに移管・公開の手続を完了した外交記録ファイル数は約4万冊に及ぶ。さらに、外務省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)」に基づいて、日本の安全や他国との信頼関係、対外交渉上の利益、個人情報

保護などに配慮しつつ、情報公開を行ってきている。2025年には997件の開示請求が寄せられ、32,680ページの文書を公開した。

外務省の外交史料館は、「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」上の「国立公文書館等」に指定されており、戦前期の史料4万冊を含む約12万点の外交史料を所蔵し、閲覧・利用請求への対応、所蔵史料や外交史に関する問合せ対応、展示を行っている。また、同館では、明治元年以降の重要な外交史料をテーマ毎に編纂し『日本外交文書』として順次刊行しているほか、1988年から年次報告書も発行している。

さらに、2024年4月に麻布台ヒルズ森JPタワー5階に移転・リニューアルオープンした同館の新展示室は、東京の新しいランドマークに位置するという地の利を活かしつつ、幕末から現代までの主要な条約書などの外交史料を展示し日本外交の歩みを紹介している。2025年には、外交史料館の所蔵史料等を使い、新展示室のリニューアル1周年を機会に企画した吉田茂展、日韓国交正常化60周年記念展や、戦後・国連創設80周年を記念した特別展示「平和国家としての歩み」も開催した。小中高生を中心とした若い層への日本外交史の紹介も積極的に行っている。



平和国家としての歩み

2 外交実施体制の強化

(1) 機構・定員・予算

日本を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しく複雑になる中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・発展のための外交を強力に推進するためには、外交・領事実施体制の抜本的な強化が不可欠である。そのため外務省は、在外公館の数と質の両面の強化や外務本省の組織・人的体制の整備を進めている。2025年度は、国際情勢が激動する中でこれまで以上に機動的かつ戦略的に外交政策に取り組むため、大臣官房、総合外交政策局、欧州局、経済局、領事局において課室の新設・統合などの機構改革を行った。

大使館や総領事館などの在外公館は、海外で国を代表し、外交関係の処理に携わり、外交の最前線での情報収集・戦略的な対外発信などの分野で重要な役割を果たしている。同時に、邦人保護、日本企業支援や投資・観光の促進、資源・エネルギーの確保など、国民の利益増進に直結する活動も行っている。

また、外務本省及び各在外公館で、外交を支える人員を確保・増強することが重要である。2025年度においては、政府全体での厳しい予算・定員事情の中で、同盟国・同志国との関係深化、グローバル・サウス諸国との連携強化、日本企業支援を含む経済外交の推進、情報戦時代への取組強化、邦人保護・領事体制の強化などに取り組むため、外務省の定員数は2024年度から87人増の6,761人となった。しかし、他の主要国と比較して人員は依然十分とはいえず、引き続き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築を目指すための取組を実施していく。なお、2026年度も、外交・領事実施体制の強化が引き続き不可欠との考えの下、91人⁽¹⁾の定員増を行う予定である。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化するため、外務省は2025年度当初

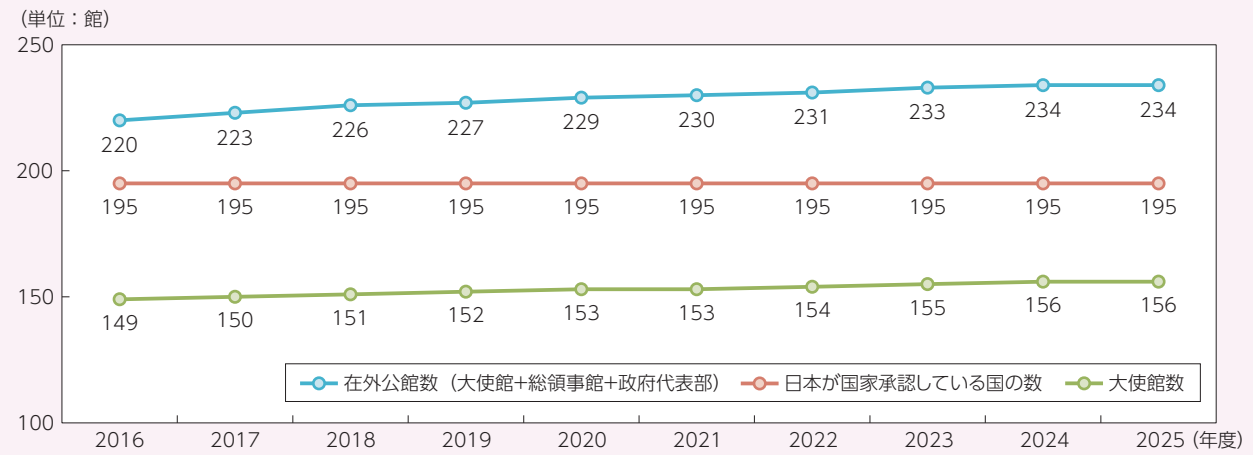
予算で7,617億円を計上した。また、2025年度補正予算に関しては1,844億円を計上した。同補正予算においては、高市総理大臣が設置した日本成長戦略本部で「戦略分野」に指定された「AI・サイバー・GX」に関する施策、日本企業の海外展開や経済安全保障に資する施策、対ウクライナ支援、グローバル・サウスや同志国との連携に係る施策など、日本と世界に関する喫緊の諸課題に対処するための施策を計上した。2026年度政府予算案では、(ア)日本の安全と経済の繁栄の追求、(イ)日本の国益に資する国際環境の整備、(ウ)邦人保護のための領事実施体制の強化を実現すべき重点項目として、8,170億円を計上している。主なものとしては、日本にとって望ましい国際秩序の形成（「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を含む）に向けた取組のための予算、グローバル・サウス諸国との関係強化のための予算、ウクライナ・パレスチナ及び影響を受ける国への支援のための予算、政府安全保障能力強化支援（OSA）のための予算、自由で公正な国際経済秩序を支えるルール作りと日本企業の海外展開支援のための予算、親日派・知日派を拡大する人的・文化交流を含む日本への信頼、好感度、親近感を増強する文化外交を抜本的に強化するための予算、情報戦時代への取組を強化するための予算などが含まれている。引き続き、一層の効率的な予算執行を含め合理化の努力を行いつつ外交・領事実施体制の整備を戦略的に進め、厳しい国際情勢の中で日本の国益を追求していく。

(2) 日本外交に資する情報の収集・分析

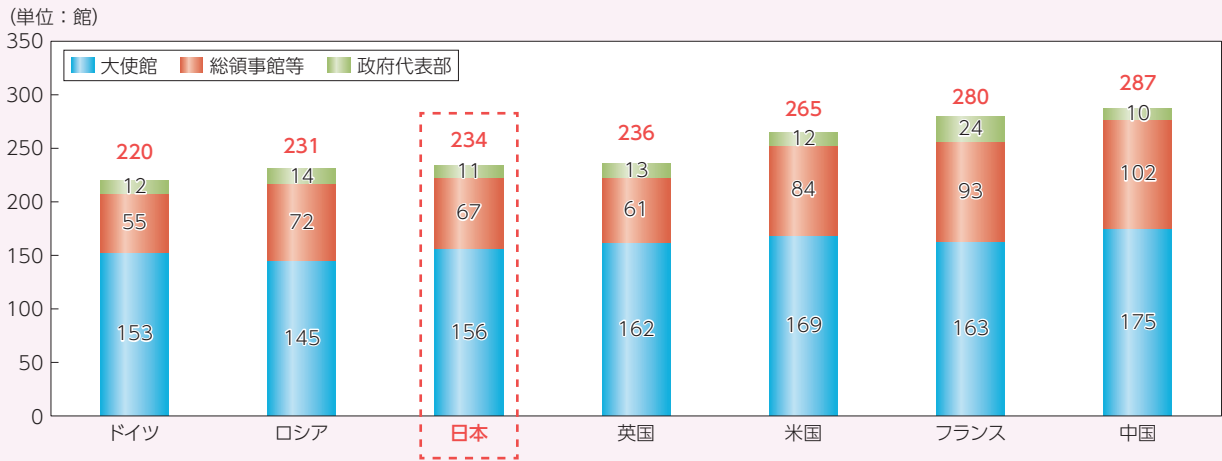
日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。日本周辺では、核・ミサイル開発を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の試みが強まっている。同時に、偽情報の拡散などを通じた情報戦などが恒

(1) 定年引上げに伴う新規採用のための特例的な定員（1年時限）4人を含む。

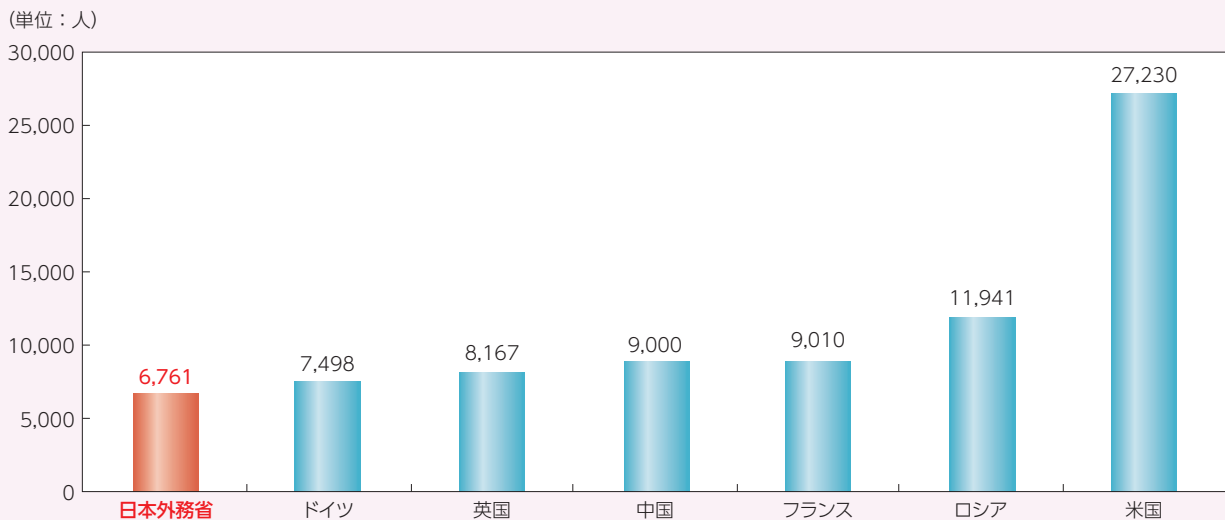
■ 在外公館数の推移



■ 主要国 (P5+独) との在外公館数の比較

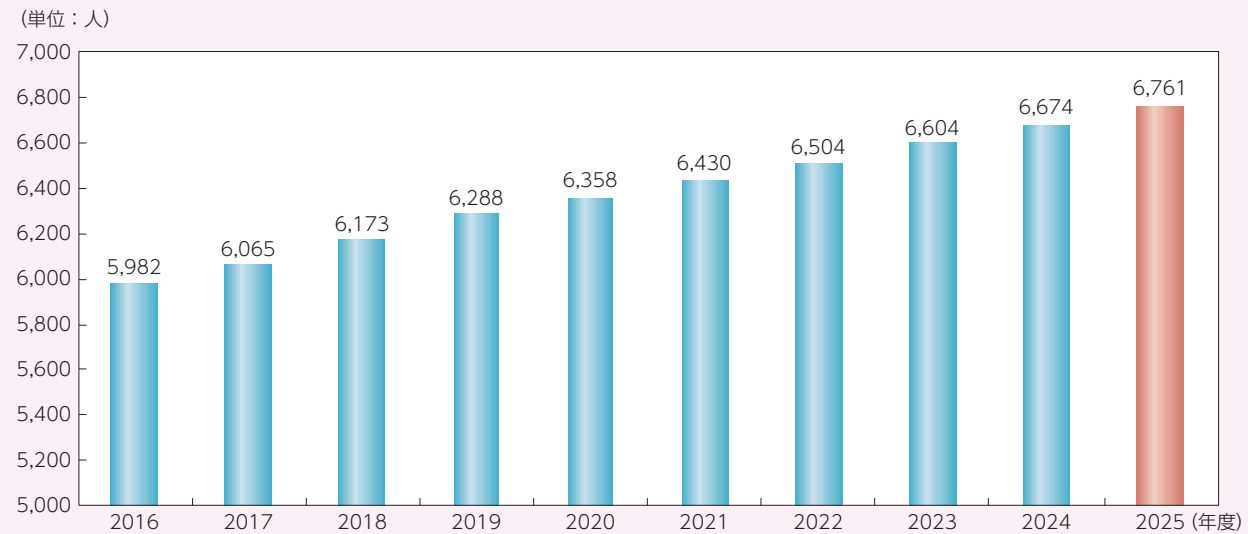


■ 主要国外交当局との職員数比較



(注) 2025年度の調査結果などに基づくもの

■ 外務省定員の推移



常的に生起し、有事と平時の境目はますます曖昧になってきている。このように国際情勢が不確実性を増す中、日本の国益を守り、国民の安全を確保するためには、情報の的確な収集及び分析がより一層必要不可欠となっている。

外務省は、国際情勢の動向を踏まえ、情報の収集・分析体制を強化してきた。21世紀に入ってから、米国同時多発テロやその後のイラク情勢など、刻々と変化する国際情勢に一層迅速かつ柔軟に対応する必要性を踏まえ、2004年に国際情報局を改編する形で国際情報統括官組織を設置した。その後、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと複雑さを増す中、2023年には国際情報統括官の下、組織内の総合調整を担当する管理グループと国際情勢分析を担う分析グループに組織を再編した。

国際情報統括官組織は、「日本の外交・安全保障に資する分析（インテリジェンス）の提供」を目的として、国際情勢に関する情報の収集・分析などを専門的に行う組織であり、外交

政策の立案を担当する政策部局から独立し、国際情勢の展開や外交日程などを踏まえ、エビデンス（証拠）に基づく客観的なインテリジェンスの生産を行っている。国際情報統括官組織は、こうしたインテリジェンスを適時に外務大臣及び外務省内の政策部局、さらには官邸、国家安全保障局などに直接提供することで、外交・安全保障政策の立案・決定に貢献している。

また、情報の分析に際しては、外務省の強みである在外公館を通じて得た情報、AI等の新興技術も活用して収集した公開情報、関係省庁や外国の政府等から得た情報、情報収集衛星による画像情報などを元に、各地域や分野に関する分析官の専門性をいかした「オール・ソース・アナリシス」（あらゆる情報手段を活用した総合的な分析）を行っている。

国際情勢に関する情報の収集・分析能力はますます重要となっていくことが見込まれ、引き続き、様々な形で、情報分野における機能の一層の強化を図っていく。

コラム

COLUMN

在インド日本国大使公邸料理人

生島 卓也

2024年10月から在インド日本国大使館で公邸料理人を務めております、生島卓也です。世界一の人口を有し、日本と特別戦略的グローバル・パートナーシップを結ぶインドにおいて、大使公邸での会食やレセプションは政治、経済などあらゆる面で良好な関係を深めるために重要な機会です。毎回緊張しますが、食事後にお客様とご挨拶した際にお褒めの言葉を頂くことも多く、大変やりがいを感じる仕事です。

会食では「今までで一番美味しかった」と伝えてくださったベジタリアンのお客様や、レセプションではお寿司を全てお出しした後に私を探して握手を求めてくださったお客様もいらっしゃいました。

料理を提供する上で最も心掛けているのは、日本の「おもてなし」をインドの食材や料理法も取り入れながら、その時々のお客様に合わせて表現することです。お出しする料理から日印友好につながるものをお客様に少しでも感じていただきたいという想いを込めて、日々調理に励んでいます。

インドでは、宗教上の理由から牛肉・豚肉が避けられ、世界有数のベジタリアン人口を抱えているため、メニュー作成には苦労しますが、お越しいただく皆様に喜んでいただけるよう、こうした制約の中でも工夫を凝らした料理を常に考えています。インドや各国のお客様をお招きする際には日本を感じる会席料理を、日本から訪印されたお客様にはコースの一品としてインド料理を基にした料理を、大使と相談しながら提供しています。



インドのストリートフード「パニプリ」をアレンジしたものを取り込んだ前菜の盛り合わせ



インドのデザート「ラスマライ」を洋風にアレンジ

大使館があるニューデリー近辺以外にも休暇を利用して出掛け、インド各地の様々なジャンルの料理を食べ歩いて、インドの食文化の理解を深めています。アイデアを公邸での会食にいかしながら、インドの嗜好を踏まえて、味付けの調整を行うことも心掛けています。伝統的なインド料理だけでなく、日本やヨーロッパの影響を受けたモダンインディアンのお店も増えており、大変勉強になっています。国内各地のインド人の料理人とも交流し、意見交換できる機会を持つことも公邸料理人なら



大使公邸の天ぷらルームにて、インド人ゲストをおもてなし(筆者中央)

ではだと感じます。インド人からは日本の食材や調理器具について質問をもらったり、私はインドの食材や料理について教えてもらったりしています。

日々改善すべきこともあります。公邸料理人は海外で働くことで日本では体験できない文化に触れることができ、私のように50歳を過ぎても成長できる機会を与えてくれる仕事だと感じています。これからも、インドでの生活を楽しみながらも公邸料理人として日本の外交に貢献できるよう、取り組んでいきたいと思ひます。

外務省はこれまでの公邸料理人制度を見直し、2026年1月より「在外公館料理人制度」をスタートしました。御関心のある方は以下のサイトをご参照ください。

【国際交流サービス協会】<http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/>

公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人 (Facebook、X)」でも御覧いただけます。



Facebook :
<https://www.facebook.com/MofaJapanChef>



X :
https://x.com/mofa_japan_chef



コラム

COLUMN

日本と異なる気候風土・環境下での 在外公館施設の新築工事

外務省には、「在外営繕」という仕事があることをご存じですか。「日本の顔」として外交活動の拠点や舞台となり、非常時には邦人保護の最後の「砦」となるのが、海外にある日本国大使館などの在外公館施設です。これら施設を設計・建設し、維持管理するのが「在外営繕」であり、外交活動を足元から支えつつ、海外在住の日本国民の生命を守る重責の一端を担っています。ここでは、在コンゴ民主共和国日本国大使館で大使公邸の新築工事を担当している三尾営繕技官に在外営繕の仕事について語っていただきました。

■ 赤道直下の建築：コンゴ民主共和国での挑戦

私はコンゴ民主共和国の首都キンシャサで大使公邸の新築工事を担当しています。当地は熱帯モンスーン気候に属しており、1年のうち9か月程は雨季のため豪雨が発生しやすく、残り3か月程の乾季も砂ぼこりが舞い上がり、築年数の浅い建物であっても外壁の劣化が生じやすい環境です。そのような環境の中、1958年築（築後67年）の民家を購入し使用している現在の大使公邸の外壁も、汚れや劣化が著しい状況となっていたほか、高頻度で発生する電圧変動や停電による電気・機械設備の度重なる故障や断水により、外交活動への影響が避けられない状況でした。そのため、安定的に外交活動を実施し、また非常時における邦人保護の最後の「砦」として必要な機能を確保・整備するため、監督職員として大使公邸の新築工事に取り組んでいます。

コンゴ民主共和国の建築事情としては、過去数十年にわたり地震が観測されておらず、また台風などの強風にさらされることも少ないため、多くの建物が日本とは比較できないほど簡素な構造です。その点もあってか、現地作業員の自己判断で精度の高くない施工で作業を進めてしまうことがあり、常に注意深い監督が必要です。

施工に加え資材の調達も容易ではありません。設計時点では調達可能と確認できていた資材が施工時点では調達不可となったり、現地製品の性能テストをしたところ使用に耐えないことが確認され、代替資材を検討する機会も多いです。建物及び設備をより良く、より長く使用できるよう、建築時の施工品質はもとより、現地でも調達が容易な資材を選定することで、今後の施設の維持管理性の向上を図る視点を持って代替資材の検討に取り組んでいます。

言語や気候風土、文化も慣習も異なる環境で工事を進めていくことは容易ではありませんが、実際に現地の方々と直接やり取りを重ねることで、日本式的设计思想を現地の実情に合わせて実現できること、また外交活動の舞台となる大使公邸の施設整備を通じて、日本の魅力を発信できるのは「在外営繕」ならではのやりがいと楽しさだと感じています。引き続き、日本の象徴となる建物の完成に向け努めていきます。



現地エンジニアとの現場確認（筆者手前）

外務省では、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）技術系区分（試験区分：「建築」、「デジタル・電気・電子」、「機械」及び「教養」）の合格者の中から、営繕技官を採用しています。御関心のある方は以下の技術系職員採用関係ホームページをご確認ください。

【外務省ホームページ「一般職採用試験（大卒・技術系）：在外営繕業務」】

https://warp.ndl.go.jp/web/20250901182508/https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/prs/page1w_000167.html



コラム

COLUMN

画像情報分析官 —宇宙から世界をのぞむ情報のスペシャリスト—

「イミント (IMINT)」という言葉をご存知でしょうか。「イミント」は画像から得られる情報を収集・分析するインテリジェンス手法の一つです。外交の効果的な遂行のためには国際情勢に関する情報の収集・分析が不可欠であり、衛星などから得られる画像情報も重要な情報源の一つです。

外務省では、画像情報の分析に専門的に従事する「画像情報分析官」が、安全保障や在留邦人保護といった分野において、関係者に情勢報告を日々行い、タイムリーかつ客観的という画像情報の価値を外交活動に存分にいかしています。

■ 画像情報分析官の声

私は、長く画像情報分析業務に従事しています。画像分析は極めて地道な作業ですが、近年では衛星画像分析の有用性が広く認知され、外務省の情報収集・分析においても画像情報の比重は高まっていると感じます。

昨今はSNS等が普及し、公開情報があふれています。公開情報は時に真実を伝えますが、時にフェイクも混じります。その点、衛星画像から得られる情報は客観的であり、事実は何なのかを見極めるために大いに活用されています。

画像情報は、他の様々な情報源と組み合わせ、複合的・重層的に分析することで、情勢分析の精度を高めていくことができます。そのため、常日頃から公開情報を含む様々な情報源と組み合わせつつ、様々な専門家の方々と意見交換を行い、彼らの知見・経験を分析作業において積極的に取り入れています。

日本を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しています。外交政策の決定に直接携わる外務省の幹部に情勢報告を行うとき、自分の分析・評価の持つ重みを実感することが多々あり、自分が大きな責任を負っていることを感じますが、それだけ自分の分析が外交政策の一端を担っているのだという、やりがいを感じています。

3 外交におけるシンクタンク・有識者などの役割

外交におけるシンクタンク及び民間有識者の役割には、政府の公式見解にとらわれない形での外交・安全保障問題に関する国民の理解促進、外交・安全保障政策のアイデアを生み出す知的貢献、国際的な知的ネットワークの構築や日本の視点からの対外発信などがある。シンクタンク及び有識者による一般市民向けのセミナーやニュース解説は、外交・安全保障問題や政府の立場のより深い理解に不可欠であり、国民の理解を得ることによって政府の外交活動は一層力を発揮できる。また、政府とは異なる立場や専門性をいかした情報収集・分析・政策提言は、政府内の外交政策議論を豊かなものにする。さらに、国際的な知的交流は各国・地域の対日理解促進や国際世論形成への寄与という意味でも重要である。国際社会が複雑化し不透明感が増す中で、外交におけるシンクタンク・民間有識者の役割はますます重要になってきている。

このような背景の下、外務省は、日本のシンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高め、日本の総合的外交力の強化を促進することを目的として、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度⁽²⁾を実施し、2025年度は6

団体に対して、13事業を支援した。本事業を通じ、刻一刻と変化する外交・安全保障環境に即した政策関係者への提言、諸外国シンクタンクや有識者との意見交換や、有識者による論文・論説の発表やメディアにおける発信、国際的な議論を先導するシンポジウムの開催などを促進している。これに加え、外務省は、2017年度から、日本の調査研究機関による領土・主権・歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援する領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制度⁽³⁾を運用しており、公益財団法人日本国際問題研究所が国内外での一次資料の収集・分析・公開、海外シンクタンクと協力した公開シンポジウムの開催、研究成果の国内外への発信などを実施している。同事業を通じ、2025年度には、日本の領土・歴史に関する調査研究及びその成果発信の活動として領土問題に関する講演及び意見交換会が行われたほか、アジアの若手研究員が来日し、日本の領土・主権・歴史問題についての理解を深め、日本の研究者との相互交流・研究ネットワークの構築を行った。日本の領土・主権・歴史に係る史料及び知見の蓄積や、国内外への発信強化が期待される。

(2) 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の詳細については外務省ホームページ参照：
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hojokin/index3.html>

(3) 領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制度の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page23_002016.html

(2)



(3)



資料編

慰安婦問題 参考資料	346
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	348
国際機関などに対する拠出実績 令和6年度外務省拠出実績	350
グローバルな課題の解決に向けて —国際機関で働くという選択肢—	352
外務省における採用情報	354
地方創生支援事業一覧	356



慰安婦問題 参考資料

日韓両外相共同記者発表（2015年12月28日）



https://warp.ndl.go.jp/web/20240701230916/https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html
(ホームページ掲載箇所はこちら)

1 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、日本政府として、以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。

(2) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的には、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。

(3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2)の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

2 尹^{ユン}外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

(1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.(2)で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。

(2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。

(3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

元慰安婦等による大韓民国ソウル高等裁判所における 訴訟に係る判決について（外務大臣談話） （2023年11月23日）



https://warp.ndl.go.jp/web/20240802081226/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_001923.html
(ホームページ掲載箇所はこちら)

- 1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、本23日、ソウル高等裁判所が、2021年1月8日のソウル中央地方裁判所の判決に続き、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払等を命じる判決を出しました。
- 2 この判決は、2021年1月8日の判決と同様に、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 3 日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます。

[参考1] 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年12月18日発効）

第二条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(中略)

- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。



[参考2] 2015年12月28日の慰安婦問題に関する日韓合意
https://warp.ndl.go.jp/web/20240701230916/https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html



[参考3] 慰安婦問題についての我が国の取組（PDF）
<https://warp.ndl.go.jp/web/20220602233813/https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100341641.pdf>



[参考4] 元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における訴訟に係る判決確定について（外務大臣談話）
https://warp.ndl.go.jp/web/20211002122526/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page6_000519.html

このほかの関連資料については外務省ホームページ参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について (外務大臣談話) (2018年10月30日)



https://warp.ndl.go.jp/web/20240701191121/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_004458.html

- 1 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約及びその関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきました。その中核である日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 2 それにもかかわらず、本30日、大韓民国大法院が、新日鐵住金株式会社に対し、損害賠償の支払等を命じる判決を確定させました。この判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
- 3 日本としては、大韓民国に対し、日本の上記の立場を改めて伝達するとともに、大韓民国が直ちに国際法違反の状態を是正することを含め、適切な措置を講ずることを強く求めます。
- 4 また、直ちに適切な措置が講じられない場合には、日本として、日本企業の正当な経済活動の保護の観点からも、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずる考えです。この一環として、外務省として本件に万全の体制で臨むため、本日、アジア大洋州局に日韓請求権関連問題対策室を設置しました。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の発表を受けた 林外務大臣によるコメント (2023年3月6日)



https://warp.ndl.go.jp/web/20240702114210/https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_001524.html

本日、韓国政府は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する政府の立場を発表した。

日本政府は、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていく必要があり、そのためにも旧朝鮮半島出身労働者問題の解決が必要であるとの考えの下、尹錫悦^{ユンソクニョル}政権の発足以降、韓国政府と緊密に協議してきた。日本政府としては、本日韓国政府により発表された措置を、2018年の大法院判決により非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関係に戻すためのものとして評価する。

日韓は、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国同士であり、尹政権の発足以降、日韓間では、首脳間を含め、緊密な意思疎通が行われてきている。日本

政府として、現下の戦略環境に鑑み、安全保障面を含め、日韓・日韓米の戦略的連携を強化していく。また、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、韓国と連携して取り組む。

この機会に、日本政府は、1998年10月に発表された「日韓共同宣言」を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいることを確認する。日本政府として、1965年の国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を健全な形で更に発展させていくために韓国側と引き続き緊密に協力していく。

今回の発表を契機とし、措置の実施と共に、日韓の政治・経済・文化等の分野における交流が力強く拡大していくことを期待する。

このほかの関連資料については外務省ホームページ参照

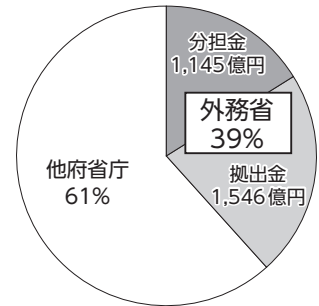
https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html



国際機関などに対する拠出実績 令和6年度外務省拠出実績

令和6年度（令和6年4月から令和7年3月）は、日本政府から国際機関などに対し、約6,941億円の分担金・拠出金を拠出した。このうち、外務省所管分は約39%を占め、内訳は分担金約1,145億円、拠出金約1,546億円。外務省所管の拠出額上位50機関は下表のとおり。

なお、各機関の拠出金受領総額に占める日本の割合については、下表の[参考]参照。[参考]では、国際機関の2024年財政報告などのデータ（注：多くは暦年会計を採用しており、日本の会計年度のデータとは異なる。）に基づき、各機関の拠出金全体に占める日本政府全体の拠出額（外務省に加え、他省庁拠出分や無償資金協力なども含む）の割合を示した。



順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和6年度外務省拠出総額 (千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金 (千円)	2024年日本政府の分担率 (%) *1	外務省所管拠出金 (千円)	[参考] 2024年国際機関における日本政府の拠出割合 (%) *2
1	国際連合 (UN)	85,546,742	85,482,610	6.93%	64,132	-
2	世界エイズ・結核・マラリア対策基金*2	29,200,000	-	-	29,200,000	-
3	国連開発計画 (UNDP)	23,364,628	-	-	23,364,628	-
4	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	10,366,212	-	-	10,366,212	2.43%
5	国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	8,872,109	-	-	8,872,109	2.79%
6	国連世界食糧計画 (WFP)	8,652,853	-	-	8,652,853	1.59%
7	国際原子力機関 (IAEA)	8,270,444	4,896,926	7.73%	3,373,518	-
8	国連児童基金 (UNICEF)	7,750,990	-	-	7,750,990	-
9	国連食糧農業機関 (FAO)	7,223,452	5,570,242	8.03%	1,653,210	-
10	国際移住機関 (IOM)	5,439,366	988,546	8.38%	4,450,820	1.40%
11	国連教育科学文化機関 (UNESCO) *2	5,221,515	3,892,893	ユネスコ分担金 8% 世界遺産基金 (WHF) 分担金 10% 無形文化遺産基金分担金 8%	1,328,622	7.00%
12	国連人口基金 (UNFPA) *2	5,054,399	-	-	5,054,399	3.10%
13	国際機関職員派遣信託基金*4	4,328,345	-	-	4,328,345	100.00%
14	国際刑事裁判所 (ICC)	3,922,003	3,897,003	国際刑事裁判所分担金 14.38% 国際刑事裁判所新庁舎建築費分担金 17.22%	25,000	7.38%
15	経済協力開発機構 (OECD) *2	3,833,557	3,596,197	8.50%	237,360	-
16	赤十字国際委員会 (ICRC)	3,545,550	-	-	3,545,550	1.68%
17	北大西洋条約機構 (NATO)	3,476,920	-	-	3,476,920	-
18	UNEP オゾン事務局 (モントリオール議定書多数国間基金)	3,078,171	-	-	3,078,171	13.61%
19	国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) *2*3	2,813,999	-	-	2,813,999	7.00%
20	国連工業開発機関 (UNIDO)	2,159,319	1,336,439	14.00%	822,880	14.00%
21	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関	2,115,907	-	-	2,115,907	-
22	国連開発計画・グローバルヘルス技術振興基金連携事業拠出金 (GHIT)	1,982,290	-	-	1,982,290	-
23	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)	1,833,364	-	-	1,833,364	5.00%
24	アフリカ連合委員会 (AUC)	1,816,659	-	-	1,816,659	4.51%

順位	外務省所管の分担金・拠出金の拠出先国際機関など	令和6年度外務省拠出総額(千円)	分担金		拠出金	
			外務省所管分担金(千円)	2024年日本政府の分担率(%)* ¹	外務省所管拠出金(千円)	[参考]2024年国際機関における日本政府の拠出割合(%)* ²
25	対日理解促進交流プログラムの国際機関など* ⁵	1,714,081		—	1,714,081	100.00%
26	包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会	1,470,087	1,470,087	8.23%		—
27	世界銀行	1,462,682		—	1,462,682	—
28	ユニットエイド* ²	1,047,508		—	1,047,508	4.95%
29	国連人間の安全保障ユニット* ³	991,547		—	991,547	—
30	国連人間居住計画 (UN-Habitat)	945,385		—	945,385	—
31	GAVI ワクチンアライアンス* ²	917,483		—	917,483	—
32	国連防災機関 (UNDRR)* ³	909,021		—	909,021	8.50%
33	世界保健機関 (WHO)* ²	859,096		—	859,096	1.80%
34	世界貿易機関 (WTO)	842,124	825,987	3.69%	16,137	7.42%
35	教育のためのグローバル・パートナーシップ	808,845		—	808,845	—
36	化学兵器禁止機関 (OPCW)* ²	805,066	756,318	8.11%	48,748	—
37	国際労働機関 (ILO)* ²	789,296		—	789,296	2.29%
38	ロス&ダメージに対応するための基金 (FRLD)	695,000		—	695,000	4.50%
39	国連環境計画 (UNEP)	659,449		—	659,449	—
40	国際家族計画連盟 (IPPF)* ²	633,200		—	633,200	—
41	アジア生産性機構 (APO)	613,213	603,487	33.07%	9,726	77.70%
42	国連平和構築支援事務局* ³	587,025		—	587,025	3.29%
43	国際農業研究協議グループ (CGIAR)	517,023		—	517,023	—
44	国連地雷対策サービス部 (UNMAS)* ³	511,698		—	511,698	8.02%
45	気候変動枠組条約事務局	473,786		—	473,786	8.03%
46	ドイツ復興金融公庫 (KfW)* ²	447,000		—	447,000	14.00%
46	紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金 (GSF)	447,000		—	447,000	16.70%
48	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	434,773		—	434,773	—
49	Education Cannot Wait	423,950		—	423,950	—
50	GSG インパクト投資	417,000		—	417,000	—

(留意事項)

- * 1 外務省が分担金を支払っている国際機関の分担率についてのみ記載 (他府省庁のみが分担金を支払っている場合は記載していない)。
- * 2 日本と国際機関などの会計年度の違いから、令和6年度の日本政府機関からの拠出の全て又は一部が国際機関などの2024年会計年度の収入として扱われず、2024年の日本政府の拠出割合として反映されていない場合もある。
右に該当する機関は、世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (第2位)、国連教育科学文化機関 (UNESCO) (第11位)、国連人口基金 (UNFPA) (第12位)、経済協力開発機構 (OECD) (第15位)、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) (第19位)、ユニットエイド (第28位)、GAVI ワクチンアライアンス (第31位)、世界保健機関 (WHO) (第33位)、化学兵器禁止機関 (OPCW) (第36位)、国際労働機関 (ILO) (第37位)、国際家族計画連盟 (IPPF) (第40位) 及びドイツ欧州復興公庫 (KfW) (第46位)。
- * 3 国際連合 (UN) については事務局の規模が大きいため、国際連合通常予算分担金、同平和維持活動分担金及び事務局内の信託基金 (第1位) とそれ以外の拠出金の拠出先を区別して記載。右に該当する拠出先は、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) (第19位)、国連人間の安全保障ユニット (第29位)、国連防災機関 (UNDRR) (第32位)、国連平和構築支援事務局 (第42位) 及び国連地雷対策サービス部 (UNMAS) (第44位)。
- * 4 国際機関職員派遣信託基金 (第13位) は国際機関を志望する若手日本人を日本政府 (外務省) の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積み重ねる機会を提供することにより、正規職員への途を開くことを目的としたジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣のための拠出金。
- * 5 対日理解促進交流プログラムの国際機関など (第25位) は以下の11機関。
東南アジア諸国連合 (ASEAN)、モーリーン・アンド・マイク・マンフィールド財団、日韓学術文化青少年交流共同事業体、公益財団法人日中友好会館、財団法人中華経済研究院、南太平洋大学 (USP)、南アジア地域協力連合 (SAARC)、アジア欧州財団、カナダ・アジア太平洋財団、AFS国際本部、AFS Intercultural Programs India

グローバルな課題の解決に向けて —国際機関で働くという選択肢—

「グローバルな課題の解決に取り組みたい」と考えたことはありますか？ 国連を始めとする国際機関は、貧困、紛争、難民、人権、感染症、環境問題といった国際社会が直面する様々な課題に取り組んでおり、国際機関で活躍する日本人職員の数は増加傾向にあります。

外務省国際機関人事センターでは、国際機関を志す日本人の方々を積極的に支援しています。日本人が国際機関の専門職員を目指すには、主に次の三つの方法があります。

- ・国際機関による公募への直接応募
- ・日本政府のジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度への応募（類似の制度を経済協力開発機構（OECD）や世界銀行なども実施。）
- ・国連事務局によるヤング・プロフェッショナル・プログラム（YPP）への応募（類似の制度を経済協力開発機構（OECD）や世界銀行なども実施。）

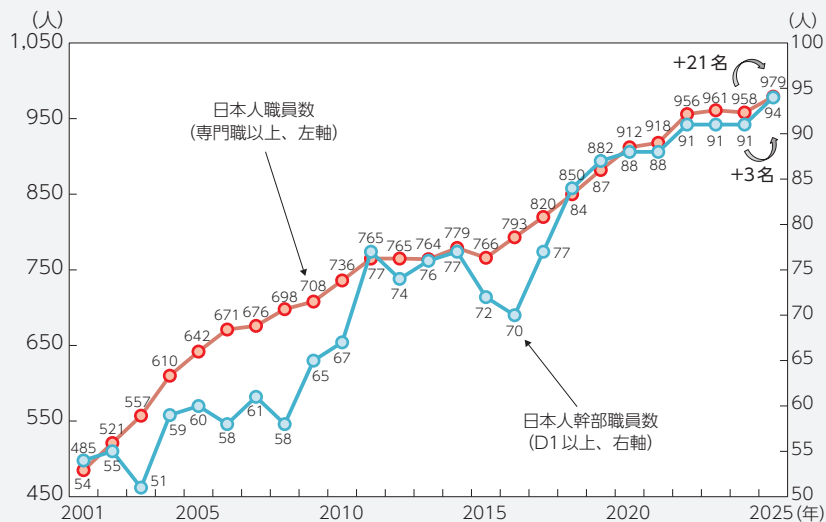
ここでは比較的若い日本人の方が国際機関職員を目指す上で非常に有効な手段であるJPO派遣制度について紹介します。JPO派遣制度は、各国際機関が各国政府の費用負担を条件に若手人材を受け入れる制度で、外務省では1974年に同制度を開始しました。任期は2年で、派遣先の国際機関で職員として勤務しながら、正規職員のポスト獲得を目指します。派遣者は基本的に年1回のJPO派遣候補者選考を通じて決定されます。応募資格は、(1) 35歳以下、(2) 修士号を取得又は取得見込みかつ2年以上の職務経験があり、(3) 英語で仕事ができ、(4) 将来も国際機関で働く意思を有し、(5) 日本国籍を有する方です。応募資格の詳細は外務省国際機関人事センターのホームページ（下記）で最新の募集要項を参照してください。同制度の下、これまでに累計2,000人以上を派遣し、JPOの任期中の就職活動の結果、近年はJPOとしての派遣終了後も7割程度の方が国際機関の職員として勤務を続けています。国連関係機関で働く979人（2024年末時点、外務省調べ）の日本人職員（専門職以上）の約半数がJPO出身となっており、多くの方がJPOから国際機関でのキャリアを始めています。

「国際機関の仕事」というと開発や人道支援というイメージが強いかもしれませんが、求められる人材はそれだけではありません。会計や人事、法務、広報やICTの専門家など、幅広い人材が必要とされています。外務省国際機関人事センターのホームページでは、国際機関で活躍する様々な日本人職員の方の体験談を参照できるので、是非ご覧ください。

外務省国際機関人事センター ホームページ <https://www.mofa-irc.go.jp/>



国連関係機関の日本人職員数（専門職以上・幹部級）の推移



(注1) 数値は前年12月31日時点（2013年以前は1月1日時点）外務省調べ
 (注2) 「幹部級の日本人職員数」は「専門職以上の日本人職員数」の内数

JPO
経験者
の声

アフリカ・アジアをつなぐスタートアップ支援： UNDPでの経験からADBでの挑戦へ

アジア開発銀行 (ADB) 駐日代表事務所 ビジネスアウトリーチコンサルタント 原 祥子^{さちこ}

大学時代から経済・機会格差に関心があり、アジアやアフリカをめぐる中、生まれた場所で人生のチャンスが左右されない社会の実現を志しました。大学でBoPビジネス¹を学び、現地の創意工夫や市場の伸びしろに触れ、アフリカのビジネス可能性に強く惹かれました。

その後は、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 海外協力隊、英国サセックス大学でのICT4D²研究、WASSHA株式会社、株式会社サムライインキュベート、社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ (SIMI)、JICAのProject NINJA³を通じ、スタートアップ支援や民間セクター連携に携わってきました。



スタートアップ支援プログラムで講演を行う筆者

JPOとしては国連開発計画 (UNDP) アフリカ・サステナブル・ファイナンス・ハブで、日本とアフリカの企業・投資家・公的機関をつなぐ支援に従事し、JICAと併せて7年間のスタートアップ支援を通じ、日本企業・投資家のアフリカへの関心の高まりを実感しました。南アフリカ、アンゴラ、ザンビアでは「Meet the Toshikas」⁴を運営し、日・アフリカの協業を推進しました。革新的ビジネスを率いる起業家や日本の投資家との協働を通じ、エコシステムの成長と大きな熱意を強く感じました。支援先のアンゴラ企業がブルームバーグ「2025年に注目すべきアフリカのスタートアップ25社」に選出され、日本VC (ベンチャーキャピタル) から投資を得たことは大きな成果でした。

JPO終了後は、アジア開発銀行 (ADB) でビジネスアウトリーチを担当し、アジア・太平洋地域の民間セクター連携・スタートアップ支援に取り組んでいます。アフリカで培った経験を土台に、今度はアジア・太平洋地域の架け橋としてイノベーション促進に貢献していきたいと考えています。

国際機関では専門性と経験が強みになります。好きなことややりたいことを大切に、一度選んだ道を自らの正解にする覚悟をもち、不確実性の高い今こそ柔軟にキャリアを築くことが重要だと感じています。その決意を胸に、より多くの若者・女性に機会が届く社会造りに貢献し続けたいと考えています。

- 1 BoP (Base of the Pyramid) ビジネス：貧困層をターゲットにビジネスを展開し、生活の向上や社会的課題の解決に貢献するもの
- 2 ICT4D：Information and Communication Technologies (ICT) for Development
- 3 Project NINJA (Next Innovation with Japan)：JICAが2020年1月に始動させた、開発途上国におけるビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援活動
- 4 Meet the Toshikas (日本語で投資家)：UNDPが2024年8月のTICAD閣僚会合に際し、南アフリカ、アンゴラ、ザンビアのスタートアップ6社を日本に招へいし、アフリカの活気あるスタートアップエコシステムを紹介するとともに、日本を含む世界のスタートアップ企業、投資家などとの交流を行ったイベント

日本人職員が5人以上いる国際機関

国際機関名	職員数	国際機関名	職員数
ADB (アジア開発銀行)	159	UN (国連事務局)	213
AJC (日本アセアンセンター)	9	UNDP (国連開発計画)	59
AMRO (ASEAN+3 マクロ経済リサーチオフィス)	8	UNESCO (国連教育科学文化機関)	42
APO (アジア生産性機構)	12	UNFCCC (国連気候変動枠組条約事務局)	10
CGIAR (国際農業研究協議グループ)	23	UNFPA (国連人口基金)	14
ERIA (東アジア・ASEAN 経済研究センター)	20	UNHCR (国連難民高等弁務官事務所)	76
FAO (国連食糧農業機関)	48	UNICEF (国連児童基金)	99
GFATM (世界エイズ・結核・マラリア対策基金)	17	UNIDO (国連工業開発機関)	22
IAEA (国際原子力機関)	43	UNITAR (国連訓練調査研究所)	5
IBRD (国際復興開発銀行)	189	UNJSPF (国連合同職員年金基金事務局)	6
ICAO (国際民間航空機関)	8	UNOPS (国連プロジェクト・サービス機関)	6
ICC (国際刑事裁判所)	9	UNRWA (国連パレスチナ難民救済事業機関)	12
ILO (国際労働機関)	41	UN Women (国連女性機関)	14
IFC (国際金融公社)	70	UNU (国際連合大学)	5
IMF (国際通貨基金)	70	UPU (万国郵便連合)	11
IOM (国際移住機関)	43	WCO (世界税関機構)	13
ITER (イーター機構)	45	WFP (世界食糧計画)	58
IFAD (国際農業開発基金)	7	WHO (世界保健機関)	61
ITU (国際電気通信連合)	12	WIPO (世界知的財産権機関)	24
MIGA (多数国間投資保証機関)	8	WMO (世界気象機関)	6
OECD (経済協力開発機構)	78	WTO (世界貿易機関)	7

※外務省調べに基づき、日本人職員5人以上の機関を記載 (専門職相当以上、2024年末時点)。

※アジア開発銀行 (2025年10月時点)、国際復興開発銀行 (2025年9月時点)、国際金融公社 (2025年9月時点)、国際通貨基金 (2025年4月時点)、多数国間投資保証機関 (2025年9月時点) における日本人職員数は財務省調べ (専門職相当以上)。

外務省における採用情報

「国と国の関係」は、各国の外交官たちによるいくつもの「人と人の関係」が織りなすものです。

そして、私たち外務省職員一人一人は、大きく激動する国際社会という舞台で、国益を守り抜き、平和で安全な国際社会の維持に寄与するため、その全人格をもって日本を体現しています。

複雑な世界の動向を見極めながらその時々^のの課題に取り組み、歴史を重ね、いかなる日本と世界を未来に遺すべきかを考え抜く。外交は単なる「国際的な仕事」という枠には収まらない魅力と挑戦にあふれる「現場」です。

日本と国際社会のために力を尽くしたい、新たな出会いを大切に未知の課題にチャレンジし続けたい、そんな想いを抱く方々と一緒に未来の日本外交を担うことを楽しみにしています。

■ 総合職職員

外務省の総合職職員は、本省・在外の様々な地域・分野のポストを経験して、管理職さらには幹部職員として活躍することが期待されています。総合職職員については、原則として、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語、アラビア語（年によっては朝鮮語、インドネシア語が含まれる。）の中の一つが研修語として指定されます。

■ 外務省専門職員

外務省専門職員は、高い語学力を有し、関連する国・地域、あるいは条約、経済、経済協力、軍縮、広報文化などの分野の業務を通じて実践的な知見を深め、その経験に基づく能力を

発揮しつつ、第一線で活躍することが期待されています。外務省専門職員については、原則として、40数言語の中の一つが研修語として指定されます。

■ 一般職職員

外務省の一般職職員は、会計、文書管理、通信事務、領事事務、在外公館施設管理などの業務をとおり、国内外で、日本の外交を力強く支える事務職のエキスパートとして活躍することが期待されています。

外務省では新卒採用のほか、社会人経験者採用や任期付職員の採用などを行っています。

最新の採用情報については当省ホームページの採用情報ページ (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/saiyo/index.html>)、学生向けX (https://x.com/Mofa_student) や Facebook (<https://www.facebook.com/Mofa.student>) を御確認ください。



ホームページ



X



フェイスブック



採用に関するよくある質問（総合職職員及び外務省専門職員）

Q：どのような人材が求められていますか？

A：厳しい国際社会の中で日本の利益を追求していくため、(1) 国民のために働きたいという強い意志と責任感を持つこと、(2) 未知の課題に積極的に取り組むチャレンジ精神を持つこと、(3) 冷静に考え、かつ、機動的に動くことができることが求められています。

Q：英語ができないと外務省には入れないのでしょうか？

A：新卒採用の選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。外務省職員として活躍するために英語力は重要ですので、外務省としては、官庁訪問や専門職員採用試験の際に、TOEFL又はIELTSのスコアを提出することを推奨しています。優れたスコアは高い語学能力を示すものとして評価されます。一方、英語力のみによって採用の可否を決めることはありません。外務省は多様な人物を求めており、受験時の語学力が不十分であっても、高い能力と意欲が評価されて採用され、入省後に語学力と外交官としての素養を得て活躍している職員も少なくありません。なお、英語以外に得意言語があれば、当該語学の公的な語学試験のスコアの提出を推奨しています。

Q：留学経験・海外生活経験がないのですが、採用されますか？

A：採用選考は学力、適性などを総合的に勘案し、人物本位で行っています。留学経験・海外生活経験については、その経験を通して何を会得したかが重要であり、経験の有無のみをもって採用の可否を判断することはありません。なお、新卒採用の場合、外

務省入省後、本省での研修及び勤務を経て2年から3年間の在外研修の機会が与えられます。この研修の機会に高いレベルの語学力を得、かつ、外交官としての素養を身につけることが求められます。

Q：理系区分でも採用されますか？

A：外務省は、その業務が多岐にわたることから、多様な人材を求めており、試験区分・科目や出身学部にとらわれず、人物本位で採用選考を行っています。

Q：配属や転勤の希望はありますか？

A：本人の能力、適性、希望などを総合的に考慮し、配属先が決定されます。おおむね2年から3年ごとに配属先が変わりますので、様々な仕事を通してより多くの知識や経験を得る機会があります。

Q：育児と両立できますか？

A：育児休業、フレックスタイム制、テレワークなどの各種制度を積極的に活用しやすい雰囲気醸成されていますので、育児を行いながらも大いに実力を発揮できる職場です。また、全省的に業務合理化やDXも最優先事項の一つとして進められています。



令和7年度外務省入省式の様子(4月1日、外務省)

地方創生支援事業一覧

1 外務省飯倉公館活用対外発信事業（外務大臣と自治体首長との共催レセプション）

実施日	共催者	事業内容
2月19日	群馬県知事	・外務大臣及び群馬県知事共催レセプション
3月18日	長野県知事	・外務大臣及び長野県知事共催レセプション
10月15日	富山県知事	・外務大臣及び富山県知事共催レセプション

2 地域の魅力発信セミナー

実施日	共催自治体及びテーマ	事業内容
1月20日	・大阪府堺市：堺から世界へ（Sakai to Sekai） ・沖縄県：21世紀の万国津梁の島 沖縄 ・栃木県日光市：国際観光文化都市・日光市の魅力体感 ・徳島県上勝町：彩りの里 上勝	・参加自治体によるプレゼンテーション：観光客誘致、地元産品の輸出促進など ・交流会：意見交換、地元産品展示、観光情報、ステージ・パフォーマンスなど
11月10日	・福井県：Historical Adventure Land Fukui ・島根県益田市：益田市の歴史と自然の恵みを味わう ・島根県浜田市：浜田で体験する石見神楽と匠の技 ・長野県軽井沢町：四季折々の美しさが広がる高原の町、軽井沢	・参加自治体によるプレゼンテーション：観光客誘致、地元産品の輸出促進など ・交流会：意見交換、地元産品展示、観光情報、ステージ・パフォーマンスなど

3 駐日外交団による地方視察ツアー

実施日	共催自治体	視察先・プログラム
7月9日-10日	関西広域連合	・上勝町ゼロ・ウェイトセンター ・徳島県立阿波十郎兵衛屋敷 ・人と防災未来センター ・国際電気通信基礎技術研究所（ATR）
9月30日-10月1日	長崎県松浦市	・アジ釣り・アジフライ作り体験 ・松浦魚市場 ・松浦市立埋蔵文化財センター ・馬頭琴演奏
10月30日-31日	岡山県瀬戸内市・備前市	・特別史跡旧閑谷学校 ・備前市美術館 ・桃蹊堂（陶芸体験） ・牛窓オリーブ園 ・備前長船刀剣博物館 ・仲崎邸（備前刀鑑賞会） ・夢二郷土美術館 夢二生家記念館・少年山荘

4 地域の魅力海外発信支援事業

実施日	開催地	参加自治体	事業内容等
2025年10月から 2026年3月	中国（オンラインでの情報発信を含む）	[PR動画配信] 33自治体	・在中国公館が主催するイベントにおいて食品関連企業や日本の自治体が食や観光をPRした。 ・大使館などのSNSアカウントで、自治体のPR動画を配信し、キー・オピニオン・リーダー（KOL）が拡散した。

5 地方の魅力発信プロジェクト

実施日	関係公館	利用施設	共催者	行事内容
2月3日	在ルクセンブルク 日本国大使館	公邸	公益財団法人 堺産業振興 センター	星付きレストランのシェフら料理業界を中心とした約20人に対し、堺市産業振興センター伝統産業・海外販路開拓コーディネーターのEric CHEVALLIER氏による、堺の歴史を通じた堺打刃物の魅力を伝えるプレゼンテーション、堺打刃物伝統工芸士で刃付け職人である伊野英樹氏による包丁研ぎ・手入れの実演を実施した。また、堺市内中小メーカーの食品の試食・試飲を通じ、プロモーションを行った。
2月28日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	熊本県アジア 事務所	熊本県の観光名所や地元名産の米焼酎などの県産品のPRを通じ、シンガポールからの更なる観光誘客促進及び県産品の販路拡大につながるイベントを実施した。
5月22日	在ホノルル 日本国総領事館	公邸	山形県	ハワイにおける山形米「つや姫」セールスプロモーションの10周年を記念するレセプションを開催し、政府関係者、輸入バイヤー、レストラン関係者、ハワイ山形県人会など約130人が参加した。「つや姫」を使用したおにぎりやアヒボケ丼、総称山形牛のステーキ、芋煮、玉こんにやくなどの県産食材を使用した料理や県産酒を提供し、山形県の自然・文化の豊かさをPRした。
6月19日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	Japan Navi	インバウンド観光を通じた東北地方の更なる復興が喫緊の課題である中、今まであまり知られてこなかった東北の魅力をもっと身近に感じてもらうため、東北地方全体を周遊する具体的な旅行プランの提示や実際に東北地方に滞在したことのあるシンガポール人（JETプログラム参加者）によるプレゼンテーション等のイベントを実施した。
8月23日	在シンガポール 日本国大使館	ジャパン・ クリエイティブ・ センター	静岡県浜松市	繊維産業、楽器、高品質な農水産物など浜松の地場産品のプロモーションを通じて、富裕層や日本ファン層への訴求を図ると同時に、現地企業やメディアとの関係構築、インバウンド観光の拡大も目指し、市長によるトップセールスを実施した。 現地のインフルエンサーやメディア関係者と百貨店・小売飲食関係者100人程度に対し、トップセールスを二部制で行い、浜松市の魅力を直接アピールすることで、経済・文化交流の促進を図った。
10月13日	在ドバイ 日本国総領事館	公邸	鹿児島県	中東地域における鹿児島県産品の販路開拓・拡大を目的に、現地の政府関係者、レストランのオーナー、シェフ、バイヤー、流通業者、旅行業関係者、マスコミ等約80人を招待し、総領事公邸においてレセプションを開催した。鹿児島和牛、養殖ブリ、抹茶など鹿児島県産食材を活用した料理の提供、観光・県特産品のPRブースの設置などを通じて、鹿児島県の魅力を発信した。
10月28日	在ニューヨーク 日本国総領事館	公邸	長野県	長野県産品の米国への輸出拡大及び長野県の文化、歴史、風土等の魅力発信を目的に、輸入関係者、バイヤー・レストラン関係者、メディア関係者等約80人を招待し、総領事公邸においてPRレセプションを開催し、長野県副知事による挨拶、長野県の魅力を紹介する動画上映や法螺貝などの伝統楽器を使った演奏、長野県から渡航した事業者によるブースでの県産食品の試食・試飲の提供、蕎麦打ちの実演などを行い、長野県の魅力を発信した。
11月12日	在サンフランシスコ 日本国総領事館	公邸	大分県	大分県とサンフランシスコ市及び周辺地域との友好交流の促進、県産品輸出や観光誘客を目的に、サンフランシスコ市行政、スタンフォード大学、日系人コミュニティ、現地のビジネス関係者などを招待し、総領事公邸において、県産酒類や観光・物産に関するブースの設置、大分県産食材を使った料理の提供などを行い、県の魅力をPRした。

実施日	関係公館	利用施設	共催者	行事内容
11月13日	在ニューヨーク日本 国総領事館	公邸	富山県	富山県の豊かな自然、食、歴史と伝統、文化などの認知度向上と誘客促進を目的に、現地旅行会社、現地メディア関係者、芸術関係者等約80人を招待し、総領事公邸において観光PRレセプションを開催し、富山県知事によるプレゼンテーション、県産食材や日本酒等の提供、寿司職人による実演、井波彫刻師士による彫刻の実演、工芸品の展示などを行い、富山県の多彩な魅力を発信した。
12月2日	在シンガポール日本 国大使館	ジャパン・クリエ イティブ・セン ター	関西広域連合	シンガポール在住者及び旅行業界関係者を対象に、茶文化の体験や三味線の演奏に合わせたサムライ・忍者パフォーマンス等を実施し、関西地域の魅力発信を行い、関西広域への誘客や関西の自治体や観光事業者等と現地旅行会社とのネットワーキングを行った。
12月12日	在タイ日本国大使館	公邸	愛知県西尾市	伝統的な文化である茶道を通じて文化交流を図るとともに、タイから愛知県西尾市への訪日インバウンドの誘客を目的として、西尾市及び西尾市観光協会担当者が、観光関連事業者やタイ王国内に影響力の大きいインフルエンサー、メディア関係者に対して、特許庁地域ブランド「西尾の抹茶」を使用した茶会及び観光コンテンツの 프로모ーションを行った。